

令和 4 年 9 月

# 市川市議会定例会会議録

令和 4年 9月 2日 開会  
令和 4年 9月 30日 閉会

市 川 市 議 会

# 目 次

第1日 9月2日（金曜日）

○議事日程（第1号）	1
○会議に付した事件（32件）	2
○出席議員（38名）	2
○欠席議員（4名）	3
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4
○開会・開議	6
○議長報告	
・執行機関に対する出席要求	6
○会議録署名議員指名	6
○日程第1 会期の件	6
○日程第2 議案第12号 市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	
日程第3 議案第13号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
日程第4 議案第14号 市川市職員退職手当支給条例の一部改正について	
日程第5 議案第15号 市川市手数料条例の一部改正について	
日程第6 議案第16号 市川市下水道条例の一部改正について	
日程第7 議案第17号 市川市道路占用料条例の一部改正について	
日程第8 議案第18号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について	
日程第9 議案第19号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第10 議案第20号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について	
日程第11 議案第21号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）	
日程第12 議案第22号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第13 議案第23号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）	
日程第14 議案第24号 市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について	
日程第15 議案第25号 損害賠償請求事件の和解について	
日程第16 議案第26号 債務不存在確認調停事件の和解について	
日程第17 議案第27号 損害賠償請求事件の和解について	
日程第18 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について	
日程第19 議案第29号 監査委員の選任について	
日程第20 議案第30号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）	
日程第21 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について	
日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第23 報告第21号 健全化判断比率について	
日程第24 報告第22号 資金不足比率について	

- 日程第25 報告第23号 継続費の継続年度終了による清算について
- 日程第26 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第28 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第29 報告第27号 専決処分の報告について
- 日程第30 報告第28号 専決処分の報告について
- 日程第31 報告第29号 専決処分の報告について
- 日程第32 報告第30号 専決処分の報告について

(一括議題)

・提案説明

市 長 田 中 甲	6
○決算審査特別委員会の設置及び委員の選任	9

・代表質問

1. 創 生 市 川 岩 井 清 郎	9
(補 足 質 問 者) 石 原 たかゆき	
水 と 緑 の 部 長 高 久 利 明	
環 境 部 長 根 本 泰 雄	
経 済 部 長 小 塚 眞 康	
文 化 ス ポ ー ツ 部 長 森 田 敏 裕	
道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博	
学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康	
企 画 部 長 小 沢 俊 也	
市 長 田 中 甲	
○休 憩	2 1
○開 議	2 1
石 原 たかゆき	2 1
道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博	
学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康	
文 化 ス ポ ー ツ 部 長 森 田 敏 裕	
2. 無 所 属 の 会 長 友 正 徳	3 2
水 と 緑 の 部 長 高 久 利 明	
企 画 部 長 小 沢 俊 也	
保 健 部 長 二 宮 賢 司	
福 祉 部 長 立 場 久 美 子	
こ だ も 政 策 部 長 秋 本 賢 一	
学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康	
○休 憩	4 2
○開 議	4 2
・ 発言の訂正 (企画部長)	4 2

・答弁

総務部長	植草耕一	
経済部長	小塚眞康	
環境部長	根本泰雄	
街づくり部長	川島俊介	
危機管理監	水野雅雄	
長友正徳(再)	.....	45
水と緑の部長	高久利明	
企画部長	小沢俊也	
保健部長	二宮賢司	
福祉部長	立場久美子	
こども政策部長	秋本賢一	
学校教育部長	藤井義康	
○発言の訂正(総務部長)	.....	50

・答弁

総務部長	植草耕一	
長友正徳(再)	.....	51
経済部長	小塚眞康	
総務部長	植草耕一	
街づくり部長	川島俊介	
環境部長	根本泰雄	
危機管理監	水野雅雄	
水と緑の部長	高久利明	
学校教育部長	藤井義康	
○散会	.....	56

**第2日 9月5日(月曜日)**

○議事日程(第2号)	.....	57
○会議に付した事件(31件)	.....	57
○出席議員(40名)	.....	58
○欠席議員(2名)	.....	59
○説明のため出席した者の職氏名	.....	60
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	.....	60
○開議	.....	62
○日程第1 議案第12号	市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	
日程第2 議案第13号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
日程第3 議案第14号	市川市職員退職手当支給条例の一部改正について	
日程第4 議案第15号	市川市手数料条例の一部改正について	

- 日程第5 議案第16号 市川市下水道条例の一部改正について
- 日程第6 議案第17号 市川市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第18号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第19号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第20号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第21号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第22号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第23号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第24号 市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について
- 日程第14 議案第25号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第15 議案第26号 債務不存在確認調停事件の和解について
- 日程第16 議案第27号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第17 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について
- 日程第18 議案第29号 監査委員の選任について
- 日程第19 議案第30号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 報告第21号 健全化判断比率について
- 日程第23 報告第22号 資金不足比率について
- 日程第24 報告第23号 継続費の継続年度終了による清算について
- 日程第25 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第28 報告第27号 専決処分の報告について
- 日程第29 報告第28号 専決処分の報告について
- 日程第30 報告第29号 専決処分の報告について
- 日程第31 報告第30号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

<p>3. 公 明 党</p> <p>(補 足 質 問 者)</p> <p>危 機 管 理 監</p> <p>保 健 部 長</p> <p>消 防 局 長</p> <p>企 画 部 長</p> <p>こ ども 政 策 部 長</p> <p>学 校 教 育 部 長</p> <p>水 と 緑 の 部 長</p>	<p>西 村</p> <p>堀 越</p> <p>水 野 雅 雄</p> <p>二 宮 賢 司</p> <p>本 住 敏</p> <p>小 沢 俊 也</p> <p>秋 本 賢 一</p> <p>藤 井 義 康</p> <p>高 久 利 明</p>	<p>敦</p> <p>優</p>	<p>6 2</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	------------

観 光 部 長	関	武 彦	
経 済 部 長	小 塚	眞 康	
環 境 部 長	根 本	泰 雄	
中核市準備担当理事	鹿 倉	信 一	
道 路 交 通 部 長	藤 田	泰 博	
生 涯 学 習 部 長	永 田	治	
○休 憩			8 3
○開 議			8 3
西 村	敦(再)		8 3
市 長	田 中	甲	
環 境 部 長	根 本	泰 雄	
堀 越	優		8 5
環 境 部 長	根 本	泰 雄	
中核市準備担当理事	鹿 倉	信 一	
市 長	田 中	甲	
道 路 交 通 部 長	藤 田	泰 博	
財 政 部 長	稻 葉	清 孝	
4. 緑 風 会	松 井	努	9 0
(補 足 質 問 者)	荒 木	詩 郎	
保 健 部 長	二 宮	賢 司	
環 境 部 長	根 本	泰 雄	
市 民 部 長	蛸 島	和 紀	
街 づ く り 部 長	川 島	俊 介	
中核市準備担当理事	鹿 倉	信 一	
行 徳 支 所 長	菊 田	滋 也	
消 防 局 長	本 住	敏	
荒 木 詩 郎			1 0 0
中核市準備担当理事	鹿 倉	信 一	
○休 憩			1 0 3
○開 議			1 0 3
荒 木 詩 郎 (再)			1 0 3
行 徳 支 所 長	菊 田	滋 也	
市 長	田 中	甲	
○散 会			1 0 8

**第 3 日 9 月 6 日 (火曜日)**

○議事日程 (第 3 号)	1 0 9
○会議に付した事件 (31件)	1 0 9

○出席議員（42名）	110
○欠席議員（なし）	112
○説明のため出席した者の職氏名	112
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	112
○開 議	114
○議長報告	
・決算審査特別委員会正副委員長互選結果	114
○日程第1 議案第12号	市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
日程第2 議案第13号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第3 議案第14号	市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
日程第4 議案第15号	市川市手数料条例の一部改正について
日程第5 議案第16号	市川市下水道条例の一部改正について
日程第6 議案第17号	市川市道路占用料条例の一部改正について
日程第7 議案第18号	市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第19号	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第20号	市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第21号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第22号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第23号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第24号	市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について
日程第14 議案第25号	損害賠償請求事件の和解について
日程第15 議案第26号	債務不存在確認調停事件の和解について
日程第16 議案第27号	損害賠償請求事件の和解について
日程第17 議案第28号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合格約の一部改正に関する協議について
日程第18 議案第29号	監査委員の選任について
日程第19 議案第30号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）
日程第20 認定第1号	令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第21 諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第22 報告第21号	健全化判断比率について
日程第23 報告第22号	資金不足比率について
日程第24 報告第23号	継続費の継続年度終了による清算について
日程第25 報告第24号	専決処分の報告について
日程第26 報告第25号	専決処分の報告について
日程第27 報告第26号	専決処分の報告について
日程第28 報告第27号	専決処分の報告について
日程第29 報告第28号	専決処分の報告について
日程第30 報告第29号	専決処分の報告について
日程第31 報告第30号	専決処分の報告について

・代表質問

5. 日本共産党	やなぎ	美智子	114
総務部長	植草	耕一	
福祉部長	立場	久美子	
保健部長	二宮	賢司	
学校教育部長	藤井	義康	
企画部長	小沢	俊也	
危機管理監	水野	雅雄	
○休憩			132
○開議			132
・発言の訂正(やなぎ美智子)			132
6. 自由民主党	細田	伸一	132
財務部長	稲葉	清孝	
総務部長	植草	耕一	
福祉部長	立場	久美子	
学校教育部長	藤井	義康	
危機管理監	水野	雅雄	
保健部長	二宮	賢司	
市長	田中	甲	
○委員会付託(議案第12～28号、30号)			149
○採決(議案第29号)			
・同意			149
○決算審査特別委員会付託(認定第1号)			149
○採決(諮問第1号)			
・異議ない旨答申			149
○請願の委員会付託			149
○散会			150

**第4日 9月12日(月曜日)**

○議事日程(第4号)	151
○会議に付した事件(21件)	151
○出席議員(42名)	152
○欠席議員(なし)	153
○説明のため出席した者の職氏名	153
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	154
○開議	155
○日程第1 発議第4号 守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員	

(※当時は会派「緑風会第1」所属)に対し、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について

・ 討論			
さ と う	ゆ き の (賛成)	.....	1 5 5
・ 可決	.....		1 5 6
○ 日程第 2	議案第 12 号	市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	
日程第 3	議案第 13 号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
日程第 4	議案第 14 号	市川市職員退職手当支給条例の一部改正について	
日程第 5	議案第 15 号	市川市手数料条例の一部改正について	
日程第 6	議案第 16 号	市川市下水道条例の一部改正について	
日程第 7	議案第 17 号	市川市道路占用料条例の一部改正について	
日程第 8	議案第 18 号	市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について	
日程第 9	議案第 19 号	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第 10	議案第 20 号	市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について	
日程第 11	議案第 21 号	令和 4 年度市川市一般会計補正予算 (第 4 号)	
日程第 12	議案第 22 号	令和 4 年度市川市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	
日程第 13	議案第 23 号	令和 4 年度市川市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	
日程第 14	議案第 24 号	市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について	
日程第 15	議案第 25 号	損害賠償請求事件の和解について	
日程第 16	議案第 26 号	債務不存在確認調停事件の和解について	
日程第 17	議案第 27 号	損害賠償請求事件の和解について	
日程第 18	議案第 28 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議について	
日程第 19	議案第 30 号	令和 4 年度市川市一般会計補正予算 (第 5 号)	
			(一括議題)
・ 委員長報告			
健康福祉委員長	石 原	み さ 子	..... 1 5 6
環境文教委員長	宮 本	均	..... 1 5 8
建設経済委員長	大 久 保	た か し	..... 1 6 0
総務委員長	久 保 川	隆 志	..... 1 6 2
・ 各可決	.....		1 6 4
○ 日程第 20	請願第 4 - 3 号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願	
日程第 21	請願第 4 - 4 号	「国における 2023 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願	
			(一括議題)
・ 委員長報告			
環境文教委員長	宮 本	均	..... 1 6 6
・ 各採択	.....		1 6 7
○ 散 会	.....		1 6 7

第5日 9月20日（火曜日）

○議事日程（第5号）	169
○会議に付した事件（1件）	169
○出席議員（42名）	169
○欠席議員（なし）	170
○説明のため出席した者の職氏名	170
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	171
○開 議	172
○日程第1 一般質問	
1. 国 松 ひ ろ き	172
(1)橋梁整備に係る市の認識について	
(2)下水道事業（汚水）の現状と課題について	
(3)大柏川第二調節池について	
(4)福祉政策について	
道 路 交 通 部 長      藤 田 泰 博	
水 と 緑 の 部 長      高 久 利 明	
福 祉 部 長      立 場 久 美 子	
2. 金 子 貞 作	185
(1)成年後見制度について	
(2)熱中症対策について	
(3)下水道（普及及び市民への周知、普及に伴う接続への支援）について	
(4)防災・減災（「命被害ゼロ」を目指す市の考え、防災計画の位置づけ、日常的な啓発）について	
(5)選挙（投票率向上に向けた啓発・取組、公平・公正性の確保）について	
(6)斎場の建て替えについて	
福 祉 部 長      立 場 久 美 子	
学 校 教 育 部 長      藤 井 義 康	
教 育 長      田 中 庸 惠	
市 長      田 中 甲	
水 と 緑 の 部 長      高 久 利 明	
危 機 管 理 監      水 野 雅 雄	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長      小 林 茂 雄	
保 健 部 長      二 宮 賢 司	
○休 憩	195
○開 議	195
3. 廣 田 徳 子	195
(1)プラスチック資源についての本市の考え方について	
(2)学校教育（外国人児童及び発達支援を必要とする児童生徒への対応、学期期間再編成プロジェクト）について	
(3)保育行政（保育園の指導・監査、保育士の処遇改善臨時特例事業、公定価格の引上げ）について	

(4)高齢者・障がい者への窓口サービスについて

環 境 部 長 根 本 泰 雄  
学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康  
こ ども 政 策 部 長 秋 本 賢 一  
福 祉 部 長 立 場 久 美 子

4. 高 坂 進…………… 2 0 7

(1)消費税のインボイス方式導入について

(2)税金の滞納問題について

経 済 部 長 小 塚 眞 康  
観 光 部 長 関 武 彦  
財 政 部 長 稲 葉 清 孝  
水 と 緑 の 部 長 高 久 利 明  
福 祉 部 長 立 場 久 美 子  
環 境 部 長 根 本 泰 雄  
保 健 部 長 二 宮 賢 司

○休 憩…………… 2 2 0

○開 議…………… 2 2 0

○発言の取消し（国松ひろき）…………… 2 2 0

5. 青 山 ひろかず…………… 2 2 1

(1)塩浜三番瀬公園前の海岸線について

(2)江戸川放水路の牡蠣殻問題への対応について

(3)コミュニティバス（わくわくバス）南部ルートの見直しについて

行 徳 支 所 長 菊 田 滋 也  
水 と 緑 の 部 長 高 久 利 明  
市 長 田 中 甲  
道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博

○散 会…………… 2 2 6

**第6日 9月21日（水曜日）**

○議事日程（第6号）…………… 2 2 7

○会議に付した事件（1件）…………… 2 2 7

○出席議員（42名）…………… 2 2 7

○欠席議員（なし）…………… 2 2 8

○説明のため出席した者の職氏名…………… 2 2 8

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…………… 2 2 9

○開 議…………… 2 3 0

○日程第1 一般質問

6. 小 山 田 直 人…………… 2 3 0

(1)教育行政（市内小中学校における金融教育及び健康教育）について

(2)環境施策（特定外来生物対策、グリーンライフ・ポイント事業）について

(3)投票率向上について

学 校 教 育 部 長	藤	井	義	康
環 境 部 長	根	本	泰	雄
選挙管理委員会事務局長	小	林	茂	雄

7. つ ち や 正 順…………… 2 4 3

(1)風致地区内路地状（旗ざお）敷地の大型共同住宅建築案について

(2)障がい福祉サービス事業所等に対する原油価格・物価高騰対策支援について

(3)避難所の環境整備について

街 づ く り 部 長	川	島	俊	介
道 路 交 通 部 長	藤	田	泰	博
水 と 緑 の 部 長	高	久	利	明
福 祉 部 長	立	場	久	美 子
危 機 管 理 監	水	野	雅	雄

○休 憩…………… 2 5 6

○開 議…………… 2 5 6

8. さ と う ゆ き の…………… 2 5 6

(1)こども館について

(2)会計年度任用職員について

(3)行徳臨海地域について

(4)大和田公園について

こ ど も 政 策 部 長	秋	本	賢	一
総 務 部 長	植	草	耕	一
環 境 部 長	根	本	泰	雄
道 路 交 通 部 長	藤	田	泰	博
水 と 緑 の 部 長	高	久	利	明

9. 中 町 け い…………… 2 6 6

(1)投票率向上の取組について

(2)感染症対策について

(3)市川市霊園について

(4)犬猫慰霊碑の役割及び今後について

(5)子育て世帯への支援及び定住促進について

選挙管理委員会事務局長	小	林	茂	雄
保 健 部 長	二	宮	賢	司
環 境 部 長	根	本	泰	雄
こ ど も 政 策 部 長	秋	本	賢	一
市 長	田	中		甲

○休 憩…………… 2 7 8

○開 議…………… 2 7 8

10. 竹 内 清 海	278
(1)東京外郭環状道路の整備に関連したまちづくりについて	
(2)太陽光発電設備について	
(3)本市における所有者不明土地の状況及び対応について	
(4)東国分爽風学園における小中一貫教育の主な問題点と今後の方向性について	
(5)令和4年度当初予算において積み立てていた財政調整基金の活用状況について	
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
市 長	田 中 甲
環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
○散 会	289

<b>第7日 9月22日(木曜日)</b>
-----------------------

○議事日程(第7号)	291
○会議に付した事件(1件)	291
○出席議員(42名)	291
○欠席議員(なし)	292
○説明のため出席した者の職氏名	292
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	293
○開 議	294
○日程第1 一般質問	
11. 浅 野 さ ち	294
(1)健康マイレージ事業について	
(2)あんしん住宅助成制度について	
(3)道路交通行政(都市計画道路3・4・13号二俣高谷線の延伸、鬼越歩道橋の自転車用スロープ取付け、シェアサイクル事業)について	
(4)高齢者の終活支援の取組について	
企 画 部 長	小 沢 俊 也
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
市 長	田 中 甲
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
12. 秋 本 の り 子	306
(1)本市におけるSDGsの推進のための今後の取組について	
(2)小学校、中学校の修学旅行及び林間学校における子どものアレルギー対策について	
(3)DV対策について	
(4)里山の保全・再生について	

企 画 部 長	小 沢 俊 也
市 長	田 中 甲
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
総 務 部 長	植 草 耕 一
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
環 境 部 長	根 本 泰 雄

○休 憩…………… 3 1 7

○開 議…………… 3 1 7

13. 稲 葉 健 二…………… 3 1 7

(1)ごみや資源ごみについて

(2)まちづくり（緑地率、風致地区の考え方、八幡5丁目におけるアパート建築問題）について

(3)幼稚園・保育園について

環 境 部 長	根 本 泰 雄
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
こ ど も 政 策 部 長	秋 本 賢 一
副 市 長	松 丸 多 一
市 長	田 中 甲

14. 石 原 み さ 子…………… 3 2 9

(1)不登校児童生徒への支援

(2)市川市手話言語条例について

(3)都市計画道路整備プログラムについて

道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
教 育 次 長	小 倉 貴 志

○休 憩…………… 3 3 9

○開 議…………… 3 3 9

15. 越 川 雅 史…………… 3 3 9

(1)JR市川駅北口ロータリーへの時計設置の必要性について

(2)いわゆる「パワハラでっち上げ事案」の真相について

(3)危機管理態勢に関する幹部職員の意識や危機管理の実態について

(4)本市発注の公共工事に係る事案の実態解明と再発防止、責任者の処分等に関する市の認識について

企 画 部 長	小 沢 俊 也
総 務 部 長	植 草 耕 一
広 報 室 長	麻 生 文 喜
市 長	田 中 甲

危機管理監	水野雅雄
消防局長	本住敏
道路交通部長	藤田泰博
財政部長	稲葉清孝

○散会…………… 351

**第8日 9月26日（月曜日）**

○議事日程（第8号）…………… 353

○会議に付した事件（1件）…………… 353

○出席議員（42名）…………… 353

○欠席議員（なし）…………… 354

○説明のため出席した者の職氏名…………… 354

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…………… 355

○開議…………… 356

○発言の訂正（街づくり部長）…………… 356

    発言の訂正（道路交通部長）…………… 356

○日程第1 一般質問

16. 佐直友樹…………… 356

    (1)本市の放送受信契約について

財政部長	稲葉清孝
消防局長	本住敏

17. 中村よしお…………… 361

    (1)公園の整備及び適正管理について

    (2)ろう者、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者支援について

    (3)電話de詐欺対策について

    (4)市川市コミュニティバスについて

水と緑の部長	高久利明
福祉部長	立場久美子
市民部長	小泉貞之
道路交通部長	藤田泰博

○休憩…………… 374

○開議…………… 375

18. つかこし たかのり…………… 375

    (1)ごみの処理について

    (2)路上喫煙及びたばこの吸い殻等ごみのポイ捨てについて

    (3)子ども医療費について

    (4)不登校児童に対する支援について

    (5)大雨や火災等で被災された方々への支援及び安全対策について

(6)公園駐車場及びトイレの設置計画について

(7)中小企業における本市のパワーハラスメント対策について

環 境 部 長	根 本 泰 雄
市 民 部 長	蛸 島 和 紀
こ ども 政 策 部 長	秋 本 賢 一
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
経 済 部 長	小 塚 眞 康

19. 大 久 保 た か し…………… 3 8 6

(1)商店街の街路灯について

(2)環境行政（可燃ごみの収集回数、次期クリーンセンター、クリーンセンター管理棟の整備、リチウムイオン電池の回収方法の啓発）について

(3)小学校の防犯体制について

経 済 部 長	小 塚 眞 康
環 境 部 長	根 本 泰 雄
副 市 長	松 丸 多 一
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
教 育 長	田 中 庸 惠

○休 憩…………… 3 9 8

○開 議…………… 3 9 8

・ 発言の訂正（大久保たかし）…………… 3 9 8

20. か つ ま た 竜 大…………… 3 9 8

(1)新たな学校生活スタイルガイドラインについて

(2)消費生活センターに寄せられた意見について

(3)第2庁舎駐車場について

(4)八幡風致地区内路地状（旗ざお）敷地の大型共同住宅建築計画について

学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
市 民 部 長	蛸 島 和 紀
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介

○散 会…………… 4 0 8

**第9日 9月27日（火曜日）**

○議事日程（第9号）…………… 4 0 9

○会議に付した事件（1件）…………… 4 0 9

○出席議員（42名）…………… 4 0 9

○欠席議員（なし）…………… 4 1 0

○説明のため出席した者の職氏名…………… 4 1 0

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4 1 1
○開 議	4 1 2
○日程第1 一般質問	
21. か い づ 勉	4 1 2
(1)市長の政治姿勢について	
広 報 室 長 麻 生 文 喜	
企 画 部 長 小 沢 俊 也	
総 務 部 長 植 草 耕 一	
市 長 田 中 甲	
○散 会	4 1 8

<b>第10日 9月30日（金曜日）</b>
------------------------

○議事日程（第10号）	4 1 9
○会議に付した事件（10件）	4 1 9
○出席議員（42名）	4 1 9
○欠席議員（なし）	4 2 0
○説明のため出席した者の職氏名	4 2 0
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4 2 1
○開 議	4 2 3
○日程第1 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について	
・委員長報告	
決算審査特別委員長 稲 葉 健 二	4 2 3
・討論	
清 水 み な 子（反対）	4 2 7
堀 越 優（賛成）	4 2 9
加 藤 武 央（賛成）	4 3 2
・認定	4 3 6
○日程第2 議案第31号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）	
・提案説明	
市 長 田 中 甲	4 3 6
○委員会付託	4 3 7
○休 憩	4 3 7
○開 議	4 3 7
○日程追加 議案第31号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）	
・委員長報告	
健康福祉委員長 石 原 み さ 子	4 3 7
総務委員長 久 保 川 隆 志	4 3 8
・可決	4 3 8

- 日程第3 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 日程第4 発議第6号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
- 日程第5 発議第7号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について
- 日程第6 発議第8号 路地状敷地における大規模共同住宅の建築制限に係る県条例の改正を求める意見書の提出について

(一括議題)

・各可決	4 3 9
○日程第7 発議第9号 市川市長に対し鈴木雅斗議員を刑事告発するよう求める決議について	
・提案説明	
中        山        幸        紀	4 3 9
・可決	4 4 1
○日程第8 委員会の閉会中継続審査の件	4 4 1
○日程第9 委員会の閉会中継続調査の件	4 4 1
○閉議・閉会	4 4 1
————— • —————	
○委員会審査報告書	4 4 2
○閉会中継続審査申し出書	4 4 9
○閉会中継続調査申し出書	4 5 0
○会議録署名議員	4 5 1

第 1 日

令和4年9月2日（金曜日）

## 令和4年9月市川市議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月2日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会期の件
- 第2 議案第12号 市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 第3 議案第13号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第14号 市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 第5 議案第15号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第6 議案第16号 市川市下水道条例の一部改正について
- 第7 議案第17号 市川市道路占用料条例の一部改正について
- 第8 議案第18号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第19号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第20号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第21号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第22号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第23号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第24号 市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について
- 第15 議案第25号 損害賠償請求事件の和解について
- 第16 議案第26号 債務不存在確認調停事件の和解について
- 第17 議案第27号 損害賠償請求事件の和解について
- 第18 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について
- 第19 議案第29号 監査委員の選任について
- 第20 議案第30号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）
- 第21 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第23 報告第21号 健全化判断比率について
- 第24 報告第22号 資金不足比率について
- 第25 報告第23号 継続費の継続年度終了による清算について
- 第26 報告第24号 専決処分の報告について
- 第27 報告第25号 専決処分の報告について
- 第28 報告第26号 専決処分の報告について
- 第29 報告第27号 専決処分の報告について
- 第30 報告第28号 専決処分の報告について
- 第31 報告第29号 専決処分の報告について
- 第32 報告第30号 専決処分の報告について

（代表質問） 創 生 市 川 岩井清郎議員、石原たかゆき議員

無 所 属 の 会 長友正徳議員

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の件
- 日程第2 議案第12号 市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 日程第3 議案第13号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第14号 市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第15号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第16号 市川市下水道条例の一部改正について
- 日程第7 議案第17号 市川市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第18号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第19号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第20号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第21号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第22号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第23号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第24号 市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について
- 日程第15 議案第25号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第16 議案第26号 債務不存在確認調停事件の和解について
- 日程第17 議案第27号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第18 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について
- 日程第19 議案第29号 監査委員の選任について
- 日程第20 議案第30号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第21 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 報告第21号 健全化判断比率について
- 日程第24 報告第22号 資金不足比率について
- 日程第25 報告第23号 継続費の継続年度終了による清算について
- 日程第26 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第28 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第29 報告第27号 専決処分の報告について
- 日程第30 報告第28号 専決処分の報告について
- 日程第31 報告第29号 専決処分の報告について
- 日程第32 報告第30号 専決処分の報告について

（代表質問） 創 生 市 川 岩井清郎議員、石原たかゆき議員

無 所 属 の 会 長友正徳議員

---

出席議員 38名

や な ぎ 美 智 子

さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		り
国		松	ひ	ろ	斗
石		原	た	か	き
廣		田	徳		ゆ
増		田	好		子
中		町	け		秀
浅		野	さ		い
中		村	よ	し	ち
細		田	伸		お
石		原	み	さ	一
青		山	ひ	ろ	子
大	久	保	た	か	か
小		泉	文		ず
高		坂			し
金		子	貞		人
秋		本	の	り	進
か	つ	た	竜		作
西		村			子
中		山	幸		大
松		永	鉄		敦
石		原	よ	し	紀
加		藤	武		兵
稲		葉	健		の
越		川	雅		り
大		場			央
堀		越			二
か	い	づ			史
松		井			諭
竹		内	清		優
松		永	修		勉
岩		井	清		努
					海
					巳
					郎

清	水	み	な	子
久	保	川	隆	志
宮		本		均
荒		木	詩	郎

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
代	表	菅	原	卓
教	育	田	中	庸
危	機	水	野	雅
広	報	麻	生	文
総	務	植	草	耕
中	核	鹿	倉	信
企	画	小	沢	俊
財	政	稲	葉	清
情	報	佐	藤	敏
文	化	森	田	敏
市	民	蛸	島	和
経	済	小	塚	眞
観	光	関		武
福	祉	立	場	久
こ	ど	秋	本	賢
保	健	二	宮	賢
環	境	根	本	泰
街	づ	川	島	俊
道	路	藤	田	泰
水	と	高	久	利
行	徳	菊	田	滋
消	防	本	住	
選	挙	小	林	茂
事	務	藤	城	久
農	業	板	垣	道
会	計	小	倉	貴
教	育	永	田	
生	涯	藤	井	義
学	校			康

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 小 泉 貞 之  
事務局 次 長 六 郷 真 紀 子

(議事担当)

主 幹 米 津 孝 成  
副 主 幹 金 子 貴 一  
主 査 尾 本 悠  
主 任 書 記 北 川 陽 介  
主 任 書 記 高 柳 陽 一

(調査担当)

主 幹 上 原 高  
主 査 前 田 悠  
主 査 岡 澤 英 康  
主 任 書 記 荒 木 智 貴  
書 記 福 井 寿 明

---

## 会 議

午前10時10分開会・開議

○松永修巳議長 ただいまから令和4年9月市川市議会定例会を開会いたします。

---

○松永修巳議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

○松永修巳議長 今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

---

○松永修巳議長 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、石原たかゆき議員及び松永鉄兵議員を指名いたします。

---

○松永修巳議長 日程第1会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月30日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって会期は29日間と決定いたしました。

---

○松永修巳議長 日程第2議案第12号市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正についてから日程第32報告第30号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって認定第1号については提案理由の説明を省略することは可決されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 本定例会もどうぞよろしくお願いいたします。

議案第12号から議案第30号まで及び諮問第1号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第12号市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等については、地方公務員法等の改正を踏まえて、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、年齢60年を超える職員の給与に関する特例を設ける等の所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第13号市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、非常勤職員が養育する子の1歳以降の育児休業の取得を柔軟化するほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第14号市川市職員退職手当支給条例の一部改正については、雇用保険法等の改正を踏まえ、雇用保険法に基づく失業等給付に相当する失業者の退職手当について支給期間の特例を設けるほか、所要の改正を行う必要が

あることから提案するものです。

議案第15号市川市手数料条例の一部改正については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定事務に係る手数料の額を定める必要があることから提案をするものです。

議案第16号市川市下水道条例の一部改正については、下水道事業の安定的かつ持続的な経営を図るため、下水道使用料の額を見直す必要があることから提案するものであります。

議案第17号市川市道路占用料条例の一部改正については、受益者負担の適正化を図るため道路占用料の額を見直すほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第18号市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正については、自転車の安全利用のさらなる普及啓発を図るため、自転車損害賠償保険等への加入を義務づけるとともに、事業者の責務を見直すほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第19号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、菅野駅周辺の良い環境を確保するとともに、自転車等の利用者の利便を図るため、菅野第1駐輪場及び菅野第2駐輪場を設置する必要があることから提案するものであります。

議案第20号市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正については、子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、その成長を社会全体で支える施策を推進するため、学校給食費を無償化することから提案するものであります。

議案第21号令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,467万9,000円の増額を行い、予算の総額を1,698億4,658万4,000円とするものです。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した原油価格・物価高騰等に対する支援や、学校給食費の無償化に向けた取組などの子育て・教育施策の推進に係る経費をはじめ、魅力あるまちづくり、保健福祉の充実など、必要となる経費について増額補正を行う一方、コロナ禍の影響による中止となった事業などについて減額補正を行うものです。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第2款総務費では、障がい者自立支援給付の審査支払い等に係るシステムの改修や学校給食費の無償化に向けて必要となる給食公会計システムの改修経費のほか、新たに設置する環境施策推進参加及び水辺のまちづくり推進参加の報酬を計上する一方、コロナ禍の影響を受けて中止となった海外都市交流事業の経費の減額及び補正予算の財源調整のための財政調整基金積立金の減額について、第3款民生費は、社会福祉法人による特別養護老人ホームの建設に対する補助金や、原油価格・物価高騰等に対する支援として、障害福祉サービス事業所等及び介護サービス事業所の運営費及び保育施設等利用者の給食費の負担を軽減するための事業所などへの支援金を計上するほか、地域コミュニティゾーン内のこども施設整備に係る工事費の増額などについて、第4款衛生費では、季節性インフルエンザに対する子どもたちのワクチン接種費用を助成するための経費や、霊園内の老朽化した給水施設等の改修工事費のほか、次期クリーンセンターの建て替えに向けた事業者選定に係る委託料及び財源確保のための基金への積立金などについて、第6款農林水産業費では、肥料の価格高騰に対する農業者への支援金のほか、市川漁港内の安全対策等に係る工事費などについて、第7款商工費では、原油価格・物価高騰等の影響を受ける市内事業者の電気・ガス料金の一部を補助するための支援金などについて、第8款観光費では、市内の観光イベントを回遊する臨時バスの運行委託料を新たに計上する一方で、コロナ禍の影響を受けて中止となった市川市民納涼花火大会負担金の減額について、第9款土木費では、道路拡幅や無電柱化の整備を進めるための経費のほか、燃料高騰の影響を受ける市内バス、タクシーの事業者への支援金などを計上する一方、国による新たな鉄道駅バリアフリー料金制度の導入に伴い見直しが必要とな

った鉄道事業者に対する補助金の減額について、第10款消防費では、消防団員の活動時に使用する安全装備品の購入経費について、最後に、第11款教育費では、学習用タブレットの修繕費や来年1月から中学校などの生徒に対する学校給食費の無償化を開始するに当たり必要となる経費のほか、9月まで予算措置されている放課後保育クラブの支援員等の処遇改善を10月以降も継続して実施するための経緯をそれぞれ計上するものです。

また、歳入予算につきましては、歳出予算の補正に伴い、地方特例交付金から市債まで、それぞれ計上するものです。

次に、継続費の補正では、地域コミュニティゾーンこども施設整備事業において、建設資材の価格高騰や調達遅れに伴う工事完了時期の延伸のため、継続費の総額、期間及び年割額を変更するものです。

次に、繰越明許費の補正では、老人福祉施設整備事業ほか4事業について、いずれも年度内の完成が困難であることから繰越明許費の補正を行うものです。

次に、債務負担行為の補正では、人事システム等構築委託費等ほか5事業の追加を行うものであります。

最後に、地方債の補正では、民生費、衛生費、農林水産業費及び土木費における限度額について、それぞれ変更するものであります。

次に、議案第22号令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出の予算の補正は、3,277万8,000円の増額を行い、総額をそれぞれ317億3,290万7,000円とするものです。

補正予算の内容は、支払基金交付金の前年度超過交付額を返還するため、償還金について増額するもので、その財源として繰越金を充て、収支の均衡を図るものです。

次に、議案第23号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）について、収益的支出の補正では、管路費における下水道施設に係る施設修繕料等や水洗化普及費における私設下水道管渠敷設費補助金のほか、業務費において、令和5年4月から下水道使用料改定に必要な経費など合わせて1億2,643万円を増額するものであります。

次に、資本的支出の補正では、資本的支出において、汚水の公共下水道への接続工事に対する水洗便所改造資金貸付金について1,340万円の増額を行うもので、その財源につきましては損益勘定留保資金より補填するものであります。

最後に、継続費の補正では、妙典ポンプ場増強事業及び押切ポンプ場長寿命化改修事業において、ポンプ設備の改修などを行うため、継続費を追加するものであります。

議案第24号市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約につきましては、一般競争入札の結果、大市産業株式会社との間に工事請負仮契約を締結したので提案するものであります。

議案第25号損害賠償請求事件の和解については、市川市が管理する樹木の根が隣接する相手方の所有する敷地に伸び、門及び塀が損傷したことによる損害賠償請求事件について、当事者間で合意に達し、和解による解決を図る必要があるため、提案するものであります。

議案第26号債務不存在確認調停事件の和解については、元職員として従事していた相手方が行った詐欺等により市川市が受けた損害に関する債務不存在確認調停事件について、市川簡易裁判所による和解勧告に鑑み、当事者間で合意し、和解により解決を図る必要があるため、提案するものであります。

議案第27号損害賠償請求事件の和解については、消防救急デジタル無線機器の入札における談合により市川市が受けた損害に関する損害賠償請求事件について、東京地方裁判所による和解勧告に鑑み、当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、提案をするものであります。

議案第28号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議については、千葉県市町村総合事務組合を組織する団体以外の地方公共団体である四市

複合事務組合から、千葉県市町村総合事務組合に対し、令和5年4月1日から公平委員会に関する事務を共同処理したい旨の依頼があったことから、同組合を組織する団体の数の増加及び規約に関する関係規定の改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、市議会の議決を求めるため提案するものであります。

議案第29号監査委員の選任については、現監査委員の菅原卓雄の任期が本年9月11日をもって満了となることから、引き続き菅原卓雄を選任いたしたく、市議会の同意を求めるために提案をするものであります。

議案第30号令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）の歳入歳出の予算の補正は、43億157万8,000円の増額を行い、予算総額をそれぞれ1,741億4,816万2,000円とするものであります。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、法務大臣から委嘱されている本市の人権擁護委員のうち、本年12月31日をもって任期満了となる委員の1名の再任の推薦につき、市議会の意見を求めるため提案するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○松永修巳議長 お諮りいたします。認定第1号については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって認定第1号については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、さとうゆきの議員、清水みな子議員、石原みさ子議員、大久保たかし議員、宮本均議員、中山幸紀議員、石原よしのり議員、稲葉健二議員、堀越優議員及び私、松永修巳の以上10名を議長において指名いたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

最初の質問者、創生市川、岩井清郎議員。

〔岩井清郎議員登壇〕

○岩井清郎議員 創生市川を代表して質問をさせていただきます。総括は私、岩井清郎が、補足質問者は石原たかゆき議員です。

田中市長により招集された第3回目の議会となりますが、さきの臨時議会で松丸副市長が選任され、本格的な田中市政のスタートの議会とも言えると存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症の第7波における感染者数は減少の方向に向かっていますが、医療現場の逼迫は予断を許しません。医療関係者の皆様に感謝申し上げるとともに、一人一人が基本的な感染予防対策に努めることの大切さを改めて感じるところでございます。

では、質問をさせていただきます。

まず、議案第16号市川市下水道条例の一部改正について伺います。これは市民にとっても大きなことですので、以下お伺いをいたします。

1、改正に至る経緯と改正内容について伺います。

2、この改正による市民の負担増をお示しくください。

3、下水道処理区域面積の拡大と料金の関係について伺います。これについては若干の説明をさせていただきますが、本市の下水道整備が進展し、下水道処理面積区域が拡大された場合には、経費を多くの利用者で賄うことができることから、将来は使用料が減額になるのではないかとという考えもございまして、いかがなものか、この点について伺います。

次は、市川市清掃公社の決算書を踏まえ、今後の収支の見込みについて伺います。

さきの質問でも伺いましたが、下水道処理区域が広がり普及率が向上すると、くみ取り便槽、浄化槽の使用世帯が減り、公社が主として担うし尿くみ取り事業、浄化槽清掃事業が減少します。そこで、決算書から、今後の収支見込みを踏まえ清掃公社の行き先はどうなるのか、この点を伺います。

次は、江戸川の活用についてお伺いをいたします。

この夏には東北、北海道を含め、各地で記録的な豪雨により多くの川が氾濫し、大きな被害をもたらし、川の恐ろしさを痛感しました。一方、穏やかな流れは我々に多くの恵みを与えてくれます。

ところで、市川公民館の玄関に入ると、正面にタイルを組み合わせた1枚の絵が目に入ります。その絵は「利根川東岸一覽」という名前ですけれども、この絵が小さいので、これはここにこういう本がございます。これの大きいものが市川公民館の正面にございますので、ぜひ機会があったら御覧いただきたいと思えます。この絵を描いたのは、浮世絵師の玉蘭齋貞秀という方で、題名にある利根川というのは江戸川に当たります。明治維新期の慶応4年、1868年に描かれ、江戸川対岸の上空から市域を俯瞰したような写実的な作品で、当時の市域の景観がうかがえます。そして遠くは富津の名前が、また、利根川には多くの帆かけ船が描かれており、水運が盛んだったことを知ることができます。現在の江戸川は、昔、利根川と呼ばれておりました。

江戸川の歴史の一端を御紹介しましたが、いにしへの江戸川の姿を思い起こすことにより、今日の江戸川の活用のアイデアが湧いてくるような思いもいたします。

そこで伺いますが、平成12年度に作成された江戸川活用総合計画の現状についてお伺いいたします。過去にも質問いたしましたが、この計画は、江戸川を有効的に活用するため、非常に重要な計画であると思えます。今まで実施してきた取組について、あわせて水辺の楽校、このことについても御答弁ください。

次に、江戸川を守る会の今後の活動について伺います。江戸川を守る会の設立に先頭に立って御尽力された市川学園創立者、古賀米吉先生の書かれた文章を見つけました。

主張、江戸川を守る。江戸川を守ることが、江戸川を守る会の願いです。江戸川は放っておくと、間もなく死にます。東京都の川という川はおおむね死にました。川の死相を見たい人は隅田川の岸に立つとよろしい。その色、その臭い、その動き、この死骸を見て、人は、ついせんだってまでミヤコドリを遊ばせ、シラウオを泳がせた川の姿を想像することができましようか。隅田川はなぜ死んだか。それは、東京都の人々が川に対して無情残酷な仕打ちをしたからです。江戸川もまた定石どおり、毎日毎日汚れていき、衰えていきます。江戸川に取水する県水道も量的に、質的に決して安泰ではありません。せめて今より悪化しない状態で、この貴重な江戸川を子孫に残していきたいものです。ここに江戸川を守る会を結成し、広く同憂の人々に訴えて、江戸川を救いたいと思えます。御協力ください。江戸川を守る会委員長、古賀米吉。江戸川第1号、昭和39年11月3日。

この文章は、江戸川を守る会が発行してございます「江戸川」の機関誌第1号に書かれた文面でございます。古賀会長の熱い思いの一端を知ることができます。

さて、現在では全ての観測点で水質基準を下回る数字が示されており、水質は大幅に改善されています。この江戸川を守る会は昭和39年8月28日に設立され、現在、9市2区3町の14支部で組織され、流山市、市川市、葛飾区を除いた11支部の支部長は首長の方々です。そして、初代会長は古賀米吉先生でしたが、それ以降は今日まで市川市長が務めており、現在、田中市長が会長に就任されております。現在のような水質に改善されましたのは、多くの関係者のたゆまぬ思いと努力があったればこそと存じます。令和の時代、古賀先生は天国から、これからの江戸川を守る会の活動の目的は、守ることに活用することを加えるべきですとおっしゃっておられるのではないかと私は思います。もちろん活用は、環境教育、交流、防災など幅広い意味が含まれていることでしょう。そこで、江戸川を守る会の今後の活動についての考えをお伺いいたします。

次は、夏季限定で散歩、ウォーキングができる場所の利用時間延長について伺います。

今年の夏は35度以上の猛暑日もあり、厳しい暑さと、加えて新型コロナウイルス対策、さらに節電も求められ、市民にとっては行動が制限され、ストレスがたまる一方。散歩、ウォーキングをしたくても、日中は無理でした。市内で散歩、ウォーキングに適した場所が、私の調べでは17か所ありました。そのうちじゅん菜池緑地、姥山貝塚、行徳駅前公園など利用時間の制限がない場所が11か所、一方、大柏川第一・国分川調節池緑地、大町自然観察園など6か所では時間制限があり、早朝、夕方の利用ができませんでした。そこで、制限がある場所のうち、時間の関係で大町自然観察園と国分川調節池緑地の利用時間を延長することについてお伺いをいたします。

次に、ひょう被害を受けた農業の支援について伺います。

まずは、ひょうの被害を受けた農家への見舞金についてです。2022年6月3日に降ったひょうの影響で、県北西部の農作物が甚大な被害を受けました。千葉県は全国で1位の梨の生産額を誇り、中でも市川の梨は品質が高く、例年、全体の7から8割が最高位のA品でしたが、それが今回のひょうの被害で、1割以下に落ち込むおそれがあるとのこと。JAいちかわによると、市内の梨農家の約8割に当たる170件で被害が確認され、被害額は13億4,000万円以上と試算されました。このような状況の中で、関係企業では、被害を受けた梨を加工用として例年よりも多く引き取るなど、生産者を支援しようとする動きも出ています。市川市としても、7月5日付で1件につき5万円、対象見舞い件数180件、総額900万円の被害農業者災害見舞金の補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。この辺は大変素早く被災農家への支援ができたと評価しております。議会としても、その後、臨時議会で当該専決処分を承認したところです。そこで、現在まで、ひょうの被害を受けた農家に対する見舞金支給の進捗状況をお聞かせください。

次に、多目的防災網の設置支援についてであります。市川市では、長い間ひょうの被害を受けたことがありませんでしたが、今回のひょうの被害によって、多くの農家から多目的防災網の設置を支援してもらいたいとの要望がありました。本市において防鳥網の設置に係る費用の一部を補助する制度があることは理解していましたが、改めて補助制度の内容を確認したところ、多目的防災網の設置についても、防鳥網と同じく費用の一部を補助する制度があることが分かりました。しかし、残念ながら、多目的防災網の補助については、農家の皆さんに十分に伝わっていなかったのではないかと思います。そこで、多目的防災網の設置費用の補助制度について、改めて農家の皆様に早急にアピールの必要があると考えますので、この点、市の考え方を聞かせください。

また、今回のひょうの被害をきっかけに、多目的防災網の設置を希望する農家が増えるものと考えますが、一方で防鳥網と比べて初期費用が非常に高いとも聞き及んでおります。そこで、設置費用に係る農家の負担軽減を図るために、さらなる予算を確保することについて、市の考え方を聞かせください。

次は、旧市川市史の昭和28年に行われた行徳町の町長選に関する記事内容を、編集委員等に意見聴取することについてお伺いをいたします。

この記載内容とは、町長選挙で市川市との合併に賛成した候補者と反対した候補者の名前が逆になっているというもので、過去2回質問をいたしました。令和3年3月24日、市川市が主催し、当時のことを知っている、また聞いている行徳郷土文化懇話会会員を中心とした方々から証言を聴取しました。先日、市の担当者に今後について聞きましたところ、編集委員等に意見を聴取しますとのことでした。そこで現在の状況をお伺いいたします。

続いて、道路の安全性の向上について伺います。

昨年12月定例会で、一般道や通学路の横断歩道の設置が難しい箇所や危険箇所のカラー舗装化等、いわゆる危険察知のための見える化を取り上げました。私の知るところ、改善された箇所は市民から高評価を得ておりま

す。この見える化は、ほかにもいろいろなものがあると考えられますが、市ではどのように考え、どのように取り組もうとしているのか、お聞かせください。

次に、GIGAスクール構想の環境整備について伺います。

学習用タブレット端末は、令和2年度から段階的に整備を始め、令和3年度末には全校の児童生徒に配付が完了し、一人一人の児童生徒が学習用タブレット端末を使用できるようになったと承知しております。また、昨年9月から小学校4、5、6年生と全中学生の利用が開始されて約1年がたち、学習用タブレット端末の整備に関する課題も見えてきたところと思われます。初期の段階で整備した学習用タブレット端末の入替えの時期が迫る中、現在の整備状況、課題を認識しつつ、今後の学習用タブレット端末の整備についての考え方や方向性についてお伺いをしてまいります。まずは学習用タブレット端末の現在の整備状況についてお聞かせください。

次に、運動部活動の地域移行について伺います。

運動部活動の在り方については、国は今までもガイドラインや改革案を示し、運動部活動の地域移行に関する検討会議を設置し、議論を重ねてきましたが、令和4年6月、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言として、今後の方向を示しました。今後は、市川市でも運動部活動の地域移行に向けての議論が急務となると思われます。そこでお伺いいたします。運動部活動の地域移行に関する検討会議提言を踏まえた市川市の運動部活動の地域移行に関する考え方と今後の展開についてお答えください。

以上で第1回の質問とさせていただきます。御答弁によりまして再質問をさせていただきます。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 私からは大項目、議案第16号市川市下水道条例の一部改正についてと江戸川の活用についての(1)及び夏季限定で散歩、ウォーキングができる場所の利用時間延長についての3点についてお答えいたします。

まず初めに、議案第16号の市川市下水道条例の一部改正についての(1)改正に至る経緯と改正内容についてでございます。本市下水道事業は、事業の経営成績と財政状況を明確にし、より健全な事業運営を行っていくため、平成30年度に地方公営企業法の財務規定等を適用し公営企業会計に移行いたしました。そして、令和元年度には公営企業会計により得られた会計情報を活用し、今後10年間の経営計画である市川市下水道事業経営戦略を策定いたしました。これらの作業を通じて本市下水道事業の実態が明らかになったことから、令和2年度に本市下水道事業審議会へ今後の下水道使用料の在り方について諮問し、答申を得ました。

答申の内容は、事業経営を賄い、今後の整備、更新のための内部留保を確保し、独立採算制による経営を実現するためには、令和4年度から令和6年度の使用料算定期間において、基本料金及び1立方メートル当たりの料金単価を一律5.6%引き上げることが必要とするものでありました。ただし、引上げ時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を慎重に見極めて対応するものと意見が付けられていました。答申における改定時期は令和4年4月とされておりましたが、答申後、新型コロナウイルス感染症が急拡大し、市民生活への影響が懸念されたことから、実施時期を令和5年4月へ1年間延期いたしました。

現在も諸物価が高騰するなど、市民生活に配慮しなければならないことは十分認識しておりますが、本市下水道事業においても、単年度の資金収支が毎年度マイナスになるなど、公営企業に求められる独立採算制による経営が十分に行われていないことから、早急に経営改善を図る必要があると考えております。

そこで、下水道使用料改定による一般家庭への負担増加を極力軽減するため、利用世帯数の約92%を占める30㎡までの基本料金及び1㎡当たりの料金単価の改定率を、答申の5.6%から半分の2.8%へと圧縮した上で使用料

改定を実施することといたしました。

次に、(2)の市民の負担増についてでございます。今回の改定で大半の一般家庭が含まれていると思われる利用世帯数の約92%を占める30㎡までの水量について、改定率を答申の5.6%から半分の2.8%に圧縮しました。実際に負担することとなる使用料を1か月当たり税抜きで説明いたしますと、例えば使用水量20㎡の場合は、答申では現行の2,330円から2,460円へ130円の増でしたが、引上げ幅を圧縮したことで、改定後は2,395円となりますので、65円の増となります。また、30㎡の場合は、答申では現行の3,960円から4,180円へ220円の増でしたが、圧縮により、改定後は4,065円となりますので、105円の増となります。

続いて、(3)の下水道処理区域面積の拡大と料金の関係でございます。下水道使用料は、下水道を利用している方から使用した水量に応じて料金を徴収し、下水道整備に係る企業債の償還金や利息、汚水処理に係る費用、下水道使用料の徴収委託料等の経費に充てております。下水道処理区域が拡大された場合、下水道を利用することができる処理区域内の人口が増えるため、経費が一定の場合であれば1人当たりが負担する経費は減額となります。しかしながら、本市の場合、下水道普及率は令和3年度末で76.8%であり、現在も下水道管渠整備を進めているところであります。そのため、整備の進展により処理区域内の人口は増加するものの、整備に係る企業債の償還金及び利息、汚水処理に係る費用等の経費も増となりますので、下水道使用料の減額にはつながるものではないですが、経営改善に取り組みながら、下水道使用料の改定幅を極力抑えられるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、江戸川の活用についての(1)江戸川活用総合計画の現況についてお答えいたします。江戸川活用総合計画は、平成12年度に市川市民の江戸川をつくることを基本理念として策定したものであります。この計画に基づき、これまでに整備してきた施設としましては、野球場やサッカー場のほか、堤防上にはウォーキングやジョギングもできるサイクリングロード及びトイレ、自然石を使ったベンチなどの休憩施設があります。このほかに子どもや高齢者、体の不自由な方たちが堤防へのアクセスがしやすくなるよう、スロープを設置しております。さらに、江戸川の堤防を良好な水辺空間の創出と思い出に残る郷土景観を形成することを目的に、市民の方々から寄附金を募ってさくらオーナーになっていただくさくらオーナー制度によって、平成16年度から桜の植樹を行っており、下妙典地区でスーパー堤防事業に合わせて行っている地域コミュニティゾーンに整備する公園内においても、この制度を活用し、桜の植樹を行ってまいります。

また、江戸川の活用方法の一つとしまして、魅力ある河川空間における川遊びを通じて自然愛護の心を育むとともに、地域交流の輪を広げることを目的として、平成12年度より江戸川・水フェスタ in いちかわを開催してまいりました。このイベントでは、例年、緊急船着場の必要性や役割について市民へのPRも兼ね、この場所を利用したEポートレースをはじめ、水上バイクやモーターボートの乗船体験、地元自治会による売店などが用意され、多くの来場者で大変にぎわうものとなっております。残念ながら、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の観点から、イベントの開催は中止されておりますが、今後、令和5年度の開催に向けて、実行委員会と協議を進めていく予定であります。

そのほかの活用としましては、人間と環境の関わりについての理解を深め、豊かな人間性を育んでいくために、市民団体や河川管理者、教育関係者などが一体となって地域の身近な水辺における環境学習や自然体験活動を推進するために取り組む水辺の楽校プロジェクトがあります。本市では、このプロジェクトを研究するに当たり、既に活用している先進市へヒアリングや現地視察を行いました。視察した施設は、水辺に近づける護岸を配した水路を本流とは別に設け、カヌー体験等のイベントが行われ、また、水路の周辺に散策路を整備し、生き物観察等で活用されておりました。この視察結果等を踏まえ、江戸川という自然豊かな河川敷を安全な水辺空間として創出するとともに、今以上の活用が図れるよう、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、夏季限定で散歩、ウォーキングができる場所の利用時間延長についてお答えいたします。大町自然観察園は、生物、植物など自然への配慮から外灯の設置をしておらず、夜間は暗くなり、歩行上危険となることや、犯罪が起りやすくなるなど、安全管理上の問題から、職員が常駐している午前9時から午後5時までを開園時間としております。また、国分川調節池緑地は、台風や集中豪雨などにより河川水位が上昇した場合、河川から越流した雨水を一時的にためて調節する施設であり、大雨時には速やかに利用者を退出させ、門扉の施錠を行う必要があります。このようなことから、開園時間においては管理員が常駐し、その対応に当たっており、夜間は閉鎖しております。開園時間としましては、10月から2月は午前8時から午後5時まで、3月から9月は日没の時間が遅くなることから、午前8時から午後6時までと1時間延長しております。現在のコロナ禍においては旅行や帰省が控えられ、人が多く集まる場所を避けられており、公園を散歩する人が増えております。特に今年のような猛暑においては、早朝や夕刻の涼しい時間帯に散歩、ウォーキングを行うことを望まれる方も多いと思われれます。このようなことから、早朝や夕刻の涼しい時間帯が使用できるよう、開園時間の延長を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは市川市清掃公社の決算書を踏まえた今後の収支の見込みについてと江戸川の活用についての(2)江戸川を守る会の今後の活動についてお答えをいたします。

初めに、市川市清掃公社についてです。市川市清掃公社は、その設立時から、基幹事業としてし尿くみ取り事業や浄化槽清掃事業を実施しております。現在では、下水道の普及等に伴いし尿くみ取り世帯数、浄化槽基数は共に減少傾向にあり、今後も増加する要因は見当たりません。市川市清掃公社の経営状況は、決算書によりますと、正味財産増減計算書における当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額が、平成30年度から令和3年度まで4期連続のマイナスとなっております。この先、市川市清掃公社が何らかの対策を取らなければ、事業を継続していくことが難しい状況になり、事業を継続していくためには既存の収益事業や新規収益事業への取組及び新規受託事業の獲得によって収益を増やすことが必要となってまいります。そのため、市川市清掃公社は安定的な経営を継続し、公衆衛生に寄与することを目標とした市川市清掃公社経営安定計画を策定いたしました。今後、市川市清掃公社はこの計画に基づき、既存事業の見直し、新規事業の実施に取り組んでいくと伺っております。

次に、江戸川の活用についての(2)江戸川を守る会の今後の活動についてです。江戸川を守る会は、江戸川及び江戸川に流れ込む各河川の清流を保護し、住みよい環境を保護し、あわせて河川の公共的使用を守ることを目的に、昭和39年に結成されました。この目的達成のために3つの目標を掲げており、1点目として、国や自治体には汚水処理事業の早期完成を、2点目として、事業者には排水処理設備の整備を、3点目は、市民については河川環境の美化を目標としております。守る会の本部の活動としては、水や環境に関する見聞を広げる目的の視察研修会、機関誌「江戸川」の発行、クリアファイルなど啓発品の作製や河川美化活動を実施しております。また、市川支部は現在、会員数54名で、視察研修会の実施や水フェスタ、江戸川クリーン作戦への参加、自然観察会の開催や市内小学校の校外授業を実施しております。江戸川を守る会の課題としましては、近年、本部も支部もイベント活動がコロナ禍前のように実施できていないことと、江戸川を守る会の3大目標がほぼ達成された感があり、江戸川を守る会を今後どうしていくのか、その方向性を考えていく必要があるのではないかと考えております。江戸川を生かした活動としては、本年は3年ぶりに国土交通省が主催する江戸川クリーン大作戦が実施され、市内からは32団体、約1,100人の参加がありました。市川支部も会員団体の小中学生とともに河川敷清掃と自然観察を行い、江戸川に親しみを持ってたと参加者から好評を得ております。江戸川を教育や交流のフィールドとして活用していくことは大切なことと考え、本部としても、支部間での教育やイベント情報を共有し、交流

が行えるよう検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは大項目、ひょう被害を受けた農業の支援についてお答えいたします。

初めに、(1)ひょう被害を受けた農家への見舞金支給の進捗状況でございます。被災農業者災害見舞金につきましては、7月5日付で専決処分を行い、7月臨時会に報告し、御承認をいただいております。これに基づき、7月6日付で市内の対象農家に見舞金支給の御案内とともに申請に必要な書類を発送いたしました。8月26日現在、支給件数150件、支給額は750万円、予算の執行率は約83%であります。なお、梨農家の繁忙期などを考慮し、申請期限を令和4年12月28日までとしておりますことから、いまだ申請をされていない対象農家には、引き続き案内を行っております。

次に、(2)多目的防災網の設置支援でございます。本市では、多目的防災網の設置につきましては、防鳥網の設置と同じく対象経費の2分の1に相当する額を補助しております。なお、財源の一部につきましては、千葉県にも負担をしていただいております。防鳥網の設置は、補助対象として多くの農家に周知されておりますが、多目的防災網は補助対象であることが知られていないとも聞いております。これは、本市が長い間、幸いにも甚大なひょう被害を受けずに来ており、農家や行政もひょう被害に備えることなく来てしまったという事情もあるのではないかと推察しております。今回のひょう被害を受け、改めて災害への備えを考えたとき、多目的防災網の設置は農作物への被害を軽減するのに有効であると考えられます。このことから、多目的防災網の設置について、これまで以上にJ Aいちかわと連携して、農家の皆様への周知を図ってまいります。

多目的防災網はひょう被害を軽減するのに有効ではありますが、防鳥網に比べ網の目が細かいため、重量も重くなり、基礎や支柱設備などに強固な工事が必要となります。このため、設置費用が高額となり、農家の自己負担額が増えてしまう傾向があります。このことから、本市としましては、農家の自己負担額を少しでも軽減できるよう、千葉県に対して補助率の引上げなどを要望するとともに、補助事業に必要な予算の確保に努めてまいります。今後は、多目的防災網の設置を推進し、災害に強い都市農業の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 私からは大項目、旧市川市史の記載内容についてお答えいたします。

初めに、昭和50年に刊行しました旧市川市史第4巻、以下旧市史と申し上げますが、旧市史では、行徳町との合併に係る記載の中で行徳町長選挙に関する記述があり、2名の候補者について、それぞれ合併推進派と反対派であった旨の記述がございます。この記述に対し、新たな市史の発刊準備中でありました平成30年に、市民の方から、旧市史の記述の中の行徳町長選挙における市町村合併への賛否の記述が逆であるとの御意見をいただき、再度調査を行いました。その結果、旧市史の記述内容と、それが逆であったとする指摘のいずれかが正しいと断定できる公的な資料の発見には至りませんでした。このことから、新たな市史では、旧市史の記述について触れ、当時、行徳町には合併について複数の選択肢があったこと、そして、それぞれの選択肢において賛成、反対の激論が交わされていたことから、合併問題については混沌とした状況を呈していたようであるとの記述を補足したものでございます。

その後、令和3年2月定例会におきまして御質問者より、この件について御質問いただきましたことを機に、令和3年3月下旬、平成30年に情報提供いただいた方々を中心とした行徳郷土文化懇話会の皆様から御意見を伺う機会を設けたところでありますが、判断材料となるような新たな資料の発見には至りませんでした。以降も行徳の歴史に関わる情報の確認や整理など調査に努めているところであり、編集委員等への意見聴取につきまして

は、今後の調査の進捗状況により行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは大項目、道路の安全性の向上についての交通安全対策の見える化についてお答えします。

本市では、現道に歩道整備ができず安全性が懸念される箇所につきまして、道路利用者に注意喚起を促す見える化を行っております。この見える化の一つとしては、主に交通規制や注意喚起等に関する路面標示につきまして、市で対応できる外側線の新設や復旧及び路肩や交差点のカラー舗装を行っております。特に学校周辺では、通学路点検プログラムに基づき、毎年、路面標示等による見える化を実施し、安全対策に取り組んでおります。このほか地域の要請に応じた見える化として、千葉県警で指定するゾーン30や市で指定するキッズゾーンの区域を標示すること、さらには、本市独自の取組として、狭い道での退避スペースを表すまごころゾーンの標示も行っております。また、今後の取組といたしましては、駅周辺の自転車交通量の多い路線などにおきまして、交通安全のため、ルールとして自転車が走行する位置を明確にする見える化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、G I G Aスクール構想の環境整備についてのうち学習用タブレット端末の整備状況と、大項目、運動部活動の地域移行についての運動部活動の地域移行に関する検討会議提言を踏まえた市川市の考え方と今後の展開についての2点についてお答えいたします。

初めに、学校に導入している児童生徒の学習用タブレット端末の現在の整備状況についてお答えいたします。現在、3万4,260台の学習用タブレット端末が整備されています。この3万4,260台の整備につきましては、令和2年度と令和3年度の2年度に分けて段階的に導入いたしました。購入のタブレット端末につきましては、それぞれ入札を行ったため、現在3種類の機種で運用しています。仕様といたしましては、3機種ともに文部科学省が例示している標準仕様であるCPUがインテルC e l e r o n同等以上、ストレージ64ギガバイト、メモリ4ギガバイト、画面9から14インチを満たしております。

続いて、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言を踏まえた市川市の考え方についてと今後の展開についてお答えいたします。本市といたしましては、スポーツ庁により設置された運動部活動の地域移行に関する検討会議から令和4年6月に出された運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の内容を踏まえ、学校が運営する部活動から地域単位での活動に移行する予定であります。今後の展開につきましては、地域移行に向けて受皿となるスポーツ団体の整備、スポーツ指導者の質、量の確保等多岐にわたる課題がございます。そこで、課題解決を図り運動部活動の地域化を進めるため、教育委員会が主体となり、協議会を立ち上げて推進してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

岩井議員。

○岩井清郎議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、議案第16号市川市下水道条例の一部改正についてでございます。詳細な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。経緯についてはよく分かりました。1、2を併せて1回だけ再質問させていただきますが、今回の条例改正を提案するまでには、先ほど来、たくさんの多くの視点からの検討がなされたということでございます。ただ、審議会の答申内容から、逆に——逆というか、見方によっては大きく変わっている、変わってしまったと。本当に審議会の答申をどこまで尊重しているのかなというところも見られるわけでございます。

もちろんその過程においては、やはり市川市の中で多くの議論がなされた結果、ここに到達したというわけなので、この辺の提案に至るまでの中で特に協議を重ねたこと、こういうことについてもう一度お示しをいただきたいと思います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 当初の改正案では、答申案に基づき基本料金及び1㎡当たりの料金単価を一律で5.6%引き上げることを検討しておりました。しかしながら、諸物価高騰の状況が一般家庭に与える影響に配慮し、このたびの使用料改定による負担増加を極力軽減するため、使用水量実績で最も多い水量であり、また、全利用世帯の約75%に当たる20㎡までの基本料金及び料金単価の改定率を軽減する案をまずは検討いたしました。その後、さらに検討を重ねていく中で、例えば子育て世帯など家族の人数が4人以上の世帯では、使用水量が20㎡を超えることも多く、そのような世帯においても負担の増加を極力軽減する必要があると考えたことから、全利用世帯の約92%に当たる30㎡までの料金単価の改定率を半分の2.8%に圧縮したものであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 この16号に関しましては後順位者の方からも質問が出ておりますし、また委員会もございましたので、これ以上のことはここでは申し上げません。あとは委員会等でまた審議をしていただきたいと思います。

3について、例の、将来は使用料が減額になるのではないかと、こういうことをお話をいたしました。この辺はもう少し先にならないと分かりませんが、考え方によると、設備がある程度いろいろ投資が終われば減額する、そういうことも十分考えられると思います。そんなことを、まだ先のことですけれども、一応私のほうからお話だけさせていただきます、この件については終わりいたします。

次は、清掃公社でございます。御答弁を聞かせていただきまして、とにかくこの清掃業者の使命というのは大変重いものがございます。その中で、答弁で当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額が平成30年度から令和3年度まで4期連続マイナスだった。こういうことを伺いまして、こういう状況を踏まえ、先ほどもちょっと答弁にはございましたが、市川市清掃公社経営安定計画では、もう少し具体的に、どうやって取り組んでいくのか、この点について御答弁をお願いします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

市川市清掃公社は2020年度から2039年度を計画期間と定めた市川市清掃公社経営安定計画の中で、既存事業の見直しと新規事業の実施に取り組むとしております。既存事業の見直しでは、し尿くみ取り事業、浄化槽清掃事業などについて、対象世帯数に合わせ、人員、車両等の適正配置を行うことや、リサイクルプラザの開所時間を短縮するといった業務量に合わせた人員配置を行うことにより経費削減に努めるとしてしております。また、新規事業の実施としては、令和3年11月からハウスクリーニング事業を開始しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 私から見ますと、経営安定計画というこれ自身が、つくってはあるんだけど、意味があるのかな、もっと大切なことがあるんじゃないかなと、こういうふうに思います。今の答弁ですと、こういうふうになっていくということは理解できるんですけども、大切なのは、2年後は、5年後は、10年後はという、こういう視点を考えるのも大切です。もう一つの視点は、下水道区域が今は76.何%ですね。これが85%になった。95%になった。そのとき、一体清掃公社というのはどういう仕事をしているんだ、また、しなければいけないのかという、ここがこの計画だけでは見えないですね。ですから、何年後ということとプラス、下水道利用区域が

広がっていく、そのパーセントごとのひとつ将来の在り方、これをぜひ考えていただきたいんです。

決算書からと申し上げましたが、私も決算書をいろいろ見させていただきました。この決算書の中で、公益1という分野があるんですね。これは公衆衛生ですが、これは将来、収入は限りなくゼロに近づくんですよ。そのゼロになるものを別の事業で安定化のために一生懸命補うといっても、これは本当にできるか、またそれをすべきことなのか、この辺はぜひ議論をしていただきたいと思います。私は、この安定計画という言葉自身に、今無理があると思います。公社を安定させようと思うために、いわゆる本業じゃないことをたくさんやらない限り安定しないんですから。皆さん現場の方は本当に努力されて、いろいろ新しい事業を考えてやっていただいております。これには本当に敬意を表します。ただ、いわゆる基本的に公衆衛生1、この収入が、先はゼロに近づくと、これを前提に考えた清掃公社の在り方というのを、ぜひ改めて皆さんでお考えをいただきたいと思いません。

答弁はここからは要りませんが、千葉県第一終末処理場の第2系列が完成したときには、下水道処理区域が一気に広がりますから、これをひとつ見据えて、清掃公社はどうあるべきか、改めて皆さんでお考えをいただきたいと思います。

では、次といたしまして、江戸川の活用についてお伺いをいたします。答弁をいただきまして、平成12年度作成された江戸川活用総合計画、進んでいるということについては理解をいたしました。一応計画に上がったハードはほぼ終わったんですね。これからソフトなんですけど、ソフトについては限りなく、まだまだ考えれば考えるほどテーマが出てくると思います。特に今回、前回も私が指摘させていただきましたが、水辺の楽校というプロジェクトについて、これは国交省もいろいろと協力してくれる。もともとこれは国交省がリードしているものですから、こういうものを利用することによって事業が展開できるということは、市川にとってもいいことだと思います。実際のところ、現在実行している場所も視察をしてこられたということで、先ほどの答弁にございました。こういうふうな、やはり自治体がこういうことに真剣に取り組もうと思うと、これが取り組もうと思わないと、とにかくなかなか進まないんですね。そういうことで、いろいろと考えていただきながら進めていただきたい。そして、この水辺の楽校を、多分視察してきたところもそうだと思うんですが、いろいろな経験のある民間の団体、こういうところがかかり協力をしていると思います。やはり国の事業ですが、自治体だけではなかなか難しい点があると思います。その点も調査されていると思いますので、ここで質問するわけではございませんが、留意をして進んでいただきたいなと、こういうふうと考えております。

そして、もう一つの江戸川を守る会ですね。これも、議長、1と2を併せてさせていただきます。江戸川を守る会の今後の活動についてでございますけれども、私も先ほど古賀先生の思いを壇上で読ませていただいて、改めて胸を打たれた思いがいたしました。やはり初めてやるという方、また、それも江戸川を目の前に見て、また隅田川を見た結果、誰かがやらなければいけない、この熱い思いから、この運動が始まったところでございますし、第1号の中には書いてございましたが、ある時期、市川の市議会議員全員が会員になっていたという時期もあったそうでございます。そういう記事もございましたけれども、また答弁の中で、一応当初の目的については達成をしつつあるという御答弁もございました。かといって、これだけさっきお話ししましたとおり、流域の自治体の首長さんが支部長を務めておられるという、こういうことも含めると、これはちょっと市長にお伺いをしたいのですが、やはり1足す1は2ではなくて、例えば今言った市川市の総合計画とこの江戸川を守る会、例えばこの2つを上手に運営する。担当の部が違うから、いやいやこれはこっち、これはこっちではなくて、2つが何らかの形で融合することによって、さらに3とか4の成果が上がってくるのではないかと思います。今も申し上げましたが、11の首長さんが支部長を務めておられる、こういう組織というのはなかなかないし、これを1回なくしてしまったら大変なことになっちゃう。であるならば、こういう組織を大いに、どうやって大切にし將

来に向かっていくのか。広域行政という言葉がございしますが、流域行政というこんな観点からも、市長のお考えがございましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 今の議員の御質問にお答えいたします。

今後、今提案の説明でも市長からございました水辺のまちづくり推進参与、この提案が議決された後には、水辺のまちづくり推進参与を中心に、様々な専門的なアドバイスをいただきながら、学校ももちろんですけども、地域の住民の方も、江戸川、または市川には真間川という地域に近い川もございしますので、川に興味を持っていただく。川といえば、やはり防災面でも重要な危惧すべき場所ではございますけれども、それも踏まえた上で、川に興味を持っていただく、川に親しんでいただく、そういうものを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 御質問いただきました。大変に私自身しっかりと務めていかなければならない立場なんだということを改めて確認をさせていただいた。まず冒頭申し上げます。水というのは命に直結するもので、市川の発展というのは本当に江戸川の流れとともに今まで脈々と発展を続けてきたんだろうということを考えますと、その江戸川というものをどのように市民が大切にしていくことで一人一人が参加していくか、こういう意識の高揚というものが非常に重要になってくるんだろうというふうに思っております。

治水、利水、親水ということが以前から言われていますけれども、まず最初に、じゃ、治水はできているのかということも、やはり立ち止まって考えなければいけないのかなということも思っております。ついせんだって、熊谷知事が市川の視察にいらしたときに、春木川と派川大柏川の改修工事を早急に行っていただきたいという要望をいたしました。そこもとても大事なことだというふうに思っております。ただ、その川の水質はどうかということをお問われますと、残念ながら市川市というのは最下流部でありますから、上流に位置している鎌ヶ谷市さんや松戸市さんとの連携も本当に図っていかないといけないだろう。江戸川1本でつながっているだけではなくて、そういう町なかを流れている川というのも市川市の特徴だと思いますので、そこもしっかりと目を向けて、これから江戸川を守る会とともに歩んでいきたいなというふうに思っております。

御報告になりますけれども、熊谷知事がいらっしゃる前には、葛飾区の青木区長さん、江戸川区の斉藤区長さん、松戸市の本郷谷市長さんも一緒だったんですけども、やはり川を挟んで対岸にある江戸川区も葛飾区も一緒になって川を考えていこうという話をちょうど行ったところでありまして、河川の有効活用というのは、散歩する方はもちろんですし、ランニング、それからサイクリング、いろんなことで活用するのですが、私の耳には、残念ながら、都内の江戸川右岸のほうが整備がされている、考えられて進んだ整備が行われているということをお聞きしていますので、左岸の今すぐできるそういう改革、改善点というものもぜひ進めていきたいというふうに思います。

実は水と緑の部長が発言する中で漏れているということで、企画部長が今発言してくれましたが、水辺のまちづくり推進の政策参与をこの議会でも皆さん方に御判断いただくんですけども、名古屋工業大学の秀島教授という方で、いろいろ事例を持ち、また国土交通省とも連携を図りながら、川辺のまちづくりに対するノウハウをお持ちの方ですので、参考にしていきたいというふうに思っております。

先ほど水質の問題を申し上げましたが、熊谷知事に対して、第一終末処理場の工事を早く進めてもらいたい。用地取得の点で時間がかかったというのが現在に影響を及ぼしているんですけども、そこを整備していただきませんか、やはり下水道の布設というものが進められないというところがございしますので、いろんなところを連携を図りながら進めていければなというふうに思っております。

質問に対してのお答えが長くなりましたが、令和5年の江戸川を守る会をぜひ開催して、また江戸川をみんなで、それぞれの行政で考えていくという機運を盛り上げていきたいというふうに思っています。御指導よろしくお祈いします。

○松永修巳議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 ただいま大変力強い答弁をいただきまして、また新しく参与の方が来られるということですので、大きくこの江戸川を中心として、川という今言われたとおり市川を流れる全ての川がよりよい方向になるように、ぜひ御尽力をいただきたいと思います。古賀米吉先生も、田中市長よろしく頼むよと、多分おっしゃっていると思います。僭越ですが、ちょっと言わせていただきました。

それでは、続きまして、夏季限定で散歩、ウォーキングができる場所の時間延長についてということでございます。先ほどの答弁では、今後検討してまいりますということですが、前向きの検討という理解でよろしいですか。そこだけお祈いします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 前向きに検討していきたいと考えております。よろしくお祈いします。

○松永修巳議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 今回はちょっと時間の関係で2か所だけ質問いたしましたが、ほかにもまだ制限をされているところもございます。難しい点もあろうかと思いますが、来年またどんな暑い夏になるか分かりません。それまでに何とかできることはしていただきますことを要望いたしまして、次に移ります。

次は、ひょう被害の件でございます。先ほど御答弁をいただきまして、我々も専決処分で皆さん方に少しでもということで見舞金を差上げたわけございまして、まだ受け取っていらっしやらない、また申請されていない方については、今後ともひとつお知らせ等していただきたいと思ひます。

もう質問はいたしません、要望としまして最後に、特に災害はいつ起こるか分かりません。そして、多目的防災網の設置については、農産物の被害を軽減する有効性はあるが、費用が高額になると、こういう御答弁がございました。そこで、市川市はもちろん補助しているわけですが、千葉県に対して多目的防災網設置について、補助率の引上げを早急に、また強く働きかけていただくことを重ねてお祈いをいたします。これは、過日、知事も来られて多分いろんなお話があったと思ひますが、こういうことを働きかけていただくことをお祈いいたします。次に移ります。

次は市史ですね。御答弁をいただきまして、いろいろ経緯があるんでしょう。先般、「行徳の歴史と神輿と祭り」という本が発刊されまして、これは行徳まちづくり協議会から出版されました。出版セレモニーには私は参加できなかったんですけども、その日のうちにお伺いしましたところ、昨年3月に行徳町長選について証言していただいた複数の方々とお会いいたしました。そうしましたら、昨年の聞き取りの際に、賛成派、反対派両方の立場の方々全員が、市史は間違っていると表現されたことで、立候補されたお2人とも、後世に正しく歴史が伝えられると安堵しているであろうというお話をされておりました。市川市では平成30年以降、新しい資料が見つからないわけでございます。昨年の聞き取りでしっかりした表現がなされたことを踏まえれば、編集委員などへの意見聴取を早急に行うべきだと考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

本件につきましては、約70年前の事実の確認であること、また、当時の町長選挙における重要な事項でありますことから、時間を要しておりますが、慎重に対応を図っているところでございます。引き続き公的な資料の有無について調査するとともに、行徳郷土文化懇話会や地域の皆様にも再度御意見を伺い、これらの情報を資料と

して取りまとめた上で、市史の編集委員等に意見聴取を行い、速やかに方向性をお示しできるよう、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 岩井議員。

○岩井清郎議員 皆さん方も、足りないと言うのであれば、いつでも証言はいたしますよとおっしゃっていらしたので、やはりこれは時間がたつと、お年寄りでございますので、したくてもできない状況になってしまう方もおられます。私からすると、昭和30年のこういう指摘をされた、そのときにいろいろ市川市でも資料を調べたけど、見つからなかった。私は、そのときにどうして市川市は地域の皆さんの証言を取らなかったのかなど。普通いろんなことがあるでしょう。でも、例は何がいいか分からないけれども、やっぱりないときには証言というものすごく大切にしないですか、警察でもどこでも。やはりそういう証言を取ってなかったというところが、ここまで延びてしまったのではないかなど、これは私の推測でございます。また行政は行政のいろいろなお立場もあるでしょうけれども、とにかく正しいことが分かれば、それをきちっとしていくと、こういうことを要望いたしまして、私からの質問を終わり、これからは補足質問者の石原たかゆき議員と交代をいたします。ありがとうございました。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員に申し上げますけれども、時間が迫っていますけど、午後に回してよろしいか、午前中やりますか。

〔石原たかゆき議員「午後で」と呼ぶ〕

○松永修巳議長 ここで午後に回しますので、暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2議案第12号から日程第32報告第30号までの議事を継続いたします。

石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 創生市川の石原たかゆきです。通告に従いまして補足質問を行います。

交通安全対策の見える化について伺います。まず、この見える化という言葉ですが、昨年12月定例会で、運転者に注意喚起を促すカラー舗装や路面標示など、交通安全対策として目にせざるを得ない仕組みという意味で見える化という言葉を使わせていただきました。本日、この見える化について質問させていただきますが、今申し上げましたように、私の考える見える化は、目にせざるを得ない仕組みのことでございますので、そのように御理解いただければというふうに思います。

さて、初回答で、注意喚起のための見える化やまごころゾーンなど、ある目的を持ったスペースの見える化に取り組んでいるのは理解できました。さらにお伺いしますが、見える化の進み具合と申しますか、進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お教えください。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

通学路の交通安全点検に伴う区画線等の見える化につきましては、令和3年度においては、区画線を約6,600m、カラー舗装を24か所、約1,700㎡進めてきております。このほか、運転者に対してゾーン指定の区域であることを視覚的に伝えるまごころゾーンを29か所、キッズゾーンを6か所、ゾーン30を10か所標示しております。また、毎年の対応としまして、消えかかっている外側線の復旧、路肩の緑色カラー舗装や交差点内車道部の赤れ

んが色カラーの舗装のほか、注意喚起を目的とした看板の設置を行っております。今後は「通学路」、「児童に注意」など電柱幕や路面標示、カラー舗装などを行いまして、通行する方にこの区間は危険であることを注意喚起する見える化や、交通安全ルールのための見える化などを引き続き進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 本市独自のまごころゾーンの見える化でございますけれども、私も車を運転することが多いわけですが、すれ違いが難しいところにたくさん設置されている。本当に見やすい、目にせざるを得ない、まさにそういう仕組みになっているというふうに思います。しかし、キッズゾーンの標示なんですが、これについてはかなり小さ過ぎるような気がいたします。もう少し大きくしたり、何かを付け加えるような形で、もう少し目にせざるを得ない仕組みという形を考えたらよろしいのではないかとこのように思います。御一考をお願いいたします。

さて、通学路については、安全点検に伴い進められているということですので、引き続きよろしくお願いたします。特に改善が困難と思われる箇所の見える化については特段の配慮をお願いいたします。

続けてお伺いします。通学路に限らず一般道の改善が困難な箇所の見える化についてはどのようになっているのでしょうか、お教えてください。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 一般道など、そういった通学路に限らず横断歩道の設置など、そういう物理的な安全対策が困難な場所においては、繰り返しますが、電柱幕や路面標示、カラー舗装など様々な手法で注意喚起をしております。これらの効果として、これまでの状況からは、特に交差点内のカラー舗装が有効であると考えております。この交差点内のカラー舗装採用につきましては、これまでの実績では、地域の要望を受け現地調査を行った上で実施しております。昨年度は東国分3丁目9番地先の国分川調節池脇の市道2369号ほか10か所の交差点にてカラー舗装を実施しております。今後も物理的な対応が困難な場所、そういったところへの見える化について、他市の事例等も研究するとともに、効果の高い交差点内のカラー舗装などについて関係部署と連携を図り、一層の充実に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ただいま具体的な箇所をお示しいただいた国分川調節池と道の駅を結ぶ動線として、横断歩道の設置は難しいことから、暫定的にカラー舗装と路面標示で見える化を図ったということですが、これは大変好評でございます。横断歩道の設置が難しい根拠として、車の交通量も歩行者の利用も少ないといったことが当初挙げられていたわけです。近隣の方に伺うと、確かに平日は少ないのですが、土日や祝日は歩行者の利用が多いと。私も実際、土日には国分川調節池のサッカーグラウンドを使うことがございますので、利用者は多いと実感しています。このような横断歩道の設置は難しいけれども、何か対策を取らなければならないような箇所、これは次善の策としてカラー舗装と路面標示による見える化、これは非常に有効と考えます。ぜひこのケースを先事例として広げていただきたい、このように思います。

続けてお伺いいたします。昨年12月定例会、自転車走行安全対策のためピクトグラム等の見える化についてもお願いしたところでございますが、計画を策定して整備を進めていくとのことでした。その後の経過について伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本市では、自転車利用者と歩行者が安全で快適に目的地へアクセスできる交通環境の実現に向け、市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画に基づき、骨格的な路線における自転車レーン等の整備を計画的に進めております。しかしながら、計画の対象となっていない路線であっても、自転車交通量の多い道路などにおいて、自転車が狭い歩道を走行したり、車道の右側を通行したりするなど、交通ルールが守られていない事例が見受けられております。特に駅周辺の交差点等では自転車の斜め横断等により歩行者との交錯などが起きております。そのため、鉄道駅につながる自転車交通量の多い道路や、駅周辺の通学路に対しましては、自転車が走行する位置を明確にするピクトグラム等を設置しまして、自転車走行環境の見える化の整備を進めていきたいと考えております。この整備を進める具体的な路線といたしましては、まず、特に自転車利用の多いJR本八幡駅周辺商美会通りやJR市川駅周辺の真間銀座通りなど、2から3路線を対象とした見える化につきまして、令和5年度からの事業化を目指しているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 具体的な路線を特定していくということでございますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

さて、ここまですを少し整理させていただきますと、市川市の交通安全対策のいわゆる見える化は、大きく3種類に分けられるというふうに思います。1つは、ゾーン30、キッズゾーン、まごころゾーンのように、ある目的を持ったスペースや区域の見える化。2つ目は、危険箇所の見える化。通学路については安全点検の結果から、また一般道については地域の要望や、近年ではLINEによる道路破損の投稿、こういったものからも危険箇所の情報を得て調査の上、実施している、こういった見える化、こういうものがあるというふうに思います。例えば、横断歩道があって車の行き来も多く歩行者の横断も多い。このような横断歩道は、大抵押しボタン式の信号機の設置の要望が必ずあるというふうに思いますけれども、諸事情により設置が困難、このような場合は、横断歩道の手前をカラー舗装化して運転者に注意喚起を促す、このようなことですね。あるいは自動車の交通量の多い交差点、信号機の設置要望があるが事情により難しい。こういった場合は、出会い頭の事故を防ぐために交差点の中央をカラー舗装化して注意を促す、こういったような危険箇所の見える化。3つ目は、守るべきルールに見える化です。これは、今お話しありました自転車走行の左側通行を促すピクトグラムのような見える化ですね。これ以外にも自動車の一時停止箇所の停止線前のカラー舗装、これもこれに当たると思います。一時停止という守るべきルールに見える化。一般道の普通の横断歩道前の停止線前のカラー舗装も、歩行者がいたら自動車は停止するという守るべきルールに見える化、こういった3種類でございます。本市は1つ目のゾーン30、キッズゾーン、まごころゾーンなど、こういった市の事業として定着しているものにつきましては、今後も必要に応じて増設ということだというふうに思いますけれども、2つ目の危険箇所の見える化と守るべきルールに見える化もさらに進めていただきたい、このように思います。そのためにも、例えば、見える化促進事業とでも銘打って事業化できないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

通学路における危険箇所の見える化につきましては、これまでにも通学路区画線等整備事業として進めてきております。今後は通学路以外の一般道における危険箇所の見える化や、守るべきルールに見える化などを含め、統合的な実施について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

**○石原たかゆき議員** ぜひ御検討ください。私は車の運転でサッカーの遠征等で他市、他県に行くことが多いわけですが、特に一般道で複数の市をまたいで移動するというときに、その市ごとの私の言う交通安全対策としての見える化の工夫が見てとれるときがあります。明らかに見える化の内容、色使い、形状、こういったものが違いますので、市境を越えたなというふうに感じるぐらいです。そういった他市と比較すると、市川市は私の言う3番目、守るべきルールが見える化、これが弱いように思います。これは、危険箇所の見える化が要望への対処という形で実施されており、これはいわば受け身の対応ですね。守るべきルールが見える化というのは、それに比べると能動的、自発的な対応が求められるという、こういうことだからだと思います。なかなか難しいと思いますが、市川市は駅周辺に人も車も自転車も集まりますので、例えば路上禁煙・美化推進地区となっている駅周辺、こういうところは優先的に守るべきルールが見える化事業を進めていく、こういうことも一考していただければというふうに思います。ぜひ御検討ください。

いずれにしても、交通安全対策としての目にせざるを得ない仕組み、見える化、これの推進によって、子どもにとっても、大人にとっても、歩行者にとっても、自転車や自動車の運転者にとっても交通事故のない住みやすい町を目指したい、このように思います。よろしく願いいたします。

次の項目に移ります。G I G Aスクール構想の環境整備について伺います。初回でも申し上げましたとおり、学習用タブレット端末につきましては、全校児童生徒にやっと1人1台の配付を完了したのもつかの間、初期に利用可能となった学習用タブレット端末の入替えの時期が迫っています。また、学習用タブレット端末の整備については、コロナ禍のオンライン学習の必要感から、国が主導して急な整備を図ったことから、やや混乱した状況の中での整備になったと、こういうふうには思っております。市川市としての供用開始から1年がたった今、課題を整理し、今後に生かすことが重要と考え、るる質問させていただきます。

ここで断りしておきますが、本来ですとG I G Aスクール構想の環境整備ですので、情報政策部にお伺いするということですが、今回は担当部署の学校教育部にお伺いいたします。

さて、初回答弁で、現状として段階的に購入した、機種は3種類であるが、全て文部科学省が例示している標準仕様であると、このように理解いたしました。では、供用開始から1年がたち、どのような課題が見えてきたか、お伺いいたします。

**○大場 諭副議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** タブレットの課題につきましては、大きく3点となります。まず1点目は、破損が想定より多いことです。各学校には取扱いについての注意喚起をし、破損を防ぐような取扱いを指導するようお願いをしております。破損した端末に関しては修繕対応を行う予定です。2点目として、3種類のタブレットの運用が挙げられます。児童生徒と教職員用のタブレットの種類が違うため、指導がしにくいことや、充電用のアダプターを兼用できないといったことが挙げられます。また、タブレットが3種類あるため、管理についても複雑になっている状況が見られます。3点目は、使い方によってタブレットの動作が鈍くなることです。タブレットの活用が進み、様々な機能を使ったり新しいソフトなどを導入するときに、動作処理に時間がかかってしまうことも懸念されます。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原たかゆき議員。

**○石原たかゆき議員** 破損が非常に多いこと、また、機種が3種類となっていることで生じる課題、さらにスペックが低いというようなこと、これが課題というふうに承知いたしました。

それでは、それぞれについてさらに詳しく伺ってまいります。まず1つ目、破損が多いということですが、9月補正で2,500万円の端末の修繕費として計上されています。金額としては高いように思います。そこで

お伺いします。なぜ高いのか、高くなる理由をお聞かせください。また、破損の主な原因、これについてもお願いいたします。さらに、保険に入ったほうがよいのではというふうに思いますけれども、考えをお聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 修繕対応が必要となる破損の主な原因としては、タブレットを落下させてしまうことにあります。修繕にかかる費用としては、1台当たり平均で約3万6,603円であり、破損の状況によって2万円から5万円程度かかります。現状では590台のタブレットを修繕する予定であります。この後も修繕対応の必要な端末は増えていくと考えられます。今あるタブレットを保険に加入すると、年間約1億円の費用がかかるので、金額としては修繕のほうが安価となります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。1台当たりの修理費用が非常に高いのが驚きました。購入した金額と同じぐらいの修理費がかかるものもあるということだというふうに思います。今後も増えるということも本当に懸念される所です。ただ、破損が増えるということは、それだけ使用頻度が高いということでもありますので、これは痛しかゆしの点ではあるんですけども、さきの6月定例会での質問者への答弁にもありましたように、落下の原因を特定して持ち方等の指導の徹底をしていくということ、ぜひお願いしたいというふうに思います。また、現在590台が修繕予定ということで、これも6月の質問者への答弁で、1校につき8台の予備機を配備しているというようなことでもございました。55個ですから、もう足りないわけでもございますね。児童が困らないようにする手だてを取ることはもちろんですけども、今後に向けては予備機の配備の数についても一考すべきというふうに思います。

保険についてですけども、保険に加入すると約1億かかると。ざっと計算しますと、先ほどの答弁では3万4,260台でしたので、年間1億円ということで割り算しますと約3,000円弱。これを12で割ると一月は大体250円、このような計算かなというふうに思います。修繕にかかる年間の総額は、当初予算ではたしか400万円というようなことだったと思いますが、それで故障が多くて、今回2,500万上積みと。そうしますと2,900万ぐらいかかると。確かに金額だけ見ると修繕のほうが安いように思われますが、修繕に関わる業務についてはどのように行っているのでしょうか、お伺いします

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 各学校で破損したタブレットが出た場合、学校の教職員が教育センターに持ち込むこととしております。持ち込まれたタブレットは教育センター職員やヘルプデスクで切り分けを行います。修繕の程度を確認し、修繕業者に依頼、発送するといった業務の流れになっております。修繕が終わったタブレットは、学校職員が教育センターまで受け取りに来ることになっています。タブレットが3種類ありますので、修繕に関しては、それぞれのタブレットごとの対応となっています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 そうしますと、教育センター職員がほぼ対応していると。590台、これが2,500万円で590台ですから、その前もあると思いますね。当初予算分のものも多分あると思いますが、そういったものを修繕の確認をして、依頼をして、発送すると。これは本来の業務をかなり圧迫しているのではないかと心配になります。専門に人が必要なぐらいの業務だというふうに思います。保険を掛ければ業者に任せられますから、保険を掛けるということについても一考すべきというふうに思います。

次に、2点目の課題、機種が3種類となっていることから生じる課題について伺います。3種類それぞれの契約体系、財源についてお聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 3種類それぞれのタブレットの契約と財源についてお答えいたします。

A種は9,049台あり、この機種はリース契約となっております。リース契約期間は、9,049台のうち3,058台は令和3年1月から令和7年12月、5,991台は令和2年9月から令和5年8月までとなっております。財源は市の予算でございます。B種は2万1,011台あり、令和2年度に購入しています。財源は国の補助金でございます。C種は4,200台あり、令和3年度に購入をしています。この財源は市の予算となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 タブレットをずっと見ているだけではちょっと分かりにくいんですが、このように契約等をお伺いすると、契約にはリースと買取りがある。そしてリースの中も時期が2種類、財源も市と国がある。そして機種は3種類と、もうばらばらですね。管理が複雑ということが課題というふうにおっしゃっておいりましたが、ただ管理するだけでも大変なことだというふうに思いますが、先ほどの修理のことを考えますと、教育センターの本来の業務をさらに圧迫されている。管理が大変なのに修繕も大変と、こういう状況じゃないかというふうに思います。強くその圧迫感を推察できるところでございます。

続けてお伺いしますが、この契約等がばらばらな3種類の学習用タブレットを何かしらの配慮をしないと各学校に配付できないと思いますが、どのように配付しているのかという点、また、小学校から中学校にはたしかタブレットを各自は持ち上がっているというふうに伺いました。その引継ぎについてはどのようになっているんでしょう、お伺いします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 タブレットの配付については、各学校で管理や指導がしやすいように、同じ学校や学年でそろえるように配慮しています。令和3年度に各学校に配付したタブレットの内訳につきましては、A種の3,058台は主に教職員と中学校2校、小学校1から3年生1校に配付しております。同じA種の5,991台は、令和2年度に休校対応として一度学校に配付したものを回収し、再設定をした後、小学校、義務教育学校前期課程1から3年生24校に配付いたしました。B種は、中学校、義務教育学校後期課程14校、小学校、義務教育課程前期課程4年生から6年生39校、小学校1年生から6年生3校に配付しております。C種は、小学校1年生から3年生11校に配付しております。タブレットは9年間を通して同じ端末を使用する運用としています。これは、中学校でも同じ端末を使うことにより、IDを変えることなく運用することができるようにするためです。令和3年度に配付したタブレットを小学校から市内中学校に進学するときに、各自で進学先に持っていくようにしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 各学校が管理しやすいように、同じ学校や学年でそろえるようにということで配慮しているのはよく分かりました。ただ、教職員にはAの種類、1種類が全員にということだと思います。最初に課題としても挙げられていましたが、教職員と児童生徒のタブレットが違うという状況が必ず生まれるわけですね。このため指導しにくいと。このことは多くの先生から聞くところです。特にタブレット端末に不慣れな先生方の戸惑いが大きいということでございました。担任が持っているものと子どもが持っているものが違うというのは、やっぱり指導の難しいところがあるかなというふうに思います。やはり先生と児童生徒は同じものを使用できる

といいというふうに思います。これも一考を要するというふうに思います。

また、中学校へは小学校のものをそのまま持っていくと、IDがそのままですから使いやすい。ただ、ちょっと考えてみますと、現在の中学校ブロックの小学校2校ぐらいがあるとして、その小学校が同じ機種を使っているということが、同じだったら問題ありませんけれども、今の状況ですと、小学校は多分B種が一番多いですから、AとBが混在するということが容易に考えられますね。特に来年の1年生、これは各小学校から上がってきますから、A種、B種、いろんな小学生がそこに混在してしまうということになるというふうに容易に想像できますから、すぐ崩れるのではないかと。さらに、毎年この状況が続きますから、あつという間にその中学校はAとBが混在する。さらに、今C種につきましては1年生から3年生ということでしたので、4年、5年、6年とあと4年後、中1になるときは、そのC種を持っていきますから、中学校はこれでA、B、Cの全てがそろそろ学校が増えるということになる。これは大変困るのではないのでしょうか。やはり機種が3種となっていることから生じる課題の原因は、3種類となっていること、そのことが原因なんです。このように考えます。

近隣他市を見ると、利用している学習用タブレット端末は1種類というのがほとんどです。2種類使用しているところも、小学校と中学校で機種を別にしている、こういう場合があります。この場合、どういうことかといいますと、市川のように小学校と中学校がそのままというのは、中3で卒業した子たちのコンピューターを、中を1回きれいにして小学校の1年生にまた持ってこられるんですね。そうすると、入れ替えるときの1回さらにする費用は1回で済むわけです。しかし、これが小と中を分けるとなると、小学校6年生で1回さらにして、小学校1年生に渡す。中学校3年生で終わったら、1回さらにして中1に渡す。これを繰り返す形になる。そうすると、やはり予算的には1回のほうが安く済む。これを使うところはほとんど1種類で下に送るという作業をしているということなんです。3種類あって、しかも中学校に持ち上がっている。これは全国でも市川だけではないかと思います。一考を要するというふうに思います。

次に、3つ目の課題、学習用タブレット端末の動作処理が遅くなってしまう課題について伺います。これは、CPUやメモリに関する、いわゆるスペックの問題です。学校に導入しているタブレットは、文部科学省の標準仕様に準拠しているということでした。このスペックで学校では円滑に利用できているのでしょうか、お答えください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 タブレットを使用するときに、ソフトの起動時やソフトを同時に使用する場合には、CPUやメモリに負荷がかかり処理速度が鈍くなることがあります。授業中にソフトを立ち上げるなどの動作を行う場合に、立ち上げまでに時間がかかることも見られます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 やはり遅くなる時があるんですね。当然でしょう。この文科省の標準仕様、先ほどの初回答弁にありましたけれども、インテルのCeleronですね。これは一般的に一番廉価なCPUで、ネットの閲覧には向いていますが、起動時や画面上で他のソフトと同時に処理するというような場合には、どうしても遅くなってしまいますと、こういうことでございます。さらに、今後ソフトをバージョンアップしたいときなど、極端に処理速度が鈍ってしまう、こういうことだと思います。文科省の標準仕様には合っているというところなんです。これは私の私見ですけれども、どうしても早く整備をしたかった文科省の考えがあると思います。あの当手を思い返してみますと、学校が休校となって、学年の始業を9月に変えてもいいんじゃないかというぐらい大きな問題でした。そうすると、オンラインをどうしても早くしなきゃいけなかった。早くしたいという思いがあったと思うんですね。ですから、すぐそろえられる仕様になって、これでできないことはないの、

そういったこともあったというふうに思います。ですから、これからさらに文科省の仕様のスペックも上がっていくというふうに考えられますので、スペックを高くしていくということも一考すべきというふうに思います。

最初に申し上げましたとおり、課題を整理し、今後に生かすことが重要と考えております。今後、学習用タブレット端末に関してはどのような方針で整備をしていくのか、お答えください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 文部科学省の標準仕様に準拠したタブレットを導入しておりますが、ICT機器は日々新しい技術が取り入れられていますので、御質問者もおっしゃったとおり、必要とされるスペックも変わっていくことと考えられます。今後のタブレットの構築に関しましては、学校現場での使い方を考慮し、性能や外装について、より使いやすく、堅牢であるような仕様を検討いたします。また、現状3種類の機種となっているものを同じ機種にそろえ、学校で円滑に活用できるような整備を進めていけるように考えてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。スペックを上げ、壊れにくいものにし、同じ機種にそろえていくということですので、ぜひお願いいたします。

加えて何点か要望させていただきます。まず、契約についてですけれども、現在リースと買取りの両方があるということです。これについても、できれば1つにしていきたい。さらにリースがいいんじゃないか、そして保険にも入るべきというふうに思います。買取りは最後に処分する際に費用がかかりますし、処分に至るまでの作業を整えるのは多分教育センター職員の仕事になるでしょう。保険に入るとは修繕よりも高い費用になりますが、修繕は職員の負担が多くなることから、本来の業務に専念させるためにも、保険への加入をお願いしたいというふうに思います。

また、予備機の配置数ですけれども、現在8台と。破損した場合も、やはり1人1台が維持できないことには意味がありませんので、今年度の不足状況を踏まえ、台数を増やすとともに、各校1台、一律同数ではなく、児童数、生徒数に応じた対応、これもお願いしたいというふうに思います。

さらに、財源についてですが、市川市が、いわゆるB種を国の補助金でという、このときのことをちょっと思い出してみますと、たしか上限4万5,000円の設定でだったというふうに記憶しています。今後、また同じように更新のときに国が負担するということは、現在のところ、そうはなっていないのかもしれませんが、無理かもしれません。もし国の負担となったときには、補助金をリース契約でも使えるのか確認をよくしていただきたい。前回4万5,000円でリース契約ができた。前回も実はできたという話も聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

また、せっかく国が4万5,000円補助するというものですから、できる限り有効に使っていただきたい。前はこれを入札によって最安値の業者に落札し、4万5,000円との差額は国に返したというふうに漏れ承っております。もったいないですね。次回もし同じようなことがあれば、仕様書でよりスペックの高いものを挙げて、高くてもよいものを落札するように、このようにお願いしたいというふうに思います。

GIGAスクールの環境整備について質問し、お願いをさせていただきました。6月定例会では、インターネット環境整備について、今回、9月は学習用タブレット端末の整備について確認させていただきました。どちらも現在の課題、経験を基に、子どもたちにとって、よりよい方向へ進んでもらいたいと、この願いからであります。GIGAスクールの環境整備につきましては、今後も注視してまいります。よろしく申し上げます。次の項目に移ります。

運動部活動の地域移行についてです。公立中学校の運動部活動につきましては、指導する教師の長時間勤務の

解消や少子化による活動の制限等の課題など、今のままの運動部活動の形態では持続可能が難しいことから、国はこれまでもガイドラインや答申において改革を唱え、学校と地域との連携を強く求めてきました。このような中、令和3年10月、スポーツ庁は、部活動の段階的な地域移行を着実に実施するなど、運動部活動改革を推進する具体的な方策を検討するため、運動部活動の地域移行に関する検討会議を設置し、運動部活動の現状と改革の方向性を整理し、解決すべき課題と改善に向けた方策を検討し、計8回の討議を経て、令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議提言としてまとめました。今後は、この提言を踏まえた改革を、市川市に限らず全国の市町村で計画し、実施することとなるというふうに思います。そこで、市川市の考え方と今後の展開を伺ったところ、考え方として、学校が運営する部活動から地域単位での活動に移行する考えとのことでした。念を押すようで恐縮でございますが、そうしますと、今までの部活動の形はそのまま残して、指導する者が先生から地域の民間の業者に替わるということではなく、地域に新たなスポーツ環境を構築していくと、こういう考えで間違いはないでしょうか、お答えください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

運動部活動の学校単位から地域単位での活動への移行では、単に指導者が地域の方に替わるということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、持続可能で多様なスポーツ環境が整備できる新たな組織をつくり上げてまいります。そして、地域単位の活動においても、学校部活動の教育的意義を継承して、子どもたちがスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの力で輝けるような環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 考え方は大賛成でございます。このような組織であれば、兼業・兼職の課題はありますけれども、その競技を指導したいという教員もいるわけで、そういった方が地域の新たなスポーツ環境と一緒に活動できる、こういったことも考えられると思いますので、大賛成でございます。

続いてお伺いしますが、初回答弁では、今後協議会を立ち上げて課題解決を推進していくということでした。どのような構成を考えているか、お聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 協議会の構成といたしましては、教育委員会が主体となり、本市のスポーツ担当部署、校長会、支部小中学校体育連盟委員長等を中心に立ち上げることを予定しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 まずは直接関わる部局等の構成ということだと思います。目指すのは地域の新たなスポーツ環境の構築ですから、必ず市のスポーツ協会加盟団体や、既に地域で活動しているスポーツ団体の協力が必要になると思います。ぜひこのような地域の方々の意見を必要に応じてお聞きするとともに、行く行くは協議会の構成員となることを念頭に協議会を進めていただきたい、このように思います。

また、学識経験者の意見も重要というふうに考えます。なるべく早期に協議会の構成員として加えていただきたい。これは要望しておきます。

今後のことにつきましては協議会で課題を整理していくということでした。運動部活動の地域移行に関する検討会議提言では、スケジュールも示されており、令和7年度をめどにということとなっております。この提言のスケジュールがあるわけですが、市川市の考えをお聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 スポーツ庁は運動部活動の地域移行に関する検討会議提言において、まずは休日の部活動から段階的に地域移行を基本として、目標時期を令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途としております。そこで、本市といたしましても、スポーツ庁のスケジュールを参考にして、本市における運動部活動の実情を踏まえ、協議してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 このスケジュールにつきましては、全国市長会が7月4日、期間を限定せずに地域の実情に応じた移行ができるようにとの意見書を提出されています。やはり自治体が関わるのがかなり多くなりますので、各自治体としては唐突感もあったということは否めませんので、このような意見書が出たというふうに思います。その回答はまだだと思いますが、本市においてもこのことを踏まえ、必ずしも期間がまだ限定されているというふうなことではないということを念頭に、急がず、しかし丁寧に、そして何とか早めという形で協議していただきたい、このように思います。

さて、この提言を踏まえた市川市の考えとしては、ちょっと整理しますが、学校が運営する部活動から地域単位の活動に移行する考えがあるということでした。そして地域に新たなスポーツ環境を構築する、これを目指したいということでもございました。としますと、地域に新たなスポーツ環境の構築でございますから、これは文化スポーツ部の関わりも重大になるというふうに思われます。今回の提言においてもスポーツ振興の重要性が強調されています。そこでお伺いしますが、文化スポーツ部のこの提言を踏まえた考えをお伺いします。

○大場 諭副議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

スポーツ庁の提言の中で今後の目指す姿として、学校の運動部活動では支え切れなくなっている中学生等のスポーツ環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていく旨が示されており、地域のスポーツ団体等との緊密な連携が必要になってくるものと考えております。また、同提言の中で、現状の課題として、スポーツ団体等の整備、充実やスポーツ指導者の質、量の確保及びスポーツ施設の確保などを挙げており、本市としましても、これらを所管する文化スポーツ部の役割は大変重要であると認識しております。地域移行を促進するためには、単に外部指導者を補充するだけではなく、地域や部活動に積極的に取り組んでいる先生や退職された先生、そして地域や行政等が一体となり新たな組織づくりが必要であると考えております。そこで、教育委員会などの関係部署と連携し、子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。ということは、市川市のスポーツ振興基本計画がございますので、こちらとの関係というのも大切になってくるというふうに思います。運動部活動の地域移行の位置づけ、これは市川市のスポーツ振興基本計画でどのようになっているんでしょう。また、その見直しを含めてどのように考えているか、お伺いいたします。

○大場 諭副議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

本市のスポーツ振興施策の指針であります市川市スポーツ振興基本計画につきましては、今年度、計画期間の最終年度でありますことから、計画の見直しを進めているところでございます。現在、スポーツに関する市民の

意向等を把握するため、アンケート実施に向けた準備を行っております。また、課題の抽出や、その対応策を検討するため、市川市スポーツ協会などの関係団体やスポーツ推進委員等からの意見聴取のほか、教育委員会をはじめ関係部署による部会開催などにより意見を集約し、今年度中に新たなスポーツ振興基本計画を策定する予定でございます。学校部活動の地域移行につきましては、今後の本市のスポーツ振興施策を進める上での重要課題の一つであると認識しております。そのため、同計画の見直しに当たりましては、スポーツ庁の提言を踏まえ、地域ごとの状況を把握し、場所や機会の提供、人材の確保等を盛り込み、学校部活動のスムーズな地域移行が行えるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 いろいろ考えていただいているので、さらに踏み込んでお伺いしますが、現段階で具体的な考えというのは、そういったものはもうあるのでしょうか。

○大場 諭副議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

現段階の具体的な考えでございますが、例えば中学校ブロックなどの地域単位ごとにスポーツ団体等を組織するなど、学校体育と社会体育の融合が円滑に図れるよう、関係部署と連携して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 スポーツ課として、今、協議会が立ち上がる前にいろんなことをもう想定して考えていらっしゃるということがよく分かりました。地域に新たなスポーツ環境を構築する、今具体的な例えとして、中学校ブロックなどでの地域単位ごとにスポーツ団体等を組織するというようなお話がありました。これは大賛成ですね。中学校ブロックのことをちょっと考えますが、中学校が1つで小学校が2つから3つあるということですが、体育施設という点で考えれば、体育館は3つありますし、グラウンドは3つあるわけですね。それをうまく有効に使うというふうに考えていけば、かなり場所は確保できるのではないかと。学校開放の関係もありますけれども、やはり子どもが優先でございますので、そういった方向のことは十分考えられます。また、あるいはもう既に小学校等の学校開放のほうではスポーツ少年団、あるいはあるスポーツ協会の組織が学校を貸していただいて、少年少女に何かしらのスポーツ環境を整えている。中学校ブロックというのは、そういったところも取り込んでいきやすいわけですね。そういった意味で、いろいろな今まである市川のソースを1つにまとめていくのではないかなと、今の文化スポーツ部のお考えに全く賛成でございます。

さて、今後、運動部活動地域移行について、市川市としての基本的な考えは分かりましたし、協議会を設置して検討していくと、よろしく願いますと。簡単にちょっとお話ししますが、実はこのことは大変なことだというふうに思います。今までの学校部活に代わって新たなスポーツ環境を構築していくというんですから、これは大変なことだと思います。そして、しかもそれを全国で行おうとしているわけですから、日本のスポーツ文化を変えるぐらいの大きな変化だというふうに私は思います。

そこで、大きな変化には様々な解決すべき課題がありますので、幾つか申し上げますと、まずは人の課題。これは提言にもありました。指導者については、言葉は悪いですが、今まで中学校教員のおんぶにだっこで大きな負担の上に成り立っていたわけですね。それを、同じことを地域の指導者がそういうことを確保できるのか。指導者の資質と量という形でこの提言にも書いてありますが、これは大きな問題です。ほかにもこの提言では、場所の確保、会費、保険等、このような課題が述べられています。それぞれどれもが中学校が全部担っていてくれ

たのかと思うと、驚きでもありますね。中学校の先生には頭が上がりません。

また、別の課題ですが、障がいのあるお子さんも部活があります。この子たちの部活に代わるスポーツ環境、これも重要になるというふうに思います。

また、考え方なのですが、指導観といいますか、この提言の冒頭に、今後の目指す姿というのが、A4、1ページぐらいに書かれているのですが、これを読むと、生涯スポーツ環境、この構築ということが書かれているとしか私には思えないんですね。一方、中学校の部活動は、いわゆる最後の大会で負けると引退という形となる競技スポーツなわけですね。そうしますと、生涯スポーツと、それから競技スポーツを両方考えていかなきゃいけないわけなんです。この視点の議論は大変重要だというふうに思います。ざっと考えただけでも、気の遠くなるような大きな課題が幾つも出てきます。運動部活動の地域移行を進めるには、私たち大人が大きな覚悟を持って臨む必要があるというふうに思います。

この覚悟は、実は組織をつくる側だけではありません。中学校にも大きな覚悟が必要となります。どういうことかといいますと、中学校から部活がなくなるわけですね。これは働き方改革から見れば大変望ましいことですが、部活動の占めていた大きな役割というものも中学校にもあるはずなんです。これは生徒指導上等の役割というのは大きいというふうに私は思います。それが中学校からなくなってしまうわけですから、そうしますと、部活は教育課程外でございしますが、教育課程内の日々の授業の中で、今までの生徒指導的なものも加味した効果を上げていかなきゃいけないと。これは中学校教員の意識改革を含めた部活がなくなることへの大きな覚悟、これが中学校にも必要になってくるというふうに思います。また、今回取り上げておりませんが、文化部もございしますので、これをどうしていくかということも大きな課題というふうに思います。

さて、まとめますけれども、今後ですけれども、協議会を立ち上げて、教育委員会と文化スポーツ部が協力し、中心となって課題を整理していくということになるというふうに思います。目的は何かといいますと、思春期を迎え、これから大人の道に入ろうとする一歩手前のいろいろな夢と希望にあふれた、そしてスポーツをやりたいと思っているその子どもたちが、安心してスポーツに打ち込んでいくことができる環境づくり、これが目的です。市川市として、行政、そしてこの議会もそうでしょう。スポーツ協会等の外部団体、そういったものが一丸となって、英知を結集して、この地域移行に覚悟を持って取り組む必要があると、このように思います。今後もこの動向を注視してまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして会派創生市川の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○大場 諭副議長 次に、無所属の会、長友正徳議員。

〔長友正徳議員登壇〕

○長友正徳議員 無所属の会の長友正徳でございます。通告に従いまして、初回総括2回目以降一問一答で代表質問を行います。

まず、1番目の大項目、下水道事業についてのブレット、下水道使用料改定の緊急性についてです。

議案第16号市川市下水道条例の一部改正についてですが、理由は、「下水道事業の安定的かつ持続的な経営を図るため、下水道使用料の額を見直す必要がある」とされています。施行日は2023年4月1日とされています。諸物価が高騰している中で、なぜ下水道使用料を値上げされるのでしょうか。物価が高騰しても賃金は上がりませんので、市民の生活はますます苦しくなっています。今年度の市川市下水道事業会計予算によれば、一般会計負担金は1億5,185万7,000円です。下水道工事を少しだけスローダウンすれば、この赤字は解消できるのではないのでしょうか。スローダウンしたくないのであれば、赤字分だけ財政調整基金を取り崩せばよいのではないのでしょうか。そもそも財政調整基金は経済が不安定化した場合でも、市民サービスを維持するためにあるのです。このように、ちょっとだけ工夫すれば物価高騰が収まるまで、下水道使用料の値上げを先送りすることは可能なの

ではないでしょうか。このような考察を踏まえて、現下の諸物価高騰の中で下水道使用料を値上げすることについて、いかなる緊急性があるのか伺います。

次に、2番目の大項目、物価高騰対策についてのブレット、全市民を対象にした生活支援金の給付についてです。

議案第21号2022年度一般会計9月補正予算（第4号）において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資とした原油価格や物価高騰等に対する支援に係る予算が、農業者肥料価格高騰対策支援金4,277万7,000円をはじめとして、10項目にわたって計上されています。これは主に事業者、事業所、施設などに対する支援なのではないでしょうか。これでは物価高騰で生活が苦しくなっている母子家庭や年金生活者には行き渡らないのではないかと懸念しています。そこで、本市はなぜこのような支援策を講じることとされたのか伺います。

次に、3番目の大項目、新型コロナウイルス感染症第7波についての(1)医療提供体制の逼迫状況と市の対応についてです。

新型コロナウイルス感染症第7波の感染が拡大しています。7波だというのに医療提供体制の逼迫状況については目に余るものがあります。つきましては、本市は医療提供体制の逼迫状況について、どのように把握されているのか伺います。

また、本市は医療提供体制が逼迫している中で、どのように対応されているのか伺います。

次に、(2)自宅療養者とその同居家族に対する生活支援についてです。新聞報道によれば、感染急拡大で保健所などがパンク状態にあることから、新型コロナウイルスに感染した自宅療養者への食料品配布が感染判明から約1週間後になることがあるそうです。これでは役に立ちません。こういった情報に接するにつけ、本市の自宅療養者などに対する食料品などの配布がどのように行われているのかが気になります。そこで、本市の自宅療養者などに対する食料品などの配布について、県や保健所や市の役割分担、情報伝達のルート、配布する食料品などの内容、自宅療養者などが食料品などの配布を受けるための要件、本市が食料品などを自宅療養者などに配布していることの市民への周知はどのようなものか伺います。

次に、4番目の大項目、少子化対策、子育て支援についての(1)合計特殊出生率の低下傾向と回復策についてです。

厚労省が6月上旬に公表した2021年における合計特殊出生率は1.30でした。5月7日、米国の著名経営者のイーロン・マスク氏がツイッター上にて、出生率が死亡率を上回るような変化がない限り、日本はいずれ消滅するだろうと投稿し、世間の関心を集めました。人口を維持するのに必要な出生率は2.06とされています。日本消滅を回避するためには、出生率を回復させなければなりません。市川市総合計画第三次基本計画（案）によれば、本市の合計特殊出生率は2020年度時点で1.26であり、全国平均の1.33と比べて低くなっているとのこと。妊娠と出産、そしてその後の子育てと仕事の両立を安心して行える環境の整備が求められているとされています。そこで、本市の合計特殊出生率の低下傾向について伺います。

また、出生率を回復させるために、本市はこれまでにどのような回復策を講じてこられたのか伺います。

次に、(2)結婚新生活の支援についてです。国などは、新婚世帯に対して最大30万円から60万円を支給するという結婚新生活支援事業という制度を運用しています。ちなみに市川市はこれだけです。結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し新居の家賃や引っ越し費用等を補助するものです。千葉県木更津市は、今般、新婚世帯の経済的負担を軽減するため、生活費の一部に対し最大30万円の補助金を交付すると発表しました。同市は少子化対策の推進や、移住、定住の促進に期待するとしています。対象は本年4月1日から来年3月31日に結婚届が受理された夫婦で、申請時に夫婦の住民票の住所が市内の新婚居住地であることや、年齢が39歳以下であ

ること、合計所得が400万円未満であることなどの要件を全て満たす世帯とされています。結婚に伴う経済的負担を軽減することは、少子化対策として有効と考えられることから、本市も新生活支援事業という制度を導入されるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

次に、(3)保育料の国基準からの軽減についてです。岡山県に奈義町という人口約5,000人の比較的小さな町があります。2019年のデータですが、合計特殊出生率2.95という驚異的な数字をたたき出しています。本市の2020年度の合計特殊出生率は1.26でしたが、その2.3倍です。様々な少子化対策や子育て支援策を講じてきた成果だと評価されています。

2019年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。しかしながら、住民税課税世帯のゼロ歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料は対象外です。新聞報道によれば、東京都練馬区の会社員の女性は、幼児保育無償化の対象となる3歳まで月7万円かかったとして、国や地方にはもっと子育て支援を拡充してほしいといった趣旨のことを心から願っていたそうです。奈義町では保育料について、第1子は国基準の負担の半分ほどに軽減しており、第2子以降も減免しているそうです。明石市では、認可施設において第2子以降の保育料を無料化しています。そこで、市川市では住民税課税世帯のゼロ歳から2歳児クラスまでの子どもたちの保育料について、国基準と比較してどのような軽減を行っておられるのか伺います。

次に、(4)の学校給食費の無償化に係る課題についてです。ついに学校給食費の無償化に係る予算が今年度一般会計9月補正予算（第4号）に計上されました。大英断を下されたと思います。これに関して8月24日付の読売新聞は、学校給食費の無償化に係る費用は市全体の事業の見直しや効率化で捻出する方針という趣旨の報道をしています。つきましては、学校給食費の無償化という大英断に至った経緯及び学校給食費の無償化の概要について伺います。

また、学校給食費の無償化に係る経費は年間約17.7億円とされていますが、この経費は具体的にどうやって捻出するのか伺います。このことを含めて、学校給食費の無償化に係る課題はどのようなものか伺います。

次に、4番目の大項目、ジェンダーギャップ解消についてのブレット、ジェンダーギャップ解消に向けた取組についてです。

世界経済フォーラムは7月13日、世界の男女格差の状況をまとめた2022年版のジェンダーギャップ報告書を発表しました。格差がない状態を100%とする日本の達成率は65.0%で、146か国中116位と主要先進国で最下位でした。今回悪化した経済分野では、56.4%の121位でした。経済分野では、同じ仕事をして男女でもらえる賃金に差がないか、会社の管理職の男女比などに注目しています。英国の週刊誌「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション」2014年10月9日号にはこんな記事が掲載されています。タイトルは、意欲的で野心的な日本の女性科学者は男性優位の日本から去るというもので、記事は名古屋大学の学長が、優秀な女性研究者が日本から海外に大量流出、または移住している状況を深く憂慮していることを報告しています。海外で働いている日本人の自然科学研究者2万4,000人のうち、女性研究者が占める割合は60%であり、日本国内の女性自然科学研究者の比率10%よりはるかに高いこともこの記事は伝えています。日本での競争から排除された優秀な女性が外国に移住し、外国の大学や企業の国際競争力の向上に貢献しているのです。この状況は、日本衰退の元凶の一つなのではないでしょうか。

毎定例会の議場において、私は市の幹部職員と対面していますが、女性幹部職員は1人しかおられません。少ないのではないかといつも感じています。ちなみに、日本政府は2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるようにするとの目標を掲げています。管理職の不合理的な男女比は、男女間賃金格差をもたらすことにもなります。これらのことから、ジェンダーギャップの解消に向けて所要の取組をしていかなければなりません。そこで、市職員の管理職の男女比や今後のジェンダーギャップ解消に向けた取組について

伺います。

次に、6番目の大項目、農業政策についての(1)就農人口の減少傾向とその要因分析についてです。

全国的に就農人口の減少が深刻化しています。このまま推移すれば日本の農業は消滅してしまいます。農林水産省の統計によれば、国内の農業就業人口は2010年の約260万人から、2019年の約168万人へと9年間でおよそ92万人も減少しています。また、農業就業人口のうち65歳以上が占める割合は、2010年の約62%から2019年の約70%へと上昇しており、確実に高齢化が進んでいます。本市においても同様の傾向が見られるのではないかと考えますが、つきましては、本市の農業就業人口の減少傾向や高齢化の状況について伺います。

また、農業就業人口の減少に伴い、経営耕地面積も減少しているのではないかと考えますが、つきましては、本市の経営耕地面積の減少傾向についても伺います。

さらに、農業就業人口の減少をもたらす要因は何か伺います。

次に、(2)就農人口の減少を食い止めるための方策についてです。就農人口の減少を食い止めるためには、後継者や新規就農者を増やしていかなければなりません。農林水産省によれば、新規就農者は2018年は5万5,810人で、ここ数年、5から6万人で推移しています。しかし、2006年には8万1,030人いたことを考えると、かなり減少しているとのこと。

もう一つ気かりなデータとしては、新規就農者の離職率の高さが挙げられます。総務省によれば、2014年に農林水産省の農の雇用事業の支援を受けて新規就農した1,951人のうち、3年目までに離農した人数は564人と全体の35.4%にも上ったとのこと。同省は、新規就農者が定着しないことの経緯についても調査しています。農業所得で生計が成り立っているのは、新規参入者全体の24.5%にとどまっているそうです。これらの調査結果から読み取れることは、ビジネスとしての農業に期待を抱いて就農したものの、想像よりも重労働であったこと、その割に受け取る報酬が少ないことが農業を諦めることにつながっているという現実だそうです。こういった農林水産省や総務省のデータを踏まえて、本市における新規就農者の現状や、新規就農者を増やすために講じておられる方策について伺います。

次に、7番目の大項目、地球温暖化対策についての(1)ウオームビズの導入についてです。

ウオームビズとは、過度な暖房に頼らず、冬を快適に過ごすライフスタイルのことです。環境省では、2005年度から冬期の地球温暖化対策の一つとして、暖房時の室温を20℃で快適に過ごすライフスタイルを推奨するウオームビズを呼びかけています。政府では、率先した取組を自ら実施するために、暖房中の室温は19℃を目途に過度にならないように適切に調整に努めることとする方針を定め、地方公共団体からも同様の取組を行うよう協力を要請しています。そこで、本市では冬季の暖房中の室温やウオームビズの導入について、市川市地球温暖化対策実行計画における取扱いはどのようなものか伺います。

また、それを受けてどのように取り組んでおられるのか伺います。

次に、(2)住宅の窓やドアの断熱リフォームへの補助事業の拡充についてです。戸建て住宅では室内と室外の熱の出入りの6から7割が窓経由とされています。よって、住宅の窓やドアの断熱リフォームを行うことは、脱炭素を進める上で効果的です。本市では数年前から、住宅の窓やドアの断熱リフォームへの助成事業を行っておられます。そこで、この補助事業について、経緯、補助率、補助戸数の実績及び今後の拡充構想について伺います。

また、この補助事業が市川市地球温暖化対策実行計画においてどのように位置づけられているのかについても伺います。

次に、(3)新たに建設する市有建築物をZEB、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル化する設計指針の策定についてです。ZEBとはネット・ゼロ・エナジー・ビルディングの略称で、省エネによって使うエネルギーを減ら

し、太陽光発電などによって使う分のエネルギーをつくることでエネルギーの収支を実質的にゼロにすることを目指した建物のことです。静岡県は、去年9月にZEBに認証された学校や庁舎を増やすため、新たに建設する県有建築物をZEB化する設計指針を策定する方針を固めました。指針には空調や照明などの効果的な省エネ手法を盛り込み、政府が本腰を入れる脱炭素化に対応し、温室効果ガス排出量の削減を加速させるとしています。そこで、本市でも新たに建設する市有建築物をZEB化する設計指針を策定するべきだと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

また、市川市地球温暖化対策実行計画において、新たに建設する市有建築物をZEB化することについて、どのように位置づけておられるのか伺います。

次に、(4)住民、中小企業者への再生可能エネルギーの供給についてです。東京都千代田区は今年5月に区内の住民や中小企業者に再生可能エネルギーを供給するため、岐阜県高山市、群馬県嬭恋村、秋田県五城目町と連携協定を結びました。太陽光発電や水力発電など各地の再エネを、仲介者を介して購入できるようにするためです。区は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を掲げていますが、区内の再エネ設備の設置余地は限られていることから、連携協定をきっかけに再エネの調達量を増やし、中小企業などの脱炭素を後押しするとのことです。今年度は2メガワット以上の供給を目指しているとのことです。本市における再生可能エネルギーによる創エネは遅々として進んでいません。東京都千代田区を参考にして、住民や中小企業への再生可能エネルギーの供給を行うとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

次に、8番目の大項目、防災対策についての(1)緊急時の防災行政無線放送を自動的に防災ラジオで拡声する仕組みの導入についてです。

防災行政無線のことは、今や私のライフワークになってしまいました。たまたま私が起伏の激しい地形のところに住んでいる関係で、こうなりました。私は山に住んでいますが、最寄りの防災行政無線のスピーカーは谷に設置されています。こういった相対関係のため、山に住んでいる人には防災行政無線放送は全く聞こえません。大分前に本市の担当部局にお願いして、スピーカーの角度を変えてもらいましたが、全く効果はありませんでした。そうこうしているうちに地域住民の間で八反割公園に新たに防災行政無線のスピーカーを設置してもらおうではないかということになり、本市の担当部局と相談しつつ、近隣の4つの自治会の賛否を取りました。その結果、3つの自治会は賛成だったのですが、最後の1つ、マンションの自治会に反対されたため、本案は廃案となってしまいました。

すっかり落ち込んでいたのですが、今年5月になって、緊急時の防災行政無線放送を自動的に防災ラジオで拡声する仕組みに関わるニュースが目にとまりました。千葉市は緊急情報をより多くの市民に伝えるため、緊急時の防災行政無線をコミュニティーFMの放送に割り込む形で放送する仕組みを構築したとのことです。この割り込み放送を受信する防災ラジオは優れ物で、電源が切れていても緊急放送時は自動で起動し、最大音量で放送を流すことができるそうです。千葉市はこの防災ラジオを地域の自治会や防災組織、保育施設などに配布して、地域の災害情報を伝えることとしています。放送内容は大雨や暴風などの気象特別警報、津波注意報や警報、大津波警報、避難指示、Jアラート情報などだそうです。この防災ラジオは地形の影響を受けることなく、自動的に地域の防災情報を受信することができることから、ニーズにかなっているのではないかと考えます。そこで、この防災ラジオを本市にも導入するとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

次に、(2)マンホールトイレの整備促進に向けた市の取組についてです。マンホールトイレとは、災害時にマンホールの蓋を外して便器を取り付け、排せつ物を下水道に直接流すものです。国土交通省の調査によれば、マンホールトイレを導入した自治体などは、2019年の時点で全体の36%にとどまるそうです。設置された数について

ても、同省は備えが不十分と指摘しています。国の防災基本計画では、工事現場にある仮設トイレなどと併せてマンホールトイレの整備を自治体に要請しています。災害対策の柱としていますが、取組は鈍いとしています。本市がこれまでマンホールトイレの整備に取り組んでこられたことは承知しています。つきましては、これまでのマンホールトイレの整備について、どのような整備計画に基づいて整備してこられたのか、これまでどこに何基を整備されてきたのか、整備率はどのようなものか及び1基当たりの使用人数はどのようなものか伺います。

また、今後のマンホールトイレの整備促進に向けた取組について伺います。

次に、9番目の大項目、教育行政についての(1)教師不足の現状と解消策についてです。

公立小中高校、特別支援学校の教員について、昨年4月の始業日時点で2,558人が計画どおり配置されていなかったことが、今年1月31日に文部科学省が初めて実施した教員不足の全国実態調査で分かったとのことです。小学校の4.9%の937校、中学校の7.0%、649校及び特別支援学校の13.1%の142校が該当しているとのことです。この結果から、本市においても一定の教師不足が発生しているのではないかと推測されます。そこで、本市の教師不足の現状と解消策について伺います。

次に、(2)外国人児童生徒に対する日本語教育人材不足の現状と解消策についてです。昨年9月の日本経済新聞によれば、外国人が多く住む自治体の間で、日本語指導の担当教員1人が受け持つ子の数に最大3倍の差があることが、入手した国の資料で判明したとのことです。文部科学省によると、日本語の授業が必要な外国籍の子らは、全国の公立小中学校に2020年5月1日時点で約3万8,000人いました。日本語の指導は所属するクラスとは別の教室で行うため、担当の教員が追加で必要になります。同省は全都道府県と政令市の67自治体に担当教員を約2,000人配置しています。各都道府県や政令市に日本語指導が必要な子が平均で566人ずついて、教員1人が18人を受け持つ計算になりますが、配置人数にはばらつきがあります。日本語指導が必要な子が平均より多い13都道府県と5政令市を見ても、教員1人の受持ち人数が最も少ないのは東京都と栃木県で11人です。最多の千葉県は32人で、約3倍の差がついています。このことから、本市においては外国人児童生徒に対する日本語指導の担当教員が不足しているのではないかと考えますが、その現状と解消策について伺います。

次に、(3)給付型奨学金制度の現状と拡充についてです。香川県三豊市は昨年9月に修学意欲を持ちながら家庭の経済的な理由で大学などへの進学が困難な市民に向け、高卒の新1年生を対象に、昨年度創設した返済不要の給付型奨学金制度について、2年生以上の在學生と浪人して入学した1年生を対象に加える方針を明らかにしました。一方、今年3月の朝日新聞によれば、2020年の大学進学率は、生活保護家庭で37.3%、生活保護家庭を含めた全世帯で73.4%だったそうです。こういった親の経済格差が子どもに引き継がれる、いわゆる貧困の連鎖は断ち切らなければなりません。

ところで、本市は高等学校等への進学が困難な市民に向け、大畑恣教育基金を運用してこられています。つきましては、この奨学金制度について、どのような制度なのか、これまでの給付状況はどのようなものか及び基金残高の推移はどのようなものか伺います。

また、近隣自治体の奨学金制度はどのようなものか伺います。そして本市の奨学金制度を大学などへの進学も対象とするよう拡充することはできないか伺います。

以上で初回質問を終わります。以降、御答弁をいただいた後、一問一答で再質問を行います。

**○大場 諭副議長** 答弁を求めます。

高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 私からは大項目、下水道事業についてと防災対策についての(2)についての2点についてお答えいたします。

初めに、下水道事業についての下水道使用料改定の緊急性についてでございます。下水道事業は、地方財政法

第6条により、公営企業として特別会計を設けて経理を行い、その経費については当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないという独立採算制による経営を求められております。また、下水道事業の経費に充てる収入は、雨水公費・汚水私費の負担区分の原則により、雨水の排除に要する費用については一般会計からの繰入金金を充てることとなり、汚水の処理に要する費用については、原則として下水道の利用者から使用した水量に応じて徴収する下水道使用料を充てることとなります。本来であれば、この独立採算制による経営を目指すための本市下水道事業審議会からの答申に基づき、令和4年4月1日より下水道使用料を改定する予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が市民生活に与える影響に配慮し、実施を1年間延期していたところであります。

令和5年4月1日からの実施に当たり、現下の諸物価高騰についても十分配慮する必要があることは認識しております。しかしながら、現行の下水道使用料水準では、汚水の処理に要する費用を賄い切れておらず、毎年度、資金収支不足の状態であり、この不足額を補填するため、直近の5年間で年平均4億円以上を一般会計から繰り入れているところであります。この不足額については、汚水私費の原則に基づき、受益者である下水道の利用者に御負担していただくべきものであり、使用者の負担増加を避けるために、災害等による復旧経費や一般会計の著しい財源不足などに備えて積み立てている財政調整基金を取り崩して補填することは適切ではないと考えております。また、下水道整備については、国からは、今後、国の予算においては、新設整備から老朽化対策に重きを置かなければならない時期が来るため、将来的には新設整備に対して、現在のように補助金を受けられなくなる可能性もあることから、早期に整備をすることが求められております。

このようなことから、本市においても早期概成を目指しているところであり、財源不足を理由に整備を先延ばしすることは適切ではないと考えております。したがって、今回の改定は、今後の下水道整備や老朽化対策を円滑に行い、下水道事業を長期にわたり安定的に経営するため、必要であると考えております。

続きまして、防災対策についての(2)マンホールトイレの整備促進に向けた市の取組についてお答えいたします。本市では、マンホールトイレの整備は、避難所となる防災拠点としての小学校39校全てについて、将来的には設置していくこととしています。整備に際しては、平成30年度に下水道総合地震対策計画を策定し、緊急輸送路下の管渠や避難所から流末までの管渠の耐震化とマンホールの浮上抑制対策に加え、マンホールトイレの設置を計画に位置づけ、国の交付金対象事業として整備を進めています。

次に、現在実施していますマンホールトイレの整備についてですが、マンホールトイレの設置は、公共下水道区域内の当面建て替え計画のない10校について、令和7年度までに設置することとしています。整備をするに当たり、マンホールトイレの設置数の目安としては、避難者200人に対して1基設置することとしており、設置基数の内訳は、障がい者用トイレを1基、小便器が4台ついた男子用トイレを1基、残りは一般用トイレを設置することとしております。

現在の整備状況としましては、10校中6校の整備が完了しており、各校の設置基数は、新浜小学校に10基、大洲小学校に7基、南新浜小学校に4基、福栄小学校に5基、富美浜小学校に5基、幸小学校に10基となっております。残りの新井小学校、塩焼小学校、大和田小学校、妙典小学校の4校につきましても、引き続き整備を進めてまいります。それ以外の小学校につきましても、関係部署との調整を図りながら、令和7年度以降の計画に位置づけ、順次マンホールトイレの設置を進め、災害時における快適で衛生的なトイレ環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目2番目の物価高騰対策についてと大項目4番目の少子化対策、子育て支援

についての(1)と(2)についてお答えいたします。

初めに、物価高騰対策についてです。コロナ禍における原油価格・物価高騰を受け、国は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金——以下地方創生臨時交付金とさせていただきますが——の交付を決定し、本市には2億4,214万9,000円を限度に交付されることとなっております。今回の地方創生臨時交付金の使途につきましては、その目的を踏まえ、原油価格・物価高騰から子どもたちの食の環境を守ること、また、二次的に市民生活に及ぶことを抑えることという観点から、事業者への支援を基本としたものでございます。

次に、少子化対策、子育て支援についての(1)本市の合計特殊出生率の低下傾向と回復策についてです。合計特殊出生率は将来の人口に影響する重要な要素の一つであり、本市では、平成15年の1.18の最低値以降、回復傾向にありました。しかし、平成27年の1.39をピークに再び減少に転じ、令和2年で1.26となり、この傾向は今後も続いていくことが予測されます。

全国的に少子・高齢化が進行する中で、今後、本市が将来にわたって持続可能な人口構成を構築していくために、合計特殊出生率を回復させることは重要な課題の一つであると認識しております。合計特殊出生率の低下の原因といたしましては、未婚化や晩婚化、結婚している女性の出生率の低下などが複雑に絡み合っているものと考えております。そこで、本市では関連する施策として、不妊治療費助成の対象拡大や妊産婦の健康診査等の際のタクシー料金の一部助成、産後家庭ホームヘルプサービスなどによる妊産婦とその家族の支援を行ってまいりました。また、保育園の待機児童ゼロの達成や、病児・病後児保育の充実などによる子育て環境の整備、さらには産休・育休明けの女性を対象とした各種講座の開催などによる職場復帰への支援なども実施しております。このように一人一人のライフステージで必要となる支援を行い、結婚や出産、子育てをしやすい環境を総合的に整えていくことが、合計特殊出生率の回復につながっていくものと考えております。

最後に、(2)結婚新生活の支援についてです。国では、実効性のある少子化対策を進めるため、20代から30代を中心とする若い世代に対し結婚に伴う新生活のスタートアップに係る住宅の取得費用や家賃、リフォームや引っ越しに伴う費用などを支援するため、結婚新生活支援事業を実施しており、令和4年度においては、県内で22の自治体で導入しております。一方で、本市の人口動態の特性としては、10代後半から20代前半の若い世代の転入の超過、30代から40代前半の、いわゆる子育て世代の転出の超過といった傾向がございます。平成27年度に実施した本市へ転入された方へのアンケートによりますと、転入の超過層である18歳から29歳の若い世代で、近隣市、あるいは都内から本市に転入してきた理由で最も多いのが結婚となっており、転入・転出者の実績からも、このような傾向は現在でも続いていることがうかがえます。

これらを踏まえ、本市としては、結婚を契機として生活を始めた方々が、その後も本市に住み続けてもらえるよう、例えば、子育てに関しては、各種支援策のほか、いつでも相談できる環境や仕事と子育てが両立できる環境の整備、充実した教育環境などを整えることで安心して子育てができるよう、中長期的な視点を持って支援していくことが重要であると考えております。定住促進をさらに進めていくため、誰もが住みやすい、住んでよかったと思える魅力ある町となるよう、引き続き多面的な支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 私からは新型コロナウイルス感染症第7波についての(1)についてお答えします。

医療提供体制は、感染症法により県が主体となって整備しています。県内の医療提供体制は、8月末現在、病床2,101床、宿泊療養施設1,956部屋で、その使用率は病床が58%、宿泊療養施設が約38%となっています。また、県内の感染者数は約5万人で、そのうち、自宅療養者は約4万6,000人と感染者数の大半を占めています。医療提供体制の逼迫に備えた本市の対応としましては、自宅療養者の体調が悪化し酸素吸入が必要となった方の

待機施設として、令和3年9月から入院待機ステーションを運用しています。全国的な感染拡大の中、入院待機ステーションの使用率も上昇していますが、本施設は近隣市の中で本市のみが設置しており、手厚い救急搬送体制を確保しているものと考えています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 私からは新型コロナウイルス感染症第7波についての(2)自宅療養者とその同居家族に対する生活支援についてお答えいたします。

現在、千葉県におきまして新型コロナウイルスと診断された方のうち、自宅療養または自宅待機中で希望される方を対象として、1週間分の食料品を配送する配食サービスを行っております。感染者の急増により、7月下旬頃に県の配送状況は遅れぎみであることを認識いたしました。そこで、本市の緊急的な対応として、6月末まで実施していた食料品等を配送する生活応援セットの再開を検討いたしました。その後、県は体制などを見直し、数日内で配送可能となったことを確認したことから、本市においては、数日分の食料と県の支援物資にはない生活必需品を追加し、生活応援セットとして8月12日から配送の受付を再開いたしました。

この事業再開に当たり、自助による生活必需品の調達をできない方の支援とするため、対象は次の要件を全て満たすこととしております。まず、お1人で外出できない乳幼児や要介護者などを除き、世帯全員感染者として千葉県市川健康福祉センターに登録されていること、次に、インターネットショッピングなどを利用できないこと、さらに、親族や友人、知人などによる支援を受けられないこと、以上3つの要件でございます。お配りする生活応援セットの内容としましては、ティッシュペーパーやトイレットペーパー、ゴミ袋などの生活必需品のほか、パック式の御飯、レトルト食品、缶詰、ミネラルウォーターなどの数日分の食料、飲料に加え、生理用品や乳幼児用の粉ミルク、紙おむつなど、対象世帯ごとの状況に応じて追加しております。本事業の周知につきましては、新型コロナウイルス感染者のうち65歳以上、または複数の基礎疾患のある方や、妊娠中の方へは市川健康福祉センターにより電話で病状等を確認する際に、あわせて市の新型コロナウイルス対策コールセンターにおいて生活応援セットの受付を行っていることを御案内していただいております。また、市公式ウェブサイトに掲載するほか、高齢者サポートセンターや基幹相談支援センターえくる、中核地域生活支援センターがじゅまる、生活サポートセンターそらといった生活相談支援機関を通じて周知を図っているところです。なお、緊急的な対応であるため、対象者から申込みを受け付けた後、おおむね翌日には職員により対象世帯宅へ直接お届けしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは大項目4番目、少子化対策、子育て支援のうち(3)保育料の国基準からの軽減についてお答えをいたします。

保育所等の保育料につきましては、施設を利用する児童の保護者が月額で納付するもので、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児につきましては無料となっておりますが、ゼロ歳から2歳児につきましては、保護者の所得や保育の利用時間に応じた金額を負担していただくことになっております。この保育料につきましては、子ども・子育て支援法施行令第4条に基準が示されており、市民税の所得割額に応じた8つの階層で金額が設定されております。本市の保育料につきましては、利用する世帯の所得状況をより細やかに反映させるため、所得割額を8つの階層から26の階層に区分をするとともに、各階層の金額につきましても、国の基準の7割から8割となるよう定めております。このほか非課税世帯につきましては、国基準では月額9,000円のところ、本市では無料とするなど、低所得の世帯に対しても配慮をしているところでござい

す。

以上でございます。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは少子化対策、子育て支援についてのうち(4)学校給食費の無償化に係る課題についてと教育行政についての(1)から(3)の4点についてお答えいたします。

初めに、(4)学校給食費の無償化に係る課題についてお答えいたします。最初に、学校給食費無償化の実現に至った経緯です。本市では、平成21年度から保護者負担軽減のため、米代や高騰した食材費の補助を、平成24年度からは第3子以降無償化を開始し、保護者の給食費を極力値上げせず、一部無償化と負担軽減に取り組んでまいりました。一方で、完全無償化については検討課題の一つと考えておりましたが、実現には多額の財政負担が生じることも認識しておりました。今回、市長が健康寿命日本一を目指す中、子どもの成長を社会全体で支えるという大きな施策目的の下、教育委員会といたしましても、大切な発育期にある子どもたちの食の重要性、食環境の整備を再認識することとなり、検討を進めた結果、庁内合意が図られ、本定例会へ条例改正議案を上程するに至ったところであります。

次に概要です。学校給食費の無償化は、令和5年1月に中学校等から、令和5年4月からは全55校で実施する予定です。これに伴い、令和5年度以降は総額で年間約17億7,000万円の学校給食費を市が負担する見込みとしております。

最後に、学校給食費の無償化に係る財源とその他の課題についてです。学校給食費の無償化に係る財源につきましては、財政部と十分協議し、市全体として事業の見直しを図りつつ、優先順位を見定め、各施策を着実に推進していくことで対応するものと考えております。そのほか、学校給食費の無償化に当たり課題といたしまして、1つは給食の質の確保です。学校給食は健全な心身の発達や食育の推進を目的とする教育活動であり、その提供に当たっては、安全、安心で栄養のある、そしておいしい給食であることが前提であると考えております。財源が限られていく中でも、これを継続し給食の質の低下を招かないよう、必要な予算を確保していく考えであります。2つ目としましては、市民への周知です。学校給食費の無償化が新たな子育て支援施策となることから、広く市民に政策の意義を御理解いただけるよう、丁寧な周知が必要と認識しております。学校給食費の無償化に当たり、本市の子どもたちへ、よりよい食環境の提供につながるよう努めてまいりたいと考えております。

続いて、教育行政についての(1)教師不足の現状と解消についてお答えいたします。初めに、教師の不足についてです。4月当初には、小学校、中学校共に担任業務を行う教師は全て配置いたしました。その後、出産休暇や療養休暇を取得する教師が増え続け、代替教員を随時配置してきましたが、9月1日現在、欠員数は15名となっております。教師不足の要因としては、休暇を取得する教師の多くがフルタイム勤務であることから、代替教員の勤務条件と合わず、全ての欠員に代替教員を配置することが難しい状況にあります。

次に、解消策ですが、今年度は従来の代替教員募集に加え、LINEやフェイスブック、ツイッター等のSNSを活用して代替教員の確保に努めております。6月以降、教育委員会が発信するSNS等を通じて代替教員を希望してきた方もおります。また、現在は学生ですが、令和5年度からの代替教員の勤務を希望する方からも連絡が入っております。さらに、7月の教育職員免許法改正により、教員免許状を所有しながらも免許更新の手続をしていない方も代替教員として勤務できることとなりました。法改正の内容について、ホームページやSNSを活用して広く情報を提供するとともに、あわせて該当する方の代替教員の登録についても積極的に進めてまいります。万が一欠員が生じ代替教員が配置できない学校につきましては、学校と協議を進めながら、当該校のほかの教師が代替教員の業務を行えるよう、校内の支援体制について指導、助言を行っています。また、市費で雇用する補助教員を速やかに配置し、児童生徒の学習や生活指導の補助業務を行わせるなど、指導体制の強化に努

めています。

次に、(2)外国人児童生徒に対する日本語指導担当教員の不足の現状と解消策についてお答えいたします。初めに、本市の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、5月1日現在、小学校164名、中学校48名、計212名でした。今年度、本市の県費による日本語指導の教員は、小学校7名、中学校3名、計10名が配置されており、教員1人が指導する児童生徒数は、平均すると約21人になっております。日本語指導の教員を配置している学校では、ワールドクラスと呼ばれる日本語指導のための教室を設けております。当該教員は、担当する児童生徒の日本語能力に応じて、週に数時間程度、個別に日本語指導を行っております。外国人児童生徒数は増加傾向にあり、日本語指導の教員不足が予想されることから、市費の補助教員を配置すること、また、県教育委員会に対して、次年度以降の日本語指導の教員増について要望してまいります。

(3)給付型奨学金制度の現状と拡充についてお答えいたします。本市では、学力が優良でありながら、経済的な理由で高等学校等への修学が困難な者に対し、教育の機会均等を図るため、大畑恣教育基金を活用した奨学金制度を実施しております。この制度は返済が不要な給付型となっており、支給額は国公立で月額9,000円、私立で月額1万5,000円となります。給付状況ですが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、応募者は増加傾向になっております。今年度は5月に奨学生選考委員会を実施し、132名を奨学生として決定いたしました。今年度、支給できる予算の範囲を超えたことにより、学力、経済等の基準を満たしている28名に対し奨学金が支給できない状況となりました。この選考委員会の結果について、6月の定例教育委員会で報告したところ、教育委員より、コロナ禍で子どもの将来に関わることであるため、支給枠を広げてほしいとの御意見をいただきました。これを受け、昨今の新型コロナウイルス感染症や物価高騰の状況を考慮し、大畑恣教育基金の活用により、学力、経済等の基準を満たしていた28名全員に支給できるよう、9月定例会に補正議案を提出しているものです。

次に、大畑恣教育基金の残高の推移については、基金が設立された平成元年の当初の金額は4億1,000万1,000円であり、令和3年度末の残高は約1億9,192万円となっております。奨学金のほか、公立小中学校のグランドピアノの整備、小学校の図書資料の整備等に活用しており、令和4年度の当初予算では約3,140万円の執行を予定しております。

続いて、近隣自治体の奨学金制度の状況ですが、給付型の奨学金制度を実施しているのは千葉市と浦安市になります。千葉市では、本市と同様に高校生を対象としており、学業成績が優秀であるほか、千葉市に居住しており、千葉市立の高等学校2校に在学していることを条件として、昭和36年より実施しております。浦安市では、高校生のほか専門学校や短大、大学生も対象としており、学業成績が優秀であるほか、1年以上、浦安市に居住していることを条件として、平成27年度より実施しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 残余の答弁につきましては、休憩後をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時30分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2議案第12号から日程第32報告第30号までの議事を継続いたします。

小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 発言の訂正をお願いいたします。先ほどの長友議員の物価高騰対策についての質問に対す

る答弁におきまして、本市に交付される地方創生臨時交付金の限度額を2億4,214万9,000円と申し上げましたが、正しくは9億4,214万9,000円でございます。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの訂正申出について許可いたします。

答弁を求めます。

植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは5項目めのジェンダーギャップに関し、本市の女性管理職の登用に関する状況及び取組についてお答えいたします。

本市の女性管理職の登用につきましては、市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画において、女性管理職の割合を段階的に引き上げ、令和5年4月1日までに26%とする数値目標を定めております。また、女性活躍推進法に基づく第2次特定事業主行動計画におきましても同様の数値目標を定め、取組を進めているところであります。女性管理職の割合を引き上げていくためには、女性職員に管理職昇任選考試験を受験してもらう必要がございます。そこで、受験対象となった女性職員に対し外部講師によるキャリアデザインの講義や、ロールモデルである女性管理職の体験談を聞いてもらい、キャリアアップの動機づけになる研修を実施しております。また、管理職となることへの不安を軽減するため、実際に活躍している女性管理職へのインタビュー記事や管理職の実情や試験制度に関するよくある質問などをリーフレットにまとめ、上司からの受験勧奨などの際に活用してもらい、意識の醸成を図っているところであります。さらに、受験を控える理由として、プライベートな事情で休日に試験を受けられない、知識試験の準備が負担であるとの声があったことから、令和4年度より管理職昇任選考試験における一次判定の試験方法を、受験者が休日に集合して行う知識試験から、一定の期間に在宅で作成する論文試験に変更し、受験をしやすい仕組みとしたところであります。これらの取組により令和4年4月1日現在の女性管理職の割合は22.3%となり、同日の数値目標である24%には達しなかったものの、女性活躍推進法に基づく第1次特定事業主行動計画を定めた平成28年4月1日時点の16.9%からは着実に改善をしているところであります。今後も女性職員が意欲を持ってキャリアアップを図れるよう、継続して取組を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは大項目、農業政策についてお答えいたします。

初めに、(1)就農人口の減少傾向とその要因分析についてでございます。本市は、都心から20km圏内に位置し、住宅都市として発展している一方、市北部地域を中心に、市街地やその周辺において農業が行われております。本市の農業従事者等の経年変化を、農林水産省が5年ごとに行う農林業センサスで見ますと、農業従事者数は2010年、885人、2015年、769人、2020年、657人と、10年間で228人、約26%の減少。農業従事者のうち70歳以上の割合は、2010年、約31%、2015年、約32%、2020年、約39%と、10年間で約8%の増加、経営耕地面積は2010年、407ha、2015年、353ha、2020年、304haと、10年間で103ha、約25%減少となっております。農業従事者の減少などの経年変化の要因の一つに、農業従事者の高齢化や後継者不足が考えられます。このような状況は、近隣市も含め、都心に近い農業における共通の傾向でございます。

次に、(2)就農人口の減少を食い止めるための方策でございます。就農人口の減少を抑える一つとして、新規就農者を増やすことが重要であります。本市の新規就農の状況は、過去5年間で5人の方が新たに就農しており、いずれの方も離農することなく継続して営農されております。新規就農するということは、農業分野で起業し、経営者となることであります。農業に関する専門的な知識や技能を習得した上で、実現可能な就農計画を策定することが重要であります。さらに、その計画を実現させるため、農地や資金、資材の確保など多くの準備が

必要となります。このため、本市では、新規就農を目指す相談者に対し、農業に関する知識や技術を習得するために必要な研修などの情報提供や、就農後に安定した農業経営ができるよう、適切な就農計画策定のための助言や指導などを行っております。また、就農に当たって必要となる農地につきましては、耕作放棄地の発生を抑制するため、農地を必要としている方に高齢化や後継者不足などの理由で農地を貸したい農家を紹介しております。経済的支援としましては、国の農業次世代人材投資事業がございます。この事業は、次世代を担う新規就農者に就農直後の経営の安定や確立を図ることを目的に、年齢制限など一定の条件を満たした場合、最長3年間、年間最大150万円を支給するものであります。なお、就農後に自然災害や農作物の価格低下などにより農業収入が減少した場合に備え、減少した収入額の一部を補填する収入保険制度の周知も行っております。今後も新規就農者が離農することなく継続的に農業経営できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは地球温暖化対策についての(1)ウオームビズの導入についてと(4)住民、中小企業者への再生可能エネルギーの供給についてお答えをいたします。

初めに、ウオームビズについてです。本市では、市の事務事業の実施に伴う環境負荷の低減と、温室効果ガスの排出抑制を推進するため、令和4年2月に第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定いたしました。この計画では、職員一人一人がエコオフィス活動として、空調の室内設定温度を冬季は18℃とし、空調設備の消費エネルギーを減らし、省エネルギー活動に努めることとしております。また、環境マネジメントシステムにおいて、本市の事務事業に起因する環境への負荷を低減し、省エネルギー対策及び地球温暖化防止対策を効果的に推進するため、市川市省エネルギー対策等検討会を設置しております。本検討会では、冬季省エネルギー対策取組方針を定め、冬季における省エネルギー対策を推進しております。さらに、庁内周知に関してはこの取組方針に基づき、全庁舎を対象に、暖房使用時の設定室温を18℃を目安にすることをお願いしております。今後も冬季における空調使用時の室内温度について、昨年度と同様に全庁的に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、(4)住民、中小企業者への再生可能エネルギーの供給についてでございます。千代田区が行う事業は、地域循環共生圏が示す地域の特性に応じて補完し支え合うものであり、森林整備協定を締結している他県の市や村、姉妹都市である町と連携協定を締結し、連携先の再生可能エネルギー電力を区民や区内の事業者へ供給し利用拡大を図るとともに、新たな再生可能エネルギーの創出等を行うものでございます。今後、再生可能エネルギー電力の利用方法や供給方法を決定した後、今年度内の区域内への電力供給開始を目標としているとのことです。また、この協定の効果につきましては、再生可能エネルギーを創出させる設備の設置余地が限られる千代田区において、調達量を増やし、中小企業等の脱炭素を後押しするものと聞いております。本市といたしましては、今後の千代田区の取組について、その動向を注視いたします。また、他の環境政策についても、今定例会において提案させていただいております環境施策推進参加から専門的見地のアドバイスをいただき、本市のカーボンニュートラルへの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 私からは大項目、地球温暖化対策についての(2)及び(3)にお答えいたします。

初めに、断熱リフォームへの助成についてです。本市には省エネに資する住宅リフォーム助成として、あんしん住宅助成制度がございます。本事業は平成25年度より実施しており、市民の皆様が安全で快適に住み続けられるよう、住宅のリフォーム工事に要する費用の一部を助成しております。省エネの助成メニューといたしまして

は、窓の断熱化、壁、床、天井の断熱化、さらには屋根に高反射率塗料を塗るもの、お風呂を高断熱浴槽に替えるものなどがございます。補助金額につきましては、対象工事費用の3分の1、限度額を10万円としております。窓の断熱化の実績といたしましては、令和2年度が21件で、補助金額は195万3,000円、令和3年度が17件で、補助金額は154万8,000円、令和4年度は現時点で21件、補助予定金額は191万5,000円となっております。さらに、令和4年度からは国の断熱リフォーム助成制度などを参考に、本市でも断熱ドアの設置を助成メニューに追加しており、これまでの実績といたしましては、4件で40万円となっております。あんしん住宅助成制度は、市川市住生活基本計画において、環境に配慮した住宅の普及を目標としております。また、市川市地球温暖化対策実行計画では、省エネ対策のほか、エネルギーの合理的な利用と創出の取組となっております。今後は環境性能の高い省エネ住宅の普及のため、リフォーム助成をさらに充実させていきたいと考えております。

次に、(3) Z E B化の設計指針の策定についてでございます。国では脱炭素社会の実現に向け、官庁施設整備において Z E B化を推進しているところでございますが、本市の新築建築物における Z E B化の取組については、現在、設計業務委託を行っている市川市地域コミュニティゾーンこども施設と仮称八幡市民複合施設において Z E B化を目指し、検討を進めているところでございます。Z E B化における設計指針については、実務的に設計を進めるための指針として、用途別の設計ガイドラインが公開されております。静岡県では、昨年度、県有建築物 Z E B化設計指針策定業務委託を発注しており、コストを考慮した省エネ・創エネ仕様の検討を踏まえ、現状分析を行い、目指すべき数値目標の設定等、指針の策定をしております。本市における Z E B化の数値目標の設定につきましては、建物用途や規模、敷地条件やコストなどを総合的に判断した上で決める必要がありますことから、他市や国の動向を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

次に、市川市地球温暖化対策実行計画における位置づけについてですが、令和4年2月に策定した第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、温室効果ガスの削減に向けた取組として公共施設の創エネ、省エネの推進を重点項目に掲げております。市川市はエネルギーの使用の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法において、エネルギー使用量原油換算値1,500kℓ以上の特定事業者として、エネルギー使用の合理化への取組が義務づけられておりますことから、公共施設の創エネ、省エネの推進に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 私からは防災ラジオについてです。

千葉市の取組はコミュニティーFMの緊急割り込み放送を介することで、従来の防災ラジオと同様に、デジタル化された防災行政無線の緊急放送がラジオから自動的に流れる仕組みを構築した点に工夫があると、そのように思います。本市では、防災行政無線が聞き取りづらいという問題などに対して、市のホームページやメール、LINEなどで情報発信に加え、放送内容を電話で確認できる仕組みや、電話やファクスで受け取れる仕組みを取り入れ、情報発信手段の充実に取り組んできました。また、防災関係機関や小中学校、幼稚園、保育園、公民館などには、防災行政無線の放送内容を確認できる屋内受信機を整備しているところでございます。

FMラジオ局の活用は、市川うららやベイエフエムと協定を締結するなど、災害情報を発信できる体制を構築しているところでございますが、防災ラジオの整備については、避難所のトイレ対策、停電対策、暑さ寒さ対策など他の事業との優先順位、そういったものを考え、バランスよく対応したいと、そのように考えています。

以上です。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

長友議員。

○長友正徳議員 初回質問に対する御答弁ありがとうございました。以降一問一答で再質問を行います。

まず1番目の大項目、下水道事業についてのブレット、下水道使用料改定の緊急性についてです。今年度の市川市国民健康保険特別会計予算によれば、一般会計繰入金は32億円です。この赤字幅は市川市下水道事業会計予算の約21.1倍に当たります。この巨大な赤字を放置しておいて、なぜ市川市下水道事業会計を先に健全化しようとされるのでしょうか。一般会計の圧迫が約21.1倍も大きい市川市国民健康保険特別会計のほうを先に健全化すべきなのではないのでしょうか。そこで、約21.1倍も一般会計の圧迫度が大きい市川市国民健康保険特別会計の健全化を差し置いて、諸物価高騰の中で市川市下水道事業会計の健全化を先に行うことについて、いかなる緊急性があるのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 下水道事業は独立採算で事業を行う公営企業であり、一般会計から独立した下水道事業会計で経理を行うものであります。そして、現行の下水道使用料水準では、汚水の処理に要する費用を賄い切れておらず、毎年、下水道事業会計では資金収支不足の状態となり、本来、汚水私費の原則に基づき、受益者である下水道の利用者が負担すべき不足額を一般会計からの繰入金により補填しています。このような状況を早急に改善し、経営の健全化を進める必要があると判断したことから、下水道使用料の改定を行うものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 質問に正面から答えていません。多くの基礎自治体が物価高騰対策として全市民に対する現金給付などを行っている中で、どうして本市はそういったことをしないで公共料金の値上げをされるのでしょうか。いずれにしても、現下の諸物価高騰の中で下水道使用料の値上げを行われることは、残念ながら市民目線からかけ離れた行政運営だと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

次に、2番目の大項目、物価高騰対策についてのブレット、全市民を対象にした生活支援金の給付についてです。諸物価高騰を受けて多くの基礎自治体が全市民に対して現金の支給などを行っています。例えば大阪府八尾市は全市民に対して5,000円の給付金を支給しています。また、兵庫県明石市は3,000円分の明石市サポート利用券を全市民に配布しています。そこで、本市でもこういった先進事例を参考にして、市民全員に対して明石市サポート利用券のような金券を配布されるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

御承知のとおり、生活支援という観点では、令和2年度に全国民を対象とした給付金として1人一律10万円の特別定額給付金が給付されております。また、本市では、地方創生臨時交付金が創設された令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症に伴う生活困窮対策として、減収対策緊急支援給付金やいちかわ生活よりそい臨時特別給付金を実施してまいりました。今回、コロナ禍における原油価格、物価高騰を受け、国から地方創生臨時交付金が交付されることとなったため、令和2年度からの使途の状況も踏まえ、繰り返しになりますが、令和4年度については給食の食材費負担の軽減に充当するほか、二次的に市民生活に影響が及ぶことを抑える目的で、事業者への支援を行うこととしたものでございます。地方創生臨時交付金に関しては、引き続き国の動向を注視し、交付された場合には、そのときの市民生活や事業者の状況を踏まえながら、具体的な支援策について関係部署と連携し、有効活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 諸物価が高騰し、賃金や年金は上がっていないのですから、市民の生活が苦しくなっているのは火を見るよりも明らかです。どうか母子家庭や年金生活者を含め、全市民を対象にした生活支援金の給付について、引き続き市民目線での検討を続けてくださるようお願いいたします。

次に、3番目の大項目、新型コロナウイルス感染症第7波についての(1)医療提供体制の逼迫状況と市の対応についてです。国や都道府県の新型コロナウイルス感染症対策には、当初から2つの渋滞箇所があります。2つとは発熱外来と保健所です。発熱等の症状が出た人の受診先を発熱外来に絞ったために、そこに電話が殺到してつながりにくくなっています。まさに発熱外来はパンク状態です。医療提供体制が逼迫していることから、感染者の大部分が自宅療養を強いられています。自宅療養中に容体が急変して医療サービスを受けることなく亡くられる人がたくさんいるそうです。このことは自宅放置死遺族会が設立されていることから分かります。ちなみに、本市における自宅療養者数は、千葉県データを基に類推すると約3,634人になります。これらの医療提供体制の逼迫状況を改善するためには、発熱等の症状が出た人の受診先を広げたり、オンライン診療や往診を活用したりすることが必要ではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

逼迫している発熱外来への対応は、市単独では限界があることから、市民の生命と健康を守るためにも、診療時間延長による発熱外来の拡充などについて、本市のほか船橋、松戸、柏の4市で千葉県知事へ要望書の提出を検討しているところです。一方、オンライン診療は医療機関に足を運ばなくても受診でき、陽性か陰性かの確定診断を受けることができます。発熱外来の逼迫解消の一助となるとともに、医療機関での感染リスクを下げることもできると考えています。また、県では診療が必要な自宅療養者に対して、医師による往診を行っています。オンライン診療や往診の充実については、発熱外来の逼迫を軽減する手段の一つとなることから、県に対し要望してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 発熱外来がパンクしていることから、発熱等の症状が出た人は自分で検査することが奨励されています。国民皆保険制度があるのに自助とは、全く情けない話なのではないでしょうか。発熱外来がパンクしていることへの対応として、神奈川県鎌倉市をはじめとして多くの基礎自治体が、住民を対象に新型コロナの抗原検査キットの無料配布を行っています。ちなみに、これはアメリカの抗原検査キットです。つい最近、ハワイからの客人が置いていったものです。ハワイ、あるいはアメリカでは、これを申請なしに自動的に各家庭に配布されているようです。なくなったら、しかるべきところ言えば幾らでも追加配布されるそうです。そこで、本市でも先進自治体を参考にして、住民を対象に新型コロナの抗原検査キットの無料配布を行われるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

検査キットの無料配布については、県が1日2万キットを上限に配布しています。公表されている実績によりますと、8月に入ってから1日当たり約1万5,000キットの配布をしており、発熱者や濃厚接触者といった検査を必要とする方に必要な量が配布できているものと考えています。また、新型コロナウイルス感染症では、陽性と診断された場合に発生届を保健所に提出する必要がありますが、第7波においては、この発生届の手続が滞留し、発熱外来の逼迫を招く一因となりました。発熱外来の負担を軽減するためには、検査キットの配布だけでは解決できないことから、県が設置している陽性者登録センターと同様の施設を本市で運営できるよう県に提案

したところですが。今後も県と協力し、感染症対策を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 医療提供体制の整備は県の所掌とのことですが、目の前で市民がばたばたと倒れているのですから、放っておくわけにはいきません。どうか県などとの連絡調整を密にさせていただいて、発熱等の症状が出た人や感染者に対して、よりよい医療サービスが提供できるように御尽力くださるようお願いいたします。

次に、(2) 自宅療養者とその同居家族に対する生活支援についてです。本市が行っておられる食料品などの配送に係る実績はどのようなものか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

8月12日の事業再開から8月31日までの20日間におきまして、市のコールセンターへの問合せ件数は179件、配送実績は10世帯17名分となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 食料品などの配布が遅れると、ごほごほとせき込みながら買物をするようになりますので、ほかの人に感染させるリスクが高まります。今後とも自宅療養者などへの周知を図られるとともに、遅滞なく配送してくださるようお願いいたします。

次に4番目の大項目、少子化対策、子育て支援についての(1)合計特殊出生率の低下傾向と回復策についてです。本市では、これまでに様々な少子化対策や子育て支援策を講じてこられたとのことですが、出生率は回復していません。そこで、本市はこれまでに講じた出生率回復策の効果についてどのように評価されているのか、また、今後、出生率回復策の拡充をどのようにしていかれるのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市では、様々な施策を実施してきたことにより、出産や子育てがしやすい環境を整えてきておりますが、本市の合計特殊出生率については、日本全体と同様に低下傾向となっております。しかしながら、本市におきましては、結婚を契機とした方々を中心とする若い世代の転入が、いまだに高い水準にあることから、今までの施策と併せることで、将来的には合計特殊出生率が回復していくものと期待しているところでございます。引き続き子育てしやすい持続可能な町の実現に向けて、個々のライフステージに合った支援策を適時適切に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 合計特殊出生率が下がるのは、経済的理由により結婚したくてもできない、子どもを持ちたくても持てない人が増えたからだとも言われています。本市におかれましては、今後とも少子化対策や子育て支援の拡充に努めてくださるようお願いいたします。

次に、(2) 結婚新生活の支援についてです。昨年8月18日現在で全国で538の市町村が新生活支援事業という制度を導入しています。また、千葉県では松戸市や千葉市をはじめとして、19の市町村が同制度を導入しています。自治体間競争に打ちかつためにも、本市でもそろそろ同制度を導入されるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

全国的に人口減少が進む中、本市の人口動態の特性からも、長く住んでいただくためには、中長期的な視点を持った様々な支援策を講ずることが重要でございます。今後も、この制度の導入か否かにかかわらず、定住化を促進する上でも、市民の皆様にとって、また、これからも本市が選ばれる魅力ある町となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 結婚に伴う経済的負担が軽減されれば、次のステップに進む際のハードルが低くなるのではないのでしょうか。少子化対策については間口を狭めることなく、自治体間競争という観点もありますので、効果的と考えられるものについては前向きに取り組んでくださるようお願いいたします。

次に、(3)保育料の国基準からの軽減についてです。住民税課税世帯のゼロ歳から2歳児クラスまでの子どもたちの保育料について、本市の国基準からの軽減の度合いは近隣自治体に比べてどのようなものか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

近隣市の保育料につきましては、所得階層の区分など各市におきまして設定の基準に様々な違いがあるため、一概に比較することは難しい部分もございますが、おおむね本市と同程度ではないかと認識しているところであります。また、本市の特徴といたしましては、国基準の就学前のお子さんが3人以上いる世帯に対して、第3子以降を無料とすることに加えまして、本市におきましては、18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯につきましても、第3子以降の保育料から3万3,300円を控除する独自の制度を実施しております。これにより年齢の離れたお子さんがいる世帯でありましても、第3子以降にかかる負担が重くならないよう軽減策を講じているところであります。

なお、保育料につきましては、社会経済情勢などを勘案し、3年に一度改定を行うこととなっております。今後の改定に当たりましては、近隣市の状況も参考にしながら、子育て世代の定住促進の視点も加え、保育料の設定をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 本市としては合計特殊出生率の向上を図るとともに、子育て世代の流出を抑制していかなければなりません。このことから、住民税課税世帯のゼロ歳から2歳児クラスまでの子どもたちの保育料の国基準からの軽減についても、近隣自治体との差別化を図ってくださるようお願いいたします。

次に、(4)学校給食費の無償化に係る課題についてです。学校給食費の無償化により、その経費を受益者だけが負担する方式から、みんなが負担する方式に変わりました。このことから、全市民の負担をなるべく少なくするとともに、全市民に便益が及ぶようにしていかなければなりません。全市民の負担をなるべく少なくすることについて、学校給食の質は維持しつつ、調理方式の最適化を含め、より一層の効率化を図っていかなければなりません。調理方式については自校方式、親子方式、センター方式などがあるようですが、この際、経費が最少となるような方式を選定していかなければなりません。全市民に便益が及ぶようにしていくことについて、地産地消をより一層推進することにより、これまで以上に地域経済の活性化に寄与するようなものにしていかなければなりません。この際、給食米を100%千葉県産に戻されるとよいのではないのでしょうか。そのほか、学校給食に係る物品の調達もできるだけ地域で行うべきだと考えます。つきましては、全市民の負担をなるべく少なくすることや、全市民に便益が及ぶようにすることについて、本市教育委員会はどうに取り組んでいかれるのか伺

います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

初めに、学校給食の提供方式ですが、現状は自校給食を基本に、一部親子方式とし、調理業務を委託化することなどによって効率化を図っております。さらなる効率化の方策として、公共施設個別計画にもあるとおり、給食センターの導入がありますが、施設用地の確保といった課題があります。一方で、自校給食には食育の推進や質の確保、温かくておいしい給食が提供できるといったメリットもあることから、給食センターの導入につきましては、引き続き慎重に検討していく考えでございます。

次に、学校給食による地域経済への寄与についてですが、無償化によって市が負担することとなる17.7億円は食材費となります。食材の購入に当たっては、市川市学校給食用物資納入業者登録申請制度を定め、市内に本店、支店、営業所等を有するか、千葉県内または東京都内に本店を有する者を対象とし、特に生鮮品については、学校近隣の小売店や市内業者を優先して発注することとしています。また、給食で提供する米については、今年の収穫米より福島県産から千葉県産を中心にするよう調整を進めており、これを市川市米穀小売商組合により購入するものです。このように、給食の食材の購入に当たっては地産地消を基本に、市内業者を優先して食材を調達する仕組みとすることで、地域経済へ還元するよう努めていく考えであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 学校給食に係る経費をみんなで支えることになりましたので、学校給食の運営に当たっては、より一層の効率化を図るとともに、全市民により一層の便益が及ぶようにしてくださるようお願いいたします。

また、学校給食費の無償化により約18億円の出費が増えましたので、約23億円かかると言われている中核市への移行は断念せざるを得ないのではないのでしょうか。

次に、4番目の大項目、ジェンダーギャップ解消についてのブレット、ジェンダーギャップ解消に向けた取組についてです。女性管理職の割合は改善しているものの、目標には達していないという御答弁に接し、やはりジェンダーギャップがばっこしている社会を変えていかなければならないのではないかと感じました。本市は男女共同参画センターを運営されています。この施設は、男女が互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていけるための学習活動や交流の場として、男女を問わず利用できるものとされています。そこで、本市はこういった施設などを活用して、市民や中小企業の管理職に対してどのようなジェンダーギャップ解消に向けた取組をされるのか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 御答弁の前に発言の訂正をお願いいたします。ジェンダーギャップに関する御質問の答弁におきまして、「令和2年度より管理職昇任選考試験における一次判定の方式」とお答えをすべきところ、「令和4年度より」と申し上げました、正しくは「令和2年度より」でありますので、訂正をお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの要請につきましては許可することにいたします。

どうぞ。

○植草耕一総務部長 申し訳ありません。

それでは、お答えいたします。

ジェンダーギャップの解消のためには、男女が互いを理解し、協力をしながら固定的な性別役割分担意識を排し、一人一人が能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めることが重要であります。現在、男女共同参画センターでは、男女共同参画の推進を目的として、市民向けに、家庭内における夫婦の協力や子育て

てと仕事の両立など様々な講座を開催しておりますが、中でもジェンダーギャップの解消につきましては、アンコンシャス・バイアス、すなわち無意識の思い込みに関する講座が有効であるとされております。この講座は、性別役割分担意識に基づく偏見が日常社会に存在することを参加者に気づかせるとともに、多様な考えを持つことの大切さを学ぶものであり、本市では本年6月にオンラインで開催をしたところであり、講座終了後のアンケートでは、自分の職場でもアンコンシャス・バイアスに関する取組が必要と感じたなどの回答が寄せられていることから、市民の意識変革に効果のある講座であると実感をしたところであり、今後も継続的にアンコンシャス・バイアスに関する講座を開催していくとともに、市内企業の経営者や管理職等にも広く受講を呼びかけていくことで、ジェンダーギャップの解消をより効果的に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 これまでジェンダーギャップがばっこする中で、国や地方の運営が行われてきました。その結果、日本は衰退途上国になってしまいました。今後はジェンダーギャップを解消して、女性のパワーが存分に発揮できるような社会に変革して行って、国や地方の衰退を食い止めていかなければなりません。こういった国や地方が抱えている大きな課題の解決に向けて、どうか正面から取り組んでいかれることを期待しています。

次に、6番目の大項目、農業政策についての(1)就農人口の減少傾向とその要因分析についてです。就農人口の減少は、主に離農者の増加や後継者不足によるものではないかと考えられます。その主な要因は、農業所得が少ないために農業では生計が成り立たない、つまり農業は職業として成立しないことではないかと言われております。欧米のように戸別所得補償制度を導入しない限り、日本の農業はいずれ消滅してしまうのではないのでしょうか。戸別所得補償制度の導入は国の仕事だと考えますが、国は一向に動こうとしません。基礎自治体としてはできることは限られていますが、様々な形で農業者を支援していかなければならないと考えます。本市では、これまでに様々な農業者支援制度を導入してこられました。これからもこれらの支援制度を拡充するとともに、2022年度一般会計9月補正予算（第4号）に計上されている農業者肥料価格高騰対策支援金のような時宜を得た支援を継続してくださるようお願いいたします。

次に、(2)就農人口の減少を食い止めるための方策についてです。就農人口の減少を食い止めるためには、農業所得を増やすことが最も重要だと考えます。そのためには、本市の経営耕地面積には限りがあることから、高付加価値な農産物を産するようにしていかなければなりません。そこで、本市では高付加価値な農産物を産することによって農業所得を増やすことについて、どのように取り組んでおられるのか伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

就農人口の減少を食い止めるためには、新規就農者に加え農業後継者の育成も重要であります。令和3年度に実施した農家へのアンケートによりますと、農業後継者の確保、育成に重要と考えられることは何かという問いに対し、農業で多くの収入を得られるようにするとの回答が約47%と最も多い結果でありました。本市は都心に近く、農家と消費者が近いため、農作物の新鮮さや品質の高さなどを感じてもらえるメリットがあります。農家が新鮮で品質の高い農作物を安定的に生産し、多くの消費者に購入してもらうことで多くの収入を得ることができると考えております。そこで、本市では農作物の生産効率を高めるために必要な機械の導入費用の一部補助や、高品質で付加価値の高い農作物を安定的に供給するため、ビニールハウスなどの園芸用の施設の設置や、これら施設の機能向上を目的とする改修に係る経費の一部補助を行っております。また、新鮮で品質の高い本市の農作物を広くPRすることで、収入の増加につなげていきたいと考えております。今後も新規就農者や農業後継者の育成に努め、本市の都市農業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 日本の商法は薄利多売です。人口減少社会に突入したことを勘案すれば、ヨーロッパのように厚利少売に切り替えていかなければなりません。本市の経営耕地面積には限りがありますので、厚利少売、つまり高付加価値な農産物を産していかなければなりません。有機農産物もその一つです。本市におかれてはどうか有機農業に転換することも視野に入れつつ、高付加価値な農産物の生産を増大させることを目指して御尽力くださるようお願いいたします。

次に、7番目の大項目、地球温暖化対策についての(1)ウオームビズの導入についてです。最近のニュースですが、湯沢市では、地球温暖化対策の一環として実施してきたクールビズの期間設定を廃止し、今年の4月25日から年間を通じてクールビズ、ウオームビズを実施することにしたそうです。夏場や冬場でも快適で働きやすい服装で業務を行うとのこと。TPOをわきまえ、ワイシャツ、開襟シャツまたはポロシャツを着用し、市民に対して不快感や場違いな印象を与えることのないよう十分に注意するそうです。このほかにもウオームビズを導入している基礎自治体はたくさんあります。いずれにしても、地球温暖化の防止に寄与するため、冬場の暖房時の室温を低めにするによって環境への負荷の軽減を図ることが求められています。低めの室温に伴う職員の心身への負荷を軽減するため、本市でもウオームビズを導入して、冬場でも快適で働きやすい服装で業務が行えるような環境を整備されるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

環境省はウオームビズといたしまして、暖房時の室温を適正に管理し、一人一人が個々の事情に応じて快適で働きやすい服装で業務を行うことを呼びかけております。先ほど環境部長が御答弁をいたしましたとおり、本市では室温管理の取組が行われているところであり、現状でも、職員は日々の気温、個人の体調、暑さ寒さの感じ方、室内での温度差などに応じて、適宜服装を選択し、業務を行っているものと認識をしております。

一方で、職員の服装につきましては、市民の皆様には不快な思いをさせないように配慮する必要があります。職員服務規程におきましても、本市に勤務する者としての誇りを保持し、これに反するような服装を慎まなければならないと定めているところでもあります。これらのことから、冬場でも快適で働きやすいという視点も大事ではございますが、現状の変更につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 環境や職員の心身への負荷の軽減のため、ウオームビズを早期に導入されることを期待しています。

次に、(2)住宅の窓やドアの断熱リフォームへの補助事業の拡充についてです。東京都は今年度、住宅の窓やドアの断熱性能の高い製品に取り替える断熱リフォームへの補助事業を大幅に拡充しました。窓の補助対象は、2022年度で6万個、2020年から21年度実績の3倍に広げました。6分の1の補助率を3分の1に引き上げ、窓とドアで計58万円だった補助上限額も2倍の計116万円に見直しました。光熱費の上昇が続き、冷暖房の使用を抑えられる断熱リフォームへの関心が高まっています。都は、脱炭素を進める好機と見て、住宅の省エネ化を後押しすることにしたとのこと。光熱費の上昇については本市でも同じです。脱炭素を進める好機であることから、本市でも、補助戸数、補助率及び補助上限額の拡大も含め、住宅の窓やドアの断熱リフォームへの補助事業を拡充されるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

御指摘のとおり光熱費の向上により、省エネ家電の買換え促進のように、断熱リフォームといった省エネ可能ニーズに関心が高まっていくものと予測されます。特に夏の冷房時においては、窓やドアの開口部から約7割熱が流出することからも、断熱の重要性が問われているところでございます。あんしん住宅助成制度の助成メニューの中には、省エネ化のほかにバリアフリー化や防災性の向上、子育て配慮に関するものなどもございますので、申請実績と執行予算を比較分析しながら、新たな地球温暖化対策の取組も含め、事業の拡充を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 住宅の窓やドアの断熱リフォームは脱炭素を進める上で効果的であることから、早期に補助事業を拡充されることを期待しています。

次に、(3)新たに建設する市有建築物をZEB化する設計指針の策定についてです。宮田小学校の建て替えについて、間もなく設計が開始されるのではないかと想像しますが、本件建築物をZEB化することはできないか伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

宮田小学校建て替え事業については、まだ設計に着手しておりませんが、基本構想、基本計画においてZEB化を目指すことが明記されており、省エネに配慮した施設とする予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 本市は国の指針に従って、2050年までにカーボンニュートラルを実現しようとされているのですから、新たに建設する市有建築物についてはZEB化されることを期待しています。

次に、(4)住民、中小企業者への再生可能エネルギーの供給についてです。本市にはまだ地域新電力会社が設立されていませんので、東京都千代田区のように域外から再生可能エネルギー由来電力を購入する場合は、域外の仲介業者に依存せざるを得ません。これは富の域外流出にほかなりません。富の域外流出を防止するためには、早期に地域新電力会社を立ち上げなければなりません。本市はそういった会社の設立のための検討に大分時間をかけておられるようですが、一体どういった障害を抱えておられるのか伺います。

また、そういった障害を除去するための方策と時間について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

地域新電力会社は、主に小売電気事業者の業務を担うものであります。小売電気事業者は昨今の世界情勢に伴う燃料価格の高騰により、事業撤退が相次いでおり、2021年度には14社の倒産、17社の廃業や事業撤退、新規契約の停止が発生しております。また、一部の大手電力会社も特別高圧及び高圧の新規受付を停止した時期もございました。地域新電力会社を設立するためには、安定した電源を確保し、電力市場への依存を少なくする取組が必要と考えます。このように、電力事業を取り巻く状況が不安定な中、地域新電力会社の設立には慎重に検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 域外から再生可能エネルギー由来電力を購入して、それを地域の住民や中小企業者に供給する事業や、地域新電力会社の設立を早期に実施されることを期待しています。

次に、8番目の大項目、防災対策についての(1)緊急時の防災行政無線放送を自動的に防災ラジオで拡声する仕組みの導入についてです。現在の防災行政無線は、地形が平坦なところであれば、ふだんは聞こえますが、暴風雨時には聞こえづらいとも言われています。この防災ラジオは暴風雨時に聞こえづらくなることはないのではないのでしょうか。ということは、この防災ラジオは地形の関係で聞こえづらいところで有用であるだけでなく、市域全域において有用であると考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 防災ラジオは緊急情報を伝える手段として一定の有効性があると、そのように思っています。その一方で、電波を使用しているため、サービスエリア内であっても地形や建物の構造により放送が入らない場所もあると、そのようにも聞いています。一方で、現在運用している防災行政無線の内容を電話やファクスで受け取れる仕組みは、電話回線を使用しているため、地形などの影響を受けず、市内全域を確実に伝達できる、カバーできるというような一面もあると思っています。

ですが、防災対策の事業というのは、ここまでやれば十分、そういったものではありません。効果が少しでもあれば真剣に取り組まなければならないと思っています。緊急情報を市民に確実に伝達するためには、多様な情報提供手段の確保は重要です。課題等を精査した上で、前定例会では、質問者からトイレトレーラーの質問も受けていますので、そういった他の事業との優先順位もあると思います。そういったことを考慮しながら、今後判断します。

以上です。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 この防災ラジオについては多様な使い道がありそうなので、その導入について、よろしく御検討くださるようお願いいたします。

次に、(2)マンホールトイレの整備促進に向けた市の取組についてです。マンホールトイレの運用面のことで、災害時にはマンホールの蓋を外して便器やテントを取り付けるとのことですが、誰がこれを行うのか。また、便器やテントは通常どこに保管されているのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 災害時にマンホールトイレを使用する場合には、便器の設置やパネル式の囲いを組み立てる必要があり、小学校に参集する市の職員や施設管理者等が協力して組立てを行うこととしています。このようなことから、被災した状況下でもスムーズな運用ができるよう、市の職員や施設管理者等が事前にマンホールトイレの設置訓練などを定期的に行い、災害時に確実に対応できるように準備してまいります。また、マンホールトイレの便器や囲い等は速やかに設置する必要があることから、マンホールトイレを設置した小学校に整備に合わせて専用の倉庫を設置し、保管しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 マンホールトイレは排せつ物のくみ取りが不要で衛生的とされています。このことから、避難者の健康管理に有用であると考えられますので、着実に整備促進をしてくださるようお願いいたします。

次に、9番目の大項目、教育行政についての(1)教師不足の現状と解消策についてです。議案第12号市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてによれば、市川市職員の定年年齢が今後10年間かけて60歳から65歳に引き上げられるとのこと。その間、65歳までの再雇用も行われるとのこと。この定年年齢の引上

げは、地方公務員法等の改正に基づいていることから、県費負担教職員にも適用されるものと想像します。この定年年齢の引上げや65歳までの再雇用は、健康寿命の延伸に呼応したものではないかと思料します。いずれにしても、この措置により教師不足は緩和されるのではないかと考えますが、このことについて本市教育委員会の見解を伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

県費教職員の定年年齢についてですが、今年度末、年齢59歳の教職員から市川市職員同様、今後10年間で段階的に定年が65歳まで延長される予定です。現在の再任用制度につきましては、御本人が希望すれば満65歳まで勤務できることから、学校現場における業務内容や学校体制を整え、働きやすい環境づくりを進めるなど、再任用制度を推進しているところでございます。今後は定年を過ぎても勤務意欲のある方等に対して、講師としての勤務を依頼し、長年の経験に基づく指導力のある教師を配置するなど、教員不足の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 児童生徒の教育に不足を生じさせないために、学校を魅力ある職場にするとともに、諸般の方法や制度を活用することによって、教員不足となることなきよう御尽力くださるようお願いいたします。

次に、(2)外国人児童生徒に対する日本語教育人材不足の現状と解消策についてです。日本語教師という資格があります。日本語教師とは、国語を教える教師ではなく、外国語として日本語を教える語学の教師のことです。実は私の近くにその資格を持っているのに、それを活用していない人がいます。本市教育委員会におかれては、こういった人材の発掘をされるとよいのではないかと考えますが、このことを含め、今後、不足する日本語指導の担当者をどのように確保されようとしているのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

外国人児童生徒への日本語指導は、県の加配である日本語指導教員のほかに、市として児童生徒の母語が話せる通訳講師を月1回程度派遣しております。通訳講師は特定の国の言葉をはしゃげるほか、日本語の会話能力に非常に優れ、加えて日本文化にも精通しているため、来日したばかりの不安な児童生徒に対し、学習面と生活面の両面で母語による支援をすることが可能です。現在16の言語に対応しておりますが、外国人児童生徒の増加に伴い対応できない言語が出てくる可能性も考えられます。今後は多様な言語に対応できる人材確保のために関係部局と情報を共有し、外部の団体等と連携を深めながら、日本語教師を含め、地域人材の発掘に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 外国人との共生の担い手となる子どもが十分な教育を受けられる環境の整備を急いでくださるようお願いいたします。

次に、(3)給付型奨学金制度の現状と拡充についてです。大畑恣教育基金の残高が枯渇しそうだということが分かりました。また、浦安市は大学などへの進学も対象にしていることが分かりました。浦安に負けてはいられません。つきましては、本市の奨学金制度について、大畑恣教育基金制度を一般財源化して、高校などへの進学に対する給付を継続するとともに、新たに大学などへの進学に対する給付を開始するよう拡充することはできないか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 大学や短期大学、専門学校等への進学に対する給付については、令和2年度より国の

就学支援制度として一定の収入要件を満たす場合に奨学金の給付、授業料が減免されるなど、支援の制度が充実してきております。この奨学金は、高等学校への修学困難な生徒に対する奨学資金の財源として大畑恣教育基金を活用していることから、当面の間は現在の制度を維持しながら、必要な人に給付していけるよう努めてまいりたいと考えております。現在の推移で事業を行っていくと、5年程度で基金を使い切る見込みであることから、その時点で制度の見直しが必要となります。教育委員や奨学生選考委員の方々に御意見をいただきながら、大学生等への奨学金制度の運用について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 親の経済格差が子どもに引き継がれる、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るべく御尽力くださるようお願いいたします。

以上で無所属の会の代表質問を終わります。ありがとうございました。

---

○松永修巳議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時37分散会

第 2 日

令和4年9月5日（月曜日）

## 令和4年9月市川市議会定例会議事日程（第2号）

令和4年9月5日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第12号 市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 第2 議案第13号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第14号 市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 第4 議案第15号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第5 議案第16号 市川市下水道条例の一部改正について
- 第6 議案第17号 市川市道路占用料条例の一部改正について
- 第7 議案第18号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第19号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第20号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第21号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第22号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第23号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第24号 市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について
- 第14 議案第25号 損害賠償請求事件の和解について
- 第15 議案第26号 債務不存在確認調停事件の和解について
- 第16 議案第27号 損害賠償請求事件の和解について
- 第17 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について
- 第18 議案第29号 監査委員の選任について
- 第19 議案第30号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）
- 第20 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第22 報告第21号 健全化判断比率について
- 第23 報告第22号 資金不足比率について
- 第24 報告第23号 継続費の継続年度終了による清算について
- 第25 報告第24号 専決処分の報告について
- 第26 報告第25号 専決処分の報告について
- 第27 報告第26号 専決処分の報告について
- 第28 報告第27号 専決処分の報告について
- 第29 報告第28号 専決処分の報告について
- 第30 報告第29号 専決処分の報告について
- 第31 報告第30号 専決処分の報告について

（代表質問） 公 明 党 西村 敦議員、堀越 優議員  
                  緑 風 会 松井 努議員、荒木詩郎議員

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第12号 市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 日程第2 議案第13号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第14号 市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 日程第4 議案第15号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第16号 市川市下水道条例の一部改正について
- 日程第6 議案第17号 市川市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第18号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第19号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第20号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第21号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第22号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第23号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第24号 市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について
- 日程第14 議案第25号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第15 議案第26号 債務不存在確認調停事件の和解について
- 日程第16 議案第27号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第17 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について
- 日程第18 議案第29号 監査委員の選任について
- 日程第19 議案第30号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 報告第21号 健全化判断比率について
- 日程第23 報告第22号 資金不足比率について
- 日程第24 報告第23号 継続費の継続年度終了による清算について
- 日程第25 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第28 報告第27号 専決処分の報告について
- 日程第29 報告第28号 専決処分の報告について
- 日程第30 報告第29号 専決処分の報告について
- 日程第31 報告第30号 専決処分の報告について

（代表質問） 公 明 党 西村 敦議員、堀越 優議員  
 緑 風 会 松井 努議員、荒木詩郎議員

出席議員 40名

や な ぎ 美 智 子  
 さ と う ゆ き の  
 長 友 正 徳

佐	直	友	樹
つ	ち	正	順
小	山	直	人
つ	か	た	か
鈴	こ	雅	の
国	し	ひ	り
石	木	ろ	斗
清	松	た	き
廣	原	か	き
増	水	み	な
中	田	徳	子
浅	田	好	子
中	町	け	秀
細	野	さ	い
石	村	よ	ち
青	田	し	お
大	原	伸	一
小	山	み	子
高	山	ひ	さ
金	保	ろ	か
秋	久	た	ず
か	泉	か	し
西	坂	文	人
中	子	貞	進
松	本	の	作
荒	村	り	子
石	山	竜	大
加	山	幸	敦
稲	永	鉄	紀
越	木	詩	兵
大	原	よ	郎
堀	藤	し	の
か	葉	武	央
松	川	健	二
竹	場	雅	史
松	越		諭
岩	づ		優
	井		勉
	内	清	努
	永	修	海
	井	清	巳
			郎

久 保 川 隆 志  
宮 本 均

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 甲
副 市 長	松 丸 多 一
代 表 監 査 委 員	菅 原 卓 雄
教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄
広 報 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	植 草 耕 一
中核市準備担当理事	鹿 倉 信 一
企 画 部 長	小 沢 俊 也
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
情 報 政 策 部 長	佐 藤 敏 和
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏 裕
市 民 部 長	蛸 島 和 紀
経 済 部 長	小 塚 眞 康
観 光 部 長	関 武 彦
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
こ だ も 政 策 部 長	秋 本 賢 一
保 健 部 長	二 宮 賢 司
環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也
消 防 局 長	本 住 敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂 雄
事 務 局 長	藤 城 久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道 佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴 志
教 育 次 長	永 田 治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義 康
学 校 教 育 部 長	

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子

(議事担当)

主		幹	米	津	孝	成
副	主	幹	金	子	貴	一
主		査	尾	本		悠
主	任	書	北	川	陽	介
主	任	書	高	柳	陽	一

(調査担当)

主		幹	上	原		高
主		査	前	田		悠
主		査	岡	澤	英	康
主	任	書	荒	木	智	貴
主	書	記	福	井	寿	明

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第12号市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてから日程第31報告第30号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、西村敦議員。

〔西村 敦議員登壇〕

○西村 敦議員 おはようございます。公明党の西村敦でございます。会派公明党の代表質問を行います。初回総括2回目以降一問一答で行い、補足質問者は堀越優議員になりますので、よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が依然猛威を振るっています。第7波では全国的に感染爆発が起これ、これまでにない感染者数が毎日報告されています。

そこでまず大項目、新型コロナウイルス感染症対策について伺ってまいります。

まず(1)、本市として、報道のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に拡大しました。第7波における新規感染者数の推移について伺います。

次に(2)として、医療逼迫に際し、症状が出てスムーズに受診することができないなどの声も寄せられています。

そこで、感染症が疑われる方への検査にはどのようなものがあるのか。その手続の方法はどうか。また、発熱した際の受診の状況について伺います。

次に、(3)です。市川市では、昨年、感染拡大の中、少年自然の家に入院待機ステーションを開設しました。会派として視察もさせていただきました。その後、感染者数は下火になったものの再び拡大し、第7波となりました。

そこで、現在稼働している入院待機ステーションの活用状況について伺います。

次に、(4)です。感染拡大の防止、重症化予防としてのワクチン接種はやはり重要です。

そこで、本市がこれまで行ってきたワクチン接種の状況と課題について伺います。

次の大項目、地方創生臨時交付金の活用についてです。この点は、さきの6月定例会においても公明党の代表質問で強調させていただいたところです。その後の検討状況について確認させていただきます。

地方創生臨時交付金は政府の緊急経済対策で、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として今年新たに交付されることになったものです。

まず(1)として、交付額と活用の考え方について伺います。

次に(2)として、原油価格、物価高騰等を踏まえた市民への支援策について、(3)として、同じく事業者への支援策について、それぞれ伺います。

次の大項目、子どものインフルエンザ予防接種事業の内容及び取組についてです。

昨年、令和3年9月15日に公明党は、新型コロナウイルスが接種できない12歳未満の子どもの対象にインフルエンザワクチン予防接種費用の助成を求める要望書を市に提出しました。その後、昨年、当助成事業がスタートしました。市民から大変に好評であったことから事業の継続を望んでいたところです。

そこで質問します。子どものインフルエンザ予防接種事業の今年度の事業内容について、また、昨年度の取組

内容と実績及び変更点について伺います。

次の大項目、子育てしやすいまちづくりについてです。

本市の特性として、若い世代の転入が多い割に子育て世代になると市外に転出してしまふ、そのような傾向が見られると認識しています。そこで必要となるのが、明確な子育てしやすいまちづくり施策です。

以下、順次お聞きします。

まず(1)として、本市は他市に先駆けて公立小中学校の給食費無償化を行う方針を示していますが、未就学児に対しても同様の支援が必要と考えます。現状で、保育園や幼稚園において給食費の負担を減らすためにどのような支援を行っているのか伺います。

その上で(2)として、学校給食費の取組として今回の無償化は、子育てしやすいまちづくりの一環として、どのような役割を担うのか。また、今回、中学校、小学校と段階的な実施となったその経緯について伺います。

次に、子育て世帯から好評を得て既に事業化されている放課後子ども教室について、(3)として、教室の実施状況など、現状と今後の方向性について伺います。

次に(4)ですが、子育て世代にとって、身近な公園は子どもの遊び場確保、親子の交流において欠かせない要素となります。その公園がきれいで快適であれば住みやすい町につながります。

そこでお聞きいたします。現在、公園によっては、長く遊具が使用禁止となっている状況が見られます。新しく安全な遊具に更新していく必要があると思いますが、その現状と今後の計画について伺います。

また、公園内のトイレは利用しづらいとも言われています。東京ではオリンピックに合わせ、公園内のトイレもデザイントイレ化され、利用しやすくなっているとも聞いています。市内のトイレも多機能トイレの導入や洋式化を検討すべきと思いますが、その現状と計画について、併せて伺います。

次の大項目に移ります。若者にとって魅力的なまちづくりについてです。

魅力あるまちづくりにとって、にぎやかで若者が集まるというのは大きな要素であると思います。最近では音楽や食に関する大型イベントが東京などで行われ、若者を中心に人気が高まっていると感じています。企画はNPOであったり、実行委員会を活用しているようですが、高齢な方が企画すると若者が集まらないので、若者目線で企画することにより若者枠を増やす、若者を呼び込める、既存のイベントに肉づけができ、盛り上がっていくと思ってもいます。

そこで(1)になりますが、今すぐにやれないとしても、まちおこし、若い力を使い大勢が集まり、活躍できるイベントの実施を推進することで市の魅力を発信することができるのではないかと考えますが、市の見解を伺います。

次に、起業支援の取組と支援強化策についてです。若者にとって、起業は夢の実現に向けて大きなステップとなります。そして、手助けしてくれる町というのは、若者にとって、やはり魅力のある町になるのではないのでしょうか。

そこで(2)として、本市の起業支援に関する取組の現状及び実績などについて伺います。また、若者に向けた支援の強化について、市に考えを伺います。

次に、デジタル地域通貨です。6月定例会後、デジタル地域通貨推進参与が選任され、研究を進めている状況かと認識しています。

その中で(3)の質問ですが、研究を進めているデジタル地域通貨の仕組みや運用について、これまで市が行ってきたエコポイントや健康マイレージなどの既存の制度との連携について、想定して行っているのかについて伺います。

次の大項目、下水道事業についてです。

この下水道の整備については、本市の最重要課題として整備の促進、普及率の改善が速やかに進むことが望まれています。

そこで(1)として、現在、市内各所で水道工事を行っている状況かとは思いますが、現在の普及率についてはどうなっているのか。また、未整備地域の早期解消を進めていくための対策について伺います。

次に、下水道管渠の老朽化問題が課題となっています。(2)として、本市の下水道施設は普及が進む一方で、最初に整備した管渠については既に激しく老朽化が進んでいることが懸念されています。本市として、その老朽化対策をどう考えているのか伺います。

次に(3)に移りますが、今定例会において、下水道使用料金の改定については是非が問われています。改定が必要な理由については、審議会の答申も踏まえ、先順位者の答弁で確認しています。その中で、通常、料金改定というのは最終手段であって、まずは自らの経費削減を含む経営改善のための努力が必要と考えています。現にそのような取組を行っているのかについて、まず伺います。

次の大項目に移ります。犬と猫のマイクロチップ情報登録制度に係る本市の取組についてです。この点につきましても6月定例会で一部触れましたが、引き続きお聞きしてまいります。

初回質問として、本年6月より装着が義務づけられたわけですが、まずは国のマイクロチップ登録制度の内容について伺います。

次の大項目です。次期クリーンセンターの整備は本市の重要課題であると認識しています。整備に当たり、基本方針、規模、整備スケジュールなど、その概要について伺います。

次の大項目、中核市移行に向けた取組についてです。

これまで中核市移行については、市議会定例会や中核市移行に関する特別委員会において活発な議論がなされてきました。本市にとって大きな判断となるわけですから、私も十分な調査研究が必要だと考えています。

そこで伺いますが、中核市移行について、昨年5月の中核市移行に関する特別委員会開催後から現在までの調査検討状況についてお聞かせください。

続いて大項目、災害に強く、安全、安心なまちづくりについてです。

初めに、(1)の集中豪雨等による道路冠水対策についてですが、市内には台風に伴う大雨や近年増加しているゲリラ豪雨など、集中豪雨によって道路冠水が発生している場所が見られています。

そこで、このような集中豪雨に対する浸水対策はどのようになっているのかについて伺います。

また、道路冠水については、道路側溝の詰まりや不具合などによる影響も考えられると思いますが、側溝の整備や維持管理の考え方と道路冠水が発生した場合の交通規制を含めた対策についても伺います。

次に、(2)の河川整備による洪水対策についてです。近年の台風の大型化や局地的な豪雨により、全国各地で洪水が発生しています。

そこで、真間川水系では千葉県とともに河川整備を進めてきていると思いますが、本市の河川整備による洪水対策について伺います。

次に、(3)歩行者や自転車の安全な通行を確保する環境づくりについてです。本市は人口約49万人を擁する都市であり、歩行者や自転車等の交通需要も多い状況にあります。しかしながら、市内には歩道などが整備されていない箇所が多く、自転車との接触事故のリスクも高い状況にあると思います。このような状況を考えると、市として、歩行者や自転車の交通安全性を確保することは非常に重要と考えます。

そこで、歩行者や自転車の安全な通行のための環境づくりについて、市の考えを伺います。

最後の大項目、公共施設の学習スペースについてです。

子どもの貧困の問題は、学習環境の面においても現れます。例えば家が狭い、エアコンがないといった事情に

より、子どもたちが快適に勉強する環境を用意できない場合があるとも聞いています。学習塾に通っている子どもたちは塾の自習室で学習することができますし、町なかのカフェに行けば、そこで飲み物代を払って学習に励むお子さんを多く見かけますが、家庭の事情でそういったことができない子どもたちがいることを考えると、本市としても、そのような子どもたちが快適に学習できる環境を整備することが重要になってくるのではないかと思います。

そこで、図書館をはじめ本市の公共施設を学習スペースとして開放する取組について質問いたします。

まず(1)として、図書館や公民館など、本市の公共施設内に中高生の学習スペースとして活用できる場所がどれだけあるのでしょうか。現状と課題について伺います。

次に(2)として、中高生を中心とした子どもたちにとって、図書館は自習など気軽に使える存在であるべきと考えます。例えばカフェテラスを併設して、そこで自習ができるなど、より快適な居場所にしてほしいという声も聞きます。そのような設備の拡充も含め、今後の図書館の在り方について市の見解を伺います。

以上、公明党代表質問の初回質問とさせていただきます、答弁の後、再質問をさせていただきます。

なお、大項目、次期クリーンセンター整備に関わる方針、規模、整備スケジュールについてから最後の公共施設の学習スペースについてまでは補足質問者である堀越優議員が再質問を行いますので、よろしく願いいたします。

**○松永修巳議長** 質問は終わりました。

答弁を求めます。

水野危機管理監。

**○水野雅雄危機管理監** 私からは新型コロナウイルス感染症対策についてのうち、本市の感染状況です。千葉県が公表しています新規感染者数を基に本市の第7波の推移を分析すると、感染者数は本年6月中旬から下旬にかけて増加に転じました。推移を具体的な数値で言うと、6月第4週の1週間の新規感染者数は約280人で前週比の1.2倍、翌週からも前週比で1.5倍から2.1倍と、6週間続けて急激な増加が見られました。その後、8月1週から前週比で1倍を下回る週が3週続き、緩やかな減少傾向が見られました。第7波は、1日当たりの新規感染者数がこれまでにない1,000人を超える日が数日報告され、感染のピークを表す山の形も過去最大を記録しています。現在も前週の同一曜日を上回る日もあり、まだまだ予断を許さない、そんな状況です。

以上です。

**○松永修巳議長** 二宮保健部長。

**○二宮賢司保健部長** 私からは大項目、新型コロナウイルス感染症対策についてのうち(2)と(4)、大項目、子どものインフルエンザ予防接種事業の内容及び取組についてお答えします。

初めに、(2)の感染症が疑われる方への検査についてです。発熱などの症状があり、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合にはかかりつけ医や発熱外来指定医療機関、いわゆる発熱外来で検査する流れとなっています。また、県は感染者数の増加に伴う発熱外来の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターを設置しています。この陽性者登録センターでは、重症化リスクの低い症状のある方などを対象に検査キットの無料配付を行っています。そのほか、薬局で医療用抗原検査キットを購入することなどで御自身の感染状況を確認していただけます。検査の結果陽性となった場合は発熱外来に通うことなく、県の陽性者登録センターで感染の登録をすることができます。

続いて、発熱外来の受診状況です。発熱外来に指定されている市内の医療機関は60か所以上設けられています。これに加え、市川市急病診療所でも夜間や日曜、祝日の発熱者対応を行っています。感染が急拡大した7月17日、18日は、急病診療所において、1日平均約150人の発熱者の診療を行っています。これは通常の日曜、祝

日の約5倍となっております。

次に、(4)についてです。本市では、国の決定に基づき、新型コロナワクチンの1回目、2回目の接種を令和3年4月に開始しました。その後、3回目を令和3年12月から、4回目を令和4年6月から実施しています。また、小児接種は令和4年3月から行っています。本市でできる新型コロナ感染予防対策はワクチン接種であると考え、接種率の向上のため多くの集団接種会場を設け、また大型バスを使用した接種なども行ってまいりました。現在の市全体の接種率は、1回目、2回目ともに85%、3回目は約70%となっています。また、約70%の方が医療機関、約30%の方が集団接種会場で接種しています。これまでの課題としましては、3回目接種で若い世代の接種率が低いこと、混雑時に予約システムに接続しづらいことなどがありましたが、これらについては改善し、ワクチン接種を進めているところです。

次に、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成事業についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の収束が見られない中、11歳以下の新型コロナワクチンの接種率は低い状況にあります。そのため、冬季に流行が懸念されている季節性インフルエンザとの同時流行を防ぎ、医療機関の負担軽減を図ることを目的に、今年度も補正予算を計上いたしました。対象は生後6か月から小学校6年生の子どもで、接種1回につき上限3,000円を1人2回まで助成します。手続きにつきましては、必要書類を郵送または窓口へ提出していただき、後日、助成額を口座に振り込みます。昨年度の取組につきましては、今年度と同様の事業を実施しています。申請数は1万6,204件であります。昨年度との変更点につきましては、厚生労働省から12月中旬までに接種を終えることが望ましいとされていることから、適切な時期に接種していただくため、今年度は申請期間を令和4年11月1日から令和5年2月28日とする予定です。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 本住消防局長。

**○本住 敏消防局長** 私からは大項目1つ目の新型コロナウイルス対策についてから(3)入院待機ステーションの活用状況についての御質問にお答えいたします。

本市では、昨年9月に入院待機ステーションを開設して以降、今年8月までに32回の利用がございました。このうち、20回が第7波となる7月、8月の2か月間に集中している状況となります。また、第7波では、本市でも約3万人の方が感染するなど感染者数の急増に伴い、新型コロナ感染者への救急出動件数は、この2か月間で全体の50%を超える591件と急増いたしました。この感染者数の増加により医療機関の病床使用率が高まり、救急患者の受入れ状況が悪化したことから、入院待機ステーションの使用回数の増加につながったものと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** 私からは大項目2番目の地方創生臨時交付金の活用についてと、大項目5番目の若者にとって魅力的なまちづくりについての(3)にお答えいたします。

初めに、地方創生臨時交付金の活用についてです。国は新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設いたしました。令和4年度については、コロナ禍における原油価格、物価高騰の対応分として総額1兆円の予算を組み、そのうち本市は9億4,214万9,000円を限度に交付を受けることになりました。

そこで本市では、今回の地方創生臨時交付金の目的を踏まえ、原油価格、物価高騰から子どもたちの食の環境を守ること、また、事業者への影響が二次的に市民生活に及ぶことを抑えることを観点に考えたところでございます。具体的な内容ですが、まず市民への支援としては、本年6月定例会で公立小中学校を対象とした給食の食

材費の負担増を抑えるための補正予算について議決をいただきましたが、今定例会においては、幼稚園、保育園などにも拡充するための補正予算を計上しております。また、事業者への支援としては、原油価格、物価高騰分に対する業種別の支援金などを交付することとしております。具体的には、介護サービスの事業所及び障がい福祉サービス事業所に対しては、入居、訪問、通所、入所、それぞれのサービスの形態に応じ、利用者の送迎にかかるガソリン代や物品経費などの価格上昇分を対象に定額で交付いたします。公共交通事業者のうち、バス事業者に対しては路線別の距離及び運行本数に応じた燃料費上昇分を、タクシー事業者に対しては保有台数に応じた燃料費上昇分を対象に交付いたします。また、バス事業者には11月3日の市民まつりを中心とする各イベント会場への臨時バスの運行を委託するなど、多面的な支援を行います。入院患者を受け入れる病院に対しては、病床の見込み使用数に応じて食事療養費に占める食材費の価格上昇分を対象に交付いたします。農業者については、令和3年の農業収入が50万円以上の方に対して、令和3年の青色申告決算書に記載された、肥料にかかった費用の3割を交付いたします。市内の中小企業などに対しては、本年4月から8月の電気・ガス料金の合計が20万円以上となる中小企業や個人事業主などを対象に、同じ期間中の電気・ガス料金の上昇分に相当する額を定額で交付いたします。こうした支援のほか、市川市中小企業融資を利用されている事業者に対しては、経営面での収益改善につなげるため利子補給の上乗せを実施いたします。このような取組により、原油価格、物価高騰などによる市民や事業者の影響の緩和に努めてまいります。

次に、若者にとって魅力的なまちづくりについての(3)デジタル地域通貨及び自治体ポイントの導入についてです。先行してデジタル地域通貨を導入している自治体では、各種ポイントと連携している事例がございます。このような自治体では、ボランティア活動や健康づくりなどで付与されたポイントをデジタル地域通貨と交換できる仕組みになっております。本市では、現在、ボランティア活動やエコ活動に参加した方にはエコポイント、健康づくりに取り組んだ方には健康マイレージのポイントをそれぞれ付与しており、エコポイントは公共施設の入場券や市のグッズに、健康マイレージポイントは健康に関連する景品などに交換することができます。デジタル地域通貨とこれらのポイントとの連携については、エコポイントや健康マイレージの制度の趣旨を踏まえた上で慎重に検討していく必要があると考えております。

一方で、デジタル地域通貨と既存ポイントを連携することができれば、若者を含む幅広い世代の方がボランティア活動や健康づくりにこれまで以上に積極的に取り組んでいただくことや、利用者が大幅に増加することが期待できます。デジタル地域通貨については、現在、デジタル地域通貨推進参与とプロジェクトチームによる会議の中で仕組みや運用を研究しているところですが、より多くの市民の皆様に活用していただき、親しんでいただくことが重要であると考えております。そのため、デジタル地域通貨とポイントを連携する際には交換する方法や交換の比率を分かりやすくするなど、誰もが利用しやすい制度とすることが必要となってまいります。今後も先行自治体における事例などを参考に、引き続き研究を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは大項目4番目、子育てしやすいまちづくりについてのうち、(1)幼児教育・保育の給食費無償化に向けた取組についてお答えをいたします。

保育園や幼稚園などにおける給食費の保護者負担につきましては、児童の年齢や施設の種類などにより給食費徴収の有無や負担額が異なっております。まず、幼児教育・保育の無償化の対象となっていないゼロ歳から2歳の児童につきましては、給食費は保育料の中に含まれておりますことから、個別に給食費の徴収は行っておりません。次に、3歳以上の児童が入所する施設のうち、認可保育所や幼保連携型、保育所型、地方裁量型の認定こども園、そして事業所内保育所に通う児童につきましては、無償化に伴い保育料は徴収せず、給食の材料に係る

実費を徴収する仕組みとなっております。この実費に対し、本市では保護者の負担を軽減するため、児童1人当たり2,000円程度の補助を行い、1か月当たり4,500円以内の負担となるよう支援を行っているところであります。

また、幼稚園と幼稚園型の認定こども園、認可外保育施設につきましても、保護者から給食費を徴収しておりますが、それぞれの施設によって給食と弁当持参との併用があるなど提供方法等が異なるため、徴収額も異なっております。このうち、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する児童の保護者に対しましては、給食費の一部を補助しております。これらに加えまして、国の制度といたしまして、年収がおおむね360万円未満に相当する世帯や3人以上の子どもがいる世帯などを対象に、給食費の全額または一部を免除しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、子育てしやすいまちづくりについてのうち、(2)、(3)の2点についてお答えいたします。

初めに、(2)学校給食費無償化に向けた取組についてお答えいたします。

まず、子育てしやすいまちづくりに向けた学校給食費の無償化の役割についてです。学校給食費の無償化は、先順位者への答弁のとおり、子どもの成長を社会全体で支えるという考えの下、取り組むもので、これまでの保育の無償化や子ども医療費助成などの施策に加え、教育行政の立場から食環境の充実を図るといふ、食をテーマとした新たな施策の一つとなるものです。この施策の実現により、経済的な負担が少なく、食の環境が整っているといた、安心して子育てのできる町になること、また教育的観点からも転入増による学校の活性化、食育の充実など、学びにつながるものになると期待しているところです。今回の条例改正では、施行期日を2段階としており、令和5年1月1日を施行期日とし、先行して中学校等17校を対象に、1月1日以降に納期限を迎える給食費を徴収しないものとします。その後、令和5年4月1日施行を施行期日として、小学校等は不徴収の適用としないという条項を削除することで55校全校を対象に給食費を徴収しないものとするものです。

次に、学校給食費の無償化が段階的な実施となった経緯についてお答えいたします。当初、無償化の実現に当たっては、昨今の社会情勢なども考慮し、今年度途中からの実施も視野に、できる限り早い段階で、かつ全児童生徒に対して実施することを基本に検討してまいりました。一方で、一定規模の税金を継続的に活用していくため、慎重を期す必要性も認識しておりました。このため、無償化後も継続して必要となる事務や手続を整理するとともに、ほかの給付制度などと整合を図るための事務処理を正確に行うといった、今年度途中から実施するには見えないリスクがあると思われたため、一部対象者に限って様子を見ながら実施する方向で検討を進めたところです。結果、人数の少ない中学生約9,000人を対象として1月以降の給食費を徴収しないという方式であれば、スケジュール的にも事務处理的にも実現可能であり、前倒しできると判断できたことから段階的な実施に至ったものでございます。

続いて、(3)放課後子ども教室の現状についてお答えいたします。

本事業の目的は、市立小学校等において、放課後等における子どもの安全、安心な居場所づくりをすることです。自由遊びを基本とし、活動プログラムとして工作教室やスポーツ教室、英語教室や読み聞かせ等を実施しており、異年齢や地域の方々との交流を推進しています。現在、市内の小学校、義務教育学校前期課程全39校のうち、23校で放課後子ども教室を開室しております。今後の方向性でございますが、今年度10月より新たに8校を開室し、31校となります。また、令和5年度、新たに8校開室できるよう準備を進めており、開室されれば市内39校全校で開室の見通しとなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 私からは大項目、子育てしやすいまちづくりについての(4)と下水道事業について、災害に強く、安全、安心なまちづくりについての(1)のうち、集中豪雨に対する浸水対策と(2)についてお答えいたします。

初めに、子育てしやすいまちづくりについての(4)公園施設の整備と改修計画及び快適なトイレへの改修についてでございます。

まず、遊具など公園施設の現状につきましては、設置から長い期間経過しているものもございますが、いつでも安全に御利用いただけるよう、全ての公園を対象にした遊器具等点検業務委託において、毎年施設の点検を行っております。点検の結果、補修や更新が必要と判定された遊具は現状を確認し、部分的な補修を行えば使用を継続できる場合には一時的に使用を禁止して補修し、使用を再開いたします。また、劣化がひどく使用を継続できない場合は既存遊具を撤去し、新しい安全な遊具を整備する必要があることから使用禁止の期間が長くなります。

次に、公園施設の改修計画についてでございます。平成30年度に2ha以上の大規模な9つの公園を対象に遊具等の点検を実施し、市川市公園施設長寿命化計画を策定いたしました。この計画に基づき、令和11年度までに、国の交付金を活用して老朽化した施設の更新を計画的に進めることとしておりまして、令和2年度から工事に着手しております。これまでに大洲防災公園、里見公園、南行徳公園の複合遊具等の更新を行っており、今後も引き続き長寿命化計画に基づき施設の更新を進めてまいります。

続いてトイレの現状ですが、市内のトイレは、平成元年度頃から地域にある程度の間隔でのトイレ配置となるよう、小規模な公園にもトイレの整備を進めてきており、市内公園の約5分の1に当たる約100公園にトイレを設置いたしました。これらのトイレのうち多機能トイレ及び洋式トイレにつきましては、じゅん菜池緑地や里見公園など、比較的規模の大きな24の公園に整備されておりますが、ほとんどの公園のトイレは多機能トイレや洋式トイレではなく、和式トイレでございます。

次に、トイレの改修計画でございます。多機能トイレにつきましては、市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例において、不特定かつ多数の者が利用し、または、主として高齢者、障がい者が利用するトイレは、これらの方々の利用に適した構造とすることとされており、特に利用が多い大規模な公園には多機能トイレを設置することが望ましいと考えております。また、洋式トイレにつきましては、家庭でも普及が進んでいることや、高齢者や障がいをお持ちの方も利用しやすいといったことなどから公共施設でも洋式化が進められているため、公園のトイレにつきましても洋式化を進める必要があると考えており、老朽化による建て替えや新築する場合には、公園の利用状況も考慮した上で多機能トイレの設置及びトイレの洋式化を行ってまいります。

続きまして、下水道事業についての(1)普及率の現状と未整備地域への対策についてお答えいたします。

まず、下水道普及率の現状でございますが、本市の公共下水道は菅野処理区、江戸川左岸処理区、西浦処理区の3つの処理区において、臨海部の工業系用途を除く市街化区域約3,400haの整備を優先的に進めております。このうち菅野処理区は既に整備が完了しておりますが、江戸川左岸処理区と西浦処理区におきまして約1,000haの未整備区域が残っており、令和3年度末時点での下水道普及率としましては76.8%で、処理人口は37万7,400人となっております。また、未整備地域の早期解消への対策につきましては、現在、公共下水道の整備促進を図るため、新しい整備手法に取り組んでいるところであります。

1つは、設計と施工を一括で発注することで、民間の知恵や工夫を積極的に活用することができるデザインビ

ルド方式でございます。通常の発注におきましては、単年度主義の原則を踏まえた事業規模を設定し、各年度において契約や完了の手続が必要となります。一方、この方式では最大5年間までの継続事業とすることができ、通常の方式では、年度当初に費やしていた契約事務の期間において施工が可能となりますことから、年間当たりの整備量の増加が期待できます。本市におきましては、令和2年度から令和6年度までの継続事業として、北方地区で約19haの区域を設定し、整備を進めているところでございます。これに加えて、技術支援などを目的として設立された公益財団法人千葉県下水道公社の活用があり、通常は職員が行っております設計や入札手続、施工管理に関する業務を公社に委託することで市全体の発注件数を増やすことができ、年間整備量の増加が見込まれます。また、本市の下水道整備を早期に進める上では、汚水処理をするための千葉県が整備しております江戸川第一終末処理場の整備も必要不可欠でありますことから、去る8月29日に市長が千葉県知事にお会いし、処理場の早期整備について直接お話をさせていただいたところでありますが、引き続き千葉県へ要望してまいります。

次に、(2)管渠の老朽化対策についてお答えいたします。

市川市の公共下水道区域の中で、菅野処理区282haは市内で最初に下水道を整備した地域で、昭和36年に整備に着手し、昭和47年に菅野終末処理場の供用を開始したことにより下水道の使用を開始しております。このようなことから、管渠の一部は建設から60年以上が経過し、老朽化が進んでおります。この地区の下水道本管は主にコンクリート管が使用されており、コンクリート管は汚水から発生する硫化水素の影響を受けやすいことから調査を行ったところ、老朽化による腐食等が進んでいる状況でありました。また、取付け管につきましては、衝撃に弱い陶管が使用されており、本管に比べて道路下の浅い位置に埋設されていることから、通過交通など外部からの衝撃を受けやすく、度々破損に起因する道路陥没が発生しております。

そこで整備年度が古く、老朽化が進んでいる菅野処理区を対象として、令和元年度に下水道施設の老朽化対策計画である市川市下水道ストックマネジメント計画を策定いたしました。この計画は、損傷等が発生した時点で改修を行うのではなく、事前に予防することにより維持管理費の軽減と平準化を図ることを目的とした計画であります。現在は、この計画に基づき対策を進めておりますが、本管につきましては、掘削して新しい管を入れ替えると交通に与える影響が大きいため、既設管の内面をライニングすることにより補強し、新しい管と同等以上の強度を発揮する施工方法で改修を進め、長寿命化を図っております。また、取付け管につきましては、1か所当たりの施工範囲が小さく、交通に与える影響が少ないことから、開削による陶管から塩ビ管への布設替えを進めております。今後の取組としましては、菅野処理区に次いで整備年度が古く、コンクリート管が使用されている地域につきまして、順次計画に加えていき、予防保全としての下水道施設の老朽化対策を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、下水道使用料改定の是非についてお答えいたします。

水道事業の経営改善として、これまでに主に3つの取組を行ってまいりました。1点目は、令和3年1月から千葉県企業局が実施する水道料金との徴収一元化に参加し、収納率向上と経費削減の効果を図ってまいりました。現年分の使用料につきましては、千葉県が上水道と併せて徴収をした結果、収納率は令和2年度97.7%から3年度には99.1%と、1.4ポイント増加いたしました。また、経費削減につきましては、一元化前と比べ、システム開発や機器の更新にかかるイニシャルコストが一時的に増えるものの、令和8年度以降、毎年おおよそ9,000万円の減額が見込まれております。

2点目は、現年で収納できず、滞納繰越しとなった一元化前の債権につきまして、委託業者と市職員で役割を明確にして滞納整理に取り組み、さらに委託業者の管理監督を強化した結果、収納額は令和2年度約7,000万円から3年度は約1億2,000万円へと約5,000万円増加いたしました。滞納整理につきましては、負担の公平性を確保するために、今年度も引き続き積極的に取り組んでいるところでございます。

3点目は、接続率向上の対策としまして、共同住宅の下水道接続に関わる経済的負担を緩和するため、昨年度、市川市水洗便所改造資金貸付条例を改正し、貸付けの対象に共同住宅を加えるなど、貸付金制度の利便性向上を図ってまいりました。今後もこのような経営改善に取り組み、使用料改定幅を極力抑えてまいりたいと考えております。

続きまして、災害に強く、安全、安心なまちづくりについての(1)集中豪雨等による浸水対策についてお答えいたします。

本市では、1時間当たり50mmの降雨に対応する管渠やポンプ場の整備に取り組んでいます。特に急速な都市化の進展による浸水被害が頻発する浸水常襲地域である市川南地区及び高谷・田尻地区につきましては、外環道路整備により浸水区域が分断されることを契機として、この地区を整備優先地域に指定し、集中的に対策に取り組んでまいりました。この中で市川南地区につきましては、平成29年4月に大和田ポンプ場が供用を開始し、引き続き平成30年度からは市川南ポンプ場関連の建設に着手しており、現在、令和7年7月末の完成を目指して工事を進めております。また、高谷・田尻地区につきましては、外環道路区域内に整備した幹線管渠から、上流域の浸水常襲地域である鬼高地区に向けて管渠の整備を進めております。

整備優先地域以外では、曾谷地区において既存の管渠の排水能力が不足しているため、管渠断面を大きくする工事を進めており、最下流部の春木川から上流の弁天池までの約1,570mのうち約1,030mが完成したところでございます。管渠整備のほかにも局所的な対応として、地形的にくぼ地状になっている場所については、大雨時に周辺の雨水が集まり、たまりやすくなるため、できるだけ土地の低い箇所にはマンホールポンプを設置し、冠水した雨水を強制的に河川や既設水路に排水することにより浸水被害の軽減を図ってきたところであります。現在整備を進めているものとしましては、田尻4丁目地先の田尻第2少年広場前の浸水常襲箇所において新たにマンホールポンプを設置しており、本年の8月末に工事が完成し、供用を開始したところであります。また、香取1丁目地先の源心寺周辺地区においても新たにマンホールポンプを設置し、管渠により旧江戸川まで雨水を圧送し、放流する工事に着手したところであり、今年度末の完成を目指しております。本市としましては、今後も様々な浸水対策に計画的に取り組む、水害に強い町を目指してまいります。

次に、(2)河川整備による洪水対策についてお答えいたします。

市川市には、江戸川や真間川をはじめとする9つの一級河川が市街地の中心を流れておりますが、昭和30年代後半頃から市街化が急速に進展し、都市型水害が多発するようになりました。特に浸水被害の多かった真間川では、昭和54年度に総合治水対策特定河川事業として、従来進めてきた河道改修に加え調節池や分水路など、総合的な治水施設の整備を進めてまいりました。河道拡幅整備については、浸水リスクを軽減するための根本的な対策として重要であることから、早期に効果を発揮させるため千葉県と協定を結び、真間川水系の一部区間を千葉県に代わって市川市が整備を進めてまいりました。具体的な区間としましては、昭和63年度から平成13年度に真間川の国分川合流点から大柏川合流点までの約1,600mの区間で河道拡幅整備や橋梁の架け替えを実施いたしました。また、平成7年度より、大柏川の浜道橋から鎌ヶ谷市境までの約1,620mの区間で河道拡幅整備を進め、令和3年度末に完成したところでございます。

このように、これまで千葉県と協力しながら河川改修を行ってきた結果、真間川水系の整備率は約89%まで進んでまいりました。また、真間川流域では、河川への雨水の流出を抑制するため、土地の保水・遊水機能を取り戻すことなどを目的とした流域の対策として、学校や公園等の公共施設30か所に雨水貯留施設の整備をし、大野こごと公園、柏井調整池、大野調整池など、13か所に調整池などを整備しております。あわせて、民間事業者に対しては宅地開発条例による貯留施設の設置を進め、各家庭には設置にかかる費用の一部を助成する制度を設け、雨水小型貯留施設や雨水浸透施設の設置を推進してまいりました。このことにより、必要な対策量として設

定された目標貯留量12万㎡に対して約27万㎡の貯留を達成しております。このような対策を進めてきた結果、総雨量が212mmであった昭和56年の台風24号では床上・床下浸水被害が約1万1,200件発生しましたが、ほぼ同規模となる総雨量が263mmであった平成25年の台風26号では、床上・床下浸水被害は約300件と大幅に減少しております。しかしながら、昨年3月の豪雨では市内各所で浸水被害が発生しており、河川事業の完遂の必要性を再認識したところであります。したがって、いまだ整備が完了していない春木川及び派川大柏川の改修の早期実施並びに大柏川の負担軽減を目的とした大柏川第二調節地の早期完成について、去る8月29日に市長が千葉県知事にお会いし、直接お話をさせていただいたところでありますが、引き続き千葉県へ要望してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 関観光部長。

○関 武彦観光部長 私からは大項目の若者にとって魅力的なまちづくりについての(1)音楽フェスや食フェスをはじめとするイベントの推進についてお答えをいたします。

初めに、現在確認しております、市川市内で行われている主なイベントの開催状況ですが、市川地方卸売市場で月2回開催されるいちかわごちそうマルシェや葛飾八幡宮参道で隔月開催されるニューボロイチなどが新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら開催されております。また、今後、八幡一番街商店会では食と音楽の祭典、いちフェスや江戸川河川敷で行われるアートと音楽を楽しむイベント、エドロックフェスティバルの開催が決定しております。さらに、いちかわ市民まつりやいちかわドイツデー、行徳まつりの代替イベントとして行徳神社めぐりがそれぞれ開催に向けて準備が進められております。

御質問にあります音楽フェスや食フェスと呼ばれる大型会場で行う大規模イベントは、本市においては開催されてはおりませんが、音楽や食をテーマとしたイベントとしては、エドロックフェスティバルやいちかわごちそうマルシェ、あるいはニューボロイチなどが挙げられます。これらのイベントは、それぞれの実行委員会や団体などが主催しており、店主やアーティスト、あるいは市内の大学の学生などが参加しております。また、市川駅北口ロータリーでは、市川駅周辺の商店会などが中心となって毎週金曜日にイベントステージを設け、アーティストに音楽や様々なパフォーマンスを披露する場を提供しております。

現在の社会情勢の中、アーティストが思う存分パフォーマンスを発揮できるイベントや、仲間や家族で食を楽しむイベントの開催にはまだまだ制限がございます。今後はコロナ禍の感染状況を見ながら、これまで実施されてきた既存イベントにおいて、若者が参画する手法の研究を行ってまいります。また、若者の集客が見込まれる音楽や食に関するイベントなどが開催される際にはイベントを後援するなどの支援のほか、市公式ホームページやSNSなどを活用して、様々な年齢層の方々に対し情報発信を行い、本市の魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは大項目、若者にとって魅力的なまちづくりについての(2)起業支援の取組と支援強化策についてお答えいたします。

初めに、現在の起業支援の取組についてです。本市では、市内で起業を志す方や起業して間もない方に向けた取組として、個別の御相談に専門家がアドバイスを行う起業・経営相談窓口、女性を対象としたセミナー方式のI c h i k a w aワタシの夢起業塾、資金調達など、特定のテーマについて専門家が講演するI c h i k a w a起業応援セミナーを実施しております。また、起業家同士のネットワーク形成の場として、県の事業に市川市、船橋市、浦安市の3市が参加して実施するちば起業家交流会があります。このように、起業を志す段階から起業後の経営相談、人脈づくりまで一連の活動を支援する形を取っております。

しかし、例えばセミナーを受講した方がその後実際に起業したか、あるいは事業を継続しているかなどは把握し切れておらず、この点が課題であると認識しております。利用者の傾向を見ても、起業・経営相談窓口を例に、令和元年度から3年度までの3年間における相談件数及び実人数は、いずれも幅広い年代で増加が続いております。また、相談の半数以上が起業に関するものとなっております。令和3年度実績では、年代が分かる利用者の実人数141人のうち、30代と40代で合わせて94人と全体の3分の2を占めており、特に30代の利用者はこの3年間で21人から44人と、2倍以上に増えております。このように、現在行っている起業支援は事業の参加者、利用者に若い世代の方が一定の割合を占めておりますことから、これらは若い世代のニーズに対する受け皿として一定の認知をいただいているものと考えております。

一方、これまでの傾向から、今後は30代を中心とした若い世代の起業意識がさらに高まるものと予想されます。そこで、若者に向けた支援の強化策として事業の周知が重要と考えております。SNSなどの媒体を活用するなど、若い世代のニーズをさらに掘り起こす手法について今後も検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは犬と猫のマイクロチップ情報登録制度に係る本市の取組についてと次期クリーンセンター整備に関わる方針、規模、整備スケジュールについてお答えします。

まず、犬と猫のマイクロチップ情報登録制度に係る本市の取組についてでございます。犬と猫へのマイクロチップの装着につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、本年6月1日以降に販売された犬と猫にマイクロチップを装着し、その情報を国が指定する登録機関に登録することがペットショップなど販売業者の義務となりました。また、犬や猫を家族として迎え入れた飼い主には、購入前の登録情報を変更することが義務づけられていることから、マイクロチップの情報から現在の飼い主を特定することが可能となります。

続いて、次期クリーンセンター整備に関わる方針、規模、整備スケジュールについてでございます。

初めに、施設整備に係る基本方針についてです。平成27年度に策定した施設整備基本構想において5つの基本方針を定め、基本方針を実現するための具体的な事項を平成28年度の施設整備基本計画で定めています。5つの基本方針の1点目、「効率的に熱エネルギーを回収する施設とする」という方針については、高効率蒸気タービンによる発電を行う計画です。2点目の「安全性・安定性に優れた施設とする」という方針については、焼却炉をストーカ式の3炉構成とする計画です。3点目の「災害に対して強靱な施設とする」という方針については、水害や地震に強い施設とし、災害廃棄物の処理にも対応いたします。4点目の「市民への情報発信の拠点となる施設とする」という方針については、環境学習施設の設置を想定しております。最後に、5点目の「経済性に優れた施設とする」という方針については、状況の変化に合わせた適正な規模での整備を行うこととしており、事業方式についてはDBO方式を採用する計画です。

次に、施設規模につきましては、市川市一般廃棄物処理基本計画、通称いちかわじゅんかんプラン21で設定する焼却処理量に基づき決定するものです。施設整備基本計画では、将来の人口を44万人とする推計値を踏まえて平成27年度に改定されたいちかわじゅんかんプラン21において、可燃ごみの年間焼却処理量を9万6,000tと計画したことから1日当たり396tと設定しました。今後、人口推計など、基礎とする数値が変更される場合はいちかわじゅんかんプラン21の改定を行い、速やかに施設規模を再設定する予定であります。

最後に、整備スケジュールについてです。DBO方式で行う次期事業者のプラントメーカー及び運営者の選定作業は、実績があり、豊富な知見を有するコンサルタントの支援を受けながら進める予定です。本定例会において、次期事業者選定の支援を委託するアドバイザー業務委託の補正予算を計上させていただいております。次期事業者との本契約議案は、令和6年9月の市議会定例会への上程を目指して計画を進める考えであり、議決後

に本契約を締結し、その後実施設計を行い、建設工事期間は5年半を見ており、令和12年の稼働を目指し整備計画を進めてまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 鹿倉中核市準備担当理事。

**○鹿倉信一中核市準備担当理事** 私からは中核市移行に向けた取組についてお答えをいたします。

昨年5月の特別委員会の開催以降、中核市へ移行した際に必要となる保健所及び動物愛護センターを中心に、その組織体制や施設運営などに関し視察を行ってまいりました。

まず、保健所につきましては、中核市である柏市保健所を今年7月に、また、同じく中核市である船橋市保健所を視察する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の関係から現在延期をしております。視察をいたしました柏市では、保健所と保健センターの情報を共有することで市民サービスを一体的、効果的に提供できているとのことで、一例といたしましては、保健所が実施する小児慢性特定疾病医療費助成に関する対象児童の情報を保健センターが実施する家庭訪問事業や乳幼児健康診査事業に活用することで継続的な発育の経過の把握及び育児支援など、より質の高いサービスを提供できていることが挙げられておりました。また、災害時においては、保有する感染者情報を基に自宅療養者へ連絡し、健康状態の確認などのケアを行い、自宅療養者が避難所へ避難する際には保健所と危機管理部門とが連携し、避難所における感染拡大防止策を講ずるとのことでありました。

一方、動物愛護センターにつきましては、昨年11月に公設の動物保護施設を持つ茨城県常総市、殺処分ゼロを継続している千代田区保健所、船橋市動物愛護指導センターを、また、今年8月には富里市にあります千葉県動物愛護センターと柏市動物愛護ふれあいセンターを視察してまいりました。中核市の動物愛護センターは当該市域のみを管轄するため、県の広域の管轄と比較すると市民1人当たり提供できるサービスの質は高く、殺処分ゼロへの取組などは実効性が高いとのことでした。また、そのためには地域の個人ボランティアや団体との良好な関係を構築することが大変重要であること、中核市は管轄地域が当該市域に固定されることから地域ボランティアとの信頼関係を築きやすいなど、多くの参考になる話を伺うことができました。引き続き他市の事例を調査研究し、特別委員会の情報提供も適宜行ってまいります。

以上であります。

**○松永修巳議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** 私からは大項目、災害に強く、安全、安心なまちづくりについての(1)と(3)についてお答えします。

初めに、(1)集中豪雨等による道路冠水対策のうち、側溝整備と維持管理の考え方及び道路冠水が発生した場合の対策についてでございます。道路側溝は、一般的に道路に降った雨水を速やかに集水し、雨水渠等に排水するものでございます。本市の側溝整備事業では、側溝の新設工事のほかに短時間の豪雨で道路冠水が生じてしまう箇所については、優先的に側溝の勾配不良や管渠の容量不足に対する改良工事を実施しております。このほか、老朽化による蓋のがたつきなどの不具合が生じている側溝についても入替え工事などを行っております。また、維持管理については日常的にパトロール等を実施し、清掃や破損等の修繕を行っております。

次に、道路冠水時における規制等の安全対策についてでございますが、事前の対応としましては、大雨が予測される場合には、過去の降雨時の情報を基に冠水のおそれがある箇所の点検を行い、あらかじめ排水ますなどの清掃を行っておくことで排水能力を十分に確保し、簡単に道路冠水させないように努めております。また、降雨時には、冠水しやすい箇所につきまして重点的にパトロールを行い、道路冠水の発生状況を早期に把握し、道路冠水が発生した場合はいち早く交通規制を行うなどの水防活動に生かすよう努めております。しかしながら、近

年では台風以外にも一時的に豪雨が集中する、いわゆるゲリラ豪雨等も多く発生し、早急な対応が難しくなるケースも見られます。そこで令和3年度には、冠水の情報をリアルタイムで入手することを目的に、市内の道路冠水が発生しやすい13か所に道路冠水センサーを設置し、冠水状況を早期に把握する対応を図ったところであります。本市といたしましては、これらの取組を確実に実施し、道路冠水による被害防止を図っていきたいと考えております。

続きまして、(3)歩行者や自転車の安全な通行を確保する環境づくりについてでございます。道路交通網の骨格となる都市計画道路などの幹線道路につきましては、歩道を整備し、物理的に自動車との交通分離を図ることで安全性の確保を図ることを基本としております。また、路線によっては、自転車レーンの設置などにより歩行者と自転車の交通分離を図っております。一方、市街地内の生活道路につきましては、道路幅員が狭いことなどにより、歩行者空間を自動車と分離することが難しい状況もございます。このような路線の安全対策として、通学路等歩行者需要が多い路線につきましては、歩行者空間を明示する緑色のカラー舗装や、危険な交差点を明示する赤色のカラー舗装を設置しております。また、このような路面標示等が困難な場合には看板や電柱幕の設置等で安全を啓発しております。このほか、エリア的な対策としては、ゾーン30やキッズゾーンの設定にも取り組んでおります。ゾーン30は、ゾーン内の道路について、千葉県公安委員会が車両の最高速度を時速30kmに規制するもので、市内では地元の要望がまとまった地区で指定が進められております。本年1月26日には幸・宝地区がゾーン30に指定され、本市でのゾーン30の指定は10か所となっております。キッズゾーンは交通規制を伴うものではございませんが、各保育施設からの意見を取り入れ、お散歩コース上にイラストつきの路面標示や看板等を設置することによりドライバーへ注意喚起を促すもので、令和2年度には市内6か所を設定しております。本市としては、地域要望などを踏まえ、これらの対策を効果的に進めることにより歩行者や自転車等の交通安全の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは公共施設の学習スペースについてお答えをいたします。

まず、現状と課題についてでございます。現在、本市の6つの図書館には、閲覧席として計679席が設置されております。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、席数を約40%に減らしていたこともございましたが、現在は約90%に当たる612席が利用可能となっております。この図書館の閲覧席につきましては、館内の図書を読覧することを目的に設置されており、単に学習のために利用する席としては設置しておりませんが、館内の図書を読覧しながらであれば、例えば持参した参考書等を用いて学習することは可能でございます。また、現在はより多くの方に御利用いただくため、一度の利用につき、2時間から3時間という形で時間制限を設けております。今後、閲覧席の利用方法について周知していくことが必要であると考えております。

また、このほか、図書館の閲覧席の中には、これも館内の図書を読覧するという前提ではございますが、中高生の学習に適したスペースとして、中央図書館にヤングアダルトルームがございます。ここでは個人の自習はもちろん、友人同士で会話しながら調べたりする等のグループ学習も可能となっております。出入りは自由で利用時間の制限もございません。このヤングアダルトルームは中高生に大変人気が高いのですが、席数が18席ということもあり、今年の夏休み期間中は満席となる時間帯が多い状況でございました。このことから、中高生の利用ニーズに十分に切れ切れではないというふうに考えております。

なお、図書館以外の施設における学習スペースの設置の状況でございますが、まず公民館につきましては、市として団体での利用を原則としているため、個人が自由に利用できる学習スペースは設置しておりません。その他の施設といたしましては、こども政策部所管の中央こども館には、中高生ルームとして定員10名のフリースペ

ースがあり、自習やグループ活動に活用されておりますが、課題といたしましては、こども館は閉館時間の都合上、中高生が放課後に利用したいというニーズに応え切れていないことが考えられます。

次に、今後の図書館の在り方についてでございます。多くの方にとって、図書館に対するイメージは本を借りるところ、読書をするところであると思います。しかし、図書館はそれだけにとどまらず、市民一人一人がそれぞれの興味と関心に従って自由に学び、必要な知識を得て、それを社会で生かすための学習環境を提供する施設としての性格も有しております。とりわけ多くの子どもたちにとって無料で利用できる図書館は、こども館とともに自らの意思で足を運びやすい公共施設であり、情報の宝庫である図書館に通うことで生涯を通じた学びの第一歩につながるものと認識しております。そのため、図書館を単に本を借りる場所としてだけでなく、気軽に立ち寄り、学習ができる居場所としても親しんでいただくための取組が求められていると認識をしております。現在の図書館の座席は、先ほど申しあげましたように、館内の図書を閲覧することを前提としておりますほか、利用時間の制限を設けるなどしておりますが、今後、運用の在り方、館内のスペースの有効な活用方法などについて、利用者のニーズや公平性などを勘案し、柔軟に検討してまいりたいと考えております。

また、附帯設備、特に御質問のカフェテラスにつきましては、飲食をしながらリラックスして読書や学習ができるという点で大変魅力的ではございますが、飲食に伴う音の発生の問題や、飲食物により図書が汚れる等のリスクも考えられるところでございます。しかし、他市の図書館の中には、カフェテラスを併設し、軽食を取りながら読書を楽しめるようにしている事例もございまして、そのような事例を十分参考としつつ、これからの図書館の在り方を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

西村議員。

○西村 敦議員 それぞれに御答弁をいただきました。大変にありがとうございます。

まずは新型コロナウイルス感染症対策についてですが、本市の感染者数の状況について伺いました。やはり7月に入って前週比が2倍以上ということで、一気に広がったということであります。現在も引き続き感染者数が多い状況が続いておりますので、この感染者数については注力していただき、対応をよろしく願います。

また、検査の流れ、キットの配付等々、また発熱外来の受診状況もお聞きしました。現場は非常に大変な状況が続いているというふうに思いますので、引き続き市のフォローが大切かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

入院待機ステーションの活用状況をお聞きいたしました。開設してからの利用の半数以上が、ここ2か月に集中しているということでございます。

この(3)について再質問しますが、入院待機ステーションの状況を考えると、救急での搬送困難事案というのが多く発生しているのではないかと推測されます。現在までコロナ禍が続いているわけですが、本市の救急出動の状況についてどうなっているのか伺います。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

今年1月から8月までの救急出動件数は1万8,063件となりますが、このうち、7月、8月の2か月間だけで全体の約30%に当たる5,483件の救急出動がございました。救急出動件数の増加に伴いまして搬送困難件数も増え、第7波では527件と、昨年同時期と比べ2倍近く急増しております。このように第7波におきましては、新型コロナウイルス感染者数の増加や猛暑による気温の上昇などが続いたことにより、熱中症以外でも体調を崩される方が増えたことで救急出動件数の増加につながりました。さらに、医療機関では病床が逼迫するなどの影響もあり、

搬送困難件数が増加したため、消防局に勤務する日勤の救急救命士や救急資格を有する事務職員を動員し非常用救急車2台を編成し、計15台の救急車を運用することといたしました。しかしながら、この間、救急車を計15台で運用したにもかかわらず、全ての救急車が出動してしまうこともあり、救急車が到着するまでの間、消防車が先行して出動し、対応するという事案が約200件ございました。この状況を少しでも改善できるよう、消防局では救急車の適正利用について引き続き広報を進めると同時に、市民の皆さんが安心して救急車を利用できるよう、社会状況の変化にも迅速に対応できる救急体制の強化に引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 事務職で新たに2隊を増設したと。それでも全て出払ったときはポンプ車が先行して出動するという事案、これは200件あったということで大変に驚いています。大変な状況であります。市民の安全を守るための救急出動の万全な体制の整備構築を引き続きよろしくをお願いします。

次に、(4)ワクチンの再質問です。接種率ですが、1回目、2回目がともに85%、3回目70%とのことで、また全体の70%が医療機関の接種、30%が集団接種ということも分かりました。課題として、若い世代の3回目接種率が上がらないということです。この若い世代の接種率向上についてどのような取組を行っているのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

接種率向上を図るため、交通の利便性がよく、夜間まで接種可能な会場として、8月2日より市川駅北口の山崎製パン企業年金基金会館に接種会場を新設しました。この会場では、希望者に接種を促すため、予約なしでの接種を実施し、接種率の向上につなげております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。政府は、10月から予定していたオミクロン株対応ワクチン、これを前倒しして今月からスタートさせたいという意向を示しています。本市としても、早急に接種体制の準備が必要と考えますが、再度質問します。

今後の接種予定のオミクロン株対応ワクチンの接種対象者の範囲や予約について、どのような対応を考えているのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、2回目の接種を完了した全ての方を対象に準備を進めるよう、国から通知を受けております。本市では約40万人が対象となるため、個別医療機関とオミクロン株対応ワクチン接種のため拡充を図る集団接種会場で速やかに接種が受けられるよう、接種体制を整えております。ワクチン接種の予約については、使いやすく改良した予約システムに加え、コールセンターの体制も過去最大の規模とします。あわせて、インターネットを利用していない方、電話での予約が難しい方をサポートするため、予約相談窓口を市内5か所に開設し、接種を希望する方が円滑に接種できる環境をつくってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 大体分かりました。現場が混乱しないよう、また市民への丁寧な案内や周知の徹底、これをお願いして次に移りたいと思います。

地方創生臨時交付金の活用についてです。市の考え方として、原油価格、物価高騰から子どもたちの食の環境を守るということで、これは大いに賛同をいたします。6月定例会で小中学校の給食の材料費、本定例会で幼稚園、保育園の食材費を補助することで対応しているのを理解しています。もう1点が、事業者への影響が二次的に市民生活に及ぶことを抑えるとのことですが、介護福祉事業者、公共バス・タクシー業者などにガソリン代の補助、病院での食材費、農業者への肥料代、市内中小企業者や個人事業者への電気・ガス代高騰分の補填など、今回はそのほとんどが事業者向けというふうになっています。

再質問ですが、全体として、事業者への支援が多いと感じてしまう今回の交付金の活用について、再度市の考え方を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

地方創生臨時交付金の交付対象は、創設された令和2年度は新型コロナウイルス感染症への影響に関する全てを対象とし、令和3年度は新型コロナウイルス感染症への影響に関する全てに加えて事業者支援も対象となっております。令和4年度の交付対象は原油価格、物価高騰への対応となっておりますが、国では市民生活に関することも交付対象としております。このことから、原油の価格や物価の高騰は市民生活にも直結し、少なからずとも影響を及ぼしているものと捉えております。このことを踏まえ、本市といたしましては、事業者へ支援することは二次的に市民生活に影響が及ぶことを抑えることにつながっていくものと考えたところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 市では、二次的に市民にも恩恵があるというふうに説明していますが、果たしてそうなのでしょうか。6月定例会でも訴えたように、公明党としては、物価高に苦しむ市民に直接還元してほしいというふうに望んでまいりました。物価高騰については家庭を直撃します。愛知県大府市では、7月からの半年間、市内の全家庭や全事業者を対象に水道の基本料金を無料にする政策を打ち出しました。一般家庭では半年で約4,000円、事業者では1万円から2万円を超える金額が免除されています。電気、ガスと違い、水道は市の裁量で決定できますということです。自治体によっては、市民と事業者、同時にこの交付金の活用を行っているということです。先日の新聞では、船橋市では15万5,000世帯にお米券を配った。旭市は全世帯に1万円給付している。やはり市民個々への支援は不可欠であります。再度検討していただいて個人や各家庭への支援を厚くすべきというふうに考えますが、再度市の考えを伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

コロナ禍による物価高騰などにより市民生活の経済的負担が大きくなっていることは、本市としても認識しております。本市では、これまで各家庭への直接的な支援として、令和2年度の減収対策緊急支援給付金や令和3年度のいちかわ生活よりそい臨時特別給付金を実施してまいりました。コロナ禍で原油価格、物価高騰などの影響がいつまで続くのか、先行きが見通せない中、子どもたちの食の環境を守るため、給食の食材費の負担を抑えるとともに市民生活の影響を抑えるため、福祉サービス事業者や公共交通事業者を支援するなど、地方創生臨時交付金を有効活用することを考えたものでございます。

なお、令和2年度から3か年にわたる本市の地方創生臨時交付金全体の使途につきましては、全体総額約55億4,000万円のうち、市民生活への支援は17事業で約32億2,000万円、事業者への支援は12事業で約23億2,000万円となっており、市民生活への支援は全体の約58%、事業者への支援は全体の約42%と、バランスの取れた支援ができていたものと考えております。今後も地方創生臨時交付金にかかる国の動向を注視し、市民生活や事業者の

状況により必要な支援を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 これまでに市川市独自で様々な各家庭への直接支援を行ってきたということで、これは当然理解をしています。バランスを取って今回は事業者支援ということですが、御存じのように、食料品をはじめとするあらゆる商品が9月、10月と値上げラッシュという状況が続いております。その中、政府として、臨時国会でさらなる交付金を検討しています。そのような臨時交付金があつてもスムーズに市の施策として直接市民に反映できるような、そういった準備、研究を常に重ねておいていただきたいということで、そのことを要望して次に移ります。

子どものインフルエンザ予防接種事業については開始時期が若干ずれるが、ほぼ昨年同様の事業を進めるということでしたので了解し、安心もしました。ぜひ今後、毎年の継続事業としてできるよう、対応をお願いしたいと思います。

次に、子育てしやすいまちづくりについてに移ります。幼児教育・保育施設などの給食費の現状と取組について伺いました。

そこで、子育てしやすいまちづくりを実現するため、さらなる支援が必要と考えます。市として、未就学児の給食費無償化についてどのように考えているのか。近隣市の状況も含めて伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

初めに、近隣市の状況であります。本市と隣接する船橋市、浦安市、松戸市におきましては、給食費の無償化を実施しておりません。また、東京都におきましては、19の特別区と1市が3歳以上の児童を対象に認可保育所、認定こども園、事業所内保育事業所において無償化を実施しております。

次に、無償化についての考え方でございますが、本市といたしましても、子育てしやすい町の実現に向け、未就学児の給食に対してどのような支援ができるかは検討課題の一つと考えております。しかしながら、学齢期の児童生徒に課せられる義務教育とは異なり、未就学児には保育園や幼稚園を利用しない児童もいること、また認可保育所、幼稚園、認定こども園など多様な施設があり、施設によっては給食を提供する頻度が異なっていること。これらのことから、施設利用の有無や給食提供の回数の違いにより不平等が生じないよう留意することが無償化を検討する上では重要であると考えております。あわせて、現状では市単独事業となるため、財源の確保につきましても大きな課題であると認識をしております。このため、国や近隣市の動向も注視をしながら、実現の可能性について調査、研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 お聞きいたしました。未就学児については義務教育ではないので公平性が保てない点、様々な施設形態があり、多様化しているということなど、課題があることも分かります。ただし、東京23区のうち、実際、19区で無償化というのを実施しているんです。しっかりその辺の課題もクリアしているというふうに考えますので、ぜひ近い将来、小中学校に続いて、この未就学児についても無償化が実施できるよう研究を重ねていただくことをお願いいたします。

小中学校の給食に移りますが、中学校について前倒しができたということで、これについては感謝いたします。

気になる点を再質問します。学校に行っていない子や特別な事情により給食が食べれない子どもがいるのではな

いかという素朴な疑問です。実際、その辺どうなっているのか。また、無償化に伴い、そのような子がいた場合、不平等にならないのか。そのような取組が必要かと思いますが、その辺について考えを伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

給食の申込みを行っていない、申込みをしているが給食を停止している、あるいは牛乳だけを飲んでいるといった給食を食べられない児童生徒は、現状では約400人おります。主な理由としては、不登校や長期欠席、アレルギーや宗教上の理由のために食べることができないといったことが挙げられます。アレルギーなどを持つ児童生徒であっても、各自の状況に応じ対応可能な場合は欠食とはせず、牛乳なしの給食やアレルゲンを除去した除去食を個別に提供しております。しかし、調理現場での対応が難しい場合や保護者の意向による場合は弁当を持参していただいているというのが現状となっております。このような、給食を食べたいのに食べられない子どもたちにつきましては、今後どのような対応や仕組みがふさわしいのか、検討してまいりたいと考えております。この給食無償化によって、給食の申込みを行っていなかった不登校や長期欠席の子どもたちが給食だけを食べに学校に来てもいい、いつ学校に行っても給食を食べることができる、自分の居場所があるという安心感につながり、不登校等の解消などにつながることも期待しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 実際の教育現場で公平性が保てないというのはやはり気になる点であります。実情に応じて様々なケース、きめ細かく丁寧に対応していただくよう、引き続きよろしく願いいたします。

放課後子ども教室についてです。現状と今後について伺いました。現在23校、そして10月からプラス8校、来年度に残りの8校ということで、全校開室に向けて準備が進んでいるというのが分かりました。

再質問ですが、開室に向けた課題であったり工夫した点等々、今後の事業の方向性についても伺ってまいります。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

全校開室に向けた課題としましては、校舎内に開室場所を確保することが非常に難しくなっている学校があることです。その理由といたしましては、特別支援学級の設置や、小学校における令和7年度からの35人学級の完全実施に向けた準備等により普通教室の確保が困難になっている現状がございます。そこで工夫している点としましては、学校の特別教室等を14時から一時的に借用し、17時に原状復帰してお返しするという短時間借用をすることで開室数を確保しております。今後の方向性としましては、先ほど申し上げましたとおり、令和5年度に市内全校に開室することで、子どもたちにとって、いつでも気軽に利用できる安全、安心な居場所づくりに向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 大変苦勞されている点、よく分かりました。今後も安全、安心な居場所づくりの構築をよろしく願います。

次に、公園です。市川市公園施設長寿命化計画に沿って計画的に施設の更新を進めていることを理解しました。ただし、この計画の対象になっているのは、2ha以上の規模の大きい9公園とのことです。また、トイレについても、多機能トイレ設置や和式から洋式化へのトイレ改修の必要性は認識しているとのことです。時間とお金がかかりますので、ぜひきっちりその辺優先順位を考えて計画的に対応していただくことを望みます。

再質問ですが、大規模公園は計画が策定されていますが、小さな公園は計画がありません。小規模公園も計画的に改修していく考えはないのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 公園施設長寿命化計画は、公園施設の点検結果から施設の健全度に合わせた更新時期を定め、計画期間10年間で毎年計画的に施設を更新するもので、対象施設は複合遊具やアスレチック遊具、管理柵などの大規模な施設となっております。一方、小規模な公園である街区公園は市内に約350公園あり、この公園に小規模な施設が複数設置され、利用状況も様々であることから、点検結果から更新時期を長期的に計画しても状況の変化が著しく、数年後は多くの施設の劣化状況が計画と合わない状況となることも考えられ、中長期的な計画を立てることが難しいため、毎年、全ての遊具を計画的に点検した上で直近の状況に合わせて必要な修繕や更新を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 小さな公園は350あり、計画対応がちょっと難しいと。しかし、全ての公園遊具に対して計画的に点検修繕を行っているということで、この点は理解をいたしました。市民の強い要望もありますので、いつも快適な公園、きれいで安全、安心な公園を目指し対応をお願いしたいと思います。

次に、若者に魅力的なまちづくりです。コロナ禍ではありますが、イベントの各種開催状況をお聞きしました。また、イベントによってはアーティストや学生にも声がかかり、市としても、若者向けのイベントには積極的にSNSなどで情報発信しているということで、その点は理解をいたしました。

再質問ですが、若者に聞くと、食フェスとか音楽フェスをぜひやると具体的に提示してきます。そこで、例えば道の駅いちかわを活用して食に関するイベントを実施するか、住宅街から離れている市川塩浜駅の南側エリアを活用して音楽のイベントを開催するなど、検討することは考えられないのか、市に見解を伺います。

○松永修巳議長 関観光部長。

○関 武彦観光部長 道の駅いちかわにおいては、10月下旬から11月上旬にかけて、食を中心とするイベントである南イタリアカゼルタフェアの開催を予定しております。また、市川塩浜駅の南側エリアにつきましては、塩浜三番瀬公園を含め公有地もあり、駅からの利便性もよいことから音楽イベントの開催など、大規模イベントの活用が可能なエリアと考えております。当該エリアでのイベントの開催を検討するには関係部署と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 道の駅で南イタリアカゼルタフェア、食のイベントとしてやるということで、非常にタイムリーでいいと思います。ぜひ定期的な食のイベントを企画していただきたいと思います。

塩浜エリアでの音楽フェス実施は可能なエリアであるという見解でした。最初でも話しましたが、今すぐやってくれという話ではなく、今後、若い力だとか若者が集まる、また、若者の町だとかをキーワードに町おこしや市の魅力を発信するという形を考えたときの場所があるというのはすごいことかなというふうに思います。ぜひ実現に向けて若者の意見を聞きながら協議を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、起業支援の取組について伺いました。相談窓口、また塾、セミナー、交流会など、様々行われていることに理解をいたしました。それも若い人が増えている。そして課題としては、その後の把握が難しい。

再質問ですが、若者にとって、起業というハードルが高くなりがちなのは、やはり資金調達ではないのかと思っております。この点について、市としてどのような支援を行っているのか伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

本市では、起業者、あるいは起業して間もない事業者に対する資金面での支援としてベンチャービジネス等支援資金を実施しております。この事業は、運転資金については5年以内、設備資金については7年以内を期間として融資を行うもので、限度額は2,000万円であります。これに合わせて利子補給及び信用保証料に対する補助を行い、資金調達を支援しております。また、起業・経営相談窓口では、資金調達に関する個別の相談を受け、事業分野に応じて国などが実施する各種補助金制度を紹介するほか、日本政策金融公庫船橋支店とも連携して、補助や融資を受けるのに必要な書類の作成や書き方といったノウハウについてもアドバイスを行っております。今後も引き続き経営面、資金面など、様々な面で若い世代の方をはじめとした、市内で起業を志す方に支援してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。若者にとって、たくさん夢が広がるような本市の支援策、さらなる拡充をお願いいたします。

デジタル地域通貨です。エコポイントや健康マイレージとの連携についてお聞きしました。目的がそぐわない面もあるが、年齢層が広がるという意味では効果的な面も期待できるということでした。

再質問ですが、エコポイントや健康マイレージ等との連携には課題もあるようですが、国が推進している自治体マイナポイント制度の活用を想定しているのかについて伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

国では、自治体がマイナンバー制度のシステムを利用してポイントを国民に付与することができる自治体マイナポイントの利用の促進を目指しており、昨年度、全国20の自治体でモデル事業を実施しております。この制度では、住民がそれぞれの自治体の健康づくりなどの対象事業に参加することで自治体マイナポイントを獲得し、そのポイントを電子マネーに交換して買物や食事ができる仕組みとなっております。しかし、この自治体マイナポイントの制度を利用するにはマイナンバーカードを所有していること、また、ポイントを電子マネーに交換する際にはスマートフォンやパソコンを使用してインターネット上での操作が必要となることから、デジタル機器の扱いに不慣れな方など、誰もが利用しやすい制度とはいえない仕組みとなっております。本市におきましては、現在、デジタル地域通貨推進参与とプロジェクトチームにより研究を進めておりますが、運用に当たっては、デジタルに不慣れな方も含め、誰も取り残すことなく、全ての市民にとって使いやすい仕組みとすることが重要であることから、現在の自治体マイナポイントの仕組みを活用することについては課題があると認識しております。一方で、自治体マイナポイントとの連携を図ることで、より利便性の高い制度となる可能性もあることから、デジタル地域通貨の検討に当たりましては、今後も国の自治体マイナポイント制度の事業展開にも注視してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 モデル事業を進めている自治体もある反面、スマートフォンによるキャッシュレス決済が前提とされていることから、市民全体での公平性に欠けるといった課題もあるとのこと。ぜひ様々な角度から研究を重ねていただき、市川版デジタル地域通貨事業が素晴らしいものになることを期待して次に移ります。

○松永修巳議長 西村議員、残余の件については午後の再開後をお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○西村 敦議員 はい、分かりました。

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第12号から日程第31報告第30号までの議事を継続いたします。

西村敦議員。

○西村 敦議員 午前中に引き続き、よろしく願いいたします。再質問としては下水道整備事業からとなります。

まず、本市の下水道事業について、現状を確認させていただきました。令和3年度末の普及率が76.8%とのことです。未整備地域の対策としては、設計・施工一括発注のデザインビルド方式を用いて年度ごとの入札発注による手間を省き、隙間なく工事を進めているとのことでもあります。その上で、現在工事中の江戸川第一終末処理場の工事進捗、供用開始状況に合わせて順次整備を進めるとのことです。江戸川第一終末処理場の工事では、年に2回、近隣自治会を対象に工事進捗状況の説明会を行っています。その前後に県議会議員とともに私も説明を受けているので状況は分かっております。昨年3月に第1系列が供用開始されました。全9系列のうち、第4系列までの整備が必要とされています。現在、第2系列の工事が行われていますが、令和11年度の供用開始予定です。1系列約7年かかるとされていますので、かなりの長期戦になります。引き続き県との調整を密にいただき、市川市下水道の整備促進をよろしく願います。

次に、老朽化対策について伺いました。市内で最初に下水道整備されたのは菅野処理区で、建設から60年経過しているとのこと。コンクリートの寿命は50年とも言われておりますので、大変危惧するところです。本市では、予防保全の観点から市川市下水道ストックマネジメント計画を作成しておりますので、紹介された新しい工法の採用なども用いながら点検作業を行い、長寿命化を図っていただくようお願いいたします。

次に、下水道料金、下水道使用料の改定についてです。

まず、経営改善について伺いました。県の水道料金との徴収一元化により経費削減効果を図ったとのこと。現年度の収納率の向上が図られ、その分、以前の滞納整理も進んだ。徴収一元化については本当にメリットが大きいと思います。さらに言えば、その効果が現れてくるのは、今後、これからだとも思っています。収納業務が滞納業務に変化し、滞納業務のめどがついたら、その人員をどこに回す予定なんでしょうか。

また、接続率の向上対策で水洗便所改造貸付金ですが、昨年から共同住宅を加えて利便性向上を図っています。その効果が現れるのも、今後、これからだというふうに考えます。そのような対策を見極めてからでも料金の改定は遅くはないのかなという感じはいたしました。

さらに別の角度からですが、下水道審議会の答申についてであります。受益者負担にしても、一般会計繰入金の公平性にしても、そのとおりだというふうに思いますし、それを否定するものではありません。しかし、その答申の中に、ただし、新型コロナウイルス禍の経済的影響を慎重に見極め、施行日については柔軟に対応することとはっきり明示しています。市の説明では、この点を踏まえ、施行日を令和4年4月から令和5年4月にしたというふうに言っております。しかし、今年の地方創生臨時交付金もそうですが、新型コロナへの対応と、さらに原油高、物価高の対策に活用するのが目的となっております。コロナと物価高というのはつながっているというふうに私は考えています。報道によると、原材料高騰や原油高、円安を背景に値上げが相次ぐ。値上げは食料品だけでなく、医療や家電、玩具と幅広く、9月の値上げは2,424品目。10月には価格改定が加速し、月間で今

年最多となる6,532品目の値上げが計画されている。また、9月から11月で合計1万品目に迫る記録的な値上げの秋。年内では2万品目を突破等々、毎日毎日ニュース、報道が続いている状況です。

私が思うに、コロナ禍の影響は人や家庭、業種など、限定的な部分があったのではないかと思います。しかし、今回の物価高騰は全市民、全国民が多大な影響を受けているということは間違いありません。本当に市民は苦しんでいます。厳しい生活を強いられております。公明党としては、料金改定を否定するわけではありません。市民の影響を最小限にするために値上げ幅を低く抑えるなど、最後まで調整していただいた市の幹部の皆さんの思いも本当に分かっているつもりであります。しかしながら、市民の皆さんの視点を考えれば、あまりにも今という時期がよくない、少なくとも今ではないというふうにどうしても考えてしまいます。

そこで市長に再質問させていただきます。今回、下水道料金の改定を行う条例案が通ったとしても、施行日は来年の4月となります。今回のこの施行に当たっては最終判断の余地を残し、今後の市民への影響、景気判断、消費者物価指数など、あらゆる数値や動向をぎりぎりまで研究し、市民生活への影響が大きいと判断した場合には施行日を半年ないし1年ずらすなどの措置も考えられているのか否かについて、市長の見解を伺います。

○大場 諭副議長 田中市長。

○田中 甲市長 御指摘のとおり、国内外の状況は安定しているとは言えません。今回の下水道条例の一部改正については、家計を逼迫してはならないということを十分に配慮したつもりではありますが、今後、物価状況というものを注視して、極めて厳しい状況、悪化を感じられたときには開始の時期など、柔軟に対応していきたいというふうに思います。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 市長から御答弁いただきました。ぎりぎりまでしっかり見極めるというふうに判断させていただきます。ぜひ最後の最後まで調整のほどをよろしく願いいたしまして次に移ります。

犬と猫のマイクロチップ情報登録制度についてです。今年6月以降に販売された犬と猫に対し、業者側の装着義務が課せられました。現在、既にペットとして飼われている飼い主には努力義務となっています。しかし、愛するペットに対して、いざというときのためにマイクロチップを装着したいという声が聞かれているのも事実です。

再質問いたします。本市は、そのような飼い主に対し助成制度を始めるとのことですが、マイクロチップ装着に係る市の取組について、1頭当たりの助成金額、頭数制限、期間等について伺います。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

ペットショップなどで販売された犬や猫を除きますと、マイクロチップの装着は努力義務となっております。公益社団法人日本獣医師会の公式ウェブサイトによりますと、装着は自由診療であり、数千円から1万円程度まで費用の幅があるとのことでございます。このため市では、法律の改正前から飼育していたり、譲り受けたりした犬や猫へのマイクロチップ装着を推進するため、本定例会において、マイクロチップ装着にかかる助成金として、1頭当たり2,000円で100頭分の補正予算を計上しております。今後、助成対象とする犬や猫の要件の検討を進め、要綱策定等の事務手続を進めることで速やかに助成を開始したいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。皆さんに納得していただけるような制度をしっかりと検討して、周知に努めていただくようお願いします。

いざ災害時ですが、飼い主とはぐれてしまうペットが出てしまうと思います。

再度質問しますが、災害時に飼い主とはぐれてしまったペットのためにマイクロチップリーダーを避難所に設置しておく必要があると思いますが、その点について見解を伺います。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 東日本大震災の際には、飼い主の元に戻れず放浪したペットが野生化し、繁殖したりするなど、災害時における迷子のペット対策が問題となりました。発災時には、本市においても同様のことが想定されますことから、マイクロチップ番号を読み取るためのマイクロチップリーダーについて必要な台数を検証し、整備について関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。必要な台数の検証を行って関係部署と協議していくということですので、ぜひ早期に前向きに検討していただくことを要望しまして、私からの代表質問は終了いたします。

引き続き残りの質問については補足質問者である堀越優議員に交代いたしますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○大場 諭副議長 次に、堀越優議員。

○堀越 優議員 公明党の堀越優でございます。補足質問を一問一答で行わせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、次期クリーンセンターの整備に関わる方針、規模、整備スケジュールについてでございます。先ほど次期クリーンセンターの焼却炉をストーカ方式にする計画、事業方式はD B O方式を採用するとの御答弁をいただきました。

そこでお聞きいたしますが、ごみ処理方式としてストーカ式の焼却を選んだ理由は何か。また、D B O方式とはどのような事業方式なのかをお伺いいたします。

そして、現クリーンセンターは御承知のとおり、次期クリーンセンターが完成するまで使うことになると思いますけれども、それまで安定稼働できるのか、大変心配をしている状況でございます。

以上、この3点についてお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

初めに、ストーカ式焼却の選定理由についてです。ごみの処理方式にはストーカ式焼却、流動床式焼却、シャフト炉式ガス化溶融などの種類があります。市川市に最もふさわしい処理方式を選定するため、施設整備基本構想で掲げた5つの基本方針に基づいて評価項目を設定し、各処理方式に関して有識者から意見をいただきました。本市においては、市内に焼却施設が1施設のみであることから、安全かつ安定したごみ処理事業を継続していくことが使命となります。このことから、評価において重視した安全性、安定性に優れた施設とするという基本方針に対して、国内で採用実績が最も多く、技術的に成熟しているストーカ式焼却が優位という結果が得られました。また、経済性に優れた施設とするという基本方針に対しても、ストーカ式焼却は入札参入可能性を有するプラントメーカーが多く、最も技術的、価格競争が見込まれる方式であるという評価でした。その他全ての評価項目につきましても、他の処理方式と比較し高い評価が得られたことから、次期クリーンセンターの処理方式としてストーカ式焼却を選定しました。

次に、D B O方式についてです。D B O方式とは、本市が資金調達し、民間事業者へ施設の設計と建設並びに運営業務を併せて発注する事業方式であり、施設は本市が所有します。設計建設から運営業務までを含めて一括発注することにより、事業全体を通した民間事業者の創意工夫の発揮が期待できます。建設事業者と建設等請負

契約を結び、建設事業者と運営企業が出資して設立する本事業の実施だけを事業目的とする会社である特別目的会社と運営委託契約を結びます。市、建設事業者、特別目的会社の3者間で、この2つの契約を一体的に取り扱うことを取り決めた基本契約を締結します。DBO方式は、近年のごみ処理施設の整備運営事業において最も採用実績の多い事業方式となっております。

次に、安定稼働についてです。稼働開始から既に28年が経過している現クリーンセンターは、今後さらに施設の老朽化が進むことで設備の故障リスクが高まり、併せて修繕費用も多額になることが想定されます。次期クリーンセンターの完成を予定している令和11年度末までは、現クリーンセンターを安定稼働させるため長期整備計画を立て、適切な予防保全や修繕を行ってまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 根本環境部長、御答弁、大変にありがとうございました。これで次期クリーンセンターの計画もようやく実施にこぎ着けられるのかなと思っている1人でもございます。今までクリーンセンターにつきましては議論ばかりが行われてきたので、今後、しっかりと着実に計画どおり進めてもらうことを切に要望させていただきます。

続きまして、中核市移行に向けた取組について質問をさせていただきます。これまで中核市移行に関する特別委員会では、移行のメリットや必要な人員や資格、移譲事務と財政影響見込み額、保健所や動物愛護センターの施設に関する事など、様々な角度から議論がなされてきたと伺っております。特に財政影響見込み額につきましては、県が実施していた事業をそのまま市が同額負担すると仮定して影響額に含めたようですが、これについては、今後、市の裁量で補助単価の見直しなどができると伺っております。次回の特別委員会においては、このような変動の可能性がある移譲事務に係る財政面の影響額についてもお示しいただき、議論していただければと考えております。

さて、先ほど中核市への視察を行ったとの御答弁がありましたけれども、御承知のように、中核市へ移行しますと事務権限の範囲が拡大され、また、自立した判断の下で市民サービスを提供することができるようになります。本市が中核市に移行し権限移譲を受けた場合、どのようなことができるようになるのか、具体的にお聞かせください。

**○大場 諭副議長 鹿倉中核市準備担当理事。**

**○鹿倉信一中核市準備担当理事** お答えいたします。

中核市は、規模や能力が比較的大きい都市の事務権能を強化し、できる限り住民の身近なところで行政運営を行うことができるよう創設された都市制度であります。都道府県が行っていた事務のうち、主に民生、保健衛生、環境、文教など、これらの分野の事務が一部移譲され、より一層の市民サービスの充実を図ることが可能となります。その一例を申し上げますと、視察に伺った柏市における保健所と動物愛護ふれあいセンターとの業務連携の事例が挙げられます。柏市では、犬や猫などのペットを飼っている方が新型コロナウイルスに感染し、治療のために入院を余儀なくされた場合、相談を受けた保健所と動物愛護ふれあいセンターが連携し、入院中、同センターにおいてペットを一時的に保護するという業務を立ち上げ、40件ほど実施した事例があったとのことです。このように中核市においては、管轄の広い圏域では対応が困難と考えられる業務についても、その市域の管轄に集中することで、コンパクトではありますが、質の高いサービスが柔軟に実施可能になると考えております。本市におきましても、県から移譲された事務を各部署にて縦割りで漫然と実施するのではなく、先行自治体の事例なども参考に移譲された権限を最大限に活用し、工夫とアイデアにより、移行によるメリットに付加価値を創出していくという意識を持つことが重要であり、既存事務と移譲事務が連携し、相乗効果が最大限発揮され

るよう積極的な取組につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 鹿倉中核市準備担当理事、ありがとうございます。中核市になることで与えられた幅広い権限を活用し、市の判断で独自の施策を展開した具体的な例をお伺いいたしました。私は中核市に移行し、事務権限の範囲が広がるということはよいことだと思っております。市民に一番身近な基礎自治体が権限を持ち、これまで以上により幅広く、きめ細やかにサービスを提供できるのであれば、本市がさらなる飛躍と発展を遂げるために必要なチャンスであると考えます。

そこで、田中市長の御見解をお伺いいたします。田中市長、よろしく申し上げます。

○大場 諭副議長 田中市長。

○田中 甲市長 私は以前から、市川市の人口規模、財政力をもってして、なぜ中核市になっていなかったんだろうかと疑問に思うことがございました。ただ、今回は中核市移行に関する特別委員会からの報告をしっかりと受けて、そのメリットというものを皆さんと共有することができれば、その際には、うちの財政部と県と協議を進めていきたいなというふうに思っております。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 田中市長、御答弁、大変にありがとうございました。田中市長より、中核市移行についての力強いメッセージをいただきました。ぜひ田中市長の任期中に中核市移行を実現していただきまして、本市の新たなステップ、また歴史を刻んでいただきたいと、ここで大きな声でエールを送りたいと思います。これでこの質問は終わりたいと思います。

続きまして、災害に強く安全、安心なまちづくりについてです。

(1) 番目の集中豪雨等による道路冠水対策については、初回の答弁で水と緑の部と道路交通部がそれぞれ対応していることがよく分かりました。大雨等による対策につきましては、ポンプ場の整備が計画的に進められるとともに、マンホールポンプの整備により局所的な対応も図られているということでもあります。また、路面排水につきましても、側溝整備事業などにより改善が進められていることが確認できました。さらに、これらの取組により、集中豪雨等による被害などは現状より縮小されていくものと期待をしているところでございます。また、道路冠水時の安全対策についても、事前の確認や冠水センサーなどにより対応しているということが分かりました。ひとまず安心をさせていただきました。今後とも継続した対応をよろしくお願いいたします。

しかし、これらの対応は構造上の部分が大きな割合を占めるかと思えます。私道などは、依然として小さな側溝なども多く、集中豪雨などによる場合には冠水するのではないかと不安に思うことも度々ございます。市では、こうした私道の整備に対し助成制度を設けて対応しておりますが、側溝整備につきましては、私道の全延長分の整備が対象となっているため、利用しづらいといった意見もいただいているところでございます。このため、昨年の6月定例会でこの助成制度の拡充検討を再度要望したところでありまして、これが本年4月に実現し、要綱改正が行われたとのことでもあります。

そこでお伺いをいたしますけれども、改めて今回の改正に至った経緯と改正の内容についてお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

これまでの要綱では、排水施設の助成が私道の延長全体を整備することを条件としていたため、相談者より、条件の緩和ができないかなどの御意見が寄せられておりました。市としまして、私道において雨水排水等の一

部に不具合が見られた場合、集中豪雨等の発生時は冠水等による影響も懸念されることから、本年4月1日に市川市私道整備事業助成金交付要綱の一部を改正したところでございます。主な改正点としましては、私道の路面排水施設整備工事におきまして、部分的な整備も対象とすることとし、道路延長全体ではなく、中間の部分的な区間であっても、10m以上の整備延長であれば助成の対象とするよう要件の緩和を行ったところでございます。また、側溝の規格につきましても、市が指定する規格だけではなく、私道の所有者等が将来にわたり維持管理する観点から、相談者の意見に沿った側溝も使用できるよう要件の緩和を行いました。内容としましては、これまで使用できる側溝は、市の排水施設整備工事で使用する側溝幅240mmや300mmといった公道用の側溝でありましたが、私道の現状に合わせ、例えば幅員が狭い私道に対しては側溝幅180mmといった規格の小さな側溝も認めることといたしました。このようなことから、私道助成制度がさらに身近なものになり、私道の排水施設整備の充実に寄与できるものと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 藤田道路交通部長、御答弁ありがとうございます。私道助成要綱も、今回の改正によりまして側溝の部分的な整備も対象となるということで、今後は利用者も増え、市民からも喜ばれるのではないかと思っています。なおしっかりとPRして利用者の向上につなげ、大雨でも安心できる生活環境づくりの支援を進めていただきたいと思います。

次に、(2)の河川整備による洪水対策につきましては、初回の答弁で分かりましたので、答弁は結構でございます。

次に、(3)の歩行者や自転車の安全な通行を確保する環境づくりについてですが、初回の答弁で、各道路に対する安全対策や、エリア的な対応であるゾーン30やキッズゾーンなどを定め、安全な環境づくりに取り組んでいるということがよく分かりました。これらハード的な対応が進められているとのことではありますが、実際には歩行者や自転車の利用者などがルールを守ることも必要ではないかと思えます。そういうことを含めまして、広い意味での環境づくりには安全に対する啓発などのソフト面の対応も必要と考えております。

そこで質問をいたしますけれども、市では、歩行者や自転車の安全な通行に向けてのソフト面の対応はどのように実施しているのか、お伺いをいたします。

**○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。**

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

ソフト面の対応といたしましては、交通ルールやマナーを守らず交通事故に遭うことを防ぐため、交通安全教室で幼児から高齢者まで交通安全に対して啓発を行っております。特に自転車安全利用については、平成23年4月に市川市自転車の安全利用に関する条例を制定し、自転車利用者による危険な運転防止と自転車の安全利用に関する教室の開催、駅前や街頭などでの啓発活動を警察や交通安全団体と共同で行っております。また、本9月定例会では、千葉県条例で自転車保険加入義務化となっている条項を本市の条例にも明記する改正を上程し、自転車損害補償保険等への加入を義務づけるなど、さらなる自転車の安全利用の普及啓発に努めてまいります。今後も安全に対する啓発などのソフト面の対応として、歩行者や自転車の安全な通行に向けて市民一人一人の交通安全意識の高揚のため、交通安全教室や自転車安全教室、そのほかキャンペーン、講習会等の開催などにおいて、歩行者の交通ルール遵守の大切さ、自転車の運転者に対する自転車利用のルールやマナーの周知等を図ってまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

○堀越 優議員 藤田道路交通部長、お伺いをいたしました。歩行者をはじめ、特に自転車に対しましては、条例の制定などにより積極的に対応していることは分かりました。しかし、マナーを守らない人も多く目にいたしますので、一層の安全啓発に取り組む必要があると思います。今後とも、このようなソフト面の対策とハード面の対策を上手に組み合わせて、引き続き安全な環境づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。この項目については結構でございます。

次の質問に移ります。公共施設の学習スペースについて、生涯学習部長から1回目の御答弁をいただきました。

まず(1)についてでございますが、図書館の閲覧席は館内の図書の閲覧を前提としており、自習スペースではないが、館内の図書を閲覧しながら学習できること。また、中央図書館やヤングアダルトルームは、図書館の本を見ながら自習やグループ学習ができる場所として人気が高いが、満席となることが多いとのことでありました。また、公民館には自習スペースはなく、中央こども館には中高生ルームがあるが、閉館時間の面で課題があるということが分かりました。これらを総合いたしますと、本市の公共施設を子どもたち、特に中高生が学習スペースとして気軽に利用できるという状況には必ずしもなっておりませんよね。本市としても、様々な工夫の余地があると思います。例えば施設を使用していない日や時間帯を自習スペースとして開放する等のアイデアがあってもよいのではないのでしょうか。

そこで(1)番目について質問いたしますけれども、この議場のある第1庁舎は、1階や2階のロビーに学習に適した机や椅子が多数ございます。例えば夜間や閉庁日を活用して、このロビーを中高生の自習スペースとして開放するといった取組はできないもののでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

初めに、第1庁舎に設置したフリースペースの現状についてです。1階の市民交流スペースは、開庁時間に合わせ、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで、2階のカフェ前スペースや7階の休憩スペースとともに来庁者に広く御利用いただけるフリースペースとして開放しております。こうしたスペースはフリーWi-Fiも利用可能なことから、学習のためのスペースとしても有効に活用いただけるものと考えております。一方、平日の夜間や土日祝日などについては、セキュリティの確保や利用者の安全に配慮し、閉鎖しております。

そこで、こうしたスペースの開庁時間以外の利用についてです。御指摘のとおり、公共施設においても学習の場や機会を提供することは重要と考えておりますことから、市民交流スペースなどの開放時間の延長については、来庁者の安全に配慮しつつセキュリティをいかに確保していくかなど、多角的な視点から検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 稲葉財政部長、御答弁ありがとうございました。第1庁舎を含め、様々な工夫によってできることも多いと思いますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

次に、(2)の今後の図書館の在り方についてですが、御答弁にあったように、若者にとって、図書館は重要な学習の場であります。カフェテラスの設置やヤングアダルトルームの増席なども含めまして、若者が気軽に利用できる施設となるよう、今後も改善に努めていただくことを要望いたします。この質問を終わります。

以上で公明党の代表質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○大場 諭副議長 次に、緑風会、松井努議員。

[松井 努議員登壇]

○松井 努議員 緑風会の松井努でございます。緑風会を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。初回総括2回目以降は一問一答にて行いたいと思います。補足質問者は荒木詩郎議員でございます。

まず、1点目で新型コロナ感染についてであります。これにつきましては、先順位者のほうで様々な観点から御質問がございました。重複しない範囲でお聞きしてまいりたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症の第7波では、各地で過去最多の感染者数が発表されたり、医療が逼迫していることなど、連日のように報道されております。

そこで、市川市の急病診療所での発熱患者の受診状況はどうだったのか。また、どのように対応しているかにつきましてお伺いをいたします。

2つ目といたしましては、新型コロナウイルスは、令和元年12月に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから6回の波を経て、現在はこれまでにないほどの大きな流行である第7波を迎えております。先日は、1日当たりの全国のコロナ感染による死者数が過去最多になったという報道もございました。

そこで、本市におけるこれまでの感染者の累計数及び死者数についてお伺いをいたします。

3番目のことでございますけれども、第7波では、コロナに罹患された方で発熱外来が逼迫をしてしまいまして、医療機関をはじめとして抗原検査キットが不足をしているという報道もされております。また、市民の皆様からも、キットを手にするできないという声も聞いております。

そこで、この検査キット不足に対して、本市はどのように対応されているかについてお伺いをいたします。

次に、行徳近郊緑地のカワウ対策についてであります。

この件につきましては、私は今まで何度も質問をしてみました。一番最初に質問したのは、地域の緑を守る皆さんが真っ白になった写真、枯死をしてしまった木々を持ってこられたのが一番最初でございました。それからずっと定期的にとすることは変ですけれども、県においても質問した記憶もございますけれども、どちらが先かという問題になると思います。要するにカワウの白いふんによって木々が枯死をしてしまって、範囲が広がっております。この状況を防ぐためには、みどりの国として開放している観察路を延長する方法しかないというふうに思っております。

なぜかと申しますと、私も何度もこのみどりの国の観察路については入って行って観察をしておりますけれども、カワウというのは非常に敏感でございます。音とか、人とか、そういう人たちがいるということを察知しますと、まず寄りつかないんですね。でありますので、このみどりの国のある観察路のところは一切白いふんもなければ、木々が枯死をしているところもございません。しかしながら、このメーター数は600mぐらいしかないと思いますので、周囲を行きますと、国道357沿い、また、今では行徳駅から真っすぐ357に向かった辺りまで真っ白になっています。そういうことも含めまして、カワウ対策の進捗状況についてお伺いいたします。

2点目といたしましては、今お話をしましたように、周回観察路の延長が効果がある対策だと思いますけれども、その他、市は県に対してどのような提案ができるかについてお伺いをいたします。

次に、高齢者のための詐欺防止対策についてであります。

これにつきましては、連日のように、何年にもわたりまして詐欺被害に遭われる方が後を絶ちません。そこでまず、高齢者のための詐欺防止対策、特に隣の松戸市で自動通話録音機の配布を始めたという報道もございません。

そこで質問いたしますけれども、令和3年の全国の特種詐欺の認知件数は前年に比べて増加をしているとのことであります。被害額は減少しているとのことでございますけれども、依然として高齢者を中心に被害が高い水準で発生をしており、深刻な状況が続いております。1件当たりの被害額は202万円とのことでございますけれども

ども、被害額も大きく、被害に遭った方の精神的な負担も大きく、この被害を減らしていかなければならないと考えますが、市川市の特殊詐欺の被害の現状はどのようになっているかについてお伺いをいたします。

次に、併せて市川市では、特殊詐欺防止のため、どのような対策を行っているかについてお伺いをいたします。

そして、冒頭にも書いてありますように、隣の松戸市では、無償で1万台の簡易型自動録音機の配布を開始しているという記事が出ておりました。松戸市が配布をしている簡易型の自動録音機ならば安価に導入できて、より多くの市民に利用してもらうことが可能であると思います。市川市でも同様に配布できないかについてお伺いをいたします。

次に、塩浜駅前の市有地3万7,600㎡の利用計画の進捗状況についてもお伺いをいたします。

この件につきましても、私はこれで3度目の質問になりますけれども、今まで様々な提案、あるいは市のほうも検討されてきたというような経緯がありますけれども、これもコロナの関係が起りまして、頓挫してしまったり、検討する機会も減っているやに聞いております。

そこで、現在、市川市としては、どのような形の中でこの利用計画を考えているのか、進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、この問題は先ほど公明党さんからもお話が出ましたが、中核市への移行についてであります。中核市移行に関する特別委員会が何度か開かれておりますが、その議論を踏まえて、現時点での中核市移行についての市の認識をお伺いをいたします。

次に、塩浜護岸の整備についてであります。塩浜1丁目から3丁目にかけての護岸整備の現状についてでございます。

塩浜護岸整備の進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、猫実川護岸沿いの塩見歩道橋についてであります。

塩見歩道橋の現状と課題について、従来から議会でも取り上げてまいりましたけれども、市の認識についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたしまして、再質問をさせていただきます。

**○大場 諭副議長** 答弁を求めます。

二宮保健部長。

**○二宮賢司保健部長** 私からは大項目、新型コロナウイルス感染についての(1)、(2)、(3)についてお答えします。

初めに、(1)です。本市の急病診療所では、7月中旬からの新規感染者数の増加に伴い発熱患者の受診が増加しました。このため診察までに時間を要するなどの事案が見られたことから、7月24日より、混雑する日曜、祝日の昼間に医師会の協力を得て医師を1名増員しました。さらに、看護師、受付事務員、管理員も1名ずつ増員し、発熱患者数の増加に対応するための体制を強化しています。また、急病診療所が感染源とならぬよう基本的な感染防止策を取った上で、発熱患者と発熱していない患者が接触しないようエリアを分け、感染防止に配慮した運営を行っています。

次に、(2)についてです。新型コロナウイルス第7波の感染の主流となったオミクロン株B.A.5は感染力が強く、本年8月には全国の1日の新規感染者数が過去最大の26万人となりました。本市でも6月下旬から感染者数が増加に転じ、7月には1日の新規感染者数が初めて1,000人を超え、第1波からの累計では約7万人、県全体では84万人となっています。これは、おおむね県民の13.4%、市民の14.1%に当たります。死者数については市町村別に公表されていないことから、県全体の数値で申し上げますと、8月30日現在、2,235人となっています。

次に、(3)についてです。新型コロナウイルスに感染した方へは、感染症法に基づき県が主体となり、対応し

ています。県では、ホームページやコールセンターでの申込みにより無料の抗原検査キットの配付を行っています。この抗原検査キットの主な配付対象者は、発熱など軽度の症状のある方もしくは濃厚接触者で65歳未満の基礎疾患のない方です。感染者数が増加した7月下旬には感染キットの申込者数が多く、速やかに対応できない状況もありましたが、現在は1日当たり2万キットを上限に配付しています。これは、県内の1日当たり約6,500人の新規感染者を上回る配付数であることから、現在は以前のような不足状況にはないと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは行徳近郊緑地のカワウ対策についてお答えします。

初めに、カワウ対策の現状でございます。カワウが生息している行徳近郊緑地は、行徳近郊緑地内の行徳鳥獣保護区を所管している千葉県が管理を行っております。令和3年度のカワウの生息数は、ピーク時に7,000羽を超える個体が確認されたとのことです。昨年度、千葉県はカワウ対策として、歩道を通行する歩行者へのふん被害を軽減させるため、近郊緑地内の行徳駅前通り側の枝葉の剪定を実施するとともに、試験的にカワウの巣にドライアイスを入れ、冷やすことにより卵の孵化の抑制をいたしました。また、今年度と来年度の2か年にわたり、国道357側の樹木について、管理用通路にはみ出ている枝葉の剪定を実施する予定と伺っております。さらに千葉県から委託され、行徳鳥獣保護区の管理を行っている環境団体は、管理用通路の一部区間でカワウの生息範囲の拡大を防ぐため、カワウが営巣しないように追い払いを行っております。なお、急激な追い払い等の現状変更を行うとカワウの生息範囲が分散してしまう可能性があることから、まずは千葉県が今年度実施する予定の枝葉の剪定を行った後にカワウの生息範囲と市内への分散状況を注視し、千葉県と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。近郊緑地内の樹木の枯死につきましては、カワウが排せつする白いふんにより一部の木々が枯れております。千葉県では抑制策として、今年度中に水辺側に営巣用のやぐらを追加し、カワウをそちらに誘導する予定であると伺っております。

次に、市から千葉県に対してどのような提案ができるかについてです。近郊緑地内には、行徳鳥獣保護区を囲うように管理用通路が整備されておりますが、観察路としては、みどりの国の約600m以外は開放されていないため、今後も観察路の延長について千葉県に働きかけてまいります。また、引き続き個体数を抑制するための卵の数の管理や、生息範囲を拡大させないため、管理用通路の一部区間で行っているカワウの追い払いなどの対策の実施を千葉県に働きかけてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 私からは大項目3つ目、高齢者のための詐欺防止対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、本市における特殊詐欺被害の現状でございますが、特殊詐欺の認知件数、いわゆる警察が犯罪として認知した件数と被害額を申し上げますと、令和3年で件数が102件、被害額が約1億5,500万円、令和4年は7月末現在で件数が69件、被害額が約1億800万円となっております。この状況は現在のところ、件数、被害額とも、県内で4番目に多くなっております。特殊詐欺と思われる電話は、市川警察署管内だけでも詐欺ではないかとの問合せが1日に数十件かかってくることもあり、実際には被害件数の何倍もの電話がかかっているものと想定される場所です。このような特殊詐欺の手口は、被害者に電話をかけて対面することなく信頼させ、親族などを装い現金等を受け取るオレオレ詐欺、市役所職員を名のり、税金や保険料の還付に必要な手続を装ってATMを操作させ、だまし取る還付金詐欺など、まさに多種多様な架空の話で電話をしてきております。また、被害者の年齢でいえば80歳代以上が最も多く、次いで70歳代、60歳代となり、年齢が高くなるにつれて被害に遭

う確率が高いというのが現在の状況であります。

次に、このような状況を踏まえた中で、本市が実施している対策は大きく2つあります。

まず1つ目は、啓発活動となります。警察からの情報により、特殊詐欺と思われる電話が市内に多くかかっている場合などは、メール情報配信サービスや防災行政無線による注意喚起を行っております。そのほかに横断幕や懸垂幕の掲示、小中学校の児童生徒にチラシを配付して、家庭での日常的な注意喚起を促す啓発も実施しております。

2つ目は、実践的な対策となります。これは未然に特殊詐欺を防ぐことを目的として実施しているもので、電話がかかってきた際、受話器を取りますと、ちょっと待った、電話d e詐欺注意と書かれた、手の形をしたステッカーが起き上がるポップアップステッカーを、75歳になった方に発送する後期高齢者保険証に同封し、電話に貼っていただくことで注意を促しております。また電話がかかってきた際、この通話は迷惑電話防止のため録音されますとの音声相手方に流れる迷惑電話防止機能つき電話があり、この電話を購入した際に補助金を交付しております。対象となる方は満65歳以上の方で、購入金額の4分の3、7,000円を上限に補助し、これまでに約1,200件の補助をしてきております。

最後に、御質問の簡易型自動録音機の配布についてです。特殊作業を防ぐためには、留守番電話機能などを利用して電話に出ないことが被害に遭わない一番の方法と言われております。そもそも電話機そのものに迷惑電話防止機能があることが最も望ましい形ではありますが、御質問にあります、松戸市が先般配布した簡易型自動録音機にも通話内容を録音する旨の音声流れる機能があり、さらに録音機を受話器に直接取り付けすることで、受話器を取る際にも特殊詐欺に対する注意喚起が期待できるなど、一定の効果は期待できる可能性は十分にあると思っております。今後、先行して実施している松戸市の状況を注視しつつ、配布については改めて検討していきたいと考えております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** 川島街づくり部長。

**○川島俊介街づくり部長** 私からは塩浜駅前の市有地の利用計画の進捗状況についてお答えいたします。

市川塩浜第1期土地区画整理事業は本市を含めた6名の地権者による事業で、平成29年3月に千葉県より土地区画整理事業の施行認可を受けて事業を開始し、道路や公園などの公共施設や宅地の造成を行い、令和2年3月に施工面積約11万3,000㎡を完了したところでございます。当該事業地は塩浜まちづくり基本計画に沿った計画となるよう、市川塩浜駅を中心とした賑わいエリアとして、町の活気を生み出す商業施設や宿泊施設、また余暇を楽しむアミューズメント施設から福祉関連施設までと様々な用途を可能としており、これらが相互に関連したにぎわいをもたらす施設計画となっております。

現在、市有地の約3万7,600㎡でございますが、昨年11月に塩浜三番瀬公園の隣に約5,000㎡の多目的広場と利用者のための駐車場17台分を整備した以外は未活用の状況でございます。市有地の活用については、海辺を生かしたにぎわいのある施設としてスポーツ施設などを想定したこともございましたが、コロナ禍による経済状況の悪化や社会情勢の変化などから整備が進んでない状況でございます。今後は区画整理地全体の土地活用と建築用途を他の地権者の方々とお互いの情報を共有しながら、本市の海辺の拠点にふさわしいにぎわいのあるまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 鹿倉中核市準備担当理事。

**○鹿倉信一中核市準備担当理事** 私からは中核市移行に関する御質問にお答えをいたします。

地方分権の進展とともに中核市の数も増加し、現在、全国で62市が中核市の指定を受けております。全国の中

核市で組織する中核市市長会では、地方分権に関わる共通の課題を検討し、国への政策提言を行ったり、災害時に被害を受けた都市に対し、被害を受けてない都市が相互に応援協力する体制を構築するなど、中核市相互の緊密な連携を図り、地方分権を推進しております。本市も令和3年度から中核市移行を検討する候補市として中核市市長会に参加し、情報を収集しているところであります。

この中核市候補市ですが、現在、昨年度から1市増え、12市が中核市候補市となっており、人口20万人以上という中核市の要件を満たした中では、人口約23万人の春日部市や佐賀市が候補市となっている一方、候補市の中で最も人口が多いのが本市となっております。中核市移行に関しましては、これまで中核市移行に関する特別委員会において、移行に関わる必要経費や人員など多くの御質問をいただいたほか、様々な御指摘や貴重な御意見をいただいたところであります。これらの御意見等を参考に、昨年度からは保健所や動物愛護センターの視察も含め調査、研究を進めてまいりました。今後も特別委員会での御意見、御指摘を参考とし、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 私からは塩浜護岸整備と塩見歩道橋の2点についてお答えします。

初めに、護岸整備の現状と進捗状況についてです。塩浜1丁目から3丁目の護岸につきましては、以前、市川二期埋立事業が計画されていたことから、鋼矢板を使用した直立護岸として暫定的に整備されたものであります。平成13年、千葉県がこの市川二期埋立事業の中止を決定したことから、経年劣化により老朽化した直立護岸の再整備が課題となっております。

これまでの整備状況を申し上げます。まず、市川漁港の船橋市側に位置しております塩浜1丁目護岸、延長約600mの区間につきましては、直立護岸から傾斜式護岸に改修することとし、平成23年度に工事着手し平成26年度に完了しております。1丁目護岸の構造といたしましては、既存護岸の前後にH形鋼を打ち込み、三番瀬の生態系に配慮するため、コンクリートブロック積みで整備を行っております。また護岸整備に合わせ、三番瀬の全景や渡り鳥などが見られる2か所の展望デッキが設置されております。次に、昨年11月にオープンしました塩浜三番瀬公園の前面に位置する塩浜2丁目護岸、延長約1,100mの区間につきましては、平成18年度に県事業として老朽化の著しい西側の延長約900m区間を先行整備し、こちらは平成25年度に完了。その後、平成27年度に残りの東側延長約200m区間の整備を進め、護岸の後背地に計画されている遊歩道の一部を除き、昨年度、この整備が完了しております。2丁目護岸の構造といたしましては、1丁目護岸と同様に、既存護岸の前後にH形鋼を打ち込み、三番瀬の生態系に配慮するため石積みとしており、一部の区間は市民等が水際近くまで降りることができる階段式護岸となっております。

最後に、現在未整備となっております浦安市寄りの塩浜3丁目護岸、延長約600m区間の進捗状況を申し上げます。千葉県は、平成16年度に塩浜2丁目護岸の区間とともに、この3丁目護岸を海岸保全区域に指定し、高潮対策事業として検討を進めてまいりました。また、平成30年度にはこの区間の鋼矢板の健全度調査を実施しており、改修の必要性については確認をしておりますが、現段階で市に対し、具体的な整備時期は示されておられません。

次に、猫実川護岸沿いの塩見歩道橋についてです。塩見歩道橋は、塩浜体育館に隣接します塩浜1号公園から浦安市境を流れる猫実川下流方向約300mのところ水路がありますが、水路をまたぐように設置されておまして、南行徳水辺の周回路整備計画の一部となっております。この歩道橋は通勤、通学等のため、J R京葉線新浦安駅を利用する方や猫実川沿いの散策等のために本市が平成4年に設置したものであり、主に塩浜地域にお住まいの方々が利用されております。構造といたしましては、長さが6.1m、幅が1.8mの鋼鉄製で橋の前後が階段

状となっており、バリアフリー化はされておられません。また、スロープは階段に併設されているため急勾配な上、幅も大変狭いことから、ベビーカーや車椅子利用者の通行、また高齢者が自転車を押して上がることは大変難しいものと認識しております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 答弁は終わりました。

松井議員。

**○松井 努議員** それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、新型コロナの感染についてのごとでございます。この件につきましては、最初の経緯からしますと、もうかれこれ12月で丸3年を迎えるわけでありまして、このコロナの騒動におきまして日本の経済も、また行政も市町村も大混乱に陥ってしまったという気がいたしております。特に第7波におきましては、1日に26万人の陽性者が出てしまったと。一番当初は、それこそ10日、2週間待機をしなければならぬ、あるいは病院に隔離をしなければならぬということで、これも大騒ぎになりまして、全国でどうしたらいいのか分からないような状態になってしまったと。その中で国も、これは初めてのこともかもしれませんが、2類と5類があるとするならば、2類というような形の中でのスタートでございましたから、大変厳しい扱いをしなければならぬというスタートの中で、報道によりまして、各県知事さんも含めて対応が非常に後手ではないかというようなことも言われておりました。

そこで本市の急病診療所について聞いたことはなぜかといいますと、発熱外来がパンクをしまして、コロナではないか、あるいはPCR検査を受けたいというような思いがたくさんありましたけれども、大変多くの皆さんが発熱外来にかかることすらできなくなってしまったという状態が長く続いて、そして、この7月、8月の大爆発をしまして。昨日は日曜日ですけれども、10万人。26万人いましたから、10万人というと相当減ったのかと思いますが、10万人という数は決して少なくはありませんよね。特に今、判定からしますと、肺炎を起こしてないと重症じゃないらしいんです。みんな呼吸困難とか、熱が40度あっても、それは軽症、中等症というふうな扱いらしいもので、恐らく毎日、全国で200人台、300人台の方が亡くなっているわけでございますから、特に持病を持っている高齢者からしますと大変不安であるというような気がいたしております。

そこで、本市の急病診療所へ行った方が発熱外来では診てもらえないので、ここに行ったら診てもらえるのかどうかについて、私は質問したかったわけです。そういう質問をしまして、今のところ、そこに訪ねてくる受診者に対しては間違いなく診察をして、きちんと対応しているということを開きまして非常に一安心いたしました。特にこれがインフルエンザと同じ扱いであれば、どこの病院へ行っても診てもらえるし、検査もしてもらえんでしょうけれども、やはり隔離をしなければならぬ、エリアを分けなければならぬということで、救急病院におきまして、感染源を分けてやるということは、先生方とかスタッフの方は大変な思いをされて診ていただけるのかなという気がいたしております。そういった点で、ほかの市は知りませんが、市川市は大変幸いであるというふうに思う次第でございます。

そこで再質問でございますけれども、今言いましたけれども、詳しく、受診患者の増加に対して急病診療所の医師の方を増員したり、そして対応したということでございますが、今まで診察が受けられなかった患者さんはいないのかどうか、その辺のことにつきましてお伺いをしたいと思います。

**○大場 諭副議長** 二宮保健部長。

**○二宮賢司保健部長** お答えします。

急病診療所の開設時間に受付した方は全て診察してあります。また、先ほども答弁しましたが、急病診療所が感染源とならぬようエリア分けも行ったところでございます。医師の増員もさせていただきましたが、発熱患者

の増加により受診にかかる1人当たりの待ち時間が長くなったことから医師、看護師等の増員を行ったものでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 松井議員。

○松井 努議員 はい、分かりました。この急病診療所があることによって、市川市民は大変安心できるなというふうに思ったところがございますので、今後とも、この施設の拡充をなお一層進めて対応していただきたいと思っております。

次に、関連いたしますけれども、これもまた、私が思うに、あるいは消防の皆さんとお話する中で、この2類の患者さんを消防局のほうに対応して、救急車を出して搬送してやる義務があるのかと伺いますと、本当はそうではないらしいんですね。やるところがないので消防がやっているだけであって、普通はこの2類に相当する場合に消防の救急のほうに対応しなきゃならないということはないと思うんですが、ただ、マスコミも国民も市民もみんな一緒くたになっていますから、公的な機関が市民とか患者を守るのが当たり前だというような思いが多分みんなあるのかなと。ですから、救急車を呼んでもコロナにきちんと対応してもらえないと、逆に家族が文句言ったり、救急の方が大変嫌な思いをしたりするようなこともあるやに聞いております。先ほど公明党さんの質問の答弁の中でも、相当数の救急対応をされておって、しかも13台では足りなくて、場合によったら救急車を15台出しているということも聞いております。

そこで、これからのこともありますので質問しますけれども、ニュースなんかで搬送先がなかなか決まらないコロナ患者さんですね。これは報道、テレビ、新聞等がオーバーに言うから私たちも過敏になるのかもしれませんが、10件、20件、30件、救急の方が電話をしても、コロナの可能性があると診てもらえないとか、運べないとか、場合によると、そのまま、また自宅のほうに送り返すとかいうことの事例もあるようでございます。おかげさまで市川市は入院ステーションがありますので、そういう施設の中で、最悪の場合にはそちらのほうに搬送して様子を見ることもできるようでございますけれども、その辺を含めて搬送先がなかなか決まらないとか、コロナ患者に対する救急隊の出動状況について伺いをいたします。

○大場 諭副議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

今年1月から8月までの間に、市川市急病診療所からは27回の救急要請がございました。このうち、新型コロナ感染者の搬送件数は2回ございました。また、この間に新型コロナ陽性者に対して救急出動した件数としては1,169件あり、そのうち第7波となる7月、8月の2か月間では、全体の半数以上となる591件の出動がございました。新型コロナ感染者の搬送先となる医療機関は、原則として保健所が選定することになりますが、保健所に届出がなされていない傷病者につきましては、救急隊が搬送先を探すこととなります。このため、この2か月間で救急隊が医療機関を選定した件数は300件を超え、また各医療機関では、病床の逼迫や医療従事者の感染などから診療規模を縮小するなどの対応を取っている状況となっていたことから、救急隊が医療機関を交渉した際に最多で58回断られた事案や、また現場に7時間以上とどまる事案も発生し、救急車が現場に滞在する時間は一般の救急事案と比べ、平均15分ほど長くなる傾向が見受けられました。このような状況下において、新型コロナ感染者が酸素を必要とする場合、救急車が長時間現場に待機することで積載する酸素が不足してしまうことが懸念されます。このような場合に備え、搬送先が決まるまでに長時間を要する場合には入院待機ステーションを積極的に活用し、傷病者が搬送先が決まるまでの間、安心して待機いただけるよう、容体の管理などの救急対応に万全を期しているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 松井議員。

○松井 努議員 御答弁ありがとうございます。私が先ほど申し上げましたとおり、また、いろいろ報道されていますように、救急の皆さんの大変さが本当に分かる気がいたします。特に、やはり素人目に考えましても、コロナ対応と一般の重篤な病気の患者さんもいるわけですし、コロナだけではなくて、重篤な患者さんがコロナの疑いがあるというだけで病院に入れない、あるいは搬送できないということになりますと、これは二重の、医療状況が非常に逼迫をしてしまって、救える命も救えなくなってしまうということもあるのかなというふうに推察をされます。特に医療機関へ交渉した際に58回断られるとか、これだけの数を消防の救急の方たちが連絡をして大変な思いをしても、場合によっては入れないと。あるいは、現場に7時間もいるなんて、普通、誰が考えても異常な事態ですね。こういったことの流れの中で、これは国が決めることであり、また県が決めることであって、特に保健所がない市川市におきましては、保健所を経由しなければ搬送もできない、あるいは保健所からの要請に基づく、そういうことは普通の一般の市民、国民は誰も知らないんです。ですから、恐らく救急に電話をして救急車に来てもらったら、救急の方が全て何とかしてくれるんじゃないかというふうに思っても、これはこれで致し方ないのかなと、そういう思いがいたします。

そういった中で、何とかこれは市長をはじめ行政の皆さん、全ての部署が一緒になって共同で、この問題が解決するまで、あるいは、こういうような病気がまた起こるかもしれませんし、危機対応の中で、今後も踏まえてぜひ協議をしていただいて、もしできることならば市川市独自の——この入院ステーションがどこの市にもあるのかどうか分かりませんし、いろんな形の中で、こういうことは恐らく市川市は充実をしているのかなというふうに思います。消防の皆さんにおかれましては日夜大変だと思いますけれども、この急場を何とかしのいでいただいて、市川市の市民が、何とか一人でも多くの方が助かるように御尽力をいただきますようお願いをして、この質問は結構でございます。

次に、2番目の質問の中で、市川市でも今までに約7万人の方が陽性になってしまった、約14%と、この数は決して少なくはないですね。今でも自分の身の回りにも、私の親戚も含めて患者が出て、しかも最初厳しいときには、かわいそうなことに、母親と子どもがある待機所のホテルに2週間缶詰で一歩も外に出られないという時期もあったようでございます。そういった中で、これの感じが、どう考えても、国、厚労省にとって都合が悪いときには全てシビアに見て、大変な感染症であるから簡単には扱えませんよという扱いをしてきたわけです。しかし、これだけ膨大な数の陽性者が出たために、今度は極論すると、今、ほとんどの人が自宅待機でいいですよというような状況になってしまっているわけです。果たしてこれでいいんでしょうかね。誰が見ても、我々も年寄りですから、40度の熱が出て、それこそ、どうしていいか分からない状態の中で、大したことない中等症、軽症だから、あなたは家にいなさいと言って、御本人、家族も、果たしてそれで心中穏やかに待てるでしょうかね。

ですから、これはどちらが先か分かりませんが、千葉県知事さんはかなり有能な方で、先取りをされているやられておりますので、ぜひ市長におかれましては連携を取っていただいて、何とか市民、県民が安心していられるような、そういう体制をつくっていただきたいというのが私の今回の質問の趣旨でございます。特にこういう中で、死者数は市単位ではしておりませんということですね。これは保健所がないからしょうがないんでしょうけれども、そういう意味でこの質問をしたわけでございますけれども、大変な数であるということは紛れもない事実だと思います。

次に、抗原検査キットです。これも、なぜ私、この質問をしたかといいますと、要するに私の家族、息子夫婦が大きな薬屋さんへ行って、この抗原検査キットを買えたらいいんです。大分前ですかね。それで、これが爆発する直前から、今度はそれを求めに行っても、もうないから買えない、いつ入るか分からないという状況になっ

てしまったみたいなんです。これに書いてあるとおり、簡単に言えば、これ見たら、65歳未満の基礎疾患のない方が対象だから、この人以外は、結局、これは県に言っても、もらえないということになっちゃうんでしょうかね。ですから、私が言いたいのは、2,000円しようが、3,000円しようが、抗原検査キットを買えれば、みんな買いたいです。できれば自分の家に3つでも5つでも置いておけば、結局、おかしいなと思ったとき、自分がまず検査をして、それでもし陽性的な反応が出たら、よし、一步も外へ出ないぞと。それからPCR検査を受けるとか、発熱外来へ行くということができると思うんです。ですから、これは県での回答かもしれませんが、これにつきましても、市長はこの間、ネットの中で、週に1回、御自分で抗原検査キットをやられていると言っていましたけど、市長は準備万端でそれを用意されていて、さすがだなと思いますけれども、なかなかない状態で、どこへ行ったら買えるんだろうと。一時は、いずれインターネットで販売するから、それで買ったらいいですよとネットにも流れていましたけども、ただ、年寄りにはネットといっても、買い方も分からなければ、やり方も分からない方もいっぱいいるわけです。

ですから、私が質問して聞きたかったのは、最悪の場合にPCR検査もなかなか受けられない、発熱外来も受けられない、病院も入れないというときには、やはりみんな家族、あるいは会社の人たち、身近にいる人たちにうつしたくはないんだと思います。できればうつさないで自分だけ退避していて、自分が完全に治してから出ようという気はあると思うんですが、そういう状況にないと、もし市がどこかに行ったら、そういうことを用意できますよというようなところをできるとするならば、本当の意味での市民サービスになるのかなということで、この件について質問いたしましたので、ぜひこの件につきましても御検討いただきますように、これは要望として申し上げたいと思います。

次に、カワウ対策についてです。これも何度も大体同じようなお答えで、市のほうとしては一生懸命やっただけというふうには私も認識しております。しかし、一時は、質問したときに、たしかカワウは2,000羽か3,000羽ぐらいに減ったときがあったはずなんです。それが今7,000羽になってしまったということは、最初の数からまた倍になってしまったというふうに読み取れるわけです。特に一番最初に、私も県の内陸どうのこうのという会議があるときにかみついたことがあるんですけども、行徳の鳥獣保護区になっておりますので、鳥も大事な地域ですよということは百も承知で申し上げているんですけども、行徳の緑といいますと、まとまったところはあそこしかないんです。今の状況で、特に県のほうが管理を任せているNPOの方たちも、どちらかという鳥を保護しましょうという方たちが多いようでございますので、私が言うと、私は天敵であって、観察路を少し延長していけば、その部分の木は保全されますよと言っている立場で、あまりいい話じゃないかも分かりませんが、ただ市民感覚から言うと、やはり少しでもあそこの緑を残したいなど。

特に一番ショックなのは、しょっちゅう通りますので、国道357号から行徳の駅に向かってくる通り、左側の部分が、前は白いふんなんか、全くなかったんです。最近、それが、行徳駅へ向かって、あそこのユニディの前の通りまで木が真っ白になってしまった姿は私たち地元の間からすると、市長、やっぱりすごくショックなんです。何とか守っていただけないかなと。それには当然、県議員の先生方もいらっしゃるし、言っているみたいですし、市のほうも分かっているし、また県のほうも分かっているんですが、一説によると、あそこのカワウをどこかに移動させちゃったら、そのカワウが違う場所に行って、市川市の中でも川があるところに行って、そこでまた魚を食べて、ふんをして結局木が枯れてしまうという状況もあるやに聞いておりますが、何とかバランスを取っていただいて、ここに書いてありますように、いろいろやっただけです。木の剪定をしたり、カワウを追い払うようなこともしていただいているというふうにも書いてございますし、やっただけでいるのは分かるんですけども、それだけではカワウの増殖、あるいは強さ。何しろ、すごい勢いで魚を丸ごと食べたものを、結局、木のところに行って全部ふんで出しちゃうと。それが完全に木が枯死してしま

うということであるようでございますので、この辺も、市のほうは全てできるというふうには思っておりませんが、ぜひ何とか、何度もこういうことが市議会においても出ているということを一応考えていただいて、今後ともこの辺のことにつきましても働きかけていただきたい。これ、強く要望して終わりたいと思います。

次に、まず1点目に防止対策で、市川市においてもオレオレ詐欺から始まって還付金詐欺、いろいろな形で被害があると。しかも、やはり高齢者が被害者になるケースが多いということは事実のようであります。まして防止対策についても、購入金額の4分の3、7,000円が上限、これも私も聞いたことがあります。市のほうにこの辺の打合せをすれば取り付けすることができるということも聞いております。

しかし、これ、なぜ私が注目したかといいますと、読売新聞の記事に松戸の件が出ていたんですが、もっと分かりやすく資料をもらったんですが、松戸の簡易型自動録音機というのは、受話器の上のところに付けばいいだけなんです。要するに機械の内蔵したところを云々じゃなくて、受話器の上のところにその物をつければいい。しかも、これが松戸は1万戸やって予算600万と言っていましたけども、何か聞くところによると、一つ600円しないそうなんです。結局誰が考えても、やはりここへ書いてありますように、センサーが作動して受話器を取ると、振り込め詐欺防止のため通話の内容を録音しますというものが流れるらしいんですが、それだけでも何かをしようと思う人からすれば、やはり一つの抑止効果で、これはまずいな、こういうふうに対応しているんだなということにもなると思うんです。

ですから、市の対応でやられたことについては大変立派な対策をされておりますので、これはこれで大いに結構でございますが、隣の松戸がこういうことをやって1つの啓発になると思うんです。1万戸と言いませんが、もし何千戸か、試みに希望者に配布しますから、希望する70歳以上の方は市川市に来ていただければ差し上げますよということであれば、それ一つでも広報のどこかに書いていただければ来るかもしれない。私は自治会の方から連絡がありまして、これ、つけたそうなんです。そしたら、迷惑電話があった家らしいんですが、それをつけた途端、ぴたっと連絡が入らなくなったらしいんです。ですから、これは大変抑止効果があるのかなという気がいたしまして質問したわけでございますけれども、大した予算とは言いませんが、手間暇かかることですが、これもやはり市民、高齢者の一つの保護の意味で、ぜひ市長、検討していただくようお願いしたいと思います。

最後に、私の質問の塩浜の市有地についてであります。これは本当に広い面積ですよ。これは私、今まで2回質問してきたんですが、何とか、どういう方向になるのがいいのかなということで、私自身もいろいろ仕事柄、こういう関係について興味を持っているほうですけれども、なかなかこれだけの広い面積をどういうふうにご利用しようかとしますと大変迷うところでありまして、また、市が利益を出す集団でもありませんので、ここでもうけ仕事をして、何か資本を投下して、そこから利益を出してということではないと思うんです。そうかといって、そのの広大な土地に何か物を建てて、市が負担をして何かをするというような場所でもないと思います。この辺のところ、今までもホテルも含めて流通、あるいは福祉施設、いろんな形の中での提案もありましたし、また区画整理をされた6者の方たちも、この中でそれぞれに様々な思いがあると思うんですけれども、これは我々には分かりませんので、区画整理をされた地権者の皆さんも含めて、これからこの地域のまちづくりをどうしていくのか、質問した次第であります。

ついては、答弁のとおり、今のところ、コロナの後始末の中、これからいろんな形の中で検討されていくことになると思います。ただ、やはり宝の持ち腐れになってもいけないと思いますけども、この中で約5,000㎡を多目的広場として、駐車場も17台暫定利用を開始しているということでございますけれども、この辺、今現在、どのような形になっているかについて再質問させていただきます。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

現在、多目的広場は24時間開放され、隣接する三番瀬公園と併せて皆様方に自由に御利用していただいております。また、この広場は民間事業者のイベント等で一般に短期間でも貸し付けられるよう、市の普通財産として管理をしております。これまでイベント事業者より、利用についての相談が1件ございましたが、新型コロナウイルスの蔓延などの理由から実施までには至っておりません。

以上でございます。

○大場 諭副議長 松井議員。

○松井 努議員 ということは、こういうふう整備をされたんだけど、今までの実績としてはまだゼロであるということだと思います。

そこで、5,000㎡というとかなり広い面積ですから、当然、利用者がどういう形で何の催しをするんだか、設営から何から全部自分たちでやるわけでしょうから、ぜひこの辺も、市川市の海に公園があって、その横に駐車場を配備して、駅の近くでこういうものがありますよというような啓発をまず始めて実績をつくっていただいて、その中でまた、あの地域がいろいろな形で注目をされるような状況になってくれば、おのずと利用計画もいろいろと浮上してくるのかなというふうにも思います。ぜひこの辺も検討していただいて、海辺というのは、行徳の海は、市川は海がないので行徳を合併したいという思いがあったと。先人、市長のおじいさんたちもそうでしょうけども、皆さんが、行徳の海はそれだけ価値があるというふうに思っていた中で市川市が合併された地域でもございますので、ぜひこの辺のこともきちんと勘案していただきまして、これから利用計画を練っていただきたいと思います。

それでは、次の補足質問者の荒木さんのほうにかかります。

以上です。

○大場 諭副議長 荒木詩郎議員。

○荒木詩郎議員 緑風会の荒木詩郎でございます。補足質問を一問一答にてさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、お願いでございますけれども、質問の順序なんですが、中核市への移行についての補足質問をまずいたしますが、その次に猫実川の護岸沿いの塩見歩道橋についてを質問して、その後に塩浜護岸の整備についてと順序を入れ替えて質問したいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

では、まず中核市について質問をいたします。

これは実は16年前、平成18年でありますけれども、地方自治法が改正をされて中核市の面積要件が廃止になって、市川市も中核市の指定要件を満たしたわけでございます。それ以来、中核市に移行すべきだという質問をずっとし続けてまいりました。市長がいろいろ替わりまして、田中市長で4人目でありますけれども、またここで質問をさせていただきたいと思っております。

中核市は皆様御承知のように、平成8年に制度が開始をされまして、その当時は12市が指定を受けたわけですが、現在、要件などが緩和されて、先ほど鹿倉理事の御答弁がありましたように、現在は62市が中核市として活動をしているということでもあります。そこで中核市の移行について、先ほど特別委員会の審議を踏まえた市川市の御見解について、現時点での移行についての市の認識を伺ったわけでございます。ありがとうございました。その中で大きく4つの検討項目があるというふうにお伺いをいたしました。

そこで、私の意見をこの場で改めて申し上げたいと思っておりますけれども、その前に1点だけ再質問をさせていただきたいと思っておりますが、今後どのような手順で進めていきたいと考えているのか。これについて事務局のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○大場 諭副議長 鹿倉中核市準備担当理事。

○鹿倉信一中核市準備担当理事 お答えいたします。

中核市移行への取組は、本市にとって大変大きなテーマであります。そのため特別委員会も設置され、これまで財政への影響や保健所設置などに伴う新たな専門職員の確保と人材育成などについて調査、研究を進め、議論を重ねてまいりました。今後は中核市移行に関する検討を進めるとともに、特別委員会での議論をさらに深め、中核市移行に対する一定の方向性を出していただければと考えております。その上で中核市移行について一定の御理解をいただけるようであれば、正式に県への協力依頼の要請を行い、県との連絡協議会を設置し、具体的な協議、調整を開始してまいります。正式に県との協議が開始されれば、保健所などの施設整備の方向性やイニシャルコストを含めた詳細な財政への影響、人材の確保、具体的なスケジュールなど明らかになってまいりますので、順次お示しをしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 どうもありがとうございました。今の御答弁で今後の手順について大体理解をいたしました。引き続き議会の特別委員会で精力的に議論をしていただくことになると思いますが、私は委員でありませんので、ここで改めて意見を述べさせていただきたいと思っております。

市川市にとって一番大切なことは、分権と自治を確立することにほかならないのではないかと私は思います。市長が先ほど御答弁の中で、衆議院議員も務められていたので、よく御存じのことであると思うんですけども、国会には地方行政委員会というのがありまして、分権と自治について、けんけんがくがくの議論を常任委員会でしているわけがございます。その中で少しずつではありますけれども、分権と自治が確立してきている。そうした中で、市川市が今、この中核市の問題を議論しているわけございまして、それを踏まえた先ほど市長の御答弁で、なぜ中核市でないのか、疑問だったというふうにおっしゃった。これは私、大変よく分かります。国会議員であれば、分権と自治を地方に付与していくという議論を真剣にやってきて、少しずつそれが進んできている。中核市もその一つであると思うんですけども、市川市がなぜ中核市にならないのか、国会議員として疑問に思われたのは、私、当然のことであると思えますし、市川市もそれを踏まえてしっかりと議論をしなければいけないというふうに思っています。

地方分権を進める努力というのは、市川市が中核市になる資格を備えながら、不交付団体だからという理由で自治権の確立を放棄するというのは、ちょっと考え方が逆なのではないかなというふうに私は思っています。これは国に面倒を見てもらわなくても、市川市は中核市になって、市民の安全、安心を守るだけの能力を持つことのできる風格のある都市として発展していくべきだと私は思います。45万人以上もの都市の中で、東京23区を除いて中核市になっていないのは松戸市と、それから市川市だけであります。市川市は今オブザーバーとして参加しておりますが、松戸市は残念ながらオブザーバーにもなっておりません。不交付団体だから中核市にならないというのは私はおかしいと思えますし、現に愛知県の豊田市や岡崎市は不交付団体でも中核市としての道を立派に歩んでいるわけでありまして、市川市もぜひそういう道を歩んでいただきたいと思っております。

その上でやはりおかしいなと思っておりますのは、国会で議論する場合には分権を議論したら、必ずそれに伴う財源措置の議論をしてきているわけです。地方分権を進める、それに伴って財源を付与していくという議論を国会ではやっているんですけども、残念ながら、この中核市に限って言えば、昭和29年になりますかね、いわゆるシャープ税制の下で地方交付税という制度ができて財源を保障し、財源を再分配する。その財源そのものは地方固有の財源だということでこれまで言ってきたわけなんです。その制度があるがために、それにのっかって中核市になったために、不交付団体で中核市としての責任をより多く背負って財源も必要になってしまっている。

私は地方交付税制度の欠陥だと思っています。そうであるならば、中核市で不交付団体な都市がしっかりと国に対して財源を付与していくべきだと。

地方交付税は、県は減るわけですよ。基準財政需要額が市川市の分が減るわけですから、県の交付税が減られるわけです。その分は国が持つ。国の交付税の総額が減らないわけです。国が持つというのは、これは国が持つのではなくて、地方交付税というのは地方固有の財源なんです。地方の財源なんです。ですから、しっかりと地方の財源として地方団体が使うべきだということを声を上げてほしい。中核市市長会も声を上げていますし、全国市長会にも声を上げていただいて、地方の声として地方交付税制度の改正、もしくは地方特例交付金というような制度が別に創設されたりしておりますので、新たな交付金制度を設けるなどをして財源保障をしっかりと国に対して求めていくという姿勢が市川市には必要なのではないかと思います。

その上で国民の安全、安心を確保するというのは国の重要な責務でありますけれども、それであるのと同時に、市民の安全、安心を確保するのは市川市の責任であるというふうに肝に銘じるべきだと思います。県にお任せをして、県の事業としてやっていただけるから市川市は中核市にならなくてもいいという議論は私はおかしいと思う。要件を備えているならば、しっかりと中核市になって、その責任を市川市は果たしていく、それが私は市の市川市民に対する責任であるというふうに思っています。市民生活の安全、安心の観点から、中核市というのは議論すべきであると思っています。現在、新型コロナが発生をして、それに伴って市川市も中核市を叫ぶような形になってはいますが、いずれ新型コロナも収束をしていくと思います。ただ、それで終わりではないんですね。感染症というのは、これからも続いていくと思います。

国が先般、危機管理庁の創設というのを決定いたしました。これは総理大臣が直轄で、政府が感染症対応へ法整備をするんだと。そのための危機管理庁を設置するという考えを表明いたしました。国もしっかりとした感染症対策。新型インフルエンザと言ってもいろんなインフルエンザがあって、今回のコロナだけではないわけです。

私は危機管理監から資料をいただきまして、新型インフルエンザというのは3つ種類があると。ちょっと申し上げますけれども、1つは、新型インフルエンザというのがあって、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

2つ目が再興型インフルエンザというのがありまして、これはかつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

そして、3つ目に新感染症というのがありまして、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものという定義を国のほうでしているようでありましてけれども、これはすなわち新型コロナの対策ではなくて、新しい型のインフルエンザ、新型インフルエンザ等というのがこれからも発生する。何年後か分かりませんが、10年後かも分からない、20年後かも分からないが、発生するおそれがある。それに国はしっかりと備えると言っているわけです。市川市も、市民の生命、身体を守っていくという強い姿勢を国と同様に持つべきであるし、その権限が付与されるなら、それを行使するのが市川市の務めではないかというふうに思っております。これについて再質問はいたしません、ぜひ市川市も参加をしていただきたいと思っております。

3時まであと5分ありますので若干申し添えたいと思っておりますけれども、去年の12月に鹿倉中核市準備担当理事から御答弁をいただいているんですけども、中核市サミットに参加をされての御感想であります。これについて

御答弁の内容をちょっと申し上げたいと思いますけども、「中核市サミットは地方分権の推進と中核市制度の充実強化を図るため、中核市の市長が一堂に会し都市共通の課題について議論を深め、その方策を全国に発信しているもので、現在の中核市で組織する中核市市長会の前身となる中核市連絡会が組織された平成8年から開催をされております。今年度はコロナ禍の影響もあり開催が危ぶまれておりましたが、緊急事態宣言が解除されたことにより、先月になりますが、11月11日、12日の2日間、愛媛県松山市で全国62の中核市のうち45市が参加し、開催をされました。本市は中核市への移行を検討している候補市としてオブザーバー参加したもので、本市以外にも愛知県春日井市、三重県四日市市が同様に候補市として参加をしておりまして」、「62市を数え、中核市における人口もこの62市で2,200万人を超え、その規模や存在感はとて大きくっております。加えて、保健所の機能を備えていることから、今般の新型コロナウイルス対策においても市の判断で独自の施策を展開するなど、最前線で重要な実務を担っております。サミットでは様々な議論が活発に行われておりましたが、中核市になって与えられた幅広い権限を持つ責任ある都市としての自負、そして地域のリーダーとして自らが地域を牽引していくという姿勢が強く感じられ、そして何よりもこの幅広い権限を最大限に生かしながら、自立した判断の下、健康で安全・安心なまちづくりを目指す強い意志が、いずれの市からも感じ取れ、今後の調査研究を進める上で大変刺激を受けたところでもあります」という御答弁を鹿倉理事がなさっております。この御答弁を聞いて私は大変うれしく思いました。

やはり中核市を生かすも殺すも人であります。どれだけ強い意識を持って市民の安全、安心を確保していくかという意識が職員にあれば、中核市になる意味は大変大きい。そういう意識が低ければ、残念ながら中核市になってもあまり意味がない。地方交付税をもらって中核市になったのはいいけれども、一般財源として下りてくるから仕事をやるというだけのものであってはならない。むしろ市川市は不交付団体であるがゆえに、しっかりとした中核市になって中核市をリードする、日本をリードするような都市を市川市に築いていただきたいというふうに私は思っております。これは御答弁は要りません。市長もしっかり御判断をいただいていると思しますので、しっかりやっていただきたいと要望を申し上げて、この質問は終わります。

○大場 諭副議長 荒木議員に申し上げます。残りの質問につきましては、休憩後にお願いいたします。

○荒木詩郎議員 はい。よろしく願いいたします。

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

---

午後3時30分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第12号から日程第31報告第30号までの議事を継続いたします。

質問者、荒木詩郎議員。

○荒木詩郎議員 では、休憩前に引き続き再質問をさせていただきます。先ほど申し述べましたとおり、順番を入れ替えまして、猫実川護岸沿いの塩見歩道橋について再質問をさせていただきたいと思っております。

塩見歩道橋の西側にあります通路は、今、通行止めになっちゃっているわけです。これは今まで人が通っていたんですけども、歩行者がつかずきやすいということで、そういう措置が取られたのではないかというふうに聞いておりますし、理解をしております。そういうこともございまして、塩見歩道橋の役割というのは以前にも増して重要性が高まっているというふうに私は感じているところであります。特に塩浜地域の住民は、様々な用途でこの橋を利用されていると思っております。現在、この橋の利用状況についてどのようになっているのか、市川市の御見解を伺いたいと思っております。よろしく願います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 この塩見歩道橋の利用状況につきましては、本年6月に市において通行量を調査しております。調査は、雨が降っていない平日の2日間、午前6時30分から午前10時まで実施しまして、1日目が歩行者80人、自転車26台の計106人の方が利用されておりました、2日目もほぼ同様の利用を確認しております。また、5年ほど前になりますが、平成29年にも同様の調査をしておりまして、こちらもおおむね同様の結果となっております。大変多くの方が居住されていますハイタウン塩浜にお住まいの方がJR京葉線新浦安駅を利用する場合には迂回をせず、最短距離で行ける貴重な橋となっていることや、塩浜地域における水辺のウォーキングルート等として活用されていることを確認いたしました。また、今後、塩浜3丁目護岸が改修されまして、現在は通行が制限されていますけれども、この3丁目護岸の後背地の通路が開放されますと、この歩道橋を経由し、海を見ながら塩浜三番瀬公園まで通じる大変貴重な海辺のルートとなるため、将来的には現在よりも大変多くの方の利用が見込まれるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 どうもありがとうございます。通行量の調査をしっかりと行っていただいて感謝を申し上げたいと思います。今の御答弁にありますように、一定数の方々が日々利用しているという状況で、重要な橋であるということが確認をできました。

そこで感じているところでございますけれども、その歩道橋というのは、階段に自転車用のスロープがつけられているわけなんですけれども、大変な急勾配でございまして、高齢者や女性が自転車を引いて渡るのに、これは大変な苦勞をしているという現状でございます。この橋を何とか改良して渡りやすいものにしていただきたいというふうに思うんですけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 現地を見てまいりました。ぜひそのようにしたいと。ただ、あそこは県の部分と、そして市有地とのちょうど境界線に当たっているというので、橋の位置も少しずれて市有地のほうにかかっているというように判断をしたんですが、その辺もよく調べまして、より市民の皆さん方が使いやすい、スロープのついていて、年配の方でも、あるいは自転車の方でも通行しやすい、そういう橋に架け替えていきたいなというふうに思っているところです。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 どうもありがとうございました。市長自らが視察をいただいて、今、御答弁をいただきました。塩見歩道橋が改良されるということは、利用者にとっては大変便利なことになるわけで、また安全性も確保されます。この地区、特に塩浜の方々というのも高齢化してきております。高齢者の外出を促す意味でも大いに期待できるものと思います。

また高齢者のみならず、車椅子を利用している方やベビーカーも利用することができれば、この橋の改良は意義深いものになると思います。海のほうまでその道を通って、どなたも利用して歩いていくことができる、通行することができる、そのような状況になれば大変意味深いものになると思います。設計から施工までにはやはり時間を要することは理解はできますけれども、ぜひとも一日でも早く改良が進みますよう、強く要望したいと思います。

また、以前、猫実川を渡り、浦安市と塩浜をつなぐ橋の設置について市川市議会で請願を可決したことがありましたが、まずは塩見歩道橋を改修していただき、その後、猫実川に橋を架けることについてもぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

以上でこの質問は終わります。

次に、最後になりますけれども、塩浜護岸の整備についてお伺いをいたします。

塩浜1丁目から3丁目にかけての護岸整備の現状について御答弁をいただきました。そこで、これについて再質問をさせていただきます。これまで御答弁にありましたように、直立護岸であった塩浜地区の護岸、これが千葉県が主体となって平成16年から円卓会議がスタートし、平成19年に策定された三番瀬再生計画を踏まえて、地域からの意見をもらいながら事業を行っていくために市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会が開催されていると伺っております。

そこでお尋ねをいたしますが、令和4年度の開催内容についてお伺いをしたいと思います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 初めに、これまでの経緯を申し上げます。市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会は、千葉県が塩浜地区の護岸整備について、地域の参加を得ながら三番瀬再生計画を踏まえた事業の推進を図るため、次の3点について意見や助言を得ることを目的に平成25年に設立されました。1つは、後背地の利用計画との調整を含む護岸構造とその配置計画について、2つ目は、護岸施工に伴う陸、海への影響把握のための環境調査について、3つ目は、工事施工計画についてです。本市は平成23年以降、この懇談会の前身であります市川海岸塩浜地区護岸整備委員会から、このときはオブザーバーの立場で会議に参加し、情報収集等に努めてまいりましたが、昨年度、2丁目護岸の工事がおおむね完了したことを契機に、千葉県からの要請により、今年度から正式に委員として懇談会に加わることになりました。

次に、今年度の本懇談会の開催につきましては、塩浜2丁目の事業完了を踏まえて6月に第1回が開催されております。その内容は、これまでの整備事業概要の説明の後、2丁目護岸のモニタリング調査結果として、高潮等の災害から後背地の安全を確保する防護面及び生物、地形や底質の変化などの環境面の2つ、両面において、ともに目標達成基準をおおむね達成しているという報告がなされました。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 御答弁ありがとうございます。今の御答弁を聞いておまして、塩浜2丁目までの護岸はおおむね整備をされ、しっかりとした護岸ができた。令和4年度、つまり今年度から市川市が正式に委員として加わることになったというのは非常に朗報だというふうに思います。

そこでもう一度お尋ねいたしますが、令和4年度の市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会のメンバー構成についてお聞かせを願いたいと思います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 委員につきましては、千葉県の要綱に基づき選定されております。今年度の構成メンバーは、海洋・港湾工学が専門の学識者1名、また海洋生態系工学が専門の学識者1名、漁業関係者としまして市川市漁業協同組合の組合長、地元住民として南行徳地区自治会連合会会長及び市川市塩浜協議会まちづくり委員会会長、そして行政関係者として行徳支所長、以上の6名で構成されております。

なお、事務局といたしましては、千葉県県土整備部河川整備課が本懇談会を担当しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 どうもありがとうございました。専門家に加えて地元のメンバー、そして市川市行政当局がメンバーとして入っているということをお伺いさせていただきます。つまり市川市が新たに委員になって、この懇談会の風通しをよくしていく。特に専門家の方は別といたしまして、塩浜の地域の代表の方々に加わっているわけ

ですから、しっかりと意見を聞きながら市川市としての考え方も御説明をいただいて、懇談会がよりよいものとして前進をしていくような努力をぜひ市川市に求めたいと思います。地元関係者が委員として入っているということは大変心強いというふうに思いますので、地域の声をしっかりと県に届けていただきたいと思います。

そこで、いよいよ塩浜3丁目の護岸の整備が日程に上がってもよい頃だというふうに思います。塩浜というのは1丁目から3丁目まで直立護岸が続いており、3丁目の護岸が完成して、初めてしっかりとした護岸の整備が日程に上がってくるということになるんだと思います。塩浜3丁目の護岸の工事の着手時期についてお尋ねをしたいと思います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 整備時期につきましては、先ほど申し上げました今年度の懇談会では議題には上がっておりませんでした。千葉県に確認したところ、現在は調査設計等の検討を行っているところということでした。市といたしましては、今年度より、先ほども申し上げましたように、私、行徳支所長が正式に本懇談会の委員となりましたので、今後は委員の立場から、この塩浜3丁目護岸の早期整備に向けて積極的に意見を伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 どうもありがとうございます。3丁目までの護岸が完成して初めて市川市民が安心して生活をするのできる護岸が整備されることになるというふうに思いますので、ぜひ積極的に県に対しても働きかけたいと思います。特に市川市は南行徳水辺の周回路という構想を持っておりまして、先ほどの塩見橋の話にも関係いたしますけれども、市民が猫実川を通過して川から海に出て、海沿いをずっと渡って三番瀬のほうまで歩行者が歩いていく、あるいは車椅子やベビーカーを押して歩いていくことができる、海に親しめるというような護岸をぜひ急いでつくっていただきたいと思います。

過去に遡れば、先ほども話が出ておりましたように、先人たちのおかげで、市川市は行徳、南行徳町との合併により貴重な海を手に入れることができたのであります。これまで答弁を伺って、塩浜護岸の整備もいよいよ3丁目の整備を残すところとなりました。東京湾には三番瀬という貴重な干潟があり、このように市民が海に近づけ、自然との触れ合いができる環境も整ってきた中で、本市に残された貴重な海辺について、これからいかによい環境にしていくのか、市長の海に対する思いについてお伺いをしたいと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 市川の歴史に詳しい諸先輩がいらっしゃる中で大変恐縮ですが、私の思うところをお話しさせていただきたいと思います。昭和30年、31年、引き続き市川市に行徳、南行徳が合併いたしました。何期目だったんでしょうか、浮谷竹次郎市長が、何としても市川市に海が欲しいという強い思いの中で、ともすれば浦安と合併する、そんな機運も行徳、南行徳にはあったようではありますが、そこを引き剥がして市川市のものにしたと、そんな歴史を私は年上の方から聞いてまいりました。

そこで今私が思うのは、そういういきさつがある中でありますけれども、公有水面の埋立事業が中止になったことによって、逆に今、東京湾で最も深い入り江の部分になっているこの貴重な海岸線というものを市川市に残すことができたというふうに思っております。一部では、私の心の中にも、あの先の公有水面の埋立てを行っていたら、さらに広い面積を市川市が所有して何かに活用できたのかもしれないという思いはいつきはありましたが、今では、逆にこの残された海岸線というものを最大限に親水の機能も持たせた海にしていきたいというふうに思っているところであります。

ただ、塩浜2丁目の話から先に申し上げますが、石積み堤防ができ上がった直後、そこで命を落とすと。高校

生だと思いますが、亡くなる方がおられました。人の目が入る環境というのを早くつくっていかないと、この地域はある意味繰り返してはならない不幸な事故というものを起こしてはならない、そのように考えているところがまず第1点ございます。

もう1点、塩浜1丁目の側、市川市の漁業協同組合につながっていく海岸沿い。駅から向かっていきますと、右側の海岸沿いに車が駐車している状況というのはまさに無法地帯になっていまして、せっかくの海岸沿いでありながら車の駐車場となってしまうと、海を臨む景観は得られないと。ほとんどがそういう状況になっていますから、これは行徳支所長とも打合せをしているんですが、行徳警察署の署長とも協力しながら、何らかの形できちっと車を止める場所をつくる。そして、それ以上は車は止められないという環境づくりをして海岸の整備、海岸沿いの整備をしていきたいというふうに思っているところです。

また、海ではプランクトンが大量に発生した赤潮、また、毎年のように起こっている無酸素の水が巻き上がりまして発生する青潮。この青潮が発生しますと、御承知のように、生き物がほとんど死んでしまう海になると。この青潮の発生の原因というのは私は人災だと思っております、埋立てをする際に深く砂を掘った箇所があって、何か所も深く掘ってある、そのホール状になっている無酸素の水が風の吹き方によっては巻き上がってきて、酸素の含んでいない水が海岸まで襲ってくる。それによって貝類が死滅をいたしますし、魚も浮いてきまして、そういう状態が毎年起きていますから、これはやはり自然環境を守る上でも改善をしていくことを県にも申入れを行っていききたいというふうに思っています。

私も学生時代、ヨットを少々やっております、相模湾のほうなんですけれども、海は本当大好きでありまして、海を見た瞬間にストレスが発散すると、そんなことも私自身が海が好きな理由なんですけれども、いずれにしても、護岸と市議はおっしゃられましたが、私は海岸沿いという表現でお話しさせていただきますけれども、海岸沿いに何を誘致するかということがこれからの課題になってくるんだろうというふうに思っているんです。市川のイメージがアップされるものは何なんだと。そして、市民や県民が喜んでくれる施設は何なのか。また、市川市自体が潤っていく、そういうものにはならないものかと、そんなことを考えたりしているところです。

近く私は、土地を所有している鉄鋼会社の社長さんとお会いすることになっています。また、海外の資本が入ろうとしていますが、シンガポールの会社の窓口になっている方とも近くお会いすることにしています。そういう意味で、どういうことを土地の所有者が考えているかをしっかりと聞き取って、市川市との話合いが前にしっかりと、土地の所有者とともにいい関係をつくり上げるという方向に向かっていけるように私も努めてまいりたいというふうに思います。

さらに、できることならば、残された海岸線の一部に関しては親水箇所、安心して海に接することができるエリアというものをぜひつくっていききたいと。浦安にも一部、そういう場所ができたばかりですけども、やはりせっかく海岸を持っている市川市ですから、一部はそのような親水のエリアをつくりたいのと、こんなことが私の考えているところでございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 どうもありがとうございました。大変すばらしい御答弁をいただいたと思います。特に護岸ではなく、海岸とおっしゃいました。海岸をしっかりと整備していく、市民のための海岸をつくる、強い思いを感じたところでございます。私たち議会もこれまでも議論してまいりましたけれども、特にこれは県の事業とも強い関連がございますので、行政を通じてになるかと思っておりますけれども、市議会を挙げて、県に対して強く働きかけていきたいと思っております。これからもどうぞよろしくお願いをいたします。

以上で緑風会の代表質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時54分散会

第 3 日

令和4年9月6日（火曜日）

## 令和4年9月市川市議会定例会議事日程（第3号）

令和4年9月6日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第12号 市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 第2 議案第13号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第14号 市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 第4 議案第15号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第5 議案第16号 市川市下水道条例の一部改正について
- 第6 議案第17号 市川市道路占用料条例の一部改正について
- 第7 議案第18号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第19号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第20号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第21号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第22号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第23号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第24号 市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について
- 第14 議案第25号 損害賠償請求事件の和解について
- 第15 議案第26号 債務不存在確認調停事件の和解について
- 第16 議案第27号 損害賠償請求事件の和解について
- 第17 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について
- 第18 議案第29号 監査委員の選任について
- 第19 議案第30号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）
- 第20 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第22 報告第21号 健全化判断比率について
- 第23 報告第22号 資金不足比率について
- 第24 報告第23号 継続費の継続年度終了による清算について
- 第25 報告第24号 専決処分の報告について
- 第26 報告第25号 専決処分の報告について
- 第27 報告第26号 専決処分の報告について
- 第28 報告第27号 専決処分の報告について
- 第29 報告第28号 専決処分の報告について
- 第30 報告第29号 専決処分の報告について
- 第31 報告第30号 専決処分の報告について

（代表質問） 日本共産党 やなぎ美智子議員  
自由民主党 細田伸一議員

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第12号 市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 日程第2 議案第13号 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第14号 市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 日程第4 議案第15号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第16号 市川市下水道条例の一部改正について
- 日程第6 議案第17号 市川市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第18号 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第19号 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第20号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第21号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第22号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第23号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第24号 市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について
- 日程第14 議案第25号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第15 議案第26号 債務不存在確認調停事件の和解について
- 日程第16 議案第27号 損害賠償請求事件の和解について
- 日程第17 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について
- 日程第18 議案第29号 監査委員の選任について
- 日程第19 議案第30号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 報告第21号 健全化判断比率について
- 日程第23 報告第22号 資金不足比率について
- 日程第24 報告第23号 継続費の継続年度終了による清算について
- 日程第25 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第27 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第28 報告第27号 専決処分の報告について
- 日程第29 報告第28号 専決処分の報告について
- 日程第30 報告第29号 専決処分の報告について
- 日程第31 報告第30号 専決処分の報告について

（代表質問） 日本共産党 やなぎ美智子議員

自由民主党 細田伸一議員

出席議員 42名

やなぎ 美智子

さとう ゆきの

長友 正徳

佐	直	友	樹
つ	ち	正	順
小	山	直	人
つ	か	た	か
鈴	こ	雅	の
国	し	ひ	り
石	木	ろ	斗
清	松	た	き
廣	原	か	き
増	水	み	な
中	田	徳	子
久	田	好	子
浅	町	け	秀
中	川	隆	い
細	野	さ	志
石	村	よ	ち
青	田	伸	し
大	原	み	お
小	山	ひ	一
高	保	ろ	子
金	泉	た	か
秋	坂	文	し
か	子	貞	人
西	本	の	進
宮	村	竜	作
中	本		子
松	山	幸	大
荒	永	鉄	敦
石	木	詩	均
加	原	よ	紀
稲	藤	し	兵
越	葉	武	郎
大	川	健	の
堀	場	雅	央
か	越		二
松	づ		史
竹	井	清	諭
松	内	修	優
岩	永	清	勉
	井		努
			海
			巳
			郎

---

欠 席 議 員            な し

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 甲
副 市 長	松 丸 多 一
代 表 監 査 委 員	菅 原 卓 雄
教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄
広 報 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	植 草 耕 一
中核市準備担当理事	鹿 倉 信 一
企 画 部 長	小 沢 俊 也
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
情 報 政 策 部 長	佐 藤 敏 和
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏 裕
市 民 部 長	蛸 島 和 紀
経 済 部 長	小 塚 眞 康
観 光 部 長	関 武 彦
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
こ だ も 政 策 部 長	秋 本 賢 一
保 健 部 長	二 宮 賢 司
環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也
消 防 局 長	本 住 敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂 雄
事 務 局 長	藤 城 久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道 佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴 志
教 育 次 長	永 田 治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義 康
学 校 教 育 部 長	

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子

(議事担当)

主		幹	米	津	孝	成
副	主	幹	金	子	貴	一
主		査	尾	本		悠
主	任	書	北	川	陽	介
主	任	書	高	柳	陽	一

(調査担当)

主		幹	上	原		高
主		査	前	田		悠
主		査	岡	澤	英	康
主	任	書	荒	木	智	貴
主	書	記	福	井	寿	明

---

午前10時10分開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、御報告申し上げます。決算審査特別委員会において正副委員長の互選の結果、委員長に稲葉健二議員が、副委員長に石原よしのり議員がそれぞれ選任されましたので、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 日程第1議案第12号市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてから日程第31報告第30号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

日本共産党、やなぎ美智子議員。

〔やなぎ美智子議員登壇〕

○やなぎ美智子議員 おはようございます。日本共産党のやなぎ美智子です。日本共産党を代表して質問を行います。ようやく酷暑を乗り越えて一息つきたい私たちを待っていたのは、食料品関係2万品目をはじめとする物価値上げ加速の秋です。来月が値上げのピークになるとも言われています。この先どうなるのか不安だらけの中で、本市では田中市長の公約である小中学校の給食費無償化が報道され、本定例会に提案されています。児童生徒の保護者をはじめ、市民からも歓迎と期待の声が寄せられています。

さて、世界的な問題では深刻なウクライナ戦争があります。2月24日に開始されたロシアのウクライナへの軍事侵攻から半年以上が経過しました。プーチン大統領はザポリージャ原子力発電所を攻撃したり、核兵器の使用までほめかしています。核兵器廃絶平和都市宣言をしている市川市と市川市民の役割はますます重要になってきています。

全国的な問題では、深刻な新型コロナ問題があります。オミクロン株が猛威を振るっている新型コロナウイルス第7波では、子どもから高齢者まで全世代で感染が拡大しています。国には科学的根拠に基づく明確で具体的な方針が求められますが、残念ながら、そのようになっていないと言わざるを得ません。

こうした中で自治体の対応は困難を強いられていると思います。千葉県は県民要望に応え、9月から対象が限定されていますが、無料PCR検査を再開しました。日本共産党は、これからも、いつでもどこでも誰でも無料で何度でも受けられるPCR検査を求めていきます。本市においても救急搬送が増加し、医療機関が逼迫している中で入院待機ステーションの運営など、市の独自施策で市民の命を守るための努力が続けられています。

このような中で、先日、市議会議員の議場での態度を問題視する報道がされました。多くの市民の皆さんから批判の声が寄せられています。緊張感と責任感を持って議員の役割を果たしていくことを改めて表明し、質問に入ります。

最初の大項目は、安倍元総理の国葬についてです。市の見解と対応について伺います。

政府は9月27日に安倍元総理の国葬を行うとしています。日本共産党は、国民的な合意もなく、法的根拠も曖昧である国葬について反対です。最近の各種世論調査結果を見ても、国葬反対が賛成を上回っています。こうした国民世論を背景に、国葬当日に各府省や関係機関に弔意表明を求める閣議了解は見送られることになりました。しかし、政府は8月31日、国葬儀実行委員会で、当日、各府省において弔旗を掲揚し、葬儀中の一定の時刻に黙禱することを決定しました。国葬自体が弔意の押しつけであるにもかかわらず、こうした実行委員会の決定が国の関係機関や地方自治体に広がるのが危惧されます。物価高騰で苦しんでいる国民の税金で全額賄われる

国葬の儀式に直接かかる費用だけでも2億5,000万円とされています。総額は明らかにされていませんが、警備費用などを含めると100億円以上になるとの試算も報道されています。この巨額な費用を国民の税金で全て賄う国葬を国会審議もしないで実施するのは財政民主主義を壊すものだとの声も大きく広がっています。

市川市内でも、日本国憲法の国民主権の下で個人を国家の英雄のようにたたえてはいけない、国葬に反対の意思表示をしようと、国葬反対、中止を求める共同行動が取り組まれています。今月9月18日日曜日には市内主要6駅で、安倍元総理の国葬は市民に弔意を強制することになるとアピール行動を予定しているようです。

そこで、市として、国葬にどのように対応するのか伺います。

次の大項目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてです。

2022年4月28日、国の補正予算で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が通知されました。原油価格、物価高騰に対する支援のための交付金として、8月4日、本市への交付限度額が千葉県市町村課から9億4,214万9,000円と示されました。この交付金については、活用が可能な事業例が挙げられてはいますが、各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってくださいとあります。

8月30日、東京新聞は、鎌ヶ谷市、带状疱疹ワクチン50歳以上接種費助成との見出しで次のような記事を掲載しています。鎌ヶ谷市の芝田裕美市長は26日の定例記者会見で、国の新型コロナウイルス地方創生臨時給付金が拡充されたため、この財源に充てる。ほかの新型コロナ対策事業費を含め、市議会に諮る。芝田市長は、この春、新型コロナでひきこもりになり、带状疱疹に罹患する人が増えていると新聞報道で知り、議会でもワクチン補助を求める声があったとして補正予算に計上し、本年度は810人を見込み、来年度以降も継続するとの報道です。地域の実情、議会での声をどう受け止め、どう自治体が判断し、どのような補正予算編成をしたのか。市民と議会がそれを了解すれば、使途の範囲は広いのだと解釈できる事例かと思います。

そこで(1)交付金の使途について伺う予定でしたが、先順位者の質疑でおおむね理解できましたので、この点については答弁は結構です。

次の質問に移ります。昨今の異常な物価高騰により生活の厳しさが増すばかりで、この先どうしたらいいかと途方に暮れる市民の声が連日報道されています。とりわけ最低の生活費しか保障されていない生活保護利用者は非常に苦しい生活を余儀なくされています。

7月1日、日本共産党の山添拓参議院事務所と金子てるよし文京区議会議員が厚生労働省と内閣府に対し、物価高騰、電気代の値上げに苦しむ生活保護利用者への負担軽減を要請したとの情報を入手しました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の生活者支援に関する事業のうち、生活困窮者支援が挙げられている通知文書を見て、生活保護利用者に対する支援に活用できないかと要請したとのことでした。この要請に対して厚生労働省の担当者は、生活困窮者に生活保護利用者が該当すると考える。自治体の判断で、8,000円までは生活保護費に上乗せして支給できると回答しました。私は金子てるよし文京区議会議員に電話で問い合わせ、担当者とのやり取りについても聞くことができました。やろうと思えば市独自に実施できるのだと確認できました。

そこで、(2)生活保護費の上乗せ支給について伺います。

次の大項目は、新型コロナウイルス感染症についてです。この質問は先順位者が取り上げていますので、重複はできるだけ避けながら伺ってまいります。

先月の8月1か月間で、全国で約7,300人以上の方が新型コロナウイルス感染症で亡くなりました。8月の全国の新規感染者は12万3,100人でした。このところ若干減少傾向にあるとはいえ、専門家は重症者、死者が増加し、高止まりしていると分析していて予断を許さない状況が続いています。新型コロナウイルス感染では、コロナ陽性でも無症状または風邪程度であることから、検査をしないために陽性に気づかない人から人への感染が感染拡大の大きな要因であると専門家は指摘しています。

検査の必要性がこれまで以上に認識される中で抗原検査キットへの関心が高まっています。抗原検査キットの精度は必ずしも十分ではないと言われています。しかし、そうしたことを踏まえた上で使用することは無意味ではないとも言われています。抗原検査キットは短時間で自分で検査ができるため、100%確実でないにせよ、ある程度は自己判断ができます。その判断がPCR検査や受診行動につながり、偽陰性かもしれないと再度検査をするなどの行動につながります。専門家も抗原検査キットでの検査の有用性を否定してはいません。

実際、抗原検査キットは、高齢者施設などでは定期的に、発熱外来など医療機関では受診前のチェックなどで活用されています。ネット販売などもされていますが、まがいものも出回っているようです。高額で転売されていることも報道され、消費者庁は注意を呼びかけています。抗原検査キットの価格は製品によってまちまちですが、必ずしも安いわけではありません。有効期間も長くありません。ネットを使えない方、どこで手に入ると探し回る方も多いようです。そうしたことから、自治体によっては希望者に無料で配布しています。郵送配布したり、ドライブスルーで渡したり指定された場所に取りに行くなど、配布方法は自治体によって違いがありますが、住民からは好評を得ているようです。先順位者も抗原キットについて取り上げましたが、私からも質問させていただきます。

(1)新型コロナウイルス感染症対策として、無症状者に無料で抗原検査キットを配布するなどの本市の対応を伺います。

次の質問に移ります。近頃はワクチン接種が始まった当初の混乱、不満や批判、問合せ、相談などはほとんど聞かれなくなりました。しかし、今でも接種予約を自分ではできず、誰かに頼んでいるという方もいます。また、仕事や家庭の都合などで予約の日を決められないという方もいます。そのような方は、本市が予約なしでワクチン接種が受けられる集団接種会場を設置したことを大いに歓迎しています。私も何人かの市民の方から、本当に助かったとの声を聞いています。このような期間や曜日を限定しない予約不要の接種会場は、県内でも珍しい試みと聞いています。JR市川駅近くの山崎製パン企業年金基金会館が集団接種会場として設置されたことに対して、アクセスもよく、学生をはじめ若い世代が市外の方も含めてワクチン接種を受けやすくするという目的にかなっていると思いました。以前、JR市川駅北口から国府台スポーツセンターのワクチン集団接種会場に向かうバスの運行を見ていましたので、駅から徒歩数分の接種会場は利用者だけではなく、運営する側にとっても負担軽減になると思いました。しかし、一方で利便性が高まったことで、市川駅を利用する市外の通勤者などが殺到するのではないかと私は危惧していました。18歳以上の3回目接種、60歳以上の人や基礎疾患のある人などの4回目接種が対象で、定員が平日、3回目接種97人、4回目接種98人、土日は60人とのことでしたので、ワクチン不足や打ち手不足が生じるのではないかと、期待と同時に正直なところ心配もしていました。

そこで(2)コロナワクチン接種について、山崎製パン企業年金基金会館の集団接種会場の予約なし接種の現状と課題について伺います。

次の質問に移ります。これまで高齢者中心に感染が拡大していましたが、オミクロン株への変異で小児を含む若い世代に感染が拡大してきました。この世代での感染者のうち、重症化例は比較的少ないとはいえ、亡くなられた方もおられます。今、学校現場では、教員の欠員から生ずる未配置や部活動など、教職員の業務量増大が社会的な大きな問題として取り上げられています。教職員の負担を軽減させるための対策が急がれていますが、こうした厳しい中でも、学校現場では教員が中心となって感染拡大防止の取組が行われています。どれだけの努力や工夫を行ったとしても、感染を抑え切ることができないのが現実です。学級閉鎖は児童生徒への影響が大きいだけでなく、保護者の皆さんも様々な対応を迫られます。可能な限り学級閉鎖はしないしてほしい、必要最小限の範囲と期間にしてほしいというのが率直なところかと思います。そうした中で、学校現場では児童生徒の感染数の推移に一喜一憂し、学級閉鎖の判断に迷われてきているのではないかと思います。

そこで、(3)今年度の市内公立小中学校におけるコロナ感染状況と対応について。オミクロン株感染による今年度4月以降の市内公立小中学校児童生徒の感染者数及び学級閉鎖に至った件数を伺います。

次の大項目は、村越前市長が掲げた施策等の検証結果についてです。

村越前市長が打ち出した新しい施策については、市民の関心や期待が高かったものもあったかと思えます。従来型を踏襲するだけの行政施策だけでいいわけではありません。しかし、村越前市長が打ち出したいちかわ未来創造会議は、目標に対する取組への市民の理解が得られず、十分な成果も伴わない結果となり、残念です。社会実証実験のやり方や賞賜金など多くの問題があり、度々議会で厳しく問われてきました。村越前市長の任期終了に伴って終了したようですが、終了するにしても、どのような成果があって、どのような反省点があったのか、しっかりと検証してしかるべきと考えます。

私が少し調べただけでも、コオロギ粉末経口摂取は昆虫食ブームの中、無印食品と徳島大学とが連携し研究開発し、商品化されています。そのほかにも商品化され、ネット販売しているものも数多くあります。スーパーマーケットでもよく目にするようになりました。歩行可視化システムは竹中工務店が開発しています。通常、応募作品は未公開のものに限定しているはずですが。そのような観点からも、いちかわ未来創造会議の社会実証実験の公募、賞賜金選考については多くの疑問があります。多額のPR等委託料を使い、マスコミを最大限使ってアピールするやり方についても、その背景はどのようなものだったのか、疑問は膨らむばかりです。しっかりとした検証を期待していたのですが、不十分と言わざるを得ません。

そこで、(1)いちかわ未来創造会議の検証結果についての市の見解を伺います。

次の質問に移ります。村越前市長は、本市で初めて企画政策アドバイザーを設置しました。アドバイザー設置の目的は、新しい制度や公共施設を見直す際に過去の議論の経緯を把握し、参考とするための助言をする、市政全般の効果的な施策に反映させるために必要な助言をするとのことでしたので、職員の皆さんのアドバイザーへの期待は高かったと思えます。しかし、勤怠管理や実績の有無など多くの問題があり、度々議会で厳しく問われてきました。村越前市長の退任に伴って再任せず終了したようですが、いちかわ未来創造会議と同様、終了するに当たって、どのような成果があり、どのような反省点があったのでしょうか。こちらの検証も不十分と言わざるを得ません。

そこで、(2)企画政策アドバイザーの検証結果についての市の見解を伺います。

次の大項目は、市民の通信手段の確保についてです。

7月2日未明に発生したKDDI、auの携帯電話などの大規模な通信障害は、発生から復旧まで86時間かかりました。最大で3,915万人の利用者に影響した可能性があるとしています。利用者への周知が十分でなかったことも大きな問題になりました。7月19日には、NTTドコモの回線障害で電話などがつながらない状態が全国的に発生しました。8月24日、KDDI、auの通信障害が再び発生し、最大8万人に影響したと報道されています。固定電話を持たない人、とりわけ自宅療養者の安否確認が取れず、訪問するなどの対応に追われたと報道されています。本市では、そのような事例がなかったのでしょうか。

そこで、(1)大規模通信障害の市民生活への影響について伺います。

次の質問に移ります。東日本大震災などの大規模災害時の通信手段として、公衆電話の有効性や必要性が大きく取り上げられました。しかし、2021年、昨年、総務省は第一種公衆電話——私たちがよく見る公衆電話です。この設置基準を、市街地では約500m四方に1台であった基準を1km四方に1台としました。市街地以外では、1km四方に1台であった基準を2km四方に1台と改めました。この基準の緩和により、第一種公衆電話は4分の1の台数になりました。公衆電話が見当たらなくなったのは、この基準緩和によるものだったのです。また、屋外設置が少ないので目に触れることが少なくなっているのです。

現在、市川市内の公衆電話設置台数は屋内371、屋外212です。設置基準を満たしてはいるのですが、これでは大規模災害時の通信手段としては不安です。災害時には通信施設の被害や被災地への通信が増加することなどにより、電話が繋がらない状況も出てきます。このような場合には被災者の通信手段を確保するため、避難所などに特設公衆電話を設置すると伺っています。

そこで、(2)本市の特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込みについて伺います。

次の大項目は、高齢者への見守り支援についてです。

大規模な通信障害の経験を踏まえて、本市の緊急通報サービスであるあんしん電話設置等見守り支援事業、高齢者見守り支援事業の重要性を再認識させられました。あんしん電話設置等見守り支援事業は、NTT固定電話が設置されていないと設置できないなど問題がありました。それによらない高齢者見守り支援事業が開始されているということです。高齢者や障がい者が、いざというときには、これがあれば大丈夫との安心につながる事業です。私は、訪問看護現場を離れてから開始されたこの高齢者見守り支援事業を認識していませんでした。固定電話がなくとも、あんしん電話と同じようなシステムが利用できるようになって本当によかったと思います。どちらの事業も、支援する側にとっても支援のネットワークが機能していることで心強い事業です。

そこで、このシステムの現状と課題を伺います。

1、各事業のサービスの概要、2、利用者負担額、3、利用状況、4、課題について伺います。

次の大項目は、本市小中学校における情報セキュリティ対策についてです。

今年7月17日、南房総市の市立小中学校が使う通信ネットワークがランサムウェア攻撃を受け、使用できなくなったことを報道で知りました。復旧のための初期化に多額の予算を計上し、復旧まで相当の日数を費やしていると報道されていました。そこで7月末、どのような状況か知りたいと思い、南房総市の日本共産党、安田美由貴市議会議員に電話で話を聞いてみました。安田議員は、まさか南房総市でこのようなことが起こるとは思いもよらなかった、2学期に間に合うかどうか心配している、復旧のためのシステム初期化に多額の費用がかかり、執行差金を投入して対応していると話していました。これまで企業、病院などが攻撃されたとの報道はありましたが、まさか公立小中学校が狙われるとは思ってもよらないことでした。ましてや千葉県内の学校が攻撃されたので、本市は大丈夫かと気になっていました。

8月28日、東京新聞は、小中学校2,000人の成績閲覧不能、南房総サイバー攻撃、公表、脅迫との記事を掲載しました。攻撃から1か月以上経過してもなお、半導体不足の影響で新しいサーバーが調達できず、復旧できていない深刻な状況があるとの記事でした。この記事に続けて神戸大学大学院情報通信工学の専門家、森井昌克教授の話が掲載されていました。私は、この森井教授のコメントは非常に重要な指摘だと思いました。短い文章ですので、参考までに、そのまま全文を読み上げさせていただきます。ハッカーは学校を標的にしていたわけではなく、欠陥があるシステムを片っ端から攻撃している。あらゆる組織が明日は我が身と考えて、データのバックアップを複数取るなどのセキュリティ対策をすべきだと述べています。

私は、病院で看護に従事していたときのことを思い出しました。毎日、必ず深夜勤務の責任者が定められた時間に電子カルテを最新化し、バックアップデータを保存することは必須業務でした。南房総市のこの事件で、便利の一方にある危険性を認識することの重要性を改めて思い知らされました。明日は我が身と考えたくありませんが、攻撃に備えなければなりません。

そこで、市川の市立小中学校の校務用パソコンの不正アクセス防止への対応について伺います。

次の大項目は、市内上空における自衛隊機飛行についてです。

昨年12月2日に陸上自衛隊輸送機V22オスプレイが市内上空を飛行したことに関し、市民への事前周知について、私は2月定例会で質問しました。市からは、情報提供があった場合は市民への周知を行う旨の答弁がありま

した。今年の先月8月6日、海上自衛隊P-3C哨戒機が目撃情報が市民から寄せられました。8月8日、日本共産党市議団は、事実確認を含めて市に聞き取りをしました。市からは、市は飛行を確認していません。そのため、柏市にある海上自衛隊下総基地に問い合わせました。8月6日は自衛官募集の体験搭乗会で、高校生と大学生が1回につき七、八人搭乗し、計7回、市川市内を飛行したものです。この体験搭乗会は今年7月3日にも実施しました。下総基地から飛び立ち下総基地に戻る飛行ですが、飛行ルートは決まっています。8月27日、同様の体験搭乗会を実施しますとの話でした。8月27日、実際にP-3C哨戒機の市内上空飛行を目撃したとの情報が市民からありました。このような自衛隊の飛行情報を事前に自衛隊から聞き、不安を感じる市民に対しての問合せ窓口を設けることはできないでしょうか。

2020年6月30日、陸上自衛隊習志野演習場がある船橋市と八千代市や隣接する習志野市の3市長が連名で、木更津駐屯地への陸上自衛隊オスプレイ暫定配備に関する要請書を防衛省に提出しています。要請書では、市民の安全、安心のために必要な情報を入手し、市民の不安を払拭する責務があります。よって、オスプレイが3市内いずれかの上空を通過する場合は、事前に3市各市議会及び地域住民に対し、オスプレイの飛来や運用の在り方、機体の安全性、生活環境への影響などについて十分に説明するよう強く要請いたしますとの内容です。

そこでオスプレイについて、本市も船橋市、八千代市、習志野市の3市と連携して国に要請したり、情報共有することはできないか伺います。

併せてP-3C哨戒機について、柏市と情報共有することができないか伺います。

最後の大項目は、防災への取組についてです。

先日、北方（きたかた）地域住民の皆さんが開催した北方（きたかた）地域、北方（ぼっけ）地域を考える学習会に参加しました。この学習会は、北方（きたかた）地域の地形の特色などを知り、大きな被害などが起きる前にどのような対策をしておいたらいのか学ぶことを目的に開催されました。講師からは、北方（きたかた）地域の地形がどのように地域に影響を及ぼすのか、大雨のときなど、地域住民としてはどのような対策をしておけばいいのかなどを話していただきました。講師の話、参加者からの質問や感想から、私は住民の知恵と力を防災力向上に生かすことが極めて大切だと思いました。全世帯に配布されている水害ハザードマップは浸水箇所が地図で示されて有効であると思います。小学校区単位で作成された地域防災カルテも本当によくできていると思いますが、全世帯に配布されているものではありません。この防災カルテ、知らない市民も多いようで残念です。子どもを含めてもっと分かりやすい、もっと具体的な自分の住む地域の危険箇所や地域特性などをまとめた副読本のようなものがあれば、防災への理解がさらに深まると思います。参加した市民の方からは、自分の住んでいる地域のことは住民の意見も取り入れてもらいながら、もっと分かりやすい副読本のようなものを作成することはできないか、市の職員に講師となってもらい、地域住民に副読本を基に講習会を開くなど地域住民と協働した取組ができないか、春休みや夏休みを利用して子ども、大人も共に学び合える企画ができないかなど声が寄せられています。

そこで、地域住民の防災学習の現状と今後の取組について伺います。

以上で初回質問を終わります。答弁をいただいた後、再質問を行います。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは安倍元総理の国葬に対する市の見解と対応についてお答えいたします。

安倍元総理の国葬儀につきましては、7月22日の閣議決定に基づき執り行うこととされたところであります。この国葬儀について、松野内閣官房長官は8月26日の会見で、今般の国葬儀の実施に当たっては、国民一人一人

に弔意を求めるものであるとの誤解を招くことがないように、国において閣議了解は行わず、国から地方公共団体や教育委員会等の関係機関に対し弔意表明の協力方の要望を行う予定はないと述べており、8月31日に行われた岸田総理の会見でも同じことが述べられました。このようなことから、現時点において、本市として対応を行う予定はございませんが、引き続き国や県からの通知やその他の動向について注視をしてみたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 私からは大項目2つ目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての(2)生活保護費の上乗せ支給について及び大項目5つ目、市民の通信手段の確保についての(1)大規模通信障害の市民生活への影響について、大項目6つ目、高齢者見守り支援についてお答えいたします。

初めに、臨時交付金と生活保護受給世帯に支給される生活保護費についてでございます。生活保護費は、対象となる世帯の人数や生活需要、居住する地域に応じて、最低生活費を国により定め、保障されております。コロナ禍における社会経済活動の停滞等により、一部の給与所得者の収入減少は見られますが、生活保護費について変動はありません。コロナ禍の影響による生活の困窮は、新しい生活様式に対応するための出費の増大など収入の減少以外にも考えられることから、コロナ禍により、生活に困窮する方に広く支給される様々な給付金について、例えば住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金など、これらについて、生活保護受給世帯もその対象となっております。このように、生活保護受給世帯はコロナ禍の影響による生活費の減少は見られないこと、生活に困窮する世帯に広く支給される給付金を受給していることなどを踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新たな支援を行うことを現段階では予定しておりません。近隣自治体においても、この交付金を活用して、生活保護受給世帯のみを対象とした物価高騰に対する支援を行う予定はないと聞いております。今後も社会状況の変化、県や近隣自治体の状況を注視していくとともに、生活保護の基準は国の定めによるところから、電気料金、ガス料金などの公共料金を含む物価高騰に伴う生活保護費の調整や、近年の夏の酷暑を考慮した新たな加算の設定などについて、国に対して機会を捉え、要望してまいります。

次に、大規模通信障害の市民生活への影響についてです。携帯電話が通じず、安否確認のために訪問を行った事例について、権利擁護や相談支援などを行っている市内15か所の高齢者サポートセンター及び2か所の基幹相談支援センターへくる、そのほか、市川市生活サポートセンターそら、中核地域生活センターがじゅまるに確認したところ、そのような事例は見当たらず、また、民生委員、児童委員の相談記録にもありませんでした。現在のところ、市としましては、そのような事例を把握しておりません。

次に、高齢者見守り支援についてです。本市の高齢者を対象とした緊急通報サービスにはあんしん電話設置等見守り支援事業と高齢者見守り支援事業の2事業あり、どちらも65歳以上の高齢者世帯などで利用できます。あんしん電話設置等見守り支援事業、これをあんしん電話と申し上げます。あんしん電話は平成18年4月から始まった事業で、緊急通報装置の非常ボタンを押すだけで24時間365日、市川市あんしん電話受信センターの保健師などの専門職と通話でき、体調不良などあれば、必要に応じて受診センターから救急要請をするものです。利用者負担額は、65歳以上の高齢者世帯の場合は月額418円となっております。また、利用する回線は東日本電信電話株式会社、NTTの固定電話回線のみとなります。

高齢者見守り支援事業については、令和2年10月から事業を開始したもので、緊急通報装置の非常ボタンを押すだけで24時間365日、民間警備会社と通話でき、警備員が自宅に駆けつけるとともに、必要に応じて救急要請いたします。また、ドアなどの開閉センサーに一定時間生活反応のない場合は自動的に警備会社に通報となり、

合い鍵を持った警備員の駆けつけによる安否確認を行います。そのほかにも看護師による健康相談、外出時の位置情報の追跡サービスなどもあります。利用者負担額は、世帯の状況に応じて料金区分を設けており、例えば市民税非課税世帯は月額1,026円となっています。利用する回線はN T Tの固定電話回線に限定せず、専用回線を引いて利用することを可能としています。

両事業の利用者数は、令和4年3月末時点において、あんしん電話は1,083人、高齢者見守り支援事業は96人、合わせて1,179人となっています。利用者の8割以上は独り暮らしの高齢者であります。市内の独り暮らし高齢者数に対しての両事業の利用率で申し上げますと、本市の独り暮らし高齢者は約2万2,000人であり、両事業における独り暮らし高齢者の利用者数は合わせて1,039人であることから、利用率は約4.7%となります。緊急通報サービスによる高齢者の見守り支援策の課題といたしましては、後期高齢者や独り暮らし高齢者の増加に伴い、見守り支援の潜在的なニーズは高いと考えられるものの、これに対し利用率は高いとは言えないことから、事業の周知への取組は重要と認識しております。今後、高齢者の暮らしの状況やニーズの変化、そして社会情勢の変化などを見極めつつ、さらなる支援策の普及に努めてまいります。

私からは以上でございます。

**○松永修巳議長** 二宮保健部長。

**○二宮賢司保健部長** 私からは新型コロナウイルス感染症についてのうち、(1)と(2)についてお答えします。

初めに、(1)新型コロナウイルス感染症対策についてです。感染症対策については、感染症法によって、県が主体となり実施しています。県では、日常生活や社会活動における感染リスクを下げることを目的として、無症状者に対する無料でのP C R検査と抗原検査を市内約40か所で実施しています。

なお、無症状の方のうち濃厚接触者については、千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターで抗原検査キットの無償配布を受けることができます。本センターでは、1日当たり最大2万人分を配布していることから、市での配布は行っていません。感染症対策の主体は県であることから、市で対応できることには限りがあります。第7波では、感染者がこれまでにない勢いで増えたことで保健所の業務量が急増しました。そこで県と協力し、感染症対策に当たるため、市川保健所に本市職員の派遣を行っています。

次に、(2)のワクチン接種についてです。山崎製パン企業年金基金会館の予約なし接種は、ほかの世代に比べ接種率の低い若い世代の方に接種を促す目的で実施しています。予約なしでの来場者は1日20人から40人程度で、開始1か月で約800の方が接種されています。このうち、20代から40代で約40%を占めており、当初の目的は達成しているものと考えています。また、予約することが困難、面倒と感じられる高齢者も来場しており、様々なニーズに応えることができ、当初想定していなかった効果もあったと考えています。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** 私からは新型コロナウイルス感染症についての(3)今年度の市内公立小中学校におけるコロナ感染状況と対応についてと、本市小中学校における情報セキュリティ対策についての2点についてお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスの感染状況についてです。今年度4月1日から8月26日までの期間における小中義務教育学校、特別支援学校の児童生徒感染者数は3,802人となっており、市内全児童生徒の12.2%の割合となっております。また、学級閉鎖数は同期間で92学級となっており、市内の学級数全体の8.6%の割合となっております。この中で5人以上のクラスターとなった学級は92学級のうち7校9学級で、市内の小中学校、義務教育学校、特別支援学校全体の0.8%の割合となっております。また、部活動において、同期間に5人以上のクラスターとなった部活動は7部であります。

本市の学級閉鎖の基準でございますが、陽性者が判明したクラスにおいて、その陽性者に加え、濃厚接触者や体調不良者が複数いた場合、上限3日間の閉鎖をまずは実施し、その3日間において新たな感染者が発生した場合に閉鎖を上限5日間に延長しております。最終的な閉鎖期間は、各学校の学校医の助言を伺いながら判断しておりますが、感染拡大防止に主眼を置いた学級閉鎖を行ったことにより、大きな感染拡大の防止にはつなげたものと認識しております。

続いて、本市小中学校における情報セキュリティー対策のうち、市川市の学校に導入している校務用パソコンのセキュリティーについてお答えいたします。

市川市の公立学校では校内LANという情報ネットワークシステムを構築しており、公務に関わる内容の管理等ができるように校務支援ソフトが導入されております。校内LANのセキュリティーですが、本市では、身代金要求型ウイルスであるランサムウェアの対策として、ウイルス対策や未知の脅威対策、ウェブのフィルタリング、感染端末の切断、データバックアップ、不正PC遮断のシステムを導入しており、不正アクセスの防止及び被害を最小限に抑えられるようになっております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** 私からは大項目、前市長が掲げた施策などの検証結果についてお答えいたします。

初めに、(1)いちかわ未来創造会議の検証結果についてです。いちかわ未来創造会議は、産学官の連携により先進的技術を活用して社会課題の解決を図り、便利で暮らしやすい町の実現を目指すものとして令和元年に設立いたしました。有識者で構成される代表会議では、いちかわ未来創造会議の運営に関するもののほか、社会実証実験のテーマやスーパーシティに関する協議、いちかわ未来創造会議の目的に賛同した民間企業とのワークショップ、市川市の社会課題の解決に向けた市内中学生、高校生からの未来のまちづくりに関する提案などについて議論を行いました。このように社会課題の解決に向けて、代表会議などを通じて有識者や民間企業などとの関係性が構築できたことは成果の一つと考えております。また、健康なまちづくりをテーマとして、研究者やスタートアップ企業による社会実証実験を実施いたしました。一部内容に変更が生じたものの、市川市を舞台に複数のスタートアップ企業が参加し、様々な実験を実施したことで、将来的に本市が多様な知見の集積地になれる可能性を見出せたものと考えております。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により社会実証実験の成果報告会が開催できなかったことを含め、当初の目的の一つであった、市民が先進的な技術などに触れる機会の提供が十分できずに、市民参加という点では不十分であったと感じております。また、社会実証実験は未来に向けたチャレンジを支援するものであり、成果に至るまではある程度の時間を要することから、市民生活に直接的かつ即効性のある成果を得ることができず、そのことを市民の皆様にご理解いただくための十分な情報提供や説明が不足していたものと考えております。

次に、(2)企画政策アドバイザーの検証結果についてです。企画政策アドバイザーは、制度の見直しや公共施設の更新などの際に過去の経緯や議論の過程も踏まえて判断する必要があることから、市長及びその補助職員に対し専門的な知識や経験などに基づくアドバイスをいただくため、平成30年7月に前市長が任命したものでございます。企画政策アドバイザーからの具体的なアドバイスにつきましては、前市長が直接受けたアドバイス以外に、私たち職員に対しては、災害時の支援協定の必要性や過去の治水対策、行徳地域の魅力向上や活性化に向けての具体的な事業の進め方、市職員としての心構え、組織横断的な検討、協議の必要性などのアドバイスがございました。このことにより、例えば民間団体などとの災害協定締結件数は54件に上り、令和元年の台風19号や台風21号に伴う大雨の際には避難者への食料を優先的に確保できたことなど、災害時の体制の強化が図られてきております。また、共生社会の実現に向けた啓発に関する助言により、社会福祉協議会や高齢者クラブ連合

会、障害者団体連絡協議会やボランティア協会などが参加した地域福祉フォーラムを開催したことにより、関係団体が連携した福祉コミュニティの構築といった意識が高まったものと考えております。さらに行徳地域では、町の魅力向上と地域の活性化のため、主に権現道の案内板の設置や本行徳公民館の改修などを行うとともに、地域の方々と行徳地域の再発見や愛着を醸成するためのマップを作成し、このマップは「広報いちかわ」にも掲載されております。

一方で、企画政策アドバイザーは非常勤特別職であるため勤怠管理を行う必要がないことから、スケジュール面において、本人の動向を把握できず、成果に対しての業務量の検証が困難であったことや、職員の知識や意識がどれくらい醸成されたのかなどを含め、市民の皆様にとって、企画政策アドバイザーを任用した成果や効果が見えにくくなったものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 私からは特設公衆電話と自衛隊機の飛行、防災学習についてです。

初めに、特設公衆電話についてです。災害時には携帯電話などが利用できない状況もあり、被災者が家族の安否確認をできる通信手段の確保は大切です。災害用の特設公衆電話は、被災者の確実な通信手段の確保を図るためNTT東日本株式会社に要請し、避難所となる施設に設置しているものです。この電話は、主に優先的に電話がつながること、無料で通話ができること、停電時にも使用できることといった特徴があります。本市では、この電話機を避難所となる小中学校に2台ずつ配備する計画で、現在、小学校38校に整備済みです。本年度中に全ての中学校と義務教育学校に整備する予定です。

次に、自衛隊の飛行についてです。本年2月定例会の答弁と趣旨は同じとなります。市民の方が不安を感じるということであれば相手方と調整したいと思います。できること、できないことがあると思いますが、できることは着実に実行したい考えに変わりはありません。

最後に、防災学習についてです。効果的に災害対策を進めるためには、自分の周りにどのような災害リスクがあるのかを知ることから始まります。本市では、小学校区ごとに防災カルテを作成し、市のホームページで公開しています。このカルテは、地区ごとの人口構成や建物などの概況をはじめ地震や風水害での被害想定を掲載し、災害による地域特性を紹介しながら防災上の課題を踏まえ、対策の方向性を示したものです。また、カルテにはマップを添付していて、自らの足で地域を歩き、避難場所や危険箇所を確認しながら必要な情報を書き込めるようになっていきます。このカルテを質問者が言う副読本と位置づけることができると考えています。地域での講習会で利用するなど、要望に応じていきたいと思っております。

以上です。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 それぞれ御答弁いただきました。ここからの質問は一問一答でお願いします。

最初に大項目、安倍元総理の国葬についてです。

再質問はしませんが、要望を述べさせていただきます。現時点では、市として対応を行う予定はないが、国や県からの通知等については注視していくとの答弁でした。日本共産党は、どのような通知があろうがなかろうが、市として、憲法に基づく毅然とした立場を貫くことを強く求めます。弔意の示し方は強制されるものではありません。憲法学者などは、国葬そのものが弔意の強制で、憲法19条の思想、良心の自由を侵害することになり、憲法違反との見解を示しています。政府は、国葬の費用は予備費を支出すると言っていますが、予備費は大規模災害など、不測の事態に充てるべき経費です。

9月2日、国葬問題での野党国対ヒアリングが行われ、その概要が報道されました。ヒアリングでは、警備費を含めると、経費総額は2019年10月22日に行われた現天皇の即位の礼経費の約90億円を上回り1,000億円を超えると、そのような予想が警察庁のOBから指摘されているとし、約100億円かかる可能性はあるのかなどの質問が出されました。その質問に対して政府の担当者は、国内外を含めた警護を要する要人の数が固まっていないとし、経費の総額は国葬実施後に明らかにすると述べるだけでした。葬儀の直接的費用の2億5,000万もいかなものかという意見もありますが、それどころではない、100億円にまで膨らむ可能性のある巨額経費を国葬に使う可能性があるのです。今日、物価高騰に苦しむ厳しい生活を強いられている国民の税金から巨額の支出をすることに賛成できないとする世論が高まっているのは当然だと思います。市としても、この世論をしっかりと受け止めていただくよう強く求めます。

次に、大項目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、生活保護費の上乗せ支給についての再質問です。

今回の交付金を活用して新たな支援を行うことは考えていない、近隣自治体の例もない、県からの特段の指示もないとの答弁でした。大変残念です。原資がないならともかく、この9月補正が通った後にも年度内に執行できる残高が一定額あるわけです。私がどうして生活保護費の上乗せ支給にこだわるのか、少し話をさせていただきます。

1951年、生活保護制度で、冬場は光熱費などの増加需要に対応するものとして冬季加算が創設されました。約10年前から、夏場に電気代などの光熱費の負担が増加するので夏季加算が必要だとの声が各方面から上がっていました。その声に対して厚生労働省は、調査では夏季の光熱費は増えていないと、夏季加算創設に否定的な態度を取り続けてきています。この厚生労働省の調査結果を検証するために、埼玉県内の生活と健康を守ろうと活動している市民グループが行った調査結果が新聞に掲載されていました。その記事によると、夏場の電気料金が冬場の電気料金とほとんど変わらないとの調査結果が示されたとのこと。厚生労働省がどのような調査をして夏季の光熱費が増えていないとの結果を出したのか、大いに疑問を感じます。

近年の異常気象の影響によると考えられる酷暑、猛暑でエアコン使用などの光熱費が夏場に増えることは誰が考えても明らかです。この酷暑の中、電気料金の値上げでエアコンの使用を控えて我慢の生活をしているとの悲痛な声も聞かれます。市からは、近年の体温にも迫る気温上昇を示す酷暑を考慮した新たな加算の設定などについて、機会を捉えて国に要望していくとの答弁がありました。どのような機会があるのでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

生活保護法を運用する際の国の具体的指針である保護の実施要領の改正について、千葉県を通じ、国に対して意見を提出できる機会などがございます。こういった機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。要望し、まとめたと思います。生活保護費が2013年、2018年に連続でマイナス改定され、支給額が約1万円引き下げられました。生存の権利すら脅かされていると、全国で新生存権裁判――母子加算だとか高齢加算の廃止のときに生存権裁判があったんですが、今、新しい生存権裁判が取り組まれています。憲法25条は、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国は社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと、国民の権利と国の義務をうたっています。千葉県を通じ、国に対して意見を提出できる機会には、この憲法25条を基本に夏季加算の創設、生活保護費の増額を求めていただくことを要望してください。そして、今回のこの地方臨時交付金活用での生活保護費の上乗せ実施を再度検討

していただくことを重ねて要望し、この質問は終わります。

次の大項目、新型コロナウイルス感染症について、(1)の新型コロナウイルス感染症対策についての再質問です。

保健所業務が限界に達しているため、負担軽減を図るために様々な対応をしていると報道されています。市川保健所も例外ではなく、市の職員を派遣しているとありましたが、どのような職種で延べ何人派遣しているのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

1日当たり事務職2名、保健師または看護師2名の合計4名を派遣しています。事務職は、主に感染者に関するデータ入力作業を行い、保健師及び看護師は重症化リスクのある感染者の健康状態の聞き取りを行っています。8月末時点で延べ108人を派遣していますが、9月からは1日の感染者数が300人程度となったことから、保健所からの申出により一時休止しています。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。まとめます。これまでも市川保健所に市の職員を派遣してきています。市の業務も多忙な中、職員を派遣するのは大変なことかと思えます。効率性を考えるならば、本市の感染者については、本市の職員がチームを編成して対応できないでしょうか。県と市の連携や責任領域を明確にして新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただくことを要望します。

次に、(2)コロナワクチン接種について再質問をします。予約なし集団接種会場の設置の効果が見られていることを理解しました。しかし、初めての試みで課題もあるかと思えます。どのような課題があるか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

課題としましては、短時間で多くの方が来場された場合、時間を調整する必要があること、1日の接種数には上限があるため、来場されても接種できない場合があること、ワクチン接種希望者数が把握できないことからワクチンの準備が難しくなることなどがございます。このような課題はありますが、現在まで来場された全ての方に接種することができております。今後も市民ニーズを踏まえ接種を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。要望し、まとめます。予約なし集団接種会場の運営は接種を受ける側の利便性が優先されますので、提供する側からすると様々な不確実性がある中での対応になります。ワクチン接種自体は市の役割ですが、国、県の指示が基本にありますので、課題も多いと思えます。

そうした中でも、市が市民の声を聞き、要望に応え、努力と工夫を重ねていることを示していくことが大切だと思います。そのためにも、この予約なし集団接種会場の役割を終えるまでは混乱や事故が起こることがないように、期待を裏切ることがないように、体制をしっかりと整えて運営を継続していただくことを要望します。

次に、(3)今年度の市内公立小中学校におけるコロナ感染状況についてです。市内の学校の感染状況と対策については理解しました。感染拡大防止に主眼を置いた学級閉鎖基準を行ったことで大きな感染拡大の防止につながったことも理解しました。一方で特別支援学校、特別支援学級では、マスク着用が困難だったり、大きな声を出したり、感染リスク回避を優先するのであれば、しないほうがいいかと思われるようなスキンシップも大事なコミュニケーション手段である場合もあります。個別的にも集団的にも通常学校や通常学級とは異なる支援が必

要かと思えます。標準的な感染対策を講じることが困難な、支援を必要とする児童生徒の感染状況及び感染対策について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 特別支援学級と特別支援学校の児童生徒の感染状況についてお答えいたします。

今年度4月1日から8月26日までの期間、特別支援学校の児童生徒の感染者数は21人で、全校児童生徒数の12.2%、特別支援学級の児童生徒の感染者数は55人で、市内特別支援学級児童生徒全体の9.2%の割合となっております。感染の割合的には、通常学級の児童生徒との差は見られておりません。

特別支援学校、特別支援学級の児童生徒の感染対策についてでございますが、通常の児童生徒同様にマスクの着用、黙食、換気等を徹底するほかに、床に足形のシールやテープを貼って間隔を空ける補助をするなど、視覚的、感覚的に対応できる取組などの支援を実態に応じて行っております。また、児童生徒には、教職員より感染対策の必要性や方法を分かりやすく伝えるなど、一人一人に応じた支援を心がけて対応に当たっております。保護者に対しましても、学校で行っている感染対策をしっかりと伝え、連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。もう1点伺います。学校内での様々な工夫や努力はうかがえましたが、その努力の結果として、感染割合で通常学校や学級との差が出ていないのだと思えます。支援を必要とする児童生徒の教育に従事されている教職員の努力に感謝を申し上げます。

学校内の工夫や努力については伺いましたが、学校の外、例えば須和田の丘支援学校のスクールバス内での感染対策はどのようになっているのか伺います。

バスの換気や座席数と乗車数割合、密が回避できているのか伺います。

感染対策などのためにも、分散乗車を目的にバスの台数を増やすことはできないのか伺います。

専門家からは、夏休みが終了して2学期が始まってから感染状況がどのように推移するのか、注視していく必要があるとの意見が出されています。今後の感染対策の取組についても伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、須和田の丘支援学校のスクールバスの感染症対策についてお答えいたします。

児童生徒が窓から顔や手を出せないように安全配慮を行った上で、常時、窓開け換気を行っております。また、運転席後部にはビニールシートを下げ、児童生徒と運転手が直接接触しないように飛沫飛散防止の感染症対策を行っております。現在、スクールバスの利用者が増加しており、送迎コースによっては補助席を利用するなどの過密状態が生じているところでございます。この過密状態の解消対策として、スクールバスの増車を図るため、本年度、バス調達の入札を行いました。2度の不調となりました。そのため、バスの借上げと運転業務を併せた委託での対応へ変更することとし、本9月定例会において補正議案を提出しているところでございます。

続いて、9月からの感染対策への取組についてお答えいたします。

8月下旬より児童生徒の感染者数は幾分減少傾向ではございますが、9月から学校が再開されたことに伴い、感染の拡大が懸念されます。学校の教育活動につきましては、校長会連絡協議会と教育委員会で策定した新たな学校生活スタイルガイドラインに沿って共通理解を図りながら進めているところです。2学期の開始に当たり、このガイドラインに大きな変更はありません。陽性者が出た場合については、チェックリストを用いて感染リスクの高いものを把握するなど、感染拡大防止の徹底を図ってまいります。学校での感染対策については、これか

ら子どもたちが楽しみにしている修学旅行などの行事も多く予定されていることから、手洗い、換気、黙食などの基本的な対策の徹底と状況に応じた個別適切な対応を取ることによって、学校での学びが継続できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。児童生徒へのきめ細かな感染対策の実態を聞かせていただきました。とりわけ障がいのある児童生徒が新型コロナウイルス感染症対策を理解できるように、私もこのテーマを取り上げたテレビ番組を見る機会がありました。子どもに不安や混乱を生じさせないように、学校と家庭で同じような対応をすることが求められる。そのために、これまで以上に情報交換し、そして成功例を共有している、そのような内容でした。本市でもそのとおりのことが実践されているのだと理解しました。しかし、現場の努力にも限界があります。特に須和田の丘支援学校のスクールバスの過密状態の解消対策としての増車が実現するよう願って、私どもも努力してまいりたいと思います。

この質問を終わります。

次に大項目、前市長が掲げた施策の検証結果、(1)いちかわ未来創造会議の検証結果について再質問です。

御答弁いただきましたが、やはり無理があるように聞こえます。市の解釈では将来に向けた投資のようですが、市民生活の目線では、そんなことをやっている余裕はどこにもありません。この取組は、率直に言わせていただきますと、やはり無駄だったのではないのでしょうか。もう一度伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

この取組の全てが市民生活に直ちに効果があるものではないからといって、そのための情報提供が不十分であってはならないことであると認識しております。持続可能な町を実現するために、将来を見据えた取組は必要な視点ではございますが、今後は市民の皆様への情報提供や御説明を十分に行った上で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 再度伺います。今後はこのような市民の理解を得られない事業を行わないと、市民に対して明確にすべきではないかと思えます。市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市の社会課題の解決のため、産学官や民間企業との連携や先進的な技術の活用は今後も必要となるものと認識しております。これから将来必要となる様々な施策を行う際には、これまでの検証結果を踏まえ、しっかりと市民の皆様を理解を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。私も将来を見据えた取組を否定するものではありません。しかし、村越前市政では、そのやり方が強引な上、市民とかけ離れたところで進められており、ひど過ぎました。今後はそのようなことはないと思いますが、健康で安心して暮らせる持続可能な町を目指して、しっかりと市民目線で取り組んでいただきたいと思います。

次に、(2)企画政策アドバイザーの検証結果についての再質問です。

答弁を伺いましたが、こちらも未来創造会議の検証結果についてと同様、無理があるように聞こえます。過去に設置したことがないが、どうしてもアドバイザーは必要だと、あれだけおっしゃってきたわけです。今、アドバイザー不在で、さぞかし職員は大変な思いをされているのではないかと、必要となるアドバイスはどうやって得ているのかと、大変気がかりです。

そこで、アドバイザー不在の中、どのようにされているのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

制度の見直しや新たな施策を進める上で過去の経緯や議論の過程、地域特有の課題などを把握することや、職員として組織横断的に取り組む姿勢については、引き続き参考にしていきたいと思いますと考えております。また、新たな施策を進めるためのアドバイスにつきましては、6月定例会で御承認いただきましたデジタル地域通貨推進参与のように、外部の専門家を招き入れ、専門的なアドバイスなどをいただいているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 もう1点伺います。今回、6月に続いて政策参与2名を補正予算に計上していますが、企画政策アドバイザーと政策参与は何が違うのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

企画政策アドバイザーは、行政運営に関わる全ての事務を対象としてアドバイスをいただいておりますが、政策参与は、必要となる分野に特化した専門的なアドバイスをいただくために任用するものでございます。その点では、御指摘をいただいております実績や効果について、分野専門的な知見を踏まえて市民の皆様に分かりやすくお伝えできるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。様々な人の意見を聞きながら、やることを否定するわけではありませんが、企画政策アドバイザーは勤務形態や成果など、市民から見ると全く不透明であり、見過ごせるものではありませんでした。新たに設置される政策参与については、市民目線で成果が目に見える形になるよう期待します。

次に、大項目、市民の通信手段の確保についての大規模通信障害の市民生活への影響についての(1)の再質問はありません。答弁を伺って、特に問題がなかったようで安心しました。そして、様々な方面に問い合わせしていただいたようで、ありがとうございました。携帯電話しか持たない自宅療養者などで、携帯が繋がらず安否確認ができない場合はどのように対応するのかなど、ガイドラインやマニュアルができてはいるはずですが、支援する側同士の連絡手段に支障を来した場合なども想定しなければなりません。想定外のことを想定するのは困難ですが、何が起こっても命を守るために優先すべきは安否確認です。そのため人員を確保し、バックアップのシステムを含め相互支援体制を構築していくことを要望します。

次に、(2)本市の特設公衆電話の設置についてです。

再質問します。本市に特設公衆電話を小学校と中学校に整備することは理解しました。ほかの公共施設である公民館等にも整備が必要であると考えますが、市の考えを伺います。

また、来年度の計画について考え方があれば、併せて伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 今後、NTT東日本株式会社と調整の上、進めていきますけれども、公民館などへの配

備について考えていきます。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。公民館等への整備を進める考えであるとのことでしたが、災害はいつ襲ってくるか分かりません。ぜひ公民館等への設置を計画的に速やかに進めていただきたいと思います。全ての避難所に特設電話が設置されれば市民も安心すると思います。特設電話が設置されている避難所と設置されていない避難所があるのは市民の混乱を招きかねません。私は公衆電話が減ったことについて調べていく中で、この特設公衆電話にたどり着きました。大規模な自然災害、首都直下型地震への備えなど、大切だと思っても自力ではできない備えの一つがこの通信手段の確保です。

また、帰宅困難者の受入れ施設も避難所と同様の役割が求められると思います。特設公衆電話の存在を市民に広く知らせる取組も併せてお願いして、この質問項目は終わります。

次に大項目、高齢者見守り支援についての再質問です。

市内の独り暮らしの高齢者の約2万2,000人に対して、あんしん電話、高齢者見守り支援事業の利用者数は合わせて1,039人で、利用率は4.7%とのことでした。部長からも、利用率は高いとは言えず、事業の収益への取組は重要と認識する、さらなる普及に努めていきたいとの答弁がありました。私も、この利用率の低さに驚きました。私が訪問看護に従事していたとき、市外に住んでいる息子さんが見守り目的で母親の家の数か所に防犯カメラを設置していたり、認知症の父親にGPSをつけて追跡している息子さんの事例がありました。公的支援につながる事業を知らない方は多いのだと思います。

そこで、高齢者見守り支援の周知を、具体的に何をどのようにしていくのか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

現在、「広報いちかわ」に記事を掲載するほか、市公式ウェブサイトや介護サービス事業者ガイドブックなどにサービスの内容を掲載しております。また、高齢者サポートセンター、ケアマネジャーや民生委員の方々へもサービス概要を周知しております。今後は市公式ウェブサイトを分かりやすくするなど工夫し、さらに自治会を通しての周知や、例えば高齢入居者の賃貸借契約の際に案内いただくなど、民間事業者に周知のお願いを検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 もう1点伺います。どれだけ有能なものか理解しても、利用料金が発生することで利用をちゅうちょされる方もいると思います。それが普及の妨げになってはいないでしょうか。

そこで、高齢者見守り支援の利用料金は利用者の負担になっていないか、新たな助成を導入できないか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、それぞれのサービスで世帯の状況に応じた料金区分を設けております。今後は利用者アンケートなどを行い、要望などを把握してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。独り暮らしの高齢者の方が、これは命綱だとおっしゃって、あんしん電話の

ペンダントを握り締めていたのを思い出しました。高齢者見守り支援事業は、まさに高齢者の命綱となっている事業です。アンケートを実施し、利用者からの声を受け止め、新たな助成制度での負担軽減を図り、必要としている全ての高齢者に命綱が行き渡るよう事業の拡充を求めます。

次に大項目、本市小中学校における情報セキュリティの問題です。

再質問です。不正アクセスを防止するシステムがあったとしても、不正アクセスでシステムが止まってしまうことが全くないとは言えないのではないのでしょうか。そのような場合にはどのように対応するのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 不正アクセスにより校内LANシステムが止まってしまうことが全くないとは言えません。校内LANシステムは、現在のウイルス対策ソフトでは発見されない新しい不正ウイルス対策として、端末に入ってきた不審なメールや端末の不審な操作などから異常を検知するシステムが導入されています。不審なアクセスがあった時点での対応が可能であるため、ウイルスが侵入しにくい構成となっています。万が一に備えては、ウイルスに感染した端末を速やかにネットワークから隔離して被害の拡散を防止するとともに、毎日保存しているバックアップデータにより隔離した端末の前日までのデータが残るようにして、学校の業務に支障が出ない対策も講じています。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 もう1点伺います。様々なシステム、対策を講じて、ウイルスの脅威は日々変わってきています。何か未知の不正アクセス対応のため、システムを新しく入れる必要はないのかどうか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 他市の事例のような新たなウイルスの攻撃などを認識した場合には委託業者と連携を取り、校内LANシステムで同じような事例が発生しないか、調査や点検、確認を行っています。また、最新のウイルス等の脅威に対応できるような保守の業務委託を行っておりますので、サポートができていない未知のウイルスなどが発見された場合でも、業務委託内において修正プログラムなどにより対応が可能のため、その都度新しいシステムを構築する必要性はありません。しかし、現在のシステムで全く対応できないような状況が起きた場合には、市川市情報セキュリティインシデント対応フローに従い、関係課に協力をいただきながら被害を最小限になるような対策を立て、学校での業務に影響が出ないよう取り組んでいくこととしています。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。行政が保有する個人情報に常に狙われているとの緊張感を持ち、万全の対策を講じることが求められます。まして子どもに関わる情報の漏出やウイルス感染被害は絶対にあってはなりません。他市の事例だからと傍観者にならず、本市の校内LANシステムの厳重管理を要望して、この質問項目を終わります。

次に大項目、市内上空における自衛隊機の飛行についての再質問です。

これまで市は自衛隊機の飛行に関して、飛行目的などの事前の情報を受けて、その情報を市民に周知したことがあるのかどうか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 平成28年10月及び平成30年10月に陸上自衛隊朝霞訓練場で中央観閲式が行われた際に、本市の上空を航空機が通過することについて事前の連絡があったことから、飛行情報等を市民の方にお知らせした経緯はあります。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。9月4日、東京新聞は、C V-22オスプレイ、米軍が飛行再開へ、不具合の根本解決は先送りとの見出しで、8月16日から安全確認のため、全機地上待機させていた米空軍の輸送機C V-22オスプレイの飛行再開の記事を掲載しています。構造的問題は未解決、事故原因も不明のままの飛行再開です。自衛隊はこれを受けて、木更津駐屯地に暫定配備されている輸送機V-22オスプレイについて、地元との調整が整えば飛行再開するとの考えを示しています。防衛省が位置づけている地元は本市は入っていないと思われます。しかし、実際に本市の上空をオスプレイが飛行しているのですから、影響がないわけではありません。初回質問に対して、市民が不安を感じるというのであれば相手方と調整したいと思います、できることは着実に実行したい考えであるとの答弁がありました。船橋市、八千代市、習志野市と情報共有をしながら市民の安心と安全を確保していただくことを強く求めて、この項目は終わります。

次に大項目、防災の取組についての地域住民の学習の問題です。

再質問します。小学校区ごとに防災カルテが作成され、ウェブ上で公開されていますが、残念ながら認知度が低いように思います。市では、この防災カルテを副読本と位置づけることができると考えているとのことですので、そうであればもっとPRすべきだと思いますが、周知方法について市の考えを伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 以前も申し上げましたけれども、防災対策について、ここまでやればもう十分だというような考えは一切持っておりません。PR不足ということであれば、それは受け止めていきたいと思っています。現在、地震の被害想定を見直していますので、その公開に合わせてカルテもバージョンを少し上げて、そのタイミングで周知を新たにしていきたいと、そういうふうを考えています。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 もう1点伺います。防災をテーマにしたテレビ番組では、地域住民参加のワークショップや子どもたちが住民と一緒に避難経路を確認したりするなど、様々な取組が紹介されています。小学校区ごとの防災カルテになっているわけですから、小学校区ごとに市と地域住民の協働で防災学習会の開催を計画する考えはないのか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 防災の講演会、地域の要請によって受け入れているわけですが、カルテを使って地域の状況を自分たちの足で見て回る。私たち、それを防災ウォークというふうに呼んでいますけれども、防災というのはやっぱり楽しみながら、自分の身に技術をつけていくことが必要だと思っていますので、要請に応えていきたいと、そういうふうにあります。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。まとめます。北方（きたかた）地域の皆さんと地域特性を踏まえた防災学習会に参加したわけですが、鬼高地域の皆さんからも多くの要望が寄せられています。鬼高地域は道路冠水の被害多発地域です。豪雨のときには土のうの要望があり、地域の皆さんと土のうステーションウォッチングをしました。また、先般のひょう被害の実態を確認するために地域を一緒に回りました。ひょう被害は屋根、雨どい、ベランダの屋根やカーポートの屋根などに多く見られました。地域住民の皆さんは、水害の体験はあっても、ひょう被害の大きさには驚かされたと言っています。足場を組んでの修繕工事になり、多額の工事費用がかか

ったかと思いました。保険に加入していない方は途方に暮れていました。これらの体験を出し合いながら、水害やひょう被害から家屋や身をどう守るのか、学習しましょうとの声も上がっています。北方（きたかた）地域の学習会を準備した方は場所の確保、講師の依頼、住民への案内など、大変だったようです。要望があれば職員を派遣し、地域の学習を支援していくとの御答弁は大歓迎です。市民の命と暮らしを守るために、これからも力を尽くすことを表明して日本共産党の代表質問を終わります。

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、やなぎ美智子議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 大変申し訳ございません。先ほどの質問で、安倍元総理の国葬の費用について約100億円と申し上げるところ、1,000億円と言ってしまったということで、大変申し訳ございません。議長におきましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

代表質問を継続いたします。

質問者、自由民主党、細田伸一議員。

〔細田伸一議員登壇〕

○細田伸一議員 会派自由民主党の細田伸一です。通告に従いまして代表質問を行います。

大項目の1番目、塩浜学園校舎等取壊し工事における入札について。

7月28日の報道によれば、市川市発注の公共工事をめぐる入札妨害事件で、市川市が入札を公告した後、公告を取り下げ、条件を変更して再び公告をしていたことが関係者への取材で分かった。県警は、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕された村越祐民前市長の後援会関係者で押切裕雄容疑者らが、工事を請け負った建設会社浅沼組が応札できるよう、市側に変更を働きかけた可能性があると見て調べを進めている。捜査関係者によれば、県警は26日に村越前市長を任意で事情聴取をした。関係者によると、市川市の市立義務教育学校塩浜学園校舎などを取り壊す工事の入札をめぐっては、2020年3月13日の公告時には、解体工事の実績がある監理技術者を置くと条件が記されていた。しかし、翌14日に公告は取り下げられ、17日に再び公告された際は、解体工事の実績があるとの条件は削除されていたとの報道記事が出ております。

続いて8月17日、千葉日報では、市川市発注の公共工事で入札情報を業者に漏らしたとされる事件で、千葉地検は16日、公契約関係競売入札妨害の罪で不動産会社役員、押切裕雄容疑者ら3人を起訴した。地検によると、押切被告は事件当時、市川市長だった村越祐民氏の私設秘書として活動しており、業者に漏らした入札情報は村越氏から入手していたとの記事が掲載されました。

さらに8月30日の東京新聞では、千葉県市川市の公共工事をめぐる入札妨害事件で、前市長の村越祐民氏の私設秘書ら3人が公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。千葉地検の起訴状には、工事の予定価格など、市川市長として同市の業務を統括していたXから事前に入手したとの記述がある。Xは今年4月まで市長だった村越氏にほかならない。入札に関わる秘密情報を持ち出しながら立件が見送られた理由とは、起訴状の謎を追ったとの記事が掲載されました。

このほかにも多くの新聞報道がなされたことは皆様御存じのとおりです。このような報道から、市民からは、

市が組織ぐるみで不正を行っているのではないかと心配する声も届いております。このような報道を踏まえ、何点か質問いたします。

- 1、株式会社浅沼組による市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事を落札するまでの経緯について伺います。
- 2、公告した後、公告を取り下げ、条件を変更して再び公告を行っていますが、その理由を伺います。
- 3、当該案件の技術評価点の採点方法を伺います。
- 4、本市における低入札調査基準価格を下回る落札事例について伺います。
- 5、当該案件の本市にもたらす損害はどのように捉えているのか伺います。
- 6、本入札における情報漏えいに対する市の認識について伺います。

次の大項目、本市の平和事業についてです。

毎年夏になると、日本国内各地で平和に関するイベントが行われます。ロシアによるウクライナ侵攻を受けたせいか、人々の平和を願う思いはより高まってきており、千葉県内においても、慰霊祭、追悼式、献花式等、例年以上に多くの行事が行われたように思います。本市においても、平和パネル展、追悼式、献花式、8月31日に終了した平和展と、多くの式典行事が行われました。私も、市が行う平和関係の行事に極力参加してまいりました。8月初旬のアイ・リンク展望施設のパネル展は例年よりも参加者も多く、人々の平和への関心が高いことの表れだと感じます。また、ファンクションルームでの献花式にも2日間で300名近い市民が献花に訪れたと聞いています。個人的な印象ですが、いつもより心の込もった気持ちのある平和事業だったのではないかと感じております。

そこで、既に上半期が過ぎようとしている中で、まず(1)として、この半期の取組の総括について伺います。

(2)、今後の取組について伺います。以前も質問したことですが、北方領土、竹島、東京大空襲などを想起させる時期、これは年明けになりますが、市民に啓発を行ったり、専門の学芸員をお招きして、北方領土について説明いただくような取組も視野に入れていいのではないかと感じます。取組について伺います。

(3)、平和の折り鶴事業における折り鶴の意味についてです。日本では、鶴は古くから長寿の象徴とされ、江戸時代には安全祈願として庶民の間ではやっておりました。この折り鶴が非核平和の象徴となっているのは、被爆した佐々木禎子さんが病気の治癒を願って毎日鶴を折っていたということに由来していると言われております。しかし、昨今では折り鶴イコール平和、非核という意味だけが独り歩きしているように感じております。本市における平和の折り鶴事業は、先人たちが育んだ折り鶴の文化とどのように関連づけているのか、見解を伺います。

次に、日章旗の返還についてです。

本市は8月16日、同市からさきの大戦に出征し、令和2年12月に老衰で亡くなった松丸泰介さんの日章旗を長男の裕一さんに返還しました。返還式には、裕一さんやその家族、田中甲市長らが参加。日章旗は17日と23日から31日、市川市役所第1庁舎1階で行われる戦没者追悼行事と平和展で展示される。これは新聞記事の一部の抜粋ですが、私もこの返還式に立ち会わせていただきました。77年の時を経て、また国を越えた人々の温かい思いに導かれた、まさに歴史的な瞬間だと言わざるを得ません。この歴史的にも貴重な日章旗の返還はいつ、どのようにして実現の運びとなったのでしょうか、その経緯を伺います。

次に、戦争など諸般の事情により、卒業式が執り行われなかった卒業生への対応です。

昭和20年3月といえば東京大空襲が顕著な例ですが、米軍による本土爆撃が激しくなってくる頃です。東京だけでなく、関西も大きな被害を受けました。以下、西宮市で空襲を受けた方の証言です。昭和20年3月13日夜、B29爆撃機や300機の集団で大阪方面に攻めてきました。大阪大空襲です。爆弾と焼夷弾で大阪市中心部は破壊され尽くしました。大阪市外は一晩中燃えていました。電車も真っ黒焦げです。中略。先生は卒業証書を胸に抱

いたまま待ち続けましたが、卒業証書をもらいに来た子は1人もいませんでした。夕方になり、夜になりました。それでも待ち続けました。昭和20年3月14日の卒業式は戦火の中に消えてしまったのです。これは西宮市での出来事ですが、市川市にも空爆被害が出ております。校舎自体が直撃を受けたかどうかは不明ですが、戦禍の混乱の中、卒業式が執り行われなかった学校もあるかもしれません。

当時の義務教育課程、つまり市内小学校の卒業式の実施状況と、在籍していた卒業生への対応について伺います。

次に、県が実施した国民保護訓練への参加機関との連携について。

報道によれば、県は8月26日、日本周辺での有事を念頭にした国民保護訓練を初めて実施した。ロシアのウクライナ侵攻や緊迫する中台関係を受け、県民の安心、安全の確保に向け、国民保護法に基づく手順を確認する必要があると判断した。図上で行われた訓練には、防災危機管理部の職員ら30人以上が参加。災害時とは異なる状況での情報収集や発信、避難誘導などを体験したとのこと。国民保護法通則第3条の「国、地方公共団体等の責務」の項では、「地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において、関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。」、「指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。」、「国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。」等々、有事における各機関の果たす役割が明記されております。

確かに現段階では、ウクライナのように、本市にミサイルが落ちてくる可能性は低いでしょう。とはいえ、国際世論を無視して大国が隣国に対し平然と武力攻撃する事実が今現在あるわけですから、本市においても何らかの備え、訓練をするべきであると考えます。本市の考えを伺います。

最後に、マイナンバーカードの健康保険証利用と医療費の関係についてです。

現在、国を挙げてマイナンバーカードへの移行登録を促しております。マイナンバーカードに移行することで生活が便利になるということですが、医療機関での診療の際、保険証の代わりにマイナンバーカードを提示すると便利になるどころか、逆に診察料が上がってしまうという、にわかには信じられないことが起きているようです。このような逆転現象が何で起きているのか、本市におけるマイナンバーカードの健康保険証利用と医療費の関係について伺います。

以上、初回質問といたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは塩浜学園校舎等取壊し工事における入札についてお答えいたします。

初めに、(1)株式会社浅沼組による落札までの経緯についてです。市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事については、入札方法を総合評価一般競争入札として令和2年3月13日に公告をしましたが、翌14日に同公告を取り下げ、入札要件を見直した上で同月17日に再公告を行ったものでございます。同年4月24日に開札を行い、株式会社浅沼組千葉営業所が4億3,670万円で落札しております。

なお、今回の入札額は低入札調査基準価格を下回っていたため低入札価格調査を行い、当該事業者を落札者として決定したものでございます。

次に、(2)入札参加資格要件の変更についてですが、変更の内容は専任技術者の実績要件を削除したもので、

その理由につきましては、捜査に関わる事項であるため、答弁は差し控えさせていただきます。

次に、(3)技術評価点の採点方法についてです。このたび採用した総合評価一般競争入札は公共工事の品質確保の促進に関する法律にのっとったもので、価格だけでなく、技術力を評価し、請負者として最も優れた企業を選考する手法でございます。本件は解体工事のため、技術的な対応能力として、施工中の環境面の対策方法及び安全面の対策方法に関する技術提案を求め、価格と技術評価点を総合的に評価しております。そこで採点のプロセスといたしましては、まず、入札参加者から提出された技術資料を発注担当課が評価いたします。その評価内容を関係部の次長で構成する総合評価審査委員会で評価し、さらに学識経験者の意見を添え、副市長を会長とする建設工事等請負業者資格審査会において審査を行うなど複層的な審査を重ね、その結果を市長に報告しております。

なお、審査の過程においては、事業者名が分からないよう措置をすることで恣意性を極力排除し、公正なプロセスの確保に努めてきたところでございます。

次に、(4)本市における低入札調査基準価格を下回る落札事例についてです。平成31年4月から令和4年7月末時点の実績では、低入札価格調査の実施案件は16件あり、このうち塩浜学園校舎等取壊し工事については、低入札調査基準価格との差額は最大であったものの、対予定価格率では低いほうから5番目となっております。

なお、本入札案件についても、通常低入札価格調査と同様に入札時の積算額を精査し、契約内容に適合した履行が可能かを審査した上で契約に至ったものでございます。

次に、(5)当該案件の本市にもたらす損害でございますが、今後の公判の行方を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

最後に、(6)情報漏えいに対する市の認識についてです。一般論として、入札案件における情報漏えいは入札談合等関与行為防止法に抵触する極めて重大な問題であると認識しております。本件については、報道機関による報道によれば、本件被告人が前市長から入札に関する情報を入手したとされておりますが、これから公判が開かれる現段階においては、このことに関する答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは平和事業に関する3点の御質問にお答えいたします。

初めに、上半期に取り組んだ平和啓発事業の総括についてであります。上半期の平和啓発事業につきましては、原爆投下日や終戦記念日である8月に集中して行いました。まず、7月には例年同様、平和の折り鶴事業として、市民の皆様から寄せられた千羽鶴約20万羽をメディアパークで展示した後、8月に行われる広島、長崎の平和記念式典に送呈をいたしました。今年はウクライナ情勢もあり、市民の皆様のこれまでにない平和を願うお気持ちの表れと思われませんが、例年に比べ約8万羽多く折り鶴が寄せられました。また、アイ・リンクタウン展望施設で毎年実施している原爆関連展示事業では、今年が沖縄の本土復帰50周年に当たることから、併せて沖縄戦関連の展示も行い、被爆者による被爆体験講話に加え、沖縄戦取材した市内在住の写真家によるギャラリートークを行いました。いずれも被爆や沖縄戦の実相に迫る内容であったことなどから、連日満席で延べ100名を超える参加者があり、今後も継続を望むとの感想をいただくなど、大変好評でありました。これらに加え、戦中戦後に使われていた日常生活用品や、アメリカで発見され、出征された方の御遺族に返還された日章旗を展示する平和展を開催するなど、これまでにない平和啓発事業を行うことができたものと考えております。

次に、今後の平和啓発事業の取組についてであります。今後の取組といたしましては、10月に笑いを通して平和を再認識する平和寄席を、12月には人権と平和に関するヒューマンフェスタを開催する予定であります。いずれの事業も、昨年度はコロナ禍により実施をいたしませんでした。今年度はしっかりと感染症対策を講じて開

催する予定であります。また、併せて市内小中学生の平和への思いが込められた力作を展示する平和ポスター展を開催し、入選作品をカレンダーにして配布する予定であります。加えて8月には、学識経験者や平和推進団体関係者、教育関係者から成る平和啓発事業検討協議会を立ち上げました。この協議会から平和啓発事業の在り方等について御意見をいただき、本市の平和啓発事業をより効果の高い広がりを持ったものにしていきたいと考えております。

最後に、平和の折り鶴事業における折り鶴の意味についてであります。折り鶴が非核、平和の象徴となったのは、広島で被爆し、白血病で亡くなった佐々木禎子さんが鶴を千羽折ると願いがかなうとの言い伝えを聞き、自らの快癒を祈って1,300羽以上の鶴を折り続けたという史実に由来すると言われております。彼女をしのんでつくられた広島平和記念公園の原爆のこの像には、今でも世界中から毎年約1,000万羽、重さにして約10tもの千羽鶴がささげられているとのことであります。核兵器廃絶平和都市宣言を行った本市が、原爆による悲劇を二度と繰り返してはならないとの市民の思いが込められた千羽鶴を被爆地である広島と長崎に届けることは大変意義のあることであると認識をしております。平和を願う市民の皆様の思いを大切に、これからも折り鶴の送呈を続けてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 私からは日章旗返還の経緯についてお答えします。

厚生労働省は旧日本軍兵士の遺留品について、関係資料による調査で持ち主を特定し、持ち主御本人または御遺族へ返還する事業を行っております。この調査返還業務を一般財団法人日本遺族会へ委託しており、日本遺族会はアメリカ合衆国オレゴン州を拠点に、遺留品を日本の御遺族へ返還する活動をしている非営利団体のOBON SOCIETYに業務の一部を委託しています。昨年、日本の遺族会の取り扱った約100件の遺留品返還のうち9割がOBON SOCIETYによるもので、遺留品の多くは日章旗とのことですが、手帳や日記のほか、白いさらし木綿に1,000人の女性が赤糸で一針ずつ1,000個の結び目を縫い、出征兵士に送った千人針などもあると伺っています。

このたび本市において返還に至った日章旗は、アメリカ合衆国の海兵隊の元兵士の遺品から見つかったものです。元兵士の御遺族は、遺品を整理している際に見つかった日章旗は日本兵が戦地に持っていったものだと知り、持ち主の気持ちの込められているものと考え、御本人へ戻してあげたいと思っていたところOBON SOCIETYの存在を知り、持ち主の調査を依頼したとのこと。昨年4月、OBON SOCIETYの情報提供により、日本遺族会による調査において、持ち主は本市を本籍地とする方であることが分かり、本市は同年12月、日本遺族会から持ち主または御遺族の所在についての調査依頼を受けました。本市における調査の結果、持ち主は令和2年12月に他界されていたこと、御遺族は市内在住であることが判明しました。そこで御遺族に日章旗のことを御説明し、返還の希望について御意向を伺いました。御遺族は日章旗の返還を希望されており、それを本市から日本遺族会へ報告し、本年2月、OBON SOCIETYから日本遺族会を経由して本市へ日章旗が届けられ、8月16日、本市において日章旗返還式を執り行い、市長から御遺族へ日章旗を返還しました。式典では、アメリカ合衆国の元兵士の御遺族からの、日章旗が日本の御家族の元へ戻っていくことをとてもうれしく思います。この先、二度と同じことが繰り返されないよう願っていますという日本の御遺族に宛てたメッセージも披露いたしました。日章旗の持ち主の御遺族は多くの名前を寄せ書きされた日章旗について、父の苦労の跡がうかがえる日章旗だと思います。平和の大切さを考える機会になればと話され、本市に寄贈したいとの申出をいただきました。

なお、日章旗の持ち主は、第二次世界大戦において船舶工兵として召集され、パプアニューギニアのラバウル

へ渡り、ビスマルク海海戦に参加し、日本に帰還されたと伺っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは戦争などにより卒業式が執り行われなかった学校及び当時の概要についてお答えいたします。

当時の義務教育制度は現在の小学校のみであったことを踏まえまして、市内小学校で保管している書類に基づき調べた結果、昭和20年3月当時、開校していた小学校9校のうち、卒業式に該当する儀式を執り行った小学校は1校で、修了証書授与式という名称で実施した記録が残っております。また、ほかの1校は修了式という名称で実施し、残りの7校については、卒業式を実施した事実については記載されていませんでした。卒業生の人数につきましては、9校のうち6校で書類に記載されており、その数は合わせて約1,200名でした。残念ながら現存する当時の書類に記載された内容からは、戦争などにより、小学校での卒業式を経験されていない方の数やお名前等について確認することができませんでした。

以上でございます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 私からは国民保護訓練についてです。千葉県では、テロなどの有事を想定した国民保護訓練を実施しています。令和2年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた実動訓練を実施、また、先月は事務局となる県職員を対象とした図上訓練を実施したと聞いています。令和2年の訓練は千葉県が主催し、会場である千葉市と最寄り駅のある習志野市が共催となって実施されたもので、内閣官房や消防庁、自衛隊、海上保安庁など多くの機関が参加しています。近隣市である本市も含め船橋市、佐倉市、八街市、酒々井町では、千葉県広域消防総合応援協定に基づき、それぞれの消防本部が訓練に参加しました。国民保護の事態は国民保護計画の下で対処されるため、国や県、近隣市との連携が非常に重要です。今後も訓練参加なども含めて様々な機会での連携を深めます。

以上です。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 私からはマイナンバーカードの健康保険証利用と医療費の関係についてにお答えします。

マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証は令和3年10月2日から運用が開始されています。マイナ保険証の利用に当たっては、マイナンバーカード所有者が自らスマートフォンやパソコン、セブン銀行のATMを利用してマイポータル上で登録を行います。国はマイナ保険証を普及促進するため、令和4年4月以後の診療報酬を改定しています。3割負担の患者の場合、医療機関においてマイナ保険証を利用したときは、通常の医療費に加えて初診で21円、再診で12円の加算となり、従来の健康保険証を利用した場合は初診のみ9円の加算となっています。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

細田議員。

○細田伸一議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。では、順に再質問をさせていただきます。

まず、入札の件です。先ほど申しあげましたように、市民からまた何やっているんだとか、市ぐるみで何かやっているのではないかというような問合せが複数、新聞報道の後に来たものでございます。今、質問に対しお答えいただいた中で入札の手順というもの、そしてまた低入札調査基準価格などなど、いろいろとお答えいただきました。それぞれこの入札などというのは、私も含め一般的には何が起きているのか、なかなか詳しく知り得な

いところがあります。そのせいか、いろんな小説、またドラマでも、この入札を扱った事件や警察関連のドラマ、小説などもあるのはそういうことなのでしょう。医療過誤みたいなものですよ。何がどういうふうに行われているのか、ちょっと分かりにくいところがある。

再確認の上で質問をいたしました。その中で総合評価審査委員会とか建設工事等請負業者資格審査会などなど、いろんな細密な審査会、また手続、手順などがあるということが分かりました。また、事業者名が分からないように選ぶ制度、忖意性を排したわけですね。そういうことも分かってまいりました。

そういうことを踏まえて再度質問をいたします。この浅沼組さん、そこそこ大きな会社ですね。この浅沼組を含めた本件入札参加業者の解体工事の実績、これはどうなっていたでしょうか。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

当該入札案件には株式会社浅沼組を含め4者が入札に参加しております。今回の入札参加要件では、建築物の解体工事を元請で受注し、完成した実績を有するものとしていたため、入札に参加した4者全ての事業者が解体工事の実績がございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 最終的には1者、ちょっと落ちてしまったようではございますけれども、一応全ての参加業者、4者全てが解体工事の実績があったというふうにお答えいただきました。新聞報道を見る限り、解体工事の実績があったかどうか、これはちょっと分かりませんでしたけれども、入札参加資格要件を、一旦公告したものを取り下げて次に公告を上げたときには内容が変わっていたということに関して、やはり一般の方は何でだろうと、不信感とまでは言いませんが、不自然な感じはやはり持つようです。

そこで、この点についてもお伺いします。次の再質問です。入札参加資格要件を変更したことというのはこれまでにあるのかどうか、この点を伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

公告後に同公告を取り下げ、今回のような入札参加資格要件などを見直すことはございます。その主な理由としましては、内容に誤りが認められた場合や誤解を招く表現と認められた場合、また特定の者に有利に働くと認められた場合などで、適切性を欠くと判断した際に見直しを行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 そういうことなのでしょうね。今、誤解を招く表現と認められた場合、そして特定の者に有利に働くと認められた場合、適切性を欠くと判断した際に変更する場合があります。そして、過去にもそういうことがあったということを伺いました。

ここで私自身も少し疑問に思うのは、誤解を招く表現とか適切性を欠くというのは分かるにしても、今お答えいただきました、特定の者に有利に働くと認められた場合という部分ですが、今回の変更、2年前の話ですけれども、取り下げて変更してまた公告を出したということを見るにおいて、特定の者に有利に働くと認められた場合ではなく、特定の者に有利に働くために変更したのではないかというふうに見てとってしまうわけです。答弁を聞く限りそのようなことはないんじゃないかなと思いますが、そういう見直し、今後、入札というのは、公共工事は定期的にあるものですから、ここは誤解のないようにしっかりと調整というか、取り組んでいただきたいなと思います。

3番、4番の部分に関しては技術評価の採点方法だとか、そして低入札調査基準価格を下回る事例について分かりました。この点については再質問はしません。

そして(5)のところなんですけど、これは低価格ということで入札を行っている案件ですから、普通だったら、これぐらいの金額のものを、不当に高いもので買わせた事案とは違いますね。なので、ここで損害賠償というような言い方は、それはちょっと違うのかなと思います。しかし、捜査中ということですから、まだ何か確定したわけではないです。実際に答弁においても何点かありましたね。捜査中ということでお答えができないということで、それは分かります。そこで、損害賠償とは違うものの、このような事案がもう発覚してしまった以上、また逮捕者も出ている。しかも、複数ですね。市川市の公共工事をめぐって出ている以上、何らかの信用失墜や市川市の名誉に関わるもの、そういうものもちょっと見ていく必要があるのではないかなと思います。

そこで質問ですが、本市にもたらす損害、金銭的なものだけではなく、名誉や信用についても含め、現時点では不明のことではあるかもしれませんが、本件の受託者に対して賠償金というんでしょうか、そういう何らかの責任を取るようなことというのは考えているんですか。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

本件契約約款では、公契約関係競売等妨害の刑が確定したときには、受託者は請負金額の100分の20に相当する賠償金を支払わなければならないとされております。このため、今後の公判の行方を注視し、適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 もしそういうことになったら、受託者は請負金額の100分の20に相当する賠償金ですから、これは相当大きなものになるのではないかと。でも、こういうことは一般的な受託者、あるいは関わる業者であれば知っているはずのことですね。にもかかわらず、かなりぎりぎりの、捜査中であり、まだ何も確定していませんが、そういうことをしてしまった可能性がある。これは非常に大きなリスクを抱えているわけです。

同じく、先ほどちょっと紹介しました8月30日の東京新聞です。その中に、村越氏は業者側への情報の流れは知らなかったと主張しています。自身が情報を持ち出したのは、市民の税金を無駄にしないため工事価格を下げたかった、押切被告に安く受注してくれる業者を見つけてもらいたかったという趣旨の話をしており、あくまで市のためだったという記事がしっかり出ています。確かに純粋に受け取れば、税金を投入するわけですから、同じ性能、同じ効果をもたらすものであれば、なるべく安くしたいというのは、その気持ちは分からなくもない。ただ、ちょっと気になるのは、ここでは価格とは言っていないですね、報道はどこも。入札価格ではなく情報と言っています。この情報というのは、いとも簡単に誰もが手に入るものなのかなと、ちょっと思ってしまうんです。

そこで繰り返しになりますが、押切被告は前市長から入札情報を入手したと言っているわけですが、そもそも一般的に市長は入札情報をどこまで知り得るのか。また、その予定価格などについて、パソコンで保管しているデータ、パスワードとかもあると思うんですよ。そういうのを含めて情報を仕入れる職員、何人かいると思うんです。そのことについてちょっとお伺いします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

設計金額が5,000万円を超える工事については、建設工事等請負業者資格審査会で入札参加資格要件などを審査し、その結果を同会会長である副市長から市長に報告するとともに、承諾を得ることが関係要綱で規定されて

おります。一方、予定価格につきましては、設計金額により設定を行う職位は替わりますが、通常市長に報告する情報ではありません。

なお、予定価格などの情報に関わる職員は担当者を含む四、五人に限られ、各データについては暗証番号を設定し、管理しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 答えにくいものかなと思うんですね。ただ、今、答弁の中で、通常、この手の情報というのは市長に報告する情報ではないとはっきり伺いました。

では、押切容疑者が市長から入手した情報というのは一体どういうことなのかなと思うんです。先ほどの東京新聞の記事では、市民の税金を無駄にしないため工事価格を下げたかった、押切被告に安く受注してくれる業者を見つけてもらいたかったとはっきり言っているわけですよ。ということを考えれば、価格以外の情報を入手しても、こういうふうな発言にはならないと思うんです。前市長の新聞記事を見る限り、やはり価格を含む何らかの情報とかを漏らしてしまったというふうに考えるのが普通ではないかなと思います。しかし、現在、何かが確定したわけではありませんから、私がそれを今言う立場にありませんので、あくまでもこれは憶測というか、そういうものでしかないわけですが、ちょっとにわかには信じられない事態だと思います。

一般的に、これまで短い一言一言の質問、それに対する答弁をいただいた中で予定価格の設定とか職員の数も今伺いました。その管理方法などパスワードもあるということ伺って、また通常、市長にはこの情報はいかないんだと。渡す話じゃないということも今伺いました。押切被告がXから入手したと言っているわけですよ。Xは、ほかならぬ前市長というのは新聞でも出ているわけですよ、これは。このように、情報がいとも簡単に流れてしまう、そのことによって逮捕者も出てしまう。そうすると、せっかく職員一人一人が一生懸命やっても、一部の方によって、市川市全体がこういうことをやっているんじゃないかというような非常にマイナスのイメージにとってしまわれるのが私は非常に本意でならない。

そこで私なりに考えるわけなんです、例えば今後、このような情報漏えいというのを簡単にしないために――今の市長が情報を漏らすと言っているんじゃないんですよ。そんなことやるわけないんですから、今の市長は。あと副市長だって、やるわけないんです。普通はやらない。しかしながら、今回はそういうことになってしまった。当然、職務上、職員は上司といいますか、統括責任者の市長から仕事上に必要なことだと言われれば言っちゃうかもしれないですね。その情報、普通は出さない情報を言っちゃうかもしれない。ましてや、それが不法行為に使われるようなことなんていうのは思わないわけですよ。そうすると、情報をついつい上司から、あるいは市長からの命によって出してしまった職員は非常に立場が危うくなるように感じます。

そこで、こういうことが二度と起きないように何らかの対策というんでしょうか、仕組みづくりというのか、そういうものをつくるのが重要だと思います。本件に関しては、今、公判中で捜査中のことですから、この件に関してというより、このような情報漏えいにならないような、たとえ市長から何かを言われても、簡単に情報を出さないような仕組みというのは何かつくれないのかな。そういう仕組みを設けることによって、職員そのものを守っていくというようなことにもつながるのではないかなと思いますので、この辺に関して何かお考えがあれば教えてください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本件の刑事事件に関連してのお答えとなります。まず刑事事件は、判決で有罪が確定するまでは事件の当事者に無罪の推定が働きます。現時点では公訴が提起された、つまり検察官が起訴をしたというだけでありまして、

第1回の公判も開かれていないことから、新聞報道における起訴状の内容を前提といたしましても、現時点において事件に関わるにつきましても、場面や時点などを含めまして、市として公にしている情報以外、お答えは難しいものがございます。繰り返しになりますが、今後の公判の推移を見守ってまいりたいと考えております。

その上で、例えば第一審の判決が出た時点など適切な時期に、改めて市として弁護士等に全体を検証してもらい、入札情報の取扱い等について一定の仕組みを設けること等の提言をいただくなど、しっかりと総括をしてまいりたいと考えております。また、現市長の下、77回に及ぶ朝礼を通じて、二度とこのような事案が起きることのないよう、幹部職員の意思統一は十分に図られているものと認識しております。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 これでの入札に関しての件は終わりにいたしますが、今後、まだ公判も開かれていないというのですが、恐らく何らかのことが決まるでしょう。少し時間かかるかもしれませんが、誰かに何かが確定した際には、それはやはり毅然とした態度で、市川市としては何らかの罪を償ってもらえるような損害賠償といえますか、その措置を取っていただきたいと思います。また、今、答弁で言われた77回に及ぶ朝礼、すごいと、本当に御苦労さまですと思います。

以上での入札の件に関しての質問は終わりにいたします。ありがとうございます。

続きまして、平和事業です。ウクライナの侵攻を受けてもう半年にもなる中で、当事者だけではない、外国にいる我々も平和というものの大切さを身にしみて感じた年ではなかったのかなというふうに感じています。市で行っている事業、私もこの職に来る前から平和に関しての細々とした活動を続けてきたわけなんですけれども、御答弁にあったように、多くのイベントなどが執り行われたというふうに伺いました。また、アイ・リンクタウンでのギャラリートーク、これも多くの観客がいれば、しゃべるほうも身が入りますから、なかなかよかったのではないかなと思います。また、1階のファンクションルームをかなり機能的に使っていたと。変な言い方ですが、遊ばせている時間、日数がない、本当によく使っていたのではないかなというふうに思います。先ほど御答弁にありましたように、これまでの取組、そして、これからの取組予定のことを伺いました。

そこで再質問ですが、ヒューマンフェスタいちかわというものを開催すると伺いました。ヒューマンフェスタいちかわ、これはどのようなイベントなのでしょう。お願いいたします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

ヒューマンフェスタいちかわは人権啓発活動の一環として、12月4日から10日までの人権週間に合わせて実施をしているもので、市川人権擁護委員協議会や千葉地方法務局市川支局などと共催をしているものであります。イベントの内容といたしましては、中学生による人権作文の朗読や小中学生の合唱などを行っております。また、核兵器廃絶平和都市宣言の35周年に当たる令和元年度からは平和啓発に関する事業も併せて行うこととし、戦争や紛争が招いた世界各地の難民や貧困を取材しているフォトジャーナリストの安田菜津紀さんをお招きし、平和や人権が脅かされている現状について講演をしていただきました。また、令和2年度及び3年度はコロナ禍により中止といたしましたが、今年度は改めて人権や平和の大切さを訴えていただける方に講演をしていただきたいと思いますと考えているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 イベントというと、箱が大きくなるほど人を入れなきゃいけないということで、本来の目的の

内容よりも、どうしても知名度や何か面白いことを言ってくれる人とか、そういう方を呼ぶ傾向にあるような気がします。どなたを呼ぶのかわかりませんが、また前回は、先ほどのお話では、世界中を歩いたフォトジャーナリスト、そういうところを通ってきた方ということで、人権や世界の平和関係などに非常に知識のある方じゃなかったのかなというふうに思います。イベントでも人権とか、また平和について、その意味というのはますます重要性が高まってきていると思いますし、こういうイベントの重要性、ますます必要とされることではないかなと思います。ぜひ人選というのも含めて、かといって、この人は非常に知識があるけれども、誰も来なかったなんていうのも、それもちよっと困っちゃいますから、この辺はやはり吟味していただきたいというふうに考えます。

次に進みます。平和の折り鶴事業です。非常に多くの折り鶴、毎回毎回、毎年毎年来るわけなんですけど、この広島、長崎に送呈された折り鶴、送られた折り鶴、これは市民から言われたんですが、あれは捨てちゃうんでしょうか、破棄するんですか、どうなっているんですかという質問をいただいています。こういう広島、長崎に送呈された折り鶴は何か活用されているのでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

広島市は折り鶴に込められた平和への願いを新たな思いとして継承していくため、事業者などに無償で配布しており、名刺、はがき、付箋、お菓子の箱などに再生利用されております。また、広島市が再生した付箋につきましても、広島平和記念資料館を見学した修学旅行生に無償で配布され、折々に平和の大切さを思い起こしてもらえるようにしているとのことであります。一方、長崎市でも折り鶴に込められた思いを継承していくため、事業者は無償で配布し、お菓子の箱に再生利用されているほか、長崎市において固形燃料に再生利用しているとのことであります。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 いろんなものに再生されているのは、これは私も実はちょっと初めて聞いたんですけど、名刺とかはがきとか付箋、お菓子の箱などに再生されている。また、長崎でもそのように固形燃料などにも転用されていると聞いて、それはちょっと安心したというか、意味のあることなのかなというように感じました。

ただ、私は個人的には、この折り鶴イコール平和ということに対して違和感を持っています。誤解を恐れずに言うのであれば――別に鶴を折ること自体を否定はしません。しかし、現在、御存じのように、大国は隣国に平気で攻めていって、毎回毎回、動画、ユーチューブ、ニュースの映像でも、外国のテレビの映像でも悲惨なものというのは幾らでも出てきているわけです。今の小学6年生は、あと6年もたてば選挙権を持ちます。中学生は、あと3年ぐらいで選挙権を持って大人になるわけです。そのときに外国の人たちと話をしたとする。そして、外国の方々って、結構じかに直接ダイレクトに物事を聞いてきますよ。平和って、どう思うとか、何で過去に元寇は日本に2回攻めてきたんだとか、ちょっと難しいことを聞いてくることもあります。そのときに、もし平和のために何をやっているのか、折り鶴を折っていますというふうに言ったとしたら、相手はちょっと理解できないでしょうね。先ほど言いました。誤解を恐れずに言うならば、鶴を折っても病気は治らないですよ。願ってもなかなかかなわないと思う。まして平和を実現させるなんていうのは、ちょっとなかなかできないんですよ、これは。繰り返しますよ。別にそれをやることを私は否定していない。

そこで質問ですが、先ほど御答弁にありました。8万羽以上、今回多く送られてきたと。大変な作業だと思いますよ。この鶴を折るということ、これ、法令か何か書いてあるんですか。決まっていることなんですか、これ。ちょっと伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

折り鶴を送呈することについて、法令や関係機関からの通知などの根拠はございません。本市といたしましては、折り鶴を通じて市民の皆様が被爆地に思いをはせ、戦争の悲惨さや平和の大切さを考える機会としていただくため毎年実施をしているものであります。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 今回、ファンクションルームでの展示の中、日章旗の横に、戦地に行く人々に皆さん5銭——お金ですね。5銭銅貨とか10銭銅貨をくくりつけていくという話がありました。何で5銭銅貨かという、死線を越えるからですね、死(4)の線。デッドラインを越えるから5銭。苦戦(9銭)、苦しい戦いを越えるから10銭銅貨をくくりつけていく、そういうような話が出ていました。

それと同じように、私が平和活動を推進していく理由というのは、過去の歴史や正しい認識、人それぞれ違いはあるとしても、そういうことにもっと意識、認識を深くしていくことで、本来の平和の訪れというものは一体どうしたらいいのかなというものを多角的に考えることができる分野なんです。だから、私自身は細々とですが、行っている次第なんです。

今の答弁で根拠とか、そういうものはないと分かりましたが——根拠はあるんですが、法令とか、そういうものはないというのは分かりましたが、最初の総括で申し上げました、日本人は鶴という生き物——生き物というのかな、鳥を大事にしていますし、長寿、安全祈願の象徴として、江戸時代も折り紙を折っていくということがはやって、古くはそれが外国から、中国なのか、スペインなのか、そういうところから渡来したという、そういうような記述もありました。そういうことを併せ持って教えていくことが重要ではないかなというふうに考えます。

折り鶴の最後のところですけども、ちなみにどのような方がどれぐらい折っているものなんでしょうか。これだけお伺いします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

折り鶴は広報紙や市公式ウェブサイトでも募集をしており、個人だけでなく、自治会、学校、福祉施設、病院の関係者などから持参または郵送をさせていただいております。その際、氏名や折り鶴の数をお知らせいただくことはしていません。最終的には寄せられた折り鶴の総数を公表しているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 自治会、学校、福祉施設など、そういうところで折っている、作業しているということを伺いました。先ほど例年よりも8万羽多いということも相当な数だと思うんですけども、学校でも何校か、恐らくやっているんでしょう。これ、大変なことだと思います。もし学校でそのようなことをするのであれば、それはただの作業とか、課題だとか、そういうことだけではなく、本来の意味を伝えていただきたいなと思います。大人になって鶴と平和というのは、これ、世界のところに行ったときになかなか結びつかないですよ。そういうことをきちんと説明できるような、鶴を折りながら、そういうふうな教え方をしていってほしいなと思います。これから毎年毎年やる学校、あるいは、もしかしたら、やらなくなる学校もあるかもしれませんが、その辺は教育委員会にも強くお願いしたいなと思います。

この平和事業に関しては以上で終わります。

次に、日章旗の返還についてです。先ほど答弁でしっかりとした説明答弁をいただきました。今、この日章旗の返還というものは、アメリカでも幾つかあるNPO法人、今回はOBONでおぼんと言うんでしょうか——という非営利団体が行っているとのことでした。御遺族にとっては非常に貴重な遺品だと思います。めでたいことといえますか、感動的な瞬間でしたよ。

ただ、このような話に水を差すようなことですが、新潟県小千谷市出身で昭和19年——これ、新聞記事です——に戦死した旧陸軍伍長の遺留品のノートが8月上旬、78年ぶりに同市に住む遺族に返還された。日本人戦没者の遺留品を日本の遺族に届ける活動をしている米イリノイ州、NPO法人キセキ遺留品返還プロジェクト、OBONのようなところがあるわけですね。そこがインターネットオークションに出品されていたものを入手し、届けた。キセキによると、米国のネットオークションでは、最近、遺留品の価格が高騰し、プロジェクトにとって逆風になっているという、その背景に何があるのかということをしらとめたものなのですが、もう少し続けます。

キセキでは、米国在住のジャガード千津子さん——女性ですね——が私財を投じて日本人戦没者の遺留品を入手し、日本の遺族に届けている。対象は、戦没者が所持していたと思われる写真や寄せ書きのある日章旗、日誌などのうち、住所、氏名などが記載され、遺族を探すことが可能なもの。ジャガードさんによると、ネットオークションには日本人戦没者の遺留品が数多く出品されている。別のコレクターや古物商から買ったものを出品したり、遺産整理をしている家から出てきたものを出品したりしている。当初は戦地から遺留品を記念品として持ち帰った人が出品するケースが多かったため、誰がいつ、どこから持ち帰ったのかがはっきりと分かるケースが多かった。ところが、最近では戦後77年の間にコレクターの間で売買が繰り返され、出どころが分からなくなっているものが多くなっている。そうした遺留品は遺族への返還も難しい。特に最近では日本から米国のオークションサイトに遺留品が出品されるケースもあり、ジャガードさんは心を痛めていると。

これは何を言ってるかという、コレクターの間で、このような日章旗に代表されるような遺留品の価格が上がっているんです。これはNPO法人で運営していますから、以前はさほど注目されなかったものが、最近価格が上がっていることで注目されて一種の投資対象みたいになっているんです。それをNPO法人が買い取って遺族に返すということをしているわけなんです、お金がかかるんですよ、これ。分かっているのに、金額が高いため購入できないというような事態が生じてしまっています。

これは今後のことなんですけれども、もし今後、このようなキセキ、あるいは先ほどのOBON、NPO法人のようなところが、どうもこれは市川市在住の方で、その御遺族、御家族がそうらしいということが分かった。御遺族、御家族がそれを受け取る意思が明確になっている。そのような場合、例えば市川市が何らかの、一部でもいいですよ、補助金を出すとか、それを返還してあげたい、手元に戻してあげたい、そういうような対策も、もしかしたら今後必要になってくるかもしれません。これは今すぐというわけではありませんし、こういうことはめったにないことだと思います。ただ、全国的に見れば、そういうものが相当な数出ているようで、当時の戦地に赴いた日本人は、日章旗に友人、知人、近所の方々の名前を書いて懐に二、三枚入れていたといえますから、結構これが出回っているようです。今のことは要望として、また今後の推移を見守りたいと思います。再質問はいたしません。

次です。これは教育委員会ですけれども、先ほど御答弁を伺いました。小学校9校のうち、卒業式ということ執り行ったのは約1,200名いて1校しかなかった。これはどういう事情か、よく分からないですね。戦争のことが原因だったのか、当時の社会的背景だったのか、これ、ちょっと分からないかもしれません。ちょっとお答えしにくいかなと思うんですけれども、例えば当時、私は市川の小学校にいたんですけども、卒業ができていないんだと。先ほどの西宮市のような事例もありますから、卒業式を今体の動けるうちにできればやってみたい、

卒業証書を受け取りたいというような声がもし市民から上がってきた場合、その辺の対応はどうでしょう。お願いします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

戦争など諸般の事情により卒業式を経験されず、卒業証書を授与されなかった方々におかれましては、戦後77年がたったとはいえ、当時のことが思い出され、いまだに心に深く残っているものがあるかと思われます。教育委員会といたしましては、卒業から長い年月がたち、当時の方々を探し出すことは難しいですが、御本人からの希望があれば卒業証書の作成や授与の方法を検討するなどして対応してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。もしその際はお願いしたいなと思います。

次です。県が実施した国民保護訓練の参加機関との連携について。現在、日本では、こういう訓練というものはなかなか先に進みにくいなと思うんですけども、今回、千葉県は実施しました。県は26日、これは職員だけで実施して図上訓練ということなんですけど、もちろん、これはやったほうがいいに決まっているわけです。この訓練の中で、報道によれば、有事の際には武力攻撃に対応していると考えられる自衛隊からは支援が得にくいなど、災害時と異なる場面も見られたというような指摘も出ています。これは私の感覚なんですけれども、自衛隊なくして災害復旧や、また保護訓練というのはあり得ないんですね、これは。にもかかわらず、このように、自衛隊さん、いいよみたいな空気というのは、日本というのはどこかに出ちゃっている。私はそれが残念でならないです。

私自身も自衛隊募集相談員、協力員ということであって、常にそういうことを考えているわけなんですけど、ここで危機管理監に質問なんですけれども、自衛隊の募集案内等も含め、日頃から自治体が連携を強化したほうがいいに決まっていると思うんですけど、これに対して市の考えはどうでしょう。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 自衛隊とは、平常時から訓練などを通して交流を深めています。例えば陸上自衛隊松戸駐屯地には、市域の危険箇所を事前に把握するため、共同で現地視察を実施していただいています。このことは、ほかの市ではあまりやってないように思っています。また、自衛官の募集案内では、定期的な広報紙への掲載や第1庁舎の電光掲示板での表示、あと最近始めましたが、デジタルサイネージを活用した動画の放映も実施しています。この放映も他市町村より、実を言うとちょっと遅くなったんですが、ビデオの前後にちょっとメッセージを入れたほうがより分かりやすいということもあって、市川案内所等々と調整して今の形ができてきています。陸上自衛隊松戸駐屯地需品学校、それから自衛隊千葉地方協力本部など、防災関係機関でもありますので、災害時の危機に備え、引き続き顔の見える関係、こういうのはつくっていききたいな、継続していききたいな、そういうふうに思っています。

以上です。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 大変にいいことだと思います。この市川市を取り巻く近隣市では駐屯地があり、そこでも全面的にももちろん協力をしているわけです。このコロナ禍では中止しているようなんですけれども、駐屯地ではお祭りなんかもありますし、地域の方々が家族連れで、いろんな式典やイベント、そして自衛隊の装備品が並んだところに市民が赴いて、そこでより身近に感じるということ。これは市川市では、出初め式では消防隊がずらっと並びます。また、警察車両の展示なんかも別のイベントであったりします。そういうところから身近に感じ、そして

自衛隊に生活の一部が守られているというような、そういう感覚を醸成していく必要があるのではないかなと思います。

そのために、今考えても、すぐ考えたって1年後、2年後、数年後になるわけですよ。なので、そういうところに関心を持っていく分母を増やすことが私は何より重要だと考えています。少子化が進む中、自衛隊の採用関係は非常に厳しいと。自衛官は現在約23万人で定員の93%、特に艦艇や潜水艦の乗組員やサイバー分野の人材が不足している。自衛隊のサイバー要員は、今年3月に発足したサイバー防衛隊と陸海空3自衛隊の関連部隊合わせて約890人。単純には比較できないけれども、中国のサイバー部隊は17万人と言われてます。私も自衛隊OBの方々、防衛大OBの方々の勉強会にたまに出ておりますが、それぞれ基準は異なるにしても、日本のこのサイバー部隊は相当すごいみたいです。890人が本当の精鋭部隊と言われてますが、やはり中国の人海戦術には、これは隣国というんですかね、やはりなかなかちょっとかなわない、ちゃんと数をそろえる必要がある。

そこで再質問いたしますが、このように市民を守るために、いざとなったとき、自衛隊はなくてはならない存在だが、どのような活動をしているか、よく分からないという人も中にはいるでしょう。自衛隊の活動、小中学生や高校生などを含め、多くの市民に仕事として——これは軍事オタクとか、そういうことではなくて、きちんとした誇れる、国民を守るしっかりとした仕事なんだということを周知できる場があってもいいのではないかなと思います、市の考えを伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 若い世代を含めて多くの方に自衛隊の職業を分かりやすく紹介することは極めて重要であると、そういうふうに思っています。そのために、今後になりますけれども、千葉地方協力本部ともお会いし、お話をし、可能であれば災害時等の自衛隊の活動——国民保護も入るかもしれませんけれども、国民保護という、やはり平成7年のサリンの除染、ああいうのも自衛隊がやりましたので、そういうのも含めて装備品の紹介を防災の記念日、まだこれから津波の日とか、ボランティア週間とかありますから、そういうときに実現できるように少し調整してみたいと思いますし、現在は自衛隊を退官した方が職員として本年は2名おりますので、語り部もできると思いますので、そういったところでやっていきたいなど、そんなふうに考えています。

以上です。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 ぜひ積極的に自衛隊の方々を、誇れる職業についている、誇れる仕事をしているんだというように後ろから協力する形を整えていってほしいなと思います。自衛隊は今55歳で定年ですね。若いですよ、55歳の定年というのは。そこで、自衛隊の中で培った技術、なかなか手にできない技術を持って世界中を飛び回っている定年後の仕事をしている方もいるようです。そういう意味でも、これは特殊技術を学ぶ場としても非常に有効ではないかなと私自身思います。

そこで、田中甲新市長になって、この本会議場で自衛隊の議論をするのは恐らく初めてかなと思います。市長は、市長になってから自衛隊募集相談員のほうももしかしたらお辞めになっているかもしれませんけれども、相当理解や勉強、知識の豊富な方だと思います。

あえて市長に質問ですが、自衛隊への協力体制について、市長としてどのようにお考えになっているか、それをお聞かせください。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 細田市議会議員に御質問をいただきました。私も細田市議会議員とともに自衛隊募集相談員を受けさせていただいて、一緒に会話などをした時間を待たせていただいたことがございました。平和を願う市民の皆さん方とともに語らう、そんな時間だったというふうに思います。

私自身、今度は自衛隊募集相談員の市民の皆さんに委嘱状をお渡しさせていただき、そういう立場になりました。多くの市民の皆さん方には、自衛隊に対するいろいろな考え方もおありになるかというふうに思いますけれども、やはり私たちがしっかりと安心して生活できる基盤をつくるためには、自衛隊の協力なくして災害対策というのはできないんだということを、東日本大震災のときに私も目の当たりにしてまいりました。被災者が、自衛隊が設営してくれたお風呂の施設に本当に感謝して入っている姿というのを見てまいりました。ちゃんとのれんがかかっていまして、湯と書いてあって、そこで被災者が体を温めることができる環境を自衛隊の方々が身を粉にして行っている姿を見て、本当に警察、消防、そして自衛隊、今、私の立場で申し上げるならば、市民の命を守る、財産を守っていくために自衛隊にいつ出動願うか、千葉県知事に連絡を取って要請をかけてもらうことが必要になることが、ないほうがありがたいんですけども、そういうときにしっかりと連携を図っていける関係をつくっておきたいというふうに思っています。

職業としての自衛隊を紹介するというのも大事だと思います。市川市内の高校生に、こういう働きがいのある職業があるんだということも紹介していく協力を私もさせていただきたいというふうに思っています。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 市長、ありがとうございます。私の質問というのは、国民保護訓練の参加機関との連携ということで質問しているわけですから、自衛隊、自衛隊ということだけではないんですけども、今度、11月には市川市で一番大きな市民まつりも恐らく開催されるでしょう。その際に参加するのかどうか、ちょっと分かりませんが、その端っこのほうに自衛隊がいるんじゃないかと、堂々と真ん中で、こういうことをやっているんですよと市民の皆さんが分かる、理解していただけるような、そういうふうなことも協力をしていただきたいなと感じています。

国民保護訓練の項は終わりにいたします。

最後、これはマイナンバーです。4月9日、自民党の小野田紀美衆議院議員も質問しておりましたが、便利になるはずのマイナンバーカードを保険証代わりに病院で提示すると、僅かではありますが、ちょっと金額が上がってしまうと。先ほど答弁で概要は何いしましたが、受診者の自己負担が何でそういうようなことになっているのか。何で20円なり何なりというのは上がっちゃうのか。この辺どうなっているんでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

このことに関して、厚生労働省から市町村への説明がないため、令和4年4月の国会における決算委員会での厚生労働省の答弁を要約しますと、医療機関がマイナ保険証に対応するためには機材の整備やシステムの導入、改修などが必要となるため、なかなか整備が進まない状況となっている。そこでマイナ保険証の利用推進に当たり、まずはマイナ保険証を利用できる医療機関を増やすことを目的に、令和4年度の診療報酬改定の中でマイナ保険証に対応した医療機関へのインセンティブとして新たな加算を設けたものである。一方、患者側にとっても、過去の薬剤情報や特定健診の結果などを診療に活用できる環境を整えることで、よりよい医療が受けられるメリットがあることから、国としては、これを丁寧に周知、説明した上で新たな加算への理解を求めていきたいという説明になっています。

なお、この加算につきましては、令和4年10月から見直しされる予定です。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 マイナンバーカードを保険証代わりに使うため、それを機能的にするための機材の整備やシス

テムの導入開始などが必要だということで、その結果として、僅かだけれども、1診療当たりの値段が上がってしまうということは今伺いました。

では、マイナ保険証に対応している医療機関の割合、あるいは数なんかは、全体的なものは本市においてはどうか。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

マイナ保険証に対応している全国の医療機関や薬局は本年5月15日時点で約19%です。

なお、マイナ保険証を利用するために必要となる顔認証つきカードリーダーを申し込んだ医療機関などの割合は全国で約58%となっており、今後利用できる医療機関などは徐々に増えていく見込みです。また、市川市内でマイナ保険証を利用できる医療機関は、本年8月21日時点で行徳総合病院、タムス市川リハビリテーション病院のほか、診療所が30か所、歯科診療所が43か所、薬局が76か所の合計151か所となっています。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 国で進めている割には、ちょっとなかなか、まだまだ進んでないな。全体が19%で、カードリーダーを申し込んだ医療機関は全体の58%ということです。徐々に徐々に増えてくるとは思うんですけども、ちょっと前の話ですけど、自民党の小野田議員が質問したときに厚生労働省の役人さんの答えは私も聞いていましたが、もう何を言っているのか分からなかったですね。でも、数か月たってから、だんだん物事は明確になってきて、そして今後、それが見直されるとなっているようですが、早ければ10月なんじゃないかな。そういうふうに聞いていますが、見直されるのは、何がどう見直されるのか教えてください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

マイナ保険証を利用した場合の加算について、国で見直しの議論がされた結果、令和4年10月診療分からマイナ保険証の加算額が変更になります。3割負担の患者の場合は、初診が21円から6円に、再診が12円から無料に引き下げられます。従来の健康保険証の場合は、初診が9円から12円に引き上げられる予定です。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 予定かもしれませんが、10月からの見直しでは、普通の従来の健康保険証よりもマイナンバーカードを使ったほうが割安になるんだよということに、ようやくなるわけですね。最初からそうすればいいのになというふうに一般的には思うんじゃないかと思います。マイナンバーカードに移行を促されているからマイナンバーカードに変えた。保険証ではなく、マイナンバーカードを医療機関で提示したら、僅かだけれども、高くなった。そういうことに関して、大きな苦情やそういうものは出ていないようです。私のところにも、そういうことを言ってきた方は1人、これはこういうことがあるということを言ってきた程度で苦情ではありませんでした。しかし、もしこれから、ちょっとこれ、おかしいだろうと。マイナンバーカードを奨励しているから変えたのに多く払われたと。これは市川市として何かちょっと考えてくれというようなことが市民から来た場合、これは例えばの話ですよ。20円、あるいはその領収書を持って、こういう機関に行って、合計が120円高くなったとか、僅かな金額かもしれないけれども、それを提示すれば市川市から120円分の何かとか、120円とか、ポイントとか、そういうものが付与、還元されるようなこともちょっと考えておいたほうがいいかもしれないですね、今後来るかもしれませんから。これは要望として、特に質問にはいたしません。

るしゃべってまいりましたが、いろいろ御答弁ありがとうございました。以上で会派自由民主党の代表質問

を終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第21号から第30号を終わります。

---

○松永修巳議長 この際、議案第12号市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてから議案第28号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議についてまで及び議案第30号令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）は、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第29号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。認定第1号令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定については決算審査特別委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって認定第1号については決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 今期定例会において、8月25日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたから、報告いたします。

---

○松永修巳議長 お諮りいたします。常任委員会審査のため、明9月7日から9月11日まで5日間休会することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって明9月7日から9月11日まで5日間休会することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時33分散会

第 4 日

令和 4 年 9 月 12 日 (月曜日)

## 令和4年6月市川市議会定例会議事日程（第4号）

令和4年9月12日（月曜日）午前10時開議

第1	発議第4号	守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員（*当時は会派「緑風会第1」所属）に対し、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について	
第2	議案第12号	市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	（委員長報告）
第3	議案第13号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	（委員長報告）
第4	議案第14号	市川市職員退職手当支給条例の一部改正について	（委員長報告）
第5	議案第15号	市川市手数料条例の一部改正について	（委員長報告）
第6	議案第16号	市川市下水道条例の一部改正について	（委員長報告）
第7	議案第17号	市川市道路占用料条例の一部改正について	（委員長報告）
第8	議案第18号	市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について	（委員長報告）
第9	議案第19号	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	（委員長報告）
第10	議案第20号	市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について	（委員長報告）
第11	議案第21号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）	（委員長報告）
第12	議案第22号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	（委員長報告）
第13	議案第23号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）	（委員長報告）
第14	議案第24号	市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について	（委員長報告）
第15	議案第25号	損害賠償請求事件の和解について	（委員長報告）
第16	議案第26号	債務不存在確認調停事件の和解について	（委員長報告）
第17	議案第27号	損害賠償請求事件の和解について	（委員長報告）
第18	議案第28号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議について	（委員長報告）
第19	議案第30号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）	（委員長報告）
第20	請願第4-3号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願	（委員長報告）
第21	請願第4-4号	「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願	（委員長報告）

### 本日の会議に付した事件

日程第1	発議第4号	守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員（*当時は会派「緑風会第1」所属）に対し、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について
日程第2	議案第12号	市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
日程第3	議案第13号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第14号	市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
日程第5	議案第15号	市川市手数料条例の一部改正について
日程第6	議案第16号	市川市下水道条例の一部改正について
日程第7	議案第17号	市川市道路占用料条例の一部改正について
日程第8	議案第18号	市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第19号	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第10	議案第20号	市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第21号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第22号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第23号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第24号	市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について
日程第15	議案第25号	損害賠償請求事件の和解について
日程第16	議案第26号	債務不存在確認調停事件の和解について
日程第17	議案第27号	損害賠償請求事件の和解について
日程第18	議案第28号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議について
日程第19	議案第30号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）
日程第20	請願第4－3号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
日程第21	請願第4－4号	「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	か
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作

秋	本	の	り	子
か	つ	竜		大
西	村			敦
宮	本			均
中	山	幸		紀
松	永	鉄		兵
荒	木	詩		郎
石	原	よ	し	の
加	藤	武		央
稲	葉	健		二
越	川	雅		史
大	場			諭
堀	越			優
か	い			勉
松	井			努
竹	内	清		海
松	永	修		巳
岩	井	清		郎

欠 席 議 員            な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
代	表	菅	原	卓
監	査	田	中	庸
委	員	水	野	雅
教	育	麻	生	文
長		植	草	耕
危	機	鹿	倉	信
管	理	小	沢	俊
監		稲	葉	清
広	報	佐	藤	敏
室	長	森	田	敏
長		蛸	島	和
総	務	小	塚	眞
部	長	関		武
長		立	場	久
中	核	秋	本	美
準	備			子
担	当			一
理	事			
企	画			
部	長			
財	政			
部	長			
長				
情	報			
政	策			
部	長			
長				
文	化			
ス	ポ			
ー	ツ			
部	長			
市	民			
部	長			
長				
経	済			
部	長			
長				
観	光			
部	長			
長				
福	祉			
部	長			
長				
こ	ど			
も	政			
策	部			
部	長			
長				

保 健 部 長	二 宮 賢 司
環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也
消 防 局 長	本 住 敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂 雄
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	板 垣 道 佳
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	永 田 治
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

## 会 議

午前10時15分開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1発議第4号守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員（\*当時は会派「緑風会第1所属」）に対し、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告する決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木雅斗議員の退席を求めます。

〔鈴木雅斗議員退席〕

○松永修巳議長 お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにし  
たいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思いま  
す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 さとうゆきの議員。討論賛成ですか、反対ですか。

○さとうゆきの議員 賛成です。

○松永修巳議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 それでは、さとうゆきの議員。

〔さとうゆきの議員登壇〕

○さとうゆきの議員 無所属の会のさとうゆきのでございます。ただいま議題となっております発議第4号守衛  
を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員（\*当時は会派「緑風会第1所属」）に  
対し、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について、賛成の立場から討論を行います。

令和4年4月10日、当時会派緑風会第1に所属する鈴木雅斗議員につきましては、あたかも会派自由民主党所  
属議員であるかのように振る舞うことで守衛を欺き、会派自由民主党の控室の鍵を不正に入手し、警備員に同控  
室の鍵を開けさせ、室内を無許可で撮影したという驚くべき事実が6月10日の緊急質問にて明らかになりました。  
その事実が判明してから6月10日と7月12日に2度、本市議会において議員辞職勧告決議案が提出され、ど  
ちらも可決されておりますが、鈴木雅斗議員は辞職をされておられません。

市議会議員は、市民の代弁者として選ばれた立場にあると思います。その議員により、議会の意思として全会  
一致で可決された辞職勧告に従っていないということは、市民からの声に従っていないことと同じであるように  
思います。他会派の議員であるかのように守衛を欺いた行為については、改めて考えてみましてもとても非常識

で許されざる行為であると思います。例えば、今回の件の舞台が市庁舎の会派控室ではなく、個人の住居であったとしたらいかがでしょうか。大家さんに、居住者の親類であると欺き、鍵を開けさせ、中を撮影したら。私はその被害を受けたとしたら、たとえ盗難などをされていなくても、何を撮影されたのか、何を見られたのか不安になり、同じ場所に住み続けることすらためらわれます。このように考えますと、鈴木雅斗議員が行ったことは絶対にあってはならない行為ですし、決して許されるものではないことが御理解いただけるかと思います。

各会派控室は、議員個人の貴重品や市民の個人情報などを含む重要な書類が数多く保管されることもありますので、平日の閉庁後や土日など無人になる際は必ず鍵をかけていただく運用になっております。急な用事等で土日に控室を使用するときには、守衛さんと我々の信頼関係の下、鍵の貸し借りが行われておりました。今回の一件でその運用の見直しが行われ、鍵の貸し借りの際には確認の手順が増えたそうです。鈴木雅斗議員に欺かれた形となった守衛と警備員の方には特に落ち度はございませんでしたのに、取り調べや聞き取り調査などを受けることになり、本来であれば必要のない時間や労力の負担が発生し、また、何よりもうっかりだまれて鍵を貸してしまった自分が悪いのではないかと御自身の責任を感じられているのではないかと心配になり、大変心が痛みます。

鈴木雅斗議員がこのような行為をしなければ、今後も我々議員と守衛、警備員の方の信頼関係の下、従来どおりの円滑な運用が行われていたであろうことも併せて鑑みますと、鈴木雅斗議員をそのままにしておくわけにはまいりません。

よって、本市議会は鈴木雅斗議員に対して御自身の行為の責任を重く受け止め、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう、改めて勧告すべきものと考えます。

以上でございます。

**○松永修巳議長** これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員（\*当時は会派「緑風会第1所属」）に対し、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告する決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんね。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

鈴木雅斗議員に対する除斥を解除いたします。

[鈴木雅斗議員入室]

**○松永修巳議長** 日程第2議案第12号市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてから日程第19議案第30号令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）までを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

初めに、健康福祉委員長、石原みさ子議員。

[石原みさ子健康福祉委員長登壇]

**○石原みさ子健康福祉委員長** ただいま議題となりました議案第21号及び議案第30号のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第22号令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第24号市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について及び議案第26号債務不存在確認調停事件の和

解について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第21号及び議案第30号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、議案第21号については、第3款民生費において、老人福祉施設整備費補助金、地域コミュニティゾーン子ども施設整備事業費等を、第4款衛生費において、子どもインフルエンザ予防接種費用助成交付金、霊園内給水施設等改修工事費等を、それぞれ増額あるいは新たに計上するものであります。

また、継続費の補正において、地域コミュニティゾーン子ども施設整備事業の総額及び年割額を変更し、繰越明許費の補正において、老人福祉施設整備事業の事業費について、年度内の支出が困難となったことにより翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、次期斎場整備運営事業者選定支援委託費を追加し、その期間及び限度額を定めるものであります。

次に、議案第30号については、第4款衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる経費等を増額するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、議案第21号について、第3款民生費第1項社会福祉費第2目障がい者支援費、障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金及び第3目高齢者支援費、介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金について、「それぞれの支援金は、どのような形で、いつ頃事業所に支給するのか」との質疑に対し、「本支援金の支給については申請方式で行うことを考えており、事前に周知の上、10月の中旬に受付を開始し、10月の下旬に1回目の支給を行うことを考えている。受付は12月末まで行う予定で、その間に申請がなかった事業所に対しては周知を図りながら、全ての事業所が支援金を受給できるようにしていきたい」との答弁がなされました。

次に、障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金について、「本支援金は、事業所のサービス区分ごとに一律の金額を支給するものとのことである。しかし、同じサービス区分の事業所であっても利用者数等の規模には差があると考えが、今回の支援金の支給は公平性の観点から妥当な支給となるのか」との質疑に対し、「今回の支援金の支給に当たっては、より迅速に行うため一律の金額を支給することとしたものである」との答弁がなされました。

次に、議案第30号について。

第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費、ベッドサイドモニター等賃借料について、「本賃借料に係るベッドサイドモニターとはどのようなものか。また、何台分の費用を計上しているのか」との質疑に対し、「ベッドサイドモニターは、入院待機ステーションにおいて、新型コロナウイルス感染症により救急搬送が必要となった者の身体状況を測定する装置で、具体的には、心拍、心電図、血中の酸素濃度及び脈拍を測定するものである。また、本賃借料では、ベッドサイドモニター2台分の費用のほか、入院待機ステーションで使用する電動リクライニングベッド及び酸素濃縮装置の費用も併せて計上している」との答弁がなされました。

第3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種委託料について、「本委託料の内容はどのようなものか。また、今回のワクチン接種の対象を何人と見込んでいるのか」との質疑に対し、「本委託料は、主に医療機関における接種費用であり、1人当たり2,277円で、これに時間外及び休日加算に係る費用を合わせて委託料とするほか、集団接種会場に配置する医療従事者を確保するための費用も含まれている。また、ワクチン接種の対象は、2回目のワクチン接種を終えた12歳以上の者のうち、医療機関等で接種を受けると想定される40万人である」との答弁がなされました。

次に、集団接種会場借上料について、「本費用の内容は具体的にどのようなものか」との質疑に対し、「本費用は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場をJR市川駅前及びJR本八幡駅前などの利便性のよい場所に

設置するためのもので、当該会場における接種開始時期は10月中を見込んでいる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、両案とも可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号について。

今回の補正は、歳出において償還金を、歳入において前年度繰越金を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号について。

本案は、既定予算に基づく市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事について、一般競争入札の結果、大市産業株式会社との間に工事請負契約を締結するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本契約に係る工事の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「施工場所の斜面地は、樹木が生い茂っている状態である。今回の工事は、その樹木を伐採、抜根し、斜面をならした上で、格子状の四角いコンクリートのフレームで表面を覆う吹きつけ枠工法により崖の崩壊を防止するものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号について。

本案は、債務不存在確認調停事件について、市川簡易裁判所による和解勧告に鑑み、当事者間で合意に達し、和解により解決を図るためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、まず、「本件に係る市川市の請求金額は2,546万5,328円とのことだが、当該請求金額の算定根拠はどのようなものか」との質疑に対し、「当該請求金額は、本市が相手方に支払った平成25年度から30年度までの給与の総支給額分、事件対応に伴う本市職員の時間外勤務手当、これらに対する遅延損害金から算定したものである」との答弁がなされました。

次に、「今回の和解により相手方から支払われる金額が、本市が請求した金額より約800万円少ない1,700万円となったのはどのような理由からか」との質疑に対し、「今回の解決金である1,700万円は、本市が試算した相手方が臨床心理士として行った事務分の給与相当額に、事件対応に伴う本市職員の時間外手当を合算した額と近い金額となっており、本市が主張してきた臨床心理士として役務を提供した事実がないという内容に沿うものであったため、和解に応ずることとした。なお、本市が請求した金額との差額である約800万円の内訳は、約500万円が遅延損害金、残りの約300万円は相手方が一般事務として行った業務分の給与相当額である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、環境文教委員長、宮本均議員。

[宮本 均環境文教委員長登壇]

○宮本 均環境文教委員長 ただいま議題となっております議案第20号市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について、議案第21号のうち環境文教委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第20号について。

本案は、子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、その成長を社会全体で支える施策を推進するため、学校給食費を無償化するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、「本条例第7条の遅延損害金に関する規定

は、今後、学校給食費を無償化するのであれば必要がなくなるものとするが、本案では当該条項は削除されていない。この理由は何か」との質疑に対し、「これまでの学校給食費に係る滞納金については引き続き遅延損害金を請求する必要がある、第7条を削除した場合、その根拠となる規定がなくなってしまうため、今回の改正においては当該条項は削除しないこととしたものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第2款総務費第1項総務管理費において展示品借上料等の増額等を、第4款衛生費第2項清掃費において一般廃棄物処理施設建設等基金積立金等の増額を、第4款衛生費第3項環境費において犬・猫マイクロチップ装着費助成金等の増額を、第11款教育費において放課後保育クラブ指定管理料等の増額及び保護児童生徒援助費等の減額等を計上したものであります。また、債務負担行為においてはクリーンセンター発電設備修繕料等を追加するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第2款総務費第1項総務管理費第23目東山魁夷記念館費、展示品借上料について、「本借上料は、1階の展示室について、東山魁夷画伯をはじめとする近代日本画を基に制作されたどんちょうに関する資料等を中心とした展示構成とするに当たり、どんちょうの製作工程等に関する説明パネルなどを展示するためのものとのことだが、どの程度の期間これを展示するのか」との質疑に対し、「展示品の借上げの期間は1年としているが、毎年度更新し、来年度以降も継続して展示していく予定である」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第2項清掃費第6目清掃施設整備費、次期クリーンセンター整備運営事業者選定支援委託料について、「本委託料は、次期クリーンセンターの建設及び運営を担う事業者を選定するに当たり、事業者の募集、契約などに係る支援業務を委託するためのものとのことだが、その具体的な業務内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本委託の具体的な業務内容としては、建設費の予算を計上するためのプラントメーカーからの見積り徴取に係る支援、整備運営事業者の募集書類の作成支援、事業者の募集、選定の支援、事業者を選定する会議等の資料の作成支援、契約事務に係る法的なチェック及び契約締結に係る支援などを予定している」との答弁がなされました。

また、「本業務を委託するコンサルタントの選定方法及び選定までのスケジュールはどのようになっているのか」との質疑に対し、「コンサルタントの選定方法については、一般競争入札とすることを考えている。また、選定までのスケジュールについては、本予算が可決された場合、その後に入札の公告を行い、最終的な決定は来年1月頃を予定している」との答弁がなされました。

次に、第3項環境費第2目環境保全費、犬・猫マイクロチップ装着費助成金について、「本助成金は、新たにマイクロチップを装着した犬、猫の飼い主へ助成金を支給するためのものとのことだが、その積算根拠はどのようなものか。また、見込みより多くの申請があった場合には、さらなる増額補正なども検討するのか」との質疑に対し、「本助成金については、1頭当たりの助成金額を2,000円とし、申請数は他市の実績を基に100頭と見込んで20万円を計上したものである。この見込みより多くの申請があった場合には、その状況に応じて適切な対応を図りたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第1項教育総務費第2目事務局費、奨学資金について、「本予算は、奨学生として支給基準を満たしながら予算額の上限を超えていたことにより支給対象とならなかった学生にも奨学金を支給するためのものとのことだが、奨学金の支給要件及び本補正における支給対象者の人数はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本奨学金は、市内在住の高校生及び高等専門学校生の中で、学力が優良であり、世帯の所得がおおむね生活保護基準の1.5倍までの生徒を対象としている。また、本補正における支給対象者は当初28

名であったが、他の奨学金等を受給する辞退者が出た結果、25名となったものである」との答弁がなされました。

次に、第4目教育センター費、物品等修繕料について、「本修繕料は、学校内で活用が進む学習用タブレットについて、当初の見込みを上回る故障が発生していることから2,500万円の増額補正を計上しているとのことだが、この積算根拠はどのようなものか」との質疑に対し、「今回、修理が必要なタブレットの台数は590台であり、1台当たりの修繕料は平均すると約3万6,000円であるが、実際の修繕料は2万円から5万円程度と、その破損の程度により異なるため、そのことを見込んで2,500万円を計上したものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、建設経済委員長、大久保たかし議員。

〔大久保たかし建設経済委員長登壇〕

○大久保たかし建設経済委員長 ただいま議題となっております議案第16号市川市下水道条例の一部改正について、議案第17号市川市道路占用料条例の一部改正について、議案第18号市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について、議案第19号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第21号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第23号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）について及び議案第25号損害賠償請求事件の和解について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第16号について。

本案は、下水道事業の安定的かつ持続的な経営を図るため、下水道使用料の額を見直すものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「今回の見直しにより、令和5年4月1日から下水道使用料が値上げとなるが、今後、さらに値上げされることはないのか。また、市民への周知はいつ、どのように行うのか」との質疑に対し、「下水道使用料の額の見直しについては3年に1度行うこととなっており、今回見直す下水道使用料は令和6年度までのものである。このことから、今回の見直し実施後、令和6年度までの間に下水道使用料を再び改定することはない。また、市民への周知については、本案の議決後、速やかに広報紙や市公式ウェブサイトなどでの周知を図るほか、年末から年始にかけて周知文を全ての利用者へ配布する予定である」との答弁がなされました。

また、「市は、下水道使用料の値上げの実施時期を令和5年4月1日としているが、本案の議決後、実施時期を延期する判断を下すとすれば、そのタイムリミットはいつなのか」との質疑に対し、「下水道使用料の改定に当たっては、県が運用するシステムの改修を県に依頼する必要があることなどから、最終判断を下すタイムリミットについては現在県に確認中だが、年末年始頃になろうかと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号について。

本案は、受益者負担の適正化を図るため道路占用料の額を見直すほか、所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号について。

本案は、自転車の安全利用に関するさらなる普及啓発を図るため、自転車損害賠償保険等への加入を義務づけるとともに、事業者の責務を見直すほか、所要の改正を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本案は、自転車利用者等に対し自転

車損害賠償保険等への加入を義務づけるためのものとのことだが、義務違反への罰則規定がないことに加え、事業者等による加入の確認等は努力義務にとどまっている。今後、市はどのように加入状況を把握し、加入を促していくのか」との質疑に対し、「保険の加入状況について、市が全てを把握することは困難であるが、例えばアンケート等により調査を実施することで加入状況を把握していきたいと考えている。また、保険への加入を促すため、引き続き市民への啓発に努めていきたい」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号について。

本案は、菅野駅周辺の良好な環境を確保するとともに、自転車等の利用者の利便を図るため、菅野第1駐輪場及び菅野第2駐輪場を設置するものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号について。

今回の補正は、第6款農林水産業費において農業者肥料価格高騰対策支援金及び市川漁港設備整備工事費等の増額を、第7款商工費において中小企業融資利子補給金及び事業者電気・ガス料金高騰対策支援金等の増額を、第8款観光費において観光イベント活性化バス運行委託料の増額及び花火大会負担金の減額を、第9款土木費において電線共同溝予備等設計委託料、公共交通事業者原油価格高騰対策支援金等の増額及び鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金の減額を計上するものであります。

また、繰越明許費の補正において、道路拡幅整備事業、電線類地中化事業及び公園施設維持管理事業について、年度内の支出が困難であるため、翌年度へ繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第7款商工費第1項第2目商工業振興費、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金について、「本事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、原油価格や物価の高騰による影響を受けている市内の中小事業者等に対し、電気、ガスの使用量に応じて支援金を給付するものとのことだが、その対象者及び給付要件はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本支援金の対象者は市内中小企業等や個人事業主であり、NPO法人及び社会福祉法人等も含む。また、給付要件は、市内に本店または主たる事業所を有すること、令和4年4月から8月までの5か月間の電気及びガス料金の合計金額が20万円以上であることなどである」との答弁がなされました。

次に、商店街活性化事業補助金について、「本補助金は、令和4年6月3日の降ひょうの被害に遭った市内商店街の街路灯などの緊急的な修繕費用を補助するためのものとのことだが、その補助割合はどのようになっているのか」との質疑に対し、「街路灯の修繕については、現在1基当たりの補助割合を2分の1、上限額を2万円としているが、今回の降ひょう被害による修繕については、補助割合を3分の2、上限額を6万円とする予定である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号について。

今回の補正は、収益的支出において私設下水道管渠敷設費補助金等の増額を、資本的支出において水洗便所改造資金貸付金の増額を計上したものであります。また、継続費の補正において、妙典ポンプ場増強事業、押切ポンプ場長寿命化改修事業の総額及び年割額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、継続費について、「押切ポンプ場長寿命化改修事業について、老朽化したポンプ設備の交換を計画しているとのことだが、設備の耐用年数はどの程度になるのか」との質疑に対し、「ポンプ設備の耐用年数は20年から25年となっている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号について。

本案は、損害賠償請求事件について当事者間で合意に達し、和解により解決を図るためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、総務委員長、久保川隆志議員。

[久保川隆志総務委員長登壇]

○久保川隆志総務委員長 ただいま議題となっております議案第12号市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、議案第13号市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第14号市川市職員退職手当支給条例の一部改正について、議案第15号市川市手数料条例の一部改正について、議案第21号及び議案第30号のうち総務委員会に付託された事項、議案第27号損害賠償請求事件の和解について及び議案第28号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第12号について。

本案は、地方公務員法等の改正を踏まえ職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、年齢60年を超える職員に係る給与に関する特例を設ける等の所要の改正を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「定年の引き上げについて、職員組合から何か要望はあったのか。また、管理職の職員が60歳を超えた後も責任の伴う管理職にとどまるにも関わらず、給料が減額されることについて不満があるとの声を聞くが、市はどのように考えているのか」との質疑に対し、「職員組合とは勉強会や交渉を重ねており、その中で強い要望等は受けていない。また、60歳を超えた後も公民館長など外部機関の長として管理職を担う場合、これまでは定年退職前の給料の5割から6割程度であったが、今後は7割となり処遇の改善につながることから、給料が下がることに対しての不満の声は聞いていない」との答弁がなされました。

また、「定年引き上げられることにより、新規職員の採用は今後どのようなようになるのか」との質疑に対し、「新規職員の採用については、将来にわたり安定的かつ継続的な行政サービスの提供に向け、中長期的な観点から検討する必要がある。また、本市職員の定年後の働き方については、現在も多くの方がフルタイムの再任用を選択していることから、極端に採用が減ることはないと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、非常勤職員が養育する子に係る1歳以降の育児休業の取得を柔軟化するほか、所要の改正を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本市職員の令和3年度の育児休業取得率は、女性職員が100%である一方で、男性職員は29.3%となっており、男性が育児休業を取得しづらい環境がある。男性の育児経験は行政の施策にも生きるかと考えるが、市はどのような見解を持っているのか」との質疑に対し、「ジェンダー平等の観点や女性活躍推進の観点から、男性の育児参加は非常に重要であると認識しており、今後も男性職員の育児休業の取得促進に努めていきたいと考える」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号について。

本案は、雇用保険法等の改正を踏まえ、雇用保険法に基づく失業等給付に相当する失業者の退職手当につい

て、支給期間の特例を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号について。

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定事務に係る手数料の額を定めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号及び議案第30号のうち本委員会に付託された事項について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、まず、議案第21号について、歳出においては、第2款総務費において、障がい者自立支援システム等改修委託料を新たに計上するほか、コミュニティ助成事業補助金、中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金償還金の増額及び財政調整基金積立金、イッシー・レ・ムリノー市青少年代表団受入れ委託料等の減額を計上し、歳入においては、国庫支出金のほか、市債等を増額し、諸収入を減額するものであります。また、繰越明許費の補正において、消防活動車両整備事業について年度内の支出が困難であるため翌年度へ繰り越す措置を行うほか、債務負担行為において人事システム等構築委託費等を追加し、その期間と限度額を定め、地方債の補正においては起債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第30号については、歳入において、第14款国庫支出金新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金並びに第19款繰越金を増額するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、議案第21号、歳出第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費、環境施策推進参与報酬について、「なぜ今、環境施策推進参与を任用する必要があるのか」との質疑に対し、「地球温暖化の進行による気候変動の危機が非常に深刻なものとなっており、本市としても最大限に取組を推進していく必要がある。そのような状況において、客観的視点、専門的視点を取り入れ、既成概念にとらわれず政策立案を行うため、環境施策推進参与を任用したいと考える。また、早期に検討に着手し、なるべく早い時期から実行に移していきたいと考えることから、今定例会において補正予算を計上した」との答弁がなされました。

次に、第26目健康都市推進費、講師謝礼金について、「健康寿命に関する講演会を開催することだが、講演会の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「市民の健康意識のさらなる向上を目的として健康講演会を実施する。健康に関しては様々な観点からアプローチができると考えており、今年度は歯、口腔及び食事の2つを大きく取り上げテーマとしたいと考えている」との答弁がなされました。

また、「本事業は、田中市長の健康寿命日本一を目指すとの考えの下、補正予算を計上したのか」との質疑に対し、「本事業については、健康寿命日本一を目指す政策意図を広く周知するとともに、基礎となる市民一人一人の心身の健康について、知識、教養を持っていただく機会としたいと考えており、健康寿命日本一につながる事業だと認識している」との答弁がなされました。

次に、歳入第17款第1項寄附金第2目指定寄附金、水防用排水ポンプ購入事業指定寄附金について、「一般社団法人中山馬主協会から例年寄附の申出があるとのことだが、その用途について要件はあるのか」との質疑に対し、「寄附金の用途における要件は、中山馬主協会が認める公益に関する事業であり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとされている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、両案とも可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号について。

本案は、損害賠償請求事件について、東京地方裁判所による和解勧告に鑑み、当事者間で合意に達し、和解に

より解決を図るためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号について。

本案は、千葉県市町村総合事務組合を組織する団体以外の地方公共団体である四市複合事務組合から、千葉県市町村総合事務組合に対し、令和5年4月1日から公平委員会に関する事務を共同処理したい旨の依頼があったことから、同組合を組織する団体の数の増加及び規約における関係規定の改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、市議会の議決を求めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第13号市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第14号市川市職員退職手当支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第15号市川市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第16号市川市下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんね。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第17号市川市道路占用料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第18号市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第20号市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第21号令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第22号令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第23号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第24号市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第25号損害賠償請求事件の和解についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第26号債務不存在確認調停事件の和解についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第27号損害賠償請求事件の和解についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第28号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第30号令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○松永修巳議長 日程第20請願第4－3号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び日程第21請願第4－4号「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を一括議題といたします。

本請願に関し委員長の報告を求めます。

環境文教委員長、宮本均議員。

〔宮本 均環境文教委員長登壇〕

○宮本 均環境文教委員長 ただいま議題となりました請願第4－3号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び請願第4－4号「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願」について、環境文教委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、請願第4－3号について。

本請願は、令和5年度予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を、政府及び関係行政庁宛てに提出してほしいとの趣旨であります。

本委員会といたしましては、採決の結果、採択すべきものと決しました。

次に、請願第4－4号について。

本請願は、令和5年度予算編成に当たり、憲法、子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、国における2023年度教育予算拡充に関する意見書を政府及び関係行政庁宛てに提出してほしいとの趣旨であります。

本委員会といたしましては、採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入りますが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第4-3号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本請願は採択することに決定いたしました。

これより請願第4-4号「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本請願は採択することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 お諮りいたします。決算審査特別委員会審査のため、明9月13日から9月19日まで7日間休会することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって明9月13日から9月19日まで、7日間休会することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時19分散会

第 5 日

令和 4 年 9 月 20 日 (火曜日)

令和4年9月市川市議会定例会議事日程（第5号）

令和4年9月20日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問 国松ひろき議員、金子貞作議員、廣田徳子議員、高坂 進議員、青山ひろかず議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	か
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作
秋		本	の	り	子
か	つ	また	竜		大
西		村			敦
宮		本			均
中		山	幸		紀
松		永	鉄		兵

荒石加稲越大堀かい松竹松岩	木原藤葉川場越づ井内永井	詩よし武健雅清修清	郎の中央二史諭優勉努海巳郎
---------------	--------------	-----------	---------------

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
代表監査委員	菅原	卓雄
教育長	田中	庸惠
危機管理監	水野	雅雄
広報室長	麻生	文喜
総務部長	植草	耕一
中核市準備担当理事	鹿倉	信一
企画部長	小沢	俊也
財政部長	稲葉	清孝
情報政策部長	佐藤	敏和
文化スポーツ部長	森田	敏裕
市民部長	蛸島	和紀
経済部長	小塚	眞康
観光部長	関	武彦
福祉部長	立場	久美子
子ども政策部長	秋本	賢一
保健部長	二宮	賢司
環境部長	根本	泰雄
街づくり部長	川島	俊介
道路交通部長	藤田	泰博
水と緑の部長	高久	利明
行徳支所長	菊田	滋也

消 防 局 長	本 住	敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂	雄
事 務 局 長	藤 城 久	保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道	佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴	志
教 育 次 長	永 田	治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義	康
学 校 教 育 部 長		

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠 介
主 任 書 記	北 川 陽 一
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員 おはようございます。創生市川の国松ひろきでございます。今朝の豪雨、台風が大変強かったと思います。まだ被害の状況が分かっていない状況がありますが、早急に本市の被害の状況確認をお願いしたいというふうに思います。また、いまだ新型コロナウイルス感染症の猛威が冷めやらぬまま、感染者数の増減に一喜一憂してしまっている状況がございます。医療関係者の方、対応に追われている関係部署の皆様心から感謝を申し上げますとともに、感染されてしまった方、みなし感染とされている濃厚接触者の方にお見舞いを申し上げますというふうに思います。また、テレビやネットニュースなどでは市川市議会がまた注目されております。議長が開会日冒頭に申し上げたとおり、襟を正して議会に臨みたいと私自身も思っております。

改めまして、通告に従い一問一答で質問させていただきます。

まずは、大項目の1つ目、橋梁整備に係る市の認識について伺ってまいります。

本市は東西を分断する川、東京都との境に位置する川があり、大小たくさんの橋がございます。当初予算にも古くなった橋梁の整備の予算が計上されておりました。

まずは、(1)の仮称押切・湊橋の名称について伺ってまいります。過去にも仮称押切橋について質問させていただいた経緯がございます。そのときの通告も答弁も仮称押切橋との名称で質問させていただきました。その後、県議会での質問があり、翌日の新聞報道では名称が仮称押切・湊橋と報道されておりました。都市計画手続も仮称押切橋との名称で行われておりましたが、最近になって名称が変わりました。実際にどのような経緯で名称の変更が行われたのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

名称について、これまでの仮称押切橋から仮称押切・湊橋としたことにつきましては、千葉県に確認しましたところ、都市計画道路3・4・25号湊海岸線が押切地区と湊地区を含んだ区域で都市計画決定されていること。また、湊自治会より、仮称の段階から湊を含むか湊にちなんだ名称とするよう千葉県に要望があったこと。これらのことから今年度より新規事業化し、事業を進めていくに当たりまして、橋の仮称名については押切地区、湊地区の両地区名を用いた名称とすることとなったとのことでございました。なお、正式名称については、地元市などの意見を聴取しながら決めていくとのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 地元自治会からの要望が入ったということを理解できました。大変いいことだと思います。地元のシンボルになるわけですから、地元の方々の意見をしっかり聞いて、正式名称を決める際は地域の宝になるような名称を期待しております。また、取った取られたではありませんが、東京側の地名が入る可能性もあると思いますので、ぜひ市川にちなんだ名前になることを私自身も強く要望させていただきたいというふうに思います。

続きまして、(2)仮称押切・湊橋の進捗状況と問題点について伺ってまいりたいと思います。昨年9月の私の

質問でも同様の質問を行っております。その後、本市として千葉県がどのように進めているのか把握しているのか。本市としても事業を進めているのかお伺いしたいと思います。また、現時点で抱えている本市が認識している問題点についても併せてお答えをお願いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

仮称押切・湊橋の昨年9月以降の進捗状況につきましては、東京都と共同事業者となる千葉県との間で役割分担や費用負担等に関する事項を定めた基本協定が昨年12月に締結されております。千葉県では今年2月に都市計画変更の手続を完了させ、同月、当該橋梁新設に当たり、事前に実施した事業評価に対する意見募集も行いました。その際の主な意見は、行徳街道などの現道からの接続方法についてや、東京メトロ東西線の行徳駅と都営新宿線の瑞江駅とを結ぶ新規バス路線の開業について、その他の都県を結ぶ橋梁整備に関する意見がございました。県では、今年度からは補助事業として新規事業化し、5月には王子金町市川線とした名称で県道の路線認定を行い、7月から12月中旬までの予定で測量作業等を実施しているところでございます。

次に、現時点での問題点につきましては、問題と考えられるものはございませんが、新たな用地を確保する必要もあることなどから、昨年7月に行われた千葉県都市計画公聴会の中で、移転に伴う代替地の検討や賃貸事業主から収入補償や借家人の立ち退きに関する事などについて不安があるとの意見があったことから、引き続き丁寧な事業説明を行うなど、地域の方々の御理解と御協力を得られるよう努めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 現在の進捗状況を理解できました。また、定期的に進捗状況を伺ってまいりますので、千葉県としっかり連携や情報共有をしていただき、当該地元の市川市が知らないという状況の中で工事が進んでいくということがないように、関係部署の方々には事業に携わってほしいと思います。

また、問題点に関して、ないというのは大変すごいことだと思っております。移転の代替地の問題や収入補償、立ち退きに関してはお金のかかることでございます。当該地元自治体として地元の方のためになるよう、また事業の早期完成のために千葉県と連携できるよう、双方のためのことをしなければならぬと思います。ぜひこれからも問題点の早期解決、そして早期完成に向けて、県と地元の方々と連携してほしいと思います。

続きまして、(3)行徳橋の整備の進捗状況についてお伺いしてまいります。こちらに関しては、付随した質問として、行徳街道が市に移譲される質問や稲荷木側の横断歩道について質問を過去に確認させていただきましたが、橋の工事は完成していると認識しておりました。ですが、いつ通っても行徳側の道路整備が完了しておりません。今も緩やかなS字カーブになっているかと思えます。

改めまして、行徳橋の整備について、行徳側への橋の取付け道路等の整備が行われているようですが、行徳橋全体の整備の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

行徳橋は行徳可動堰の管理橋を兼用する橋梁であり、堰の改修事業に合わせて、国と県の共同事業により架け替え工事を行っております。令和2年3月には新たな橋が開通し、引き続き旧橋の撤去工事を進めているところでございます。現在の進捗状況につきましては、橋への取付け道路については、稲荷木側は舗装の打ち直し、行徳側は歩道等の整備工事が行われており、今後、旧橋の撤去及び取付け道路の工事が完了しますと行徳橋の整備が完了することになります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 令和2年3月に開通して1年半が経過して、まだ工事をしているという状況に、地元の方からいつ完成するのという問合せをいただきます。

そこで、改めて再質問させていただきますが、この工事はいつ頃完成予定なのでしょうか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

行徳橋整備の完成予定について千葉県に確認したところでは、本年度は引き続き旧橋の撤去工事、稲荷木側及び行徳側の道路工事を行っているところであり、これらを鋭意進め、早期整備完了を目指すとのこととございました。なお、具体的な完成時期につきましては示されておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 完成時期が未定というのは、地元の方に何と答えていいのかわかりかねるかなというふうに思います。本市としても、本市で行われている県の事業がいつ終わる予定なのか気にならないのかなというふうに思います。県のほうとしても、鋭意、早期整備完了を目指すということでございますので、こちらも仮称押切・湊橋同様、県としっかり連携、情報共有を行っていただきたいというふうに思います。

続いて、(4)仮称大洲橋（都市計画道路3・4・14号大洲平田線）の整備についてお伺いしてまいります。

本年6月定例会において、田中市長の所信が掲げられました。その中で、仮称大洲橋の記載がありました。市川南地域、大洲、新田、平田、大和田の地域の方は、昔から話はあったもののいつどのように進んでいくのかわからない状況が続いております。私自身、いつできるの、どう進んでいるのと質問されて具体的にお話をお返しすることができません。

そこで、仮称大洲橋の整備の動向と、今後の橋以外の部分に関する都市計画道路3・4・14号大洲平田線の整備について、本市の考えをお伺いさせていただきます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路3・4・14号大洲平田線は、江戸川区上篠崎と本市の都市計画道路3・6・32号市川鬼高線とを結ぶ路線で、外環道路へ通じるネットワークの一部を担っております。当該計画道路の幅員は15から20mで、仮称大洲橋は本道路の橋梁部でございます。この橋の整備は、本市の想定ではございますが、橋梁部から県道若宮西船市川線、通称産業道路、ここまでは橋梁部分として県及び都が事業主体となり整備を行うものと考えられます。スケジュールについては具体的に示されておりませんが、平成28年3月に千葉県が策定した都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、おおむね10年以内に整備を予定する施設に位置づけられております。

本市におけるこの橋の整備は、江戸川区と本市との連携を強化し、相互の防災機能の強化や県道若宮西船市川線との接続で広域的な交通ネットワークが形成され、市川橋に係る交通の分散化など市内交通の円滑化が期待できるものであります。また、外環道路受入れ時に、9分類22項目の中で整備を要望してきているネットワーク上重要な路線であることから、引き続き千葉県に早期の着手を要望するとともに、市としても協力していく考えであります。

一方、県道若宮西船市川線から北側の都市計画道路3・6・32号までについては本市の整備区間となり、現時点で事業の計画は予定はございませんが、計画幅員が20mと高幅員で、住宅地を通るルートとなることから、用地買

収を含め慎重に進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 御答弁いただきました。平成28年からおおむね10年以内に整備する路線と位置づけられているとのことですが、現在、平成で考えれば34年、もう6年が経過しております。市長の所信にも書かれている路線のお話です。本市のほうから、どうなっているのか、進めないのか、県に要望したり、江戸川区と連名で東京都にも要望したりと、本市側からもできることというのはあるというふうに思います。県がやることだから関係ないではなく、その橋ができることによって本市の人の流れ、車の流れがもろもろ変わってくると思います。いい未来を築くためにも率先して進めていただきますようお願い申し上げたいと思います。

改めて再質問させていただきます。橋の整備は道路橋梁として整備する都や県、地元自治体である市川市や江戸川区、河川を管理する国などそれぞれが関わると思います。今後どのようなフローで進めていくのかお伺いさせていただきます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

事業化に向けたフローについては、現時点で県から具体的に示されてはおりません。本市の想定として、仮称押切・湊橋の例に倣いますと、計画の具体化に当たりましては東京都と千葉県により事業効果や橋梁取付け部の調査が実施されるとともに、両者による道路橋梁整備調整会議が開催され、架橋に伴う周辺道路の影響や道路構造上の課題等の検討が進められ計画案が作成されると考えられます。計画案の作成後には、地元へ橋梁の整備効果や構造等についての説明会の実施や、都市計画変更の必要がある場合には、地元説明会を行った上で都市計画変更等の手続が行われ、これらの完了後に事業化となります。事業化されますと、一般的には測量調査や詳細設計、地元説明会等が行われ、用地買収を経て工事の実施、そして供用となるため、事業化から供用まではおおむね10年程度はかかることが考えられます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 計画案の作成、地元説明会、都市計画変更手続、これらが完了後、事業化。事業化してから供用開始までおおむね10年。まだまだかかるということ、理解できました。

先ほども質問させていただきました仮称押切・湊橋の早期完成も目指さなければなりません。記憶が間違っていれば後ほど訂正させていただきますが、国の防災の観点で、川の上に3kmに1本は必ず橋を避難道として造らなければならないというルールがあったかなというふうに思います。行徳橋から市川橋まで3km以上あると思います。いつどんな災害が起きるか分かりません。ぜひ早期完成、事業着手ができるよう要望を続けていってほしいと思いますし、市長も所信に掲げております。ただ所信に文言を入れるだけではなく、地域のため、しっかりと事業化に向けて取り組んでいってほしいと思います。

改めて、再々質問をさせていただきます。以前、暫定的に歩行者だけが渡れるような橋を整備するというお話がございました。そのお話は当該地区でも広まっております。ですが、先ほどの答弁から想定してみますとそうはならないということなのかなというふうに思います。今、歩行者のみが渡れる橋というのはどうなっているのかお伺いたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

暫定整備については、江戸川区からの提案により、平成21年7月に東京都、千葉県、江戸川区、本市の4者で

仮称大洲橋暫定整備検討会を設置し、防災上の観点から、暫定的なものとして計画道路の半分の幅員の歩道橋として整備することについて検討が進められました。しかし、検討の過程において、避難誘導時の安全性や、暫定整備する歩道橋の橋脚と将来整備する橋脚が近接することによる河川の流水阻害等の構造的な問題等から、平成27年には江戸川区から計画を断念するとの意向が示されました。これを受け、この暫定整備案は取りやめとなり現在に至っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 御答弁をいただきました。おそらく地元の方々は平成27年に江戸川区側から断られた経緯を知らないという方がたくさんおります。その当時に地元の方にどのような周知を行ったか分かりませんが、周知をした後に計画断念。計画を断念したことの周知を行わなければいけないのかなというふうに思います。もう随分前の話を、いまだに徒歩で渡れる橋はいつできるのと聞いてくる人がいるということ、道路交通部だけでなく全ての部署に、投げっ放しではなく進捗等を周知するようお願い申し上げます。



大項目の1つ目を終わらせていただきます。

続きまして、大項目の2つ目、下水道事業（污水）の現状と課題について伺ってまいります。

公明党さんの代表質問で、私の聞きたかったデザインビルド方式の件や普及率の話を聞きましたので、違う視点で質問してまいりたいというふうに思います。

まずは、(1)の下水道の整備状況についてですが、公明党さんの代表質問の答弁において、下水道を3つの処理区に分け整備が進められているということ、そのうち菅野処理区の整備が完了し、残りの未整備面積が約1,000ha残っていて、現在の普及率が76.8%になったこと、理解できました。

そこで、未整備区域の残る西浦処理区、江戸川左岸処理区の整備状況と併せて、令和3年度の実績について伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 初めに、西浦処理区の整備状況でございますが、若宮・鬼越地区から成る西浦処理区約126haは、船橋市にある西浦下水処理場で汚水を処理する合流式の公共下水道であり、約25haの未整備区域が残されています。次に、江戸川左岸処理区の約3,000haにつきましては、千葉県北西部8市の汚水を処理するために整備した流域下水道幹線に接続し、江戸川第二及び建設中の江戸川第一終末処理場で処理する公共下水道であり、約960haの未整備区域が残されています。令和3年度の工事実績といたしましては、西浦処理区の約0.3haと江戸川左岸処理区の約46haの工事を発注しており、その工事費は約36億円となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 下水道の普及率の質問は議員になってから毎年行わせていただいております。過去の質問のときに、他市よりも進みが遅い、早めましょう、現に困っている人がいる。また当時、高石神自治会が行ったアンケートでも、ほかの問題点がたくさんある中、下水道普及率の件が一番多かったとのことでございます。今の普及率が76.8%、令和2年度末で76%、平成30年度末で74.1%、本当に本当に少しずつ進んではおりますが、この調子で進んでいくと終わりが全く見えないのかなというふうに思います。100%になる頃にはほかの区域が老朽化していて、また新たに下水道の工事に着手しなければならなくなります。

そこで、(2)の質問になりますが、早期整備を進める上で、新方式のデザインビルド方式になり少しは変わっ

てくると思いますが、西浦処理区と江戸川左岸処理区において、今後整備を進めていく上でそれぞれの処理区の課題についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 まず、西浦処理区の課題についてですが、西浦処理区の未整備地区約25haのうち約12haは千葉県が事業主体で進めている都市計画道路3・5・26号、通称木下街道と京成本線との立体交差化事業に合わせて下水道整備を進めていく地区でございます。当該地区の下水道整備は、道路構造物や線路への影響を踏まえ施工方法などを検討する必要があります。しかしながら、道路事業において用地買収が完了していないことや道路構造物の詳細が確定していないことから、下水道をはじめとする道路占用事業者間で埋設位置などの調整に時間を要しているところでもあります。本市としましても、この地区の下水道整備が進められるよう、道路事業の早期整備について千葉県へ要望しているところでもあります。

次に、江戸川左岸処理区でございますが、下水道整備を計画的に進めるには、汚水を受け入れるための江戸川第一終末処理場の整備も不可欠であります。現在、江戸川第一終末処理場は、水処理施設全9系列のうち第1系列の供用が令和3年3月に開始されたところでもあります。しかしながら、市川市を含む流域8市の市街化区域の汚水を処理するには、整備中の江戸川第一終末処理場の第4系列までの供用を見込んでおり、その後、市街化調整区域の汚水処理や菅野終末処理場などの汚水を流域下水道に編入するためには、第5系列以降の整備が必要であります。このようなことから、処理場整備の進捗は本市下水道整備の課題となっております。

処理場の整備予定につきましては、千葉県の中長期的な下水道経営の基本計画となる流域下水道事業経営戦略に示されており、その中では、令和11年度までに第2系列の供用が見込まれているところではございますが、第3系列以降については、その後、順次整備していくこととなっております。このようなことから、去る8月29日に市長が千葉県知事にお会いし、江戸川第一終末処理場の早期整備について直接お話をしたところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 御答弁をいただきました。先に江戸川左岸処理区に関してですが、昨年3月に第1系列の供用が開始されたこと、また令和11年度末までに第2系列が供用開始ということも以前にも質問いたしましたので聞いております。もちろん県の事業ですから本市としても歯がゆい思いをされているのでしょうか、第2系列が令和11年度末、第4系列まで完成するのはあと何年かかるのか全く分かりません。したがって、江戸川左岸処理区の下水普及率が100%になるのは何年後のお話になるのか全く読めません。市長が自ら知事に対し要望を入れた旨も、公明党さんの代表質問でお伺いしております。ぜひ早期完成、早期未普及地域の解消に努めていただきたいと思っております。

また、西浦処理区のお話になりますが、3・5・26号鬼高若宮線、通称木下街道と京成本線立体交差化の事業に合わせる旨も過去の質問でお伺いしております。過去に3・5・26号についても質問させていただき、県とともに早期開通ができるようにすると担当部局からも答弁をいただいておりますが、やはりこちらも一切その後進んでおりません。道路工事をするのを待っていただいても西浦処理区の普及率は100%にならないのかなというふうに思います。

そこで改めて、西浦処理区の件に関して再質問させていただきますが、さきに述べた高石神地域を含むこの西浦処理区の地域について、下水道のルートの見直しなどを含め、早期整備の手法を検討できないかお伺いしたいと思っております。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 御質問の地域は土地の高低差があり、狭隘な道路が多いという特徴があります。また、内径1,350mmの管が京成本線を横断しなければならない状況があることから、千葉県と協議を行い、最適なルートとして当該道路の事業用地に埋設する計画としたところでございます。ルートの見直しについては、狭隘な道路が多い地域の特徴を踏まえ、管路の口径や施工方法などから、用地の確保や施工時の周辺への影響など多くの課題が想定されます。このようなことから、現計画で進めることが最良と考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 変えることはできないということ、分かりました。木下街道の立体交差化が事業着手されなければ、西浦処理区は100%完了にならないということ。下水を担当されている水と緑の部だけでなく、道路交通部も含め、この木下街道の立体交差化事業が早く進み、ひいては下水の普及率が向上するよう力強くお願い申し上げます。大項目の2つ目を終わらせていただきます。

続きまして、大項目の3つ目、大柏川第二調節池についてお伺いしてまいります。

今年はまだ幸いにして、本市において大きな豪雨災害は起こっておりませんが、今朝起こりましたね。災害はいつ起こってもおかしくありません。この質問も過去に1度させていただいておりますが、そこから大分たちましたので、改めて伺ってまいります。

まず、(1)になりますが、近年、本市だけでなく全国各地で水に関する災害が激甚化及び頻発化されております。浸水被害が発生するリスクが高まっている中、大柏川で事業が進められております。この大柏川第二調節池の概要をお伺いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 大柏川第二調節池は、真間川水系において千葉県が整備を進めている治水施設の一つで、時間雨量50mmに対応するため、河道拡幅改修などに加えて整備を進めているものであります。この施設は、大柏川の上流に位置し、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市の3市にまたがる地区に、計画面積が19haの調整池として計画されており、そのほとんどが鎌ヶ谷市域となっております。計画貯水量は10万1,000m<sup>3</sup>で、河川を越流するような雨水が流れてきた際に川の水を一時的に池に貯水し、下流域の河川への負担を軽減させるものであります。この調節池の構造としましては、そこに流れる川を池となる区域で川幅を広げることで池をつくり、そこに河川の水をためる形となります。また、この整備につきましては、鎌ヶ谷市の新橋を境として上流側と下流側に分けて行う計画となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 御答弁をいただきました。3市にまたがっているということ、また上流側と下流側を分けて整備するということが、理解できました。3市にまたがりそうな場所ということで大体の場所のニュアンスは理解できます。水野危機管理監がいろいろな方への答弁で、災害対策に終わりなしとおっしゃっておりますが、まさにそのとおりだと私も思っております。この大柏川第二調節池ができたからといって氾濫のリスクがなくなるわけではありません。千葉県と、そして鎌ヶ谷市、船橋市と連携していかなければ早期完成が見込めないと思います。

そこで、(2)の質問になりますが、現在の大柏川第二調節池の整備状況についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 整備状況を千葉県に確認したところ、現在用地取得率は約91%となっており、まとまった用地が確保できた上流側区域において貯留機能の早期確保を目指し、掘削や築堤及び周辺の地盤沈下を防止

するための対策工事を実施しているとのことでもあります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 2019年12月に質問させていただいた際に、用地取得率は90%と答えておりました。現在91%、約3年たって1%しか進んでいないのかなというふうに思います。先ほどの下水道普及率もそうですが、もともとの分母が大きいですから、1%が進めばかなりの広範囲なんだろうけれども、数字だけ聞くと何を悠長に進めているのですかと思ってしまいます。もちろん県の事業ですから本市が悪いわけではないということ、理解できます。橋の質問のときにもいただきましたが、自分の町の工事を県が担ってくれて本市の安全対策がより強固になるわけです。ただ県が進めているのを見ているだけではなく、本市からできること、やらなければならないことを明確にして県に打診すべきだと思います。

そこで、再質問になりますが、この大柏川第二調節池に係る建設費用は本市にも負担があるのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 この事業については河川管理者である千葉県が国の交付金を活用して実施しているもので、市川市の負担はございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 本市の負担がないということ、理解できました。あくまで素人考えなのですが、県や国の事業がなかなか進まないとき、お金の問題で進まないということだけではないのしょうけれども、例えば本市が一部負担すれば、早期完成、早期事業着手とならないものなのかなというふうに思います。もちろん難しい話なのも分かりますが、この大柏川第二調節池の恩恵を受けるのは下流側の市川市です。上流部分で水をせき止めてためてくれるだけで本市の氾濫リスクが激減します。早く完成させたほうがいいに決まっております。先ほども申し上げましたが県の事業だから関係ない、勝手に進めてくださいではなく、本市側からも歩み寄ってほしいと思います。

今、恩恵というお話をさせていただきましたが、改めまして小項目の(3)、大柏川第二調節池が完成することによってどのような効果が期待されるか、見込まれているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 大柏川第二調節池は、大雨時に川の水位が上昇し、その水位が一定の高さを超えると雨水が調節池内に流入し、下流に流れる水の量を減らすことで河川の氾濫を防ぐものであります。また、雨水を調節池内にためることにより、池より下流域での河道流量の低減が図られるため、河川断面を縮小することができるなど、効率的かつ経済的な河川改修が可能となります。本市としましては、この調整池が完成しますと約10万m<sup>3</sup>の雨水が貯水されることから、池の下流域に当たる本市の治水安全度はこれまで以上に高まるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 本市の安全対策、水害対策、河川の氾濫対策、冠水浸水対策など大きな恩恵があるということ、理解できました。なおさら早期完成を目指して、鎌ヶ谷市や船橋市と連携していくべきだと思います。連携することによってスピードが上がるわけではありません。ですが、費用を負担したらとか、人工を出したらとか、会議の場に当該行政の人間がいたらなどいろいろとプラスになることはあるというふうに思います。ぜひ検

討してみてください。

続きまして、(4)についてですが、完成はいつ頃というのは、県の事業ですから答えられないということは重々理解しております。なので、今後のスケジュールをお伺いしたいのと、どのような形状のものができのかなかまだ分かりませんが、大柏川第一調節池のような公園になるのかも分かりません。池の上部を利用することができるのかという部分も併せてお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 今後のスケジュールとしましては、引き続き未買収用地の取得に努めるとともに、早期完成を目指して工事を進めていくと伺っております。本市としましては、この調節池の重要性を鑑み、去る8月29日に市長が千葉県知事にお会いし、早期完成について直接お話をしたところでございます。また、上部利用につきましては、今後の事業の進捗に合わせて関係市と調整を図っていくと千葉県より伺っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひ市長の掲げる広域行政、各行政と連携して早期完成を目指してほしいと思います。また、調節池をただの池とするのではなく、広大な敷地がもったいなく感じてしまうと思います。例えば支柱をしっかりと造り、上部を浮いたサッカー場にするだとか、公園にするだとか、スタジアムを建設することができると思います。インターネットでも、調節池の上部利用と検索すると公園やスポーツ施設と出てまいります。今後、完成してからでは動かすことのできない話になってしまいますので、本市としても他市としっかりと連携をして、何ができのかなか何をしたらより市民のためになるのかを検討してほしいと思います。

続きまして、大項目の4つ目、福祉政策についてお伺いしてまいります。

まずは、(1)の障がい児入所施設についてになります。まったくもって福祉施設は各種類たくさんあります。何があつてどのようなものための施設なのかが分かりません。時折、市民の方から問合せをいただきますが、私自身詳しくお答えすることができません。

そこで質問させていただきますが、障がい児入所施設はどのようなもので、本市内にどれぐらいあるのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えします。

障がい児入所施設は児童福祉法に基づく施設で、入所の手続等は児童相談所を窓口としており、福祉型と医療型の2種類ございます。福祉型障がい児入所施設は、入所して、食事、入浴、排せつ等の身体の介護や日常生活を送る上で必要な技能訓練、知識の習得などの支援を行う施設です。医療型障がい児入所施設は、こちらも同様に入所しまして、日常生活の指導を行うとともに治療を行う施設となり、どちらも18歳未満の障がい児を対象としております。

市内には、福祉型障がい児入所施設については1か所、医療型障がい児入所施設はございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 御答弁をいただきました。本市には、食事や入浴等の介護や日常生活の技能訓練、知識の習得を行う福祉型障がい児入所施設が1件あるということ、理解できました。

8月22日の読売新聞にて、児童福祉法では18歳を過ぎてしまったら成人施設などに移ることが定められていて、その成人施設の定員が埋まっており移行できないという、いわゆる過齢児と言われる方々が全国で283人も

いるということが大々的に報じられました。中には85歳になっても児童用の入所施設から移動することができないという方もいらっしゃるようでございます。

そこで再質問になりますが、入所施設は原則18歳までとのことですが、18歳を過ぎたときの利用者への支援についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 障がい児入所施設は、18歳以上を対象とする施設等への移行を困難とする場合などは最長20歳まで在籍可能となっております。退所後の選択肢は、自宅に戻り家族と暮らす、グループホームへの入居、障がい者施設への入所などとなり、原則として、本人や家族により施設を探し、申込み、契約、入居や入所となります。そのため市の相談窓口のほか、基幹相談支援センターえくる、民間相談支援事業所等において、グループホームや入所施設の情報提供と相談支援を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 市の相談窓口などでグループホームや入所施設の情報提供、相談支援を行っているという旨、理解できました。保育園などでの待機児童、特別養護老人ホームなどへの入所を待機している御年配の方が多数いる、いたということは理解しておりましたが、障がい者施設に入所するための待機児童がいるということを知り、私も大変びっくりいたしました。まずは、本人や家族が施設を探すとのことですが、保育園や特養を探すのは大変でございます。行政の相談なしでは自力で探すことが困難です。ぜひ市民の方に寄り添って、相談支援の向上に努めていただきたいというふうに思います。

ここで再々質問をさせていただきますが、障がい児入所施設退所後の行き先として、障がい者の入所施設に入所するということはさきの答弁で理解できました。それでは、本市の障がい者の入所施設の現状はどうなっているのか、空き状況なども含めてお伺いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

市内の障がい者の入所施設は1か所で、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、習志野市、浦安市の5市において設置した社会福祉法人南台五光福祉協会の運営する定員80名のやまぶき園でございます。現在の入所状況は満床と聞いております。入所希望者は5市から集まること、待機者もいることからすぐには入所できない状況となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。1か所しかなく定員80名で満床、そして5市から申込みが来るということは、待機児童、過齢児が各地で毎年発生してしまうおそれがあるということ、理解できました。障がい児入所施設が1か所しかない旨、障がい者の入所施設も5市で1か所しかない旨、危機感を持って新たにつくるなどの検討をしていただき、障がい者も市川市に行けば入所できるんだ、そう思ってもらえるようなまちづくりに取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、(2)の就労継続支援B型事業所についてお伺いしてまいります。こちらも障がい者のための施設であるということ、就労と名称についておりますのでお仕事をされる場所ということは理解しておりますが、詳しくお答えすることができません。

そこでまずは、就労継続支援B型事業所とはどのようなもので、本市にどれくらいの施設があるのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

就労継続支援B型事業所は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法に基づく就労系障がい福祉サービスの一つでございます。障がいのある方で一般企業に雇用されることは困難である方などに対し、就労及び生産活動の機会の提供を行う通所の施設となっております。令和4年6月現在、市内には28か所ございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 就労及び生産活動の機会の提供を行う通所施設ということ、理解できました。通所ということは、こちらに寝泊まりをする整備はされていないということも理解できました。通所ということは保護者の送り迎えがあるのかなということも想像できます。また、本市内に28か所あるということも理解できました。先ほどの障がい児入所施設と障がい者入所施設は足りていないという現状がありましたが、この就労継続支援B型事業所は足りているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

市内の就労継続支援B型事業所の受入れ可能な人数は、令和4年6月現在約580名で、利用者数は約520名となっております。利用者数が受入れ可能な総定員内に収まっており、通所希望者からも不足しているといった意見もないことから、事業所数は充足されているものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 580名の定員の中、520名ということ、足りているということ、理解できました。通所の施設だから施設数も多く、定員も足りているのかなというふうに思います。ここに待機している方がいないということは大変すばらしいことだと思います。保育園などで言えば、市川市に申請を出し、点数制度で入園の順番が決まるなど、本市が介入して入園する園が決まります。先ほどの障がい児入所施設から障がい者入所施設への移動に際しても相談窓口で対応している旨、答弁がございました。

では、この就労継続支援B型事業所に対しては、本市はどのように関わりを持っているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

まず、利用方法と市の関わりでございます。利用希望者は、利用を希望する事業所に施設の空き状況や利用の条件等を直接相談し、見学などをした上で、市に障がい福祉サービスの給付費の支給を申請いたします。市は、障がいの程度や生活状況の認定調査を実施の上、給付費の支給を決定し、障がい福祉サービス受給者証を発行します。

次に、事業所への支援でございます。市は、事業所の開設から3年間の家賃補助や開設時の備品購入費、バリアフリーのための改修費の補助といった施設の開設や維持に関する補助金を交付しております。また、施設の建設や既存の施設の大規模な修繕に関わる国、県の補助金については、市を窓口として、県との調整や書類の精査等を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。市民に関しては給付費支給の申請を市に行く旨、理解できました。また、事業所支援に関しても、家賃補助や備品購入費、バリアフリー改修費等の補助を行っている旨も理解できました。また、建設や大規模修繕の国や県への補助金の窓口ということも把握できました。本市もしっかり携わっているということが分かりました。

先ほどは、新規の障がい児入所施設、障がい者入所施設をつくってはどうかというお話をさせていただきましたが、この就労継続支援B型事業所に関しましては、市民の方が、事業所の方が、よりよい環境で仕事が、入所がしやすくなるよう本市としてもバックアップしていただきますようお願いいたします。

続きまして、(3)共生型の施設についてお伺いしてまいります。世間では8050問題がどの分野でも取り沙汰されております。80歳以上の親に50歳以上の子ども、ひきこもりの問題や事業承継の問題、数多く問題のある中の一つかもしれませんが、高齢の親と障がいのある子の世帯において、高齢の親は自分が介護を受けることになった後の子どものことを不安に感じております。こうした世帯が共に生活できるとの意味で、老人ホームのような施設と、就労継続支援B型事業所や障がい者入所施設など複合的にした共生型と言えるような施設は市内にあるのでしょうか。また、そうした親御さんの不安に対する心のケアを行っているのか、どうしているのかお伺いしたいというふうに思います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市においては、現在、高齢者と障がい者の同一建物内で生活することのできる施設はございません。全国では、富山県と宮城県において、高齢者と障がい者の同一建物内で生活するグループホームを運営していることを確認しております。

次に、高齢の親と障がいのある子の世帯における親の不安に対するケアについてでございます。本市では、このような方々を支援するため、障がいのある方の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、令和2年度より地域生活支援拠点等整備事業を実施しております。この事業では、コーディネーターと呼ばれる相談員の設置を市内の障がい福祉施設を運営する社会福祉法人に委託し、障がいのある方の家族の入院など、もしもに備えた福祉サービスの利用相談を行っております。具体的には、緊急時における短期入所等の一時的な受入れ施設の調整や、ホームヘルプサービス等の利用、グループホームへの入居の検討など地域生活を維持する支援などを行っております。令和4年7月末現在で登録している世帯は140世帯となっており、引き続き、この事業を必要と思われるその他の世帯についても本事業の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 そういった施設が富山県と宮城県にあるということ、本市にないということを理解できました。また、地域生活支援拠点等整備事業において、もしもに備えた福祉サービスというのは大変素晴らしいことだと思います。まだ140世帯ということですから、もっともっと周知啓発を図っていただきますようお願い申し上げます。

今の答弁で本市にはないということは理解できましたが、高齢者と障がい者とともに生活できる施設をつくることにおける国の考え方と、本市にそのような例えばグループホームのような施設をつくることは可能なのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

国は、福祉ニーズの多様化、複雑化、人口減少といった福祉分野を取り巻く課題に対応するため、平成28年3

月策定の地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドラインを令和4年6月に改定いたしました。改定したガイドラインでは、高齢者や障がい者等に対して行う通所による居場所の提供や泊まりによる支援といった福祉サービスを対象に、人員、設備の兼務、共用等に係る整理を行っております。

具体的には、例えば本来は別々に整備する必要のある居間や食堂の共用利用や、管理者などの職員の兼務を認めることなど、利用者の処遇上問題のない範囲で一定程度の緩和をすることで、高齢者と障がい者の共に生活できる施設の整備を可能としております。

御質問のグループホームにつきましては、このガイドラインにおいて想定される福祉サービスとされておりますことから、既存の介護福祉サービスと障がい福祉サービスの事業者に対しましてガイドラインの周知を図ってまいります。しかしながら、現在、施設の指定や補助金の申請窓口は、介護福祉と障がい福祉によって市と千葉県で分かれており、高齢者と障がい者の共に生活できる施設の整備に当たっては、県との連携を図っていくことを必要としております。このようなことから、今後の施設整備につきましては市民ニーズを把握しながら国や県の動向を注視してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 国松議員。

**○国松ひろき議員** もろもろ御答弁ありがとうございました。国としては問題がない、むしろ進めてほしいと思っている。また、市と県で障がい福祉のサービスが分かれており、相当な連携が必要ということも分かりました。

様々な福祉政策に関する質問をさせていただきました。障がい児入所施設は1か所しかないこと、障がい者入所施設は5市で1か所しかない現状、過剰児が発生している状況があるということ。また、就労継続支援B型事業所は、需要と供給のバランスは整っているものの通所施設のため親御さんの送り迎え等が発生していること、そして今お伺いした共生型をつくるのが可能ということ。実際に富山県と宮崎県にあるということを踏まえますと、これから加速していく少子・高齢化、さらに8050問題、様々な問題の観点から、本市にそういった施設をつくり、関東に住んでいる方が、市川市に来れば親子共々生活できる施設があるんだよ、市川市に転居しようという流れで人口が流入してくるかもしれません。また、本市に住んでいる障がいを持ったお子さんがいる御家庭の心のケアにもつながります。あくまで例えばのお話ですが、これから学校の統廃合があるかと思えます。空き校舎の再利用も今後課題として出てくることと思えます。そこで、空き校舎を利用し、1階に就労継続支援B型事業所、2階に障がい児入所施設、3階にその高齢になった親御さんが入居できる老人ホーム、そういった市川市独自の市川モデルをつくり、障がい者に優しいまちを目指していく、ほかの町に先を越される前に市川市独自の福祉政策を進めてはいかがでしょうか。

実はこのお話を地域に住んでいる就労継続支援B型事業所を営み、御自身にも障がいを持ったお子さんのいる70代の方から相談を受けまして質問させていただきました。富山や宮崎でできていて市川市でできないわけがありません。この方もあと数年もしたら8050問題の当事者になり、また御自身も病気をされたらどうしようか常に不安があるというお話でございました。採算という問題、立地という問題、建物の問題、廃校舎の利用なら改築の問題、また別の業態を1つの建物で連携ができるのかの問題、たくさんたくさん問題があるということは理解しております。ですが、1個1個課題を解決していけば、市川市に大変すばらしい財産ができることになると思えます。本日は、あくまで1回目の提案ということで、前向きに検討していただきますよう要望を申し上げまして、私の質問を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○松永修巳議長** 国松議員に確認させてください。最初の大項目の5番目、水閘門の関係は質問されていないや



○**立場久美子福祉部長** お答えいたします。

成年後見制度は平成12年に開始された制度でございます。平成28年の成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立により、市町村は制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。この計画は、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし、成年後見制度の利用促進の中心的な役割を果たす機関や関係団体で構成されるネットワークの整備などを盛り込むことが望ましいとされております。

これを受け、現在、仮称市川市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて作業を進めているところでございます。審議会などにつきましては、成年後見制度の利用促進は、福祉分野の上位計画である市川市地域福祉計画と一体的に取り組む必要のあることから、高齢者福祉、障がい者福祉、その他社会福祉に関する事項を調査審議する市川市社会福祉審議会において審議をお願いする予定でおります。

以上でございます。

○**松永修巳議長** 金子議員。

○**金子貞作議員** 分かりました。基本計画の策定に向けた作業を現在進めているということなのですが、計画には具体的な目標、設定値などをどう盛り込んでいくのか、その考えについて伺います。

○**松永修巳議長** 立場福祉部長。

○**立場久美子福祉部長** お答えいたします。

目標値につきましては、さらなる利用促進に向けて、成年後見制度への理解の促進や安心して利用できる環境の整備など実績を踏まえ設定してまいります。例といたしましては、成年後見制度利用支援事業の一つとして、後見人等に支払う報酬費用の助成の実績について、令和元年度は34件、令和2年度は78件、令和3年度は95件と増加傾向にあり、これを適切に助成できるよう計画に反映し、事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**松永修巳議長** 金子議員。

○**金子貞作議員** 分かりました。利用が進まない要因として、認知度が低いこと、また、成年後見人などに払う費用負担があります。今後も利用者が増えるように計画に反映し、事業の推進を図っていただきたいと思えます。いずれにしても、認知症になっても本人の尊厳が尊重されるような、そういう対応をぜひ図っていただきたいということを申し上げて、次に移ります。

熱中症対策について。今年度は35度以上の猛暑日が続きました。熱中症予防には、小まめな水分補給、日陰など涼しい場所で過ごすことが大事です。そのためにも、エアコンの活用が有効だと言われています。

そこで、(1)小中学校給食調理室でのエアコン設置状況及び対策について伺います。小学校の給食室で働く人から匿名の手紙を頂きました。給食室の気温は35度以上、そして背中に氷の入ったバスタを着て作業しているんですけども、熱中症になりそうだと、何とかしてくれという、そういう訴えの内容であります。火を使う給食調理室こそエアコンの設置が優先されて当然だと私は思いますが、そこで、小中学校の給食調理室のエアコン設置状況及び課題と対策について伺います。

○**松永修巳議長** 藤井学校教育部長。

○**藤井義康学校教育部長** 初めに、給食調理室のエアコンの設置状況についてお答えいたします。給食室のある46校のうち、エアコンが設置されておりますのは小学校4校、中学校1校、特別支援学校1校の計6校となっております。今年度新たに小学校1校の給食室にエアコン設置工事を行っているところですが、設置校はまだまだ少なく、全体の15%程度にとどまっております。

次に、給食室にエアコンが設置されていないことによる課題ですが、御質問者のお話のとおり、給食調理従事

者の勤務環境が大きな課題と認識しております。本年6月以降、夏休みを迎えるまでの期間は例年のない猛暑が続く状況となり、救急搬送1名を含め、給食調理場からは体調不良の報告が36件あり、現場からはエアコンの設置が多く求められました。現場の給食室は回転釜などからの熱もあり、熱中症の危険性はさらに高くなります。このことは調理従事者の疲労増大にもつながり、注意力が散漫になりやすく、衛生意識の低下やけがを誘発することも危惧されているところです。

また、勤務環境以外の課題としまして、衛生管理面が挙げられます。学校給食衛生管理基準には、調理場は換気を行い、温度は25度以下、湿度は80%以下に保つように努めることとあり、高温多湿の給食室では細菌が繁殖しやすくなり食中毒の発生につながるおそれも高まります。

最後に、現状取り組んでいる対策でございますが、改修工事により、給食室へのエアコンを継続的に設置しております。ただし、設置には多額の費用を要することや工事期間の関係からなかなか進んでいないのが現状でございます。そこで、エアコンのない給食室に対する当面の対策といたしまして、現場の調理員の方々に小まめな水分補給や休憩を取っていただくことをはじめとして、スポットクーラーやアイスバストなどにより暑さ対策に努めてまいりました。エアコンの設置につきましては課題もありますことから、学校建て替え時の給食室新設のみならず、既存施設への対策を実施していくことを基本に、様々な観点から今後も検討を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 本市のエアコン設置率は15%ということです。13年前、給食による食中毒が発生して学校給食衛生管理基準がより厳しくなりました。今、部長がおっしゃったように、温度は25度以下、湿度は80%以下にしなければいけないということで、全国の学校ではエアコン設置を一気に進めてきたんですね。令和2年の9月1日の文科省の調査によると、千葉県で一番高いのは松戸が85%です。そのほかの県を見ますと、設置がほとんど100%近い。この管理基準に合わせて一気に進めてきたことの結果だと思うんですよ。現に熱中症の人が出ていると。こういう職場でいい給食を作れといっても、それは無理がありますよ。こういう環境をやはり早急に改善していく必要があると思うんですが、事は命に関わる問題です。急務の課題と思いますが、そこで一括リース契約など早急な設置の考えについて再度伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

猛暑の続く昨今の気候下にあっては、給食室の安全な職場環境と衛生管理のための対応は不可欠と考えていることから、給食室へのエアコン設置については、一括でのリース契約など先進的な事例なども含めまして、できる限り短期間で進めていける手法について調査検討してまいります。また、エアコンのない給食室に対する現場で働く調理員等への当面の対策といたしましては、これまで行ってきました小まめな水分補給や休憩を十分にさせていただけるよう、現場管理の徹底や既存のスポットクーラーを拡大することなど、様々な視点から考え、給食室の環境改善対策に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 熱中症で搬送される方が出ているんですよ。猛暑日は今年だけじゃないですよ。来年も私は続くと思います。そういう中で、どうしたら一気にエアコン設置ができるか、やっぱりその方策を早急に考えないと給食室で働く人がいなくなりますよ。田中教育長、この点、早急な設置についてどう思いますか。私も、28年議員をやっているこの質問は初めてなんです。給食室は当然エアコンは設置されていると、このように思っていたんですが、この手紙を頂いて初めて知りましたよ。教育長は、どうお考えですか。

○松永修巳議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 御指摘のとおり、早急に今後ともしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 よろしく願いいたします。

それでは続いて、(2)生活保護世帯、低所得者世帯のエアコン設置への支援について。この猛暑日の中でもエアコンなしで生活している方がいます。そこで、生活保護世帯、低所得者世帯におけるエアコンの設置状況の把握及び設置への支援について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

生活保護受給世帯に対しましては、生命を守る観点から、担当ケースワーカーによって随時エアコンの設置状況を確認しております。未設置世帯の実数を引き続きの調査により把握し、設置を希望しない世帯につきましては、その理由についても確認してまいります。生活保護制度では平成30年度の制度改正により、保護開始時にエアコンのない場合や、転居時に新旧住居の設備の相違により設置しなければならない場合などについて、購入費用を支給することを可能としています。今年度の購入費用の上限額は5万8,000円で、設置費用は別途支給いたします。対象者には制度を案内しており、令和3年度は10世帯、今年度は9月1日現在までに5世帯に支給をしている状況です。

生活保護の扶助の支給対象以外の方については、国の制度である低所得世帯などを対象とした生活福祉資金貸付制度を御案内しています。この制度は社会福祉協議会を窓口としており、低金利あるいは無利子で貸し付けが受けられ、エアコンの購入設置費用も対象となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 生活保護世帯については、平成30年の4月1日以降保護を申請した方には申し込めば5万8,000円が支給されると。今は6畳で大体5万円ぐらいあれば設置できますから。しかし、問題は4月1日以前の2月、3月に保護を開始した人は対象外なんですね。そういう人には、お金をためて設置しなさいということなんですか。今、保護費が相次ぐ引下げになっています。現に貯蓄のない人には、同様にエアコン購入費の支給を認めて当然だと思います。このことを政府に強く要望を求めたいと思います。市として何か改善策があればお示してください。

では、生活保護を利用していない低所得者世帯に対しては、貸付制度をどのように周知しているのか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

生活保護受給者以外については、市の市営住宅課をはじめ、生活サポートセンターそらや、高齢者サポートセンター、基幹相談支援センターえくる、中核地域生活支援センターがじゅまるなどの相談支援機関や、民生委員と連携して対象者への周知を図っております。この貸付制度は暖房器具の購入も対象になることから、今後もさらなる周知に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 私、7月の猛暑の日、大町の市営住宅に住む方から2件相談があるということでお邪魔させて

いただいたんですね。1件の方は、93歳の寝たきりの方がいて、娘さんが毎日のように来て介護されていました。それで、そこにエアコンがないんですね。扇風機で窓を開けて生活しているわけです。もう1人の方も、エアコンがないんですけども、やはり娘さんが、売っている水をたくさん買ってきて、熱中症にならないように水をがぶがぶ飲んでと。私が相談を受けた2件の方がそういう実態だったんですね。

やはり今、高齢者ほど熱中症にかかりやすいわけですから、滋賀県長浜市では5万円、川越市では省エネエアコン普及促進事業補助金制度、そのほか生活困窮高齢者を対象にしたエアコン購入費助成制度など実施している自治体があります。市川市もそうした考えはないのか、再度伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

他の自治体の事業内容を調査しつつ、国や県の動向などを注視しながら関係部署と研究してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 今、エアコンを持っていても電気代が高いから使わない、あるいは、私が相談に行って、もう20年以上前に買った音がするようなエアコンを使っているわけですね。今、省エネの対策もやっぱり進めようとしているわけですから、本市としてもこういう生活困窮者に対してエアコンの設置を補助することは私は必要だと思うんですが、田中市長、この点どうでしょうか。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 通路で、本日よろしくお願ひしますと御挨拶をしたということもあったでしょうか、今日は市長答弁は聞いておりませんでしたがお聞きしていて、本当に生活困窮されている皆さん方が健康を維持される、この環境が市川市の場合にやはり十分取られていないということ、御質問を聞いて今受け止めました。この問題、福祉部長と協議をして現場の調査、そして対応ということを具体的に進めていけるようにしてまいりたいと思います。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 市長、ありがとうございます。

それでは次に、下水道について。下水道の普及及び市民への周知について伺います。

私の住んでいる市北東部地域において、南大野や大野町など多くの下水道の建設工事が行われていることを散見します。この地域の下水道整備の進捗状況及び市民へ周知する時期や方法について伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 御質問の地区は江戸川左岸流域下水道の市川幹線に接続する地域であり、その接続箇所はガナーズ通りの南大野3丁目倉沢橋付近にあります。流域下水道幹線への接続箇所がこの地域の最下流部になり、ここから上流に向かって順次整備を進めているところであります。この地区での近年における施工実績としましては、令和2年度に約4ha、令和3年度に約6haの工事を発注しております。

次に、周知の方法やその時期についてでございます。公共下水道について市民の皆様へ周知を行う機会としましては、工事着手前に行う工事説明会と、工事完了後に行う下水道接続に関する資料配付がございます。

初めに、工事着手前に行う工事説明会ですが、この説明会は、施工を実施する当該年度の4月に開催しております。内容としましては、工事箇所や工事内容、接続に当たっての手續、使用料に関することに併せて、宅内工事費用としての貸付金や私道整備に関する助成金などの支援制度についての周知と質疑応答となっております。近年はコロナ禍のため開催を中止しておりますが、令和元年4月に行った説明会につきましては、工事箇所付近の小学校8か所で行っており、500人以上の方に御出席いただいたところであります。また、説明会を中止して

いる令和2年度以降においては、次年度の予算が確定する2月定例会以降に、説明会で説明している内容を記した資料を作成し、対象となる全戸に配布を行って周知を行っております。

次に、工事完了後に行っている周知についてですが、供用開始からおおむね2週間後に、公共下水道への接続についての詳細な説明文を、シルバー人材センターへ委託している水洗普及員により、対象となる全戸に配布し周知に努めているところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 分かりました。市民は、説明会から工事の完了までの期間で接続に関する準備をする必要があります。これを短く感じている市民もいまして、特に高齢者からは、接続工事の資金準備などを行うために施工時期についてもっと早く知りたいという相談もありました。

そこで、お知らせの時期を早めることはできないのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 接続に関する資金については市民への一時的な負担となりますことから、事前に接続資金をためておく負担を軽減することを目的とした無利子の貸付制度を設けております。この制度では分割での返済が可能であり、資金を平準化することにより負担の軽減につながることから、説明会などで紹介しているところであります。しかしながら、御質問の工事の周知時期を早めることにつきましても、宅内配管の確認や接続方法の検討に必要な期間を確保することができ、支援制度によらずに接続資金を準備する時間を確保できることなど効果があると考えております。今後は、より早い時期にお知らせをするための方法や、その時期などについて検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 今後はお知らせを早めることを検討していただくということで、了解しました。

それで、市では貸付制度があるようですが、どのような制度なのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 本市の貸付制度につきましては、浄化槽及びくみ取り便所を使用している方が公共下水道への切替え工事を行う際、一時的な金銭的負担を軽減するため無利子で工事費を貸し付けるものとなっております。この貸付制度は、くみ取り便所や浄化槽などの工事の種別ごとの平均的な工事費用に見合う貸付額としております。貸付額及び償還期間につきましては、戸建ての住宅の場合、くみ取り便所の改造工事については貸付限度額40万円、償還期間は50か月以内、浄化槽からの改造工事は貸付限度額30万円、償還期間は40か月以内となっております。また、共同住宅の場合は、くみ取り便所、浄化槽のいずれの改造工事についても貸付限度額80万円、償還期間は80か月以内となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 貸付制度については理解をいたしました。一方で、他市では下水道への接続支援として、接続費用を助成する制度もあります。高齢者の負担軽減に有効であると考えますが、支援について市のお考えを伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 接続費用を助成する制度につきましては、他市の例を見ますと、早期接続の促進を目的とした補助金として1万円程度を支給しているものがあり、接続費用全額の助成を目的とした制度とはなっ

いない場合が多いようであります。本市の貸付金制度については、接続費用の大半を無利子で貸し付けることに特徴があり、高齢者の金銭的負担軽減にも有効であると考えております。したがって、今後も工事費の高騰など社会情勢の推移を注視し、必要に応じて貸付額や返済期間の見直しを行うなど、利用しやすい貸付制度の充実に努めていくことで接続時の金銭的負担の軽減を図り、公共下水道への切替えをスムーズに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 分かりました。下水道の普及率はまだ76%ということで、これから進めていくわけですけど、高齢者は年を取ってきているんですね。外環が優先されて、下水道がその下を整備するということで遅れてきたことが市川の下水道整備の遅れの主な原因なんですよ。ただ、そのことによって高齢者世帯が増えてきています。接続するのは義務ですけども、接続にスムーズにつながるような支援をぜひ検討してください。それと、南大野の人から言われたんですけども、自分たちで接続する工事会社を選べと言われたと。これも非常にどうしたらいいか困ったと、こういう声も聞いていますので、接続に当たってはもっと丁寧な対応をお願いしたいと思っています。

次に、防災・減災について伺います。

台風14号が九州を横断して、九州のほうでは2名の方がお亡くなりになったと朝の報道で知りました。そして、多くの被害が発生しております。亡くなられた方にお悔やみと、そして被災された方々にお見舞いを申し上げます。

私が今回の質問で強調したいのは、何よりも命を守る、そのための対策を行政も、それから市民も一緒になって考えていくことが今必要なんだと。下水道整備は今50mm対応で、本当に一生懸命市川市はやってきたんですよ。50mmの雨ならある程度防げると。だけど、今もう100mmとか、線状降水帯が発生する、そういう災害が毎年のように来ますので、やはり今までの対応ではもう通用しないんだという頭の切替えでこの問題を考えていただきたいということです。

そこで、人命は必ず守るという命被害ゼロを目標に掲げるべきと思いますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 災害時に最も優先されるべきことは人命であること、これに疑う余地はありません。災害対策の究極の目標は内閣府からも示されている犠牲者ゼロ、すなわち質問者のいう命被害ゼロだと思います。

災害対策の考え方は、平成7年の阪神・淡路大震災を境に大きく変化してきました。それ以前の災害対策は基本的に行政が全てを対応する内容になっていました。行政には市民を守る責務がある一方で、阪神・淡路大震災では行政だけで対応することは難しい面もあり、自助、共助、公助の連携が重要であることがそのときに分かりました。そして、災害は必ず発生するものであり、それ自体を防ぐことができないのであれば、少しでも被害を減らそうという減災の考え方が生まれました。現在の本市の防災対策も減災の考え方に基づき、避けられるはずの犠牲者の数を少しでも減らせるよう様々な取組を推進しています。この減災を積み重ねることで、少しでも犠牲者ゼロに近づけていくことができると信じていますし、また、市民の方と一緒に考えていける、そういった仕組みも考えていきたいと思っています。

以上です。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 自助、共助の強調だけでは、今の災害から命を守ることは難しいと思います。命を守るというその重要性を防災対策の上位計画に位置づける、これはもう当然のことだと思うんですが、それぞれの現場で働

いている、ケアしている方々も、やはり台風は来る時期というのは大体予測できますよね。それに合わせて早めに避難しましょうとか、そういうことに自助、共助の重要性を強調していく必要があると思いますが、再度その点について、(2)の位置づけについて伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 防災計画に関する質問です。防災計画は、市の防災対策における基本となる計画です。そして、その位置づけは市民、事業者、行政が一体となって災害対策に取り組むための基本方針となるものがあります。それぞれの責務を明確にし、業務の一貫性を図るための最上位のものと思っています。計画では、冒頭で市民、事業者、行政の責務について定めています。市民は災害への備えを行うこと、そして自分自身の安全確保、つまり自助に努めることを明記しています。また同計画では、計画の目的と基本目標の一つに、人命の尊重を優先した対応を掲げており、まさに命を守るための計画だと思っています。本市では、命を守るという強い思いを込めて作成している計画であります。この思いがなければ人を助けていく、そういったことはできないと感じています。我々行政職員は市民の命を守ることが使命であって、その気持ちを大切に、今後も計画に沿って、自助、共助の重要性について訴えていきたい。そのように考えています。

以上です。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 防災計画の位置づけについては理解をいたしました。

(3)の市民への日常的な啓発について。市民が正しく防災を理解する能力、そして災害から生き延びる力をつけるために、行政の日常的な啓発と努力が必要だと思います。

そこで、9月1日は防災の日ですよね。この日はマスコミも大きく報道して、どうやったら命を守れるか、いろんな具体的な例を出して報道していますけれども、やはり3・11の東日本大震災など、こういうことも含めて啓発の日をもっと増やすなど、市民が日常的に災害を忘れないと、災害が明日来るかもしれないんだと、そういうような思いで行政の啓発の努力をお願いしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 災害対策の啓発で重要なことは、まず2つあるというふうに思います。1つ目は、災害への意識は時間とともに薄れてしまうことから繰り返して行うということです。2つ目は、災害対策は堅苦しく難しいと思われがちであります。もう少し気軽に感じてもらえるよう、分かりやすく伝えていくということが重要なことだと思っています。

これまでも広報紙での災害特集の掲載や防災イベントの開催など、あらゆる機会を通じて周知啓発してきました。啓発は自らの記憶を思い出していただくことも大切であることから、防災の日や東日本大震災が発生した日に合わせて実施することがとても効果的です。そういった意味で、阪神・淡路大震災が発生した1月のボランティア週間や、熊本地震が発生した4月なども効果が高く、各地で様々なイベントが行われています。現在コロナ禍であり、以前のように啓発ができない部分もあります。感染状況などを見据えた上で、気軽に家族で取り組んでもらえるような工夫もしながら、正しい防災知識の啓発を行っていきたいと思いますし、市民が災害から自ら命を守れるよう、さらに工夫をしていきたくと思っています。日常的に災害というのを市民の方々が気持ちの中で忘れていないという状態が一番ベストだと思いますので、そういったことに近づけるようにしていきたいと思っています。

以上です。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 時間の関係でまとめますけれども、京都府福知山市では、災害に強いまちづくりを目指して、

住民と行政が連携し、自治会ごとの地域防災マップを作成するとともに、住民がそれぞれの地域の災害リスクに応じて緊迫感を持ち、我が事として捉えられる避難スイッチとなる情報を地域住民と共有する努力をしています。福知山市というのは、やっぱり水害があったんですね。その経験から、やっぱり地域ごとに防災マップをつくって、そしてみんなで声を掛け合って、どの段階が来たら避難スイッチだよという分かりやすい発信をしているようです。

それから、防災散歩。避難所に行くのにどういうルートを通って避難したほうがいいのか。家族で話し合っただけで避難ルートも決めていくとか、そういった楽しみながら防災知識、体験もしていくということが私も必要だと思います。

次に移ります。選挙について。

(1)投票率向上に向けた啓発、取組について。若い人の投票率が低迷していると言われる中、来年執行予定の統一地方選挙の投票率が向上するための啓発や取組について、市選管としての考えを伺います。また、有権者が立候補者の政策等を比較できるよう、過去の選挙結果や選挙公報などを市のホームページに掲載することができないか伺います。

○松永修巳議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

投票率につきましては、一般的には選挙の争点、立候補者の人数、有権者の認識、投票日の天候など様々な要因が総合的に影響するものと言われております。そのような中でも、若年層の投票率は全国的に低い傾向が見られ、本市も例外ではないと捉えております。この若年層の投票率を引き上げることが、本市全体の投票率向上には欠かせないものと考えております。しかしながら、ここ数年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、街頭啓発や主権者教育を目的とする出前授業等の啓発活動は控えてまいりました。そのような状況の中で、感染リスクの低い啓発手段として、若年層の利用率が高いSNSを活用したツイッターの配信やターゲティングメール、バナー広告などインターネット上での啓発に力を入れ、選挙の周知を図ってまいりました。

また、前回の衆議院議員総選挙からは、本市と包括協定を締結している市内3大学の学生に募集をかけ、主に期日前投票所の投票立会人を務めていただくなど、若い世代の方々に選挙や政治に関心を持っていただくきっかけとなることを期待した取組も実施しております。さらに、新しい試みといたしまして、今年3月執行の市川市市長選挙及び市川市議会議員補欠選挙からは、新たに選挙人名簿に登録された18歳の選挙人の方々を対象に選挙権を得た旨をお知らせするはがきを送付することで、主権者としての自覚と選挙の大切さを認識していただくことを目的とした啓発も行っております。今後は、コロナ禍においても若者が選挙に関心が持てるような選挙啓発をさらに行うことも必要だと考えており、例えば主権者教育や若年層啓発の動画を作成し、市公式ホームページやSNSなど様々なメディアを活用して配信できるような方法についても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市ホームページに過去の選挙公報を掲載することにつきまして、現状では各種選挙結果の一覧を選挙ごとにページ掲載しておりますが、選挙公報については別のページで市選挙に係る選挙公報のみを掲載している状況です。今後はページ内を見やすく改善するとともに、より広く選挙の情報を提供できるよう取り組んでまいります。引き続き、若者をはじめ有権者の選挙に対する関心を高めるよう創意工夫を凝らし、明るい選挙推進協議会とも連携しながら、投票率が向上する取組について考察してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 コロナ禍でなかなか難しいと思うんですけども、東京都狛江市の取組をNHKが報道していま

した。市の選管が駅前でハンドマイクで選挙の投票を呼びかけていたんですね。私も市議選、ちょっと調べてみたら、平成31年4月の投票率は33.23%、平成19年4月の投票率は41.35%。毎回下がりが続いて、この12年間で8.12%も下がっています。我々議員がもっと市民に関心を持ってもらうように努力する必要もありますけども、市選管としても新たな取組をお願いしたいと思います。

次に、(2)の公平・公正性の確保について。新聞報道によると、今回の参議院選挙で県警は公選法に基づく警告が199件、3年前より多いとのこと。中でも公営掲示板以外の場所に選挙ポスターを貼っている違反が188件とされています。選挙違反行為については、立候補者や政治団体はもちろん、有権者においても何が違反になるのか明確に分かるようホームページ等で提案するなど、公平、公正に投票が行われるよう務めるべきと思いますが、市の考えを伺います。

○松永修巳議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

選挙に関する違反防止対策といたしましては、市の選挙におきましては、選挙前に立候補予定者向けの説明会を開催し、立候補手続のほか事前運動の禁止を含む選挙運動全般に関する説明を行うとともに、資料を配付するなどして周知を図っております。一方で、選挙期間中には、一般の有権者の方々からも選挙の制度や選挙違反に関するお問合せを多くいただいております。今後は、有権者の方々につきましても、法制度や違反行為となる内容を明確に御理解いただけるよう市公式ホームページ等で分かりやすい周知を図ってまいります。また、選挙違反の取締り機関でもある千葉県警察がホームページ内に設けております選挙違反情報窓口を市公式ホームページからリンクするなど、さらなる違反防止対策を講じてまいります。今後も、選挙の公平・公正性を確保するため注意喚起や制度の周知に努めるとともに、警察とも密接な連携を図りながら適切な対応を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 よろしく申し上げます。

次に、斎場の建て替えについて。(1)葬儀の考え方が変わっているが計画と運営の考えについて、(2)斎場への交通の利便性について、(1)と(2)をまとめて質問いたします。

2022年のお葬式に関する全国調査によると、コロナ禍の影響もあって、家族葬が55.7%で最多、次いで、一般葬25.9%、直葬・火葬式11.4%で、近親者のみで行う家族葬が主流になっています。家族葬が増え、葬儀の考え方が変わってきていると思いますが、計画と運営の考えについて伺います。

(2)です。民間の葬儀場は駅の近場にあるので歩いて行けますが、市の斎場は車がない人は不便であります。交通の利便性についてどのように考えているのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

(1)についてです。近年の葬儀は、遺族や親族のみで故人を送る家族葬が増えています。また、参列する方の数も減少傾向にあります。斎場の式場利用件数は、令和元年度360件、令和2年度275件、令和3年度280件となっています。斎場再整備基本計画では、市民、葬祭事業者の意見なども参考に必要な式場の数や大きさなどを取りまとめています。現在の斎場には式場が3室備わっており、50人、100人、200人程度の参列者に対応できるようになっています。新たな式場については、斎場再整備基本計画の参考として50人程度を基本とした小規模な部屋としています。今後整備する斎場については指定管理者が運営を行う方針となっており、設計、施工、管理運営を一括で発注するDBO方式で計画を進めているところです。このため、式場の規模やサービスを含め事業者の提案を受けることとなります。斎場を管理運営する指定管理者が設計に携わることにより、葬儀の変化や傾向

を熟知している民間のノウハウを取り入れた市民や運営事業者に使いやすい施設になるものと考えています。

次に、(2)についてです。火葬機能を有する斎場は、本市と同様に駅から離れた場所に設置している市町村が大多数を占めています。このことから、新たな斎場については指定管理者選定の際に交通手段も含めた様々な市民ニーズへの対応について評価していくことを検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 分かりました。市が斎場を建て替えることで民間式場の運営に影響を与えるおそれはないのか、新たな斎場の指定管理者となるところは火葬業務を継続するだけの技術を備えることができるのか、この点について伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

まず、民間式場への影響についてです。市の式場は民間式場の補完的なものとして、価格や場所など市民の選択肢を広げるものです。葬祭事業者は多様なニーズに応えるため、自社の式場に代わり市の式場を利用しているケースもあります。また、葬祭事業者へのアンケートでは、多くの事業者が式場の設置を求めていることから、民間事業者に影響を与えることなく民間サービスの向上につながるものと考えています。

次に、指定管理者についてです。最新の火葬炉はコンピュータで制御され、特殊な技術が求められる作業はなくなっています。このことから、指定管理者制度に移行しても火葬業務に支障はないものと考えておりますが、安定した斎場運営が継続できるよう指定管理者の選定において留意してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 平成15年9月に指定管理者制度が創設されたんですが、この当時はどこの自治体も飛びついたんですね。それはなぜかという、コスト削減と市の職員を減らすと。これが指定管理者制度の大きなメリットだったんですね。しかし、今考えてみると、指定管理者制度にしてよかったのかどうだったのかという検証が十分されていないというのが全国的な問題になっているんですね。本市としても、その点は十分精査して検討していただきたい。

このことを申し上げて、質問を終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

廣田徳子議員。

○廣田徳子議員 日本共産党の廣田徳子でございます。通告に従いまして、質問を行います。

大項目1つ目は、プラスチック資源についての本市の考え方についてです。

日本共産党市議団が毎年行っております市民アンケートの問いに、今年は地球温暖化、CO<sub>2</sub>削減、海洋汚染などに関心があるか、また、意見や実践していることを自由に記入してもらいました。80%以上の方が関心があると答えています。また、記載の欄には様々なことが書かれていましたが、今回はプラスチックについてのみ御

紹介いたします。多かったものが、マイバッグの持参、ごみの分別はやっている、プラスチック製のスプーンやフォークは使わないようにしている、ペットボトルはできるだけ買わない、プラスチックは軽いし形成自由で丈夫、長持ちもする、日常生活は大変便利ですがもっと回収して再生すべきだと思う、食品を販売するときにプラスチック以外の包装にするものはないのかというように日頃から気をつけている方、また、使用している企業に対して啓発したほうがいい、個人では限度がある、欠かせないものという意見もありました。学校などでも機会あるごとに、プラスチックがどのように処分されるのか、どんなものに再生されているのかを教えてほしい、もっと発信して市民に知らせるべきなどの意見もありました。

そこで、(1)として、今年4月に施行されたプラスチック資源循環法とはどのようなものなのかを伺います。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

近年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動対策、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への重要性が高まったことを受け、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、以下プラスチック資源循環法とさせていただきますが、令和4年4月1日に施行されました。プラスチック資源循環法では、プラスチック資源の循環等を総合的かつ計画的に推進するために基本方針を策定しています。

その基本方針では、プラスチック製品の使用合理化、プラスチック廃棄物の排出抑制や再資源化に資する環境配慮設計、分別収集や自主回収、再資源化などが示されています。また、プラスチック使用製品設計指針では、プラスチック製品を設計製造する際には、使用量の削減や再資源化を見据え再生しやすい材料で製造することや分解しやすい部品の設計などを行うなど、取り組むべき事項及び配慮すべき事項が示されています。また、販売、提供においては、対象製品である12品目の使い捨てプラスチックを、商品の販売や役務の提供に付随して無償で提供する事業者に対し、使用の合理化に関する目標を定め、達成するための取組を計画的に行うこととしております。さらに、排出、回収、リサイクルについては、市区町村、製造販売事業者、事業に伴ってプラスチック使用製品廃棄物を排出する事業者が、本法律に関する再資源化等の取組を、それぞれの立場で自ら行うものとして位置づけられております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 伺いました。

それでは、(2)として、プラスチック資源循環法によって本市の対応はどう変わるのかを伺います。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

現在本市では、ペットボトルとそのほかのプラスチック製容器包装類を資源物として混合収集しております。収集したものは、市内の民間処理施設において異物や汚れのひどい物を選別し、除去した後に、ペットボトルとプラスチック製容器包装に分け、圧縮梱包しております。分別し、圧縮梱包されたものは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と再商品化実施契約を締結した事業者引き渡し、そこで資源として活用されております。

プラスチック資源循環法が施行したことにより、例えば本市がこれまで燃やすごみとして収集していたスプーンなどの製品プラスチックを分別して収集することで、これまでの容器包装と同様に、容器包装リサイクル協会を経由し、再商品化の資源として活用することが可能となりました。また、市と事業者が連携して作成した再商品化の計画が主務大臣に認定された場合には、市が選別、梱包といった中間処理を行うことを省略して、再商品化事業者が実施することも可能となっております。今後どのような収集、再資源化の体制とするべきかにつきま

しては、他市の状況を見ながら、市民生活への影響を十分に考慮した上で見極めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 他市でも、他市の状況を見ながらというところが多いようです。これではなかなか先へ進まないのではないのでしょうか。

そこで、本市の現状を伺います。再質問として、毎年市では、ごみの組成分析を行っていると思いますが、家庭から出される燃やすごみには分別すれば資源になり得るプラスチック類がどのくらい含まれているか伺います。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 本市が直近に行った家庭系ごみ質分析調査業務委託の結果によりますと、燃やすごみの中に食品トレー、お菓子の袋などのプラスチック製容器包装が6.8%、ペットボトルが0.3%含まれておりました。また、プラスチック製のスプーンなど製品プラスチックは3.9%含まれておりました。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 伺ったこの数字が、他市や分別していない本市のときと比べてどうなのかちょっと分かりませんが、仮に20kgのごみの袋の中にこれらが含まれていたとしたら約10%、2kgは燃やすごみの中に入っているということになります。1割分別されていないということですから、今後、市がプラスチック資源循環法に関連して製品プラスチックを集めることとなった場合には、市民が行う分別にはどのような影響があるのか伺います。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 プラスチック資源循環法により新たに製品プラスチックを分別収集、資源化する場合には、現在より分別の種類が多くなり市民の負担が増えることも想定されます。今後、分別の方法や中間処理などについて他市の状況を注視してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 伺いました。設計製造段階でいかにプラスチック製品を減らすことができるか。販売、提供する際に過剰包装にならないように消費者に届けることができるか。そして、私たち消費者は、排出するときに資源化するために分別をきちんとして回収、リサイクルとなるわけです。当然、消費者である市民にどれだけ周知ができるのかも今後の課題になると思います。

さて、最後に質問します。プラスチック資源循環法により、新たなプラスチック資源循環を実施するために必要な機械、機器、設備の導入を補助する廃プラスチックの資源循環高度化事業費補助金というのがあります。この制度を使いプラスチック資源化が進んだとします。つまり今よりもプラスチックの燃やす量が減ったとして、仮定の話ばかりになりますが、これに伴い次期クリーンセンターにはどのような影響があるのかを伺います。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 次期クリーンセンターの年間処理量等を算定する際には、市川市一般廃棄物処理基本計画の推計値を基に検討を進めていきます。また、改定を予定しているこの計画は、燃やすごみやプラスチック等様々な減量施策や、国が2030年までにワンウェイプラスチックを25%排出抑制することなどを踏まえたごみの排出量の目標を定め、ごみの減量化を目指すものです。このことから次期クリーンセンターの年間処理量には様々

なごみが関係し、プラスチック資源循環法が施行されたことによる影響が大きくなるものとは考えておりません。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 廣田議員。**

**○廣田徳子議員** 今後、早急に人口の推移や世帯状況などを含め、クリーンセンターでの建て替え計画を進めなくてはなりません。本市の環境問題を考える上で、ごみ問題は大切な課題です。私も引き続き問題意識を持って考えてみたいと思います。

次に移ります。ここから2つの大項目は、教育、保育に関することです。今日、千葉日報に田中市長のインタビューが掲載されており、拝見いたしました。給食費の無償化について、教育長との連携で早期実現の運びとなったこと、大変うれしく思います。市川市で子育てしてよかった、また、市川市で子育てしたいと思っていただけるよう、微力ながら私も頑張ってまいりたいと思います。

1つ目の学校教育についてです。

(1)外国人児童への対応について伺います。本市は、東京への通勤通学も大変便利な環境にあり、海外からの移住者や仕事を求めて住むには大変住みやすく、仕事も探しやすいのではないかと考えます。あるコラムによりますと、2021年のデータですが、市川市には103の国、地域の人が県内4番目に多く、1万7,000人を越えた外国人が住んでいるということです。しかし、これでもコロナ禍の影響で2020年、2021年は減少しているそうです。当然学校にも多くの児童生徒が通っています。日本語が分からない児童生徒にどのような対応をしているのか伺います。

**○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。**

**○藤井義康学校教育部長** 令和4年5月1日の学校基本調査における本市の公立小中学校等の外国人児童生徒数は約700名で、5年前と比較しますと約1.6倍となっております。本市における日本語を習得していない外国人児童生徒の支援といたしましては、学校への編入前、国際交流協会と連携し、市内小学校3校を会場にして日本語指導教室を実施しております。当該教室では、平仮名、片仮名の書き方や自己紹介の仕方、日常会話等、日本の学校生活を送る上で必要なマナーやルールの指導を通して学び、児童生徒一人一人につき1こま2時間の学習支援を8回実施しております。

学校へ編入後の指導につきましては、日本語を学ぶ初期段階の児童生徒については、主に在籍学級から児童生徒を取り出し、日本語指導の担当教員が別室で日本語教材を用いた学習を個別に行っております。ある程度日本語を習得した段階では、児童生徒の在籍学級の授業に担当教員が入り、直接授業内容の説明等の支援を行っております。今年度、県費による日本語指導の教員は、小学校7名、中学校3名の計10名が配置されており、そのほかに市費による日本語指導の教員を3名配置しているところです。県費及び市費職員共に、各校の日本語指導教室で日本語教育を行っております。

このほかに外国人児童生徒への支援として、学校に通訳講師の派遣を行っております。通訳講師は、児童生徒が来日して間もない時期に学校へ派遣することが多く、職員室等で取り出しの個別支援を行っております。学習内容は、在籍校の計画によりますが、主に実際の学年より前の学年の国語科の内容を指導しています。通訳講師は児童生徒の母語を話すことができるため、学習支援のみならず、児童生徒の学校生活全般の支援を行うことが可能です。通訳講師は常勤ではありませんが、定期的に派遣する通訳講師と学校職員が連携して日常的な支援を行っております。また、通訳講師は母国の慣習や宗教等文化的な背景を理解しているため、児童生徒が理解されているという安心感の中で、母語と日本語による会話を学ぶことができます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 今年度は約700名在籍をしているということです。生まれたときから日本で生活をして、言葉に不自由のない生徒さん、あるいは、私が相談を受けた方のように、小学校に入るタイミングで日本に来ると、就学前の日本語指導教室に通うことができません。家での会話は英語です。学年が進むにつれて漢字が分からない、数字だけの計算はできるが文章題になると理解できないということです。御答弁の中の外国人児童生徒を取り出して別室で行う指導の内容について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 別室での指導は、基本的に各学校で作成した特別の教育課程を基に計画的に行われております。この指導は、外国人児童生徒の在籍学級が国語科や社会科の授業時間に行われることが多く、その内容は外国人児童生徒が個人で学ぶことが難しい助詞や接続詞などの文法事項を多く扱っています。また、別室に取り出す際は、主に来日年数や日本語習得状況、言語等を考慮し、1こまの授業中に1名から4名程度を指導しています。指導で用いる教材は、主に日本語テキストや教師が自作したプリントやカード等で、教具としてタブレットも活用します。また、翻訳用としてポケトークも使用しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 工夫をしていただいていることは理解しました。外国人児童生徒が入級後、学校環境に適応できない場合、保護者への支援も必要になると考えます。クラスのお便りを、言葉一つ一つスマホのアプリを通して読んでいくと言います。日本語では1つの漢字で幾つもの読み方があり、分からないと言われました。図工で使う持ち物、プールのときの注意事項、実際に忘れ物をしてプールに入れなかったこともありました。学校環境は学習面だけではありません。適応できない場合の対応について伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 外国人児童生徒が学校生活にうまくなじめない場合は、通訳講師を日本語の指導とは別で派遣し、学校生活の不安を取り除けるように外国人児童生徒の母語での相談等を行います。また、その際は家庭とも密に連携を図り、通訳講師を通して対象の外国人児童生徒の困り感を的確に把握しながら、安心して学校生活を送れるように支援していきます。さらに、日本語でのコミュニケーションが十分取れない保護者に対しては、保護者との面談時に通訳講師を派遣し、学校と家庭とで意思疎通が図れるよう努めます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 児童生徒一人一人違い、対応される先生方の御苦労も分かります。県の配置基準では人数が少なすぎると思います。市独自で配置していただいています、それでも市内で13名です。言葉が壁になり学校が嫌にならないか心配をしています。幸い知り合いのお子さんは、先生が早口で分からないときもあると話しますが、学校が楽しいと言っています。引き続き丁寧な対応をよろしく願いいたします。

次に、(2)に移ります。発達支援を必要とする児童生徒への対応についてです。保育園や幼稚園のときになかなか判断がつきにくいこともあり、保育士などの加配の対応のないまま過ごしてしまうこともあります。学校に行き始めてから心配される方たちへの対応を伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 発達に課題のある児童生徒の相談については、担任や特別支援教育コーディネーターが相談に応じております。また、必要があれば、保護者と相談しながら個別の教育支援計画を作成し、個に応じた支援を行っております。教育委員会では、教育センターに教育相談室を設置しており、発達に課題のある児童

生徒の相談を行っております。さらに、10月下旬から12月上旬にかけて、小学校入学前の各小学校を会場として、教育委員会が行う就学児健診で知的スクリーニング検査を実施しています。基準に達していなかった希望者には教育センターで相談検査を行い、発達に課題があるお子さんが安心して小学校生活が送れるように入学前から支援をしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 入学してからクラスになじめない、みんなと同じ行動が取れない、勉強についていられないようだなど、就学前には気にならなかったことが起きる場合もあります。どこに相談したらいいのか分からないと言われました。相談機関をどのように保護者に周知しているのか伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育委員会では、毎年5月中旬から下旬に、小中義務教育学校、特別支援学校の保護者宛てにリーフレットを配付し、相談内容に応じた相談機関の紹介を行っております。また、市川市のホームページでも同様の内容や、市川市教育センター相談室についての情報を掲載しております。そのほか学校職員向けにも相談機関の一覧を毎年配付しています。個人面談等において保護者から相談があった場合には、教育相談室、行徳相談室などの紹介を行うこともございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 発達に課題のあるお子様の就学に向けての相談とはどのような相談を行っているのか伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 就学相談では、発達に課題のあるお子さんの適正な就学、転学について相談を行っております。通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校への就学、転学等の相談を行い、調査を経て、教育支援委員会の審議を行い、適切な場での学びの実施を図ります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 通級指導教室、特別支援学級、これらの小中学校別の設置校数について伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市内の通級指導教室は小学校15校、中学校5校、義務教育学校1校に設置しています。また、特別支援学級は小学校25校、中学校12校に設置しています。近年、特別支援教育を希望する児童生徒が増加傾向にあります。そこで、各地域の入級希望者数の推移や保護者のニーズを踏まえ、学校及び関係課と連携しながら、中長期的な計画に基づき必要な学校に特別支援学級の設置を進めているところです。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 まだまだ全ての学校にあるということにはなっていません。市川市特別支援教育推進計画は、今年度から5年間、第3期ということです。この中には、第2期までの評価する点と今後の課題などが様々な角度から書かれています。例えば、児童生徒一人一人に作成する市川スマイルプランについては大変定着し作成されているが活用されていない。また、必要に応じて特別支援学級は増えているが、児童生徒のニーズの多様化と毎年300件を超える新規入級希望者に対応し切れていない現状や、教職員をはじめ、専門スタッフの不足なども書かれています。課題は大変多くありますが、誰一人取り残さないようにお願いいたします。

次に、(3)として、学期期間再編成プロジェクトについて伺います。この内容を聞いたのは、7月の中旬頃でした。突然、令和5年度から夏休みが10日間短くなるという話を聞き、私も驚きましたが、一番驚いたのは現場の先生方でした。働き方が大きく変わろうとしているのに、事前に話がなかったと言います。

まず初めに、学期期間再編成プロジェクトの目的及び概要について伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育委員会といたしましては、教職員が働きやすいよう職場環境を整え、児童生徒の成長に必要な教育活動を持続的に行えるよう、平成25年度から学校現場の管理職や教職員等と教育委員会関係課で組織して、学校における働き方改革を進めております。中でも平日における教職員、児童生徒のゆとりの時間を確保することが喫緊の課題と考え、本年度は日課表の検討や部活動の在り方などを議論してまいりました。

議論の一つに、平日の授業時数を減らす方法として、長期休業期間を短縮して年間の授業時数を振り分けられないかとの意見が出たことから、様々な方面への影響を慎重に見極めるため、教育委員会の関係課で学期期間再編成プロジェクトを立ち上げ、検討を始めました。学期期間再編成案では、市内市立学校の夏季休業期間を短縮し、2学期の開始を前倒しする。前倒しした分の授業時数を分配し、週当たりの授業時数を減らし、放課後の時間を確保することで職員の負担軽減を図る。さらには、児童生徒の下校時刻を早くし家庭での時間を確保するとまとめました。作成した案は教職員にとってよりよい環境にしていくことが目的ですので、当事者の意見を聞くことが重要と考え、教育委員会から各学校や関係団体にたたき台として提示し、意見聴取を行ったところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 今回の提案は、進め方が何か急いで決めてしまおうというような感じがしました。平成25年度から働き方改革を進めているとのことですが、具体的にはどのようなことを行ってきたのか。また、その後の現況についても伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 本市でこれまでにやってきた教職員の働き方改革としては、ノー部活動タイムの導入、ノー残業デーの導入、部活動の運営方針の策定、校内LANを活用した校務支援システムによる出席簿や通知表等の作成、勤怠管理システムの導入などがあります。また、各学校においても、行事の精選や縮小、校務分掌の整理、事務仕事のマニュアル化など、職務のスリム化、効率化に向けて様々な取組を進めております。これらの取組については、どれも一定の効果はあったものと捉えています。

しかしながら、教育活動の制限が緩和された今年度4月以降、毎月100名を超える教職員が過労死ラインと言われる月80時間以上の超過勤務となっている状態が続いており、教育委員会としましては、さらに実効的な取組の必要性を強く感じております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 様々な取組を行ってきたが、なかなか結果が伴わない。そもそも教員の数が足りないのだと思います。6月定例会で質問しましたが、新年度に未配置のクラスがあるのですから無理もないと思います。近隣市では、理科の実験補助者や児童生徒に配るプリントの印刷してくれる人がいるところもあります。今回の提案について学校や関係者から意見聴取を行ったということですが、どのような意見があったのか、また、その後の状況について伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校及び関係者から意見の聴取を行ったところ、賛否を含め様々な御意見をいただきました。これらの意見を集約した結果、特に放課後にゆとりができることには賛成である、夏休みを短縮することで猛暑による児童生徒の健康面が心配である、教職員の研修機会が減る、小学校と中学校で同じ取組を進めることは難しいといった意見が多くありました。これらの意見等を踏まえ、教育委員会は、令和5年度の夏季休業の短縮は行わず例年どおりといたしました。しかしながら、特に生徒の在校時間が長く、教職員の超過勤務が依然として多い中学校においては、部活動運営を含めた対策を早急に図っていく必要があると考えております。つきましては、今後、中学校を中心に、平日における教職員の業務削減と児童生徒の負担軽減に向けて引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 この提案を受けて、教職員の方の意見や心配されていることが私のところにも届けられておりますので、一部紹介します。9月半ばまで気温が30度近くあること、給食室や特別教室にエアコンがないことなど環境整備がされていない中では無理、10日間夏休みが短くなると夏休みに入った途端に指導案の作成や打合せ、修正などをやることになる。コロナ禍で、欠席理由を体調不良だけではなく、新型コロナ感染のためなのか、新型コロナ感染予防接種の副反応のためなのか、あるいは新型コロナ感染症拡大防止のために休みを取ったのか、これらを一人一人児童生徒の出席簿を何度もめくりながら、この作業に大変時間がかかった、簡略化はできないのか。夏休み最後のこの期間は不登校の生徒と向き合い、2学期に向けてのウォーミングアップをして教室復帰できたケースもあり貴重な時間。夏休みが10日間短くなっても仕事は減らないし市川市から違う市へ移りたい、職員を増やし思い切った業務の効率化を図らなければ変わらない。教職員のライフワークバランスというのが勤務が市川で住んでいるのが他市、我が子との向き合う時間も取れないなどなど、紹介し切れないほどの声が寄せられています。また、この時期、中学3年生は受験のための学校見学や体験授業もあり、市川市のみが2学期スタートというわけにはいきません。

そこで伺います。このような取組は大変重要であり、一度スタートしてしまったら元に戻すのは大変です。教育委員会だけで決めるのではなく、現場の教職員や児童生徒、保護者等の意見を十分に聞きながら進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 新たな取組を行うに当たりましては、関係者から意見を聴取したり、様々な立場の方を交えたりしながら進めていくことは大切であると考えており、今回も最終的には現場の意見を聞いて決定いたしました。今後は、より適切なタイミングと方法により、関係者の意見を伺いながら、教職員の働き方改革を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 先日、テレビで柏市の酒井根小学校の業務改善策が紹介されました。例えば卒業アルバムを作る際に、1年生から6年間の写真は1つの行事でも何百枚と写しますので大変な枚数になります。全てデータで保存し、子どもたちの顔認証でAIが写真を選びます。この作業はこれまで先生方が大変な時間を費やして行っていたものです。1枚差し替えると数枚が自動的に変わり、どの児童も写っている写真の枚数がほぼ均等になります。また、お便りもタブレットを活用しペーパーレス、印刷の時間も配る時間も必要ありません。ランドセルの底にくしゃくしゃになったお便りのしわを伸ばしながら見ることもありません。行事の出欠も、手紙の半分を切り取り、書いて判こを押して子どもに持たせるといった従来のやり方から、タブレットを使い返事をする。集

計も自動で、返信がない家庭も一目瞭然です。これだけでもかなりの改善になったと言います。帰りの掃除は、朝行うことで時間短縮になったと言います。早く帰ると校長先生からコーヒー券がもらえるということで、先生方はみんなで知恵を出し合い改善しています。ぜひ本市でも、現場の声を大切にして、児童生徒が楽しく通える学校を目指していただきたいと思います。

次に、保育行政についてです。

昨年に続き、今月5日、園児が送迎バスに置き去りにされ亡くなるという、あってはならない事故が起きてしまいました。この日はいつもの運転手は休みで、園長が代わりに運転したということです。急な対応をしなくてはならない場合もあるでしょう。アプリの使い方に慣れていない人がいれば確認できたかもしれません。今となつては、どんなたればを言っても幼い命は戻ってきません。国は昨年暮れに、コロナなどを理由に、指導監査について書類やリモートでも可能とすると言い、パブリックコメントを行ったところ反対の声が多く延期になりました。そしてまた、この夏、同じようにパブリックコメントを行いました。

そこで、(1)として、保育園の指導・監査について伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育所、小規模保育事業所などに対する指導監査につきましては、児童福祉法施行令の規定により、1年に1回以上実地での監査を行うこととされております。このため監査に当たっては、職員が直接施設を訪問し、保育や施設の状況、出勤簿などの帳簿を現地で確認しております。なお、現在国におきまして、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大を背景に、実地での監査を原則としつつも、天災そのほかやむを得ない事由などの場合での実地監査の見直しが検討されると聞いております。指導監査は、保育の質の確保及び向上、施設への運営費等の給付を適正に行うために大変重要な取組であります。さらに、保育の実施状況や施設の安全管理や衛生管理の状況、事故防止の取組など、児童の安全確保に直結する項目は現地でなければ十分な確認が難しいことから、実地での監査は有益なものと考えております。

そこで、令和4年度は市内にある約200の全ての保育所等に対して監査を計画し、6月より実施いたしました。これまでに9施設に監査を行ってまいりましたが、7月の新型コロナウイルス感染症第7波に伴い、現在やむを得ず休止しているところでございます。加えて、コロナ禍の影響により、令和2年度、3年度は実地での実施ができていないことから、感染防止に十分配慮しながら、一日も早く再開したいと考えております。このため、10月から訪問できるよう、施設に監査日程の通知を行ったところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 国が文書やリモートで可能としようとしていますが、本市ではあくまでも実地での指導監査を重要だと考え、今年度においても6月より始めていただいたとのこと。コロナ禍だからこそ、それぞれの保育園の現状を把握することが大切だと考えます。第7波で中断しているとのことですが、市が実施する指導監査について、今後の具体的なスケジュール及び体制について伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、12月下旬までに約70施設に実地監査を行い、その後、3月までの間に残りの約100施設に実施していく予定であります。また、実施体制といたしましては、こども施設運営課の職員約10名を担当として、1組につき2名から3名の体制で、1日に最大3施設に監査を行う予定であります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 分かりました。約170施設を指導監査するということは大変なことだと思います。しかし、実際に園に入らないと分からないこと、先生方の雰囲気や子どもたちの様子、園の中の動線、災害時の対応や防犯グッズなどはすぐに取り出せるところにあるのか、実際に見てみないと分からないことがたくさんあると思います。現場の先生方は見に来てほしいと言っています。国がどのような判断をすることになっても、本市におかれましては、ぜひ引き続き実地での指導監査を行っていただけるように要望します。

次に、保育士処遇改善臨時特例事業について伺います。令和4年9月まで国が全額補助することになっている保育士の処遇改善臨時特例事業についてです。処遇改善の実施状況がどのようになっているか、実施施設数、具体的にどのように支給されているのかについて伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は、令和4年2月から9月までの期間において、保育施設等で働く保育士などを対象に3%程度の賃上げを目的として処遇改善のための補助金を交付するものであります。令和4年度申請につきましては、保育所125施設、幼稚園11施設、認定こども園10施設、地域型保育事業所52施設、事業所内保育事業所1施設となっております。

保育士等への支給につきましては、各施設は手当として設定する方法や基本給に含める方法に加え、一部については、一時金として支給する方法を選択することができます。また、保育士や幼稚園教諭だけでなく、調理員や事務員なども対象とすることができます。支給額につきましても、交付された補助金を全て処遇改善に使わなければなりません。分配の割合については各施設に委ねられております。一例といたしまして、ある施設では保育士と保育補助者を対象に9,000円から2万円を一時金として支給した上で、毎月3,000円から6,000円の手当を支給することとしております。また、全ての職員に一律の金額を支給しているところもあり、施設の考え方によって様々となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 園によって違う対応になっているとのこと。結局、本給アップにはならず、手当として支給されているようです。処遇改善臨時特例事業は全ての施設が申請をしているのか、また申請をしていない施設に対して、市として申請するように促しなどを行ったのか伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

令和4年度は、201施設中199施設から申請がございました。申請のなかった2施設ではありますが、保育士等の処遇改善を目的とする制度の趣旨を御説明した上で数回にわたり申請を促してまいりましたが、施設の事情により申請には至りませんでした。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 この事業は、国が全額負担するのはこの9月までです。10月以降は公定価格上の加算として位置づけられる予定であると聞いていますが、具体的な内容について国から市へ何か通知が来たのか伺います。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 お答えいたします。

10月以降につきましては、本年7月に開催された内閣府の子ども・子育て会議におきましても公定価格上の加

算として位置づけることとされておりますが、現時点では詳細についての通知などは届いておりません。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 この事業によって、各保育事業所間で給与の差が開くということのないように指導していただきたいと思っております。同じ仕事をしていても、処遇に差が出ると士気も下がります。保育士の流出を防ぐためにも、監査などでぜひ事業者と話をしていただくようお願いいたします。

次に移ります。(3)公定価格の引上げについて伺います。4・5歳児の保育士の配置基準は、70年以上、一度も改善されていません。子どもたちの安全は保育現場の必死の努力に任されています。人員不足により疲弊をしており、配置基準を増やす必要があり、公定価格を引き上げることが望ましいのではないかと考えます。

公定価格の引上げが職員配置を増やすことにつながるのか伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

公定価格は、教育、保育に通常必要とされる費用として国が定めているものであり、人件費、事業費、管理費等について、それぞれ対象となる項目を積み上げて算定されております。このうち人件費は、国家公務員の給与に準じ人事院勧告に連動して増減する保育士等の給与額と、国が定める保育所等への職員配置の基準に基づく人数などを基に算定されております。これらのことから、公定価格の引上げが直接職員配置の増加につながるものではございませんが、保育士等の配置基準が見直され、併せて公定価格の引上げが行われることで保育士等が一層働きやすい環境になっていくと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 保育職員不足解消に向けて、現在市としてはどのような対策を行っているのか伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

職員配置の増加に向けた取組といたしましては、増員に係る経費を施設の運営費へ加算する制度を設けております。具体的に申し上げますと、まず、職員配置基準向上加算は、予備保育士や看護師などの専門職などを配置するための加算で、市独自の制度であります。次に、保育補助者雇上費加算は、保育の補助を行うため所定の研修等を受講した保育士の資格を持たない職員を配置するため、また、保育体制強化費加算は清掃業務や給食の配膳、園外活動時の見守りなど保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置するためにそれぞれ設けております。これらの加算によりまして、人員の確保と質の高い保育が提供できるよう支援をしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 職員配置の基準向上加算や保育補助者の雇い上げの加算、保育体制強化費の加算などについて伺いましたが、それぞれ何施設で活用されているのか教えてください。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

令和3年度の実績では、対象となる170施設のうち申請があった施設数を申し上げますと、職員配置基準向上加算は166施設、保育補助者雇上費加算は25施設、保育体制強化費加算は22施設となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○**廣田徳子議員** これだけの施設で活用されているにもかかわらず、常に保育士募集のポスターが貼られている保育園もあります。2年連続で4月1日現在、国基準で待機児童がゼロだったことは大変評価いたします。来年度から国は、こどもまんなか社会を掲げてこども家庭庁を設置しますが、概算要求の中に、保育の質の改善につながる事項は一つも盛り込まれていないということです。職員の数を増やすことは、子どもの命と育ちを守ることに直結します。本市で働き続けるには何が不足しているのか、事業者や保育現場職員から聞き取りをしていただきたいと思います。

最後の項目です。高齢者・障がい者への窓口サービスについて伺います。

ハイタウン塩浜に出張窓口を設置する考えについてです。ハイタウン塩浜は、昭和56年から61年にかけて現在のUR都市機構が建築した塩浜4丁目の団地です。大きな道路を挟んで塩浜学園側に市営住宅もあります。世帯数は3,000世帯近くあり、人口は5,000人を超えています。東日本大震災のときは、液状化や断水で大変だった地域でもあります。また、令和4年3月末、市全体の高齢化率21.5%に対し、塩浜地区は36.9%、市内でも高齢化率の高い地域です。近隣市から昨年転居してきた方からお話を聞くことができました。車椅子で80歳代、市役所に行くのにも、用事があってもバスに乗れないし、こんなに多くの方が住んでいるのに出張窓口もないのねと言われました。

そこで、高齢者や障がい者への窓口サービスについて伺います。

○**大場 諭副議長** 立場福祉部長。

○**立場久美子福祉部長** お答えいたします。

高齢者に関する様々な相談については、本市の委託する市内15か所の高齢者サポートセンターにおいて受け付けております。各センターでは窓口への来所のほか、御自宅を訪問して相談を受け、介護保険や各種福祉サービスの紹介、申請代行など窓口機能の一端を担っています。また、障がいのある方の相談については、市の窓口に加え、大洲及び行徳の2か所にある基幹相談支援センターにおいて、必要に応じて相談支援事業所や関係機関と連携し、支援に当たっております。各種の支援を受けるための申請は、電話や窓口のほか、来庁の困難な場合は郵送による申請も可能です。そのほか、本市の推進する地域ケアシステムでは、地域住民が主体となり、市川市社会福祉協議会や関係団体などと連携し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支え合いの地域づくりに取り組んでおります。

本市では、市内14の地区社会福祉協議会を地域ケアシステムの推進母体として、市内15か所の活動拠点に対しその運営経費等を補助しております。この活動拠点は、原則として月曜日から金曜日の10時から16時までの間、地域から選出された相談員が交代で常駐し、身近な相談や車椅子の貸出し、サロン活動のほか、地域活動や福祉に関する情報の収集、発信などを行っています。また、この拠点の相談員は、日頃の活動や日常的な何げない会話を通じてお困りの方の生活上の課題を受け止め、必要に応じて行政の各種窓口をはじめ高齢者サポートセンター等の専門機関を紹介するなど、地域の身近な相談役として活動しております。

本市では、相談員の活動に役立てていただき、拠点から適切な機関へつなぐことのできるよう高齢者サポートセンターや暮らしに関する相談窓口の連絡先を各拠点に配布しております。特に高齢者サポートセンターと相談員は定期的に開催している会議において、事業や講座、各種の情報提供などを通じ、日頃から連携を図っており、必要に応じて、民生委員、自治会長などの地域の方々と相談できる協力関係を構築しております。

塩浜地区においては、ハイタウン塩浜内の店舗を借り上げ、南行徳地区の地域ケアシステムの拠点としています。地域ケア南行徳第二、愛称ほっとスペースとして年末年始及び月1回の休館日を除き、毎日10時から16時まで開所し、地域の方々に親しまれています。また、ごみ出しや買い物代行など日常のちょっとした困り事を身近な地域で支え合うモデル事業、お互いさま事業に関する相談や申込み窓口にもなっております。今後も高齢者や

障がいのある方などをはじめとする日常生活にお困りの方々の相談については、身近な地域ケアシステムの拠点や高齢者サポートセンターなどを通じて、申請代行や郵送での手続など適切に御案内してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 様々相談する窓口があることは理解しました。こんなときはここへなど、一目で分かるようなものを作成して配布するなど工夫が必要だと思います。

他市からの転入者への窓口サービスに関する周知をどのように行っているのか伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市に転入された方へは、住民異動の手続の際に、以前お住まいだった自治体での各種福祉サービスの利用状況などを聞き取り、必要なサービスや手続を御案内すると併せて、いちかわ便利帳及び各種相談窓口に関するチラシをお渡ししています。引き続き、転入者をはじめ、市民の皆様に必要なサービスを届けられるよう、地域の方々とさらなる連携を深め、地域ケアシステムの拠点や自治会の回覧板、掲示板の活用など身近な場面を通じて、相談窓口や申請方法など分かりやすく周知するよう努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 回覧板や掲示板が今どのように活用されているか御存じでしょうか。もちろん一部ですが、コロナ禍で回覧板は回さないでほしいと言われているところもあります。また、掲示板は、今回私たちに寄せていただいた市民アンケートで分かりましたが、数年前の掲示物がそのままになっている地域もありました。市から自治会宛てに送られている配付物が無駄になっていることもあります。必要部数を各自治会に尋ねることも必要かと思えます。アパートやマンションなど集合ポストの下に段ボールが置かれ、いっぱいになったポストから抜かれたチラシなどがそのまま段ボールに捨てられていることもあります。高層階にお住いの車椅子や身体の不自由な方は、必要がなければなかなか1階まで下りてきません。例えばエレベーターの中に張り紙をしたり、今日は相談窓口が開設していますなどの放送をするなど、住民にいかに伝えられるかを考え、今後は対応していただきたいと思えます。住民サービスの面から、出張窓口や御用聞きなど、特に高齢者や障がいをお持ちの方に寄り添う市民サービスを御検討いただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 高坂進議員。

○高坂 進議員 日本共産党の高坂です。一般質問を行います。よろしく申し上げます。

まず初めに、消費税のインボイス方式の導入についてということです。

来年10月から消費税にインボイス方式が導入されます。これにより大変広範囲の市民への影響があると言われています。今まで1,000万円以下の売上げしかなく免税事業者と言われた人たちにも、そしてフリーランサーと言われた人たち、また実態は給与と考えられるものを報酬として受け取っている方々など、大変広範囲の方々に直接影響があり、今まで免税業者となっていた方々が課税業者となり、消費税の申告納税が必要になると言われています。また、行政自体にも様々な影響が出てくると思われます。市の一般会計では、消費税の申告も納付も必要がありませんけれども、それは消費税と関係ないということではなくて、課税売上げと課税仕入れが同額になると考えられるということで申告も納付も必要ないということであって、消費税の仕組みの中に入っていると

いうことは、そのとおりであります。今回のインボイス方式によって様々な影響があると思われま

そこで以下、インボイス方式の導入について、市民が受ける影響と自治体受ける影響、大きく2つに分けて聞きます。

まず最初に、インボイス方式によって影響を受ける中小業者の人たちへの影響ということです。

今まで課税売上げが1,000万円以下の事業者は免税できるとされ、ほとんどの事業者は免税業者となっていました。しかし、今回インボイス方式導入ということで、インボイス発行事業者となった場合には、課税事業者にならなければならないとなります。1,000万円以下の売上げ事業者も、取引先との関係でインボイスの発行事業者とならなければ取引ができなくなるということで、インボイス発行事業者とならざるを得ません。そうしなければ取引から排除されていきます。したがって、自動的に課税業者になります。全国で500万件の免税事業者がいると言われてい

ます。そのほとんどが課税事業者になるというふうには私は思います。本市ではそのような事業者がどれだけいるのか。市民税申告により件数も分かると思えますけれども、件数、そして大まかでいいですけれども、申告をすることになるとすればどれぐらいの消費税になるのか、分かれば聞きたいと思

○大場 諭副議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

初めに、インボイス方式の概要です。現在、消費税は10%と8%の複数税率となっております。このため、事業者が消費税を納める際に仕入れ税額控除を正確に行うには、個々の取引の税率や税額の情報が必要となります。その伝達手段となるのが適格請求書等、いわゆるインボイスであります。令和5年10月から導入される消費税のインボイス制度のポイントは、仕入れ税額控除を行うには適格請求書等の保存が必要となること、適格請求書等を交付するには税務署長の登録を受ける必要があること及び登録できるのは課税事業者のみであること。以上の3点とされております。

中小零細企業やフリーランサーの多くは免税事業者と思われており、その数は、国の推計で全事業者数の6割前後とされております。これを令和3年の市内の事業者数8,025者に乗じますと、市内の免税事業者は4,800者程度と推計されます。財務省の試算によれば、全国の免税事業者約488万者のうち、課税事業者に転換するのは約161万者とされております。この割合を先ほどの本市の推計免税事業者数に当てはめると、本市で課税事業者に転換するのは1,580者程度と推計されます。

課税事業者に転換した事業者が申告する消費税額につきましては、同じく財務省の試算で、インボイス制度の導入による消費税の増収は約2,480億円とされており、これを転換事業者数約161万者で乗じますと、1者当たりの納税額は約15万4,000円と計算されます。このことから、本市の消費税額は市内の推計転換事業者数を乗じ、約2億4,000万円と推定されます。もっとも個々の事業者の状況は様々ですので、あくまでも大まかな推計でございます。

現在、免税事業者である事業者のインボイス制度への対応です。まず、取引先が消費税や免税事業者である場合は適格請求書発行事業者、すなわち課税事業者になる必要がない場合があります。また、適格請求書発行事業者になる場合も課税売上高が5,000万円以下であれば、簡易課税制度を選択することで、仕入れに係る消費税の計算が簡易となるほか、仕入れ先から受け取るインボイスの保存が不要となります。加えて、インボイス制度導入後も6年間は適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、従前の請求書等で仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額から控除できる経過措置が設けられております。そのほか国の補助制度として、中小企業や小規模事業者がインボイス制度を導入するに当たり、会計、受発注等のソフトや、レジ等に係る費用を対

象とするIT導入補助金や小規模事業者持続化補助金にインボイス枠といった制度を設けております。

このような制度の枠組みの中で、免税事業者がインボイス制度を導入して、課税業者になるか否かを判断するには、その事業者の業種や主な販売先、納税等に係る新たな事務負担など、自社の経営状況や将来の経営戦略などを踏まえ総合的に検討する必要があります。インボイス制度につきましては、国税庁が専用のコールセンターを設けているほか、説明会を継続的に行っており、本市内でも市川税務署や青色申告会で月に3回程度説明会を実施しております。今後は、適格請求書発行事業者に関する登録申請相談会も実施される予定と聞いております。本市といたしましては、市内事業者が制度に関する理解を深めていただけるよう、市川商工会議所など関係機関と連携して、引き続き周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 今まで免税業者だった方々になるんですね。その方々が、これからも免税事業者になることもできますよという、それは確かにそうなんだけれども、インボイスを発行したら免税業者にはなれませんか。それで一番大切なのは、インボイスを発行しなければ取引から排除されるということなんです。ここのところが一番。だから、たくさんの方が排除されるということになると思います。

あと、現在の免税事業者のうちの161万者と国は言っていると、3分の1ぐらいですよ。3分の2はどうなるのか。本当に取引から排除された人たちは、申告はしなくてもいいかもしれないけど、商売はやっていけませんよという話ですからね。そこのところがちゃんと分からないと、このインボイスの問題というのは困るんですよ。商工会議所とかそういうところと連携するということですけども、例えば1,000万円以下の売上げの人たちだと、商工会議所には入っていない人たちのほうが多いと私は思います。だから、そういうことだけではなくて、もっと深刻に考えていく必要があるというふうに思います。

まず、関係すると思われる中小零細事業者の人たちに実態を知らせていく、どうなるかという実態を知らせていくということが本当に大切だというふうに思います。本当にインボイスの問題がどういう問題を含んでいるかということに、私たちが想像力を持ってちゃんと考えなきゃいけない。それができていないということが、今大きな問題だというふうに思います。国の問題ですけども、国はそんなことは全然、知らせるなどということとはほとんどやっていません。市がやらなければいけないということになります。

知らせていくという点で、市はどのようなことをやっていくつもりなのか、その点をお聞きします。

○大場 諭副議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

市の公式のホームページ、もしくは広報等、あと市川商工会議所のほかにも、市川青色申告会もありますので、そこの連携を図りながら周知を図っていきたいと思っています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 次、市川で言うと、例えば道の駅いちかわがありますけれども、農家からの野菜などをあそこで売っていますよね。販売していますけど、ここにはどのような影響があると考えていますか。

○大場 諭副議長 関観光部長。

○関 武彦観光部長 道の駅いちかわに関しては、観光部からお答えをさせていただきます。

道の駅いちかわにおいて、売上げの多くを占めるのは野菜を含めた物販となっており、その取扱商品の多くは委託販売形式を取っております。委託販売形式とは、納品事業者が販売者に対し販売行為を委託し、その対価として手数料を支払う方法です。道の駅の場合、販売に関わる売上げ金は納品事業者に入り、その販売に対する手

数料として、売上額の一定割合が道の駅の収入となります。道の駅の指定管理者に対しては、インボイス方式の導入に向けて農家などを含めた納品事業者に丁寧な対応を行うよう要請してまいります。

以上であります。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 次、イに行きます。フリーランサーと言われる方たちへの影響ということです。

この方たちもインボイスの発行事業者にならざるを得ません。そうしなければ元のところが損しますから取引から外されます。大変な数になるというふうには私は思いますけれども、その状況をどういうふう把握しているのか、その対策はどうなっているのかについて聞きます。

○大場 諭副議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 フリーランサーの数につきましては、消費税の観点では、事業者の課税売上高1,000万円を境として課税か免税かを区別するのみなので正確な数字を把握することは難しいのですが、先ほど申し上げました市内の免税事業者数約4,800者のうちの大部分は個人事業主と考えられ、そのうちの相当数をフリーランサーが占めていると思われまます。フリーランサーも事業者ですので、インボイス制度を導入して、課税事業者になるか否かの判断は、個別の経営状況等に応じて検討する必要があると考えております。このことから、本市としましては、先ほども申し上げました青色申告会などとも連携して、制度の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 本人が決めればいいことだよという、そういうことだと思いますけれども、さっきから言っているように、それは本人が決めて、私は発行しませんよ、インボイスは発行しませんよと言ったら取引から外されちゃうんです、その人は働けなくなっちゃうんですよという問題なんですということを言っているんです。それについてどういうふうにするのかという問題です。

例えばひとり親家庭と言われている方たちもたくさんいますけれども、実態で言うと給料という人たちがたくさんいらっしゃいます。それが、給料ではなくて報酬という形になっているわけですがけれども、源泉を払わなくてもいいとか、いろんなことがあって元請はそういう形にしますけれども、フリーランサーの人たちも本当は正社員で働きたいと思っているというふうには私は思います。そういう点で、そういう人たちがインボイスを発行できないということで取引から外されていく。日本の経済をどうするかという問題がここにも出てくるというふうには、市川で言えば市川の経済の問題。さっき言ったように何千人という人たちがこういう状態にあるわけです。その人たちは、自分になりたい、なりたくないということだけで決められないということですから、そういう人たちに対する、日本国の経済を守るという立場からいってどういう対策が必要かと考えているかということを知りたいと思います。

○大場 諭副議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

取引上、優越した地位にある課税事業者が免税事業者と取引を継続するに当たり、仕入れ税額控除ができないことを理由に価格を引き下げるよう要請した場合や、課税事業者が自己の都合で仕入れ価格を低く設定し、免税事業者が今後の影響を懸念して受け入れざるを得ないといった事情が認められれば、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となります。こうしたことも含めて、国などが発信する制度に関する情報について、繰り返しとなりますが、事業者への周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 独占禁止法に違反するとか何とかという問題は後で聞きますけど、例えば市川市が何かのインボイスがもらえなかったら、インボイスを出しなさいよと言って、それがもらえなければ、例えば特別会計で言えば市の特別会計のほうで負担しなければいけないわけでしょ。そういうことをやったら、最少の経費で最大の効果を生むという行政の考え方から言ったらおかしくなるじゃないですかということなんですよ。一般の企業でも同じことをやりますよ。自分のところを守るためには、別に取り引をするかどうかはそこが決めればいだけの話ですから、取引をやらなくなるということになるんですよ。そういう話を私はしているんです。

次に、指定管理の問題です。市川市が指定管理として事業者委託している事業があります。もちろんこの事業者の方たちに対して、市川市がインボイスを発行するということになっていきますけれども、どのような影響があると考えているか。そして、その対策はどのように考えているのかについて聞きます。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

文化会館、クリーンセンター余熱利用施設、市川駅南口図書館の各施設の指定管理者は、既に適格請求書の発行事業者として登録しているか、登録の準備を進めており、影響はないものと認識しております。一方、インボイス制度導入後の影響としては、事業者間の取引において、仕入れ額控除ができないことを理由に取引価格引下げなどの要請がなされる可能性も否定できません。こうした事象は、いわゆる民民の取引となりますことから市が直接的に介入することはできませんが、関係事業者間に混乱を生じないよう対応することは市の責務と考えております。

そこで、指定管理者などに対し、制度に関する周知はもとより、今後想定されるトラブルなどについても情報を提供し、新制度への円滑な移行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 今、指定管理の問題を聞きました。実はこのインボイスの問題というのは、もっともっと広い人たちにたくさん大きな影響を与えるということになります。例えば人格なき社団というのがあります。人格を持っていません。けども、いろんな活動をやっています。そういう人たちも社会経済活動をすれば対象になってしまいます。例えばPTAなんかもそうかもしれません。それから自治会なんかもそうかもしれません。自治会の人たちが、例えば新聞紙を集めてそれを売ってお金にします。そのときに相手方から、新聞を買う人からインボイスを出しなさいと言われれば出さなければいけなくなります。というふうに、大きく様々な人たちに影響を与えます。そういう人たちは、今このインボイスの問題はほとんど知りません。そういうふうになるということも知りません。それをどうやって知らせ対策を取っていくのかということ、今からやらないととても間に合わなくなる。そういう点で、そこのところはどう考えているか。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

インボイス制度については、国が中心となり周知のための広報活動などを行っており、市としても税務署など関係機関と連携し、独自の媒体などを活用しながら適切な情報の発信に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 本当に適切などというだけで済む問題ではなくて、大変な問題だと思います。まず、私たちが本当に想像力を持ってどういう問題が起きてくるかということを考えなければいけないし、そのことを知らせていって、その方たちがどうするかという決断をできるようにさせてあげなければいけないということだと思います。

す。

次に、行政に与える影響ということで、インボイスの問題については直接行政に様々な影響があります。一般会計で言えば、インボイスを発行し、業者の発行する事業者の届出をしなければいけません。市がインボイスを発行しなければ相手事業者は課税仕入れをすることができないということになります。ですから、市はインボイスの発行をしなければいけません。また、特別会計では当然インボイス発行事業者となるために届けを出すとともに、消費税の申告納税もある場合があります。さらには、全国的な大きな問題になっていますけれども、シルバー人材センターはどうするのかという問題など、幅広く影響が出てきます。

そこで、一般会計に与える影響について聞きます。一般会計にどのような影響があるか全般についてきます。そして、それへの対策をどのように行わなければならないのか。どのように進んでいるのか、課題はどのようなものがあるかについて聞きます。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

一般会計に与える影響とその際の対策についてです。地方自治体の一般会計に係る事業では、御指摘のとおり、消費税法の規定により売上げ税額と仕入れ税額が同額とみなされ、消費税の申告義務がないとされております。このことから本市の一般会計において、令和5年10月から導入されるインボイス制度への対応は一見不要と思われそうですが、一般会計から課税仕入れを行う事業者にとっては、本市がインボイスを交付しないことにより当該仕入れにおいて仕入れ税額控除を受けることができず、消費税の負担額が増えるといった問題が生じるものと認識しております。そこで、当該事業者からのインボイスの交付請求に対応するため、令和5年3月31日までに市川税務署において適格請求書発行事業者として登録を行う必要があるものと考えております。また、インボイス導入への対応としては、本市が当該事業者に発行してきた請求書や領収書などに登録番号や適用税率、税率ごとに区分した消費税額などを記載し、インボイスとして交付することを検討しております。その際には、必要事項を記載するための事務負担や様式を整えるための経費が生ずることが想定されます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 1つ確認をしておきます。一般会計で免税事業者との取引がもちろんありますけれども、そのような場合に、市川市が免税業者にインボイスを求めなければいけない理由の一つもないんですけども、こういう場合にはインボイスを求めるといことはしないということでもいいですね。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

本市の一般会計については消費税の申告義務がないことから、同会計上の取引における関係事業者に対し、インボイスの提出を求める必要はないものと認識しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 次に、特別会計に与える影響とその対策についてということで聞きます。今まで消費税の課税事業者だった特別会計はどんなものがあるのか。また、そのものがインボイス方式の導入によってどのような影響を受けるのか。特別会計の場合、インボイス発行事業者となった場合、今までは免税となっていた場合にも課税業者になると思います。インボイスの発行事業者となった場合、特別会計は消費税の課税事業者となる。このような特別会計はあるのか、あるとすればそれはどのようなものか。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

特別会計においても、課税資産の譲渡などを行うことで課税仕入れを行う事業者としてインボイスの交付を求められる可能性がございます。このため、一般会計と同様に、適格請求書発行事業者としての登録が必要になるものと認識しております。具体的には、国民健康保険特別会計において、市民の方々などへの送付用封筒に広告を掲載し、その広告料収入を歳入としていることから、広告主である事業者からは本市に対し、広告料を支払った際にインボイスの交付を求められる可能性があります。一方、その他の特別会計については、現時点においてはインボイスの交付を求められることはないものと認識しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 ウとして、公営企業会計となっている会計への影響ということで、下水道会計について聞きます。インボイス方式の導入でどういうふうになるのか。

○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 インボイス方式制度は、事業者の正確な消費税額を把握するための制度です。下水道事業においては、下水道使用者から下水道使用料を受け取る公共サービスの提供者としての立場と、施設整備に係る工事請負費や維持管理のための業務委託料等を支払う購入者としての立場があり、それぞれの立場での対応が求められます。

まず、公共サービスの提供者の立場としての影響と対策については、市川市下水道事業を適格請求書発行事業者として税務署に登録を行う必要がありますが、これは本年9月末までには申請を行ってまいります。そして、下水道使用料の請求時に、現在請求書へ記載している下水道使用料消費税額等に加えて、登録番号及び適用税率を記載して請求を行うことでインボイス交付を行うこととなります。また、交付したインボイスの写しを7年間保存することが求められるようになります。そのため、現在、下水道使用料の徴収を委託している千葉県において、請求書へ登録番号等を記載できるように上下水道料金システムの改修を進めております。

次に、購入者の立場としての影響と対策ですが、消費税の申告においては、受け取った消費税から支払った消費税を控除して消費税額を計算しますが、今後はインボイスがないと支払った消費税の控除ができなくなりますので、相手方からインボイスを適切に受け取る必要があります。また、受け取ったインボイスは7年間保存することが必要となります。そのため現在利用している市の下水道事業会計システムでインボイスの情報を正確に保存し、消費税額の計算ができるよう到来年度改修を予定しております。

また、これらの対策に併せて、市の指定請求書へ登録番号等を記載できるように市川市下水道会計に関する文書の様式を定める規則の改正を予定しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 ここで確認だけ取っておきます。売上げが1,000万円以下の事業者との取引が今までもあったのではないかと私は思っているんだけど、そういう人たちには、これからインボイスを出しなさいということになりますから、それが出せないということになれば取引は停止ということで考えていいんですか。

○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 下水道事業は公営企業であり、これまでどおり適正な消費税額の計算が求められていくことから、取引先の事業者にはインボイスの提出を求めていく考えであります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 ここでも分かりました。市のやっているものとはいえ、インボイスを発行できなければ取引から排除されていくと。だから、1,000万円以下の人たちでも、どうしてもインボイスを発行しなければいけないんだということが、ここでも分かりました。

次に行きます。シルバー人材センター、これは去年あたり一定の方向が出たというふうに思いましたけれども、それがまた、最近そうでもないなというふうに思っています。どのようにその対策を進めているのかについて聞きます。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公益性、公共性を有する団体で、定年退職後等における高齢者の経験を生かし、働くことを通じて生きがいを得るなど、地域社会の活性化に貢献することを主たる目的としております。本市におけるシルバー人材センターは高齢者の就労を通じた社会参加と生きがいづくりに寄与する重要な団体であることから、事業の円滑化を図るため、人件費及び事業費に対して補助し、運営を支援しています。

現在、シルバー人材センターが、免税事業者である会員に支払う配分金に含まれる消費税分について、仕入れ税額控除を認められているため納税する必要はありません。しかしながら、インボイス制度の導入に伴い、個人事業者である会員は新たに課税事業者となり、インボイスを発行しない限り、センターは仕入れ税額控除を認められないため、会員への配分金に含まれる消費税相当分の納税を要することとなります。公益社団法人であるシルバー人材センターは、収支相償の原則により運営されているため、新たな税負担に対応するための財源はなく、インボイス制度導入の与える影響は大きいものと考えております。

本市といたしましては、引き続きシルバー人材センターの安定的な運営を確保するため、国や全国シルバー人材センター事業協会、他市の動向などを注視しつつ適切な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 このシルバー人材センターは、去年あたりに、求めないんだと、それで市が負担をするんだという方向で1度報道されたことがありました。それが、今ではまた元に戻ってしまっている。しかし、本当に今の状況でシルバー人材センターで働く人たちにインボイスを求めることができるのかどうなのかという話です。できるわけがないでしょうと。そんなことを本当にできると、また、やることもあり得るということですか。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

シルバー人材センターの会員にインボイスの発行を求める場合、会員は課税事業者として登録し消費税を納税することとなり、会員自身で帳簿を作成するなどの事務処理をしなければならず、大きな負担が見込まれます。一方で、国の通知によると、インボイス制度の導入後も会員は引き続き免税事業者として就業するものと想定されており、その場合はインボイスの発行はできないこととなります。このような状況を踏まえ、本市としましては、国や他市の動向等を注視しつつ、就業意欲のある会員のやりがい、生きがいの低下を招かないよう、引き続きシルバー人材センターと情報共有を図りながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 もう一つ質問します。清掃公社です。ここについては1つだけ。

先ほども言いましたけれども、1,000万円以下の人との取引があった場合に、その人たちにインボイスを求め

て、発行できなければ取引を停止しますか。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

市川市清掃公社におきましては、現時点では取引先にインボイスが発行できない事業者はいないと聞いております。ただし、今後インボイスを発行できない事業者との取引をする際には、会計士のアドバイスを受け適切な対応を図っていくとのことであります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 会計士と相談しても、さっき言ったみたいに、最少の資金で最大の効果を得るといって、そういうことになるよねという話ですよ。でも、そんなことをして地域の経済が成り立つんですかという話です。

インボイス方式の導入によってシステムの変更が余儀なくされるとは思いますけれども、それはどのようなもので、どういう対策をやっていきますか。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

現在、インボイス方式の導入に当たり、各所管部局に対し必要となる対応について照会をかけておりますが、現時点では、各所管において使用料や諸収入の一部など歳入として受ける際に発行する領収書について登録番号などを付記する必要があり、システム改修が必要になる場合もあるものと認識しております。なお、各部局からの回答を踏まえ、その内容や処理件数などを精査し、他の手法の検討も含め適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 今までいろいろインボイスについて聞いてきました。市民に与える影響、そして行政に与える影響というのは大変幅広いし、深いものだということが分かりました。残念ながら、当然インボイス方式導入に関係する方々にさえ、インボイス方式の導入の実態がどういうものなのかということが分かっていないという状況だというふうに思います。シルバー人材センターの問題などは、去年方向が示されたものと考えていましたけれども、全くその方向が見えません。ここで働く方々にインボイスを発行しろというのは無理だと思います。これは誰でも分かることだと思います。まだ方向が明らかになっていないというのが現状です。今まで非課税だったフリーランサーと言われる方々を含めた膨大な方々、政府では488万件のうち161万件が課税事業者へ転換するというふうに言っているそうですが、それでは、残りの327万件はどうなるんだと。この人たちは、なくてもやるというふうに、今日、市のあれを聞いていても、そんなことは誰も言わないです。そういう点で言うと、本当にこれが本当なのかどうなのかということです。

インボイスを発行できなければ仕事を出さないというのは明らかです。市だけではなくて、課税事業者全てに言えることなんです。327万件の方たちは仕事なくなるというのが実態ということになるのではないのでしょうか。また、人格なき社団と言われる方々にも影響が出てきますけれども、このことはほとんど当事者に分からないというふうに思います。インボイス方式導入は今の消費税率10%をさらに引き上げることが必要だということから出されてきていると思います。岸田首相は、消費税には手をつけないと言ったのですから、今手をつけるべきではありません。最終的に、インボイス方式導入そのものが市民全体の増税になります。物価の高騰が続く今やるべきことではありません。世界ではそのために付加価値税の減税などを行っています。市としても、政府にインボイス方式導入をやめろという意見書なり、意見を言うべきだというふうに私は思います。

次に、税金の滞納問題についていきます。

千葉県全体の収納率が各市町村でどのようになっているかというデータが発表されていますけれども、市民税で言うと、市川は令和2年度までは県で第1位を占めていました。令和3年度は2位となっています。どちらにせよ全県でトップを占めてきたわけです。私は、これを喜んでいいのか悲しんでいいのか、大変危惧をしています。それだけ滞納市民に対して強権的な滞納処分がされてきた結果なのではないかというふうに考えられるわけです。

そこで、1つずつ聞いていきます。市民税、国保税、固定資産税の滞納状況です。この滞納状況がどうなっているのかについて聞きます。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

令和3年度の滞納状況については、決算見込額で、市民税については約6億7,760万円、国民健康保険税では約31億1,610万円、固定資産税では約1億3,580万円となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 国民健康保険では短期被保険者証、それから資格者証の発行がどうなっているのかということをお聞かせください。少なくとも、所得が200万円や300万円以下の方たちに短期被保険者証や資格者証は発行すべきではないかと私は考えていますけれども、どうなっていますか。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

令和3年度に発行した有効期限の短い短期被保険者証は3,686件、医療機関で一旦、医療費を全額負担する資格証明書は123件です。国民健康保険では、所得の低い世帯の方に対しては、一人一人に係る均等割額や世帯ごとに係る平等割額を、所得に応じて7割、5割、2割軽減した上で保険税額を通知し、多くの方に納付していただいております。短期被保険者証や資格証明書の発行は、法令上、保険税の納付のない滞納者に対し認められています。この証明書などの発行は、滞納者個々の事情を伺う接触の機会を設けることを目的としており、納期どおり納付している納税者との公平性の確保や、滞納者にとって不利益となる延滞金を抑制する効果があります。令和3年度は、証明書などの発行により3億5,000万円の収納が確保されるなど、効果の高い収納対策であることから、現状では発行を続けていく考えです。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 急いでいるので、2番目に行きます。滞納者の対策をどのようにやっているのか、全県トップという収納率ですけども、どのような取組をしてこうなっているのか。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

納付期限を過ぎても納税していただけない方に対しては督促状を送付し納付を促しておりますが、それでも納税いただけない方には催告書を送付するとともに、コールセンターを通じて納税勧奨を行っております。催告書などによる勧奨にも応じていただけない場合には、差押処分を執行する旨を告知いたします。しかしながら、こうした対応を行ってもなお自主納税や納税相談をされない滞納者に対しては、税負担の公平性を図るため財産等の調査を行い、財産が判明した場合には速やかに差押処分を執行しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 次に、差し押さえの状況について聞きます。差押件数とか、その換価をどういうふうに行っているのかということについてです。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

令和3年度の差押件数は、市税に関するものが約2,500件、国民健康保険税に関するものが約300件となっております。預貯金や給与などの債権については金融機関や勤務先などからの現金取立てを行い、不動産や自動車などの物件についてはインターネット公売により現金化をしております。令和3年度の実績は、市税で約3億7,100万円、国民健康保険税で約8,200万円となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 国民健康保険は300件で8,200万円ということです。国民健康保険について聞きます。国民健康保険が大変高過ぎて大変だと、払えない人がたくさんいるというのは皆さんも分かっていることだというふうに思います。

そこで聞きますけれども、例えば具体的に、小学校、中学校に子どもが1人ずつで2人、それと夫婦の4人世帯で、生活保護基準というものは幾らになりますか。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

40代夫婦と、中学生、小学生の子ども1人ずつの4人世帯の場合、家賃、教育費を含んだ令和4年度の最低生活費、いわゆる生活保護基準は年間でおよそ340万円となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 その340万円所得があった場合に、国保税、年金、市民税、幾らかかりますか。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

夫の収入を340万円とした場合の市民税は年間およそ9万円。国民年金保険料は定額となっておりますので、夫婦2人で年間39万8,160円。国民健康保険税は、介護保険料を含め年間27万200円となっております。なお、国民健康保険税は市町村ごとに異なりますが、本市は近隣の船橋市、松戸市、浦安市、千葉市、柏市に比べ保険税率の水準が低いため、最も低い税額となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 生活保護基準340万円ですけれども、それが所得であれば、生活保護を受けなければ、70数万円払わなければいけないという状況です。どう考えてもおかしいというふうに思います。

今、滞納処分に対する対策ということで県との連携をやっているという話を聞いています。どのような連携をやっているのか。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

市民税は県民税と併せて徴収することとなっているため、市民税の滞納については、千葉県と連携を図り滞納の解消に努めております。県との連携により対応する対象は、徴収困難かつ高額滞納者で、県に徴収を引き継ぎ

滞納整理をお願いしております。また、千葉県特別滞納処分室に職員を派遣し、担当職員の滞納処分におけるスキル向上を図っております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 私も県がやっている滞納処分の状況をいろいろ聞いています。例えば朝5時、6時ぐらいに滞納者のところへ突然来て、全く前触れもなく一緒に来て、あるところでは、県の職員が7人、市の職員が2人、さらに警察2人を連れていったという話を聞いております。市川でも、朝6時に行って突然捜索をして、差し押さえる物件がないということで親や兄弟に電話をするように、そこで電話しなさいと、それで援助してもらいなさいというふうにして電話をさせたという話も聞いております。こういうことが市のほうにはどういうふう伝わっているのか教えてください。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

千葉県に依頼した滞納整理については、依頼期間終了後に捜索日時などが記載された報告書を頂いており、県による各滞納者への対応を確認しております。なお、早朝からの捜索についてでございますが、法令上は、捜索は日没後から日の出前までは行うことができないとされており、日の出後の捜索については問題ないものと考えております。いずれにしましても、県に依頼した案件については県における滞納整理方針にのっとり行われているものと認識しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 じゃ、聞きますけども、市川市でも朝5時とか6時から捜索などをやっているんですか。それから、親や兄弟などへの滞納の支払いの依頼、これもその場でやるんですか。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

繰り返しとなりますが、税負担の公平性を図るためには滞納者と接触し、直接交渉させていただくことが肝要と考えております。そのためには、在宅の可能性の高い出勤前の時間帯に訪問することが有効であり、本市においても午前6時半頃から行っております。

次に、親族などへの依頼については、法令では第三者による納税が可能となっておりますことから、延滞金の負担が増えることなどを理由に家族の支援が受けられないかを確認する場合はございます。なお、強制するものではない旨も併せてお伝えしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 親兄弟なんかへの援助というのは強制ではないよというふうに言っております。でも、その前に、6時半からだというのは、県は5時ぐらいからやるそうですけれども、——ある人が、お父さんと中学生がいたところに、朝6時ぐらいに来てやったそうですよ。そうしたら、その娘さんは、今でも朝早く誰かがピンポンと押すとびっくりするそうです。また来たんじゃないかとびっくりするそうです。そういうことを一方では考えているんですかということですよ。日の出からならいいと言うけども、サラ金と同じにやるんですかという話ですよ。それで、親、兄弟などへの援助の強要というのは絶対にいけないことです。これはサラ金でもやりません、やったらこれは捕まりますから。自主的援助だという建前を使っても駄目ですよ。

例えば市川市は、国民健康保険でコロナ禍のときに減免しますよというのを去年つくりましたよね。そのとき

に、誰の所得が減った場合ですかと言ったら、世帯主だって言ったでしょう。世帯主だと言うのは、世帯主が納税義務者だからでしょう。一方では、そういうふうに納税義務者だから、その人の所得が減らなければ減免しないんだよと言っておきながら、一方では親兄弟に助けてもらいなさいと。しかも、県が行った件ですけども、こういうふうに電話をしなさいと、電話をしてこういうふうに言いなさいと、こういうことまでやったそうですよ。それで、お母さんとお兄さんから10万円ずつ借りるという話をそこでさせたそうですよ。自主的協力と言いますけれども、そういうことをやっていいわけがないんですけども、そういうことをやっていますということは県から聞いていますか。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 先ほども申し上げましたとおり、県の対応につきましては県の方針に基づいてやっているというふうに認識しております。詳細につきましては、事細かな内容につきましては、現在私はこの場では承知をしておりませんが、報告書の中に載っているものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 要するに、滞納処分をするときに、納税者の権利をどのように守っていくかということをしなないと駄目だということです。滋賀県野洲市では、滞納があると、滞納ありがとうと言うんだそうです。それは、その人が滞納しているということが市が分かったと。分かればそれに対する対策をいろいろ考えられると。だから、いろいろ相談に乗ると。根こそぎそれはちゃんと解決していくと。そういうことでやるんだそうですよ。

納税者、滞納者にも権利がちゃんとあります。例えば換価の猶予という制度がありますよ。それから、必要なときには執行の停止もしなければいけませんよ。そういうことをちゃんと本人にも伝える、行った人もそういうことがちゃんと分かった上でやらないと駄目だと思うんです。そういう点で、市川市はどのような教育をしていますか。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

職員教育につきましては特に制度化はしておりませんが、徴税吏員により対応は異ならないよう、職場内研修をはじめ外部機関が実施する研修会などにより、知識の習得はもとより各種対応能力の向上に向け研さんを積んでおります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 高坂議員。

○高坂 進議員 私も滞納している人からたくさん相談を受けます。そういう人たちは、やっぱり自分が悪いと思っているんですよ。滞納したのは私が悪いんだというふうに本当に思っているんですよ。でも、あなたにもこういう権利があるんですよというのを最初にやっぱりちゃんと教えてあげないといけませんよ。例えば換価の猶予であれ何であれ、こういう権利があなたにありますよと言われたというのを私は一度も聞いたことがない。だから、それは職員の教育をそうしていないということでしょう、きっと。やっぱりそこのとこからちゃんとやらないと、さっき言ったみたいに、6時半だからいいんだという話にはならないでしょう。やられた市民はどう考えるかということをちゃんと考えないと。

そういう点で、滞納者で市民から寄せられる声というのはどのようなものがあるのか、そのことについて聞きます。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よってただいまの国松議員の申出のとおり発言の取消しを許可することに決定いたしました。

国松議員に申し上げますが、議場における発言は慎重にも慎重を期し、発言すべきものであります。今後発言するに当たっては、会議規則等をよく読み、これらに違反することのないよう慎重に御発言ください。お願いいたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員 こんにちは。緑風会の青山ひろかずでございます。通告に従いまして、一問一答にて質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、ウクライナ戦争の早期の平和的終戦を願ってやみませんこと、また、国内では台風14号での大雨洪水被害に遭われました多くの被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

初めに、塩浜三番瀬公園前の海岸線について伺います。

国内では、異常気象とも、気候変動とも報道されておりますが、ここ最近50年、100年に1度といった猛暑や線状降水帯による大雨、さらには海水温の上昇など、大きな環境の変化が起きていることは周知のことと思います。このような環境による影響は、多くの河川や海に接している市川市でも今後は大きな課題になってくるのではないのでしょうか。特に行徳地域では、早急な整備や新たな管理体制が必要なのではないのでしょうか。

さて、今年3月10日に、高校生が塩浜2丁目塩浜三番瀬公園の近くの排水管から海に転落し、亡くなったという悲しい事故がありました。干潟として有名な三番瀬で溺れることについて疑問に感じる方も多いのではないのでしょうか。この事故は後になって事件となりましたが、いずれにしても人が落ちて溺れるような構造を持った海岸線が存在し、現在は人目が少ない場所となっております。

この場所は現在の石積み護岸になる前の直立護岸の頃、違法係留のヨットやクルーザーが泊められているような深さがありました。沖は浅いのに護岸の傍らは深いという不自然な形状をした海底でした。千葉県によって塩浜1丁目から始まり、2丁目にも石積みの傾斜護岸の工事が進み、塩浜三番瀬公園前のように、一部は100m幅の階段式護岸が設置されましたが、階段先の海域は深いままとなっています。以前から深い海域のまま石積み護岸化すれば安全性が心配されてきました。当時、市川塩浜駅南口にあった三番瀬塩浜案内所の運営をしていたNPOからも、現状の深さのままで傾斜護岸とすれば、転落の危険があるという意見があったと聞き及んでおります。その予見のとおり、この事件、事故が起き、犠牲者を出してしまったことは残念です。

また、市も把握していると思いますが、塩浜2丁目の海岸線にはごみも捨てられていたり、火を使った跡もあったりします。現在、波打ち寄せる汀線に平行に連なる柵が設置されていますが、簡単に乗り越えて海水に触れることができます。その先は深い海底となっているのに、70mほど先のところには浅瀬が見えるので浅いと誤解する人もいるでしょう。整備終了から、今後数年たっても、蓋もつかず深いままで、高潮時には3mを超える水深があるものと推測されます。このような状況の海岸線をこのままにしておいてよいのでしょうか。少なくとも大潮の干潮時には干潟が出て、そこに下りられるような姿がこの三番瀬にあるべき親水公園ではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。市川市はこの海岸線をどのように安全で豊かなものとしていこうかと思いついているのか伺います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 塩浜三番瀬公園前面の塩浜2丁目護岸につきましては、千葉県が平成18年に工事着手

し、昨年9月に遊歩道の一部を除き整備が完了いたしました。この護岸とその後背地に整備された遊歩道は現在千葉県が管理しており、ごみなどの放置につきましては、通報等があった際に速やかに処理するなど適切に管理されているものと認識しております。引き続き、県と連携しまして環境維持に努めてまいります。

次に、安全対策につきましては、高校生が転落する事案があった後、千葉県が速やかに管理用通路沿いに立入禁止の貼り紙を掲示し、注意喚起を行いました。また、階段式護岸の波打ち際には、海岸線と並行する形で高さ1.1mの大転落防止柵、これは国土交通省の基準に適合している高さですが、こちらが設置されております。今後も利用状況に応じて、千葉県に対しさらなる注意喚起や安全対策の検討を要望してまいりたいと考えております。

次に、海辺の環境につきましては、直立護岸であった頃は海がありながらなかなか身近に感じられない時期が長く続いておりましたが、J R市川塩浜駅前を含む土地区画整理事業を契機に、公園と海をつなぐ環境整備を県に要望し、塩浜三番瀬公園前に海に近づける階段式護岸が整備されたものであります。また、あわせて、市として、より市民が海に親しめるよう、この階段式護岸の前面に人工干潟を整備できないかについて機会あるごとに千葉県に対し要望を行ってまいりました。これに対し千葉県は、人工干潟についての調査研究や護岸バリエーションの検討、また地形測量、生物調査の実施、また現地において砂がきちんと定着するかについて砂つけの試験を行うなど様々な検討が行われてまいりました。その結果、人工干潟については、三番瀬全体の自然環境再生の効果が限定的であり、費用対効果が見込めないとして、県事業として実施することは困難である旨が示されたものであります。

なお、護岸整備後の環境といたしましては、今年6月に開催されました市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会においてモニタリング調査結果が報告され、石積みされた護岸において様々な海洋生物が生育している状況が確認でき、生息場として機能していること、また、地形及び底質は検証基準を満たしており著しい変化は生じていないことが確認できたことから、市といたしましては、現在おおむね良好な環境が保たれているものと認識しております。

今後は海岸沿いの市有地活用を含め、より身近に海に親しめる海辺の環境づくりについて、関係部とも情報を共有しながら積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。塩浜2丁目護岸に関して理解できました。この質問について再質問はいたしません。護岸ができたことにより、海の生き物もすみ着いているとのことで、徐々に自然環境も取り戻せてきているようです。また、護岸の遊歩道や階段式護岸については、市民が安心、安全に利用できるよう、今後も引き続き、管理者である千葉県と連携して、よりよい環境をつくっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。次に、江戸川放水路のカキ殻の放置問題についてであります。

江戸川放水路は市民にとって水に触れ合い、安らぎや潤いを与えてくれる存在で、休日には多くの家族連れが訪れ、大変にぎわいを見せる場所です。しかしながら、岸辺に捨てられたカキ殻が多く堆積し、その殻によってけがをする方が出るなど、利用環境の悪化が以前からマスコミ等で取り上げられ問題視されてきましたが、田中市長が就任されてからも、新聞紙上で、江戸川放水路のカキ殻の放置問題が度々掲載されております。もともとこの江戸川放水路はカキを取っていく方が多く、そのうちマナーの悪い方がその場でカキをむき、その殻を岸辺に捨てていく方がいて、私の地元で長年、妙典地区の河川敷の保全活動などに取り組んでいる妙典河川敷の環境を守る会が中心となり、放置されたカキ殻の清掃、撤去を進めておりますが、なかなか改善されません。この

ほかの対策として、立入禁止措置や利用の制限が有効と思いますが、河川は原則として誰もが自由に利用できるものであることから、それも難しいようです。しかし、マナーが悪く岸辺の安全が損なわれてしまうこの行為を何とか取り締まり、ボランティア活動の善意と清掃とのイタチごっこにはならないと思います。

そこで、継続的に安全で秩序ある水辺を維持していくためにも、市として何か対策ができないものかと考えますが、現状とこれまでの取組及び市の今後の考えがあればお聞かせください。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 江戸川放水路は、国土交通省、江戸川河川事務所が管理する河川最下流部から行徳町動堰までの区間であり、季節にはボートでハゼ釣りをしたり、河川敷でバーベキューを楽しむなど、市民が水に親しむことができる貴重な水辺空間となっております。また、この場所は塩の干満の影響を受けて海水が流入する環境を有しており、カキやハゼ、ホンビノスガイなどの魚介類が生息しています。この自然豊かな河川環境の下、漁業権が設定されていないこともあり、カキを取りに訪れる利用者が多く、その中には取ったカキの実をむいた後にその殻を放置していく利用者が見受けられ、その放置したカキ殻が岸辺に堆積し、他の利用者がけがをする事案が発生するなど、その危険性が懸念されるようになりました。

一方、江戸川放水路では、カキ殻問題が起こる以前から、江戸川放水路における、よりよい水辺環境の形成と河川利用の秩序の保持を図ることを目的として、国土交通省が主催し、千葉県、市川市、漁業協同組合、地元自治会、自然保護団体等で構成される江戸川放水路水面等利用者協議会が設立され、江戸川放水路の健全な利用について協議を行ってまいりました。

この協議会では、利用者が守るべき基本的なルールとしまして、ごみは各自必ず持ち帰ることや、他の利用者や近隣住民の迷惑になるような騒音を出さないことなど10項目を取り決め、利用者にも守ってもらうよう現地に看板を設置し、広報してまいりました。その後、カキ殻の放置が問題視されたため、取ったカキ殻は必ず持ち帰ることとの記載を追加し、注意喚起を強化するとともに、清掃活動等の中で放置する利用者を見かけた場合は注意してまいりました。また、平成29年12月には、協議会のメンバーを中心とする約80名が参加して、延長約300mの区間にわたって約15tのカキ殻を回収し、市のクリーンセンターで処分を行っております。この回収作業により、カキ殻の堆積は大幅に減少し、清掃作業が報道されたこともあり、カキ殻を捨てる人も減っていた時期もありましたが、最近では、またカキ殻を放置する利用者が見られる状況となっております。

このようなことから、国土交通省は巡回パトロールを強化し、江戸川放水路の河川水面を取り締まる海上保安庁と連名で、令和3年6月から不法投棄についての罰則内容を記載した看板の設置を行い、併せて取締りを始めております。特に今年の6月1日から6月30日までの1か月間、集中的な取締りを実施し、5名を検挙したと報道されております。このような中、本市では今後も巡視、巡回を増やし、引き続き取締りを強化していただくよう、令和4年7月に海上保安庁へ嘆願書を提出したところでございます。

本市ではこれまで、江戸川放水路の利用環境の保全が図られるよう協議会を通じて関わってまいりましたが、今後はこれまで以上に効果的な対策として何ができるのか、国土交通省や取締り機関等と協議を行いながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございます。まずは、江戸川放水路水面等利用者協議会が中心となつてのルールづくりや看板の設置、さらには、カキ殻の回収作業など、様々な取組を実施していただいたことが分かりました。また、昨年からは海上保安庁が取締りを行い検挙に至ったこと、さらに、市川市が海上保安庁へ取締り強化のための嘆願書を提出したことで、このまま取締りを続けていただければ、いずれはカキ殻の放置がな

くなるのではないかと期待するところであります。さらに、市としても、河川管理者や取締り機関と協議を行いながら効果的な対策を検討していくと伺いました。

そこで、カキ殻放置問題について、江戸川放水路の利用環境の保全のため市長は具体的にどのような対策を行っていかうと思っているのか、最後に伺いたいと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 平素より行徳地域の環境改善に大変強い関心をお持ちの青山議員より、カキ殻放置問題について市長はどう考えるのかという御質問をいただきました。私もこの問題に関しましては、カキ殻の放置問題は、就任以前よりマスコミに取り上げられていることを承知しておりましたし、大変に関心を持っておりました。また、就任しました直後には、妙典河川敷の環境を守る会、藤原会長を中心に、市民の皆さん方が大変御努力されている姿が新聞やテレビ等で放映されますと、私のところには、市民からだけではなく、市外や県外のような方から、市としては何かできないのかという御意見、御要望を受けておまして、この問題に関しては、本当に関心が高い、そのことを肌で感じて、受け止めておりました。

そこで、私としましては、高久水と緑の部長並びに総務部の法務課と話し合いを行いまして、カキ殻の放置問題に特化した、既にマナー条例はあるんですけれども、理念条例としてでも、江戸川の放水路の健全な利用環境をつくっていくために、条例の制定を視野に入れて、これももちろん議会の皆様方の御理解を得て、市の積極的に取り組んでいく姿勢というものを示していきたいというふうに考えております。また、このことによって、多くの市民が、江戸川河川をはじめ環境保全の意識が醸成されていくことにつながればと考えているところであります。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。このカキ殻の放置問題に対して、条例の制定を視野に入れていくということで、心強く思います。今後、市民にとってこの大切な江戸川放水路の安全で快適な利用が図られるよう、条例の制定をよろしく願います。この質問はこれで終わります。

続きまして、行徳地域のコミュニティバスについてお伺いいたします。

この件につきましては6月定例会で質問させていただきましたが、そのときの答弁で、あいねすと循環ルートの実証実験については、採算率が悪いと9月末をもって終了するとの方針でありました。ただし、この路線の利用のことを考慮し、南部ルート全体で見直しを検討することや、その中で私の推奨しております小型バスの導入についても検討していくと答弁をいただきました。

そこで質問をさせていただきますが、現在この見直し検討がどのようになっているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

コミュニティバス南部ルート、愛称わくわくバスですが、この運行計画の見直しは、採算率と利便性のさらなる向上を大きな目的とした中で、あいねすと循環ルートの実証実験運行の終了による影響なども考慮し、ルートや車両構成、運賃等の検討を進めております。ルートの見直しに当たりましては、現在のルートは年間約29万人の方に利用され、コミュニティバスの本格運行を継続する基準であります採算率40%以上といった一定の採算性を確保していることなどから、このルートは変更せず、別途新たなルートを設け、これを試験的に運行し、利用者動向等の検証を行うこととしております。

新たなルートでは、鉄道駅と利用者の多い医療機関や公共施設等を効率的に循環させることを目途に、現時点で2つのルートでの運行を検討しております。1ルート目は、行徳駅から妙典方面を巡回するルートで、行徳総合病院、地域コミュニティゾーン、妙典駅から寺町通りなど旧市街地を経由するものであります。2ルート目

は、行徳駅から南行徳方面を巡回するルートで、主要地方道市川浦安線、通称行徳バイパスから、公共交通の利用が一部不便な地域となっている香取2丁目、欠真間を通り、南行徳駅、あいねすに近い福栄4丁目を経由するものであります。また、これら2ルートに使用する車両につきましては、道路幅員の狭い箇所でも通行が可能な小型バスでの運行を考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。以前から私が推奨しておりました小型バスの導入と新たなルート、もう1ルート増やして2ルートということで、1ルート目は行徳駅から妙典方面を循環するルート、総合病院、地域コミュニティゾーン、妙典駅から寺町通りというルート。もう一つのルートは、行徳駅から南行徳方面に巡回するルートで、主要道路、通称行徳バイパスから香取2丁目、欠真間2丁目を通って福栄のあいねすを経由するものであるということをお聞きしました。心強い答弁ありがとうございました。

この見直しによって小型バスを導入するということでありますが、今、日野自動車エンジンが不正問題で、小型バスであるポンチョという車両の生産ができないでおります。それもちゃんと待って、中途半端なバスを導入しないで、コミュニティバスを導入してほしいと思います。そうでないと、この間のあいねすとの循環のハイエース等を使っていると、バスか何かが分からなくて乗る人が少ないんですね。やっぱりちゃんとしたバスを使用しないと、地域のコミュニティバスは通用しないと思っております。

このバス問題は、私が議員になって以来約10年以上質問してまいりました。最初のコミュニティバスのデザインと名称は一、二年で決まったんですけども、それ以降の小型バスの導入とルート変更はなかなかやってもらえませんでした。田中市長が就任して以来このように急速に進展したことを心より感謝申し上げます。そういった意味で、これからもこのバスが行徳地域の活性化を担ってほしいと思っております。

それでお伺いしますが、このバスの運行は、現時点でいつ頃からはなるか教えてください。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

試験運行に向けては、まず、コミュニティバス南部ルートの実行委員会及び公共交通協議会での承認が必要となるため、これらの機関との協議調整を進めてまいります。また、地元自治会との調整等も同時に進めてまいります。その後、交通管理者である行徳警察署との協議や国への認可申請等を行い、これらが整い次第、バス停留所の整備等を順次進めることとなります。これらを踏まえ、現時点での運行開始の時期としましては、来年度の秋頃を目標に進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございます。あいねすと循環ルートの終了ということで、福栄地域の方々より、交通手段に対する将来の不安と代替交通手段の導入の要望がありましたが、この予定を聞き、住民の方も安心すると思います。今後とも関係機関との協議などの手続もあって、運行開始は来年の秋頃を目指しているということで理解しましたので、引き続きこのスケジュールで運行開始できるようお願い申し上げます。

短い質問時間ですが、充実した答弁をもらいましたので、ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時59分散会

第 6 日

令和 4 年 9 月 21 日 (水曜日)

令和4年9月市川市議会定例会議事日程（第6号）

令和4年9月21日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問 小山田直人議員、つちや正順議員、さとうゆきの議員、中町けい議員、竹内清海議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

|   |   |    |   |   |   |
|---|---|----|---|---|---|
| や | な | ぎ  | 美 | 智 | 子 |
| さ | と | う  | ゆ | き | の |
| 長 |   | 友  | 正 |   | 徳 |
| 佐 |   | 直  | 友 |   | 樹 |
| つ | ち | や  | 正 |   | 順 |
| 小 | 山 | 田  | 直 |   | 人 |
| つ | か | こ  | た | か | の |
| 鈴 |   | 木  | 雅 |   | 斗 |
| 国 |   | 松  | ひ | ろ | き |
| 石 |   | 原  | た | か | ゆ |
| 清 |   | 水  | み | な | 子 |
| 廣 |   | 田  | 徳 |   | 子 |
| 増 |   | 田  | 好 |   | 秀 |
| 中 |   | 町  | け |   | い |
| 久 | 保 | 川  | 隆 |   | 志 |
| 浅 |   | 野  | さ |   | ち |
| 中 |   | 村  | よ | し | お |
| 細 |   | 田  | 伸 |   | 一 |
| 石 |   | 原  | み | さ | 子 |
| 青 |   | 山  | ひ | ろ | か |
| 大 | 久 | 保  | た | か | し |
| 小 |   | 泉  | 文 |   | 人 |
| 高 |   | 坂  |   |   | 進 |
| 金 |   | 子  | 貞 |   | 作 |
| 秋 |   | 本  | の | り | 子 |
| か | つ | また | 竜 |   | 大 |
| 西 |   | 村  |   |   | 敦 |
| 宮 |   | 本  |   |   | 均 |
| 中 |   | 山  | 幸 |   | 紀 |
| 松 |   | 永  | 鉄 |   | 兵 |

|               |              |           |              |
|---------------|--------------|-----------|--------------|
| 荒石加稲越大堀かい松竹松岩 | 木原藤葉川場越づ井内永井 | 詩よし武健雅清修清 | 郎の央二史諭優勉努海巳郎 |
|---------------|--------------|-----------|--------------|

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

|           |    |     |
|-----------|----|-----|
| 市長        | 田中 | 甲   |
| 副市長       | 松丸 | 多一  |
| 代表監査委員    | 菅原 | 卓雄  |
| 教育長       | 田中 | 庸惠  |
| 危機管理監     | 水野 | 雅雄  |
| 広報室長      | 麻生 | 文喜  |
| 総務部長      | 植草 | 耕一  |
| 中核市準備担当理事 | 鹿倉 | 信一  |
| 企画部長      | 小沢 | 俊也  |
| 財政部長      | 稲葉 | 清孝  |
| 情報政策部長    | 佐藤 | 敏和  |
| 文化スポーツ部長  | 森田 | 敏裕  |
| 市民部長      | 蛸島 | 和紀  |
| 経済部長      | 小塚 | 眞康  |
| 観光部長      | 関  | 武彦  |
| 福祉部長      | 立場 | 久美子 |
| 子ども政策部長   | 秋本 | 賢一  |
| 保健部長      | 二宮 | 賢司  |
| 環境部長      | 根本 | 泰雄  |
| 街づくり部長    | 川島 | 俊介  |
| 道路交通部長    | 藤田 | 泰博  |
| 水と緑の部長    | 高久 | 利明  |
| 行徳支所長     | 菊田 | 滋也  |

|                   |       |   |
|-------------------|-------|---|
| 消 防 局 長           | 本 住   | 敏 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 小 林 茂 | 雄 |
| 事 務 局 長           | 藤 城 久 | 保 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 板 垣 道 | 佳 |
| 会 計 管 理 者         | 小 倉 貴 | 志 |
| 教 育 次 長           | 永 田   | 治 |
| 生 涯 学 習 部 長       | 藤 井 義 | 康 |
| 学 校 教 育 部 長       |       |   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之   |
| 事 務 局 次 長 | 六 郷 真 紀 子 |
| (議事担当)    |           |
| 主 幹       | 米 津 孝 成   |
| 副 主 幹     | 金 子 貴 一   |
| 主 査       | 尾 本 悠 介   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 一   |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一   |
| (調査担当)    |           |
| 主 幹       | 上 原 高     |
| 主 査       | 前 田 悠     |
| 主 査       | 岡 澤 英 康   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴   |
| 書 記       | 福 井 寿 明   |

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

小山田直人議員。

○小山田直人議員 おはようございます。公明党の小山田直人でございます。通告に従いまして一問一答にて一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、教育行政についてでございます。

(1)市内小中学校における金融教育について。

2022年度から高等学校では、投資や資産形成まで踏み込んだ金融教育が必修となりました。学習指導要領の改訂により、小中学校における金融教育の内容も拡充がなされております。そこで括弧を一括して伺いたいというふうに思います。小中学校における金融教育の目的はどのような目的があるのでしょうか。また、現状、課題、今後の展開についても併せてお伺いをさせていただきます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

まず初めに、金融教育の目的ですが、お金や金融の様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活や、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動できる態度を養うことにあります。金融教育の現状につきましては、社会科、家庭科などの教科を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえながら、金融教育に関する学習内容を指導しております。

小学校の家庭科では、身近な商品の選び方や買い方を考え適切に購入できるように、具体的な買物の場面を設定した学習を行うことや、お小遣い帳の管理を通して、計画的なお金の使い方や大切さを学んだりしております。中学校の社会科では、私たちの生活が多くの契約から成り立っていることから、契約の重要性を学び、さらには自由な契約が保証されている一方で、契約を守ることが社会の一員としての責任であること、また、技術・家庭科では、消費者の基本的な権利と責任を学び、様々な販売方法の特徴やサービスの選択の仕方、商品の購入や活用についての学習をしております。

金融教育の課題としましては、学習指導要領に沿って金融教育に関連した学習内容を実践しておりますが、児童生徒が学んだことを社会で生かす実践力が身につけているかどうかという点が課題であると考えております。この金融教育につきましては、本年4月からの民法改正により成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、児童生徒に対しても、より実践的な金融教育の実践が望まれていることから、今後は専門性が高く、金融教育に特化した外部講師を紹介したり、実践的な金融教育のプログラムを紹介するなど、学校現場で金融教育の充実が図られるよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。改訂された学習指導要領では、子どもたちの生きる力を確実に育んでいくということを目的とされております。御答弁の中で、お金や金融の様々な働きを理解することで、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できる態度が養われていくというふうになりました。お金についてしっかりと学んでいくことも、生きる力を育む上では大変重要なことではないかというふうに思いま

す。特に近年の環境変化は早く、今で言うところとキャッシュレス決済であったり、地域通貨を今後導入も検討されておりますし、私たちが子どもの頃では想像もできなかった変化が起こっております。これからもっともっと早くなっていくんじゃないのかなというふうにも思います。こうした未来を見据えながら、実践力をいかに身につけていくかが課題であるという御答弁もございました。私は加えて、先生方の専門性の向上や意識もやはり変えていく、高めていかなければならないのではないかなというふうにも思います。

そこで再質問をさせていただきます。金融教育の質を高めていくために、大野小学校では令和4年1月に金融教育公開授業が予定されているということで、先進的な取組が行われる予定でございますけれども、その取組内容についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

大野小学校では、令和3年度からの2年間、千葉県の金融広報委員会から金銭教育研究校としての委嘱を受け、研究を行ってきております。これまでに金融広報アドバイザーによる研修会を行い、教員の金融教育への理解を深めたり、各学年において、金融教育の要素を取り入れた研究授業を行ったりしております。今年度末には、金融教育公開授業の開催が予定されており、例えば、3年生では鍋作りゲームにチャレンジしようというテーマで、限られたお金の中で鍋の具材を楽しみながら選択するゲーム形式の授業を行う予定です。ほかにも、イソップ童話の中のアリとキリギリスの話から、働くことやお金の大切さを学ぶ授業や家計簿を実際に作成し、お金を管理する授業等がございます。これらの授業や講師による記念講演を教育関係者や保護者に向け公開することにより、2年間の研究の成果を広く市内に還元していく予定となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。専門家による研修会や各学年における金融教育の要素を取り入れた研究授業が行われているということでございました。内容を伺いますと、ゲーム形式の授業であったり、子どもたちになじみ深い童話を題材とした授業がなされているということで、金融教育のとっかかりとしては非常によいのではないかなというふうにも思います。ぜひ、この研究成果を市内全小中学校に展開をしていただきたいと思いますというふうにも思いますので、よろしくお伺いをいたします。

さて、今ありました金融広報委員会が作成した金融教育プログラムについてですけれども、例えば小学校の低学年であったり中学年、高学年といったように、年齢層別の学習目標が設定をされております。また、先生のための金融教育オンラインセミナーといったものも用意がされておりますけれども、こちらの実施状況についてお伺いをしたいというふうにも思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

金融広報中央委員会の金融教育プログラムは、学年ごとに身につけてほしいお金の知識や使い方を示したもので、学習指導要領に示された内容を反映しながら、より詳しく目標を設定したものとなっております。現段階では、学校において金融教育プログラムに示された目標の全てに到達するように教育実践が行われているわけではなく、学習指導要領に基づき、小中高等学校の社会科、家庭科などの教科を中心に児童生徒の発達段階を踏まえ、金融に関する教育を実践している状況であります。今後は金融教育プログラムも参考にしながら、学校を訪問する機会を生かし、教員への金融教育に関する研修等を紹介するとともに、指導、助言に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。この年齢層別目標についてですけれども、中身を確認しますとかなりやはり詳細に設定をされておりますので、なかなかこれを全てクリアしていくというのは非常に大変なことかなというふうに思いますけれども、一方で、現在行われている授業のレベルであったり、生徒さんの理解度だったりというところを把握する上では非常にいいのかなというふうに思いますので、今後ぜひともうまく活用をしていただきたいと思いますというふうに思います。また、先生方への研修についてですけれども、やはり先生は非常にお時間がなくて大変だというふうに思います。隙間時間で学習できるオンライン授業であったり、また外部講師等をうまく活用して、積極的に推進をしていただきたいと思いますと思います。

最後になりますけれども、この金融教育をいかに年間のカリキュラムに組み込んでいくのかということが、これは本当に大きな課題になるのかなというふうに思います。そこで、小学校からの金融教育への挑戦、年間カリキュラムに組み込む実践法ということで、唐津市立大良小学校の教頭先生の現場レポートというものが非常に参考になるのかなというふうに思います。ポイントのみになるんですけれども、まずは子どもたちの実態を把握するためにアンケートを行いました、そのアンケートによって課題を浮き彫りにしていきましたということでありました。次に、今あるカリキュラムを金融教育の視点で見直すということであります。新たにつくるということではなくて、社会であったり、いろんな各教科の中で金融教育の視点を入れ込んでいく、こういったことをやられたそうです。最後に、アンケートでの課題に合わせた授業目標を設定するというものであります。詳細について、ぜひ読んでいただきたいと思いますというふうに思うんですけれども、やはり継続して授業に組み込んでいくことが、子どもたちの実践力につながっていくというふうに思いますので、市内小中学校における金融教育の充実を今後とも何とぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

続いて、(2)に進みたいと思います。市内小中学校における健康教育についてでございます。

生きる力を育む上で、健康に関する教育も非常に併せて重要であると思います。市内小中学校において、健康教育が実施をされておりますけれども、その目的について、また現状や課題、今後の課題について、アとイを一括で伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

本市では、平成17年度よりヘルシースクール事業として、食生活の乱れ、体力、運動能力の低下、生活習慣病の低年齢化などの子どもたちに山積する健康課題の改善や望ましいライフスタイルの確立を図ることを目的に、健康教育に取り組んできております。各学校では、健康教育の取組を効果的に進めるため、本市が実施している新体力テスト、ライフスタイル調査等を活用して自校の児童生徒の実態把握をする中で、体力づくり、望ましい生活リズムの確立、食に関する指導の充実、環境衛生の充実の4つの柱を中心に、ヘルシースクールプランを作成し、計画的、継続的に推進してきております。

次に、健康教育の課題です。近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、体育の授業や運動部活動、休み時間の外遊びの制限、歯磨き、うがい指導の縮小など、様々な健康教育の取組に支障が出ております。このことが児童生徒の体力や心身の健康にどのような影響が出ているかを把握していくことが、大きな課題であると認識しております。今後、教育委員会としましては、新型コロナウイルス感染症により生じた健康教育の課題の把握に努めるとともに、各学校には、引き続きヘルシースクールプランの効果的な活用を含め、健康教育を推進していくよう働きかけてまいります。また、各種研修会等を通して、学校と情報共有を図りながら、児童生徒の心身の健康を守り育ていけるよう支援し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○**小山田直人議員** ありがとうございます。現在学校では、ヘルシースクールプランを作成し、食生活や体力づくり、また生活習慣病に対して計画的、継続的に実施されているということでございました。また、最近では、新型コロナウイルスによって生じた健康課題についても、今後把握をして対応されていくということでありました。この感染症に関する効果的な対策であったり、実施方法に関しては、既に大多数の方が実践されているところかというふうに思いますけれども、一方、心身への影響については、引き続きやはりしっかりと調査いただいて、サポートを行っていただきたいなというふうに思います。

さて、この健康教育に関してなんですけれども、実はがん教育が学習指導要領の改訂により明記されました。日本人のトップの死因は、悪性腫瘍、新生物、いわゆるがんです。これが約26.5%を占めているということになります。国民の2人に1人は一生のうちにがん罹患すると言われていたような状況でございます。

そこで再質問をさせていただきます。市内小中学校におけるがん教育の場合、どのように行われているのでしょうか、お願いをいたします。

○**松永修巳議長** 藤井学校教育部長。

○**藤井義康学校教育部長** お答えします。

まず、中学校でのがん教育は、令和3年度より完全実施となった学習指導要領に明記され、中学校では2年生の保健体育の保健分野の授業において、健康な生活と疾病の予防のまとまりの中で、がん予防、がん検診、治療法の選択などについて学習をしております。小学校では5、6年生において、病気の予防という単元の中で、病気の種類としてがんがあり、たばこの害を扱うところでたばこが様々ながんの原因となっていることを学んでおります。また、がんについて詳しく学ぶ機会としまして、がん研究振興財団のやさしいがんの知識という冊子を小学6年生と中学2年生に配付しております。小中学校の中には、外部講師としてがん治療の専門医による特別講話を行い、詳細ながんについての学習に取り組んでいる学校もございます。

以上でございます。

○**松永修巳議長** 小山田議員。

○**小山田直人議員** ありがとうございます。中学校では保健分野の授業の中で、また、小学校では病気の予防という単元の中でがんが扱われており、また詳しい冊子の配付や外部講師による講話も行われているということでありました。中学校では、学習指導要領にがん教育が明記をされましたが、ほかの疾病と併せた授業ではなく、がんのみを取り上げた授業となっているのでしょうか、再度伺います。

○**松永修巳議長** 藤井学校教育部長。

○**藤井義康学校教育部長** 中学校の授業におきましては、健康な生活と疾病の予防の中で、がん教育のほかに一般の疾病の授業等も取り扱っている現状がございます。

以上でございます。

○**松永修巳議長** 小山田議員。

○**小山田直人議員** ありがとうございます。中学校の2年生で行われるがん教育に関してなんですけれども、より深い授業となっているということかなというふうに思います。どのような教員が、どの程度の時間数をかけて、どんなポイントを重点的にやられているのか、もう一度、再度伺いたいなというふうに思います。

○**松永修巳議長** 藤井学校教育部長。

○**藤井義康学校教育部長** 中学校の2年生で行うがん教育につきましては、保健体育科の教員により授業を展開しております。50分の授業で約4時間ほど時間を割いて行っているところでございます。授業を行う上で配慮している点は、多感な発達段階にある中学生の時期であるため、がんに対する正しい知識を理解することが最優先事項と考えておりますが、近親者をがんで亡くした生徒や現状近親者ががんを患っている場合も考えられること

から、授業後のフォローアップも含めて、十分なフォローを行いつつ授業を行っているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。中学校2年生では、がんの予防を学習するとともに、深く学習をされているということでもあります。また、こういった授業を行う上での配慮として、近親者をがんで亡くされた生徒さんや、また現在治療中の近親者を持つ生徒さんがいる可能性があるということから、十分な配慮がなされて授業を行っているということでございます。このがんという病気は、僅かな知識と行動で運命が変わる病気とも言われております。根治治療も存在しない難病が世の中にたくさんある中で、がんは、禁煙や禁酒、適度な運動など、生活習慣を見直すことでリスクを大幅に下げられ、今やがんは全体の3分の2が治り、がん検診による早期発見で9割以上が完治するといった報告事例もございます。近親者をがんで亡くされた生徒さんや、また現在治療中の近親者を持つ生徒さんたちに十分な配慮をしつつも、がん教育の質をさらに向上させていっていただきたいというふうに思います。

そこで再質問なんですが、文部科学省よりがん教育を進める上で動画やパワーポイントを活用した補助教材が提供されております。各学校の授業での活用をすべきと考えますが、御見解を伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 がん教育の教材につきましては、教科書以外にも、文部科学省よりがん教育推進のための補助教材が示されております。また、御質問にありましたがん教育の動画につきましても、子どもたちの理解を深めるための教材として、今後活用を前向きに検討していきたいと思っております。このがん教育につきましては、その特性上、生徒への配慮が必須な授業ではありますが、健康教育の一環としてがん教育を推進することは、児童生徒が生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成する上で、命の大切さを知る場として大変有意義なことと感じております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。文部科学省から提供されている補助教材ですが、実際にがんを患った方の体験が取り上げられております。こういった動画をクラスの皆さんで話し合ったりすることは、非常にいい教材、機会になるのではないかなというふうに思います。また、東京大学大学院の中川特任教授によると、子どもたちへのがん教育が親世代へも好影響を及ぼしているということでもございました。この先生ががん教育を行った自治体では、授業を受けた子どもたちが親にがん検診を進めた結果、大人世代のがん検診受診率が向上したそうです。健康都市を掲げる本市でございます。学校におけるがん教育のさらなる充実を今後もどうかよろしく願いをいたします。

以上で教育行政についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、環境施策についてです。

(1)特定外来生物対策についてでございます。

ア、外来生物法の改正に伴う本市の対応についてです。本年5月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物法の改正が成立をいたしました。そこで、本改正に伴い市民の皆様にも周知すべきことはどのような内容があるのでしょうか、お伺いをいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

初めに、特定外来生物とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、いわゆる外来生物

法で定められており、外来生物のうち、生態系、人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるもののうちから指定された生物のことを指し、飼養、輸入、譲渡、放出等の行為が禁止されています。特定外来生物の数は現在156種類が指定されています。なお、外来生物自体は国内に2,000種類以上生息しておりますが、その全てが悪いというわけではございません。

国は本年5月、外来生物法の一部改正を行いました。主な改正点は、ヒアリ対策の強化、アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備、国や地方自治体等による防除の円滑化であります。このうち、ヒアリ防除のための立入り権限の拡充と輸入品等の検査体制の拡充についての規定は7月1日から施行されておりますが、その他の規定は、公布日の5月18日から起算して1年以内の政令で定める日に施行予定であり、現在国により具体的な制度設計が進められております。

そこで、法改正に伴い市民に周知すべき内容は、ヒアリについての改めての周知と、アメリカザリガニとアカミミガメの取扱いであると認識をしております。ヒアリは既に特定外来生物に指定されており、国内への定着が危ぶまれている段階であることから、今回の法改正により、要緊急対処特定外来生物へ指定される見込みです。ヒアリは強い毒針を持ち、人やペットが刺された場合には、強いアレルギー反応を起こすおそれがあるほか、在来アリの駆逐されるなど、生態系への影響や農業被害への影響も懸念されております。国内では、コンテナヤードなどで見つかる事例が多いですが、本市での発見報告はこれまでのところございません。市民に対して、疑わしいアリの発見した際には、環境省のヒアリ相談ダイヤルか千葉県に相談することや、ヒアリであると確定されるまで巣に近づかないことなどを、引き続き市公式ウェブサイトで周知してまいります。

アメリカザリガニとアカミミガメにつきましては、現時点で特定外来生物に指定されておりましたが、法改正に伴い、今後政令により指定される見込みです。この両者は、既に家庭などで広く飼育されていることから、現行法での規制をそのまま適用すると既に飼われている個体が大量に野外に放出されるなど、かえって生態系への被害が拡大するおそれがあることが懸念されます。野外への大量放出等を防ぐために、今後新たに指定する特定外来生物については、当分の間、政令で生物の種類ごとに一部の規制を適用除外とするよう、現在国において規制手法の検討が進められているところです。個別の規制内容が明らかになり次第、市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」などで周知してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。ヒアリについては、本市での発見報告はまだないということでもあります。しかしながら、本市でも物流拠点を抱えておりますので、今後も注意が必要かなというふうに思います。一方で、今後アメリカザリガニやアカミミガメが特定外来生物に指定され、その取扱い方法の周知が必要とすることでございました。具体的にはどのような取扱いとなるのでしょうか、再度お伺いをいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 外来生物の被害を予防するには、環境省が呼びかけている、入れない、捨てない、広げないの3原則を守ることが重要であると考えております。悪影響を及ぼすかもしれない外来生物を国内に入れず、ペットとして飼っている外来生物を自然の中に捨てない、さらに、自然の中にいる外来生物をほかの地域にまで広げないということが大切です。小動物と同様、アメリカザリガニやアカミミガメなどについても、飼い主には終生飼養をしていただくことが重要であると思います。入れない、捨てない、広げないの3原則は、市公式ウェブサイトでも周知をしておりますが、法改正を機に引き続き丁寧な周知に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○**小山田直人議員** ありがとうございます。外来生物の被害を予防するためには、先ほど来あります、入れない、捨てない、広げないの3原則を守ることが重要であるということでありました。アメリカザリガニやアカミミガメについては既に自宅で飼われている方も多いと思います。引き続き丁寧な周知をお願いしたいというふうに思います。

続いて、イ、本市における課題についてでございます。小動物について、アライグマやハクビシンなどによる被害が大きな課題になっているかというふうに思います。特にこのハクビシンについては、東京都では防除計画の対象となっておりますけれども、千葉県では実は対象となっております。隣接自治体として対策強化が課題と考えますが見解を伺います。

○**松永修巳議長** 根本環境部長。

○**根本泰雄環境部長** お答えします。

野生小動物のうち、特に生態系への影響が大きいアライグマにつきましては、外来生物法及び千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、県から捕獲の許可を得ている専門業者に委託をし、目撃場所などへ箱わなの設置と捕まえた個体の駆除を行っております。箱わなの設置数及び固体処分数は、ここ数年で増加しており、費用も急増しております。東京都では、平成25年度に東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画を作成し、アライグマのほかハクビシンも都内自治体と連携しながら、箱わなの設置による捕獲駆除を実施しております。防除実施計画へ参加している都内の自治体は、現在、島嶼部を除いた53自治体のうち、43自治体となっております。

一方、千葉県では、アライグマの防除計画はありますが、ハクビシンの防除計画は未策定であり、ハクビシンの駆除まで実施しているのは、京葉エリアでは3市に限られております。本市では、ハクビシンやタヌキといった野生小動物の駆除についての問合せを受けることがありますが、防除計画の対象でないため千葉県知事による捕獲の許可を得ている駆除事業者の組合を御案内しております。

特定外来生物のうち、植物についての対策としては、「広報いちかわ」で家の庭等に生えるオオキンケイギクの駆除について周知啓発をしております。また、市で管理する大柏川第一調節池緑地に繁茂していたツル植物、アレチウリの除去などを実施しておりますが、市が管理する全ての土地から、これらの植物を除去することは困難な状況でもあります。特定外来生物への対応は自治体ごとに異なっており、1自治体だけで解決することは困難であるため、国や県、近隣市との連携をはじめ、事業者や市民の皆様の御理解、御協力を得ながら解決していく課題であると認識をしております。

以上でございます。

○**松永修巳議長** 小山田議員。

○**小山田直人議員** ありがとうございます。この近隣自治体とも連携をしながら、解決を図っていかれるということでもございました。東京都に隣接する自治体として、本市はハクビシンについても防除計画の対象とやはりしていくべきだというふうに思いますので、今後検討を、適切な対応を取っていただきたいなというふうに思います。

また、アライグマについてですけれども、近年被害の報告が非常に多くなってきております。先日、テレビ報道でメダカがアライグマにやられたと、北部地域でそんなのもありましたけれども、本市における直近のアライグマの捕獲数について、再度伺いたいというふうに思います。

○**松永修巳議長** 根本環境部長。

○**根本泰雄環境部長** 本市のアライグマの捕獲数の近年の推移でございます。令和元年度は箱わなを22基設置し、捕まえた8頭を処分しましたが、翌令和2年度は箱わなを41基設置し、18頭を捕まえ、処分をいたしました。昨年、令和3年度は、箱わな42基設置し、27頭を捕まえ処分しており、箱わなの設置数、処分頭数とも増加

傾向となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。令和元年8頭、令和2年18頭、令和3年27頭ということで、年々増加をしてきているということでございます。今後、さらなる対策の強化がやはり必要だなというふうに思います。

そこで、ウ、今後の対策についてですけれども、特定外来生物に対する具体的な計画について検討はなされているのでしょうか、再度見解を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

特定外来生物個々の具体的な対策につきましては、国、県の動向や各自治体の取組事例なども参考にしながら検討をしております。また、特定外来生物対策は、生物多様性いちかわ戦略においても重点施策に位置づけ進行管理を行っていることから、いちかわ戦略との整合も鑑みながら、体系的なガイドライン等を整備するなどして、対策の強化を図っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。特定外来生物の対策は、生物多様性いちかわ戦略にて重点施策に位置づけられているということで、今後ガイドライン等を整備して対策を強化されていくということでもありました。まず、本市において、ガイドラインを整備していくということは非常に大事だと思いますので、これは進めていっていただきたいなというふうに思います。

また一方で、まだまだ現状がしっかり把握できていないといった問題もあるのかなというふうに思います。先ほどアライグマについては捕獲数を伺いましたが、そのほかの出てきたアカミミガメについても、ハクビシンについても、一体どれぐらい捕獲、駆除、その他あるのかということがまだまだ把握できていないというふうに思います。こういった調査をしっかりとやっていくということが大事になってくるというふうに思いますので、こちらも要望させていただきたいと思います。

とはいえ、今できる対策というのでも進めていかなければいけないというふうに思います。ハクビシンなどの小動物に対する具体的な対策というものが何かあるのでしょうか。また、先ほど来少し出てきましたが、植物、特定外来生物のオオキンケイギクです。これも市川市の管理する土地に結構生えております。駆除されないでそのままになっているケースが見受けられております。このあたりの対応についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 初めに、具体的な小動物対策としては、見かけたら家に入れずに追い払う、建物内への侵入路を探して塞ぐ、庭に食べ物や生ごみを置きっ放しにしない、ホームセンター等で売っている木酢液などを自宅の敷地周辺に散布するなどでございます。小動物の対策は、市民の皆様様の御理解、御協力なしでは解決できないことから、自衛策についても周知をしております。

次に、市の管理地における特定外来生物の植物への対応でございます。庁内の関係課に対し、生態系への影響が懸念される外来植物の種類、特徴、開花時期の情報提供を行うなどして、除去していただくよう周知を徹底してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。今、小動物に対する対策としては、基本的には家の中に入れていないことでありました。また、木酢液が非常に有効だということでありましたけども、この自宅への侵入に関してなんですけども、御家庭に住まわれている方であれば自衛も可能かなというふうに思うんですけども、やはり今問題になっているのは空き家への対策ではないかというふうに思います。例えば、この木酢液の散布の効果が非常に高いということであれば、何らか手順を取ることによって、この空き家周辺に散布することができないのか、こういったこともしっかり考えていっていただきたいなというふうに思います。

また、市の管理地にオオキンケイギクが結構咲いているということですが、これは市のほうで責任を持ってしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますので、要望としてお伝えさせていただきたいなと思います。

最後に、またアカミミガメに戻りますけれども、兵庫の明石市では、このアカミミガメが非常に増えてしまって、防除の手引きを作成して、市民参加型で活動を行っております。この活動によって、アカミミガメの数が着実に減少して、希少な在来種の確認数も増加をしているということでありました。特徴的なこの取組としては、どうしても飼えなくなったアカミミガメを市が引き取っているそうです。クリーンセンターにここは設定しているらしいんですが、アカミミガメ保管プールなるものを造って収容されているということでもあります。この特定外来生物を増やさないために一番重要なことというのは、やはり拡散させないということであるかというふうに思います。本市では、まだ大きな問題となっていないのかもしれませんが、先ほど来あるように、しっかり現状を把握していただいて、やはり河川を確認すると、江戸川についても、真間川についても結構増えている、アカミミガメを見ますので、このあたりをしっかりと調査しながら、様々な参考事例を確認しながら、今後の対策強化をしていっていただきたいなというふうに思います。

以上で終わりたいと思います。

続いて、(2)グリーンライフ・ポイント事業についてお話を伺いたいと思います。

本事業は、脱炭素社会の実現に向けて、公明党が昨年の衆院選にて重点施策として掲げさせていただきました。2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、国民のライフスタイルの転換を促すナッジの効果が期待されております。

そこで、ア、本事業に対する本市の認識についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であると言われており、2030年に温室効果ガスの46%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必要となっております。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食品ロス半減、ワンウェイプラスチック25%排出抑制等の目標達成が必要とされております。そのため、国では消費者の環境配慮行動を促進するため、これまでの環境省事業等で有効性が実証されているポイント事業として、グリーンライフ・ポイント事業を推進しております。グリーンライフ・ポイントは脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けて、公共交通機関を利用することやレジで使い捨てプラスチック製品を辞退するなどの環境配慮行動に対して、企業や自治体がポイントを発行するものであり、たまったポイントは商品や買物等に使えるようになります。国は、グリーンライフ・ポイント制度を拡大するため、制度の導入を進める企業や自治体を対象に事業費の一部を補助するとしており、令和4年3月から公募を開始し、現在3次募集を実施しております。採択された事業の補助の対象は、企画、開発、調整等の費用のみが補助されているものです。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。国内の温室効果ガスの排出量の約6割が家計から排出されるということで、一人一人が意識を高く持って行動していくことが、ライフスタイルを転換することが必要だということでした。また本事業は、令和4年3月から公募が開始されておりまして、現在第3次募集が来ているということでもあります。

そこで、現在既に採択されている事業にはどのようなものがあるか伺いたいというふうに思います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 採択された主な事業内容は、ショッピングセンターやスーパーマーケット等で使い捨てプラスチック製品などの受け取りを辞退した場合や賞味期限間際の食品、省エネ家電、古着の購入など、様々な環境配慮行動に対してポイントを発行するものでございます。また、大阪府堺市では専用のアプリを導入し、マイボトルの利用やクリーニング店へのハンガーの返却、リサイクルショップへの衣類の持ち込み、注文した商品の食べ切りなどに対してポイントを発行し、ためたポイントで抽せん会に参加できるといったものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。ショッピングセンターなどで使い捨てプラスチックの受け取りを辞退したり、賞味期限が近いものを購入したりするとポイントがつくということでした。プラスチックごみの削減にもつながって、食品ロスの削減にもつながるいい取組だなというふうに思います。また、大阪の堺市では自治体独自として取り組まれているということでもございました。

そこで、イ、本事業に対する本市の取組についてでございます。グリーンライフ・ポイント制度の活用について本市の取組を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市といたしましては、国における推進事業の進捗を注視しながら、事業の効果について研究をしていきたいと考えております。また、民間事業者の既設ポイントと連動させる仕組みを導入する事業者もあり、今後、消費者である市民の皆様様にグリーンライフ・ポイントを広く活用していただくために、市公式ウェブサイトなど周知する方法についても研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 本市独自の取組としては、事業効果について研究をしていきたいということでございます。この事業効果は当然なんですけれども、そもそもポイント付与の仕組み、こういったものを考えていくことが課題ではないかなというふうに思います。本市では、健康マイレージであったり、エコポイントが既にあります。ポイント発行から使用まで、これを簡単にできる仕組みを、今後の地域通貨の検討もありますので、このあたりの連携も含めてしっかりと進めていっていただきたいなというふうに思います。また、民間の採択事業者が増えてきているということでありました。本市としても、周知を行っていただきたいなというふうに思います。

続いて、ウ、市内の環境課題の解決に向けた本市の取組についてです。地球温暖化や食品ロス等の環境問題に対して、本市としてどのように取組をされていくのでしょうか。国の支援が受けられる本事業を何らかの形で活用していくべきと考えますが見解を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 本市では、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減を図るため、市川市地球温暖化対策実行計画、区域施策編及び事務事業編を策定し、令和4年2月定例会において、2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指すカーボンニュートラルシティを表明いたしました。これらの計画に基づき、住宅や事業所における太陽光発電設備等の導入費の一部補助や市民や事業者向けの電気自動車等導入費の補助などを行っております。今後、地球温暖化対策やプラスチックごみ削減のほか、食品ロス対策にもつながるグリーンライフ・ポイントの活用について、国の施策の動向を注視するとともに、先進事例を参考とし、調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。先進事例を参考にとということでもございました。このグリーンライフ・ポイント事業ですけれども、他市でも徐々に取組が増えております。静岡県では、スマホアプリを使ってポイントが集めることができ、コンビニのレジ袋を辞退するとポイントがつきます。これは30ポイント集まると抽選で地域商品券が当たるそうです。また板橋区でも、前年と比べて電気、ガス使用量を削減した登録者に対してポイントを付与され、所定のポイントに達すると、区内で使える共通商品券と交換ができ、地域経済の活性化につながっているということでもありました。市民の皆様への気づきをいかに深めていくのが大切なポイントとなるかと思えます。本市としてどのような取組が考えられるのか、もう一度、再度伺いたいというふうに思います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

環境省では、グリーンライフ・ポイントが個人の行動変容を後押しし、民間事業者がそれぞれ運営する既設ポイント制度と連携することで制度の充実を図っていくとしております。このことから、市ではグリーンライフ・ポイント制度を市民の皆様を知っていただくためにも、市内においてポイントが利用できる事業者の情報を収集してまいります。また、令和2年7月から全国一斉にレジ袋の有料化が開始され、株式会社ダイエーでは、得られた収益の一部を店舗が所在している各自治体の環境施策を推進する事業に対して寄附金の提供を行っており、本市においても寄附をいただいているところでございます。今後、こうした環境配慮に取り組んでいる事業者との連携も視野に入れながら、グリーンライフ・ポイントを市民の皆様知ってもらえる方法について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。民間事業者のほうで積極的にこのポイントを活用されているということでもありますから、今、本市ができること、すぐできることといえば、こういった事業者と連携をしていくことだというふうに思います。しっかり民間事業者の取組というものをまずは周知していただきたいなというふうに思いますし、今後さらにカーボンニュートラルを進め施策を実行していただくことを要望させていただいて、本質問を終わりたいというふうに思います。

続きまして、最後になります。投票率の向上についてになります。

市内投票所における諸課題についてでございます。ア、市内投票所の設置経緯及び直近の変更箇所についてです。本市の投票所は14か所の期日前投票所と78か所の当日投票所が設置されております。これはどのような経緯で設置されたのでしょうか、また、直近で変更された投票所はどのような理由で変更されたのでしょうか、お伺

いをいたします。

○松永修巳議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

初めに、期日前投票所の設置の経緯についてです。本市では、従前より不在者投票所として、本庁舎や行徳支所、大柏出張所や公民館に合わせ、多くの来場が見込める商業施設など全12か所を運用しておりました。平成15年の法改正により、従来の不在者投票制度を改め、期日前投票制度が創設されたことにより、本市では、平成16年の参議院議員通常選挙から、それまでの不在者投票所12か所を期日前投票所に移行して運用してまいりました。さらに、平成17年執行の市川市長選挙からは、妙典の駅前で利便性が高い商業施設である現在のイオン市川妙典店に13番目の期日前投票所を設置し、県内では最も多い設置数となりました。また、平成24年12月執行の衆議院議員総選挙からは、従来の生涯学習センターからより多くの来場者が見込めるニッケコルトンプラザに変更しております。直近の変更といたしましては、令和3年執行の千葉県知事選挙から、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、利用者が最も多いダイエー市川店の利用者を分散させる目的で、新たに市川駅行政サービスセンター内に14か所目の期日前投票所を開設したところです。

次に、当日投票所につきましては、おおむねの有権者数や地域の特性等を考慮して投票区を設け、その区域内で、主に学校や幼稚園、保育園、公民館、福祉施設などの公共施設や自治会館や神社などの民間施設に投票所を開設しております。近年変更した投票所といたしましては、令和3年執行の千葉県知事選挙から第35投票区アイリス幼稚園において、施設の建て替え工事を機に隣接したいいききセンター北方へ変更しております。また、本年7月執行の参議院議員通常選挙から第54投票区市川八幡神社において、入り口の段差、勾配が急なため、大がかりな仮設のスロープを設置しておりましたが、車椅子の方や高齢の方に御不便をおかけしておりましたことから、同じ投票区内の男女共同参画センターに変更したところです。期日前投票所及び当日投票所の主な設置経緯や変更点については以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。期日前投票所については、利便性や来場者数を見ながら、特に最近では密にならないようにということを考えて増設、また、変更がなされてきたということでもございました。また当日投票所については、基本的には有権者数の数の単位で設置がされているということでもございました。また最近では、バリアフリーが難しい市川八幡神社については、7月から男女共同参画センターに変更されたり、そういったこともやられているということでもありました。

続けて進んでいきたいと思いますが、イ、投票所における課題の認識についてです。投票所には、高齢の方や障がいをお持ちの方などが多数来場されます。毎回、選挙のために利便性等を改善いただいているというふうに思いますけれども、本市として投票所の課題について、どのような認識をされているのか伺います。

○松永修巳議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

まず、本市の期日前投票所につきましては、開設している施設の多くは、駐車場やエレベーターが整備されバリアフリーとなっておりますが、幾つかの投票所においては、施設の構造上、出入口や通路が狭隘となってしまうなど、高齢の方や歩行が困難な方に御不便をおかけしていることも認識しているところです。

次に、当日投票所についてでございます。本来、投票所は投票区域の中心にあり、誰もが利用しやすい位置にあることが望ましいと考えておりますが、現況は、施設の立地や道路環境の変化などによって有権者の方に御不便をおかけしている区域もございます。また、一部の投票所では、通路が狭い場所や段差が完全には解消できていないところもございますので、看板の設置などによる注意喚起や案内係の職員がお声がけを行い、事故がない

よう注意しながら運営に努めております。投票所の環境によって様々な御要望を伺うこともありますので、誰もが投票しやすい環境となりますよう、総合的に考えていかなければならないと認識しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。期日前投票所の施設内につきましては、施設の多くが駐車場だったり、エレベーターが整備されて、バリアフリー化がされているということでありました。一方で、周辺の出入口や通路については狭隘であるということで、なかなか通りにくい部分もあるということでありました。また、当日投票所では、バリアフリーはやっぱり改善されていない、課題が多いということであるかなというふうに思います。

そこで再質問ですけれども、投票所での簡易スロープの設置状況と安全点検や車椅子の方への対応状況について伺いたいというふうに思います。

○松永修巳議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

投票所での簡易スロープの設置状況につきましては、78か所あります当日投票所の中で、現在53か所に設置しております。この簡易スロープは、投票所に従事する職員が投票日前日の設営時に設置しており、腐食や破損箇所がないかなど安全点検を行っております。さらに、万一に備えて、設営日と投票日当日には、スロープの製作者も市内で待機しており、各投票所で不具合が見つかった際には、現場に向き緊急対応も行っているところです。また、車椅子の方への対応につきましては、お声がけをさせていただき、御要望があった場合には、案内係などの職員がお手伝いをさせていただいております。今後は、案内係の職員が入り口付近に待機できない状況も想定しまして、呼び出しボタンを設置するなど、車椅子を利用する方がより安心して御来場いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。78か所ある当日投票所の中で、53か所にスロープが設置されているということでありました。安全については、前日に腐食や破損がないかを確認されているということでありましたけれども、この前日の点検時に実際に車椅子に人を乗せて動線をぜひ確認していただきたいなというふうに思います。スロープが設置されていても、勾配が急過ぎて1人で押せない、また通路が狭過ぎて通れない、こういった要望が毎回寄せられております。これは実際に車椅子を使って事前に確認をすれば改善できるものというふうに思います。それらを踏まえた上で職員を配置していただいたり、この呼び出しボタン、いいアイデアだと思いますので設置していただいたりして、改善に努めていっていただきたいなというふうに思います。

続いて、新たな投票所の検討についてです。市川北西部地域の当日投票所ですが、これは外環道路が開通する前に設置されております。例えばいきいきセンター北国分などは、外環道路の開通により分断がされているという形になっております。有権者数だけでなく、距離や地域特性も考慮して投票所を見直す必要があると考えますが見解を伺います。

○松永修巳議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

現在の投票所の配置につきましては、選挙人の御自宅から投票所までの距離が極端に離れている投票区はないと捉えております。一方で、周辺環境が変化したことにより、投票所までの経路の点検が必要な地域もあると認

識しております。特に市の北西部には、御指摘のとおり、投票所までの経路が外環道路を渡ることとなる投票区が多くございます。今後は有権者数だけではなく、投票所までの距離や経路を考慮した投票所の配置や投票区の設定ができるかについて、詳細を調査した上で慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 御答弁ありがとうございました。今後は有権者数だけではなくて、距離、経路についても考慮していただけるということでありましたので、しっかりとまた再検討していただきたいと思いますというふうに思います。

最後となりますけれども、米国のある研究では、過去の選挙での投票に対して、ありがとうという言葉伝えることで、次の選挙の投票率が3.1ポイントも上昇したという報告がございました。各投票所に行って、しーんとした中でやることは非常に大事なかもしれないですけども、今日は来ていただいてありがとうございました。この一言も非常に私は大事じゃないかなというふうに思います。また、前回投票いただいてありがとうございましたという言葉も私は非常に大事じゃないかなというふうに思います。だから、こういった感謝とおもてなしの心を大切にされた投票所の運営を今後お願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。大変にありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 つちや正順議員。

○つちや正順議員 よろしく願いいたします。会派、市民の声のつちや正順でございます。

まず初めに、このたびの台風14号によりまして、犠牲になられた方々に対して心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された多くの方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一問一答にて伺ってまいります。

まず、大項目の1番目でございます。風致地区内路地状（旗ざお）敷地の大型共同住宅建築案について伺ってまいります。

本件に関しましては、前回定例会でも伺ってまいりました。そこで特に申し上げたことは、八幡5丁目の当該地域における建築案に対する地域住民、地元自治会の多くの方々の心配の声と、それと事業者の方に対する深刻な不信でした。その経緯については前回定例会で申し上げたとおりでございます。

そしてもう1点、重要なことは、地域住民の方々がこれまで脈々と紡いできたこの風致地区の緑豊かな環境を守りたい、市川市もそれを理解して、その思いに寄り添ってほしいというものでございました。これまでのところは、地域の方々から様々な声を頂戴する中で、そのいずれの不信も解消したとは残念ながら言えない状況が続いております。こうした背景があるということで、この質問をさせていただきます。また、いろいろな声をお寄せいただきましたけれども、できるだけ地域の方々の声に沿って私の質問は進めていきたいと思っております。

そこでまず最初に、なぜここまで住民の方々が不信を抱いておられるのか、その理由の一つでもあります事業者からの住民及び本市への用途に関する説明など、これまでの経緯と、この説明や報告に虚偽があった場合の対応について、(1)について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本計画につきましては、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例——以後、宅地開発条例と呼ばせていただきます——に基づき、令和3年5月に事業者より提出された計画相談書への記載は、建物の主要用途は共同住宅となっております。また、同年7月に開催された1回目及び2回目の近隣住民説明会におきまし

ても、事業者からは、当該建築物は賃貸形式の共同住宅であるとの説明がなされております。その翌月の8月に事業者が宅地開発条例に基づき、庁内関係部署との協議が開催され、道路交通部に当該建築物を社員寮として使用する計画として申請されております。

一方、近隣住民に対しましては、本年5月開催の5回目及び6月開催の6回目の説明会において、事業者から当該建築物を社員寮として使用する旨の説明があり、6回目の説明会では、社員寮に関する具体的な質疑応答もなされております。

次に、仮に事業者より市に提出された宅地開発条例の申請書類の内容に虚偽や誤りを確認した場合は、事業者に対し、速やかに申請書類の訂正を行わせるとともに、その内容が条例に規定する公共、公益的施設の整備基準に影響する場合は、変更協議など条例の手続を改めて行うよう指導することとなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁いただきました。今、共同住宅から社員寮に変更された経緯について御答弁をいただいたと思いますが、この今御答弁の中にもあった6月の説明会における事業者の方の発言を見てみますと、これは議事録も残っていますが、自社の社員もできたら入れたい、関係会社、協力会社、同業種の関連の業者、業務委託を結んでいる人もそうでない人も入れるというような発言がございます。このときには当然、市役所の担当部の皆さん、担当課の皆さん、そして一部の市議会議員、そして地元八幡自治会の役員さんもいらっしやっていたという状況でございましたけども、このときの事業者の方の説明を聞く限り、その文脈としては、住民として出席しているほとんどの方が、いやこれは社員寮じゃないんじゃないですかというのが率直な感想であり、今も共通認識としてあるわけでございます。

そこで再質問いたしますけども、社員寮の定義について、市はどのように判断しているのか。そして、社員寮とした建築物が仮に異なる仕様になった場合、市はどのような対応になるのかお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

社員寮の定義につきましては、宅地開発条例におきましては定めておりませんが、条例では、自動車を所有する者の入居を制限するなど、その性質上、自動車の駐車需要を発生させないと認められる建築物の用途の一つとして取り扱っております。このため駐車場の審査におきましては、駐車需要の制限に関する申出書兼誓約書（様式1）で定めておりますが、これで用途が社員寮であることを確認するとともに、管理規約、賃貸借契約書や重要事項説明書などの写しの提出も求め、社員寮として使用する旨の記載があることをもって社員寮と判断しております。

異なる仕様となった場合の対応についてでございますが、建築用途については、駐車需要の制限に関する申出書兼誓約書におきまして、容易に変更しないことを事業者に誓約させておりますが、工事完了前に建築用途が社員寮でなくなる場合には、申請内容を変更し、再協議を行うこととなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁いただきました。社員寮については、宅地開発条例上の定義がないということでしたけども、これは普通に考えて、社会通念上といえますか、一般的にといえますか、社員寮といったら社員寮ですよ。要するに、そのもとの会社と直接雇用関係がある従業員ということですよ。これがいわゆる社員寮というのが、普通に考えたら、もうほとんどの人が考える社員寮だと思います。しかし、この事業者さんの説明を伺っていますと、関係会社、協力会社、同業種の関連の業者、業務委託を結んでいる人もそうでない人も入れると

いう発言になっているわけです。これは社員寮なんだろうかなという話、繰り返しますが、ここを申し上げているわけでございます。こういったところに住民の方の不信の一つの要因があるわけですが、ましてや最初は投資目的の共同住宅というふうに申請されていたわけですから、普通に考えて、これは申請を通すために共同住宅から社員寮に変えたというふうに理解するのは、経緯を知っている人だったらもう誰でもそう感じるのではないかなというふうに思うわけでございます。

ここで一番大事なことは、こういうことを許していたらですよ、今後この風致地区というものが消えていくことにつながるということは容易に想像つくわけです。ここを皆さん大変強く懸念しているわけなんですけども、そこで再質問いたします。社員寮として認められる範囲について、事業者の関連会社の社員が入居する場合、事業者と委託契約関係にある会社の社員が入居する場合、事業者の協力会社、同業のリサイクル業者の社員が入居する場合、これは社員寮として認められるのか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

社員寮として認められる範囲につきましては、入居者対象を制限する規定は設けていないため、協力会社の社員が入居する場合等も含めて、管理規約、賃貸借契約や重要事項説明書により審査を行います。その中で、自動車を所有する者の入居を制限するなど、その性質上、自動車の駐車需要を発生させないと認められれば可能と判断しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁をいただきました。地域の方々、本当にいろんな方がこの件に関して御意見をくださるわけですが、その中でも強い指摘がありますので、1つそのまま紹介いたしますけども、駐車場優遇の問題について、千葉県内の40万人以上の自治体で駐車場の整備台数の緩和措置に社員寮を設けているのは市川市だけである。ほかの自治体がこれを認めていない理由は、社員寮であることで合理的な緩和要件とみなす理由が見だし難いこと、公平で円滑な運用が難しいといった極めて合理的な判断に基づくものと考えられる。加えて、市川市の自動車駐車場整備に関する基準細則にある緩和条件の一つには、全ての住戸の専有部分の床面積が35㎡未満である学生寮、社員寮、その他の単身者用の集合住宅とある。これはその用途を学生寮、社員寮、一括管理された寄宿舎、週契約、月契約のように短期間の契約を目的とした賃貸住宅、学生用の単身用の集合住宅を言うことと定めていることから緩和の趣旨が読み取れるように、駐車場の需要が発生しないという合理的な根拠が認められる場合に限られるものであるという指摘があります。また加えると、緩和要件の2つ目には、これらの制限及び用途を容易に変更しないものとの記載がある。果たして、この計画、八幡5丁目の計画がこのような要件をきちんと満たしていると言えるのでしょうかというような率直な指摘でございます。

こうした論点の中で繰り返しになりますけど、重要なことは、本市としてこの風致地区をどうしていこうと考えているのか、これまでは運用の議論になりましたけども、結局突き詰めればこの1点に尽きると思います。都市計画法から条例に至るまで、風致地区を守るというそもそも法的な理念があるわけですが、ここに立ち返ってこれを忘れなければ、運用に関してもそもそもこういうことは起こらないというふうに私は思うわけでございます。

ですから、市長もこの件いろいろ動いてくださっているようですが、ぜひまた住民の方々にこの点、それから職員の方々も市民、住民に対して風致地区をどうするのか、明確にまずはお示しいただきたい、まずはそのなかのどうというふうには私は思っております。またこの点につきましても質問をすることもあるかと思いますが、そのときはまたよろしく願います。

続いて、(2)路地状（旗ざお）敷地における大型共同住宅の安全上の問題に対する本市の考え方と対応について、安全性の話です。この対応について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

路地状敷地における共同住宅の建築計画は、不特定多数の者が利用すること、災害時の避難に対する配慮が必要なことなどから、路地部分の避難時への安全に配慮する必要があるものと認識しております。このため、このような敷地における共同住宅の建築につきましては、建築基準法の規定に制限を付加した千葉県建築基準法施行条例にて、安全性に配慮した対応しております。具体的に申し上げますと、この条例の規定において、一定規模以上の共同住宅については、路地状部分の長さに応じて必要とされる路地状部分の幅員や延べ面積に応じて必要とされる敷地が道路に接する間口を定めることにより、避難時の安全性を確保しているものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁いただきました。一言で言えば、これはセットバックがあるのでということだと思います。なので次へ行きます。

再質問いたします。東京都の建築安全条例ですと、今回の建物は当然建たないということになります。しかし、今回の建物を建てることのできるのが千葉県の条例であるわけでございますけれども、これを比較しながら、当該敷地状況の安全性というものは実際どうであるのか、市としてどう考えているのか伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

東京都や千葉県では、建築基準法上の規定に基づき、地域の特性に応じた必要な制限をそれぞれの条例により付加しております。当該建築物において、東京都の条例を適用させた場合は建築不可となりますが、一方で、延べ床面積200㎡で3階建て住居数12戸の規模の共同住宅においては、千葉県の条例のほうが厳しい規制となります。どちらの条例においても、路地状部分の長さや延べ面積などに応じて必要とされる路地状部分の幅員が定められていることから、一概には比較できないものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁をいただきました。今、千葉県の条例はこういう背景があるからというようなお話をいただきましたけれども、素直に率直にぱっとあの現場を見たときに、東京都の条例に従ったほうが安全だなというのは、私はやっぱり率直に感じるわけです。多くの住民の方もそういうことをおっしゃっている。八幡地区を見れば、東京都のああいう住宅街、ああいう住宅街だから多分東京都の建築安全条例は駄目ですよと言っているわけですよね。八幡5丁目のあそこを見てみると、住宅が密集していて、そして道路が狭い。東京都に似ているわけですよね。千葉県というのは当然広いです。山間部もありますし、沿岸部もありますし、内陸、沿岸いろいろありますけれども、市川に関しては、やっぱりぱっと見たときに、これは東京都の建築安全条例が何でこうなっているかということを考えなきゃいけない地域性があると思うんです。つまり、個別具体的にぱっと見て、これはルールはこうだけど、危ないよということ、その感覚がやっぱり行政、あるいは我々に必要なんだというふうに思うわけです。

住民の方は実際問題、あそこを見たときに危ないと、実際に声を上げているわけですよね。例えば具体的に言うと、避難経路はあそこ1方向しかないですよね。ただ、東京都の条例だと2方向必要なわけです。窓先空地が

ない、窓先空地は窓から逃げるものなんですけど、これがありません。でも、東京都の条例だと、これがないと危ないよということで建てることはできません。大型の緊急車両は入れるんですかという声、全住戸の入り口も見えず、周辺道路からこの入り口が確認できないために、犯罪企図者が近づきやすいのではないですかということ、それからそもそも建物が大き過ぎるのではないですかということ、東京都の条例の基準から言うと2倍ちょっとですよ、設計を見ると。部屋数も多過ぎると。これも東京都の条例と比較すると、条例の上限を2倍弱ぐらいオーバーしているという感じです。簡単に挙げるだけでも、これだけもうちょっと安全面を見直してくださいませんかという声が地元の方々から上がっているわけです。

ここからは建設的な議論が必要なんでしょうけど、これは独自条例なのか、あるいは別の決まりなのか、もしくは指導なのか、建設的な議論に進むように、市のほうからも、ぜひ住民の声に寄り添って、住民と一体となって、継続的に安全対策を講じるということ、この点、強くお願いしておきたいと思います。

続いて、(3)本件に関する風致地区の取扱いについて伺ってまいります。

緑というものは、緑地というものは、風致地区を守っていくためには当然欠かせないものでございます。先ほども述べましたけども、都市計画法の風致地区の緑が失われているということは、風致地区の条例の理念だけでなく、都市計画法の理念からも逸脱していくということになっていくわけでございます。さらには地元自治会の八幡自治会の方々から、ある時期から風致に関する市民への指導が以前と今では違うという指摘がありました。

まずは2点、風致地区条例、宅地開発条例における緑地率の運用について、それと併せて、この自治会から伺ったある時期から風致地区条例の運用指導が変わったという声について、市の認識を伺います。

**○松永修巳議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 風致地区条例における緑地率につきましては、宅地の造成を対象として、植栽の割合などの制限を行っておりますが、造成を伴わない建築物の建築に対する制限はございません。風致地区条例における宅地の造成に対する緑地率といたしましては、用途地域の定められている土地の区域内は20%以上、それ以外は30%以上と定めており、500㎡に満たない場合や戸建て住宅の敷地においては、それぞれ10%、15%としております。市内における風致地区内の制限は、昭和45年に公布された千葉県風致地区条例に基づき行われておりますが、地方分権が進み、現在は本市において条例を定めております。緑地率の取扱いについては、市条例においても千葉県と同様の規制内容としておりますことから、現在も運用は変わっておりません。

次に、宅地条例でございますが、本条例は市独自の自主条例であり、集合住宅の建築を目的とする一定規模以上の条例適用事業に対して、公益的施設として緑化施設の整備基準を定めております。宅地開発条例における緑地率の面積は、近隣商業及び商業地域においては、事業区域の面積が500㎡以上のものは10%以上、近隣商業及び商業地域以外の用途地域においては、事業区域が300㎡以上、1,500㎡未満のものは10%以上、1,500㎡以上、3,000㎡未満のものは15%以上、3,000㎡以上のものは20%以上と定めております。宅地開発条例による緑地率の指導でございますが、宅地開発条例を施行する以前は宅地開発指導要綱により、開発区域から市に移管する道路部分を除く面積に対して、20%以上に相当する緑地を敷地内に確保することを原則とする緑化指導をしておりました。なお、緩和要件としまして、事業面積、事業区域周辺の状況、事業敷地の形状等の条件によっては、最大敷地面積の5%まで緩和できるものとしておりました。風致地区内の建築であっても、指導要綱の基準に基づいて行政指導を行っていたことから、宅地開発条例の制定前後において指導の内容は変わっております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** つちや議員。

**○つちや正順議員** ありがとうございます。答弁いろいろいただきましたけども、端的にポイントを絞り出すと、緑地率について、造成のあるなしがポイントの一つになるんだろうと思うわけですけども、これまた非常に

この問題を心配しておられる自治会、そして住民の方が調べてくださいました。市川市だけでなく、ほかの都市部の自治体も風致については、これは残していこうという考え方が主流になるよということが分かるようなデータです。全国市町村人口48万人以上の自治体を対象に、風致地区条例における緑地率の記載の有無と運用について、次のデータを御紹介します。例えば、造成なしの新築時で緑地率の記載がない都市が約17都市、その中でも過半数の10都市は運用によって緑地率を課しているというようなデータです。これは少なくとも、運用によっては本市の風致に関する考え方、取組方次第では、緑地を守っていくことができるということを示唆しているのではないかと考えるわけですが、そこで再質問しますが、建築物の緑化指導について、本市も運用を変えてもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 建築物の建築については、条例上制限がないことから、敷地内の緑化を促すパンフレット等を作成し、誘導を図れるように検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ちょっと時間も差し迫ってきましたので端的に伺いますが、パンフレットですとか、そういったことはぜひお願いしたいと思います。少し伺い方を変えますけども、ほかの自治体は造成なし、緑地率記載なしの状態でも運用で緑地を課することができている状況がある中で、市川市はできないということなんですが、その理由をもう少し具体的に伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 行政の公平性の確保や透明性等を目的に平成6年に施行された行政手続法では、行政指導はあくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるもので、行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととされておりますので、本市においても審査基準を明らかにした上で審査を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 市川市としては、そういう見解であると。そうしたら、じゃ、ほかの自治体はなぜできているのかということに、やっぱり堂々巡りになってしまうんですけども、繰り返しになりますけども、やはりこれまで述べてきたように、このままの運用、このままの状態では、どう考えても時代の変化もあって、この風致地区がなくなっていく、緑がなくなっていく、皆さんが懸念しているのは、どこまでいってもこの1点にかかっているわけでございます。そしてもう一つは、行政の方に寄り添っていただきたい、住民側にもう少し寄り添っていただきたいという声、そしてぱっとやっぱり見たときに、状況と、そしてあの土地を見たときに、ルールとか運用とかいろいろあるけども、率直に感じるということというのはそんなに大差ないと思うんですね。事実、八幡自治会ですとか、自治会の方々はほとんど同じ意見を持っていらっしゃるというアンケートとかも取っていらっしゃいます。

そこで最後に伺いますけども、現在の風致地区について、都市計画上でもいいですし、風致地区条例上でもいいですけども、今後、市としてこの風致地区どうしていこうと考えているのか、率直に伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 都市計画の運用を定めた都市計画運用指針では、近年の経済社会の変化や都市化の進展の中で、緑地空間の減少など、都市の風致が喪失しつつある例もあり、地域の風致は地域で守るために、住民合意に基づく都市計画の諸制度の活用が示されていることから、そのような対応を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁をいただきました。風致を守っていくんだということであれば、やはりこれまで指摘してきたことも様々ありますし、これからも住民の方々、あるいはほかの議員の方々もこの問題を非常に心配しておられて、いろんな動きがこれから出てくると思います。ぜひ風致を守り抜く、これは住民の方がそういうふうを考えているわけですから、そこに寄り添った取組をお願い申し上げます。引き続き、この問題はいろいろ注視しまして、また取り上げていきたいと考えております。

それでは続きまして、大項目の2つ目、障がい福祉サービス事業所等に対する原油価格・物価高騰対策について伺います。

まず、障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金、事業のほうです。これの概要について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金は、コロナ禍における原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰による障がい福祉サービス事業所等の経済的な負担を軽減することを目的とし、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金原油価格・物価高騰対応分を活用し、本市独自の内容において給付をするものでございます。物価高騰による障がい福祉サービス事業所の経営への影響について、市内事業所へアンケートを実施し、約65%の事業所から経営は苦しくなったとの回答を得られたことなどから、経営の厳しい状況を確認し、支援を必要とするものと判断いたしました。支援金の支給対象となる事業所は、令和4年10月1日を基準日とし、同日に市川市内で運営している障がい福祉サービス及び障がい児通所支援、地域生活支援事業のうち、移動支援、訪問入浴、日中一時支援、地域活動支援センターを実施している市内約600事業所でございます。

支給金額につきましては、物価高騰の影響を受けているガソリン代、光熱費、物品などについて、それらの物価上昇分を見込み、サービスの種別に応じ支給いたします。具体的には、訪問によるサービスを提供する事業所約300か所に一律5万円、通所によるサービス提供事業所約260か所に一律15万円、入所施設やグループホーム約40か所に一律20万円、総額で6,225万円の補正予算を計上いたしました。周知につきましては、なるべく早い時期に事業所への案内の送付及び市公式ウェブサイトへの掲載などを行い、10月以降、申請のあった事業所から順次支援金を支給していく予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。まずは、補正にこういう予算をつけてくださったことに関しては、本当に心強く思います。事実、事業所の方々の直接の反応を幾つかお聞きする限り、やはり支援があるのとないのではまずもって違うということですので、その点は本当に感謝申し上げたいと思います。

さて、答弁の中でアンケートのお話がありました。事業所の方々はこの中で今どういう状況にあるのか、アンケートを取った時期ですとか、対象施設数、あるいは設問ですとか、内容を少し教えていただきたいと思えます。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 アンケートは、令和4年7月初旬にメールにて行っております。対象は、障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所等約300事業所で4割に当たる約120事業所から回答をいただきました。内容といたしましては、コロナ禍における原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響に関する現状調査

で、サービスの種別、送迎や食事の提供の有無、原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響により経営は厳しくなったかどうか、また、どのような物価の高騰が経営を厳しくしているのかを具体的に聞いております。経営を厳しくしている原因として、ガソリン代、電気、ガスの料金の高騰を挙げた事業所は約85%ございました。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。ガソリン、電気、ガスの料金の高騰で苦しんでいる、つらい、苦しい、経営が厳しいという声が約85%ということで、私も町を歩いていますと、明らかに個人経営の例えばラーメン屋さんですとか、値上げして申し訳ありませんという張り紙をして、でもやっぱり消費者としては、あれ、こんなに高くなったのかというようなことも徐々に見受けられるようになりました。事業を営む方も生活者の方もそろそろ痛みを実感している、あるいは事業をされている方はもっと前から、飲食店の方々からもよく聞きますけども、厳しいという声を聞きます。これは質問には関係ないんですけど、福祉サービス事業所と並行して、こうした事業、商店を営む方々にも、引き続きこういう補助をお願いしたいと思います。

今、福祉サービス事業所の話ですので、そこに戻しますけども、この福祉サービス事業所のコロナ禍からの実態というものを私も何回かこの議会でも申し上げましたけども、コロナになってから、ただでさえ感染拡大防止の観点で非常に御苦労されているという現状があるわけです。ここまでの第7波の流行がありましたけども、これはあまり報道されていないかもしれませんが、福祉事業所でも感染が起きて、そして濃厚接触が起きて、事業所で働ける、支援できる方が1人になってしまう、2人になってしまうということが今も起きているようでございます。そういうところでもかなり厳しい、そして、それに加えて物価高ということがございますので、こうしたコロナ禍についても引き続きアンケートを取っていただいて、利用者の方の安全等々にも、命にも関わることですので、どうかきめ細かく寄り添っていただきたいと思います。

話を事業の中身に最後は戻して再質問いたしますけども、一律支給ということでございますけども、この一律支給の理由について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

アンケート結果により、約65%の事業所から経営は苦しくなったとの回答を得ていることから、迅速に支援金を支給する内容を検討いたしました。例えば、実績払いの方法とした場合は、利用者数、職員数、開所日数などに基づくものといえますと、支給までの日数を要するだけでなく、実績等の提出を事業所に求めることになり、複雑な申請となります。そのため、事業所を訪問系サービス、通所系サービス、居住系サービスの3つに分類し、サービス分類ごとにガソリン代、光熱費、物品経費を支援対象として、過去の利用実績を基に、1年分の物価上昇分相当による積算を行い、訪問系に5万円、通所系に15万円、居住系に20万円の一律支給とすることで、できるだけ迅速に支給することといたしました。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。できるだけスピーディーということでしたけども、できるだけ簡素に手続きができるようにということでしたけども、実はこの点も非常に重要でして、実際に今コロナ禍で感染対策のために人手が足りなくなっているという話を触れましたけども、そういう中で、申請するのにもかなり時間的、人的コストが事業所にとってはかかるわけですね。ですので、今おっしゃっていただいたように、できるだけスピーディーに、そして簡素に申請ができるという点は重要ですので、この点は今回も、その後も、引き

続き注意深くお願いをしていきたいと思ひます。加えて、各事業所の規模ですとか、人数も違うわけですから、車の台数とか走行距離も違うわけですから、もっとも必要だという声があれば、ちゅうちょなく思い切つて、そこに合せて大胆な支援を今後もお願ひしたいと思ひます。

(1)の質問はこれで終りたいと思ひます。

それでは、(2)この物価高等々の今後の見通しと課題、障がい福祉サービス事業所にどのような影響があるのか伺ひます。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

コロナ禍における物価高騰については、短期的に収束に向かうものであるのか、あるいは長期的に継続するものであるのか不透明であることから、今後の社会情勢、事業所への影響などを見極めていかなければならないと認識しております。障がい福祉サービス事業所等の安定した運営は、障がいのある方を支援していく上で行政にとって重要な責務であり、事業所の経営安定のために有効なのは、報酬の引上げと考えております。障がい福祉サービスに関する報酬改定は3年に一度となっており、直近の改定は令和3年、次の改定は令和6年となることから、物価上昇分の経費について、障がい福祉サービスの報酬に反映されるよう国へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。この物価高、短期なのか長期なのかというのは、それはなかなか判断が難しいということでもございましたけども、今報酬の引上げを国に要望していくというお話がございましたけども、これは市長会等を通じて国に要望する機会があると聞いていますので、この点もぜひ願ひいたします。保育士の方ですとか、今待機児童解消の次の保育の質の維持向上というところで、こうした方の待遇に取り組んでいるのが市川市でございますけども、この障がい福祉分野においても、こうした貴重な優秀な支援する人材が市川から流出するということは絶対にあってはいけないと思ひます。私たちのいざというときの命綱がなくなる、もっと言えば、私たちがいざというときこの地域は守ってくれないということになりますから、決してそんなことはあってはいけないわけですから、これは市長、ぜひ国への要望をお願い申し上げます。

そして加えてですけども、前市長のときに福祉施設の家賃ですとか、あるいは市川市独自の相談支援事業をはじめとする独自の加算をお願いしますということをお願いしてきたわけですけども、今回予算いただきましたけど、この点についても引き続き田中市長、この分野の増強、御協力よろしく願ひ申し上げます。

最後の最後に再質問しますけど、民間の事業所に対して、今回の支援金やその後の経営状況などについて意見を聞く機会はあるのでしょうか。最後に質問いたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

今回の支援金やその後の経営状況等について、事業所などとの会合の際に御意見を聞く機会を持ちたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。まずは、この事業所の方々と密にコミュニケーションをして一緒に対応していく、それから繰り返しになりますけども、こうした給付のときはしっかりと福祉のほうに引き続き目を向けていただくということと、平時からのこうした市の独自加算、要望の話をしましたけども、こうしたこ

とも併せてよろしくお願いをしたいと思います。これでこの障がい福祉分野に関する質問は終わらせていただきます。

それでは最後の大項目、避難所の環境整備について伺ってまいります。

熊本の大地震からもう早いもので6年が経過いたしました。犠牲者の数は276名に及びまして、約8割の方が災害関連死であったと言われます。避難所への避難者数は最大時で20万弱、本市においても、この首都直下地震の備え、さきも台風が来ましたが、しっかりと備えていかなきゃいけないわけですけども、とりわけ避難所の環境整備については、本市議会でも度々取り上げられてきているところがございます。災害関連死を防ぐという意味においては、避難所の環境整備、しっかりやっつけていかなければならないわけですけども、(1)避難所環境整備事業の概要及び進捗について伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 避難所環境整備事業は、避難所の機能向上、それと備蓄している物資の見直し、こういったものを過去の災害の教訓を基に見直す事業です。本市では、令和元年の房総半島台風の際に、これは私自身が被災地に赴きましたが、その避難所ではプライバシーの確保、携帯電話の充電、衛生用品等の備蓄に課題があったように感じました。このような教訓を基に、現在は避難者のプライバシーを確保するための間仕切りテントや停電時に電源供給に必要となる蓄電池、トイレの洋式化、衛生用品の備蓄について計画的に対応しているところではあります。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。現地によく御経験されたということで、大変心強い経験になるかと思っております。今トイレのお話がありましたけども、御存じのとおり、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして熊本でもトイレの問題が深刻でございました。実は私も熊本の発災時に、ある小学校に被災地に入ったんですけども、校庭の隅っこに、道路沿いの校庭の土に長い穴を掘って、そこに青いシートをかぶせて、そこでお手洗いを済ませているというような状況でした。プライバシーとか、衛生面に関しても、トイレ問題一つとっても、非常に課題があることになるわけですけども、本市の災害時におけるトイレ対策について整備状況を伺いたしたいと思います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 トイレは飲料水と同様に非常に大事だというふうに認識しています。その上で、現在の備蓄の状況ですけれども、ボックストイレは目標数である約3,900台の整備を完了しています。また、組立て式トイレは目標数が116基のうち55基整備し、令和6年度までに整備をしたい予定です。また、便袋型の簡易トイレは目標数約12万枚に対して9万枚を備蓄しています。これについては令和5年度に完了する計画でいます。次に、避難所の洋式トイレですが、現在直近で建て替え予定がある小中学校を除き、小中学校52校中25校が整備済みで、今後、令和6年までに全ての学校に整備が完了する計画でいます。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。詳細にいただきました。トイレに関してはほかの議員の方も質問していただいています、いろいろ私もそれでインプットされているわけですけども、トイレの洋式化、それからマンホールトイレなんかもそうなんですけども、私としては、やはり今話にあったトイレの便袋、これは非常に重要になると思います。自宅のトイレに袋をかぶせて凝固剤なんかを入れるタイプのトイレ袋なんですけども、当然ですが避難所の地域の特性として、避難所がいっぱいになってしまっていて、在宅避難というのが大きな選

択肢になるというのがリアルな実情としてあるわけですね。その中で、やっぱり各家庭にトイレ袋が必ず必要になってくるのではないのかというところで、しかし、この便袋は意外と値段が張るなというような感想が私はあるんですね。市場で言うと3,000円、4,000円、もうちょっとインターネットで見ると安いですが、でもやっぱり備えのために買っていくときに、市民にとっては少し敷居が高いというものはあります。今お話を聞いたら12万という設定があつて、そこに向かって準備していただいているということなので、これは本当に、もしかしたら発災後品薄になったりとかあり得るようなものだと思うので、引き続き備蓄のほうをお願いいたします。

続いて、(2)災害時における避難所の運営についても伺いたいと思います。

熊本の震災に繰り返し触れておりますけれども、発災後、1か月、2か月と避難生活が長期化していく段階で、避難所の運営というものにもかなり課題が発生するということになります。事実、熊本では住民主体の避難所運営がうまくいかないという声が、そこかしこで起こったということがございました。というのも、お年寄りや乳幼児など要配慮者への対応、避難所でのトラブルや要望への24時間体制での対応、これは長期化すれば、誰でも担当者が疲弊していくことはもう明らかなわけでございます。

そこで、本市では避難所運営を誰が行っていくのか、長期的な避難となった場合の対応について伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 まず、避難所の運営というのはいろいろな方が来られますし、またいろいろな方の協力を得ないとできないものだと思います。その上で、発災当初というのは、まず避難所となる小学校の近くに居住するあらかじめ指名している職員がまず参集して、避難所の開設、運営を行います。その後、大災害時というのは、職員は復興業務に従事しなきゃならないということもありますので、避難所の運営は原則被災者が自ら行動し、助け合いながら運営するということが求められています。ですが、発災当初は運営が困難な面もあり、地域住民で構成されている小学校区防災拠点協議会の皆さんに避難所の運営の支援をお願いし、その後、段階的に避難者に引き継いでいく、そういう計画です。避難所生活が長きになれば、体調を崩す方もいらっしゃるの、そのことについては臨機応変に対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。臨機応変というのが本当に災害時の混乱の中では、とにかく重要になるというのは私も感じるわけでございますけれども、今の御答弁で小学校区防災拠点協議会について再質問させていただきますけれども、この協議会の概要や避難所での活動内容等について。それと例えば、この協議会委員の方が被災して参集できない場合、どうするのか伺います。再質問します。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 小学校区防災拠点協議会は、地域の方、自治会、PTA、民生委員の方ですけれども、そういう方たちで構成された団体で、小学校区単位で設置しています。協議会は顔の見える関係を築くため、日頃から避難所の訓練をしたり、いろいろお話をしたりしていただいています。また災害時では避難所での運営支援として、具体的に話すと、避難者名簿の作成、炊き出し、食料の配布など、そういった支援をお願いしている。また、参集できない方も中にはいらっしゃると思います。参集できた方でできる限り可能な範囲で協力していただく、そういう考えです。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。二重、三重に何人かで補い合うということになるのかと思います。もう1点、心配な点は、やはり避難所を開設する市の職員さんの体制についてです。例えば、熊本では発災

当時、市役所窓口に市民が殺到する、問合せが殺到する、あるいはそういった対応に忙殺されて職員の安否確認や参集状況を把握すること、当時の災害対応マニュアルどおりに対応していくことは極めて困難であったということ熊本市の危機管理監の方はおっしゃっています。そして、それが教訓として残っているわけですが、あるいは避難所そのものが損壊していた、避難所を開設しようとしたらその建物が損壊していたというケースもあったということなんですけども、職員さんも当然被災する可能性がある中で、職員さんの参集体制及び運用について再質問いたします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 本市では、地震の場合で話すとも5弱以上で近傍の職員が避難所に参集するという計画になっています。そのときに、まずは自身や家族の安否確認、これを行わなければ安心して活動できないということもありますので、その辺はきっちりやっていただいた上で参集していくという計画です。そして、人数が足りない場合、長期にわたればローテーションもありますので、市のほうでは避難所応援班というものも持っていますので、人手が足りない場合にはそちらのほうから回していく、そういうことを計画しています。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 あらかじめ職員の方が被災されたケースも想定した上で、応援班も準備されているということ初めて知りました。二重の体制を敷いているということでもございました。

ここまで避難所運営ということでお伺いしてきましたけども、(3)のほうでは少し大きな枠組みで、避難所環境整備における現状の課題、あるいはその課題に対する今後の計画について伺いたいと思います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 本市は幸いにして、これまでに大きな災害に遭ったことがありません。ですので、長期避難所を運営するといったことも行っていません。このことが1つ大きな課題として捉えられるのではないかなというふうに思っています。今後も課題を解決するためには、やはりできる限り被災地の教訓を調査して、そしてできれば被災地に赴いて、被災された方や運営に当たった方などから貴重な体験談を聞く、そして事前準備をしっかりしていく、そういうふうにしたいと思っています。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。長期の避難所というものを経験していないということですので、それは本当にそのとおりでと思います。だから先回りして備えていこうということなんだと思いますけども、例えば備蓄の話にも少し触れたいんですけども、避難所等の備蓄、食料等については、その量が今十分なのかどうか伺いたいと思うんですが、お願いします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 災害対策基本法という最上位の法律がありますが、その中で中央防災会議で防災基本計画というのを定めています。その中で備蓄に関して、住民には最低3日間、最長7日間の備蓄ということをやっています。その基本計画に基づいてつくっている本市の地域防災計画の中では、避難者、地震で言えば4万7,000人の1日分の食料を確保すると定めて、現在確保しています。これらは家庭での皆さんの備蓄を補うためというふうに理解しているところです。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。食料についても教えていただきました。人道支援を行う際の備蓄

もそうですけども、こういう避難所であるべき、災害支援、人道支援はこうあるべきという国際基準があって、いわゆるスフィア基準というものがあるんですが、本市としては、こうした基準というのはどのように参考にし  
て避難所整備などに取り組んでいるのか、その点も併せて伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 内閣府が定めた避難所ガイドライン、それからトイレのガイドラインもあったと思うん  
ですけれども、質問者が言った基準について書かれていますので、市のほうも参考としています。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございました。今日は避難所ということで、少し具体的に中身の話をさせていた  
だきましたけども、やっぱり大事なのは、その大枠の考え方、理想の避難所というもの、あるいは支援ですね。  
住民に対する災害支援というものはどういうものであるべきかという大枠、理想が必要だと思うんですね。そこ  
から定量的に、今言った備蓄量とか、いろんな備品ですとか、機能に掘り下げて、そこを目指してやっていく  
という立てつけ、まずこれが絶対に大事なことだと思うんですけども、そういう意味でこのスフィア基準とい  
うのは、国際的な最低基準として、中身の話を言うと、トイレの数、これは20人に1つの数が必要であるとか、ト  
イレの男女比は男性1、女性3、混雑した商業施設へ行けば女性はどうしても列ができてしまいます。です  
から、これも当然なことだと思います。さらに言えば、避難所の1人当たりの居住スペースは3.5㎡、畳が約2畳  
分あることが好ましいと。これが、かつ最低基準であると。我が本市を見てみると、そこを目指してやるんだけ  
ども、現実問題、それは物理的にまだまだその道は遠いというのはこれは事実としてあるわけですから、そこ  
を目指すんですけども、であるならば、やはり我々として避難者の生活の尊厳ですとか、人道支援を受ける権利  
ですとか、保護と安全の権利、こういったものを国としてはもちろん、基礎自治体として住民の方々にしっかりと  
この権利を守っていくという責務があるわけなんですけども、こうしたことを踏まえて、最後の最後に本市で  
理想的な避難所をどのように考えているのか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 非常に難しい問題だなと、そういうふうにはまずは捉えています。理想の避難所、物資の  
みがそろっている。また、それに合わせて心のケアもする避難所がそろっている。そういった避難所がそろって  
いるだけでは私は駄目だと思っています。やはり復興への、明日への希望、こういうものが持てる避難所こそ理  
想の避難所に近づいている、そんなことを考えています。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁いただきました。大枠での理念というか理想も持っていらっしゃるということで、そ  
の点は安心しました。今スフィア基準で最低基準、トイレを20人に1つの割合で設置と数をお話ししましたけど  
も、トイレ袋の話がありましたよね。結局、やっぱり衛生的でプライバシーが守られたトイレの環境があれば、  
結果的にそれが避難者の生活の尊厳とか人道支援になるわけですから、マンホールトイレとか新しいことをどん  
どん今取り組んでいただいていますけども、決してこの数字にとらわれず、大事なのは人間の尊厳ですとか、そ  
ういったものであるということですので、命を救うために柔軟な発想で思い切ったお金の使い方をして、新しい  
アイデアで災害対策に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上で、つちや正順の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

さとうゆきの議員。

○さとうゆきの議員 無所属の会のさとうゆきでございます。通告に従いまして、一問一答で質問させていただきます。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

大項目の1つ目、こども館についてです。

こども館は、乳児から中高生まで幅広い年代の子どもたちを対象にした施設で、子どもたちが安心して自由に遊ぶことのできる施設だと思っております。子どもたちが安全、安心に利用するためには、職員である大人の存在が必要不可欠であると思えます。しかし、利用者の人数や施設の規模に比べて、スタッフの人数が少ないのではないかとの御指摘を聞いております。

まず1つ目の質問として、こども館の利用状況と運営体制について質問いたします。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

こども館は、ゼロ歳から18歳未満の子どもを対象に、遊びを通して子どもと子育ての支援を行い、子どもの健全な成長を育む施設であります。市内に14館ございますが、その多くは公民館などの公共施設に併設されております。こども館の利用状況であります。全14館の延べ利用人数は、令和元年度は約27万5,000人、令和2年度はコロナ禍の影響等により約6万2,000人、令和3年度は約13万人となっております。利用者の内訳といたしましては、令和3年度では未就学児とその保護者が74%、小学生が20%、中学生、高校生は6%となっております。

次に、運営体制といたしましては、全館を直営で運営しており、職員66名が勤務しております。その内訳は、館長以下正規職員が17名、会計年度任用職員が49名となっております。このうち、児童に対して遊びの指導を行う児童厚生員は60名で、保育士または幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭の資格を持つ者、大学で心理、教育、社会、芸術、体育の学科を卒業した者、2年以上児童福祉事業に従事した者などを配置しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁で、コロナ禍で利用者がぐんと減ったものの、昨年は利用者がコロナ禍以前の半分ほどに回復したこと、職員はプロフェッショナルな人材をそろえていらっしゃるということが分かりました。こちらは市民、子どもたちにとっても非常に安心できる場所だと思います。14館に66名の職員とのことですが、フルタイムの方もいらっしゃれば、パートタイマーの方もいらっしゃると思います。こちらが適切な職員数であるのか、職員配置の基準などはあるのでしょうか。また、近隣市と比べて職員数はいかがでしょうか。再質問させていただきます。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

近隣市が直営で運営しております本市のこども館に類似する施設の職員体制につきましては、船橋市が21館で135人、柏市が7館で46人、松戸市が1館で10人、浦安市が2館で29人となっております。職員数につきましては、正規職員や非常勤職員の割合、勤務時間の長短などが各市それぞれ異なることから一概に比較することが難

しい状況であります。本市におきましては、必要となる職員数を適切に配置しております。

次に、職員配置に関する基準につきましては、特に定めはございませんが、類似いたします児童福祉法に規定される児童館は児童厚生員を2人以上置くことが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などで定められております。本市では、中央こども館をはじめ、南八幡、大洲、中国分、本北方、市川、相之川の7館がこれに当たります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁で、本市は近隣市に比べ小規模なこども館を多く設置することにより、多くの市民が御利用いただけるように配慮されていることが分かりました。小規模なこども館では、職員が1人で担当する時間、いわゆるワンオペになる時間も多く存在すると思います。ワンオペといえば、牛井チェーン店で女性店員がワンオペでの勤務中に心筋梗塞で倒れてお亡くなりになるという痛ましい報道もされてきました。例えば、職員御自身の体調不良はもちろんのこと、利用者の急なけがや何か不測の事態が起こった場合の小規模なこども館での対応についてどうなっているのか、再々質問させていただきます。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

小規模なこども館での非常時の対応につきましては、正規職員が常駐している館から職員がすぐ駆けつけられる応援体制を築いております。さらに、事故などの不測の事態が起こった際には、併設された公民館などから応援等を得られるよう、日頃から連携を強化しているところでございます。

以上であります。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁ありがとうございます。すぐ駆けつけられる応援体制は、例えば自転車で5分で行ける距離だったとしても、雨で徒歩で行かなければならないとき15分かかるときはどうするのか、職員が急に意識を失って連絡自体ができないときはどうするのか、常にいろんな不測の事態を想定して、どんなことにも対処できるように万全の状態を期して子どもたちをお迎えしてほしいなと思います。引き続きよろしく願いいたします。

こちらでこの質問については終わります。

続きまして小項目2つ目、中高生の居場所づくりについて伺います。

最近の中高生世代を取り巻く問題はたくさんの方がございます。いじめの問題や友人関係や受験でのストレス、不登校やひきこもり、ヤングケアラー、少年非行など枚挙にいとまがございません。中高生世代にとって、家庭と学校以外で1人でほっと一息つけたり、友達と好きなことに打ち込める時間を過ごす居場所というのはなくてはならない必要不可欠なものであると思います。実際、中高生世代がどんなところを居場所としているかというと、ショッピングセンターのフードコートやゲームセンターであったり、公園であったり、図書館などだと思いますが、場所によってはお金がかかったり、ほかの利用者との騒音の問題があったりなど、本来であれば、行政として中高生が自由に使用できる適切な居場所を用意することがベストなのではないかと思っています。

そこで、こども館では中高生も利用の対象となっておりますが、中高生のためにどのような取組を行っているのか伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

中央こども館では、中学生や高校生が漫画や雑誌などを読んでくつろいだり、宿題や勉強ができる中高生専用ルームを設置しております。さらに月1回、最終土曜日の17時から18時まで、中学生以上に利用を限定した中高生タイムを設けております。これは中高生がバスケットコートや卓球台があるプレイルーム、ボードゲームや読書に利用できるフレンドコーナー、バドミントンなどの軽スポーツに利用できる屋外広場などを占有で使うことができる時間であり、中高生にとりまして、この占有の時間はバスケットコートが広く使える、卓球でダブルスができるなど、いつもより制限が緩く、自由に過ごすことができることが魅力で、この時間を目的に来館する中高生が増えております。また、職員が中高生の主体性を尊重した対応をすることで、他者から信頼される感覚や自己肯定感を高めることにつなげております。さらに、夏の企画として、中高生に向けたイベント、ギネスに挑戦を行っておりますが、中学生が取り組む姿を見て、高校生が参加するなど、自然な交流も生まれているところであります。

このように、思春期に当たる中高生にとって、自己を見詰め、生きる力を育むため、親でも教師でもない様々な人と出会い、関わり合う場所は重要であります。今後も中高生の健全育成のため、気軽に集い、悩みなども相談できる居場所づくりに積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 さとう議員。**

**○さとうゆきの議員** 御答弁いただきました。考え方としては大変すばらしいと思います。しかし、中高生タイムが月1回の17時から18時までの1時間というのはあまりに少ないのではないかと思います。近隣市の中高生の居場所づくりの例を挙げますと、例えば松戸市では、青少年プラザという中高生世代の利用を中心に据えた施設があり、フリースペース、多目的室、コミュニティスペース、音楽スタジオ、学習室が午後8時半まで利用できます。館内では、ダンスや卓球などの運動もできて、PCとタブレットの貸出しもあるそうです。東京都江戸川区では共育プラザ、この施設ではeスポーツ——これはコンピューターゲームのことです——やダーツ、ゲーミングPCが使用でき、中高生世代の利用が多いインスタグラムでの更新告知を頻繁に行っており、eスポーツ大会や中高生向けのお料理教室などの催しを行い、中高生に魅力的な居場所づくりを進めています。

こども館は幅広い世代で利用できる反面、中高生世代にとっては子どもっぽい感じやダサい感じがあり、利用を敬遠している方もいらっしゃるのかなと思います。それが中高生の利用が全体の6%の利用にとどまっている理由の一因かなと思っています。

最後に、市として、今後中高生の利用を増やしていくために、どのように考えているか再質問させていただきます。

**○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。**

**○秋本賢一こども政策部長** お答えいたします。

部活動や塾などで忙しい中高生は、現在の平日17時までの開館時間では利用しにくいことが考えられます。このことから、中高生タイムの開催回数や実施するこども館の増設などを検討してまいります。さらに今後は、今の中高生が何に悩み、何を求めているのかを調査し、中高生を引きつけるイベントや運営方法を研究してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 さとう議員。**

**○さとうゆきの議員** 御答弁ありがとうございます。この際、一部のこども館で思い切って閉館時間を延長し、室内のつくりを中高生の利用に特化させたこども館が1つや2つあってもいいのではないかと思います。さきに挙げた松戸市と江戸川区の状況は、本市と比べて進んでいると思いますので、今後も参考にしながら、ぜひ中高

生が利用しやすい居場所づくりに取り組んでいただけますようお願いいたします。

以上でこちらの質問を終わります。

続きまして大項目2つ目、会計年度任用職員についてです。

本市の非常勤職員である会計年度任用職員については、その処遇改善などをめぐり、幾度も取り上げられてきたテーマであると思いますが、私は再任用の条件と公募について疑問に思っていることを質問させていただきます。

まず1つ目の質問として、会計年度任用職員の再任用の条件と公募の仕組みについて、過去も質問が出ている内容かと存じますが、改めてどのようになっているのか確認させてください。

**○大場 諭副議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** お答えいたします。

会計年度任用職員は、年度ごとに新たな職を設定した上で任用するものであり、同一職員を翌年度に同じ職場で再度の任用を行う場合であっても当然に更新されるものではなく、任期ごとに選考を行う必要がございます。また、再度の任用を行う場合の選考につきましては、会計年度任用職員が所属する各課において、その勤務態度や発揮された能力などの勤務実績と本人の意向を確認し、翌年度の任用を決定しております。その際、地方公務員法に定める平等取扱いの原則や成績主義の観点を踏まえ、上限年齢や性別などの条件は設けておりません。

次に、会計年度任用職員を採用する際の公募につきましては、各課で「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトなどで募集を行うほか、人事課においても年間を通じて募集を行い、応募者の履歴書を取りまとめた人材登録台帳を活用して、複数の候補者を選考する仕組みとしております。なお、同一職場における再度の任用につきましては、公募によらず勤務実績に基づき行うことも可能ですが、その上限は原則2回までとしております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** 答弁いただきました。再任用の条件は、勤務態度や勤務実績、本人の意向で翌年度の任用が決定すること、公募の際は、人材登録台帳のデータやウェブでの募集を通して選考を行い、再任用の上限は2回までとなっていることが分かりました。

私が疑問に思っているのは、3年に一度公募を行う意味についてです。勤務態度や勤務実績によくない点があるのならば、再任用を行わなければいいだけであって、3年を区切りとして必ず公募を行う意味が分かりません。2020年に会計年度任用職員として採用された方たち、つまり会計年度任用職員の第1期生とも言える方たちが、来年の春の3月末でちょうど丸3年となり、公募を迎えます。今まで真面目に働き、周囲からも評価され、再任用を2回されてきた方たちも、公募を前に、このまま働けるのだろうか、もし公募で落ちて仕事が無くなったら来年の4月から働く場所が見つかるのだろうか、不安を抱えておられる方がたくさんおります。再任用の上限を2回までとしている自治体はおよそ3割だとも言われており、ネットやSNSを中心に、その3割の自治体で会計年度任用職員をしている方々を中心に、この問題を3年目公募問題と名づけ、不安の声がたくさん出ております。

本市でこの制度を導入された際、再任用の回数上限をどうするか議論もあったかと思いますが、2つ目の質問として、再任用の回数上限を2回までとした理由をお聞かせください。

**○大場 諭副議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** お答えいたします。

年度ごとに任期が定められている会計年度任用職員を同一職場に長期にわたり繰り返し任用し続けることは、業務の属人化や身分の固定化を招くおそれがございます。また、より多くの方々に雇用の機会を均等に提供して

いく必要性もありますことから、国の非常勤職員の運用に倣って、公募によらない同一職場での再度の任用の上限を原則2回までとしたものであります。

以上であります。

**○大場 諭副議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** 御答弁いただきました。公募する意味は分かりましたが、上限が2回であることについては国の運用に倣っているとのことで、特に御答弁からは2回である必要性ははっきりとは分かりませんでした。ちなみに他市の例ですが、東京都八王子市では再任用の回数に上限を設けていないとのことです。東京都板橋区では基本的に上限を設けず、部署によっては4回としているところもあるとのことです。東京都の会計年度任用職員は上限4回までとなっており、さきに挙げた八王子市では、東京都と合わせて4回にするように言われましたが、上限なしで貫いているとのことです。この他市の事例から分かるように、この制度自体に国に倣って上限を2回としなければならないというのは決まりとしてはなく、自由に設定が可能なものです。

2020年に会計年度任用職員になり、再任用を2回クリアしてこられた優秀な1期生の方々にいたずらに不安に陥れ、ストレスを与える来年春の一斉公募は、当事者の心理的負担を増やすだけでなく、採用を行う各課でも相当な労力や手間が無駄にかかると思います。もし能力的に不十分、業務が属人化している方がいるのならば、その方だけ再任用しなければいいだけのことで、一斉に丸3年で公募を行う意味は、私にはメリットよりデメリットのほうが断然多く感じられます。

再質問させていただきます。再任用の回数上限を、私の考えとしては上限なしがベストだと思うのですが、せめて2回から4回にできないでしょうか、お答えください。

**○大場 諭副議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** お答えいたします。

ただいまも御答弁いたしましたとおり、業務の属人化や身分の固定化を防止し、より多くの方々に雇用の機会を均等に提供していくため、国の非常勤職員の運用に倣い、公募によらない同一職場での再度の任用の上限を原則2回までとしております。今年度は制度導入後3年目に当たり、制度導入時から同一職場に任用をされている会計年度任用職員については、上限である2回目の再度の任用を経ていることから、制度導入時の考え方どおり、来年度に向けて全庁的な公募による選考を実施してまいりたいと考えております。その上で、公募によらない同一職場での再度の任用に関する上限の在り方につきましては、今後、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** 今後、調査研究していきたいとのこと、ありがとうございます。繰り返しとなりますが、再任用に当たらない方は再任用しなければいいだけの話であるし、公募が多くの方に雇用の機会を提供するためとうたっておりますが、まず、選考の時点で今までの経験や能力が評価されるため、現在その業務に従事している方が再応募される場合には、既にとんでもないシード権を有していると考えられ、真に公平に選考するというのならば、くじ引でもするほかないと思います。まだこの職場で働きたいと思っている会計年度任用職員がいて、このまま業務を引き続きお願いしたいと思っている上長がいたとしたら、公募を行う意味は何でしょうか。公募にはたくさんの労力がかかると思います。応募してくる方も履歴書の用意、発送や面接など、採用側も書類選考や面接、面接会場の手配や書類の用意やリストの作成や頻繁なメールや電話のやり取りなど、そのほか細々とした多数の業務が発生します。例えば、前に従事していた方が再度公募で合格され、以前と同様に働けるからといって、それでめでたしめでたしではないと思います。行政コストの削減のため行わなくていいこと、不必要

なことはするべきではないと考えます。来年の春の公募に向けて、改めて今のタイミングでの公募がいいのか、上限が2回までというのは本当に適切であるのか、いま一度考えていただきたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

続きまして大項目3つ目、行徳臨海地域について3つの質問をさせていただきます。

小項目1つ目、あいねすとの現状と課題について伺います。

あいねすとは令和2年9月にオープンし、それから約2年がたちました。私もよく利用させていただいておりますが、市はあいねすとの現状と課題をどのように捉えておりますでしょうか、御答弁をお願いいたします。

**○大場 諭副議長 根本環境部長。**

**○根本泰雄環境部長** お答えします。

初めに、行徳野鳥観察舎あいねすとの現状についてです。あいねすとは行徳近郊緑地を臨む木造2階建ての施設で、令和2年9月にオープンした新しい施設でございます。1階には、誰でも気軽に利用できるカフェが設置され、来館者にとってくつろぎの場となっており、2階には観察スペースなどを設けております。来館者数につきましては、令和2年度が約1万7,000人、令和3年度が約3万人、令和4年度が4月から8月までの5か月間で約1万2,000人でございます。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態宣言が発出された令和3年1月8日から3月21日の間は閉館し、トイレの利用者のみ受け入れておりました。

あいねすでは、市民の皆様様に野鳥を観察するための場を提供し、野鳥の観察を通じた環境学習の機会創出や交流の場の提供を図る目的でイベント等の実施を考えておりますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、七夕の笹飾りやクリスマスツリーを飾るなどにとどまり、イベントを積極的に行うことができませんでした。今年度は、あいねすの前を流れる通称丸浜川沿いでの自然観察会や、子どもたちを対象とした夏休みの宿題応援企画スケッチつき観察ノートのかき方などのイベントを新たに始めております。

学校からの見学者の受入れにつきましては、令和3年度の実績は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出された期間は受入れを見合わせたことから、延べ6校443人で行いました。今年度は、9月13日現在で4校333人が見学に訪れており、今後も複数の学校が見学を予定しております。

次に、開館してからの課題でございます。あいねすとは開館直後から新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発出等による自粛期間などもあり、市民の皆様様の認知度もまだ十分ではないと考えております。市民の皆様からも、もっと広報して施設の情報を広めてほしい、より人が集まれるような展示や企画、イベントを行ってほしいなどの意見をいただいていることから、今後は御意見を取り入れながら、館内の充実を図るとともに、イベント等をお知らせするあいねすと通信の増刊や市公式ウェブサイトの充実などによって、多くの方々に来館していただけるように努めてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 さとう議員。**

**○さとうゆきの議員** あいねすとの現状と課題について、市の認識が分かりました。来館者数について、単純にそれぞれの年の稼働していた月で割りますと、1か月当たり令和2年が5,666人、令和3年が3,333人、令和4年が2,400人と、だんだん少なくなっていることがうかがえます。野鳥に興味のある方は一定数いると思われませんが、今後は野鳥に興味のない方にどれだけ足を運んでいただけるか、喫茶店の飲物やスイーツをいただきながら、どれだけ居心地のいい空間が作られるかが課題となってくるかと思いますが、私が心当たりのある課題の一つに、あいねすと内の温度管理の問題がございます。

先日、8月上旬の暑い日に私があいねすに行った際、1つ残念なことがありました。あいねすとの2階は南側が全面ガラス張りになっており、遠くまで見渡せとても気持ちがいいのですが、エアコンを消しているのかと

思うほど室内がとても暑く、じっとしていると汗がどんどん出てきて、コーヒーをゆっくり飲みながら野鳥観察を楽しむなど全くできない空間となっております。1階も含め、あいねすとの窓は開いているところが多かったのですが、エアコンを使っていないのでしょうか。あいねすとの空調機の設置状況と館内の温度調節について再質問させていただきます。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 あいねすとの空調設備は、室内機が1階に9基、2階に5基設置されております。空調機の温度設定につきましては、来館者の方々の体調への考慮や二酸化炭素の排出抑制等を踏まえて、夏期は28度に設定しております。今年の夏におきましては、新型コロナウイルス感染再拡大を抑制する観点から、館内の窓を開放して換気を行ってまいりました。そのため、暑く感じられた来館者もいらっしゃったのではないかと思います。また、2階の観察スペースはガラス張りであり、日の当たり方により室内温度が上昇することがございます。室内温度の管理につきましては、持ち運びのできる温度計を職員が観察スペースに持っていき測定し、室内温度が高い場合は換気中の窓を閉めたり、ロールカーテンを下ろすなどの対応しております。これまでは室内温度の確認は不定期に行っていたことから、今後は温度計を設置するなど、適切な温度管理に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 エアコンが28度設定だったということですが、御答弁いただいたように、様々な要因から室温や体感温度はもっと上がっている可能性が高く、屋外から館内に入ってこられた方は大変暑く感じられる状態であったと思います。市内の施設でエアコンが設置されていないところもございますが、こちらのあいねすには計14基のエアコンが設置されております。換気の必要や二酸化炭素の排出抑制はよく分かりますが、せっかく設置されているのでしたら、自然散策を楽しまれた後、中に入ったとき、夏は涼めて、冬は暖を取って一息つける場所であれば、もっと利用者が増えるのではないかと思います。また、来館者や従業員の方の熱中症対策の観点からも、ぜひ2階にも温度計を設置していただき、小まめな確認の上、柔軟な対応を心がけていただきたいと思います。

以上でこちらの質問を終わります。

続きまして小項目2つ目、あいねすとへの道案内について質問させていただきます。

バスであいねすとへ訪れる際に、福栄2丁目、もしくは行徳高校が最寄りのバス停となっております。このうち福栄2丁目からあいねすとまでの道順が大変分かりにくいです。バスを降りると住宅街が広がり、そこからどう行けばあいねすとへ行けるのか、スマートフォンや携帯で地図を検索できる方は分かると思いますが、それ以外の方は間違わずにたどり着くのは難しいと考えます。改善できないでしょうか、お答えください。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

あいねすとまでの経路の分かりにくさにつきましては、これまでも市民の方から御指摘がございました。そのため、従来のパンフレットに載せている案内図をこれまでのものより分かりやすく変更し、新しいパンフレットの入替えを行っているところでございます。また、市公式ウェブサイト上には、東京メトロ東西線の行徳駅及び南行徳駅からの交通案内マップを掲載いたしました。今後につきましては、福栄2丁目バス停からの写真入りの案内を作成し、公式ウェブサイト等で周知するとともに、案内表示などほかにもできることがないかを関係部署と調整し、検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁ありがとうございます。今出てきた改善策は、パンフレットについては事前に取得し、地図を見ておかなければいけないですし、ウェブサイトは見られない方はどうするのか、問題解決としては不十分であると思います。バス停を降りたところでの案内表示は、今後あいねすとの来館者を増やしていくために絶対に必要なものだと思いますので、ぜひ御対応をよろしくお願いいたします。

以上でこの質問は終わります。

続きまして小項目3つ目、市川塩浜駅周辺に保管されている放置自転車について伺います。

市川塩浜駅から東に向かって歩いていると、高架下の横の土地にたくさんの自転車が保管されておりました。回収された市内の放置自転車ですが、その区画だけでもずらっと大量の自転車が並んでおり、自転車の上にさらに自転車が積まれている状態で、そのいずれもが風雨にさらされ、ひどいさびに覆われておりました。自転車の墓場のような状態となっており、見ていて悲しくなる風景だったのですが、この放置自転車の取扱いはどのようになっているのでしょうか。また、行徳地域の放置自転車の現状についても御質問いたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市では、主要駅周辺の放置自転車対策として、市営駐輪場の整備とともに、自転車の放置禁止区域を設定し、歩行者の安全、緊急車両の通行確保等を目的に、放置された自転車や原動機付自転車、いわゆる原付バイクの撤去及び移送を行っております。これらの放置自転車等は、撤去した地域ごとに新田、平田、千鳥町の3か所の保管場所に移送するもので、行徳地域内で撤去した自転車等については、千鳥町交差点脇の湾岸道路高架下にあります千鳥町保管場所に移送しております。この移送した自転車等の取扱いとしましては、まずは移送した保管場所を市の掲示板で公告するほか、現地にも撤去したことをお知らせする看板を設置し、その後2か月間保管します。この間に所有者が引取りに来た場合は、撤去保管料を徴収して返却しておりますが、引取りの連絡のない自転車については、防犯登録があるものは盗難届の有無を市川警察に照会し、盗難届がないものについては、自転車の所有者に保管場所において保管している旨を郵送にて通知しております。行徳地域内で撤去された自転車については、この2か月間で引取りのない場合は、この時点からさらに6か月を経過するまで千鳥町保管場所に保管し、それでも連絡のないものについては塩浜2丁目地先にある塩浜ヤードに移送しております。

一方、自転車等の所有権については、公告後から6か月を経過すると、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、市に所有権が帰属されることとなりますことから、塩浜ヤードに移送された自転車等に関しましては、撤去してから8か月を経過しているため、既に個人の所有権は消滅した状態となっております。本市では、このような自転車等をまとめて年2回から3回、古物商へ入札により売却を行っており、売却代金は保管場所の土地賃借料や撤去、移送に係る委託費用の一部としております。

次に、行徳地域の放置自転車等の現状でございますが、近年では、令和元年度と令和3年度に放置台数調査を実施しており、放置禁止区域を指定している行徳駅、南行徳駅、妙典駅、市川塩浜駅周辺の1日当たりの放置台数は、合計で令和元年度が約220台、令和3年度は約350台となっております。このほか行徳地域における年間の撤去台数を申し上げますと、令和元年度は約1,600台、令和3年度は約1,100台となっており、撤去台数は近年は減少しております。また、これらの撤去自転車のうち、約2割の方が引取りに来ている状況となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 放置自転車の取扱いについて分かりました。撤去から引取りのないものについては、8か月間は屋根のある高架下にて保管され、その後、屋根のない私が拝見した塩浜ヤードに移されているということ

が分かりました。行徳地域だけでも年間1,000台以上が撤去されているとのことで、そのうち8割が引取り手がなく、自転車さがびだらけになって古物商に売られていくことについてよく理解しました。

放置自転車の有効活用について再質問いたします。現在、新品の自転車の価格高騰が続いており、2021年と比べて2022年は約5,000円から7,000円ほど値上がりをしているものもあるそうです。そして、リサイクル、リユース業界の市場規模は年々拡大傾向にあり、環境意識の高まりを背景に、新品よりも中古品を選ぶ方も増えているそうです。自治体によっては、再生自転車やリサイクル自転車として放置自転車を整備して販売しているところもあり、市民のニーズも高いのではないかと思います。本市で中古販売できないでしょうか。市の見解を伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

放置自転車の中古販売についてでございますが、現状の放置自転車は雨ざらしで保管している屋外の塩浜ヤードや、高架下ではあるものの風雨にさらされた保管場所にて保管していることからさびるなど、価値が下がった状態で売却することになります。市でも過去には、市内の自転車商組合に売却し、その組合員となっている販売店がそれを修理、整備して中古自転車として販売していた時期がございましたが、近年では、新品で安価な自転車が流通しているため、中古自転車の購入理由が薄れていることや状態のよい自転車が少なく、全体としての取扱いが減っていったことなどから、この仕組みは取りやめとなったものでございます。また、近隣他市におきましても調査した限りにおいては、本市と同様の理由等で自治体が直接中古自転車の販売は行っておりませんでした。このような背景から、本市においては、古物商を参加資格として入札による売払いを行っており、現時点において、放置自転車の中古販売については予定していない状況でございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 近隣市では、直接中古自転車の販売は行っていないとの御答弁でしたが、船橋市では市公式ウェブサイトで再生自転車の販売店を掲載しており、本市ウェブサイト記載の市川市では販売を行っておりません、民間のリユースショップを御利用くださいという文章のみよりも案内の情報量が随分と違う気がします。船橋市ではどのように関わっており、本市との違いは何でしょうか、再質問いたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

船橋市へ再生自転車について確認したところ、処分可能となったものの中で状態のよい自転車については、船橋市内の自転車軽自動車商業4者で設立した共同事業体であります船橋輪栄会、こちらから引き取りたい旨の要請を受けたことから、放置自転車の中から希望するものを選定してもらい、有償にて引き取ってもらっているとのことでございます。その他の撤去自転車につきましては、本市と同様、古物商に入札で売払いをしているとのことございました。また、船橋市でウェブサイトに掲載していることにつきましては、再生自転車の整備や販売には一切関わりはないとのことですが、市が引き取ってもらった自転車であることから、販売店をお知らせしているとのことでございます。本市としましては、現時点において自転車を販売する関係者より、このような要請も受けていないことなどから、中古自転車の販売には関わっていない状況であります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁ありがとうございます。船橋市では船橋輪栄会により整備し、中古販売をされているとのことでした。本市では、そのような要請を受けていないとのことですが、古物商の方が放置自転車を入札

された後、市内で中古販売をされていることもあるのではないかと思います。船橋で中古自転車のニーズがあるということは、本市でも当然あることが考えられ、現在のウェブサイトの案内では、金銭的負担が少しでも少ない方法で自転車を手に入れたいたいという市民目線からすると、大変不親切だと思われま。これ以上は質問いたしません、SDGsという言葉も広く浸透した昨今において、新しいものをどんどんつくっては消費していく時代は終わり、可能なものはリサイクルをし、限りある資源を守り続けることが重要だと思います。今後も物価上昇により、中古自転車販売の市民のニーズは高まっていくことが予想されます。あらゆる可能性を考慮しながら、時代に沿った最善の施策を進めていただきますようお願いいたします。

こちらでこの質問を終わります。

続きまして大項目4つ目、大和田1丁目にございます大和田公園について質問いたします。

大和田公園は、交通量の多い県道に面した公園であり、公園の入り口が歩道を挟んで道路側に設けられております。多くの公園は出入口のところに逆U字型の障害物などがあり、すぐに入出入りできない構造になっていることが多いですが、この公園には出入口に障害物はなく、また出入口が大変広く取ってあるため、例えば、ボール遊びをしている子どもがボールを追いかけて道路に飛び出してしまう危険もあるかと思ひます。今年の3月には、この公園から100mほど離れたところにある同じ県道に面したラーメン店にダンプカーが突っ込み、運転手がお亡くなりになるという事故がありました。そのようなことも含め、この公園には何らかの対策が必要だと思うのですが、小項目1つ目、公園の安全対策について市の見解を伺ひます。

○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 大和田公園は県道若宮西船市川線に面した公園で、砂場やブランコ、滑り台がついた複合遊具、ベンチなどが配置された小さなお子様に御利用いただきやすい公園となっております。また、管理柵につきましては、外周に高さ80cmから1m程度のフェンスが設置されておりますが、県道側には出入口があり、その脇の花壇の部分と合わせると約5mの幅で管理柵が設置されておひません。そこで、県道側へボールを出にくくする対策ですが、県道側の出入口に隙間ができないように内側にパネルが設置されているアーチ型の車止めを2列で互い違いに設置し、パネルには飛び出しに注意するように促す掲示をするとともに、花壇部分を含む出入口以外の県道に面した部分には、高さ1.5m程度の生け垣を植栽するなど、交通量の多い県道にボールが出にくくなる整備を行ってまいりたいと考えておひます。

以上でござひます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁ありがとうございます。地域の方が安心、安全に御利用いただけるよう、整備のほう、ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして小項目2つ目、設置されている電車についてです。

大和田公園には荒川車庫前と書かれた黄色い電車が1両展示されておひます。しかし、案内が何もないため何のために展示されているのか、この電車が大和田公園とどう関係があるのか分かりません。近隣の方から、こちらの公園は黄色い電車の公園、電車公園と呼ばれて親しまれておひ、この電車の案内などがあつたら、お子さんと遊びに来た保護者の方がお子さんに聞かれたときに説明できるなど、より親しまれる公園になるかと思ひます。この電車の設置の経緯と公園の利用者に分かるように案内板等の設置について、市のお考えを伺ひます。

○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 大和田公園は、地下を運行する都営地下鉄新宿線の上にある地下鉄の換気塔に隣接する公園であり、鉄道建設の際、周辺の環境整備のため換気塔用地を除く土地を市川市が東京都より購入し、整備をいたしました。このような経緯等を踏まえ、東京都より廃車予定の都電1両を無償で提供を受け、特色のあ

る都市公園として平成4年5月に開設しております。設置されている都電車両は、東京都に残る唯一の都電である都電荒川線を最も古くから走っていた7,000系車両であり、公園内に設置したときには車両の中に入ることができましたが、現在は車両内部の老朽化が進み危険であることから、外観を見るだけの展示としております。当該車両につきましては、先日、劣化を防ぐための外装塗装を行いました。これを機に車両設置の経緯等が分かる案内板を設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** 前向きな御答弁ありがとうございます。歴史のある車両のようなので、展示されていることが広まれば、電車がお好きな方やお子さんが電車を見るためだけに来てくれる場合もあるのではないかと思います。出入口が整備され、車両の案内板が設置されると公園の雰囲気が変わり、もっと地域の皆様に親しんでいただける公園になるんじゃないかなど期待しております。引き続き、公園の環境をよくするためによろしく願います。

以上で私の一般質問を終わります。御答弁いただきありがとうございました。

~~~~~

**○大場 諭副議長** 中町けい議員。

**○中町けい議員** 会派、市民の声の中町けいでございます。通告に従い一問一答にて質問させていただきます。

まずは大項目、投票率向上の取組についてからになります。

本市における直近の選挙の投票率は、本年7月10日に執行されました参議院選挙が50.02%、2019年7月21日の参議院選挙では44.05%だったことと比べると、投票率が上がっていることは評価できることだと思います。しかし、千葉県選挙管理委員会のホームページを見ますと、さきの参議院選挙における県内全体の平均投票率が50.01%ですので、本市の投票率は県内でも特段高い状態ではありません。そこで、行政として取り組める課題として、それぞれ質問させていただきます。

1番、期日前投票所の増設について。

現在、市内では14か所の期日前投票所があります。利用者数は今年の市長選挙では4万6,576人、その前の2019年の市長選挙では3万4,697人だったため、大きく増加をしています。しかし、現在の期日前投票所は、主に駅周辺の施設にあることで利便性は向上しておりますが、住宅街で距離的に離れている方々にとっては利便性が高いとは言えません。例えば、私は柏井町1丁目に住んでおりますが、自宅から一番近い期日前投票所は大柏出張所に行かなければなりませんので、やや遠いです。柏井公民館が期日前投票所であれば近くて便利です、車も止められ、近隣の高齢者や子連れの方が散歩がてらにも行けます。これは柏井地域に限らず、期日前投票所からやや離れた地域目線の利便性を考えると、例えば旧行徳街道沿いの地域であれば、本行徳公民館であったり、大洲防災公園に隣接している公園管理事務所内や広尾防災公園の管理棟にあれば、小さな子どもがいる親御さんにとっては投票に行きやすかったり、大和田地域や稲荷木地域であれば、市川文化会館だと駅周辺の期日前投票所まで行けない方にとっては便利です。

いずれにしても、公民館や既存の公共施設などをさらに活用して期日前投票所を増やすことができないのか、お尋ねをいたします。

**○大場 諭副議長** 小林選挙管理委員会事務局長。

**○小林茂雄選挙管理委員会事務局長** お答えいたします。

本市の期日前投票所は現在14か所あり、県内で一番数が多く、駅周辺に多いことが特徴でございます。本年7月執行の参議院議員通常選挙、千葉県選出議員選挙の投票率は50.02%で、そのうち期日前投票所での投票率は

35.36%と高い割合になっており、選挙人の利便性につながっているものと考えております。

御質問の本市の北東部には大柏出張所に期日前投票所を開設しているところですが、大町や柏井町に居住されている高齢の方や歩行が困難の方などについて、御指摘のとおり課題があると認識しております。しかしながら、新たに期日前投票所を設置するには、バリアフリーなど投票しやすい環境の整備に加え、二重投票を防止するオンラインネットワークの整備など多くの課題整理も必要になると考えております。期日前投票所の増設につきましては、今後、各地域の配置バランスや各年代の投票しやすい環境なども考慮し、より適切な配置ができるよう調査研究してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** 現在の期日前投票所は、各地域にお住まいになっている方にとって公平な距離にあるかという点、必ずしもそうではないと思います。先ほど柏井公民館の例を出しましたが、北部の大町地域だと近くに期日前投票所はありません。今後、高齢化のスピードも上がっていくと思われまので、現在の期日前投票所ではカバーし切れない地域のことも考えて、ぜひ市内の公民館や公共施設を活用して、期日前投票所を増やしていただきたいと思えます。こちらについては再質問ありませんので、次に進みます。

次に、共通投票所の導入についてになります。

投票率は、投票日当日に雨が降ったりしますと下がりやすい傾向がありますので、当日の天候によっても左右されやすい側面があります。また、選挙の投票日は日曜日の20時までになります。お出かけの方も多く、指定されている投票所に着いたら20時を超えていたなんていう話もあります。現状、投票日当日は指定された投票所でなければ投票できませんが、共通投票所であれば、指定された投票所に縛られることなく投票が可能となり、利便性が高まります。例えば、投票日に出かけていて指定された投票所では間に合わなくても、駅から一番近い共通投票所なら間に合うという需要にも対応できます。参考までに、滋賀県長浜市では令和4年2月27日執行の長浜市長選挙から、市内どこの投票所でも投票できる共通投票所制度を導入したそうです。以上のことから、共通投票所の導入について伺います。

**○大場 諭副議長** 小林選挙管理委員会事務局長。

**○小林茂雄選挙管理委員会事務局長** お答えいたします。

共通投票所は、投票日当日においても期日前投票所と同じように、投票する方の投票区にかかわらず、本市の選挙人名簿に登載されている方であれば、どなたでも投票できる投票所でございます。その形態といたしましては、既存の当日投票所の全部または一部を共通投票所にする事や、既存の当日投票所は従来どおり当該投票区の方のみの投票所とし、新たに商業施設等、利便性のよい場所にどなたでも投票していただける共通投票所を設けること、その2つのパターンを合わせる事などが考えられます。選挙の当日に投票できる投票所の選択肢が増えることは、利便性の向上につながるものと考えますが、一方で、その実現には課題もございます。共通投票所の導入につきましては、選挙人の投票が二重投票とならないよう、また、受付が滞りなく行えるよう、全ての投票所での受付状況が即時で確認できる仕組みが必要となりますので、全投票所をセキュリティー対策が確保された安全な通信回線で接続しました大規模なオンラインネットワークの構築が必要となります。加えて、昨今の広域的かつ長時間の大規模通信障害が続発している状況を鑑みますと、通信が途絶えても投票所運営が継続して行える非常時運用手段の確立も必要となります。

また、現在本市が使用しております選挙人名簿管理システムは、地方公共団体情報システム標準化の対象とされており、今後、国の基準に適合したシステムの利用へと移行してまいります。共通投票所については、この標準システムへの移行を行う中で、先進自治体の状況や安定的な通信技術についても調査を行いながら、本市の投

票所運営の在り方について研究を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。再質問で1点お尋ねします。現在市内には78か所の当日投票所がありますが、全ての投票所を共通投票所にするためには、恐らく相当な時間も要すると思いますので、まずは一部、共通投票所として3か所ぐらいからでも実証実験を重ねて、今後実用化できないかと思うのですが、全国の中で既に共通投票所を運用している自治体もあると思いますので、現時点で分かっている他市の状況についてお尋ねをいたします。

○大場 諭副議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

本年7月に執行された参議院議員通常選挙において、共通投票所を開設した自治体は全国で28団体でございます。このうち、当日有権者数が10万人を超えているのは3団体、5万人から10万人は3団体、1万人から5万人が14団体、1万人以下が8団体となっており、有権者数が本市と同規模の自治体における導入実績はございませんでした。事例の多くは、人口が減少傾向にある地域において、投票所を集約するための手段として導入しているものと推察されます。また、投票所の数が少なければ二重投票を防止する仕組みの構築も容易であり、安定した運用が見込まれるものと考えられます。

共通投票所を導入している自治体のうち、当日有権者数が約33万6,000人と最も多い愛知県豊田市では、共通投票所を豊田市駅近くの商業施設1か所に設置し、従来の投票所128か所を通常の当日投票所として運用しております。共通投票所の来場者は約1,000人で、来場者全ての受付時に二重投票としないことを確認するため、その方の投票区の投票所に電話で確認を行っており、時には5分を超えて選挙人をお待たせしてしまう場合もあったと伺っております。また、共通投票所の開設箇所が最も多い滋賀県長浜市では、平成22年に6町を編入合併したことにより、123か所となった投票所を公共施設36か所、商業施設1か所に集約する見直しを行っております。この37か所の投票所の全てを共通投票所として運用しており、約4,600人が利用したとのこと。なお、投票所までの移動距離が長くなってしまった選挙人への対応が課題と伺っております。今後はこれらの状況を参考に、本市の特色に合った投票所の形態について、さらに調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 全国28の自治体で共通投票所が運用されているということですが、本市と有権者数が同規模の自治体の実績がないということ理解をしました。共通投票所は、本市においても利便性の向上につながることは間違いありませんので、引き続き調査や検証を継続していただくとともに、課題の整理をしっかりといただき、何かしらのテストが必要であれば可能なものから進めていただきますようお願いをしまして、次に移ります。

3番、選挙データの公表についてになります。

市川市選挙管理委員会さんのホームページを見て思うのは、各年代別の投票率や投票数を公表していないことです。今後さらなる高齢化社会を迎えるに当たって投票率も大切ですが、各年代の投票数が全体の中でどのような割合で、どう推移しているのか、その点も気になるところです。いずれにしても、さらなるデータの公表について御意見を伺います。

○大場 諭副議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

選挙当日の投票状況につきましては、各投票所から定時に報告される投票者数を集計し、その都度、投票率として市公式ウェブサイトに掲載しております。御指摘の年代別の投票率や投票者数につきましては、現在使用しております当日投票のシステムでは即時に集計することができませんので、選挙当日に公表することは大変難しい状況となっております。各選挙におけるデータの公表は、これまでも選挙終了後に所要の期間を得て集計処理を行いまして、市公式ウェブサイトに掲載してまいりましたが、今後は可能な限り迅速に、より詳細なデータが公表できるよう努めてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 中町議員。**

**○中町けい議員** ぜひよろしくお願いいたします。データの開示につきましては、当日に公表できるものと、後日集計しないと公表できない数字があると思いますが、やはり最低でも年代別の投票率などは開示したほうがよいと思います。市民の方にとっても、例えば若い方の投票率が低ければ、SNSなどで年代に強いツールを使って呼びかけを行うなど、次の投票への効果的な啓発につながるといえますし、初めて選挙に行く18歳に向けて、恐らく学校の授業等でも取り扱うでしょうから、より公表できるデータは公表するべきだと思います。

以上でこの項目の質問は終了となります。

次に大項目、感染症対策についてお尋ねをします。

新型コロナウイルス感染症第7波の特徴として、第6波と比べて子どもの感染者数が急増し、その上、同時期に他の季節性の感染症も流行して、小児医療の現場では逼迫度合いが増していたそうです。

そこで1番、市内における手足口病の感染状況と今後の対応についてになります。

手足口病は、毎年夏の小児を中心に流行する感染症です。私の子どもも8月中旬に手足口病になり、39度5分超えの発熱をしました。高熱でしたので、朝の受付時間から小児科の発熱外来に予約をしようとしても電話がつかない状態で、ようやく電話がつかっても、かかりつけのみしか対応していないケース、小児科がないから対応できないケース、以前に発熱外来に対応していただいたクリニックでも現在は小児科の受付はストップしているところもある中で、ようやく自宅から大分離れた市川真間の小児科で対応していただきました。東京都では8月4日付で手足口病の警報基準値を超え注意喚起が示されました。今年は全国的に流行し、警報発令した地域も多かったようですが、市川市の感染状況と流行発生警報の発令基準についても、併せてお尋ねをいたします。

**○大場 諭副議長 二宮保健部長。**

**○二宮賢司保健部長** お答えします。

手足口病は、5歳以下の子どもを中心に例年夏に流行する感染症で、今年度は全国的に流行しています。市川保健所によると、管内の市川市、浦安市では8月中旬をピークに減少に転じているとのこと。また、手足口病の流行状況は、千葉県が指定する定点医療機関における平均報告数で示されます。流行発生警報は、定点当たり5.0人を上回った場合に千葉県が発令し、収束基準値は定点当たり2.0人となります。千葉県では7月上旬に流行発生警報を発令しています。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 中町議員。**

**○中町けい議員** ありがとうございます。再質問でお尋ねします。コロナの第7波と毎年夏の時期に流行しやすい手足口病などの季節性の感染症が同時流行したら、小児科の発熱外来が逼迫するということは想像できると思うんですけども、この同時流行を想定してどのような対策を講じてこられたのか、また、今後もコロナと季節性の感染症の同時流行で引き続き小児科の逼迫が予想されますが、どのような対策を想定しているのかお尋ねを

いたします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

手足口病に有効なワクチンは現在のところありません。一方、新型コロナウイルスにはワクチンがあり、5歳から11歳までの小児接種を令和4年3月から開始しています。現在は、市内の小児科をはじめとする医療機関及び市役所第1庁舎7階の集団接種会場でワクチン接種を進めています。ワクチン接種による発症予防効果や重症化予防効果は子どもを守るだけでなく、小児科逼迫の回避につながると考えています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 ただでさえコロナの影響で医療現場が逼迫して、皆さん困っている状況ですので、行政の役割として、先回りをして先手を打つことが大切だと思っております。手足口病はおっしゃるようにワクチンがありませんので、例えばこれは私の考えですけども、市内の小児科の先生に協力をしてもらって、その時期で流行しそうな感染症対策を1分ぐらいの動画にまとめていただいて、SNSを通じて注意喚起をするなど、インパクトと専門性を兼ねそろえた発信を工夫して、もう少し子育て世代の皆様に合わせての広報のやり方などもあるのではないかなというふうに思います。働いている親御さんのことを思いますと、場合によっては1週間ぐらいお仕事を休まなければいけないような状況になってしまいますので、今後も周知の方法を工夫しまして、注意喚起を徹底していただきますようお願いいたします。

また関連しまして、もう1点再質問でお尋ねさせていただきたいと思います。市川市急病診療所があります。こちらは特に小児科病院が閉まっている夜間や土日の対応をしていただけるということで、本当にありがたいと思っております。手足口病のような季節性のウイルスだとしても、発熱時にコロナかどうか原因が分かりませんので、子どもが発熱した場合に親御さんとしてはどうしても診療を希望する方が多いと思います。診療については、市川市の医師会の協力を得て行っていると聞いておりますが、急病診療所としての方針やどのような役割を担っているのか再質問させていただきます。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

発熱した急病患者の診療方針としては、受付した患者について全て診察を行い、重症者などを早期に発見し、次の医療につなげるものです。診療は、個々の医師が患者の状況に応じて必要な検査や薬の処方などを判断し、初期治療に当たることとしています。急病診療所の役割は、多くの医療機関が休診となる夜間や休日に応急処置を目的とした診療を実施するものであり、令和3年度は5,706人が受診しており、初期の救急外来としての役割を担っています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 今回は第7波で逼迫していた現場の医療従事者の声としまして、急病や発熱を含む相当数の患者が来られ、混乱するケースも中にはあったそうです。特に小児は突然高熱を出すことも多く、どうしても頼りにしてしまう反面、現場は医師会から交代制で担当される先生方と会計年度任用職員の看護師さんが交代で対応していると伺っておりますので、発熱対応について、現場の医師と看護師の共通認識や情報共有があまりうまくできなかったケースも考えられます。今回のように逼迫しているコロナ禍での急病診療所の在り方として、本市が主導となり、方向性についてしっかり共有されたほうがよろしいかと思います。これまで現場の医療従事者の皆さんは相当な負担の中で頑張っていただいておりますので、現場の声を吸い上げる仕組みを採用していただ

きますようお願いをしまして、次に移ります。

次に、子どものインフルエンザ予防接種費用助成の恒久化についてになります。

こちらは他の会派からの質問や先輩議員の岩井議員もこれまで熱心に取り組んでいられることは承知ですが、改めて恒久化について、くどいかもかもしれませんが私からも質問させていただきます。コロナとの同時流行を防ぐために、昨年度に続き補正予算にて単年度で2回目となります。対象範囲はゼロ歳から15歳までの主に集団生活を行っている子どもたちの感染症対策として、小児科の逼迫防止、受験シーズンでの校内感染の防止など、まさに疾病予防としてのメリットが高く、逆に助成しない場合のデメリットを考えると、例えば2人兄弟の場合に、それぞれ2回ずつ計4回の接種が必要になるのですが、1回のワクチン接種費用が3,000円だとしますと、2人の子どもたちだけでも1万2,000円をかけて、どれだけの御家庭が接種できるかと考えますと、恐らく接種率は低く、感染拡大した場合に、逆に市が負担する子ども医療費の財政的な負担のほうも大きくなると考えられます。疾病予防の観点、また子育て世代への経済的な負担軽減の観点からも、やはり恒久化を目指したほうが得策だと思いますが、補正予算とした根拠と恒久化への見通しについてお尋ねをいたします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

子どものインフルエンザ予防接種費用の助成は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を回避するために行っています。予算につきましては、当初予算の編成時期には、翌年度の新型コロナウイルスの感染状況やワクチン接種率などを予測することが困難なため、補正予算で計上しています。次年度以降の実施につきましては、新型コロナウイルスの感染状況などにより慎重に判断してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 今御答弁にもありましたコロナの状況と、恐らく国や県の動向なども見守って慎重な判断をされているかと思いますが、既にもう恒久化を導入している市町村もありますし、今後はしばらく新型コロナと向き合っていくかざるを得ない状況が続くと思います。本市が率先して子どものインフルエンザワクチン助成の恒久化をすることによって、そこで得る効果の一つのロールモデルにして、ぜひ市町村会議などを通じて県や国を動かすようなビジョンを持って取り組んでいただきますよう要望しまして、再質問はありませんので、この項目の質問は終了いたします。

次に大項目、市川市霊園についてになります。

先日、私自身も現地を視察しまして、現在14区までである広い敷地を回らせていただきました。現在核家族化、単独世帯化の進行により社会状況が変化し、結婚観、夫婦観、親子観にて多様な価値観が生じていることから、お墓に対する意識や考え方について変化しているそうです。

そこで本市の市営霊園について質問させていただきます。1番、墓地の利用状況と市民ニーズについて。

まず、このお墓の区分として、普通墓地、芝生墓地、合葬式墓地がありますが、それぞれの利用状況と利用料についてお尋ねをします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

普通墓地は、現在約800区画の墓地が利用可能です。年間を通じて随時受付を行っています。また、遺骨をお持ちでない方の生前申込みについても1年に1回募集を行っています。芝生墓地については、1年に1回募集を行っています。生前申込みは区画数が少ないことから行っておりません。合葬式墓地の納骨壇については生前申込みも可能であり、1年に1回募集しています。例年、合葬式墓地は申込数が多いため抽選となっており、中

でも生前2体用の倍率が一番高く、今年度は約18.4倍です。

次に、普通・芝生墓地の利用料金については、申込時にお支払いいただく墓地使用料として、新規墓地の場合、1㎡当たり33万3,000円、返還墓地の場合はその9割となります。また、年間の管理料は、1㎡当たり1,030円となります。合葬式墓地については、申込時の使用料が1体7万1,000円となり、2体まで利用可能です。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 御答弁ありがとうございます。利用状況についてはおおむね御理解をしました。現在は普通墓地において、承継者がいないなどの理由で墓じまいも増えているとお聞きします。

そこで再質問になります。実際に墓じまいをする場合にどのような流れになるのでしょうか。また、墓じまいをするためには、埋葬されている御遺骨の新たな埋葬先を見つけなくてはならず、これは大変な負担かと思えます。そこで、墓じまいの際に合葬式墓地への改葬希望があった場合の流れについても、併せて再質問させていただきます。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

墓じまいについては、例年100件程度ございます。墓じまいをする場合は、原状回復をしてから返還することとなります。その際、希望者には埋葬されている御遺骨の改葬先として、合葬式墓地の使用ができることを特例としております。また、墓じまいの費用について、墓地の無縁化対策や霊園を有効に活用するため補助を行っております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 毎年100件近くの墓じまいがあるということと、一般墓地から合葬式墓地への改葬については特例があることについて理解をしました。

続けて再質問させていただきます。市川市霊園のパンフレットを見ると、現在の合葬式墓地では納骨スペースが5,000体で、使用期間20年の計画で埋葬しており、計算上は1年で250体の納骨壇が空きますので、そこに墓じまいなどで特例制度を使用される方もいると思いますので、実際に募集できる数字は250より少ない数字になってくると思います。そうしますと、先ほど御答弁いただいたように、今合葬式墓地で一番高い倍率が18.4倍ということでしたので、今後、合葬式墓地の需要が増加した場合の対応はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

合葬式墓地については、納骨壇の使用期間が20年となっており、20年経過後は合葬室に移っていただくため、毎年一定数の受入れが可能であります。今後については、近年の少子化、核家族化などを踏まえて、ニーズに合った管理方法や納骨壇の数量について検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 来年度が合葬式墓地の供用を開始して20年とお聞きします。来年から、毎年250体の御遺骨を合葬室にて永久的に埋葬していく節目の年になっていきます。墓じまいの特例の傾向や新規や生前を含む需要で、今後も継続的に対応していくための計画が必要だと思えますので、この点をしっかり見極めながら対応をお願いしまして、次の質問に進みます。

次は、一般墓地の承継についてになります。

お墓は祭祀財産に当たりますが、少子・高齢化の影響もあり、承継するに当たって様々な使用者のケースが想定されます。例えば、市外に住んでいたり、直系親族ではないケースであったり、使用者に相続人がいないケース、いわゆる後を継ぐ方がいないケースです。そこで、どのような方がまず承継できるのか、使用者の要件について伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

一般墓地を承継できる要件としては、現使用者に代わって祭祀を主宰する方となります。そのため、本市では祭祀を主宰する方が市内在住、直系親族かどうかにかかわらず認めています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。中には、墓所を所有している方のうち、近いうち、またはいつか承継者がいなくなり、無縁化する可能性があるという不安を抱く市民の方もいらっしゃると思います。実際、他市の状況としまして、管理が行き届かずに荒れてしまうケースや管理料の滞納増加など、将来的な課題とされていた墓所を継ぐ者がいなくなる無縁化が進行しているそうです。また現在の法律では、墓所に埋葬されている御遺骨の移動には、使用者による改葬手続が必要であるため、使用者が死亡していた場合、無縁改葬の手続が必要になるため、市が独自に御遺骨を移すことは難しいそうです。

そこで再質問になりますが、無縁化を防止するための課題と対策があれば教えてください。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

今後、少子化や核家族化の影響から承継者のいない方が増加し、墓地の無縁化が顕著になるおそれがあります。無縁化を防ぐため、相続人や承継者がいない方には、墓じまいなど難しい判断を促す必要があることから、墓じまいに向けたサポートが課題と考えています。このため、本市ではおおむね10年を経過するごとに、一般墓地の使用者に対し使用に関する意向調査を実施し、相談も受け付けています。また、本市の独自政策として、墓じまいする場合に墓地使用料の一部返還や原状回復費用の助成を行うなどの対策を行っています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 少子・高齢化の影響がこのような形で波及することを改めて念頭に入れなければならないと思いますし、対応に当たる職員さんにとっては非常に心苦しい立場であると思います。しかし、後々のことを考えますと、御本人にとっても、その御先祖様にとっても重要なことですので、例えば相談会などを開き、市民の方から相談しやすい状況をつくりながら、一緒に課題解決につながるように対応をお願いしまして、次に移ります。

次に3番目、ペット共同墓地の導入についてになります。

近年ペットに対する価値観が変わってきており、ペットを飼っていらっしゃる御家庭としては、家族に近い存在かと思えます。その中で、自分が死んだ後には、ペットも同じ家族として一緒にお墓に入りたいというニーズが多いそうです。実際、民間でもそのようなサービスもあります。将来的にお墓の在り方や価値観、考え方が変わりつつある中で、社会的に理解が進んでくるかもしれません。

そこで、現在14区までの区画がありますが、今後仮に新区画ができる際には、ぜひペット共同墓地が可能な区画ができないか御見解をお伺いします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 お答えします。

霊園は、墓地埋葬などに関する法律に基づき管理しています。同法律は、墓地の管理や埋葬などが国民の宗教的感情に適合し、支障なく行われることを目的としています。このため、霊園内にペット共同墓地を設置するには、市民の宗教的感情に適合することが前提条件となることから難しいことと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 既存の区画は確かに厳しいと思いますけれども、今一番新しい14区は霊園から道路を挟んだ向かいに、反対側にありますので、今後新しい区が独立した場所で新設した際には、ぜひペット共同墓地の市民ニーズも御検討していただきますようお願いしまして、この項目の質問は終了いたします。

次に、今の項目と少し似通ってきますけれども、次に大項目、犬猫慰霊碑の役割及び今後についてになります。

こちら、先日、市川市霊園に行った際に現地で拝見をさせていただきました。市川市はクリーンセンター内に小動物の火葬場が設けられ、ペットに対しては理解がある町だと感じております。そこで、こちらの犬猫慰霊碑について、ふだんどのような役割を担っているのかお尋ねをいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市では、長年家族の一員として生活を共にしてきたペットはもとより、死亡した小動物に対する市民の方々の生き物を愛する心を尊重し、小動物の死体を一般廃棄物として処理することなく、クリーンセンターの動物専用火葬炉においてだびに付した後、犬猫慰霊碑へ納めております。たくさんの癒やしをもらい、大切な時を一緒に過ごしたペットを火葬後もしっかり供養できる慰霊碑は、飼い主の皆さんがお参りをし、亡くなったペットの冥福を祈る場として大きな役割を担っているものと考えております。また、慰霊碑は誰もがいつでも参拝できるよう開放し、線香やお花を手向けることができるようになっており、多くの方々にお参りをいただいているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 犬猫慰霊碑の役割について理解をいたしました。私自身も以前、ペットが亡くなった際にクリーンセンターさんの火葬でお世話になりまして、その後、今でもまだ遺骨を手放す気持ちの整理がつかないので自宅に保管をしております。恐らく、そういう方は中にはいらっしゃるのではないかと思います。

そこで再質問になりますが、犬猫慰霊碑にペットの遺骨を持ち込みすることは可能なのか、また、可能な場合におよそ年間どの程度の持ち込みされる方がいらっしゃるのか、併せて確認をさせていただきます。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 市民の方が市の施設以外で火葬し、保管しているペットの遺骨を慰霊碑に納めることは可能です。その際は、クリーンセンターへ持ち込んでいただくことになります。なお、遺骨の持ち込み件数につきましては、令和3年度は13件、令和4年度は8月末現在で9件となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。私のように、自宅に遺骨を保管しているケースや、霊園と一緒に入れないので、せめて隣の犬猫慰霊碑に納めるケースもあるのかなと思います。また、動物保護をしていらっしゃる方も動物が亡くなってしまった場合は、御自分の負担で火葬して納骨し、最後まで責任を持って対応している方も多くいらっしゃると思いますので、そのような方にとっても、市が動物の火葬と慰霊碑を運営していると安心して利

用できるものと思います。

続けて再質問させていただきます。御自分のペットの遺骨を埋葬している方にとっては、犬猫慰霊碑は心のよりどころにしている方も多いと思いますが、今後、サービスを拡充する予定など計画があれば教えてください。

**○大場 諭副議長** 根本環境部長。

**○根本泰雄環境部長** 現在の犬猫慰霊碑は、平成27年7月に慰霊碑本体を建て替え再整備をいたしました。また、今年度は慰霊碑敷地内の玉砂利清掃も予定をしております。サービス拡充の予定はございませんが、市民のニーズに応じていけるよう継続的な事業運営を進めてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** 私も現地で拝見した際、日頃からとてもきれいに維持管理されておりました。今御答弁ありましたとおり、平成27年に再整備された際には、先輩議員の稲葉議員が御尽力されたとも伺っております。今後もペットを愛する市民の心のよりどころとして、維持管理に努めていただきますようお願いしまして、この項目の質問は終了いたします。

次に最後の項目になります。子育て世帯への支援及び定住促進についてになります。

1番、市内における出生数及び合計特殊出生率の推移についてになります。

近年、特にコロナの影響により出生数が下がっています。厚生労働省が発表した2021年の人口動態統計によると、1人の女性が生涯に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率は1.30だったそうです。前年を0.03ポイント下回り、6年連続の低下となり、出生数は全国で81万1,604人、前年より2万9,231人減少し、過去最少を更新したそうです。

そこで、本市における直近の第1子、第2子、第3子以降、それぞれの出生数と合計特殊出生率の推移について伺います。

**○大場 諭副議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** お答えいたします。

本市における出生数の推移につきましては、第1子、第2子、第3子に分類した統計がございませんので、それらの合計された人数でお答えいたしますと、令和元年が4,088人、令和2年が4,065人、令和3年が3,763人となり、減少傾向となっております。

次に、合計特殊出生率であります。平成30年が1.36、令和元年が1.27、令和2年が1.26となっており、こちらも出生数と同様に減少傾向となっております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** ありがとうございます。合算した人数ということで理解しました。令和2年が4,065人、令和3年の3,763人を比較しても、コロナの影響による産み控えや未婚化が進行しているかと思いますが、約300人近く出生数が減少していることが分かりました。ちなみに、私が生まれた昭和53年の市川市の出生数は6,353人だそうです。これまでも、本市は待機児童ゼロに向けて、保育園の新設や不妊治療の助成など独自でも様々なことをやってきたわけですが、出生数の低下になかなか歯止めがかからず、昨年度に関しては現状維持にもなっていない厳しい状況だと思います。そこに加えまして、市長が所信表明でもおっしゃっていた子育て世代の転出ということもあり、私は子育て世代として、責任世代として、どうやって出生数を上げていくのかが大きな課題だと認識しております。

そこで次の質問に移ります。第2子以降の保育料完全無償化についてになります。

明石市をはじめとする第1子の年齢や所得による制限がなく、第2子以降のゼロ歳から2歳クラスの保育料完全無償化の自治体が少しずつ増加をしております。現在の国基準での保育料の多子軽減は、小学校就学前の児童のうち、認可の保育園、幼稚園等に通っている第1子を前提にカウントし、第2子に当たる場合を半額、第3子以降を無料としています。これは、多子世帯において同時に保育料を負担する場合、2倍、3倍の保育料を負担いただくことになり、一時的に多額の負担となってしまうため、それを軽減するための措置だと思います。したがって、小学生以上の子や認可外保育園施設の子は多子軽減を数える対象としていませんので、第2子に対する多子軽減の恩恵にあずかれる方は限定されている課題があります。

そこで、市川市独自の取組として、第3子以降については、第1子、第2子の就学前にかかわらず、3万3,300円までの補助をしていると伺っています。しかしながら、先ほど御答弁いただいたように、現在第3子以降は補助されているとはいえ、依然出生数が減少して、数字として物語っている現実があります。本来、少子化対策として考えれば、子どもの年齢にかかわらず第2子、第3子と数え、子どもの未来のために経済的負担を軽減するという考え方が適切だと思いますが、国や県が変わるのを待つのではなく、各市町村で現状を分析し、将来を見据えた政策判断をし、考え方を変えなければならないと私は思います。

そこで、第2子以降の保育料完全無償化について本市の見解を伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育料につきましては、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児につきましては無料となっておりますが、ゼロ歳から2歳児につきましては、所得階層や利用時間に応じた金額を負担することになっております。また本市においては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料を国の基準の7割から8割程度に抑えており、特に非課税世帯については無料とするなど配慮をしているところであります。御質問の第2子以降の完全無償化につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、定住促進につながる方策の一つであると考えております。しかしながら、完全無償化を実施するためには、無償化する保育料に相当する財源の確保が必要となること、ゼロ歳から2歳児は自宅で育児をする世帯も多くいることから、それらの世帯との公平性をどのように図るかなどの課題がございます。これらのことから、既に第2子以降の保育料完全無償化を行っている自治体の実施状況やその効果について調査研究をしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。再質問になります。第2子以降のゼロ歳から2歳児クラスの保育料完全無償化について、先ほどお伝えしました現在の国基準ですと、第1子が保育園等に在園していることが前提として、第2子、第3子以降の軽減措置があります。しかし、私が今回質問しているのは、第1子の年齢制限や親の所得制限もなく、第2子以降の保育料完全無償化についてになります。そこで、試算をすると財源負担と対象人数はおおよそどれくらいになるのか、再質問させていただきます。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育料につきましては、利用する世帯の状況に応じ様々な減免措置を講じており、現時点で把握している無償化による財政負担額は、保育施設等を利用している児童の中で実際に納付していただいた第2子以降の保育料の合計額となります。令和3年度の実績額を申し上げますと約3億8,000万円、そして、保育料の対象となった児童数は約1,600人となります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 今御答弁いただいた数字というのは、恐らく第1子が今現在保育園等を利用しているという前提での第2子の数ということで、第1子が就学している場合の第2子の数字はカウントされていないと思いますので、実際の負担額と児童数はもっと多いと思います。ちなみに、明石市に確認したところ、令和2年度の財政負担は約4億9,556万円で、対象人数は保育園等ゼロ歳児クラスから2歳児クラスの第2子以降が対象で5,790人とのことでした。

なぜ今回このような質問をするかといいますと、7月に明石市に視察に行きました。私は視察に行く前に泉市長の著書を読みました。すると、明石市がなぜ第2子以降の保育料の完全無償化を実施したのか理由が示されていました。そこには、1人目の子どもが生まれたばかりの家族は、まだ賃貸など仮住まいでも十分ですが、だんだん成長し2人目を考え始め、産む前後に家が手狭になり、いよいよどこに本住まいするか考え始めると。ここがポイントで、定住しやすいタイミングが結婚時ではなく、1人目を出産する前ではなく、3人目では遅過ぎる。住宅購入、定住先を決める、第2子を産む前後の若い世帯に刺さる政策として打ち出しているとのことでした。もちろん親の所得制限は設けていません。その結果どうなったかといいますと、働き盛りの中間収入層の転入が増え、出生数も回復し、合計特殊出生率は1.64へ上昇し、若い共働き中間層の定住が税収の安定化へとつながり、地域経済の面でも住宅需要が増え、不動産市場も好況になり、地主さんや建設業者も潤い、地域経済の活性化にもつながったそうです。つまり、市として財政負担はあっても、結果、ほかの分野で歳入が増え好循環しているそうです。

しかし、一概に明石市と市川市では比較できませんし、明石市はこどもを核としたまちづくりという理念の下、様々な政策を掲げており、時間をかけて今、成果が出ているものだと思います。仮に市川市が同じことをしても、すぐに効果が期待できるものではありません。出生数が伸び悩む背景には、未婚率の問題や雇用や所得の問題など様々あります。しかし、政策誘導としての着眼点や狙いについては学ぶべきところが多く、現状の市川市の課題として市長も所信に掲げられていたとおり、子育て世代の転出があります。

そこで、出生数の増加と子育て世代の定住促進という意味からも、第2子以降の保育料完全無償化について、ぜひ田中市長のお考えを伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○大場 諭副議長 田中市長。

○田中 甲市長 中町議員から市長答弁を求められました。答弁の前に、中町議員はただいま奥様が2人目の懐妊中ということで、誠におめでとうございます。

いただいた御質問の内容は、子育てに係る経済的負担の軽減、子育て世代の定住促進の観点から政策の一つとして認識をいたしているところでございます。これらに関する政策は、事業の効果や財政負担等を総合的に考えて判断をしていくこととなります。もう議会で承認をいただいた政策であります。市川市は小中学校の給食の無償化にかじを切りまして、約17億7,000万円が毎年必要となってまいります。昨日、金子議員の御質問をいただきました。その給食を作る給食室にエアコンが設置されていないと。今日の新聞にも書かれてしまっておりますが、この暑い夏は給食室で仕事をされている皆さん方の中で36人が熱中症にかかり、そして1人は救急搬送された。エアコンの設置をしなければならない場所は40か所に上る、こういう状況を考えまして、学校教育部長とすぐに話し合いを行って、今までの経緯、今までの経過はどういう問題点があったのか、そしてスポットクーラーをまずは増設して、身体に影響を及ぼすような状況にはならないようにという話を行い、エアコン設置の優先順位を上げてもらいたいというような打合せをしたところであります。1つのエアコン設置に、お聞きしたところによりますと3か月、費用は2,000万円、約8億円というような課題も抱えることになりました。

早速、松戸の本郷谷市長、100%給食室のエアコンの設置が完了している、そういう話を聞きましたので連絡

を取りましたが、お互い議会中でうまく打合せはできておりませんが、よく事情を聞きまして、市川市はこの問題に対して早急に対応していかなければならないというふうに考えております。また同時に、こども政策部とも話を行いまして、こども政策部の優先順位としては、高校3年生までの対象年齢を子ども医療費の拡充ということで拡大したいということも今抱えているところであります。

いずれにいたしましても、引き続き市川なら安心して子育てができると思っていただけるようなまちづくりを目指してまいりたいと思います。今後も保育料の無償化による経済的負担の軽減も視野に入れて、先進的な事例も研究しながら、財政面も含めて総合的に判断してまいりたいと思います。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 田中市長、ありがとうございます。私は2人兄弟、現在44歳で、親と子どももいる責任世代だと自覚しております。いずれ親を支えていくことを考えると、兄弟2人いてよかったなと個人的には思っております。子育て世代が安心して子どもを産み、暮らしていきやすい町を目指して、持続可能な社会をつくっていかねばならないと強く思っております。先ほど御答弁いただいたように、今回小中学校の給食費の無償化という大変大きな決断をされましたので、すぐというわけにはいかないかもしれませんが、ぜひ御検討をお願いいたしまして私の一般質問は終了いたします。どうもありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時46分休憩

---

午後3時20分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

竹内清海議員。

○竹内清海議員 緑風会の竹内清海でございます。通告に従いまして、一問一答にて一般質問させていただきます。

初めに、東京外環状道路の整備に關したまちづくりについてお尋ねいたします。

外環道路が開通し、早いもので4年3か月が経過いたしました。開通後は多くの方々にご利用され、千葉県をはじめ広域的な交通を処理する役割を担うとともに、市内の主要道路ともつながり、渋滞緩和など市内の交通環境の改善に大きく寄与しているものと感じております。また、この外環道路の開通には、多くの市川市民の協力があつたわけですが、国が道路用地を取得する際に、移転先として91か所の代替地が整備されたと聞いております。これらの土地は、外環道路事業の代替地として国が造成しましたが、いまだほとんど利用されていない状況が続いているかと思ひます。外環道路事業の完了も近づいてきており、現在の状況を考えますと、今後の代替地としての役割に疑問の声を耳にするところであります。

そこでお伺ひいたしますが、代替地の現在の状況と今後の利用予定はどのようになっているのか、まずお聞かせください。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

外環道路事業の代替地につきましては、国が事業用地の取得を進めるに当たり、地権者の生活再建を目的として、本市の要望も踏まえ宅地用途として準備した土地でございます。その場所は、曾谷6丁目、東国分1丁目など市内11地区に分かれており、区画数としては全体で91区画、面積にして約1万6,900㎡が整備され、地区によ

っては道路も整備されております。現在までの利用状況といたしましては、数区画の利用はあったものの多くが未利用状態となっている状況でございます。国に今後の利用予定、考え方について確認いたしましたところ、この土地は代替地として取得したものであり、まだ事業に必要な土地をお持ちの方がおられることから、代替地の保有が必要であり、現時点では外環道路事業完了後の方針を定める時期ではないとのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 伺いました。ただいまの答弁を聞いておりますと、やはり大部分の代替地がまだ残っている状況が分かりました。それまでも国はまだ外環事業に必要な土地が残っているため代替地が必要とのことですね。

それではさらに絞って伺います。私の家の近くの比較的面積の大きい代替地であります曾谷6丁目や東国分1丁目、もう一つ、宮久保6丁目の代替地について、具体的にこの3か所の当初用意した区画数と面積及び利用された区画数についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

3か所の利用状況につきましては、曾谷6丁目46区画、約6,220㎡、東国分1丁目14区画、約2,450㎡、宮久保6丁目12区画、約1,360㎡の合計72区画、約1万30㎡が造成されております。しかしながら、現時点では全ての区画が利用されていない状況であるとのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 代替地の利用状況については分かりました。初回答弁でも、代替地は国が外環道路事業における代替地として取得した土地であるため、現時点では代替地以外には利用できないとのことかと思っております。理由としては、側道部分の整備も外環道路事業として継続中のため、立ち退きもあり得るとのことだと思っております。外環道路本線部分の立ち退き件数は約2,500世帯あったにもかかわらず、6年前の外環道路特別委員会で、私は国土交通省に代替地の整備状況についてと代替地の活用状況を確認させていただきました。そのとき、91か所を整備したが活用したのは10か所との答弁をいただきました。今回、再度利用状況を確認しても、この6年間代替地は利用されていないこととなります。

再度お聞きいたしますが、市川市としても、この状況を踏まえ市民や民間などでの有効利用のため、いま一度、国土交通省と交渉することはできないものか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

現時点の代替地全体の利用区画数は91区画中10区画とのことであり、未利用地が多い状況でございますが、国としては、外環道路事業は継続中であるため代替地の保有は必要であり、現時点では方針を定める時期ではないとの見解でございます。市としましては、代替地に関する本市としての意向や地域からの要望等を整理するとともに、代替地以外での有益な活用が図られるよう、国に対し検討を働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 なかなか難しいようでございます。いずれにしても、またさらに国に働きかけていただきたいと思っております。実はこの代替地が用意されてから19年がたっているわけでございます。私も近隣に住んでおりますので、できれば、大変多くの区画された場所に、1区画広い面積がございます。すばらしい町並みができるのか

なということでは待っておりましたけれども、全くそのままの状況でございます。このところは防除シートを敷いてありますから、さほど雑草等は繁茂しませんけれども、何となくあの場所は地域住民の方々にとっては、何とか早い時期に我々市民、ましてや近隣住民の方々にとって有益な何か対策を取っていただきたいなというふうに思っている方が多いということをおも聞いておりますので、引き続き代替地の問題、何とかしていただくよう、よろしく願いいたします。これは結構でございます。

次に、同じく外環道路に関連した質問でございます。未利用地の活用について伺います。

先ほども申し上げましたが、外環道路の主要部は開通したわけでございますが、現在も側道部分の関連工事が引き続き行われており、整備完了に向けては着実に進んでいる状況かと思えます。このような中で、私も外環道路特別委員会の委員として携わってきましたので、整備の状況等もついつい気にしてしまうわけでございますが、改めて現状を見てみますと、整備済みの道路の例えば副道等の傍らには、残地のような未利用地の土地が多くあるように思えます。これらの土地について、現在のところ利用を図っている様子は見受けられませんが、都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線でございます。あの道路には植樹帯やポケットパーク、小さな公園がございます。近隣の方々の憩いの場となるような公園が整備をされております。

そこでお伺いしますが、外環道路未利用地についても、地域住民のためになるような活用は考えられないか。また、現在どのようになっているのか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

外環道路の千葉県区間は平成30年6月2日に開通いたしまして、現在4年3か月が経過したところでございます。一般部である国道298号につきましても、副道や歩道、植樹帯などを含めた環境施設帯が一部施工中の区間はございますが、大部分が供用されている状況でございます。その一方で、沿道には国が取得した土地の一部で歩道や植樹帯等の環境施設帯としての位置づけがなく、残地形態の土地も点在している状況が見られております。これらの土地は路傍部と呼ばれ、国が道路事業用地として管理している土地で、かつ、外環道路の事業区域に含まれておりますことから、道路以外の利用には図れない土地となっているとでございます。路傍部の活用として考えられるものとしましては、一般的なものでは、道路の環境施設帯として利用者の憩いの場となるような植樹帯などの設置や路上自転車駐輪場のような道路占用許可の範囲内で設置できるものなどがございます。この路傍部の活用につきまして国へ確認したところ、現時点では事業完了後における明確な活用や処分の方針は決められていないとでございます。市といたしましては、今後も国に対し、本市や地域の要望を取り入れた形での路傍部活用方針の検討を働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 やはり、ただいまの答弁で外環道路の路傍部における活用方法は難しいのかなということが分かりました。今後の活用を検討するに当たり、このようなことは考えられないかという視点で再質問したいと思います。では、市内の道路沿いには、造園業組合等への業務委託による管理のほか、地域住民の方々が管理している緑地帯や花壇などもあり、日常的に手入れ等を行っていただき、大変きれいに整備されている状況があります。

そこで再度お聞きしますが、外環道路の路傍部において、そのような活用を検討する余地はあるのではないかと私は思うのですが、これについて市の見解を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市では、管理している公園や植樹帯等において、業者への業務委託による維持管理を行っているほかに、地域コミュニティ活動の推進及び地域の美観の向上を図るために、地元自治会やボランティア団体などと草刈りや清掃等の日常的な管理作業に関する協定を結び活動していただく取組や、花植えや草刈り活動を行っていただくガーデニングアダプト制度による取組がございます。国においても、地域にふさわしい道づくりを進めることを目的としたボランティア・サポート・プログラム制度があり、地域住民や民間企業等の団体と協力して道路の美化及び清掃などのほか、植樹帯や花壇の管理等を行える仕組みがございます。外環道路の路傍部におきましても、この制度の活用は可能であり、国のほうでも過去には、外環千葉県区間情報誌の「みどりの道」の誌上で制度活用の案内を行ってきたところでございます。市としましても、地元自治会や団体等から国の制度活用の御相談や御要望があれば、国へ伝えるなど協力してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ぜひそのような活用も検討してもらえよう、国に働きかけていただきたいと思います。

それともう1点お聞きいたします。地域住民等における管理のほかに、活用方針の検討において、地元市である市川市で植樹帯や緑地帯等の整備を行うことも考えられると思うわけですが、これについても市の見解を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

外環道路の路傍部は国の道路事業区域でありますことから、現時点では道路以外の目的での利用は図れない状況であります。しかしながら、地域住民等の方々からの要望等を踏まえ、道路施設としての植樹帯や緑地帯を市が国へ道路占用許可と施工承認等の手続を経て整備し、管理することは考えられます。そのようなケースも想定し、今後、関係部署とも調整しながら、国との協議に向けた検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 私、実は4年前、東京外環状道路特別委員会で大阪に視察に行っていました。たしか交野市でしたね。ボランティア・サポート・プログラム、地域住民がボランティアにより環境施設帯残地部分の植樹を清掃管理している状況を国土交通省大阪国道事務所の案内で見えてきたわけでございます。恐らく、国交省は第二京阪道路側道部の未利用地の有効活用を我々、東京外環にぜひということで紹介していただいたのかなというふうに思っております。そういうことを考えますと、東京外環の路傍部もぜひお借りしたいなということを今申し添えておきたいと思います。先ほどもお話ししましたが、外環道路事業に協力した約2,500世帯、家族を含めたら倍の倍ぐらいになるのかなというふうに私は思っております。また、外環道路整備による地域の分断などにより、近隣の方々は大変大きな不利益を受けた市民がたくさんいるかと思っております。そういう方々に対して、できればやっぱり公園、ポケットパークなど憩える場所を何とか整備できるように、あらゆるケースを想定して検討、交渉していただきたいなというふうに思います。

最後に、市長にお尋ねしたいと思います。よろしいですか。外環道路に関連したまちづくりについて大きく2点を質問させていただきました。代替地の有効活用、そして路傍部の地域住民の有効活用に関して質問させていただきましたが、市長としてはどのような御認識とお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 竹内議員から御質問をいただきました。今聞いておりますと、藤田道路交通部長の答弁と重複してしまうところがあるかと思うんですが、国としては、代替地、路傍部について、本来の目的以外では

活用方針はまだ決まっていないことを言われています。しかしながら、本市としましては、今、竹内議員がお話しされたとおり、長年にわたり地元の皆さんがこの事業に協力してくださったと、その経緯を踏まえれば、地域の方々の意見や要望に沿った形で有益な活動が図られる、そのような形になればよいのではというふうに考えております。そのような意味から、国に対して積極的に対応すると同時に、本市は重要な職責に国土交通省の人材の登用を考えており、市川市と関連のある国会議員などに現在お世話になっているところであります。御党からもお力添えをどうぞよろしく願いいたします。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 市長、ありがとうございます。市長からも代替地と路傍部の今後の活用に関して力強い御意見をいただきました。地域の住民や地域の企業の方々も有効利用したいなというお声を耳にするわけでございます。ぜひ、有効な活用が図られるよう、国のほうに働きかけよろしく願いいたします。

次に、大項目2番目の太陽光発電設備について伺います。

私は今年の2月定例会における緑風会第1の代表質問において、2050年のカーボンニュートラルに向けての本市の考え方について質問させていただきました。その際、環境に責任を持つまちとして、市民や企業などと協力して、2050年のカーボンニュートラルに向け挑戦していくという市川市の強い意思を確認させていただきました。そこで、カーボンニュートラルの達成には、再生可能エネルギーの利用推進が不可欠であり、本市では太陽光発電設備の普及が大変有効であると考えております。

それです、一般住宅の屋根に設置されている太陽光発電についてお聞きいたします。1として、本市が行っている太陽光発電設備に関する補助事業の内容と実績について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市では、平成12年度から住宅用太陽光発電設備に対する補助を行い、太陽光発電設備の普及促進事業を実施しております。本事業は、平成22年度までの間は市単独費によって、平成23年度から令和3年度までは100%千葉県の補助金により行っております。また、平成25年度からはスマートハウス普及促進事業として、太陽光発電設備のほか蓄電池やエネファームなど、そのほかの省エネ設備と合わせた補助制度としております。令和4年度からは、太陽光発電設備に対する千葉県からの補助金がなくなったことから、市単独費で令和3年度と同様の補助制度を実施しております。補助金額につきましては、発電量1kW当たり2万円で、上限は9万円となっております。また、市内業者が施工した場合は、1kW当たり2万5,000円で、上限は11万2,500円です。平成12年度から令和3年度までの太陽光発電に対する補助は2,440件、約9,400kWとなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 答弁を伺いました。今お話しされておりましたけれども、市は平成12年度から補助を開始し、最初は千葉県の補助でしたけれども、現在は市川市が単独で補助しているということでした。補助件数ですか、他市に比べて多いか少ないかは分かりませんが、実績としては今2,440件補助したということです。できるだけ、この太陽光発電設備普及していただきたいというふうに思っております。それと、先々週ですか。東京都は太陽光発電設備の新築住宅への設置の義務化を2025年度を目指すという発表がございました。ということで、私はさらに太陽光発電設備が普及するのかなというふうに思っております。

一方、太陽光パネルの寿命ですが、法定耐用年数は17年、製品寿命は20年から30年と言われております。ですから、既に20年を過ぎているパネルもあるわけでございます。そこで、老朽化したパネルによって撤去や廃棄などが必要となるケースも増えてくるかと思われます。

そこでお伺いしますが、太陽光パネルの廃棄やリサイクルについて、これまで市への相談がありましたか。また、どのようなアドバイスができるのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 太陽光発電設備は、昨今のエネルギー情勢や各自治体が補助制度を設け普及促進を図るなどしていることから、今後も増加するものと思われまます。御質問の市への相談ですが、これまでのところ、市民から撤去や廃棄、リサイクルなどの相談は入っておりません。国は、平成28年に太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを作成し、平成30年には改定版を公表しております。その中で、解体や撤去、処分などの留意事項も示されております。ガイドラインでは、一般住宅の太陽光発電設備については電気設備であることや、高所に設置されていることなどを考慮し、業者による解体撤去を前提としております。そのため、業者から排出される太陽光発電設備などについては、産業廃棄物として適正に処分やリサイクルされることとなります。市民から住宅用太陽光発電設備の解体、処理やリサイクルなどの相談があった際は、国のガイドラインに沿って適正な処理をしていただくよう説明を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 廃棄について伺いました。いずれにしても、電気設備ということで、一般素人では無理があり、できないということは理解をさせていただきました。一般住宅向けの太陽光発電設備については、今後老朽化が心配されますが、撤去や廃棄、そしてリサイクルについては国のガイドラインに基づき業者が行うこととなり、処理されることが想定されております。また、市にも相談があればガイドラインに基づきアドバイスを行うことを確認させていただきました。でも一部地域では、有害物質を含む太陽光パネルの不法投棄があったというお話を聞いたことがあります。本市での不法投棄は考えにくいと思いますが、不法投棄されるかどうか分かりません。されないよう、しっかりと対応策、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、事業者が電力を売却する売電を前提として設置する大規模な太陽光発電設備、いわゆるメガソーラーについてお聞きいたします。地方都市へ行きますと、田園地帯や山岳部などから突然大規模なメガソーラーが目の前に現れる機会が多くなってきて感じております。東日本大震災を契機に、電気エネルギー源として再生可能エネルギーの利用を促進するために、メガソーラーの設置が進められていると理解はいたしております。幸い、市川市は地価が高いため大規模なものは目につきませんが、それでも小規模と思われるものは市内の各所にできてきております。このメガソーラーは、再生可能エネルギーの普及に寄与する一方で、様々な影響を周辺に与えており、特に景観問題や都市部では太陽光パネルの反射が問題となっていると耳にするところであります。

そこで、設置された太陽光発電設備が周辺に与える影響について、まずはお尋ねいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

太陽光発電設備が周辺に与える影響として、ソーラーパネルの反射光が周辺建物の室内等に差し込み、まぶしさや室温の温度上昇などの支障を来すことなどが挙げられます。この反射光の影響に関しては、法的な規制や基準はないものの、受忍限度を超えるとして、裁判にまで発展している事例もあるものと承知をしております。資源エネルギー庁では、再生可能エネルギー発電事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法及び施行規則に基づき、遵守が求められる事項及び法の目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）を定めています。このガイドラインでは、ソーラーパネルを設置するときに反射光の影響を受ける住宅などの有無を確認し、近隣の住宅の窓に反射光が差し込む可能性が

高い場合には、対処方法を施主と施工者で相談する等のソーラーパネルからの反射光について適切な措置を講ずることとなっております。本市におきましても、メガソーラーだけでなく、公共施設に設置するソーラーパネルについても周辺に与える影響に配慮しながら、市内の再生可能エネルギーの利用を促進していくことが重要と認識をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 都市部においての太陽光設備の反射光問題、やっぱり厄介な問題が起きているわけでございます。法的な基準や規制はないとのことですが、適切な事業実態のための努力義務、要するに、ソーラーパネルを取りつける際に反射光の影響を与えない措置を取ることかと思えます。また、メガソーラーパネルもやはり設置後10年以上経過したパネルが増えてきており、老朽化したメガソーラーが放置されたことによる有害物質の漏出等の環境への影響が心配されております。

そこで再度お聞きしますが、事業を終了したメガソーラーの撤去、処分に関する法制度についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 国は事業を終えたメガソーラーについても、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に定めており、発電設備の撤去及び処分は廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、可能な限り速やかに行うこととされております。多くのメガソーラーの発電設備の所有者は、土地の所有者ではなくメガソーラー事業者であり、メガソーラー事業者はガイドラインに従って、事業が終了した発電設備の撤去及び処分を行うものと認識をしております。今後、本市におけるメガソーラーの設置状況を注視しながら、事業終了後のメガソーラーに係る環境負荷を軽減する仕組みづくりについて、他市の事例を参考に研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 売電事業中のメガソーラーの反射光や事業終了後のメガソーラーの撤去、処分については、ガイドラインで定められていることが分かりました。私の調べたところによると、他の地域の事例として、栃木県日光市や大分県由布市のような観光地では、太陽光発電設備に関する規制を設けているようでございます。今後はカーボンニュートラル達成に向け、本市にふさわしい規制を設け、太陽光発電設備の普及方法の検討をお願いしたいと思います。それと、紹介させていただきます。梨畑として残っていたかっただという周辺の農家の方からのお話でございます。大野2丁目に比較的大きなメガソーラー発電設備があります。もとは梨畑の場所で、隣接して周りが全て梨畑になっております。ソーラーパネルには幾つかの有害物質が含まれておりますので、どうぞ設置状況を時には調査、確認していただきたいなと、そんなふう思うわけでございます。なぜ梨畑にできたかどうかはよく分かりませんが、いずれにしても、しっかりとちょっと確認をしていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。次に、質問項目の3点目の所有者不明土地について伺います。

この所有者不明土地問題については、3年前の2019年9月定例会でも質問させていただきましたが、法改正がさらに進んだということで、その後の状況、対応をお聞きしたいと思います。御承知かと思いますが、日本の国土の20%、そして九州本島より広い面積が所有者不明土地だそうでございます。所有者不明土地は、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地と、所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地であり、全国にさらに増加しているそうでございます。市川市においては、都心に近く、不動産売買が多いことから、所有者不明土地は比較的に少ないと思われませんが、空き家調査においても相続人がいない事例もありますので、少

なからず存在しているとのことであります。

そこで伺いますが、現在都市計画道路の整備をはじめとして様々な事業が進められておりますので、事業を進めるに当たり所有者不明土地の問題が懸念されるところでございます。そこで、法律の施行から現在に至るまでの状況及び対応についてお聞かせください。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

令和元年6月に施行されました所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、通称所有者不明土地法に関するこれまでの本市の取組状況といたしましては、セミナーへの参加などにより、知識の習得を行うとともに、庁内の関係部署による体制を構築し、情報の共有化や横の連携を図ってきたところでございます。その後、さらなる増加が見込まれる所有者不明土地に対応するため、本年5月に法律の一部が改正されたところでございます。改正内容といたしましては、所有者不明土地を公園など地域に役立つ土地として活用する地域福利増進事業の対象が、これまででは更地に限定されていたものが、老朽化等の状況により利用が困難な建物のある土地を含むものとされました。さらに、自然災害への対応として、防災備蓄倉庫や蓄電池設備などといった施設の設置も新たに加えられております。また、利用の円滑化だけではなく、所有者不明土地が管理不全状態により周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある場合、市町村長が勧告、命令、代執行を行うことができることとなりました。

本市におきましては、潜在的な所有者不明土地はあるものと思われませんが、現時点におきましては、法に基づく事業の実施事例はございません。一方で、全国的には、令和元年からの3年間で全20件の取組事例が報告されております。取組内容の一例を申し上げますと、大雨時における避難通路や子育て世帯を中心として、地域が自由に利用できる広場といった地域の課題に対応した活用事業が進められております。これらの取組においては、所有者特定に多くの期間を要していることなどの課題を踏まえ、本市におきましても、円滑かつ適正な対応を図れるよう研究を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 ありがとうございます。法改正の内容及び本市の状況については理解いたしました。市川市においては、今のところ所有者不明土地に対して法に基づく事業実施の事例はないとのことですが、空き家調査においても相続人がいない等の事例もありますので、潜在的には少なからず存在すると思います。実際に事業を進めていった段階で、所有者不明土地が原因で事業が停滞するようなことがないよう、問題が発生する前からしっかりと準備を行っていく必要があるかと思えます。また、所有者不明土地は雑草が繁茂したり、ごみの不法投棄など、周辺へ悪影響を及ぼすことが懸念されますので、しっかりと管理していく必要があるかと思えます。

一方、法律の一部改正で、所有者不明土地法に定められた事業により、所有者不明土地を地域に役立つ土地として、公園や防災倉庫などで活用することは非常に有益なものと思えます。こういう法律ができたわけでございます。そして、これらの事業を行うには千葉県や市川市など、それぞれの役割分担の下、連携を図りながら取り組むことが極めて重要であると考えます。

そこでお聞きしますが、所有者不明土地に関して、千葉県をはじめとした関係機関との連携、さらには庁内関係部署における取組体制についてお聞かせください。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

所有者不明土地への円滑な対応には、まさに御指摘のとおり千葉県をはじめとした関係機関との連携が大変重要だと認識しております。今回の法改正に伴い、国や県などで構成される協議会において、市町村を特別会員と

するなど、取組の支援や情報共有に関するネットワーク化が構築されており、本市も関係機関との連携を図っているところでございます。加えて、庁内体制におきましても、窓口を街づくり部に一本化し、関係部署との連携体制を強化し、さらなる情報の共有化を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 市川市の取組状況は理解をさせていただきました。所有者不明土地については、今後人口減少、少子・高齢化による社会経済情勢から本市においても問題となることが懸念されますので、問題が生じた際にしっかりと対応できるように、国や県といった関係機関との連携も含めて、対応準備を進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。次に移ります。

次に、大項目4点目の東国分爽風学園の小中一貫教育について伺います。

この内容については、令和3年2月の定例会でも質問させていただきました。そのときには、曾谷小学校、稲越小学校、東国分中学校の3つの学校は現在の場所のまま、小中一貫型小学校・中学校として、小中一貫教育を行うことについて、どのような取組を行うことができるのか質問させていただいたところでございます。また、その際に、小中一貫型小学校・中学校で学校は離れていても、義務教育学校に準じた形で教育を行うことができるという答弁をいただいております。今回は令和3年度からスタートし、3年間の研究期間のうち約1年半が経過をいたしました。

そこでお聞きしますが、東国分爽風学園の小中一貫教育の取組について、現在の進捗状況と取組を進めることによって顕在化してきた課題、また、今後の方向性について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

昨年度より始まった東国分爽風学園の小中一貫教育については、これまでに学園の目指す姿を示すグランドデザインを作成や新たな教科、ふるさと探究科の策定などを行いました。また、具体的な取組として、昨年度から実施している中学校の数学の教師が、小学6年生の算数の授業を行う回数を今年度は増やして実施しているところです。さらに、各学校の教職員で構成する専門部会を立ち上げ、各教科や生徒指導、部活動などについて、今後実施できる取組を検討しております。一方で、課題といたしまして、コロナ禍ということもあり、3校の児童生徒が直接会って行う取組が実施できていないこと、また3校が離れていることにより教職員間の連携、調整が取りにくく、意思疎通が図りにくいことが挙げられます。また、隣接している国分小学校と中国分小学校からも東国分中学校に進学する児童がいるため、この中学校の学区と小学校の学区が一致していない状況や、これらの児童が小中一貫教育から取り残されないための連携に向けた取組についても課題と捉えております。

最後に、今後の方向性ですが、令和12年度に予定している曾谷小学校の建て替えの時期に合わせて、令和6年度までに効果を検証し、現在の小中一貫型小学校・中学校のままで進めるのか、あるいは校舎一体型の義務教育学校とするのかを判断することとしており、それまでは小中一貫型小学校・中学校として、小中一貫教育の取組を進めることとしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 伺いました。まず、現在の進捗状況として、学園のグランドデザインや、また新しい教科として、ふるさと探究科という自分たちの地域を学習する教科を策定したということです。また、今年度は中学校の先生が小学6年生に行っている算数の授業の回数を増やすなど、着実に取組を進めていることについては理解をさせていただきました。一方で、取組を進める上での課題としては、私も気になる学区の問題です。国分小、中

国分小の児童も東国分中学校に進学する子どもたちがおりますので、この子どもたちが小中一貫教育から取り残されないような取組が課題ということでした。ですから、国分小、中国分小の子どもたちに不利益がないよう、よろしくお願ひしたいと思います。また、コロナ禍ということもあって、子ども同士の交流が進んでいないことや、場所が離れているため先生方の連携や調整が取りにくいということを伺いました。そして、今後の方向性としては、令和6年度までにこのまま学校が離れた状態の小中一貫型小中学校として進めるのか、それとも塩浜学園と同じように校舎を1つにした義務教育学校とするのかを決めることかと思ひます。

そこで再度伺ひますが、課題は数多くあると思ひますが、今後校舎を1つにするかどうかということについて、保護者や現場の先生方からは現在どのような意見が出ているのでしょうか。教育委員会が認識している御意見があればお聞かせいただければと思ひます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

保護者や現場の教職員からの意見については、小中一貫教育による意識の変化を検証するため、東国分爽風学園の児童生徒、保護者及び教職員を対象に意識調査を行っております。今後の校舎の在り方については、現在意識調査の質問項目とはなっておりませんが、昨年3月と今年の2月に行った意識調査の自由記述の回答では、校舎に関して、保護者や教職員から小中一貫教育をしているのであれば早急に校舎を統一したほうがよいといったものや、同じ校舎にすべき、別々の校舎では何も変わらないといった御意見がございました。あくまでも自由記述のため、全ての保護者や教職員が同じ御意見であるとは考えておりませんが、今後、小中一貫型小学校・中学校の成果と課題の検証を進める中では、校舎の在り方に関する御意見についても踏まえる必要があるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 保護者や先生からは、早く一体にしたほうがよいという意見もあるとのことでした。現場の先生方や教育委員会は一生懸命やっていたらと思ひます。しかし、先ほどの課題の中でもございましたが、校舎が別々の状態で小中一貫教育を進めるため物理的な距離がありますので、学校間の移動や、学校同士の一体感を育むことには多くの時間が必要なのではないかという印象を持ちました。これからも小中一貫教育を推進していくということであれば、同じ校舎のほうが子ども同士の交流活動、あるいは先生方の負担軽減や意思疎通を円滑に図れる上でも効率的で効果が期待できると思ひます。こういうことから考えますと、できるだけ早く校舎を1つにしたほうがよいのではないかと私は思っております。

また一方では、3つの学校が1つに統廃合になります。地域とともにある学校、学校は地域コミュニティーの核とも言われ、防災問題などをはじめ幾つか考えられますが、地域の問題は地域と行政でしっかりと解決していただき、そして、東国分爽風学園の大きな目的は子どもたちの教育環境の向上であると思ひます。

要望させていただきたいと思ひます。小中一貫型教育の取組には、中1ギャップの解消などに効果があると聞いておりますので、できるだけスピード感を持って進めていただきたいと思ひます。校舎をどうするかということについても、令和6年度まで待つのではなく、ぜひ今行っている東国分爽風学園の取組の検討内容に加えていただくことを願ひいたしまして、次の質問に移ります。

最後に、財政調整基金積立金の活用について伺ひます。

令和4年度当初予算は4年に一度の特別な年度となり、今年の3月に市長選を控えていたことから、例年とは異なり骨格予算により編成されていますが、その際、財政調整基金に約35億円の積立てを行っていると思ひます。新規事業などの政策的判断を要する予算は、市長選挙後の補正予算で対応することとして、当初予算で計上

が見送られていますが、当初予算に計上した財政調整基金積立金については、補正予算で政策的経費を計上する際の財源として活用するとの説明をされていたかと思えます。

そこでお聞きしますが、4月に市長が就任されてから、今までどのような事業にどの程度の財政調整基金積立金を使ったのか、これまでの活用状況について伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

令和4年6月定例会に提案した補正予算は限られた時間の中での編成となりましたが、新型コロナウイルス感染症への対応や保健、子ども、教育などへの支援、防災、まちづくり、文化、観光、産業振興などの幅広い分野にわたり予算措置を行ったところでございます。このうち、財政調整基金を活用して予算計上した主な経費は、子ども食堂を運営する団体への補助金やデジタル地域通貨推進参与の報酬、妊婦健診や産後ケアの拡充、経営力の強化を図る中小企業等を支援するための経費などとなりました。なお、6月補正予算では前年度の繰越金が確定していないため、政策的な予算以外の経費も含め、一般財源部分は全て財政調整基金での対応となり、総額5億132万1,000円の財政調整基金積立金を減額し、補正予算の財源として活用したものでございます。

次に、本定例会に提案した9月補正予算についてです。原油価格、物価高騰などに対する支援や子育て、教育施策の推進、魅力あるまちづくり、保健、福祉の充実などの分野で計上しており、このうち財政調整基金を活用して予算計上した主な経費は、子どもの季節性インフルエンザのワクチン接種助成費用や給食費無償化の実施に向けた経費のほか、新たに設置する環境施策推進参与及び水辺のまちづくり推進参与の報酬、次期クリーンセンター建て替えのための経費、道路拡幅や無電柱化の整備を進めるための経費などとなります。この財源としては、12億6,509万6,000円を同積立金から減額し、活用を図ったところでございます。これまで活用した財政調整基金積立金の額は合計で17億6,641万7,000円となり、その結果、当初約35億円あった積立金計上額は17億3,365万5,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 伺いました。当初予算で計上した財政調整基金積立金を活用し、子ども食堂を運営する団体への補助金、学校給食無償化の取組など、子育て、教育施策をはじめ、保健、産業振興、都市基盤整備など、これまで様々な経費に活用していることが分かりました。

また再度聞きたいと思えます。当初予算で計上していた約35億円のうち、あと17億円程度の積立金が残されていることです。今後の補正予算でも残りの財政調整基金を活用し、市長の政策実現のための新たな事業を提案していくのか、また、17億円の財政調整基金積立金は今年度中に全て使い切る考えでいるのかについてお聞かせください。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

予算については、会計年度独立の原則から年度内の執行が基本となります。したがって、今後については、緊急性があるものや年度内に執行が可能なものなど、一定の要件を満たす必要はありますが、本市における財政運営の基本である必要なところに必要なお金を正しく使う選択と集中の下、各施策の重要性を十分に検討し、制度が整ったものから適宜予算計上をしていきたいと考えております。このことから、当初予算で計上した財政調整基金積立金の残額につきましては、現時点で確定的なことは申し上げられませんが、真に必要な施策に活用すべきものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 竹内議員。

○竹内清海議員 財政調整基金積立金を全て使い切るのではなく、早急に進めるべき事業であるかきちんと判断した上で、必要に応じて財政調整基金積立金を活用していくことが分かり安心をいたしました。そして、財政調整基金は有事の際の貴重な財源となりますので、大切に有効活用していただきたいと思います。市長の政策実現に向け、今後様々な事業を展開していくことになると思いますが、ぜひとも市長が公約で掲げておられました選択と集中を実践していただき、必要なところは重点的に予算を投じつつ、見直すべきところは見直し、また本市の立地条件を生かした土地の有効活用などにより新たな財源を生み出すなど、とにかく市民にとって有益となるよう計画的な市政運営を心がけていただくことを要望させていただきます。

今後とも、当面は新型コロナウイルス感染症の対応や物価高騰の影響などにより幅広い経済対策や生活支援策の実施が必要となってくると思いますので、田中市長の下、特色ある市政運営により人が集まる魅力あるまちづくりを進めていただくとともに、今後も将来にわたって堅実で安定的な財政運営を続けていただくようお願いいたします。私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時18分散会

第 7 日

令和 4 年 9 月 22 日（木曜日）

令和4年9月市川市議会定例会議事日程（第7号）

令和4年9月22日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問 浅野さち議員、秋本のり子議員、稲葉健二議員、石原みさ子議員、越川雅史議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	か
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作
秋		本	の	り	子
か	つ	また	竜		大
西		村			敦
宮		本			均
中		山	幸		紀
松		永	鉄		兵

荒	木	詩	郎
石	原	よ	し
加	藤	武	の
稲	葉	健	り
越	川	雅	央
大	場		二
堀	越		史
か	い		諭
松	づ		優
竹	井	清	勉
松	内	修	努
岩	永	清	海
	井		巳
			郎

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
代	表	菅	原	卓
監	査	田	中	庸
委	員	水	野	雅
教	育	麻	生	文
危	機	植	草	耕
管	理	鹿	倉	信
監		小	沢	俊
広	報	稲	葉	清
室	長	佐	藤	敏
総	務	森	田	敏
部	長	蛸	島	和
中	核	小	塚	眞
市	準	関		武
備	担	立	場	久
当	理	秋	本	美
事		二	宮	賢
企	画	根	本	賢
部	長	川	島	泰
財	政	藤	田	俊
部	長	高	久	泰
情	報	菊	田	利
政	策			滋
部	長			
文	化			
ス	ポ			
ー	ツ			
部	長			
市	民			
部	長			
経	済			
部	長			
観	光			
部	長			
福	祉			
部	長			
こ	ど			
も	政			
策	部			
部	長			
保	健			
部	長			
環	境			
部	長			
街	づ			
く	り			
部	長			
道	路			
交	通			
部	長			
水	と			
緑	の			
部	長			
行	徳			
支	所			
長				

消 防 局 長	本 住	敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂	雄
事 務 局 長	藤 城 久	保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道	佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴	志
教 育 次 長	永 田	治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義	康
学 校 教 育 部 長		

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠 介
主 任 書 記	北 川 陽 一
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

浅野さち議員。

○浅野さち議員 おはようございます。公明党、浅野さちです。通告に従いまして、大きく4項目の一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、健康マイレージ事業について伺います。

田中市長は、6月定例会の所信表明において、最も重視するテーマとして掲げるのは健康寿命日本一である、誰もが健康上の問題で日常生活が制限されることなく、はつらつと元気に暮らし、心の健康と体の健康のバランスが取れた、活力あふれる生涯を送れることを願っているとおっしゃっています。私も大変賛同いたします。健康寿命を延ばすことは、栄養、運動、生活習慣の改善など様々な日々の積み重ね、また、病気を早期発見するための健診、このような意識づけが大事だと思っています。

健康マイレージ事業については、開始前から質問し推進してまいりました。この事業は、パソコンや携帯電話に登録し、自分で1日の歩行目標やその他の運動、食事、睡眠など、また健診や健康セミナー参加など、様々ポイント化し、前期、後期で評価します。平成26年10月から開始され、約8年が経過しています。各自が健康増進のための意識づけになります。事業の目的と効果を含めた概要を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

高齢化の進展と生活習慣病の増加を背景に、平成26年10月より健康マイレージ事業を開始いたしました。健康に向けた取組は毎日の習慣にしていくことが重要であることから、この健康マイレージを生活習慣を改善していくためのツールとして活用していただくことで、市民が健康づくりに関心を持ち、健康的な生活を送るための意識が向上するものと期待しております。健康マイレージは、市民が運動や食事などの健康づくりに取り組んだ結果をスマートフォンやパソコンに入力して健康増進に関する情報を記録できるサービスでございます。また、日々の取組を入力することによりポイントが貯まり、そのポイントで健康グッズなどの景品の抽選に応募できる仕組みとなっております。このサービスを通じて健康的な生活習慣を身につけることで、健康寿命の延伸への効果も期待されるところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。概要、効果を伺いました。

次に、(2)について伺います。

たしか初めは保健部の保健医療課が管轄し事業を行っていました。現在は企画部の健康都市推進課ですが、8年の間に見直した点はどのようなことか。また、参加者の現状について、登録人数や年齢層、参加者の御意見などを伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

個人の健康だけでなく、人を取り巻く都市環境そのものを健康にしていくという健康都市の理念を踏まえ、令

和2年度から健康都市推進担当室が保健部から総合調整機能を持つ企画部に移管され、健康都市推進課となり、これに併せて健康マイレージ事業も移管されております。また、本市が推進してきた健康都市では、単に体の健康ということだけでなく、誰もが生き生きと日常生活に制限なく自分らしい人生を送ることができる社会を目指しております。

これらのことを踏まえますと、健康マイレージは、市民一人一人がより早い段階から健康習慣を身につけられるように支援するとともに、スポーツ、福祉、教育、文化、環境、まちづくりなど、様々な市の取組が市民の皆様へ届くような仕組みとしていくことが必要であり、このことが健康寿命日本一へつながっていくものと考えております。具体的には、総合型地域スポーツクラブの活動をポイントの対象事業として追加したほか、SDGsに関する書籍など、市の取組を伝える景品をポイントで交換できるようにするといった見直しを行っております。今後も、様々な部署が実施する講演会やイベントなどと連携し、幅広い世代が積極的に参加できるような仕組みにしていきたいと考えております。

なお、健康マイレージの登録者につきましては、令和4年7月末現在で2,634人、そのうち利用者は426人で、利用率は16.2%となっております。利用者からのアンケートでは、健康マイレージを利用して、1日3食食べること、笑顔で過ごすこと、体を動かすことを意識するようになった、体力維持と健康管理のためのライフワークとなっている、健康記録の管理とモチベーションの維持に役立っているなどとの御意見をいただいております。このことから、健康マイレージを利用することで健康への意識が高まり、生活習慣の見直しや改善に役立っているものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。令和2年度から健康都市推進課に移動したと。様々な部署の講演や講座、教室、イベントなどと連携し、幅広い世代が参加できるようにしたいということを伺いました。

次に、(3)今後の取組について伺います。

利用者アンケートからも、体を動かすことを意識するようになった、体力維持と健康管理のためのライフワークとなったということです。健康マイレージは、健康増進のための意識づけのツールとして有効だと思います。ただ、8年たって、先ほどの答弁ですと、現在登録者が2,634人、利用者が426人ということで、停滞している感があります。ポイント付与のメニューや景品など努力していることは分かりますが、若い人を含め、より多くの市民に楽しみながら簡単に参加してもらえるような取組をさらに推進していただきたいと思います。これまでの事業の検証をした上で、今後の取組を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

健康マイレージの利用者は、運用開始後、最も多いときで715人でしたが、最も少ないときは348人となっております。登録者は増えているものの、利用者は令和に入ってから伸び悩んでいる状況でございます。なお、利用者の年齢層の約7割は50代から70代となっております。近年、多くの企業も健康アプリ市場に参入してきており、スマートフォンの機種によっては健康アプリが元々入っているモデルもございます。これらを踏まえると、健康マイレージ事業のPR不足や、魅力が低下していること、また、コロナ禍による外出の自粛や運動する機会の減少に加え、企業の健康アプリも含め選択肢が多いことなどが利用者数に影響を与えていると考えております。

健康寿命日本一を目指す本市にとりまして、健康マイレージは、生活のリズムを整え、健康的な生活を続ける手助けとなることから、今後も継続していくべきだと考えております。人気の高い健康アプリの特徴は、入力がしやすいこと、グラフが見やすいことなどであることから、導入から約8年を経過している健康マイレージの

仕組みについては、デザインや操作性など改良すべき点を見極め、誰もが気軽に使え、幅広い市民に選ばれるサービスとなるよう改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。先ほどの答弁で、今後操作性やデザインを研究、改良するという事です。私も、パソコンで健康マイレージに登録しています。最初は行っていましたが、現在は参加できていない、毎日のチェックが何日か遅れるとそのままになり反省しています。定期的に担当課から励ましのメールが届きます。8年前と違い、スマートフォンの保有率も多くなってきていますので、ぜひとも多くの方が登録し利用できるように、簡潔なシステムで、より効果的なものになることを期待します。愛知県では、あいち健康マイレージアプリを作り、各市町村と連携しています。

そこで再質問ですが、具体的にどのような点を改良しようと考えているのか、伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

多様で便利な機能を持つアプリは、スマートフォンへのインストールからサービス開始までの流れが簡潔でスムーズであることから、多くの方が利用するプログラムとなっております。利用者が気軽に始め、続けられるような仕組みにするためには、現在のシステムを改良し、アプリとして提供することも必要であることは認識しておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。アプリの検討も進めていくという方向ということ伺いました。田中市長は、デジタル地域通貨の推進も表明されています。調べてみましたら、東京世田谷区では、地域通貨せたがやPay、歩いてポイントが貯まる健康ポイント事業を開始しています。また、他自治体でも推進しています。このように、デジタル端末であるスマートフォン等を活用した健康マイレージシステムは、その他のデジタル事業、例えば地域通貨やシルバーパスとも連携しやすいと思います。今後、健康マイレージをほかの事業と連携していく考えを伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

7月より、デジタル地域通貨推進参与を登用し、庁内でプロジェクトチームを立ち上げ、デジタル地域通貨の導入に向けて研究しているところでございます。今後、健康マイレージはデジタル地域通貨などとの連携も必要であることから、デジタルを苦手とする方への配慮を含めて検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。今後、地域通貨などと連携を検討するという事です。宮崎県延岡市では、のべおか健康マイレージにて、スマートフォンのアプリを利用して1日の歩数などでポイントが貯まるほかに、血圧、体重、体温の入力や健診など、様々なメニューで貯まったポイントは、地域通貨ののべおかコインアプリを利用し、市内の加盟店で買物にも利用できます。昨年の6月から始まり、今年の2月末までの約9か月で約6,000人の登録者で行っているということです。このように、リニューアルしたいちかわ健康マイレージにて、若者から高齢者まで全ての世代が登録できる環境をつくっていただき、健康増進に向け、楽しく体を動かし、貯まったポイントで市内の様々な加盟店で買物をしていただければ、地域の活性化にもなります。7月からデ

デジタル地域通貨推進参与を登用し進めているということですので、早期に実現できるように強く要望いたします。今後も注視してまいりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次のあんしん住宅助成制度について伺います。

(1)現状について。

本市のあんしん住宅助成制度は、改修工事費の一部を助成する制度であり、対象メニューとしてバリアフリー化、防災性の向上、省エネルギー化、子育てに配慮するものと大きく4項目に適していれば改修工事に適用されます。調べてみると、他市と比べても対象メニューが豊富にあり、この助成制度がきっかけでリフォームをするなどの声も聞かれます。市民の皆様が安全に快適な生活を送れ、また、将来的にも長く住み続けられるようになることから、市民にとって大変喜ばれております。すばらしい制度だと思います。

そこで、まずはあんしん住宅助成制度の現状、概要と執行状況について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

あんしん住宅助成制度は、市民の皆様が安心して快適に過ごせる住宅の普及を目的として、平成25年度より住宅の改修費用の一部を助成しているものでございます。本事業の対象は、御自身が所有し居住している戸建て住宅と分譲マンションとしており、令和4年度の予算額といたしましては2,700万円を計上しております。補助金額につきましては、基本的に対象工事費の3分の1、限度額10万円としており、そのほかに防災性の向上のうち、耐震工事では一定の条件を満たすことで対象工事費の2分の1、限度額30万円としております。また、分譲マンションの共用部の安全性や防災性の向上についても対象工事費の3分の1、または住宅戸数に10万円を乗じた額のいずれか低い額として、限度額100万円を助成しております。

次に、令和3年度の助成メニューごとの申請状況でございますが、バリアフリー化として、手すりの設置が6件、部屋の段差解消が5件、ほか4件の合計15件で129万8,000円、防災性の向上では、屋根の軽量化が5件、壁の補強が2件の合計7件で190万円、省エネルギー化では、お風呂の高断熱浴槽への変更が79件、屋根の遮熱材塗装が70件、節水型トイレへの変更が56件、窓の断熱化が17件の合計222件で2,108万4,000円でございます。子育て配慮では、子ども部屋の改修が12件、キッチンの改修及び転落防止柵の設置がそれぞれ1件の合計14件で99万7,000円です。最後に、分譲マンションの共用部では、手すりの設置が2件で102万9,000円となっております。申請件数の合計は260件で、執行額は2,630万8,000円となっております、予算額2,700万円に対して、執行率は97.4%となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。圧倒的に省エネルギー化が多く222件、特にお風呂の高断熱浴槽と屋根の遮熱材塗装などが多い点、ほかに手すりや子ども部屋の改修などを行っていることを伺いました。

次に、(2)のほうに移ります。補助対象工事の拡充について伺います。

これまで市民の皆様ニーズに合わせて助成メニューの見直しが行われたようですが、その中には、防水板の設置に対する項目もあります。近年、突然の豪雨や線状降水帯のように同じ場所に降り続けるなど気象変動が激しい中、大雨による道路の浸水被害が市内でも多くなっています。玄関からの浸水被害対策のための策として、防水板が効果的です。しかし、現在は戸建て住宅かマンションが対象で、工場や作業所、事務所は対象外です。相談者の方から、工場と事務所が同じで、事務所に水が入り大変な思いをした、補助対象にしていだけないかとの声を伺いました。

そこで、事務所や店舗などを経営している方にも助成対象を拡大できないか、伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

あんしん住宅助成制度では、これまで市民の方々のニーズや生活環境の変化に合わせて、適宜助成メニューの見直しを行っており、防水板につきましても、制度を開始した平成25年度の途中から新たに追加したものでございます。防水板の実績といたしましてはこれまで3件であり、全て分譲マンションの共用部について助成を行っております。現在のコロナ禍において、御自宅内で過ごす時間が増えており、市民の皆様のリフォーム需要はさらに高くなっているものと考えております。このことから、まずは住宅を対象とした助成を優先していき、市民の皆様のリフォーム需要に応えていきたいと考えております。

一方で、昨今の異常気象から、台風や集中豪雨などで防水板の需要も増えるのではないかと考えております。今後は、防水板の申請件数や市内の浸水状況などから、事業所や店舗を助成の対象とすることについて慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。防水板の設置について、助成を開始してからこれまで分譲マンションの共用部の3件しか実績がないとの答弁です。余りにも少ないことが分かりました。これは防水板が対象になることを知らないのか、そもそもニーズがないのか、防水板の申請数が少ない理由について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 再質問にお答えいたします。

防水板の実績が少ない理由といたしましては、設置条件を戸建て住宅の玄関ドア周辺や分譲マンションのエントランスなど住民の命を直接守る場所としており、地下駐車場の入り口といった居住部分に関係しない場所への設置は対象外としたことによるもののほか、本市では、大雨が予測される前には防災公園など所定の場所へ行けば土のうが受け取れるため、費用をかけずに一時的な対策が取れることなどが考えられます。今後は広報やホームページに加え、定期的開催している住宅リフォーム相談会などの機会を利用して、防水板の設置などによる防災性の向上について、さらなる周知を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。浸水箇所地域は限定しているため、住宅の玄関やマンションのエントランスが対象で、それ以外が対象外の場合、必然的に申請数が少なくなるかと思えます。住宅以外で生命の危険に当てはまらないが、事務所や駐車場の車の浸水は精神的ダメージや経済的負担は大きいと思えます。そのためにも、先ほどの部長の答弁で検討するという事ですので、対象条件を工場や作業所、事務所、またマンション等の地下駐車場入口などに拡充していただきたいことを要望いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、(3)予算の拡充について伺います。

8月に市民の方からあんしん住宅助成制度で手すりをつけたいとの相談があり、担当課のお話を一緒に伺いました。その後、8月22日で終了したとのこと。例年8月の約5か月弱で予算の上限に達するほど市民に好評な制度ですが、あまりにも終了する時期が早いなと思えます。要するに、今年の9月以降の方は、来年の4月からの申請に向け準備し、待機しているようです。それで、例年8月ぐらいで終了するようで、これでよいのでしょうか。

そこで、この制度の予算措置の考え方と、今後の当初予算の拡充について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

あんしん住宅助成制度は、御質問者の御指摘のとおり、申請を開始してから、およそ4か月で受付枠の上限に達している状況でありますことから、市民の皆様が大変人気があり、ニーズの高い事業であるものと認識しております。本事業の予算措置につきましては、市川市住生活基本計画においてリフォーム実施戸数の目標値を定めて予算計上しており、これまでのリフォーム実績といたしましては、計画どおりに達成しているところでございます。今後は、市民の皆様がこの制度を十分活用できるよう、これまでの申請実績を精査し、また、市民の皆様のニーズを把握した上で、助成制度の拡充について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 市川市住生活基本計画にのっとって計上し、計画どおり行っているということです。考え方は分かりますが、現状は、市民のニーズはそれだけ多いですし、やはり8月半ばで終了する点は納得いきません。先ほどの部長答弁で今後しっかり検討していくということですので、ぜひ予算の拡充を要望いたしますので、よろしく願いいたします。

次の項目、道路交通行政について伺います。

(1)都市計画道路3・4・13号二俣高谷線の延伸について伺います。

この都市計画道路3・4・13号二俣高谷線は、平成5年、外環道路の受入れに際し、市川市長が千葉県知事に整備を要望した路線の1つです。平成31年3月には、妙典橋から県道船橋行徳線までの約300m区間は整備されましたが、そこから原木インターチェンジまでの区間が未整備となっています。近隣住民の方は、どのようになっているのかと開通を早期に望んでいます。これまでの状況と課題について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路3・4・13号二俣高谷線は、京葉道路の原木インターチェンジから外環道路及び妙典橋にアクセスする重要な道路でございます。当該道路の整備状況につきましては、妙典橋及び外環道路から県道船橋行徳線までの約300mの区間につきましては千葉県により整備され、既に供用されておりますが、そこから原木インターチェンジまでの約1.3kmの区間については未整備となっております。未整備区間については、本市としましても、これまで早期の整備を要望し続けておりますが、この路線の課題としまして、当該道路が接続する原木インターチェンジ南側交差点には、新たに都市計画道路3・4・23号田尻二俣線も計画されており、整備後の交差点形状が複雑化することなどが、事業化に至っておりません。この課題に対して、令和2年から千葉県が開催する都市計画道路3・4・13号二俣高谷線整備に向けた勉強会、これに本市も参加し、課題の解決に向けた検討に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。特に課題は、整備後の交差点形状が複雑化することですが、もう少し具体的に伺います。また、そのことの解決策として、令和2年から整備に向けた勉強会を行い、課題解決に向けた検討に取り組んでいるということですが、その内容を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

原木インターチェンジ南側交差点は、南北に都市計画道路3・4・13号二俣高谷線が、東西には都市計画道路3・4・23号田尻二俣線が計画されており、それ以外にも、同交差点には現状で京葉道路の上り線からの出口のほか、2

本の市道も接続しております。そのため、現状のままさらに都市計画道路が整備されますと、交差する枝数が7つある複雑な交差点となってしまいます。整備の基準となる道路構造令では、原則として平面交差点は枝数を5つ以上にすることが認められていないため、同交差点の枝数を減らすことが可能であるかどうかということが大きな課題となっております。

この課題解決に向け、千葉県はこれまでに令和2年12月及び令和4年1月の2回、勉強会を開催しております。勉強会には、千葉県、本市のほか、NEXCO、千葉県警察などが参加し、交差点の形状の複雑化や原木インターチェンジ周辺の渋滞状況など、課題を共有した上で、それらの解決に向けた検討に取り組んでおります。

本市としましては、今後も引き続き千葉県が進める関係機関との勉強会など課題の解決、早期整備の実現に向け、協力してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。原木インター南側交差点が、現状のままだと枝数が7つある複雑な交差点となり、原則として5つ以上とすることが認められていないため、この点が大きな課題であるということ、この点を勉強会で解決策として協議をしているということを伺いました。

そのことを踏まえて、次に、イについて伺います。8月29日に熊谷知事が現地を視察いたしました。私も現地視察に伺い、様子を見ていました。道路交通部長と道路建設課長が説明してございました。その後、知事、市長、地元選出県会議員の方々と信篤小学校にて意見交換会を行ったと伺っております。

その際、どのような意見交換があり、市はどのような要望をしたのか、また知事の反応はどうだったのか、伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

今回の視察は、千葉県知事が千葉県全域において各市から千葉県に対し要望された案件を対象に、視察及び意見交換を行ったもので、本年8月29日に本市を視察したものでございます。当日は、都市計画道路3・4・13号二俣高谷線の県道船橋行徳線との交差点を視察した後、信篤小学校において、市長や地元選出の県会議員などの方々が同席の下、意見の交換を行ったものです。視察及び意見交換において、本市からは、当該道路について一部未整備であるため、妙典橋の整備効果が十分に発揮されていないことや、県北西部の新たな広域道路ネットワークの形成、災害時の避難路、物資運搬路などにとって重要な道路であることを説明した上、改めて早期整備を目指した課題の解決に向け、千葉県が中心となって進めていくよう要望をいたしました。その後、千葉県知事は、交差点の形状も含め、市川市や関係機関と協議を進めていくとのコメントを発信されております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。現在、妙典橋から原木インターに行く際、コーナン前の道路を通るか、原木中山駅方面の県道に出るか、また、学校や保育園、民家が多い市道を通るか、どちらにしても道幅が狭いところを使用している現状です。先ほどの答弁のように、完成することによって交通アクセスの向上、地元の地域活性化、災害避難道路の確保による防災対策にもなります。熊谷知事の視察によって、予算面や課題解決を力強く進めていただき、約1.3kmの未整備地域の完成に向け、引き続き県に要望していただくよう、よろしく願いいたします。

最後に、市長さんにお伺いいたします。視察され、知事と意見交換されました。その上で、この都市計画道路3・4・13号の当該道路をどのようにしていきたいか、お考えを伺います。よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 浅野議員から御質問いただきました。繰り返しになりますが、8月の29日、熊谷知事に市川市にいらしていただきまして、まず最初に、この3・4・13号の現場を見ていただきました。現場視察をしていただいたということは、今回の知事との話合いの中で最も力を入れてお願いをしたいという表れでございます。都市計画道路3・4・13号二俣高谷線を通る原木高谷地区は、用途地域の変更も含めて、新たなまちづくりを進める観点から重要な道路であるというふうに私も考えているところであります。

意見交換していく中で、千葉県側からは3点聞くということでありました。1つは、派川大柏川の治水のための改修工事、1つは旧江戸川の護岸の改修工事、どちらも治水で生命に危険があるような災害につながる可能性があるということで申入れをした点でありましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、この3・4・13号を、まずは開通させてもらいたいということをお願いいたしました。市南部を広域的に見てまいりますと、将来、押切・湊橋が事業化されて東京とつながってまいりますと、3・4・13号は交通の円滑化に寄与することが大いに期待をされていまして、早期に整備を進めることが望ましいと考えております。

今回、熊谷知事との意見交換は、今後の整備に向けて第一歩になったというふうに受け止め、感じているところであります。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 市長さん、ありがとうございます。地元住民は長年待っておりますので、完成を強く望んでいます。課題は様々ありますが、今回を機に大きく前進することを願い、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

次に、(2)京葉道路にかかる鬼越歩道橋の鬼高側の自転車用スロープ取付けについて伺います。

鬼越歩道橋は、京葉道路を横断し、田尻1丁目と鬼高4丁目をつなぐ歩道橋であり、鬼高小、第六中学校の通学路にもなっております。また、商業施設やJRの駅を使う学生さんをはじめ、多くの方が使用しています。現在の歩道橋は平成27年7月に、新たな架け替えにより田尻1丁目側には階段とスロープが整備されましたが、鬼高4丁目側は用地の確保や外環工事の関係から階段部のみで、自転車や車椅子用スロープが取り付けられておりません。市民から今後のスロープの整備はどうかと聞かれています。

そこで、整備計画と進捗状況について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

現在の鬼越歩道橋は、NEXCO東日本により京葉道路上の京葉市川パーキングエリアの建設に伴い架け替えられ、平成27年7月から供用されているものでございます。御質問の鬼高4丁目側のスロープ部の整備につきましては、現在、NEXCO東日本にて施行中の東京外環自動車道の京葉ジャンクション改築関連工事の一環で、京葉道路の側道工事と併せて整備される予定でございます。また、スロープにつきましては、現歩道橋の東側に約30mの位置からコの字に設置されるもので、側道をまたぐ形状で歩道橋に取り付けられる構造となっております。スロープの構成といたしましては、幅員3mで、勾配率8%の延長約100mであり、舗装表面は滑り止め効果のある樹脂製滑り止め舗装で仕上げる予定とのことであります。

現在の進捗状況といたしましては、橋桁の架設工事に着手しており、今後、スロープ整備等を順次進めていく予定とのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 勾配8%で約100mをコの字形で設置される計画ということを伺いました。

そこで、今後の具体的な工事計画と完成予定期間はいつごろになるのか、再質問いたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

スロープ整備工事の今後の工程といたしましては、今年度中にスロープ橋桁の作成が進められ、令和5年度の上半期に橋桁の架設工事、その後スロープの舗装や手すり、フェンス等の工事が進められていく予定とのことでございます。なお、橋桁の架設工事は側道上空での工事となりますことから、架設工事の期間中は一時的に側道を通行止めにする計画となっております。NEXC O東日本では、これらの工程から令和6年4月の完成を目指しているとのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 令和6年4月の完成予定ということで、約1年半後とのことを伺いました。これで鬼越歩道橋は工事完了となりますので、完成を楽しみにしております。

ところで、市民からこのような声をいただきました、鬼越2丁目地先、真間川にかかっている歩道橋も鬼越歩道橋で、同じ名前の歩道橋が2つあることはいかがでしょうか。また、鬼越地域ではないのになぜなのか、おかしいですねとの声です。完了の際、鬼高自治会、田尻自治会からの御意見も伺い、そのままよいのか、新たな名前がよいのかも含め、歩道橋のネーミングを検討していただきたいと思います。その際の手続もあると思いますが、この点もよろしく願いいたします。

次に、(3)シェアサイクル事業について伺います。

アの事業の内容について。前回の6月定例会、西村敦議員の公明党代表質問において、シェアサイクルについて質問し、また推進してきた事業です。その際答弁の中で、本市においても9月を目標に供用開始を進めていくという答弁をいただきました。9月16日に協定締結式があり、9月17日土曜日から開始されています。市川市が開始したことで、千葉市から習志野市、船橋市、浦安市、そして東京都から神奈川県までへと乗り継げますので、大きく利便性が向上されました。

そこで、シェアサイクル事業の内容について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本市で実施するシェアサイクル事業は、官民の共同事業として全国でこの事業を展開しておりますオープンストリート株式会社と協定を結んで実施するものでございます。事業内容といたしましては、本市がサイクルステーションの設置場所となる公共施設の用地を提供し、事業者がその場所へサイクルステーションの設置と自転車の配置を行い、シェアサイクルサービス全般の運営を行うものであります。サイクルステーションは、行徳支所をはじめ、公園や公民館など市内24か所の公共施設に設置しており、本市がシェアサイクル事業を開始したことで、千葉市から習志野市、船橋市、浦安市、さらには都内、その先の神奈川県まで乗り継げる交通インフラとして整ったところでございます。

このシェアサイクルの利用方法でございますが、利用者は、まず専用アプリにより会員登録を行っていただきます。その後に利用したい地域のステーションを予約し、利用後は近くのステーションへ返却することができるシステムとなっております。利用料金は30分130円、延長料金は15分ごとに100円で、最大で12時間で1,800円、24時間で3,600円となっております。今後の展望としましては、多くの皆様に御利用していただくことで交通や移動の利便性が向上するほか、災害時での有効活用や町の活性化に寄与するなど、様々な効果が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。事業内容を伺いました。

次に、イの今後の取組について伺います。現時点では、24か所のサイクルステーションが設置されました。公共施設のある場所と配置される広さもないといけないので、地域によって少し偏っている感はあります。そのためにも、商業施設や民間施設との連携による、さらなるステーションの設置などが考えられます。そのことにより気軽に利用しやすくなると思います。

そこで、シェアサイクル事業をさらに広げるための今後の市の取組について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市では、開始当初は実証実験として実施するため、利用状況や利用目的などのデータを共同事業者と連携しながら収集し、事業効果等を検証してまいります。こうした状況を見ながら、今後の取組としては公共施設に限らず、商業施設等の利用者需要の高いと思われる民間施設へのサイクルステーションの設置についても調査したいと考えております。あわせて、地域に偏りがなく市内全体で利用がしやすいよう、新たな設置場所についても調査をしていきたいと考えております。なお、商業施設等の民間施設への導入に当たりましては、共同事業者とともに本市も協力してまいります。今後も、サイクルステーションの増設や利便性を考慮したネットワークの拡大を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。開始当初は実証実験として実施するということですので、再質問いたします。期間はいつ頃まで予定し、どのような事業効果を検証し、どのような効果を期待しているのか、伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

実証実験期間としましては、事業の浸透や年間の四季を通じた期間等を考慮して、令和5年度末の約1年半としております。また、事業効果の検証方法や内容としましては、例えば、アンケートにより通勤通学、日常利用等の目的に応じた利用者ニーズの把握や、ステーションごとの利用状況等に係るデータを収集し、既存の公共交通機関を補完する利用になっているかなどの検証を行ってまいります。これらのデータや検証結果を基に、公共交通サービスとしての役割を再確認するとともに、新たな場所へのステーションの設置に向けた検討材料にしていきたいと考えております。

これらによる期待する効果でございますが、今後も利用者が増加することで、さらなる利便性の向上や町の活性化、災害時の有効活用が図れるだけでなく、二次的な効果としまして、車に代わる移動手段としての環境負荷の低減や、運動効果による健康増進等にもつながっていくものと期待しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。その検証で、次のステーション設置箇所などの検討材料にするということです。

もう1点再質問いたしますが、隣の船橋市では、前から民間のステーションが数か所あったそうです。本年4月からは市が推進し、船橋駅を中心に2km圏内に14か所配置し、4月は約4,400回と約2倍に増加しているそう

です。5月以降も約5,300回前後と増加していることから、駅周辺の配置した場所がよかったと評価しているようです。今後、駅周辺など、より効果が高いところの設置場所の選定や、また、船橋市や浦安市など、市境との連携で設置場所の確定にも協力できると思いますが、この2点について考えを伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

サイクルステーションの増設につきましては、利便性を考慮したネットワークの拡大が図れるよう努めてまいりたいと考えており、駅周辺など利便性の向上効果が見込めるような場所については、引き続き設置の検討を進めてまいりたいと考えております。また、市境におけるサイクルステーションの設置におきましても、近隣市とも連携を図りながら、利用者にとって便利な箇所について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。駅周辺、市境の件については承知いたしました。気になるのは、第1庁舎に、また第2庁舎の周辺にステーションがないことです。場所の関係もあると思いますが、この点も踏まえて、ぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。

今後、災害時の有効活用、環境負荷の低減や健康増進も期待するという先ほどの部長の答弁でした。また、観光部と連携し、市内の観光スポットや食フェスや音楽フェスなどのイベント開催情報を提供するなど、市内在住者はもちろん、市外、県外の方がシェアサイクルを使い、市川市を知っていただく機会にもなると思います。始まったばかりですので、検証しながら、より利用者のニーズを捉えながら、さらなる利便性向上になることを期待いたします。この点は終わります。

次に、高齢者の終活支援の取組について伺います。

市民からこのような声がありました。終活支援について、市の相談するところがありますか。また、大きなテーマですが重要ですよ。一般的に終活とは人生の終わりを見据え、身の回りの様々な物事を整理する活動です。終活というと、お葬式やお墓ばかりが目立ちますが、それだけではなく、医療、介護、年金、資産管理、住まい、これからの暮らし方など、人生後半期のライフプランまで広い分野の意味もあると思います。人生100年時代の今、重要なテーマです。神奈川県横須賀市では、終活支援事業の取組としてエンディングプラン・サポート事業、また、エンディングノートの配布などを行う自治体も増えています。

そこで、市は終活支援についてどのような認識を持っているのか、実際相談などはあるのか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

一般的に終活とは、御質問者からもありましたように、人生の最期に向けて行う活動のことで、御自身の身の上的こと、財産の取扱いなどについて準備することを言います。身の整理やお墓、葬儀の準備をするだけでなく、自分らしい生き方を明確にして、なりたい自分になれるように、この先の毎日をどのように過ごすかを考え、悔いのない人生を送れるようにしていくことでもあります。終活という言葉が広く一般的に使われるようになり、多くの人は関心を持つようになってきたと思われまます。一方で、終活という言葉は知っているけれど、具体的に何をしたらいいのか分からないという声もございませす。本市では、高齢者の介護や福祉などについての相談を高齢者サポートセンターに委託しており、様々な相談の中に終活に関するところもあるとの報告を受けております。終活はいつから、何から始めた方がいいのかといった内容から、財産の整理や遺言書の作成、お墓や葬儀の準備のことなど具体的なものまでございませす。このような相談を寄せられる現状を踏まえ、本市といたしましては、終活に関する疑問などを解消し、その人らしく安心して生活できるよう支援をしていく必要を認識している

ところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 高齢者サポートセンターでは、実際、終活はいつから、何から始めたらよいかの相談、財産の整理、遺言書の制作、お墓や葬儀の準備など具体的な相談までであるということです。

そこで再質問いたしますが、どのような取組を行っているのか、現状を教えてください。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

高齢者サポートセンターでは、相談者に寄り添い、それぞれの終活の相談内容に応じて支援機関の紹介などを行っております。また、高齢者サポートセンターでは終活について広く知っていただけるよう講座を開催しております。令和3年度は、エンディングノートの書き方や終活の始め方などをテーマに、コロナ禍による人数制限はあったものの、7回の講座を開催し、参加者は45人であります。令和2年度は6回61人、元年度は10回175人、平成30年度は7回216人に参加いただき、いずれも好評でございました。さらに、市川市社会福祉協議会では、終活のツールの一つとして、自分の意思や希望、家族に伝える情報を記録できる心の遺言ノートを販売しております。このノートは平成18年度から始めたもので、令和4年8月までに販売数は1万部を超えているとのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。社会福祉協議会では心の遺言ノートというエンディングノート、このようなものですがけれども、販売しているということです。現在、過去、未来のことが記入でき、例えば保険、年金、預貯金記入欄、自分が寝たきりになったら介護はどこで受けたいか、成年後見人は葬儀とお墓をどうしたらいいかなど細かく記入できます。また、お葬式後のチェックリストもあり、市役所をはじめ、関係機関も掲載されています。このエンディングノートで本人の意思が分かり、御家族も御理解できると思えました。また、高齢者サポートセンターでは、終活に対する講座を開催しているようです。参加者の声、また担当者の感想を踏まえ、課題と今後の取組を伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 高齢者サポートセンターの開催した講座参加者からは、これからのことを考えるきっかけとなった、もっと早く知りたかった、また参加したいなどの声を聞いております。また、講座を主催した担当者からは、こちらが思っている以上の参加があり、関心の高いテーマであると感じた、さらに深く制度を理解してもらえるような講座を企画したいという感想が報告されております。このような声からも、今後の自分の生活に不安を抱える高齢者は少なくないと考えられます。

終活に関する相談などの要望が増えていくものと予想されるため、幅広い世代への周知のほか、講座の充実や情報提供、相談体制の強化を課題として捉えております。今後は、市公式ウェブサイト等において、終活に関する相談窓口やエンディングノートについてなど、情報を分かりやすくまとめて発信してまいります。また、終活についての相談も含めて、困り事のある高齢者は、まずは高齢者サポートセンターに相談していただけるよう周知するとともに、関係機関と連携して就活支援の在り方を検討し、支援の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。今後、ウェブサイト等において終活においての情報をまとめ発信す

る、高齢者サポートセンターに案内するなど、周知をしっかりとっていくということです。高齢者の方でホームページからの情報を得ることが困難な方もいらっしゃると思います。今後、電話や市役所に来訪した際には、担当課がないという案内ではなく、介護福祉課が丁寧に対応するよう、よろしくお願いいたします。

先駆的に就活支援を行っている例として、神奈川県大和市は終活支援に2016年から取り組み、2018年、終活専用の相談員、わたしの終活コンシェルジュを配置し、3年間で相談件数が累計600人を突破したそうです。2019年には終活講演会に400人の会場が満員になり、市民の意識の高さが分かります。2021年、昨年にはおひとりさま政策課を設置し、全国初の終活支援条例を制定しました。今後、高齢者にとって終活支援は、成年後見制度とともに、さらに重要な支援事業になると思います。元気なうちにエンディングノートなどに自分の意思をしっかりと書き留め、様々な準備をする中で、さらに充実した社会生活を送れ、また、家族への意思表示ができると実感します。まずは課題になっている講座や情報提供を充実させていただき、個々の相談体制強化が大事です。

今回のテーマについて、初めて質問しました。今後も引き続き注視し確認してまいりますので、よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 秋本のり子議員。

○秋本のり子議員 無所属の会の秋本のり子でございます。一般質問を一問一答で行わせていただきます。

最初に、本市におけるSDGsの推進のための今後の取組について伺います。

SDGsは、持続可能な開発目標17の目標と169のターゲットを推進するに当たって、これまでどのように取り組んできたのか伺います。また、今後どのように取り組んでいくのかも併せて伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

SDGsの推進については、これまで様々な普及啓発を行ってまいりました。まずは、SDGsに興味を持っていただくため、「いちかわ」からはじめるSDGs」と題した講演会をオンラインで開催したほか、SDGsについて学びたい市民に向けて、中央図書館にSDGsに関連する本を約300冊そろえたSDGsブックコーナーを新設いたしました。このほか、具体的な取組を紹介するため、第1庁舎1階のファンクションルームで「健康フェスタ もっと知りたいSDGs『健康』と『環境』を考える」と題したパネル展を開催いたしました。また、市民がSDGsを身近なものと感じ実践してもらうことを目的に、著名人による講演会を実施しております。昨年度は、お笑い芸人でありながら清掃員の顔を持つ方を講師に迎え、オンラインでごみ問題を考えると題した講演会を開催いたしました。本年は、10月に南極観測で調理担当となった経歴を持つ方を講師に迎え、環境に優しい食や食品ロスを減らす工夫など生活に役立つヒントをお伝えする講演会を開催する予定となっております。さらに、「広報いちかわ」の特集面において、「未来に向けてみんなで取り組もうSDGs」を掲載し、遊びからつながる取組や、家ですぐに始められる事例を紹介するほか、いちかわ環境フェア2022への出展などにより、子どもから大人まで幅広い世代に対してSDGsの認知度の向上と、SDGsを考えるきっかけづくりを行っております。

今後の取組につきましては、単に啓発だけでなく、具体的な取組を行う必要があると認識しております。市長は、所信表明においてSDGsへの積極的な姿勢を示しておりますように、これまで打ち出した多くの施策はSDGsにつながっていくものと考えております。これからも、市民に対して普及啓発と併せて、具体的な施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございました。SDGsの目標年次の多くが2030年であることを踏まえれば、啓発だけでなく、おっしゃるとおり具体的な取組を行わなければならない時期に来ていると認識していると思います。やはりこの夏の暑さとか台風の多さなどを考えますと、もう本当に気候問題は差し迫っていると思っています。市の施策とともに、市民に普及啓発の行動に協力をいただくことが不可欠と改めて思います。

6月定例会で市長の所信表明を伺いました。SDGsを重要視していると積極的な姿勢を示していただいたこと、今企画部長がおっしゃったとおりでございますが、改めて市長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。お願いします。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 秋本議員より御質問をいただきました。現在、私は政策として6本を掲げているところですが、考えてみますと、全てSDGsの重視につながっている目標であるというふうに認識しています。例えば、少々長くなってすみませんが、こういうSDGsの一覧表がもしあれば分かりやすいお話になるかと思えますけれども、健康寿命日本一を掲げているのは、まさにSDGsが目指す、誰一人取り残さない持続可能な社会、全ての人々が持つ力、能力を発揮することができる社会の実現、まさにSDGsの総合的目標でありまして、さらに、目標の3項目目、「すべての人に健康と福祉を」、その項目にもつながるものだというふうに思っています。既に議会で承認されました、課題がまだ出てまいりましたが、学校給食の無償化について、私は都市には貧困や飢餓というものが隠れているという認識を持っています。そういう意味におきまして、SDGsの目標第1項目目「貧困をなくそう」、2項目目「飢餓をゼロに」、この項目が含まれているものと認識しています。また、目標の4項目目「質の高い教育をみんなに」という項目がありますが、まさに質の高い教育は地域や社会で守っていくんだという観点も、ここに合致するものというふうに考えています。

3項目目、デジタル地域通貨推進参与ということで、デジタル地域通貨を中山推進参与と一緒に進めているんですけども、これはSDGsの8項目目、経済成長を訴えている「働きがいも経済成長も」という項目を当てることができるというふうに思っています。目標の9項目目には「産業と技術革新の基盤をつくろう」という項目がございますが、このデジタル地域通貨を市川市の中で普及させて、先ほどの登壇者の中にもいろんなアイデアがありますねというお話をいただきましたが、これを含めて、技術革新の基盤をつくってまいりたいというふうに思っています。また、SDGsの目標12項目目「つくる責任つかう責任」というのがございますが、この新しいデジタル地域通貨をつくって、そしてつくり、皆さん方と一緒に使っていく、そういう社会を目指していきたいというふうに思っています。

環境施策の推進参与、この方は市川在住の平田さんという方ですが、この方と一緒に、今カーボンニュートラルに向けて具体的な動きをということで話を進めているところであります。SDGsの7項目目「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」というところ、エネルギーをみんなにといいますが、みんなでというような市川市をつくっていければいいなと、そんな目標を立てているところであります。また、13項目目「気候変動に具体的な対策を」、まさに気候変動に対して市川市民がどういうふうにそこに関わっていくことができるか、改善に向けての一つ一つの施策というものを考えてまいりたいというふうに思っています。

5項目目は、水辺のまちづくり推進参与、ここは名古屋工業大学教授の秀島さんに参与に加わっていただいています。14項目目の「海の豊かさを守ろう」、そして、6項目目の「安全な水とトイレを世界中に」という項目がありますが、下水の布設も含めて、川の水質を改善していきたいと、そういうことも含めて考えております。そして、それによって目標の15項目目「陸の豊かさを守ろう」ところにつなげていくことができればと、そんな考えであります。

所信表明の中で私が述べた中にLGBTQ+という文言を書かせていただきました。これは、5項目めに挙げられています「ジェンダー平等を実現しよう」ということで、いろんな考え方を持っているいろんな方がいるんだと、それをしっかりと受け入れていこうという社会の実現を市川市は目指していきたいというふうに思います。また、ウクライナの避難民に市議の皆さん方も非常に積極的に参加されて協力体制を取っているということを私もニュースで認識しておりますけれども、「人や国の不平等をなくそう」という10項目めも市川市は積極的に取り組んでいきたいというふうに思いますし、8月に戻しました慰霊祭、また今年度は日章旗の返還ということがございましたが、やはり「平和と公正をすべての人に」ということも市川市の課題として、平和の大切さ、そしていかに一人一人が平和を守るかということの象徴として、これからも継続して行ってまいりたいというふうに思っています。

このように、市川に様々な施策に多面的に取り組むことで、目標の11項目め「住み続けられるまちづくりを」というものにつなげていきたく。それはお話をさせていただきましたように、具体的な取組を進めることで、市川市が内容のあるSDGsを率先していける、そういう挑戦をしてまいりたいというふうに思います。

長くなりました。最後に、市民の代表である市議会議員の皆さん方と、そして市役所で働く全員が信頼される市川市を目標として、目標の17項目め、最後の17項目めでありますけれども、お互いにパートナーシップで目標を達成していきたい、そういう町にしてまいりたいと思います。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 市長、丁寧にありがとうございました。多面的な御答弁にありましており、SDGsの本質17の目標は、相互に関連して包括的に解決に向かうことが大切であると書物には書いてありますし、私もそう思います。市民一人一人の日常の小さな選択がこの地球を守るためにつながっていくことを改めて感じさせるSDGsの取組でございます。どうぞよろしく申し上げます。市長に御答弁いただきました。本当にありがとうございました。

では、続きまして、2番目の小中学校の修学旅行及び林間学校における子どものアレルギー対策について伺います。

今回は、コロナ禍でも宿泊学習を進めていくことに知恵を絞り、対応している現場の先生方、関係者の皆様に敬意を表したいと思えます。子どもたちは、宿泊学習をとっても楽しみにしています。このコロナ禍で中止になることも今後あるかもしれませんが、そういった試みを先生方、関係者の方々께서してくださること、保護者は感謝し、子どもたちに伝えることができます。

2019年2月定例会で、子どものアレルギー対策について質問いたしました。アレルギーの主な発症の起因として、食物、花粉、ハウスダスト、動物など挙げられていました。学校生活管理指導表に従い、一人一人に対して適正な対応が行われているとお聞きしました。そのときに、小中学校では、家庭でお食事をして、そして食後に学校に来て発症するような食物依存性運動誘発アナフィラキシーなどがある事例も増加していると、その時説明がございました。学校で初めて発生する例も増えていることから、未申請の児童生徒への対応が課題になっていると、その時御答弁いただきました。今後は、各校でのアレルギー研修の充実を図り、対象児童生徒以外でも発症する可能性があることについて理解を深め、エピペン使用、救急搬送も想定した迅速な対応ができるように努めていく。一方、アレルギー対応が必要な児童生徒数が年々増加傾向にあることに、一旦発症すると命に関わる重大な事故につながるなど、学校現場ではその対応に苦慮しているとお聞きいたしました。それ以後、コロナウイルスによって感染する、そういう現場、また子どもたちにも接しながら、このコロナ禍において宿泊学習を進めるに当たり、小中学校でこの宿泊学習におけるエピペンの持参者数について伺いたいと思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、本市における小学校、中学校のアレルギー対策についてお答えいたします。

学校では、保護者が記載する保健調査により、アレルギーのある児童生徒の把握しております。中でも、食物アレルギーのある児童生徒の保護者とは、管理職、養護教諭、栄養教諭や栄養士、担任などで面談を行い、学校生活管理指導表に書かれた医師の指示を基に、市川市学校給食におけるアレルギー対応の手引きに沿って安全性を最優先とした給食の提供を行っております。また、アレルギーのある児童生徒について、全教職員で共通理解を図るとともに、アナフィラキシーなどの対応に備えるため、エピペンの使い方など校内研修を行っております。修学旅行や林間学校など宿泊学習におけるアレルギー対策については、事前に服薬等について保護者と学校とで確認を行いますが、特に食物アレルギーのある児童生徒については、保護者が宿泊先と事前に連絡を取り合い、代替食等の対応を調整しています。その後、宿泊学習を引率する教職員全員でエピペン保有者の対応など児童生徒の配慮する情報について確認を行います。

エピペン持参者数についてお答えいたします。令和3年度、中学校6校、小学校38校が宿泊学習を実施しており、エピペン持参者は中学生2名、小学生42名でありました。令和4年度現時点まで、中学校15校、小学校19校の宿泊学習が実施されており、参加した生徒のエピペン持参者数は34名となっております。なお、エピペン持参者数の数字につきましては1学期終了段階となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 エピペンの使用者数、分かりました。宿泊学習では、エピペンを持参するお子さんの保護者は宿泊先と事前に連絡を取り、代替食対応、そういうのを調整しているという答弁でありました。やはり、そのような準備の上で、やっと宿泊学習ができるということです。

エピペンは、ずっとエピペンと使っておりますが、中の薬の成分としてはアドレナリンというものが入っております。循環器、呼吸器の機能を瞬時に改善させるものでございます。エピペン使用、救急搬送も想定した人員配置について、2番として伺っていきたいと思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 修学旅行、林間学校といった宿泊学習の引率職員は、市川市の教育課程編成の基準に関する規定で定められており、児童または生徒30人ごとに1人の割合であることを原則としております。また、引率職員とは別に、校長または教頭及び養護教諭など、エピペン対応を含めまして、児童生徒の健康、安全を確保する職員を参加させることとなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 伺いました。引率職員とは別の枠である養護教員でありますけれども、養護教員が引率できない場合の対応について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 原則、各学校では宿泊学習に養護教諭が引率しておりますが、妊娠や急な体調不良などで引率ができない場合には、職員を代替配置して加えております。また、エピペン対応に限らず、学級担任が過度の負担とならないよう、児童生徒の実態に応じ引率職員の総数を増やすなど、十分配慮しながら宿泊学習を実施しております。今後につきましても、児童生徒が安全に宿泊学習を行うことができるよう対応してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁の中で、養護教諭が引率できないケース、急な体調不良は対応が難しいと思いますが、妊娠については対応ができる時間があるのではないかと思います。エピペンを使用する児童生徒だけでなく食物アレルギー、また、それを起こすお子さんは大変多くいらっしゃいます。引率者として医療関係者が必要と思いますが、配置できないか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 宿泊学習の際、児童生徒のアレルギー症状を含め、様々な容態変化への初期対応は、引率します養護教諭もしくは保健安全担当の職員が行うこととなります。医療的な措置や対応が必要と判断した場合には、速やかに医療機関などへ引き継ぐことを引率教職員全員で情報共有をしております。また、エピペンを保持する児童生徒が参加する場合は、状況に左右されずにエピペンを打つことを事前打合せの際、引率職員全員で確認しております。現時点では、医療関係者を引率者として配置することは考えておりませんが、児童生徒が安心、安全に宿泊学習を行うことができるよう、先進的な事例の調査を含めて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁を伺いました。医療関係者の配置は考えていないということです。エピペンを使用するほどのアレルギーの子たちの後ろには、多くのアレルギーを持つ子がいます。食物はもちろん、ハウスダスト、花粉、動物など、冒頭でお話ししたとおりです。日常と違う場所で宿泊するのですから、それなりのストレスがあり、発症する場合もあると思います。また、宿泊学習ができる年齢の女子は二次性徴のときであり、その意味で不安定さが加わるのではないのでしょうか。養護教諭が付き添えない場合、看護師さんや保健師さんの協力を得ることも一案であり、担当の先生方の負担も減るのではないかと考えます。先進的な事例の調査を含めて取り組んでいくと御答弁の中にありましたので、それを期待したいと思います。

また、本市には保健師さんも数多くいらっしゃいます。保健部の皆さんとともに、教育委員会への協力、またはそこで、先生方の教育の場ではありますけれども、そういったときに手を差し出せる職員同士という意味で協力を得ることも一案ではないかと考えました。

以上で終わります。

では次に、3番目のDV対策について伺います。

第1問として、コロナ禍における相談の件数及び内容について伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

男女共同参画センターの相談室では、女性相談員による女性のためのあらゆる相談を実施しており、相談内容が法律に関するものにつきましては女性弁護士が対応をしております。相談室に寄せられた相談件数は、令和2年度の2,200件から、令和3年度は2,498件へと約1.1倍の増加となっております。また、今年度は5か月間で1,210件に達しており、昨年度の同時期の1,002件に比べ約1.2倍増加をしております。そのうちDV相談につきましては、令和2年度の1,015件から令和3年度は1,399件へと約1.4倍増加をしております。今年度は5か月間で589件と、令和3年度の同時期の518件に比べ約1.1倍増加をしております。

DV相談の内訳といたしましては、令和2年度、3年度ともに暴言や無視などの心理的暴力に関する相談が最も多く、次いで令和2年度は、殴る蹴るなどの身体的暴力に関する相談が多かったのに対し、令和3年度は、生活費を渡さない、勝手に借金をつくるなどの経済的暴力に関する相談が多くなっております。このうち、特に経済的暴力に関する相談件数は、令和2年度の307件から令和3年度には701件と2倍以上となっており、また、今

年度は5か月間で301件と、令和3年度の同時期の249件から約1.2倍の増加となっております。

これらの要因といたしましては、テレワークの拡大により、パートナーとともに過ごす時間が増えたことに加え、コロナ禍により世帯収入が減少したことなどにより、当事者間に生じていた不満等がさらに膨らんでDVにつながり、それがDV相談、特に経済的暴力に関する相談の増加になっているものと考えているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁を伺いました。DV相談は減るどころか、経済的暴力というものまで加わって、随分数が増えております。コロナ禍において家庭の中で過ごす時間が多くて、そしていらいらしたものを誰かにぶつきたくなる、またはもう現実にぶつけて相談室に来るまで、そこに至るまで長い時間がかかっていると思います。悩んで相談室に伺っている女性の姿が目に見えようでございます。コロナ禍で社会全体が緊張を強いられているとき、やはりこの生活再建、元に戻す、いらいらする加害者の方も決してそうしたいわけではないという点もあると思いますけれども、この経済的暴力に対してどのような対応をしているか、このDV相談の件数増加に伴うDV相談証明書等の交付件数及び内容について伺います。

相談の中でこういう証明書等が交付され、この被害者を守る一助になっているのは事実でございます。この結果を受けて対応はどのようなものか、状況を伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

男女共同参画センターにおける女性のための相談室は、いわゆるDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有しており、相談のあったDV被害者に対し様々な援助を行っております。その1つとして、相談室では、加害者である配偶者などに知られることなく、その元を離れ新たな生活基盤をつくらうとするDV被害者が、医療保険への加入や公営住宅への入居手続を行う際に提出を求められる相談証明書の交付をしたり、DV被害者が加害者に居所を知られないようにするため、住民基本台帳の閲覧制限や住民票の写しの交付制限を求める際に提出を求められる支援措置申出書における申出内容の証明を行っております。

過去3年間におけるこれらの証明の件数は、令和元年度は相談証明が85件、申出内容の証明が同じく85件で合計170件、令和2年度は相談証明が170件、申出内容の証明が107件で合計277件、令和3年度は相談証明が161件、申出内容の証明が153件で合計314件となっており、同居が困難で避難や別居が必要となったDV被害者は顕著に増加をしているところであります。このような状況を踏まえ、引き続きDV被害者にしっかりと寄り添いながら、その安全の確保や生活再建の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 相談証明を出す件数、申出内容の証明、しっかり増えてしまっております。同居が困難で避難や別居が必要になったDV被害者は顕著に増加していると今御答弁いただきました。この経済的なことを締めつけてくる、貸付や給付をもう一度、一歩進められる形であればいいと思いますが、現状、DV被害者を1回逃がさなくてはなりません。そして生活も再建させなければなりません。そのときに、この相談証明書、支援措置申出書は加害者から守るために必要なものです。子どもも巻き込んでいます。その影響ははかり知れません。生活再建の支援、これ以外のことを考えて助けてあげてほしいと思います。

このDV被害者の件に関してはここで終わって、次にアンガーマネジメント講座の件について伺っていきます。

このDV加害者は怒りをコントロールできない方が多いのではないかと、そういうふうに思い、加害者に対するこういう講座というのを今、国が考えているようでございます。ですが、今、市川市での多様性社会推進課で進めている講座の中で、このアンガーマネジメントのことについて、もう少し積極的にできないかと思って、現状のことをお伺いしたいと思います。お願いします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

アンガーマネジメントとは、日々の生活の中で自分自身の中に生じる怒りの感情への向き合い方を学び、コントロールしていくための心理トレーニングであります。怒りの感情をうまく管理することは、他人に対する寛容な心の形成にもつながることから、ハラスメントやDVの予防という点におきましても効果的であると言われております。そこで、男女共同参画センターでは、平成30年度からアンガーマネジメント講座を開催しており、昨年度はZ o o mを使用して7月にオンラインで講座を開催し、20代から60代までの男女合計19名に参加をいただいたところであります。講座終了後のアンケートでは、怒りの仕組みを知り冷静に考えられるようになった、自分の怒りの感情を客観的に見られるようになった等の意見を数多くいただいており、講座の開催に成果があったものと考えております。DV対策につきましては、特に未然防止が重要であることから、アンガーマネジメント講座はDV防止を訴えるポスターの掲示や冊子等による啓発活動、またホワイトリボンキャンペーンと呼ばれる男性の非暴力宣言を打ち出した活動などととも抑制効果が期待できるものと考えております。今年度は、講座の開催時期を11月のDV根絶強化月間に合わせることで、これまで以上にDV防止を強く意識した取組にしたいと考えております。今後も引き続きDVの未然防止に有効なアンガーマネジメント講座の開催と充実に努めてまいります。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 ありがとうございます。アンガーマネジメント講座の開催の講師の方々を見たり、または主催する場所を拝見すると、高齢者サポートセンターであったり男女共同参画センターであったりいろいろです。ぜひ自分でコントロールしづらいな、怒りのコントロールが難しいなと思う人には参加していただきたいんですが、残念ながら、そういう方に限って入ってこない、受講していると思えない、直接的ではないというような感じを受けます。それは、部長も御答弁にございましたとおり、これはあくまで被害者を減らすため、加害者を減らすためということではなく、こういう取組を数多くしていくことの中で、この社会の中でそういう暴力が見えない暴力でもあり、会話の中でもそういうのが見える、そういった暴力を減らすことにつながっていくのではないかと思います。

お話の中でホワイトリボンキャンペーンというのがございました。これは男性が主体になる考え方の活動であります。京都市の男女共同参画センターで活動なさっていたNPO、それを私はジェンダーを研究している知人から伺いまして、そしてそれを調べました。男性なら興味があって当たり前ということが居心地が悪かったという男性がいる。男らしさが誰かを傷つけるとき暴力に向かいたくない、向かわないためにどうしたらいいか、20代、30代の性的な知識というものは友達からしか学んでいない、正しい情報源がなかったといってもいいのではないかと、いろいろな意見を集約して、男性が主体となる考え方、活動しているNPOが、この京都市の男女共同参画センターで講座を開いていました。私は今まで女性の立場で被害者、そして加害者であるという男性たちのことを考えてきましたが、男性たちの中から、暴力をする男性と僕たちは違うんだよという発信があったことは驚きでした。本市でもホワイトリボンキャンペーンのような取組を進めてほしいと思います。進めていく考えはあるか、伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

これまでのDV対策は、被害者である女性の救済や支援に重点が置かれてきましたが、最近ではホワイトリボンキャンペーンに代表されるように、男性を主体とした取組が重要であると認識をされるようになってきたところでもあります。具体的には、男性の意識改革を促すことによってDV予防につなげようとする取組が行われるようになっており、例えば、愛知県豊田市では今年度、『男性問題』としてのDV・性暴力」と題した市民向けセミナーの開催を予定しているほか、複数の民間団体では、男性向けにDV加害者にならないためのグループ教育に参加するプログラムが開催されております。これらの取組は、日常生活の中でパートナーに示す態度や何気なく発する言葉に蔑視や無理解等のDVの原因となる要素が潜んでいることを男性自身に気づかせ、相手を尊重する意識へと変えていこうというものであります。

本市におきましても、これらの先行事例を参考にしながら、男女共同参画センターで開催する今後のDV予防講座について研究をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございます。DV予防講座をもう一度研究し、このホワイトリボンキャンペーンも含めていただけるとありがたいと思います。

いろいろ手を変え品を変えDV防止に力を注いでいただいていますけれども、件数的には増え続けている現状です。どうしたらいいのでしょうか。これまでお話のあったように、いろいろな予防講座をこの男女共同参画センターから発信し、また、コロナ以前では出前講座とか、そういったものを男女共同参画課、今は多様性社会推進課から発信していたと思います。そういったことももう一度公民館等を使って数多くこなしていただけたらありがたいと思います。それをぜひ進めていただきたいと思います。

では、3番目のDV予防教育の推進について伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

男女共同参画基本計画第4次DV防止実施計画では、DV予防教育を推進する取組として、人権擁護委員と協働した人権教室及び人権講演会の実施と学校におけるデートDV、ストーカーの予防啓発を掲げております。

まず、人権擁護委員による人権教室につきましては、毎年、市内の市立小学校の全校、また人権講演会につきましては、市内の市立中学校のうち毎年3校を対象に、主にいじめに関する講義や講演を実施しており、児童生徒のうちから、あらゆる暴力は人権侵害であり絶対に許されないという社会意識を浸透させることによって、将来のDV予防につなげているところであります。また、学校におけるデートDV、ストーカーの予防啓発につきましては、市内の公立と私立の高等学校を対象に、市が作成したリーフレットを配布し、デートDVやストーカー行為の予防啓発の一つとしております。来年度は、新たに策定する第5次DV防止実施計画の初年度となりますが、引き続き人権擁護委員や教育委員会、学校と連携をしながら、DV予防の取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 学校におけるデートDVやストーカーの予防啓発、そういったものまで含めて予防啓発、リーフレット等を配布しながらやっていくこと、また、第5次DV防止実施計画初年度となります。いろいろな取組を引き続き進めていただきたいと考えます。これは了解いたしました。よろしく願いいたします。

さて、今、学校におけるデートDV、この小中学校でのDV予防につながる教育というのはどのように行っているのか、現状を伺いたいと思います。お願いします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

DV予防につながる教育としましては、人権教育の一つとして、命の安全教育を今日的な課題として指導していくよう、千葉県教育委員会よりその方向性が示されております。その中で、子どもたちが性暴力の加害者や被害者または傍観者とならないよう、発達段階に合わせて指導をしております。具体的には、小学校では嫌な触られ方をされたときの対応方法やSNSを使うときに気をつけること、中学校では、自分と相手を守る距離感や性暴力の被害例を題材に取り入れた授業などを行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 ありがとうございます。さて、これを教えるのは担任の先生でしょうか。または養護の先生でしょうか。養護の先生も担任の先生も加わって、また、先ほど保健師さんや看護師さんなど御協力いただいたらどうかという点もアレルギーのところでお話ししましたが、やはりそういう専門的な知識をお持ちの方のほうが性暴力だとか、そういう被害に対しての説明がとてはっきりできるのではないかと私は期待しています。といいますのも、この夏、医学部を卒業した保健師さんが女性の性暴力のことについて講演をしたのをZoomで見えておりました。やはりこういったことは担任の、例えば男の先生だったらちょっと女性の体については言いづらい点があるのかなとか、そういったようなことを思いました。子どもが男女の違いを生物学的にしっかり学ぶことが大切と考えます。家庭でもなかなか教えづらいものがあります。デジタル性暴力が若年層を中心に被害が拡大されていると聞いています。正しい性教育、そういったものはどこで学んだらいいのでしょうか。これは課題になると思います。引き続き、また質問させていただきたいと思います。今回はこれで終わりにいたします。ありがとうございます。

では、次に最後です。里山の保全、再生についてです。環境省のホームページを見ますと、今、里地里山という言葉が出ています。ですが、ここでは私は里山と、人の手が入ること、そしてそれで守られる安全、そういったものを、保全というものについて考えてみたいと思います。

環境省は、全国的に里山の自然が危機に瀕していると警鐘を鳴らしています。里山は、雑木林をはじめとして、草原、田畑、ため池、水路などの一連の環境です。雑木林は人里に近く、下草刈りや落ち葉かき、定期的な伐採などを行われてきた二次林を言います。下草刈りや落ち葉かきが行われなくなり、雑木林が放置されてきました。その結果、かつての雑木林は暗い常緑広葉樹林へと移行、もしくは孟宗竹の侵入による竹林化が進んでいます。雑木林特有の生物多様性が低下しているとも指摘されています。

ここで質問させていただきます。市川市は、1970年代以降に力を入れて買い取ってきた林、土地、民有林もあります。それが里山の危機と同様である、今現実にそういうふうな状態になっていると聞いています。2018年12月定例会で都市緑地の保全について質問しましたが、現在の雑木林の状況について伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 現在把握している市内の雑木林の状況でございますが、令和3年度末現在、都市の自然環境の保全等を目的として本市が管理する都市緑地が49か所で、面積は76.41haであります。また、緑地保全に関する協定により指定された民有地である協定山林面積は36.1haで、雑木林は年々減少傾向にあります。雑木林の保存の考え方につきましては、平成15年度に策定したみどりの基本計画の基本方針の中の一つである生態系に配慮して地域の緑を守り活用するという方針に基づきまして、都市緑地による公有化や樹林地保全協定など、

行政と民間で緑の保全や拡大に取り組んでおります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 保存の考え方等をお伺いいたしました。里山の環境というのは、人が手を入れてこそ守られると思います。そして、その流れはとても大切なものと、本市はこれまでの政策の中で言い、そして実行してきていると考えています。

では、2番目の生物多様性いちかわ戦略の基本戦略の1についてお伺いしたいと思います。ここにも「残された自然を保全し、生物多様性の豊かな自然環境を再生する」とあり、雑木林の再生というものはどのように進められてきたのかを伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

生物多様性いちかわ戦略は、平成20年に制定された生物多様性基本法において、国の生物多様性国家戦略を基本として、都道府県や市町村においても地域戦略の策定が努力義務として規定されたことを受け、本市の特性を踏まえた生物多様性の保全や、持続可能な利用の推進、自然環境行政の一層の展開を図るため、平成26年3月に策定したものでございます。このいちかわ戦略では、生物多様性の保全、再生と持続可能な利用を進めていくための方向性として4つの基本戦略を設けており、このうち、基本戦略1を「生物多様性の保全・再生（自然と自然をつなげる）」と定め、自然環境の保全、再生、生物保護等の施策を体系化しております。

御質問の私有樹林地の保全協定の維持は、基本戦略1に位置づけられた施策の一つであり、具体的には、本市との間に緑地保全に関する協定を締結した山林所有者の団体に市川市緑地等保全事業補助金を交付することで山林の維持管理の支援を行っているものでございます。いちかわ戦略においては、補助金の交付対象としている協定山林の面積を指標として進捗を管理しており、その合計は、短期目標の初年度である平成26年度は38.1haだったものが、最終年度である令和2年度は36.2haに緩やかに減少していることを確認しております。減少の主な理由は、相続による売却であると考えております。

本市としましては、私有樹林地の保全の強化が必要であると認識をしており、現在の補助制度を継続しながら、今後はナラ枯れの防止など、さらなる保全の強化策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございます。年々緩やかに減少していると伺いました。その減少の理由は、相続による売却、ぜひ本市で売却する前に買取りとかそういったことができないか、ケース・バイ・ケースですけれどもそういうことも検討して、なるべく減らさない方向でいってほしいと思います。

相続による売却が減少の主な理由でしたけれども、1970年代から、先ほど申し上げたとおり買い取って守ってきたものがあります。それは、北西部、北東部の水と緑の回廊と呼ばれるものだと私は思っています。このエリアのように、雑木林をはじめ、草原とかお寺とか、そういったところの土地またはため池、水路、その一連の環境を私たちは守っていかなくてはならない、そういう意識の下でないかと、どんどん減っていくばかりだと思えます。雑木林イコール里山を維持していくためにボランティア活動に対する理解、そういったものに手を加えてくださる人たちへの理解、協力を得ながら、市民と林、それを取り巻く緑の環境、新たな関係を築いていくことが必要だと思います。市としても応援していただきたいと思えます。

再質問としては、この基本戦略に「市民ボランティア活動に参加する市民や事業者の育成をおこなっていきま

随分減ったように感じます。協働による自然環境の保全や市民ボランティア活動の育成について、現状と今後の考え方について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 本市の自然環境の保全におきましては、その担い手である、いわゆる緑のボランティア団体の活動が大きな役割を果たしております。緑のボランティア団体は、緑と花の市民大学や緑を守るボランティア養成講座の修了生を中心に、現在8団体、140人が活動しており、市北部等の公園や緑地9か所と、民有緑地6か所の整備保全を行っております。また、ボランティア団体間の情報交換、連携協力体制の構築や、技術、機材の融通、活動支援などを目指して、平成26年にいちかわ森の交流会が結成されております。このいちかわ森の交流会に対しましては、公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団と本市が連携して支援を行うことで、市民、事業者、行政の3者協働による自然環境の保全が行われているところでございます。いちかわ森の交流会への支援として、本市としましては月1回の定例会に出席をし、情報共有と各団体の活動へのアドバイスをを行うほか、定例会で使用する公共施設の会議室の減免手続等を行っております。花と緑のまちづくり財団におきましては、事務局として各団体間の連携に対する協力のほか、加入8団体に対し、1年度当たり5万円を上限として補助金を交付しております。いちかわ森の交流会も設立から10年以上が経過し、中心メンバーの高齢化も進み、人材の育成、担い手の確保が課題となっていると伺っております。

本市では、令和3年8月に策定した市川市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針において、人材の育成、担い手の確保と、普及啓発として森林ボランティアによる森林環境教育などを進めていくことと定めております。今後は、緑のボランティアへの活動に対して、森林環境譲与税の活用も視野に入れた支援方法を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 森林ボランティアによる森林環境教育、この対象となる子どもたち、市民ですけれども、そういう方たちが数多く森林の中で、その整備にも関わったり、またはそれを見て案内していただいて見ていくこと、体験していくこと、とても大切なことだと思います。森林環境譲与税の活用も視野に入れながら、このボランティア活動に支援方法を検討していきたいと御答弁ありました。ぜひよろしく願いいたします。

市民との協働活動については、活動を理解いたしました。さらに、そうした事業を生物多様性いちかわ戦略や、みどりの基本計画をつくるときに位置づけて推進していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。これは御答弁じゃなく御検討いただきたいと思っております。

次に3番目、都市緑地の利用促進について現状を伺います。2018年12月定例会での答弁で、本市の緑地は1987年から2017年の30年間で34ha拡大したとあります。現状はどうなっているのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 まず、都市緑地の平成30年度以降の取得状況でございますが、令和元年度に、国府台緑地の寄附により約0.07haを、令和2年度に国府台緑地等の買取りや寄附により約0.25haを取得しており、合わせて約0.32haの都市緑地を拡大しております。都市緑地につきましては、斜面緑地を除き、国府台緑地やじゅんさい池緑地などには遊歩道や休憩施設を整備し、曾谷緑地や大野緑地には広場やトイレの整備を行い、市民へ開放しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 では、市民への開放ということ、この都市緑地の利用促進の中で、市民を巻き込んで近くの

緑に触れられる環境を体験していただきたいと思っています。

御答弁で、都市緑地については斜面緑地を除き、国府台緑地、じゅんさい池緑地等と遊歩道や休憩施設を整備し、曾谷緑地には広場やトイレを整備し市民へ開放しているとありましたので、立札や案内板のガイドをもう少し充実していただきたいと思います。

市内の豊かな自然を多くの方に感じてもらうために、水と緑の回廊マップを市公式ウェブサイトで紹介していますとありました。水と緑の回廊には連続性があり、市がつくり上げてきたことを市民にも理解していただけるような案内があるといいと思います。

御答弁ありがとうございました。以上で質問を全部終わりました。これで終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩をいたします。

午前11時56分休憩

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

稲葉健二議員。

[稲葉健二議員登壇]

○稲葉健二議員 創生市川の稲葉健二でございます。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

初めに、ごみ、資源ごみについてお聞きします。

まず、ごみの減量に対する市の考え方をお願いします。市川市は最終処分場を持たない市であります。また、これからクリーンセンターの建て替えに向かって進む中で、将来のごみの方向性をしっかりと考えて進むことが重要であると思います。前々市長のときに、ごみの減量に向かって、可燃ごみの週2回収を進めました。そして、前市長のときに、コロナ禍での暫定的な施策であるとはいえ、今年度も可燃ごみの週3回を継続しています。現在はあくまでも臨時的な措置としての施策で、将来を見据えた考え方をウィズコロナ、アフターコロナで考えるべきであると思います。市の考え方をお聞かせください。

次に、生ごみ専用回収ボックス、通称スマートi-BOXについてお聞きします。市が回収する可燃ごみの重量の4割が生ごみ、生ごみはバイオマスの技術を使えば発電の燃料になるということで、全国初となる生ごみ回収ボックスが検証されていたと思いますが、現状と今後の考え方をお聞きします。

次に、資源ごみの現状と今後の方向性についてお聞きします。資源ごみ回収が増えていけば、可燃ごみの焼却量が減り、ごみの減量につながるようになります。それには、ごみの分別を推進することに加えて、資源ごみを市民の方が出しやすくする必要があります。資源ごみを集める手法は公共収集や集団資源回収などがありますが、現状と課題をお願いします。

次に、ペットボトルのリサイクルについてお聞きします。今年、市内4自治会の協力を得て、ペットボトルの単独収集実証実験を実施されたと聞いています。この実験は何を目的とし、結果はどのようなことが施策へとつながるものか、お聞かせください。加えて、以前議会でも質問をさせていただいております、ペットボトルを資源回収の品目に加えることはできないものか、また、集団資源回収の対象物にならないものか、お聞かせください。松戸市などは、集団資源回収でペットボトルをかなりの割合で集めており、報奨金の対象にもなっているようです。市の見解をお願いします。

次に、公共施設のごみの回収についてお聞きします。今回、この質問をする上で、資料を集める中でいろいろ

なことを感じました。生活や事業を行う上でのごみを処分する形態は多岐にわたります。また、市の業務や施設を運営する上で、施設の種類や規模など多岐にわたり、その施設を所管する部署も様々で、ごみというテーマ1つでも統括的な形態にはなっていないと思いました。

最近、男性用のサンタリーボックスを公共施設に配置することで、何人かの方から話を聞きました。サンタリーボックスを整備することに異論はないが、今まで置いていなかったため、そのごみの処分に対する疑問でした。現在の主立った公共施設のごみの排出状況を調べてみると、可燃ごみの回収が月1回とか、1年間で処理費が3,000円もいかない施設もありました。今回、サンタリーごみが出ることで、可燃ごみとして1か月衛生ごみをためておくことになるのかと不安を話していました。それでは、可燃ごみの月1回を週2、3回に増やせばいいのかというのも、排出量を考えた場合、合理的な運営方法とは思えません。従前に質問をしましたが、近隣の自治体では少量に限定をして、ごみ袋に業務ごみシールを有料で販売して一般ごみ集積所に出す方法や、業務有料袋を自治体で販売し、その業務ごみ単価で一般ごみ集積所に出しているところもあります。市の考えをお聞かせください。

次に、まちづくりに関して質問をいたします。6月定例会でも関連した部分ですが、今回はケースを絞ってお聞きします。

まず、緑地率ですが、緑地率を考える場合、宅地開発条例に基づく整備基準と、風致地区条例に基づく植栽基準があり、分かりづらいたともに、この緑地率を誤解している方とお会いしたことがありました。そこで、改めて2つの条例の適用の考え方、宅地造成をする場合や建築をする場合どのように適用するのか、緑地率に差がある場合はどのように適用するのか、お聞かせください。八幡5丁目の共同住宅建築の場合は、緑地率はどのようになるのか。また、他市の条例などと比較することができればお願いします。

続いて、風致地区の考え方についてお聞きします。先順位者がかなり細かく聞いておりますので、前段の緑地率の部分と重ねた形でお聞きします。風致地区での緑地率の条例の現状と課題を改めて整理して、簡潔にお聞かせください。

次に、八幡5丁目におけるアパート建築問題についてに移ります。現在、この問題は、住民の方たちに対して事業者側が説明会を行わない状態のまま工事が再開しているようです。条例を遵守されないまま工事が進められています。私も説明会に2回、住民交流会にも参加させていただきました。事業者側の説明や内容などは、住民の方たちの信用を得られるようなものではなく、今後の不安につながるようなものでした。今回特に感じることは、事業者は建築計画を一部変更し、その変更した内容の説明会を開いて説明しないまま建築再開をしていることに強い憤りを感じます。市は、そのことに対して事業者にどのような形で要請などを行っているのか、内容を含めてお願いします。加えて、建築を進めるに当たっては、各種関係行政機関の許可や承認に必要な手続が出されていると思いますが、市の対応はどのようにしているのか、内容などを含めてお聞かせください。

次に、幼稚園、保育園についてに移ります。

最初に、特別支援が必要な子どもへの支援方法についてお聞きします。現在、特別支援が必要な子どもたちにどのような支援が行われているのか、市単独で支援しているものなど、整理してお聞かせください。

特別支援が必要な場合、現在は療育手帳を持っていることや、指導を受けている証明書などで行っていると思いますが、現実には、そこに踏み切れない保護者の方が多くいると聞いています。自分の子どもの状態を認めたくない方のお話を聞くこともあります。以前質問しましたが、特別支援が必要だと思われる子どもに、各園で専門家の方にその子どもを見ていただくことによって、支援が必要だと判断ができれば対象として加算や加配をすることができないか、お聞きします。もちろん保護者の同意をもって判断することが前提ですが、その子が在園する間手厚くサポートするためであり、決してその子の状態を断定するものではないことで進めることによ

て、手帳や証明書ではない支援の仕方を考えてほしいと思います。

先日、大阪の泉佐野市の泉佐野市地域子育て支援センターを視察してきました。泉佐野市では、心理士が園に出向き、支援が必要かを判断して、必要となれば手帳や証明書などがなくても支援対象としているとのことでした。その際、やはり難しいのは親の説得だそうです。我が子をそうでないと思っている方に、少しでも手厚く保育するため応援する制度だからといって話していくそうです。市川市でも、心理士が巡回指導していると思いますが、心理士の方や園の方、そして市の担当職員で判断し、必要とあらば加算や加配につなげるようにできないか、お聞かせください。

続いて、小規模保育園の連携支援についてお聞きします。ゼロから2歳児の受皿として多くの小規模保育園が開設されました。しかし、3歳児以降に連携する園などが必ず必要になります。保育園に進む子や幼稚園に進む子など、新しい保育先へと進みます。市として、連携に対してどのように支援するのか、幼稚園など制度の違うところに進みたい場合のサポートをどのように考えるのか、私立幼稚園などの意見はどのように聞いているのか、お願いします。

次に、相談などの共有、連携の現状と課題についてお聞きします。子どもが育っていく過程では、様々なことが起こったりするものです。経験を積んで対応ができることもあります。過去に想定のないような特別な支援を必要とするケースなどは、なかなか思うようには対応できないという声も聞こえます。特に、経験の浅い先生などは、時間的に余裕のない中、相談する時間なども取りづらいという声も聞きました。特に保育園、幼稚園など所管が違っていたりする場合は、共同で研修会などを行ったりして共有をしているようですが、全員が参加できるわけではなく、日程もかなりの回数を組むことは難しいと思います。

そこでお聞きしますが、そのような中で情報の共有はどのように行っているのか。また、現在、事例として持っているものや、各園などの事例を集めてデータベース化して職員が共有できるシステムをつくることはできないでしょうか。もちろん、個人情報に配慮をしたり、特定の子どもが推測できるようなことはないような形であることが前提です。幼稚園や保育園で日常にあることや、解決に至った経緯や内容を入力してキーワード検索などで探することができるシステムは、今の時代、難しいとは思えません。市の考え方をお聞かせください。

以上、1回目の質問といたします。

**○大場 諭副議長** 質問は終わりました。答弁を求めます。

根本環境部長。

**○根本泰雄環境部長** 私からは、大項目、ごみや資源ごみについての(1)から(3)についてお答えします。

初めに、(1)ごみの減量に対する市の考え方についてです。本市は、市内にごみの最終処分場を有しておらず、次期クリーンセンターの施設規模をできるだけ小さくするためにも、ごみの総排出量を削減することが重要であります。これまでも市川市一般廃棄物処理基本計画に基づき、マイバッグ利用によるレジ袋の使用抑制や食品ロス対策、分別の徹底に向けた啓発の強化などを行ってまいりました。これらの取組の結果、平成29年度から令和3年度までの4年間において、人口が約1.3%増加したことに対し、燃やすごみの総排出量は約1.6%減少しております。この結果、1人当たりのごみ排出量も減少傾向にあり、令和6年度の目標値は達成される見込みであります。一方で、焼却処理量については、計画当初と現在の人口に乖離があることから、令和6年度の目標達成は難しいものと考えております。今後、次期クリーンセンターの年間排出量を算定するための基となる市川市一般廃棄物処理基本計画を改定し、さらなるごみの減量を図っていく必要があると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、燃やすごみの収集回数を臨時的に変更しているところですが、新しい生活スタイルに対応したごみ減量施策についても検討を進めていく必要があると考えております。新たなごみの減量施策の実施については、市民の負担となるため、慎重に検討をする必要があるものと考えており

ます。

生ごみ専用スマートi-BOXは、生ごみの資源化と市民の利便性向上の両立を目指し、家庭の生ごみを捨てていただくために開発を進めてきたものでございます。しかしながら、スマートi-BOXの開発に長い期間を要したこと等様々な点から、家庭の生ごみを収集し資源化をすることはこのままでは困難であると考え、スマートi-BOX開発事業を廃止したところでございます。今後につきましては、スマートi-BOXの生ごみの収集以外の活用方法について検討をまいります。

次に、(2)資源ごみの現状と今後の方向性についてです。資源ごみとして、本市では紙類、布類、プラスチック製容器包装類、瓶、缶、剪定枝を資源物として週1回公共収集をしており、その後、リサイクルの過程である中間処理施設や古紙問屋へ搬入をしております。公共収集による資源物の回収は増加傾向であり、市民の資源物の分別意識についてはおおむね浸透しております。プラスチック製容器包装類では、ペットボトルのほか、プラスチック容器や包装材等混合回収をしているため、汚れが目立つものもでございます。また、燃やすごみには資源として回収している紙類、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙やプラスチック製容器包装類が含まれていることも課題と考えております。

集団資源回収は、自治会や子ども会などの地域組織と回収業者が回収場所や回収日を定めて行う資源の自主回収活動であり、本市のごみ減量意識やリサイクル意識の醸成を促す事業であるとともに、コミュニティーの活性化も図られてきたものと考えております。しかしながら、集団資源回収は、団体数、回収量とも減少傾向であります。課題を申し上げますと、市内全体を見渡しますと、地域によっては活動状況の差も生じており、剪定枝を入れた13分別の定着により、同じ場所で回収している場合には、公共収集と集団資源回収の判別がしづらい状況もでございます。また、団体のうち、日々の置場の管理や事務の手続など一部の方に負担がかかっていることがあるとも聞いております。

次に、(3)ペットボトルのリサイクルについてです。令和4年2月に市内の北部と南部の合計4自治会に御協力をいただき、ペットボトルの単独収集についての実証実験と事後のアンケートを行いました。事後アンケートの結果はおおむね肯定的な回答でありましたが、家庭内で保管するためのごみ箱や袋の設置、排出時の袋の使用が負担、ペットボトルを別回収する必要性を説明すべきといった御意見もいただいております。今回行われた実証実験の結果を参考に、ペットボトル単独収集の課題を整理し、より効率的、効果的な収集方法について検討する際には、今回の単独収集の結果を踏まえて検討をまいりたいと考えております。

現在、本市のペットボトル回収は、公共収集をしているほか、市内公共施設で行われている拠点回収の2つの手法で実施をしております。ペットボトルを集団資源回収の品目に加えることにつきましては、集団資源回収活動が本来、民民で有価物として取引されていることが前提であることや、活動している一部の人に負担が集中してしまうことなどが想定されることから、慎重に判断をしたいと考えております。

なお、松戸市では、本市と違い、公共収集における資源物としてペットボトル回収をしておりません。以前、不燃ごみとして処理していたペットボトルは、リサイクルの推進に伴い、現在自治会等で行っている集団資源回収の品目に追加し回収をしていると聞いております。また、品目の追加により奨励金の対象となっているものがあります。両市の資源物及びペットボトルの回収方法に差異があることから、今後についても松戸市が行っている手法等をさらに調査研究するとともに、公共収集を含め、市川市に合った施策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは、大項目、ごみや資源ごみについての(4)公共施設のごみの回収についてお答え

いたします。

初めに、公共施設におけるごみ処理の現状についてです。現在、施設ごとに入札を行い処理業者を決定しているのは、第1庁舎、第2庁舎、給食の残渣が生じる学校や保育園、清掃とごみの回収を併せて行う斎場及び霊園、さらに、収集箇所が多い公園施設となっております。それ以外の約100施設については、可燃ごみの排出量が少量であるため、個々の契約とせず、市川市清掃業協同組合と随意契約を締結しております。

次に、サニタリーボックスの現状と課題についてです。サニタリーボックスは、各庁舎をはじめ、図書館や公民館、勤労福祉センターなどで設置が進んでおり、その廃棄物については、現在施設ごとの回収サイクルにて処理されております。そこで課題でございますが、回収サイクルが月1回の施設などでは、御指摘のとおり、尿漏れパッドなど排出されるごみを長期間保管しなければならず、衛生面への懸念がございます。

次に、公共施設のごみを一般集積所へ出す考え方についてです。事業者からのごみについては、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例において、事業者が自らの責任で処理することとされております。このため、公共施設のごみについても、家庭ごみとは別に事業系一般廃棄物として収集、運搬を行っております。なお、制度的に可能であれば、家庭ごみの収集ルートでの処理は、回収頻度の少ない公共施設の負担軽減につながるのではないかと考えており、排出者の立場からは、ごみの処理の選択肢が増えることは好ましいものと認識しております。

最後に、他市などの事例についてです。事業系ごみは、許可を持つ処理業者へ委託処理することが基本となりますが、東京23区や浦安市では、排出するごみが一定量に満たない場合、あらかじめ購入した有料ごみ処理券や専用袋を使用することで、家庭ごみ用の一般集積所の利用を認めております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 私からは、大項目まちづくりについての(1)、(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)緑地率についてでございます。2つの条例の適用でございますが、宅地開発条例は、市独自の自主条例であり、良好な居住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えたまちづくりに寄与することを目的として、市独自の公共施設等の整備基準を規定し、良好な宅地開発事業の施行を誘導しております。その中で、緑化施設は事業区域内に居住する者等の利便性の増進が図られる公益的施設と位置づけており、緑化施設の整備が必要となる適用対象は、事業区域の面積が300㎡以上の集合住宅の建築でありまして、適用対象事業に対しては、市と事前協議をすることを義務づけ、緑地率の基準により緑化施設の整備を誘導しております。

風致地区条例は、都市計画法第58条の規定により地方公共団体が定める条例で、都市における良好な自然的景観を維持するため、政令の基準に従い、建築物の建築や宅地造成等に対して規制を行うものであります。政令の基準には、建築物の建築に対して高さ、建蔽率、外壁の後退、形態及び意匠等の基準が定められており、また、宅地造成等に対しては、緑地率、切土または盛土の高さ、森林の伐採等の基準が定められております。地方公共団体は、この基準内で条例を定めることができることとしていることから、市川市風致地区条例においては宅地の造成に対する緑地率を定めております。風致地区条例では、一部の軽易な行為を除き、全ての建築や宅地の造成を対象としており、行為を行う前に許可申請が提出され、基準への適合を審査しております。

次に、宅地造成や建築をする場合の適用でございますが、風致地区内の許可申請においては、建築物の建築と宅地造成が同時に行われる場合は、建築物の高さ、建蔽率等の審査に加え、宅地造成の基準である緑地率等の審査を行いますが、建築物の建築のみである場合は建築に対する基準のみの審査となります。宅地開発条例と風致地区条例の両方が適用されるケースとしましては、例えば、事業区域の面積が300㎡以上の集合住宅の建築で、同時に宅地造成が行われる場合がありますが、この場合、宅地開発条例の緑地率及び風致地区条例の緑地率のい

ずれか高い率に適合することを審査しており、合算した率では審査することはございません。

次に、八幡5丁目の計画についてですが、八幡5丁目の計画においては、従前から宅地であった敷地における宅地造成の伴わない建築であることから、風致地区条例においては緑地率の審査はございません。しかしながら、宅地開発条例においては敷地300㎡以上の事業地における集合住宅の建築であることから、敷地面積の10%以上の緑化施設の整備を行うよう事前協議を行い、協議が整ったものであります。

次に、他市の緑地率でございますが、千葉県内で風致地区を定めている船橋市、銚子市、香取市においては、本市と同様、宅地の造成への適用としておりますが、全国を見ますと、鎌倉市、名古屋市、福岡市においては、建築物の建築に対しても20%から40%の範囲で緑地率の基準が定められております。また、仙台市、大阪市においては、宅地の造成等が行われた土地に限り、再建築となる建築物の建築等に対し植栽その他必要な措置を行うこととしております。本市における風致地区内の制限は、昭和45年に公布された千葉県風致地区条例に基づき行われておりましたが、地方分権が進み、平成16年からは10ha未満の風致地区について本市において条例を定め、平成24年には市内全ての風致地区に対して本市において条例を定めることとなりました。これに伴い、市内各風致地区において規制に係る基準の検討を行いました。居住している区域に差がないことから、千葉県と同様の市内一律の規制をしていくことが妥当と整理し、現在の基準としたところでございます。

次に、(2)風致地区の考え方についてでございます。風致地区条例の緑地率は宅地の造成に対して定めており、用途地域の定められている土地の区域内は20%以上、それ以外は30%以上と定めていて、500㎡に満たない場合や戸建ての住宅の敷地においてはそれぞれ10%、15%としておりますが、宅地造成の伴わない建築物の建築に対しては、緑地率の基準はございません。近年、風致地区内における申請は、大半が建て替え等建築物の建築となっております。建築物の建築に対しては緑地率の規定がなく、敷地内の緑地は申請者の任意となることから、風致地区内における緑地の維持や緑化については課題であると認識しております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 川島街づくり部長。

**○川島俊介街づくり部長** 私からは、大項目まちづくりについての(3)八幡5丁目におけるアパート建築問題についてお答えいたします。

市は、近隣住民からの説明会に事業主の出席を求めることや、説明会を土日に開催することなどの要望を踏まえて、事業者及び施工者に対し、本年7月21日に要請文書を送付しております。この要請に対しまして、8月8日、事業者の代理人弁護士から、これまで市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例、通称宅地開発条例に基づき説明会を5回開催し、条例を遵守したものと考えており、これ以上説明会を開催する意思はなく要請には沿えないとの回答書が市に送付されました。この回答を受け、市は8月10日、事業者及び工事施工者に対し、7月末に事業者が建築確認申請における計画内容の変更を行ったことから、宅地開発条例に基づき、計画内容の変更について改めて近隣住民への説明を実施するよう要請文書を送付いたしました。その後、事業者からは何ら回答もありませんが、市といたしましては、事業者に対しまして引き続き要請してまいります。

次に、工事の許可や承認が必要な手続への市の対応についてです。工事に際し、道路法第32条に基づく水道の給水管接続のための道路掘削や、下水道法第24条に基づく下水道の排水設備の新設などの法令に基づく工事の許可申請があった場合、申請内容が各法令に適合し、不備がなければ行政手続法に基づき許可通知書の交付を行わざるを得ないものと考えております。しかしながら、現在、宅地開発条例に基づく協定が締結されておらず、工事を差し控えるよう要請しているところでもありますことから、各工事の申請に対する許可通知書を交付する際には、宅地開発条例に基づく協定の締結後に工事着手を求める旨を付記した上で交付を行ったところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは幼稚園、保育園についてお答えをいたします。

初めに、(1)特別支援が必要な子どもへの支援方法についてであります。幼稚園や保育所等におきましては、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子ども、発達に課題のある子どもなどに対し、特別な支援を行っております。このうち、発達に課題のある子どもには、言葉の遅れがある、衝動性が高く多動傾向にある、こだわりが強く集団行動が苦手など、様々な特徴があります。このような子どもたちに対する支援につきましては、周囲の大人たちがその子の特性について理解し、発達の状態に合った支援をすることが大切なことであることから、子どもたちが皆平等に教育や保育を受けることができる体制整備が重要であると考えております。

そこで、本市では、幼稚園や保育所等がこのような子どもたちを受け入れていくに当たり、子どもたちの安全を確保しながら質の高い教育、保育を提供していくために、国が定める職員の配置基準を超えて幼稚園教諭や保育士を配置できるよう、運営費への加算や補助を行っているところであります。また、施設の職員に対しては、こども発達相談室において心理士が保育施設を巡回する相談事業を行っており、子どもたちが安定した日常を過ごすことができるよう、担当保育士だけではなく、施設全体の職員に対し、子どもの特性に応じた接し方などのアドバイスを行っております。

しかしながら、子どもの視点に立った場合には、職員が加配され入園できることがゴールではなく、個々の特性に関わりなく当たり前を受け入れられ、そして発達に合った支援を受け、卒園後も安心して小学校に通えるように成長することが大きな目標になると考えております。そのため、保護者と施設が相互に子どもの特性を理解し共有した上で必要な支援を行っていく必要があります。これらを踏まえまして、心理士などの専門職の活用も含め、特別な支援が必要な児童を支える制度について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)小規模保育園の連携についてであります。小規模保育事業所は、ゼロ歳から2歳までの乳幼児を保育する定員が19名までの施設であり、卒園後は引き続き保育を提供する連携施設の確保が求められておりますが、施設を確保している事業所は、現在のところ半数程度にとどまっております。そこで、本市では、卒園後、保育所等を希望する場合には、一般の受付に先立って入園調整を行うとともに、選考基準に加点をするなどの優先的な措置を講じております。一方、私立幼稚園は、教育時間はおおむね10時から14時までとなりますが、一部の園では教育時間の前後に保育時間を設け、8時から17時30分まで児童を預かる就労支援型預かり保育を実施しており、夏期や冬期などの長期休暇にも対応しております。さらに、朝や夕方の方の預かり時間を延長し、保育所等と同程度の保育時間を提供する園もございます。

これらのことから、保育に必要な保護者の中には預かり保育を行う園を利用することが十分可能な方もおり、卒園後の預け先として選択肢が広がるものと考えております。なお、幼稚園からは、卒園児を受け入れる場合、円滑に引き継げるよう、入園前から園児の様子を知ることが必要なことから、近隣の園に遊びに行く、園の行事に参加するなど、日常的な交流が必要と伺っております。

本市といたしましては、今後、小規模保育事業所と幼稚園の連携について、それぞれの施設のニーズを把握し、希望する施設が相互に協力できる体制づくりを支援してまいりたいと考えております。なお、預かり保育の周知といたしまして、新たにチラシを作成し、小規模保育事業所の保護者等に配付する予定であります。

最後に、(3)相談などの共有、連携の現状と課題についてであります。成長変化の著しい乳幼児を育む保育施設等において、子どもの特性や行動の理解、支援について、職員がケースを共有し意見交換することは、よりよい教育、保育の実践に向けて重要な学びとなると認識をしております。例えば、こども発達相談室では、私立保育所等の保育士を対象に、特別な支援が必要な子どもについてケース検討による研修を実施しております。各施

設から提出されたケースを検討し、後日実施した対応方法について検証をしており、他の園の保育士がどのような実践をしているのか。どのようなアプローチを行うことでどのような効果が得られたのかを、施設を超えて保育士同士が共有し、学んでおります。また、公立保育園でもケース検討を含む研修を実施し、その後、職員間で情報の共有を図っております。なお、ケース検討につきましては、一度に参加できる人数が限られていることから、機会を増やすなど研修体制を充実していくとともに、分散保管している事例を集約して、職員が閲覧しやすい方法を検討していく必要があると考えております。

次に、データを共有できるシステムの開発についてであります。現在、児童虐待対応や発達相談の業務において、ケース情報や相談内容を入力するシステムを活用しておりますが、個人情報が多く、取扱いには十分に注意を要するため、支援に関わる本市職員のみが閲覧しております。匿名性を守りながらケース情報を共有するシステムの開発を含め、今後、市内の全ての教育・保育施設で働く職員がどのような形で情報共有していくことが職員のスキルアップにつながられるかを検討してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 答弁は終わりました。

稲葉議員。

**○稲葉健二議員** それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。それでは、ごみのほうから順次再質問させていただきます。

まず、スマートi-BOXに関してはもう検討終了ということで、これからどのように使い道を考えるかどうかはお任せしますが、なるべく無駄のないことをこれからの施策としては考えていただきたいと思っております。

また、今まで週2回やっていた、例えば船橋市とか千葉市は週2回の可燃ごみの回収をしていました。コロナのこれだけの状態の中でも週2回を継続していて、何で市川市だけが3回にならなきゃいけない。衛生上の問題でということであったとしても、やはり他市でできてどうして市川市ではできないのかということも今後は検討してもらいたい。急に施策を変える云々、市長が替わるごとに今こうやって回数が変わっているような状態ありますから、そこら辺も検討していただきたいと思っております。

あと1点、やっぱり人口のこれからの動向がすごく重要だと思っております。ですから、要するにどのぐらいでクリーンセンターを造るとか、どのぐらいの可動域を考えるとということがやはり施策としてはすごく重要であるわけですから、これからしっかりと検討して、将来のごみの量をしっかりと検討していただきたい。

その中で1点だけお聞きしたいのは、前々市長のときにごみの有料化というものもやっぱり検討にありました。有料化することによって、本来はごみを処分する必要がある、その部分においては、ではどういうふうを考えていくのかとか、それによってごみを減量しようとか、そういう議論も十分にありました。この点についてはどうお考えでしょうか。

**○大場 諭副議長** 根本環境部長。

**○根本泰雄環境部長** お答えします。

家庭ごみを有料化することに関しては、市川市廃棄物減量等推進審議会に諮問をし、平成28年1月にさらなるごみの減量・資源化を進めるための方策として導入を図ることが適当であると答申をいただいております。また、令和2年12月におきましても、さらなるごみの減量・資源化の促進の観点から、今後も導入に向けた検討を継続していくべきであると答申をいただいております。このことは重く受け止めております。将来、家庭ごみ有料化を実施することにつきましては、市民生活への影響が小さくないものと考えられることから、現状や社会情勢等を総合的に勘案し、慎重に判断をしていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ありがとうございます。ぜひ慎重に検討していただきたいと思います。

続いて資源ごみなんですけれども、昔というか随分前までは、このように資源ごみ袋というのを使って、この中に紙とかを入れて、それで、それをそのまま出せるのかと思ったら中身を縛って出してくださいという、今は全く行われていないわけなんですけれども、やはり施策がみんな中途半端になってしまうと、やはり何かを目標とか何かのツールを使って継続的に出させるように、これからはそのような検討もしていただきたいと思います。これは答弁結構です。

それと、あとペットボトルの今後なんですけれども、今、現況、例えば拠点で回収しているすごくきれいなペットボトルも、中間処理の途中から入って行って汚くなったペットボトルと最後に合流するようなシステムになっているんですね。これに関しては全く無駄であると。だから、要は、きれいなものはきれいな形で業者が引き取れるような形のシステムであって、中間処理の必要なものと全く分別するほうが効率的であって、将来の無駄をなくすことにつながると思っていますので、これはぜひ検討してください。

プラスで、やっぱり何が言いたいかというと、資源回収というか、この資源ごみの回収を松戸は週2回とかやっているんですよ、もちろん全部じゃないんですけれども。週2回資源を回収していくということは、やっぱり出す人たちが出しやすいわけです。そうすると、ちょっとずつでも出したものが集まっていくような、ためて出すというよりも、いつも出しているというようなイメージになっています。それと、きれいなペットボトルの回収によって、その単価も十分に1kg10円の報奨金も払っているような状態であります。ですから、いろんな角度からやっぱり資源を生かす、要するに集めるための計画をしてもらいたい、これも要望で結構です。

もう1点、今度は公共施設の部分です。今日の読売新聞の朝刊に男性のサンタリーボックスのことが大きく取り上げられていました。ですから、これはもちろん置くことは大事なんです。でも、それが先に行ってしまうと、ごみの処理も考えないでボックスだけが置かれてしまうというのがおかしいというのが今回の質問の意図であります。ですから、今もう通常に週2、週3の回収をしているところは全く問題ないわけです。通常に十分に廃棄できる。でも、月1回のところに、単価契約で1kg何円という契約で回っているごみの収集車が、今後2回、3回回ってくださいますといったときに、ほとんど空車で回ってもらうような、こんな効率性の悪いことが起きてしまうと。それだったら一般のごみの集積所に出して、例えば浦安とか東京みたいに、単価の少ない、量の少ないものはそれで出せるという形を取れば、十分に今の一般ごみのサイクルの中で入り切れないものではない量しか行っていないわけですから、1年間、そして契約課に通って、それを通して1年間の清算をして、3,000円を得るための、そんなシステムの部署もあるわけですね。こういうところに関しては、やはり今後を考えなきゃいけないと。まず財政部の意見を伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

御指摘のとおり、施設によりごみの保管などに課題があることは認識しております。一方、サンタリーボックスの設置は、公共施設における快適環境の提供に資するものと感じております。こうしたことから、ごみを保管する専用ボックスを設置するなど、保管環境の改善を図ってまいりたいと考えております。いずれにしても、今後のサンタリーボックスの普及につきましては、各施設の事情などに配慮し進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いします。というのは、先ほど言いましたように現在、例えば週2、週3の回数が確

保されているところに優先して置いていく分には構わないですが、まだそれが確保できないうちは環境部とよく相談していただいて、それが、例えば一般廃棄物に実証実験とか研究でやれるようになった段階で置くとか、やはり回収がついて初めてサンタリーボックスが生きてくるわけであって、それを1か月ためるとか月に2回で増やしましたとか、こういう議論ではないと思っています。やっぱり施設の中で、それを処分する人たちの気持ちにもなって考えなきゃいけない、そのようにぜひお願いします。

そうすると、最終的に今、財政部とか環境部があったり、例えばその部署を所管している部があったりしたときに、そこは絶対調整が必要だと思います。それに対しては、やはりその部ごとが話し合うのはもちろんですけども、そこにやっぱり総合的に調整をする必要があると思いますが、副市長の考え方を伺います。

○大場 諭副議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 ただいま御質問者から御質問いただいた点につきまして、ごみを排出する立場からは財政部が、これをまた収集、運搬、それから処理する立場から環境部のほうが答弁をさせていただきました。この答弁を通じまして、公共施設から出る少量のごみの処理について問題意識、それから課題というものを認識できたのかなと感じております。

そこで、今後でありますけれども、この部門間の調整をさらに深めまして、効率性の観点からも、この少量のごみの処理につきまして課題を整理して事務の改善に向けて取り組んでいきたいと思っています。その際には、これは廃棄物でございますので、法律あるいは市の条例規則、ここの適合性も検討しないといけないですし、さらには現場でごみを扱う職員の意見などもしっかり酌み上げ、さらには、そのごみステーションを市民の方と共用するということになれば、市民の方々からも意見を聞いてということで、関係機関、関係者、それぞれからしっかりと意見聴取もしながら検討を慎重に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○大場 諭副議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 よろしくお願ひいたします。

それでは次に移ります。まちづくりの、まず緑地率についてなんですけれども、緑地率は、現状を考えたときにやはり実効性のない部分とかがかなりあるように感じています。ですから、数字上のものの問題点と、では緑化を求めたときに、その緑化を守る、守らないもある。それで、市川市が一律の緑地率を設定していることも私はすごく疑問に思っています。6月のときにもその部分は指摘させていただきましたが、神奈川なんかはかなり細かく、第1種、第2種、第3種とか、地域に応じてその緑地率の数字を変えています。そうすると、その部分において必要なものに対して、そこにどのように率を掛けたほうが有効性があるかと、そういう仕掛けをつくっていかないと、市川みたいに5地区に分けてただ漠然としていると。例えば八幡も、例えば国分も大野も、みんな同じ緑地率でいるということですね。ですから、これではやはり現実的でないと思います。そうすると、やはりそれを、この部分においては市の中で地区を分けたり、例えば八幡地区は何%が適しているとか、そういう形でやはり緑地率の見直し、緑をどうしたらつくっていかれるかと。もちろんパンフレットも大事でしょうけれども、そういう概念を、やっぱり民間の方の意見も聞いたり、地域の意見を聞いてそこを育てていくことが大事かと思いますが、これについてお願いします。

○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 前回の風致地区条例の改正が平成24年12月であることから、改正後間もなく10年となるため、地区ごとの基準を定める必要があるか現地の確認を行った上で検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 よろしくお願ひします。

次に、今後の地域をどう守っていくかという考え方があります。それに関しては、例えばいろんな手法があります。地区計画があったり、例えば、そのいろいろ地域に応じて考えなきゃいけない。それには、先日の住民交流会の中で弁護士の先生が、行政が住民が反対している建築計画を止められないのは、規制をあらかじめ決めていないから建築工事は止められないと話していたと私は思っています。また、新しい制度をつくっても遡及することができなければ実効性がない。それにはやはり考えていく、地域のことは地域が守っていくスタイルをやはり前に進めなければいけない。これについて簡単にお願ひします。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

それぞれの地域特性にふさわしい良好な環境の街区を形成するために、住民の合意形成に基づいて定めるルールである都市計画法に基づいた地区計画という手法がございます。さらに、この地区計画で取り決めました建築の用途制限や敷地の最低限度などを条例化することによって、この内容が建築確認申請の審査事項となり、実効性の高い地域のルールとして規制を行うことが可能となります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひ住民の方たちの意見を聞いて、地区計画を立てるのであればどういう形がいいのか、その地区はどうかとか、そういう形で今後守れるようなスタイルをぜひ応援していただきたいと思っています。

また、旗ざお地に関しては東京の条例と比較が出ますけれども、これに関しては、例えば千葉県条例があって東京の条例とこのように整合性が取れていないからできない、この部分だけを答弁ください。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

旗ざお地については、千葉県の建築基準法施行条例で安全上に配慮した制限が付加しております。そのため、市川市が旗ざお地に新たな条例を策定することは矛盾、抵触になりますのでできません。また、世田谷区のことによく取り沙汰されておりますが、世田谷区では住環境条例というものが、市川市の宅地開発条例と同様の条例ですが、法的拘束力のない今の市川市と同じ条例でございますが、それに対して長屋の規制をしたというふう聞いております。市川市と千葉県と東京都では、それぞれ安全条例の考え方が違いますが、それぞれに一長一短がございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ありがとうございます。ここで、やっぱ緑地の保全や宅地開発条例を遵守しないで工事を再開していることについてと、また、この八幡地区に関して、今後の建設問題を総括という形で市長のほうから御答弁いただければと思います。

○大場 諭副議長 田中市長。

○田中 甲市長 稲葉議員から御質問をいただきました。前段者のつちや議員からも同様の質問があったと思います。また、後段者のかつまた議員も同じように、この風致地区の問題で質問を準備されているという認識、そんな中でございますが、八幡の風致地区内における共同住宅の建築につきましては、これまでも事業者に対して、住民への説明が十分に行われ、信頼の醸成が図られるまで建築工事を差し控えるように要請を行ってまいりました。一方で、建築基準法に基づく確認申請や建築確認の変更の届出手続を業者は済ませているという状況の中で、説明会を行った上で、建築を行う権利があることも認めなければなりません。

このたびの事態が起きてしまった要因を探ってまいりますと、経済状況を含め、時勢により土地を売却する状況に相成って建設計画が起きたわけですが、そこで、風致地区にお住まいの住民と、風致地区で事業を行う事業者との話合いが十分に行われずに建築事業が進められたことが始まりであるというふうに受け止めています。私自身も市長就任後、直後に事業者と直接会い、工事の停止に対する要請書の提出をさせていただき、さらなる話合いを見守っておりましたが、残念ながら本題における双方の歩み寄りが見られず、あつれきが生じたままになっていると認識をしています。

本市が目指す秩序ある住宅地の形成と、都市緑地の保全の両面の実施を目指すためにも、また今後、このような問題を生じさせないためにも、地権者の合意が前提となりますが、現在、まちづくり部が中心となって、緑地の保全、促進といった新たな項目を盛り込んだ地区計画条例の改正準備が既にでき上がっております。しかし、この条例は地権者の個人資産売却に影響を及ぼす側面があるため、住民の方々と十分な協議が必要ですが、市としては、今後に備えた一つの対応だと、そのように考えているところです。

現在、住民の皆さん方や業者の双方が弁護士を立てて、どのように対応するかが検討されているようではありますが、市川市としましては、常に状況を注視するとともに、今後、利害の調整が図られてそのような調整が図られる状態になることを強く望んでいるところであります。

現在、市長が皆さん方にお伝えできるのは以上であります。

**○大場 諭副議長 稲葉議員。**

**○稲葉健二議員** ありがとうございます。途中の過程、例えば今、市がどういうふうに動いているとか、市がどういうふうな形で、例えば向こうがこういう形で言ってきたとか、それに対して住民の方たちにはその内容が全然分からない部分で確かにあると思います。ただ、そこに住民の方たちになるべく情報を下ろすことによって、少しでも気持ちの上で安心できたり、例えばそれに対応ができるようなスタイルをつくらないと、やはり住民の方たちは不安の毎日を、どうなっているのかという形になってしまうと思うので、そこだけはお願いします。

最後になりましたが、幼稚園、保育園についてに移ります。

これはもう時間的にもあれなので、先ほどもぜひ支援してほしい子どもたちには、現在の仕組み、現在、例えば3人まで99万円とか、例えば振興費から出ているお金とか、そういうところをもう少し厚くしたり、例えば、今言った制度でそれを利用する方が増えたときに、それに柔軟に対応したり、そういうことについてのみお答えください。

**○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。**

**○秋本賢一こども政策部長** お答えします。

今後、御質問者の御指摘のとおり、現行制度の対象を拡大することなどを含め、制度の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 稲葉議員。**

**○稲葉健二議員** ぜひよろしくお願いします。

また、小規模保育園との連携なんですけれども、幼稚園があつたり保育園があつたり、いろいろな形で連携するときに、なかなか小規模保育園側からはアタックはできません。要するに、その橋渡しをするのは市がやるしかないわけですね。それにはいろんなやり方があるし、各園の希望を聞いて、こういう形だったらぜひ受け入れたいとか、ぜひ連携したいという、そういう意向をマッチングさせるのが市の役目だと思っています。それには、例えばいろんなイベントとかそういうときに少しでも経費を出すことができたりとか、例えば現実的な話、

そういうこともつないであげてほしいと思っています。それは要望をお願いします。

最後のこのデータベース化なんですけれども、これはぜひ市長にも聞いていただきたいんですが、市川市独自のそういう事例とか、いいことも悪いこともデータベース化をして、それをやっぱり幼稚園もあり保育園もありいろんな部署が共有して、それをいつでも活用できるシステムが私は欲しいと思っています。それには、当然いろんな方が協力をしたり、データを入れる協力も必要なんです。ですが、それを運用するときに、本当に新米の例えば保育士さんがちょっと分からないことがあったときにキーワード検索で出てきたり、それが市川市独自のデータベースをつくることによって、例えばより身近な事例がいっぱい入っているようなデータベースを、そうすることによってこども部も、幼稚園を所管している教育委員会も垣根を越えられるわけなんです。今、どちらかというお互いにアクセスは直接ではなくて、やっぱり合同で何々をしましょうみたいなシステムなんです。こういうところも今後ぜひ改善していただければ、未来を担う子どもたちのいい環境をよりつくれるように努力してもらいたいと思っています。ですから、そのデータベース化というのは難しいのか難しくないのか、やるかやらないか、これだけの話だと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 緑風会の石原みさ子でございます。まず、通告いたしました3つの大項目のうち、1番目と3番目を入れ替えて質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一問一答にて一般質問をいたします。

まず最初の質問は、都市計画道路整備プログラムについてです。

さきの6月定例会で、私の質問に対し市長はどのように御答弁されました。「都市計画道路は、町の活力や日常の生活を支え、まさに市の骨格と言える重要なインフラです」、「市民の利便性や安全性といった暮らしに直結する様々な視点を考慮し、優先度を判断する必要があります」、また、道路は私たちの生活の基盤であり、魅力あるまちづくりには不可欠であります、本当にそのとおりだと思います。

そこで伺います。これまで市は、市内の15本ある都市計画道路の優先順位を策定するに当たり、時間をかけて計画をつくってまいりました。その策定の進捗と今後の整備方針についてお答えください。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

初めに、都市計画道路について触れさせていただきます。都市計画道路は、都市構造の骨格を形成するとともに、日常生活や産業活動のための交通機能、都市の発展を誘導する市街地形成機能、公共公益施設の収容及び良好な住環境を形成する等の空間機能を有するもので、幹線道路として機能している国道及び主要地方道を基本として格子状に配置されております。本市の都市計画道路は、昭和15年に計画されて以来、数回の変更を経て現在は42路線、総延長約120kmとなっております。令和3年度末時点で整備状況につきましては、整備延長で約72km、整備率は約60%となっております。

お尋ねの都市計画整備プログラム策定の進捗状況としましては、未整備区間のある都市計画道路15路線を対象に、整備優先順位を整理するなどの作業を進め、本年7月19日から8月17日にかけてはパブリックコメントを実施してきました。パブリックコメントでは4名の方から御意見をいただき、その内容としましては、都市計画道路の整備に合わせた下水道や無電柱化の一体的な整備をすべきというもの、個々の路線について早期の事業化を求めるものなどがございました。これらパブリックコメントの結果も踏まえ、本年9月7日に都市計画道路整備プログラムを策定したところでございます。

次に、プログラムにおける具体的な道路整備の優先順位についてでございますが、本市が整備する路線で最も整備優先順位が高い路線としましては、都市計画道路3・6・32号市川鬼高線の外環道路の大和田4丁目北交差点から、南八幡1丁目のニッケコルトンプラザ通りまでの約1,250mの区間になります。2番目は、本八幡駅前から市川大野駅方面に向かう都市計画道路3・4・15号本八幡駅前線の大野町1丁目の高塚入口バス停付近から、JR武蔵野線の市川大野駅を経由し、大野町3丁目の大野地域ふれあい館付近までの約1,240mの区間になります。3番目は2路線ございまして、1つは、都市計画道路3・4・11号市川駅前線の市川1丁目の国道14号から、真間5丁目の市川市芳澤ガーデンギャラリー付付近までの約1,240mの区間でございます。もう1つは、都市計画道路3・4・23号田尻二俣線の外環道路の田尻5丁目北交差点から、東京メトロ東西線の原木中山駅北側を経由し、原木3丁目の京葉道路原木インターチェンジまでの区間のうち、船橋市域を除く約1,700mの区間になり、これら4路線を優先整備路線として選定いたしました。一方、千葉県が整備する路線で最も整備優先順位が高いものは、都市計画道路3・4・13号二俣高谷線の県道船橋行徳線から原木インターチェンジまでの約1,300mの区間を選定しております。

今後の整備方針についてでございますが、次期整備予定路線としましては、市が整備する最も優先順位の高い都市計画道路3・6・32号を候補としており、現在、令和7年度までの予定で事業を実施している外環道路の東側から市川市保健センターまでの区間の整備完了後、引き続きニッケコルトンプラザ通りまでの区間約600mを整備したいと考えております。このほかの路線につきましては、優先順位の高い路線から道路拡幅整備や無電柱化など、他の計画による事業の実施状況も踏まえながら、順次事業化の時期を判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 御答弁お伺いいたしました。優先順位としては、1番目が都市計画道路3・6・32号市川鬼高線、2番目が都市計画道路3・4・15号、本八幡から市川大野駅に延びる線ですね。それから3番目として市川駅北口にございます都市計画道路3・4・11号、そしてもう1つ、3番目として都市計画道路3・4・23号田尻二俣線ということでした。また、市が整備するものとしては優先順位の高い都市計画道路3・6・32号について優先し、その後は計画に合わせて1、2、3位というふうに進めていくというふうに理解いたしました。

それでは再質問いたします。今回の整備プログラムの中で、優先順位の高い路線から順次事業化をしていくということだったんですけれども、市川駅北口に位置します都市計画道路3・4・11号、こちらが優先順位が3番目となりました。その理由と整備効果について伺います。また、いつごろ事業化することが見込まれているのでしょうか、お答えをお願いします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路3・4・11号市川駅前線は、県道市川松戸線の里見公園付近と外環道路の須和田1丁目歩道橋付近を結ぶ都市計画道路3・4・10号国府台須和田線に芳澤ガーデンギャラリー付近で接続する道路で、市の北西部区域における道路交通網を構成するものでございます。当該道路の優先順位が高い理由と効果といたしましては、当該道路は、JR市川駅に直結し、商業地域や人口が密集している地域を通る道路であることなどからバス路線にもなっております。また、市川小学校、真間小学校の通学路にも指定されているなど、市川駅やその周辺の商業地へのアクセス機能や、安全で円滑な交通処理機能の向上に大きく寄与するなどの効果が考えられます。本プログラムでは、これらの機能等を点数化し、加点していった結果、優先順位が3番目になったものでございます。

次に、事業化の時期についてでございますが、都市計画道路の整備に当たりましては、特定財源の活用や予算の平準化を踏まえて実施していくこととなります。現時点での次期整備予定路線は都市計画道路3・6・32号市川鬼

高線のニッケコルトンプラザ通りまでの区間を候補としており、事業期間は令和17年度頃までの見込みであります。また、優先順位が2番目の都市計画道路3・4・15号につきましても別事業での実施を考えており、事業期間は令和14年度頃までを見込んでおります。

このようなことから、都市計画道路3・4・11号市川駅前線の事業化の時期につきましては、当面は上位2路線の整備に注力していくことになるため、これらの道路や国により整備が進められている北千葉道路の整備状況、さらには、その時点における市内の道路の状況や課題等を考慮した上で事業化を判断したいと考えており、現時点で具体的な時期をお示しすることは難しいものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 御答弁伺いました。1番目、そして2番目がともに令和17年度頃までを見込んでいる。そしてまた2番目の都市計画道路3・4・15号は令和14年ごろまでの事業期間であることを見込んでいて、そちらのめどがついてからというか、大体終わってから次の3番目に移るといふふうに理解いたしました。

そうしますと、今令和4年ですから、少なくともまだ10年ぐらいは先になるのかなと思うんですけども、引き続き質問いたします。都市計画道路3・4・11号市川駅前線の区画には八幡神社がございまして、その神社の樹木、御神木がその計画のところにあってしまっているんです。このように神社の樹木があるような場合、どのようになってしまうのか。また、計画がそれによって変わることがあるのか、併せて伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市川1丁目の八幡神社の樹木につきましては、当該道路の計画区域に抵触しておりますが、現計画の道路の中心からは離れております。この樹木は市川市保存協定樹木となっていることから、可能な限り保存する方針で道路整備を行いたいと考えております。具体的には、道路整備の事業化に当たりましては、事前に道路の線形や幅員構成、さらには樹木を保存することによる道路機能に与える影響の大きさなどを検討することとなります。これらと並行して、樹木の状態確認や神社の関係者の意見を踏まえつつ検討してまいります。場合によっては樹木の移植等が必要となることも考えられます。このほか、事業化に向けて想定される課題としましては、新たに道路を整備する際には、原則京成本線との交差点について、アンダーパス等の立体交差形状での整備が必要となることもあります。しかしながら、当該箇所は京成本線の南側で、この道路都市計画道路3・6・30号市川菅野線が交差するなど、市道1路線が接続する変則五差路となっていることから、立体化の整備が構造的に可能であるかなどの検証も必要となります。また、立体化等の整備を行う場合には側道等の整備が必要となるため、現在の都市計画決定されている幅員以上の用地取得が必要となることなど、関係地権者からの協力が得られるかなども課題と挙げられます。こういった課題も含めて検討していくことになると思います。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 お伺いしました。今の部長の御答弁で、都市計画道路3・4・11号を整備していくには多くの課題があるということが分かりました。樹木のことだけではなくて、京成の踏切のアンダーパス化、ここが立体交差していますので、そのアンダーパスをどういうふうにするのか。また、アンダーパスにするとすると、今計画している道の幅では足りないということも出てくると思いますし、もっと実際は用地が必要になり、またそういった地権者の理解を得られるかどうかなど、まだまだ困難な状況なのだなというふうに思います。

では、市川市において、このような複雑な形状の交差点に対応した実績があるかどうか、あるかないかだけで結構ですので簡潔にお答えください。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市川駅前線に係る変形五差路は、当該道路と交差する都市計画道路3・6・30号市川菅野線もこの交差点の約70m東側で本線と交差する、非常にまれな形状となっております。このような複雑な交差点、こういった交差点は市川市内にはございません。そういったことから、こういった都市計画道路3・4・11号については非常に複雑な構造で、整備をしていくのが厳しいような課題がございます。繰り返しになりますが、市内にはほかにはございません。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 ありがとうございます。これまでこのような複雑な構造のところを整備したことはないという御答弁でした。今後、整備していく上では大きな課題を背負っているということ、よく分かりました。

また、2番目に優先されている市川大野駅から迎米のバス停の辺りに関しましては、元々地元の方からも要望が出ておりますので、ぜひ計画どおり粛々と進めていただけたらと思います。あそこはちょっと歩道が狭くて、横に木が茂っていて少し暗いんですね。なので、暗くなるとやっぱり女性の1人歩きとかちょっと怖いところですので、順調に進んで明るい安全な道路になることを願っております。

以上で都市計画整備プログラムについての質問を終わりにします。

では、次に移ります。次は、市川市手話言語条例についてお伺いいたします。

皆さんは、明日9月23日が何の日か御存じでしょうか。毎年9月23日は、手話言語の国際デーです。2017年12月19日に国連総会で決議されました。決議文では、手話言語が音声言語と対等であることを認め、聾者の人権が完全に保障されるよう、国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進することとされています。今年、世界ろう連盟の手話言語のためのブルーライトイベントに合わせ、9月23日には、日本全国各地の名所や施設を青色にライトアップするという催しが行われます。北海道から九州まであちらこちらでライトアップ、そしてイベントが予定されております。また、NHKでは手話に関する番組を特集したり、集中的に放映をしております。

本市では、2022年3月18日、議員発議により、市川市手話言語条例が全会一致で成立いたしました。千葉県内では7番目の制定でした。ここ市川は、日本で唯一の国立の聾学校、現在の筑波大学附属聴覚特別支援学校が国府台に設置され、全国から生徒が集まり、学び、支え合い、そして地元に戻り自立していくという歴史的背景を持つ町です。聾者を含めた市民一人一人がふるさと市川で安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、この条例は制定されました。今後の具体的な取組について2点お伺いします。

具体的な取組を計画するに当たって、当事者団体の方々に聞き取りをしたと伺いました。その要望の内容をお話してください。

また、第7条には「学校等における手話に接する機会の提供」という項目がありまして、「市は、学校等において、児童、生徒、幼児等に対し手話に接する機会を提供するよう努めるものとする」とあります。この第7条に対しての取組、どのようにお考えになっているのでしょうか。福祉部と教育委員会、続けて御答弁をお願いいたします。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

初めに、(1)当事者団体の聞き取りと要望についてでございます。当事者団体である市川市ろう者協会とは、ほぼ毎月今後の取組等について協議を行っております。同協会からは、条例の制定を受け、手話に対する理解の

促進をより一層充実させたいとの要望をいただいております、取組の例として、ポスターの作成と掲示、小冊子やDVDの制作と小中学校への配付、市公式ウェブサイト等への動画の配信などのほか、市の公共施設での聴覚障がい者向け文字放送サービスを視聴可能とするための受信装置の設置、手話の理解を深める啓発活動として市職員への手話講座、小中学校への出前講座、公民館での手話講習会開催等の提案もされています。

これを受け、今後の市の取組としましては、聴覚障がいの特性、手話に関する理解を深めることを目的としたポスターや小冊子、動画の作成などを検討しています。また、市の主催するイベント等において、情報保障としての手話通訳者や要約筆記者を配置することの重要性についても引き続き周知してまいりたいと考えております。

次に、(2)の手話に接する機会の提供についてでございます。小学校や公民館等から手話や福祉に関する学習会、講習会の実施に際し、市川市ろう者協会は講師の派遣依頼を受けており、平成25年度から平成30年度の実績は、延べ15件となっております。このような学習会などは小学生や市民の皆様の手話に接する機会となっておりますが、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、講師派遣を中断しているとのことでございます。新型コロナウイルス感染症の影響のある中での手話に接する機会として、小冊子の配付及び動画の活用を視野に入れて検討しております。

引き続き教育委員会等と連携し、当事者団体の御意見を伺いながら、手話の普及啓発に努めてまいります。

私からは以上でございます。

**○大場 諭副議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** 続きまして、私からは学校での取組についてお答えいたします。

学校においては、福祉部と連携して平成25年度からこれまでに8回、中国分小学校や信篤小学校にて手話に関する学習を行っています。また、そのほかの各学校においても、総合的な学習の時間の中で福祉教育の一環として様々な障がいについて学習を行うことがあり、その中で手話について学ぶ場面があります。手話の学習の際には、学んだことを生かし、実際に手話を使ってコミュニケーションを取る体験的な学習を行っている学校や、校内の音楽発表会で手話を取り入れた合唱の発表に取り組んでいる学校があります。今後の方向性としてしましては、市川市手話言語条例の第7条の趣旨に沿い、児童生徒が手話に触れる機会を提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原みさ子議員** それぞれに御答弁を伺いたしました。では、再質問いたします。

まず、福祉部への再質問です。小冊子と動画を作成する予定になっているということだったんですが、その内容や対象はどういった方になるのでしょうか、簡潔にお願いします。

**○大場 諭副議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

作成を予定している小冊子や動画は、小中学生や一般市民を対象としたものを想定しています。小中学生向けには、子どもの頃から手話に親しんでいただくため、手話とは何かの分かりやすい説明や挨拶、学校生活でよく使う言葉を手話で表すなど、身近に感じるような工夫を取り入れたいと考えております。一般向けには、手話の理解を深めていただくため、手話の誕生の背景や歴史、日常生活で使う挨拶などの表し方、それらに加え、市川市の地名や名称などをどのように表すかなど、手話そのものに興味を持っていただけるようなものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

○石原みさ子議員 分かりました。

では、学校教育部にお伺いいたします。市川市手話言語条例第7条を受けて、学校では今後どのように手話に接する機会の提供を行っていくのでしょうか。具体的に、児童生徒が手話に触れる機会をつくるためにはどのような取組を行っていくのか、伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

教育委員会では、本市で作成する小冊子等を各学校が活用できるよう関係各課と連携し、資料の周知や関係外部団体の紹介等を行ってまいります。近隣市では、福祉部と聴覚障害者協会が連携して手話についての小冊子を作成して学校へ配付し、学校からの依頼により出前授業などを行っています。このような近隣市の取組を参考にしつつ、児童生徒が手話に接する機会を提供してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 お伺いしました。

もう1点、学校教育部長にお伺いいたします。現場の先生方、校長先生をはじめ多くの担任を持っている先生方などが、この手話言語条例を御存じないんじゃないかなとちょっと感じることもあるんですけども、今後そういった教職員の方への周知については、お考えがありますでしょうか。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

市川市手話言語条例の趣旨が各学校の教職員に行き渡るよう、校長会や教頭会での周知をはじめ、教職員研修会等の機会を通じて啓発を図ってまいります。また、今年度や次年度、授業にて児童生徒が手話に触れる機会を計画的に取り入れられるよう、福祉部と連携を図りながら、出前授業などの情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 ありがとうございます。今、小学校4年生では福祉をテーマにして2コマ、2時間分ぐらい時間を取っていろいろな体験を行っていることを私も見学したことがあるんですけども、これからは、ぜひ各学校に手話を知るという機会を、そういった総合学習や福祉をテーマにした授業のときにはぜひ活用して、子どもたちが実際に当事者の方と触れ合う機会をつくっていただきたいと思います。強く要望いたします。

2020年12月に、当時の健康福祉常任委員会で浦安市を視察しました。このとき、私も健康福祉常任委員会の委員だったんですが、非常に感銘を受けました。浦安がどういう取組をしているかということを紹介させていただきます。

まず、市民まつりでは手話で歌を披露して、デフサッカーの体験をしています。また、ブースをつくって、そのブースに来た子どもでも大人でもカードを引いてもらって、そのカードに書いてある手話をその場で体験してやってもらう、そういう楽しい催しを企画されています。また、障がい者週間では、手話ダンスのパフォーマンスや手話クイズ、そういったこともされていて、学校においては、市内の小学校4年生全員に手話の冊子を配付して総合学習で活用しているそうです。また、小学校の4年生、5年生を対象に出前授業も行っていて、体験談などをそこで聞いていらっしゃるということでした。それからもう一つ、小学校の先生方に福祉教育の勉強会、そういった機会を利用して実際にレクチャーをしてもらいに来ているというお話もありました。あと、これをちょうど私たちはいただいたんですけども、これはクリアファイルなんですけれども、このデザインは、実は筑波大学附属聴覚特別支援学校の高校生のデザインなんです。この裏に、始めてみよう楽しい手話と

というのがあって、簡単な手話ですね。初めましてとか、ありがとうございますとか、それが挿絵で出ていまして、非常に楽しくできています。こういうものと、どこか啓発のグッズとして配った場合に、すぐ捨てられることはなく、皆さん使ってみてくださるんじゃないかなと思いますので、参考にしてください。また、これから「広報いちかわ」で特集を組むなど、ぜひ広く市民へ周知をお願いいたします。

市長、この条例は議員発議の条例ですが、この条例が生きたものとなりますよう、今後ともどうぞ後押しをよろしくをお願いいたします。では、この質問はこれで終わりにいたします。

次に移ります。最後の質問になります。不登校児童生徒への支援です。

小中学校における不登校の子どもたちの状況について、文部科学省の令和2年度の調査結果によりますと、小中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は19万6,127人、前年に比べ約1万5,000人増加しまして、1,000人当たりの不登校児童生徒数は20.5人でした。また、90日以上欠席している生徒が54.9%を占めておりまして、依然として長期に及ぶケースが多い傾向にあります。不登校児童生徒数は我が国では8年連続で増加し、過去最多となっています。本市の現状、特徴、傾向について伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

令和4年7月末現在の、本市の30日以上欠席の不登校児童生徒の数は、小学校1から3年生で49名、4から6年生で137名、合計186名、中学校は1年生81名、2年生122名、3年生170名、合計373名となっております。また、令和元年度から3年間の本市の不登校出現率は、小学校では0.82%、0.83%、1.01%、中学校では3.62%、4.02%、4.41%と、どちらも増加しております。傾向としましては学年を追うごとに増加しており、これまで比較的少なかった小学校低学年においても不登校となるケースが増加しています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 御答弁伺いました。全国的な傾向と非常に類似していると感じました。小学生、これは今年の7月末現在ですから、実際1年たつともうちょっと増えるんじゃないかと思うんですが、小学生で186名、中学生373名ですね。市川市内の中学校のクラス数が304ですので、373名の中学生が不登校であるということは、クラスに1人はいらっしゃるということになるかと思えます。

では次に、相談支援体制について伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 相談支援体制についてお答えいたします。

初めに、相談場所についてお答えします。学校においては、管理職や養護教諭、ライフカウンセラー、スクールカウンセラーなど、全ての職員が相談の窓口となることが可能で、相談しやすい職員に相談ができるようにしております。また、市の相談機関につきましては、教育センターでのほっとホッと訪問相談や、大学院生または大学院の卒業生の訪問員派遣などがあります。県の相談機関としましては、千葉県子どもと親のサポートセンターや児童相談所などがあり、電話相談、来所相談ができます。

次に、支援をしている場についてお答えします。各中学校の不登校生徒支援教室や、生涯学習センターにあるふれんどルーム市川、また、フリースクールなどの民間施設でも学習の保障や不登校児童生徒の支援を行っております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 相談支援体制、どういったところに相談したらいいのか伺いました。

ここで1つニュースなんですけれども、先日NHKで報道されましたが、文部科学省は来年度の当初予算にオンライン相談を始めるに当たっての予算21億円を計上するということです。このオンライン相談というのがどういものなのか、私、文部科学省に問い合わせました。そうしましたら、これは、今コロナでなかなか対面での面会ができないということもあるようなんですけれども、普通だったら会って顔を合わせて話すところを、画面越しに顔を合わせてお話をし、画面越しに子どもの様子も見るということです。また、これは概算では全国300か所に拠点をつくるというふうにニュース報道ではあったんですけれども、この300拠点という計算の仕方を伺いましたら、県内に3か所ぐらいはできるでしょうということでした。千葉県の場合は子どもと親のサポートセンター、子サポがありますからまずそこは1つやるんじゃないかなと思うんですけれども、どこも何もなくていきなりオンライン相談をやるのではなくて、今既に相談事業をしているところにオンラインを付け加えるというイメージだそうです。なので、市川の場合はふれんどうルーム市川ですとか教育センターであることが可能ではないかと思しますので、ぜひ、今後千葉県からそういった打診があった折には積極的に手を挙げて、オンライン相談が市川でもできるように受けていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。これは要望です。

では、次にふれんどうルームとフリースクールの利用状況をお伺いします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

本市では、適応指導教室ふれんどうルームを設置し、小学校4年生から中学校3年生までの不登校児童生徒を支援しております。現在は41名の児童生徒が通級しています。また、フリースクールの利用は、令和4年7月末現在、小学校2名、中学校では11名となっております。ふれんどうルームやフリースクールなどの利用も年々増加傾向にあります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 伺いました。ふれんどうルーム、今は41名の生徒が通級しているということですね。ただ、このふれんどうルームは、今市川市はこれまで小学校4年生以上の受入れとなっておりますので、小学校4年生から中学校3年生までの41名です。そうしますと、小1から小3の子どもたちはどこに行ったらいいのか、公的な受皿が市内にはないという状況にあります。ですが、不登校になっている子どもたちは低年齢化してきているという現実があります。ですから、以前も私も指摘したかと思いますが、やはりふれんどうルームの第2号がもうそろそろ必要なのではないかというふうに考えます。

また、フリースクールは13名、意外に少ないなと思いました。ただ、年々増加傾向ということなので、スクールサポートもあると思いますから、サポートガイドを利用して、ぜひフリースクールのような学校ではない第3の居場所があるよということを伝えていただきたいと思います。

では次に、続けて再質問いたします。本市の学校内外で相談や指導を受けていない不登校児童生徒の状況についてお答えください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

令和3年度に本市の不登校児童生徒で学校内で相談指導等を受けた人数の割合は、小学校は約38%、中学校は約65%となっております。一方、学校外で相談指導等を受けた人数は、小学校約38%、中学校は約33%となっております。御質問の学校内外で相談、指導を受けていない人数の割合は、小学校、中学校を合わせると約26%となっており、国の統計では学校内外で相談、指導を受けていない人数の割合は34.3%となっておりますので、本

市の割合的には国よりも低くなっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 今数値を言っていたんですけども、確かに国の平均が34.3%、これは学校内外で相談、指導を受けていない、つまり、どこもつながってないということです。誰にも相談もしていないし、どこもつながってない。つまり、支援から離れている、そういう子どもたちですね。市川市の場合は、先ほどの御答弁によると小中合わせて26%とお話しいただいたんですが、つい最近配付されましたこの点検評価報告書の中にグラフがありまして、こちらによると、小学生41%が学校内外の機関どこも相談指導を受けていない不登校児童ですね。小学生が41%、中学生が18%となっています。この41%、18%を実際の人数に変えて計算しますと、概算ですが、小中合わせて150人ぐらいになるんじゃないかなというふうに思います。そうすると、市内で150人程度の小学生、中学生がどこもつながってなくて学校に行けない状態にある。これはどうにかしなくちゃいけないんじゃないかなと思うわけなんですけど、そこで私は提案したいんですけども、本市では、不登校の当事者やその家庭のニーズですね。どういうことにお困りなのか、どういうことを求めているのか、そういった調査をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、不登校の当事者やその家庭のニーズの把握についてお答えいたします。各学校においては、不登校児童生徒へ電話連絡や家庭訪問等を行い、当事者やその家庭のニーズについて丁寧に聞き取りを行っています。教育委員会としましては、学校への訪問等を通して不登校児童生徒の状況を把握し、当該児童生徒のニーズの把握に努めておりますが、不登校児童生徒の家庭のニーズを把握する必要は今後必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 ぜひニーズ調査をしていただきたいと思います。やはり、どこにもつながってない御家庭というのは、どこに何があるのかもよく分からない場合もありますし、もう親御さんのほうが子どもに対してお手上げ状態で、何ももう動いていない、そういう場合も多々あると思うんです。ただ、不登校に1回なってしまうと、子ども1人ではなかなか解決できないことが多いので、やはりまずはその保護者にいい情報を差し上げたり、相談に来てもらうような雰囲気をつくっていただきたいと思います。

では、次の質問ですが、経済的支援について伺います。現在、適応指導教室ふれんどルーム市川やフリースクール等へ、つまり民間の施設に通う家庭に対し、その経済的支援というのはあるのでしょうか。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

適応指導教室ふれんどルーム市川やフリースクール等の民間施設に通う家庭への経済的支援について、現在は経済的支援はございません。交通費に関しては、ふれんどルームに通う児童生徒について、学校長の承認により、実習用通学定期乗車券を利用することができます。フリースクールなど民間施設においても、実習用通学定期乗車券の利用が可能となっています。経済的に支援が必要な準要保護の児童生徒については、一般的な学用品等への補助があります。不登校児童生徒に対する経済的支援につきましては、今後も他の自治体の取組を参考にしながら調査研究してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

**○石原みさ子議員** 今御答弁いただきました。まず、その定期券のことなんですが、実習用通学定期乗車券という普通の定期券と名称が違うんですね。これは文科省が平成21年に出した通達で、それが今も生きていまして、ちょっと内容を読むと非常に古い感じなんですけれども、実は、このシステムで子どもたちが定期乗車券を購入することができるにもかかわらず、それを知っている先生方があまりいらっしやらないというのが実情です。フリースクールを運営している方から、まずこの話をしても通じないということを聞いたことがありますので、ぜひ、学校関係者に周知をお願いしたいと思います。

また、もう一つの経済的支援なんですが、フリースクールに通うのに平均月に3万3,000円かかります。月謝が3万3,000円ですね。そのお金を出せる家庭と出せない家庭があるわけです。出せる家庭はいいけれども、やっぱり行かせたいけれどもお金がそんなにかかるのでは難しいという家庭も多いかと思います。ただ、小学生、中学生は義務教育ですので、本来だったらその学びも活動も保障されるべきものと思います。

そこで、先駆けて千葉市や神奈川県、岐阜などでは、フリースクールに通っている家庭に補助をしていますので、ぜひそういった先進的な取組をしている自治体を研究して、市川市でも検討していただきたいと思います。

では、最後に、これまでいろいろとやり取りしてきたんですけれども、最後に教育次長にお伺いいたします。このテーマについては、以前から教育次長が学校教育部長でいらっしやった頃から何度となくやり取りさせていただいてきています。今回のこの私の提案であるニーズ調査についての御見解も含めて、これからの本市の不登校児童生徒への支援について御答弁をお願いいたします。

**○大場 諭副議長** 小倉教育次長。

**○小倉貴志教育次長** 本市におきましても、不登校児童生徒の数が年々増加し、近年では低年齢化も進んでいます。学校や教育委員会では、これまでも様々な形で相談や支援を行ってきているところですが、そのような支援や相談につながらない、そして課題を抱えたままの児童生徒も少なからずいます。こうした児童生徒の状況について、少しでも早期に把握をして適切な支援につなげていく、このことの重要性については、今回のやり取りを通じて改めて認識をしたところであります。不登校の背景や、その考え方は多様化していると言われています。教育委員会としては、不登校児童生徒のニーズを把握し、そしてそれを次の施策に生かせるように教育機会の確保、これも多様な教育機会の確保に努めて、将来的な社会的な自立に向けて、その支援につなげていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原みさ子議員** 御答弁ありがとうございます。平成28年に教育機会確保法が成立しまして、それまでの不登校の子どもたちを学校に戻すという発想が変わりました。今は、不登校であったとしても社会的に自立できる大人に育てていくという、そういった方向になっていまして、学校に戻さなきゃいけないというのはちょっと考え方が、発想が変わってきています。そしてまた、休むことの必要性も併せて訴えられております。先ほどの御答弁の中で、なかなかつながらない、支援したいけれどもつながらない、そういった子どもたちがたくさんいるというお話だったんですけれども、ぜひフリースクールを活用していただきたい。というのは、フリースクールに子どもが月1回でもいいから来れば、子どもの様子はフリースクールのスタッフを通して分かるんですね。そうすると、フリースクールと学校がつながることができるんですよ。そうすると、学校と当事者の子どもがつながってなくても、フリースクールを経由してつながることができるんですよ。そこでいろいろな情報も分かりますし、どういうことに悩んでいるのかとか、学力はどうかとか、いろんな情報をやっぱり得ることができて、そういう間接的につながることで非常に学校としては助かるというか、もうありがたい存在になっていくと思いま

すので、ぜひフリースクールを活用していただきたい。フリースクールのスタッフは常に学校とつながりたいと思っています。

先ほど早期に把握しておっしゃったのは、本当にそのとおりだと思うんですね。というのは、早期につながっていかないと、子どもたちはまず非常に自己肯定感が低くなっていますので、そのまま時間がたってしまうと、どんどん自分が描いていた夢とか、何になりたいとか、将来の希望に対してどんどんどんどん駄目だとなっていっちゃうんですね。ですから、やっぱり早期につながるというのが非常に重要だと思います。学力低下を最小限に食い止めるという意味においても、それから、将来に対しての希望を持たせるという意味にとっても、子どもたちがつまづいてしまうには、最初のところでやっぱり何か原因があるんですけども、それは多様化しているので原因は様々なんですが、早期の段階でぜひつながれるように、微力ながら私もお役に立ちたいと思いますので、今後とも支援をぜひ積極的に進めていっていただきたいと思います。

市川市には、つながっていない子どもが大勢います。本当に子どもたちは宝ですので、その子どもたちをやっぱり立派に成長して自立した大人にしていくというのが私たち大人の責務ではないかと思います。今後とも引き続きよろしく願いいたします。

では、これをもちまして私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 56 分 休憩

---

午後 3 時 30 分 開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 一般質問を継続いたします。

越川雅史議員。

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。一般質問を行います。

最初の質問は、JR市川駅北口ロータリーへの時計設置の必要性についてです。

JR市川駅南口ロータリーにはきれいな時計棟が設置されており、羽田空港へ向かうバスを利用する方はもちろんのこと、同駅を利用する市民の方々に好評を博しており、子どもたちの明るい未来に寄り添うように優しく時を刻んでいることは多くの市民の方々が御承知のとおりです。この時計塔は、今から遡ること9年前、平成25年の10月頃だったと思いますが、市川ロータリークラブの皆様が同クラブの60周年の記念事業として、多くの市民の方からの御要望を受ける形で寄贈されたと伺っております。私は、金子正前議長の御生前、金子前議長もこの時計設置のために御尽力されたといった思い出話を伺ったことがございます。ということで、これは大変素晴らしいお話なのですが、翻って北口に目を向けてみますといかがでしょうか。北口には、従前は駅舎に時計が設置されていたわけですが、老朽化の故障によって平成27年には撤去されてしまいました。また、これとは別に、駅のロータリーから見えるビルにも大きな時計が設置されていたのですが、こちらも故障したのでしょうか、現在は撤去されております。つまり、千葉県を代表する文教都市の玄関口であるにもかかわらず、市川駅を利用される方々やバスを利用する方々、北口から学校に向かう方々にとっては、見渡す限りどこにも時計が見当たらないわけですから、多くの方々が不便に感じていることは想像に難くありません。私も、ごくまれに市川駅北口で街頭演説することがありますが、幾度となくここに時計がなくなっちゃって不便なのよねといったお声を伺いました。そうした御指摘を受けて以来、通行人の方々の動向に気を配っておりましたところ、確かに若い方は腕時計や携帯電話など、特段苦もなく時間を確認される方もいましたが、御高齢の御婦人の中には、片手に日傘を差

して、もう一方の手で買物カートを引いて、バスの時間を確認するためでしょうか、一度立ち止まってかばんを  
ごそごそしながら時間を確認されている方もいらっしゃいました。私自身に当てはめてみても、時にはスマホを  
忘れて外出してしまうこともありますし、コロナ禍で手を洗う回数が増えたことがあり、最近腕時計を身に着  
けずに出かけることも増えたことから、スマホがあればよい、腕時計ぐらいみんな持っているでしょうといった  
話ではないと受け止めた次第です。

田中市長は、市政のモットーとして市民目線、現場主義を掲げられていますが、市長であったにもかかわら  
ず、自分の足で町を歩くことが皆無だった前市長では気づけなかった観点に取り組んでこそ、その言葉に重みが  
出て、説得力が増すのだと思います。本来であれば、中核市準備担当理事なり道路交通部長が率先して町を歩き  
御提案すべきかと思いますが、御本人たちからはそのような御意志を感じることはできませんでしたので、微力  
ながら私が今回御提案申し上げる次第です。

ということで、私が市川駅北口で活動してきた現場感覚、そしてコロナ禍における市民目線に照らせば、J R  
市川駅北口ロータリーへの時計の設置は不可欠であると考えますが、この点、本市の御見解を伺います。企画部  
長、お願いします。企画部長に御答弁を求めます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

J R 市川駅北口の時計につきましては、長年にわたって設置されてきたことを踏まえれば一定のニーズがある  
ものと認識しておりますが、これまでは市として直ちに時計を設置する考えはございませんでした。しかしなが  
ら、市民のニーズや今回御質問者からいただいた情報などから、改めて設置について検討すべきものと考えてお  
ります。これまでJ R 市川駅北口を含め、市内の駅前に設置されてきた時計の多くが地元の活動団体などからの  
寄贈により設置されてきました。このような経緯を考慮いたしますと、設置場所や設置方法、デザインなど、  
様々な御意見について事前に関係者の方々からお話を伺っていくことが重要であると考えております。また、駅  
前の時計は市の玄関口における象徴となり得ることから、単に時刻をお知らせするだけでなく、例えば、外気温  
や大気中のCO<sub>2</sub>の濃度などを表示することで、環境施策に積極的に取り組む市の姿勢を示すことができるな  
ど、様々なアイデアがあるものと考えております。時計の設置に当たっては、市が設置することも含めて、地元  
の方々などから速やかに御意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁を伺いました。ちょっと余談なんですけれども、先ほど石原たかゆき議員と廊下で擦れ  
違った際には、市川駅北口の時計を、これは本当に必要だよねという応援のお声をいただきました。御答弁で  
は、単に時間を知らせるだけでなく、外気温や大気中のCO<sub>2</sub>濃度を表示するといったアイデアも示されました  
が、気象情報や光化学スモッグの警報、停電地域の情報、電車遅延の情報、あるいはコロナ感染者数など、本市  
が日常的に発信している情報や緊急情報を発信するなど工夫を凝らす余地は幾らでもあるかと思います。そうし  
た市民の方々にとって価値がある情報がともに提供されるのであれば、寄贈者となってくださる団体も名乗りを  
上げてくれるのではないかと期待をして、次に進みます。

2 問目は、いわゆるパワハラでっちあげ事案についてです。

何をどうすればこの事案を終わらせることができるのか、一体いつまで疑惑として続くのか、私としては大変  
困惑しているところですが、本来であれば、6月21日の代表質問にて決着したはずでありました。しかしなが  
ら、6月22日以降においても、麻生広報室長名で2度、大津前副市長名で1度、6月21日の代表質問における御  
答弁の趣旨を否定する内容の文章が公表されたことにより、7月臨時議会においては、当該文書に基づく質問が

なされるなど、若干の混乱が生じている側面は否めません。私としては、テレビカメラの前でも、この議場でも、その他あらゆる場面で申し上げていることですが、市議会議員として12年目を迎えておりますが、常に非の打ち所のない品行方正な人物であったかと問われれば、自分にも至らない点、反省すべき点があったことを自覚しております。市政のチェック機能を果たす場面において、税金の無駄遣いを正当化するような答弁に対し怒りをあらわにした、あるいは間違いや不手際を素直に認めない職員に対し、目つきが厳しくなった、にらんだ、語気を強めた、不誠実な対応をする職員を無視したなどという点があったのであろうと認めております。念のため申し上げますが、なぜ今ここであったのであろうという言い回しをしたのかといいますと、いまだに私は、いつ、どこで、どのような状況で、誰に対して、どのような行為をしたことがパワハラと認定されているのか一切知らされていないため、自分のこととはいえ推測でしか言いようがないからです。ただ、いずれにしましても、私は村越前市長らが記者会見等で公表したような、職員を時間外、土日、祝日を問わず何度も呼び出す、書類を奪い取る、二人きりの控え室内で繰り返し叱責するなどといった行為は身に覚えがございませんし、私の行為によって病気を患い、薬の服用を余儀なくされている職員や、病気休暇を取得した職員、退職した職員がいるなどといったパワハラと称される行為は絶対にしておりません。それどころか、実際にアンケートにパワハラ被害を記載したという職員からは、当時の上司から書けと言われたから事実と異なることを書いたなどといった告白まで聞く始末です。

そこで、もう二度とこのような組織を挙げたでっちあげはやめていただきたいとの思いから、再度質問通告をいたしました。

まずは、令和4年6月27日付の天津前副市長名の文書の内容について確認させていただきます。この文書には、退職した職員、病気休暇を取得した職員、不眠や高血圧の薬を服用している職員については、確認が不十分な中で公表したことについて誇張があったことから謝罪したものであるとの記載がございます。この内容を素直に読みますと、私によるパワハラ行為によって退職した職員、病気休暇を取得した職員、不眠や高血圧の薬を服用している職員は確実に存在する、確実に存在するのだけれど確認が不十分だったと読み取れるのですが、職員から私のパワハラ行為によって退職した、病気休暇を取得した、不眠や高血圧の薬の服用を余儀なくされているなどといった申告はあったのでしょうか。また、たとえ申告がなかったとしても、総務部としてそのような職員の存在を把握されているのでしょうか、御説明ください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

そのような申告はございませんでした。また、そのような職員がいたことは承知をしてございません。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 さきの定例会、6月21日の御答弁では、天津氏自らが退職した職員、病気休暇を取得した職員、不眠や高血圧などの薬を服用している職員はおりませんでしたと御発言され、議事録にも記載されております。そうした職員が存在していたにもかかわらずこのような御答弁をされたのであれば、天津氏は議場において事実と異なる答弁をした話になってしまいますし、そうした職員など存在しなかったのであれば、副市長名で事実と異なる文書を作成し公表した話になってしまいますが、次に進みます。

6月27日の前副市長名の文書には、理事者が申告を求めたことについては、以前からパワーハラスメントがあるとの話があったことから、その内容をアンケートで申告するよう求めたものであるとの記載があります。

そこで確認いたします。2年に1度全職員を対象に実施されているハラスメントに関するアンケート調査において、直近の令和3年でも、その前の平成31年でも、それ以前でも、私が市議会議員に就任して以来、私からの

パワハラ被害がアンケートに申告されていた事実は御確認されているのでしょうか。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

これまでそのような申告はございませんでした。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 直近の令和3年でもそれ以前でも、通常のアンケートからは私からのパワハラ被害の申告はなかったとのことであり、以前からパワーハラスメントがあったという大津氏の主張には客観的な根拠がなく、前副市長御自身もお認めのとおり、理事者から申告を求められた職員のみが申告したにすぎないことを改めて確認させていただきました。この点、村越前市長は、たまたまこの時期に職員の皆さんが意を決して声を上げてくれた、覚悟を決めて声を上げた、私から職員に対してひどいパワハラ事案があるから声を上げなさい、どこかに出て証言をしなさい、そういうことを指示しているわけでは全くありませんなどと、この議場において御発言されていらっしやいました。しかしながら、大津氏でさえ理事者が申告を求めたと証言しておりますし、求められた職員のほかに申告はなかったわけですから、職員が意を決して覚悟を決めて声を上げたという話もでっちあげたことがはっきりしてしまいました。これを虚偽答弁と言わなかったら何が虚偽答弁になるのでしょうか。

3点目ですが、9名の職員がアンケートで申告した内容については、越川議員から個々の職員が実際に受けた言動であり、事実に基づくものであると認識していると記載されております。

そこで確認させていただきますが、職員が村越前市長らからの求めに応じ、何らかの申告をしたとしても、録音データや録画データ、あるいは日時を記録したその都度のメモや記録など、詳細かつ明確な証拠に基づかず、職員からの単なる申告のみで、私に対する事実確認もしないまま事実に基づくものであると判断することは正当と言えるのでしょうか、御説明ください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

令和3年4月のパワーハラスメントに特化したアンケート調査におきましては、理事者側から申告を求められた職員より、まず、答弁調整に応じてもらえなかった、答弁調整を求めても無視をされた、意に沿わない資料に対して怒りをあらわにされた、資料の誤記について高圧的に注意をされた、説明をしても威圧的な口調で話し、こちらの話を聞いてもらえないなどの申告がございました。6月定例会でも御答弁をいたしましたとおり、これらの申告は自発的ではない形ではありましたが、越川議員の市政運営に対する厳しい追及姿勢から見て、このような言動はあったのだと思いました。しかしながら、二元代表制から手法について議論はございますが、これらの申告内容について、越川議員に対して事実確認を行うことや、弁明や反論の機会を確保することは必須でございましたが、これらを行わずにパワーハラスメントがあったと判断したことは適切ではございませんでした。また、パワーハラスメントの認定に当たりましては、先ほどお話がございましたが、明確な証拠に基づくことが不可欠であり、職員からの単なる申告や職員に対する確認だけでなく、録音データや録画データなど、あるいは日時を記したその都度のメモや記録などの詳細な証拠が求められますが、裏づけとなる客観的な証拠はございませんでした。事実確認や客観的な証拠が必要不可欠であったと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 大津前副市長は、令和3年9月定例会と令和4年2月定例会において、総務部長時代に私からパワハラ被害を受けたと御答弁されています。

そこで、シンプルに確認しますが、大津氏が総務部長時代に私からパワーハラ被害を受けたと主張していることにつき、議場の答弁以外に公式に申告があり、総務部において何らかの資料が作成され保持されている、あるいは総務部長退任に当たって、後任の総務部長に対して何らかの引継ぎはあったのでしょうか。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

パワーハラスメントを受けたとの申告はございませんでした。したがって、そういった資料もございません。また、私が総務部長の職を引き継ぐ際、引継ぎ事項の中にそのような内容はございませんでした。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 大津氏の御発言の信憑性については、幾つかのエピソードが思い出されます。大津前副市長が総務部長時代に私からパワーハラ被害を受けたとの御自身の主張に関連して、「同じ部屋にいた議員の方々も、しっかり多分聞いている」、「つい立てを隔てて控室の、たしか旧第2庁舎ですから」、「無所属の会の会派の、たしかそのときにいた——記憶ですよ、記憶で、秋本議員と長友議員と増田議員がおられたというふうに記憶しています」、「本当は秋本議員と話し合いをしたいなというふうに思っていました」などといった御発言をされました。パワーハラ被害を受けたなどと極めて重要な答弁をするにもかかわらず、多分、たしか、記憶ですよ、記憶などと客観的な証拠に基づくことは一切なく、御自身の曖昧な記憶に基づいて御発言されることが大津氏の答弁の特性と言えるのかもしれませんが、当時の無所属の会の控室にはつい立てなど、そもそも設置されておりましたし、秋本議員と増田議員はアリバイを示して、パワーハラ行為を見て見ぬふりをしたことはないとの議場で断言されましたが、大津氏はこれらに対して反論することもなく辞められてしまった事実は、多くの示唆に富んでいるのではないのでしょうか。

次に、6月22日付と24日付の文書について確認します。麻生広報室長は、22日、24日の2度にわたり報道機関に宛て、今回の答弁はパワーハラスメントの判断や公表が十分な証拠や手続に基づいていない中で行われたこと、また、誇張があったことについて謝罪したものであったにもかかわらず、答弁の一部を切り取り、あたかも事案の全てがでっち上げであったかのような事実と異なる内容となっていますと、文書をもって強く抗議をされていらっしゃいます。

そこで確認いたしますが、本日の総務部長の御答弁につき、あなたが文書にて主張された、あなたが確信する事実と異なる点があったのかどうか、麻生広報室長、御答弁ください。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

確かに、6月22日付で報道内容に関する申入れということで、株式会社テレビ朝日と株式会社フジテレビジョン、こちらのほうに抗議させていただきました。これにつきましては、情報番組の中で、伝え方のほうが、ちょっと事実と異なる部分があったということで、私のほうで申入れのほうをさせていただいたというところがございます。実際の議会の答弁と多少というか異なっていたというところがございます、全てがでっちあげということで独り歩きしたということで申入れをしたものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 そんなこと聞いていないんですね。今日の総務部長の御答弁について、あなたがその事実と異なる事実——あなたが確信する事実があるわけです。今日の総務部長の御答弁では、あなたが確信している事実と異なっているんだったらその点を御説明ください。今日の総務部長の御答弁にあなたが異論がないのであれ

ば、異論がないとお答えください。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 ただいまの総務部長のことに對しては異論ございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 もう1点、6月21日の議会答弁について伺います。前副市長の御答弁並びに総務部長の御答弁について、あなたが当該文書にて主張した、あなたが確信する事実と異なる点があったのかどうか。あれば、何が異なっているのか御説明ください。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えします。

異なっていることはないと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 広報室長は、明確に事実がどうだとか、何が事実と違うとか、異なっている、異なっていないとはっきりと御答弁をされていた。ということは、麻生広報室長は、本件について、本市はきちんとした公式な調査が終わっていないにもかかわらず、少なくとも重要な事実を全て知っているからこのような御答弁ができるのだと思います。マスコミに対して、対外的に事実と異なるなどと書面をもって抗議することができたのだと思います。

そこで、あなたは本件について、何が真実で、どこが真実と異なるのか。少なくとも細かい点はいいですが、重要な事実を全て知っているとして理解してよろしいでしょうか。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 細かいところまでは私も把握してないところがございますけれども、総務部長と連携を取って、しっかりとその辺は把握しているつもりでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 だから、重要な事実を全て御存じだと、少なくとも、細かい点は置いておいて重要な事実を御存じだということですね。

それを踏まえて質問いたします。7月12日の臨時会における田中市長の御答弁では、私の中では、パワーハラスメントがあったかないかという話は、正直言って明確に分かりません、4月22日に就任したものでありますから御理解いただきたいとおっしゃっています。田中市長ですら詳細を知り得ていなかったこの重要事実について、あなたは6月22日以前に知っていたわけですから、いつ、どこで、どのような形で知り得たのでしょうか。聞いたら、多分総務部長から伺っているという話になると思いますのでここは省きますが、では、一番重要な事実について御説明を求めます。9人の職員に対し、私とのやり取りを申告するよう求めた理事者、市の幹部とは一体誰なのでしょう。村越前市長なのか、笠原前副市長なのか、大津氏なのか、その全員なのか、いずれかであるのか、御説明ください。あるいは絶対に関与していないと断言できる方がいるのであれば、その方のお名前を列挙してください。広報室長、お願いします。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えします。

その全ての方が絡んでいたというふうに認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 分かりました。あなたが公表された文書と、大津氏が副市長名で公表された文書の内容はほぼ同一です。そして、あなたが日を置いて2度にわたり、あなたが確信する事実に基づいて公表した文書の内容、これは大津副市長の文書とほぼ同一内容であることから、田中市長が望まれていた内容とは異なるものであったかと理解しております。大津氏は、腹はできていますと職を賭した上で公表され、実際に御退職に至りました。宮本議員のお言葉を借りるのであれば、公務員としての誇りと矜持ということになるのかもしれませんが、広報室長も市長の御意向に反する文書を2度にわたって公表したのであろうと、心中お察し申し上げます。

この令和の世にあって、清々しいまで深いお覚悟をお持ちだと感嘆に浸りながら、そんな公務員の方が本市の中核で市政を支えてくださっていることに尊敬の念を覚えながら、次に進みます。

次は、防災体制についてです。

私は、これまでも幾度となく水害のない市川を実現するべく、この防災問題について質問を取り上げてまいりました。本市は地域防災計画を策定し、地震災害や風水害等への対応を行ってきたと認識しております。ただ、2019年には台風15号及び19号等の大規模災害が多発し、様々な課題が浮き彫りとなったことから、同計画を修正し、実効性を高める取組を行っているものと理解しております。この点、田中市長も所信表明において、災害時における市役所の役割は極めて重要であり、強固な危機管理体制を構築しますとの意思表示を示されました。

本市においても、6月3日に降ひょうの被害が発生したこと、また、去る9月8日には洪水警報が発せられたことは記憶に新しいところですが、今週も台風14号の襲来や落雷による停電が発生するなど、台風シーズンが本格化することに警戒感が強まっております。

そこで、まずは本市の危機管理体制に明らかな欠陥がないかどうか、幹部職員の意識や危機管理の実態について伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 市長、どの件の答弁になりますか。

○田中 甲市長 先ほどの件です。

○松永修巳議長 それはもう取りあえず済んでいますので。

○田中 甲市長 危機管理に関連します。

○松永修巳議長 この後じゃだめですか、危機管理に入っちゃっていますから。

田中市長。

○田中 甲市長 危機管理の御質問になりましたが、これも危機管理の一環だと思いますので。

8月の中旬ですが、私は副市長に、9人の職員がパワハラがあったという内容の書面を書くに際して、どのような状況ややり取りがそのときにあったのかと、それを聞き取ってもらいたいと依頼をしまして、口頭で報告を受けました。その直後、私自身がその9人と総務部長を市長室に呼びまして、自ら責任の取れることかどうか常に考えて行動を取るようにと強く私からお伝えをしたところです。越川議員にどこかでお伝えしなければいけないと思っておりましたので、今この場所でお伝えさせていただきました。

なお、私の私見でありますけれども、議員の皆様が発言というのは、発言者が思われている以上に影響を与えることが多くございます。職員は組織上での立場上、即答ができないという場合もございますので、どうぞ御理解をいただければありがたいというふうに思います。危機管理の一環としてお答えさせていただきました。

○松永修巳議長 本件につきましては、もう質問者もおっしゃっているとおり、これ以上、当事者もないものですから、ほどほどに決着をされるべきであると議長としては考えていますので、その点御理解をいただきたい

と思います。

それでは答弁を求めます。

水野危機管理監。

**○水野雅雄危機管理監** 地域防災計画は、全国で発生した災害の教訓を基に、必要に応じて修正し、令和元年度に千葉県に襲来した台風の教訓としては、大規模停電に関する修正を行いました。災害への備えの中でも非常に重要となる職員の危機管理意識は、平常時より持ち続けなければなりません。それには、職員に対し危機を改めて考える、または振り返る機会が大切だと考えます。その機会が様々な防災訓練であり、また、台風などの災害が去った後の振り返りです。本年度は、コロナ禍でなかなか実施できなかった訓練を複数計画し、併せて各幹部職員の危機管理意識をさらに高めるため、訓練計画の作成から担当部長を中心に実施してもらっています。

危機管理意識は、何もしなければ日がたつごとに、山の斜面を転がるように落ちてしまいます。急斜面を降下しないよう、引き続き訓練などの機会意識の醸成を図ります。

以上です。

**○松永修巳議長** 越川議員。

**○越川雅史議員** 先ほど市長御答弁、失礼いたしました。ちょっとここは囲われていて原稿に集中していて、やじが聞こえているなど思ったんですけれども、市長が発言を求めていると気づかなかったものですから。異例な議事進行になりましたが、私は議長の議事整理に全く異論はございませんので、皆さん議事進行はなさらなくて結構だと思います。

御答弁を伺いました。本市においても、御答弁の中では幹部職員の危機管理意識をさらに高めるため、訓練計画の作成から担当部長を中心に実施してもらっていますとの御答弁がありました。その言葉どおりに実施されて効果が高まっていれば、すばらしいことかと思いますが、率直に申し上げて、私は今の危機管理体制にいささかの心配を抱いております。

前市政下においては、危機管理上必要不可欠であるとの位置づけで市長室にシャワーユニットが設置されました。職員が1週間寝泊りするといった大規模災害事態を想定していた際には、誰が最初にシャワーを浴びるのかといった議論が展開されていたことが思い出されます。また、台風の際、開設もされていない避難所の情報が発信されたこともあれば、情報発信に際して、その内容とタイミングがツールごとに異なっていて、情報発信の都度市民に混乱を生じさせていたことも、私は過去に御指摘申し上げました。幾ら市長が替わったからといって、危機管理体制は前市政のまま維持されておりますので、過去におけるこのような実績に照らせば、本当に急に的確な方向へ転換できるのか、検証する必要があると思ひ、通告に至りました。早速、何点か確認させていただきます。

地域防災計画が定める災害班は1班から6班で構成されており、各班の班長となる者の順位は、第1順位が部長、第2順位が次長、第3順位は班長の指名する者と規定されております。この第3順位は各班の長である部長が指名する者がその任に当たると理解しておりますが、危機管理監は1班から6班で構成される災害班の第3順位者が各部において適時適切に選任されていることをどのように確認されているのでしょうか。

**○松永修巳議長** 水野危機管理監。

**○水野雅雄危機管理監** 毎年、年度当初に各部長には災害体制の説明会、これは人事異動があるものですから説明会を実施しています。この中で、災害班長の第3順位の事前指名、こういったことをお願いしながら確認するものでしたが、本年度確認しておりません。

以上です。

**○松永修巳議長** 越川議員。

○越川雅史議員 確認しておりませんが、以上ですとあっさりした御答弁でしたが、それでは地域防災計画で何のために定めているのか疑問です。

もう1点伺います。地域防災計画には、災害対策本部や事故対策本部、各対応本部長などについても責任者が不在となった場合の代理者の順位が規定されています。思い返せば5年前、平成29年の6月定例会でしたでしょうか。私は、この順位について何も調整していなければ、第1位から第3位まで順位が決まっていたとしても、3人とも別々の要件で県外に出張していた、あるいは休日遠方に旅行していたなどという場面が生じるかもしれないといった指摘をさせていただきました。危機管理監も、当然御承知のことかと思えます。

そこで、念のため確認させていただきますが、この順位というものはどの程度の意味があるものなのでしょうか。第1順位に部長職が置かれていることには危機管理対応上それほど意味はなく、下位の順位者が定まってさえいれば、第1順位者や第2順位者は当然に欠けてよいものなのでしょうか。それとも、第1順位者の役割は極めて重要であり、たとえ第2順位以下が定められているとはいえ、それは第1順位者がどうしても参入できない場合に備えているにすぎないものなのか、危機管理監の御認識をお聞かせください。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 今回の御指摘は、質問者も言われていましたけれども平成29年6月定例会でも質問者から質問されています。今回2回目の質問になります。このことから、実施できていないことについて申し訳ないと、そのように感じています。今回のことは、危機管理監としてしっかりと受け止め、円滑な危機管理対応に支障がないようにしていきたいと思っています。

また、順位の解釈についてのことですが、質問者の言うとおりで。少し説明すると、地域防災計画では、災害対策本部長や各対応本部長、各班長などについて、それぞれの役割を統括する責任者の順位を定めています。第2順位は、あらかじめ指定している第1順位の者が欠けたときに第1順位に代わって指揮を取ります。具体的な例としては、第1順位の者が病休で長期にわたり不在の場合、もう1つは、参集に時間を要している場合、もう1つは死亡した場合などが挙げられます。

危機管理の体制は、危機管理室長が危機管理監として、そして危機管理課長と地域防災課長は互いに休暇などが重ならないように調整し、参集に備えています。また、他の職員も同様です。今回指摘を受けて、災害対策への準備には完全はないというふうに思います。できる限り近づけるよう、今後とも取り組んでいきます。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 くれぐれも誤解しないでいただきたいのは、私は災害の準備を完璧にしるとか、限界なく行くべきだと一言も申し上げておりません。私は地域防災計画という、市川市がこうやりますと公表して周知徹底を図っていくと宣言されている文書の内容についてのみ、できているのかいないのかの話をしております。無限に話を広げているわけではないという点を申し上げた上で、御答弁を伺いました。休暇が重ならないように調整して参集に備えていますということでした。これを市役所全体に徹底を図るとするのは厳しい、難しい側面があることは私としても理解はしておりますが、ただ、危機管理監なり消防局長というのは、危機管理において非常に重い役割を担っているのだと思います。

例えば、事故対策本部は、本部長たる議長が危機管理監、副本部長は消防局長がその任に当たることとなっていることから、この連携は極めて重要と位置づけられているはずで。また、本市は水防法及び千葉県水防計画に基づく指定水防管理団体であることから、法に言う水防団を設置せずに、消防機関が主体となり水防作業に当たっておりますので、水防対応上も危機管理監と消防局長との連携は極めて重要かと思えます。だからこそ、席もお隣同士になっているのではないかなと思います。

そこで危機管理監に伺いますが、休暇取得に際して、消防局長との間において、事前調整を常に適切に行っているのかどうか、お答えください。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 消防局長との事前調整というのは、確かに行っていません。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 聞き間違いのように聞こえたんですけども、行っていないという理解をしました。初回の御答弁に、災害への備え、その中でも重要となる職員の危機管理意識は、平常時より持ち続けなければならない、危機管理意識は何もしなければ日がたつごとに山の斜面のように落ちてしまうといった御発言がありました。私はこの御答弁、全く同感であります。私は、危機管理室に今年のお盆の時期ですね、危機管理監の出勤状況を照会しましたところ、危機管理監は8月15日は午後から不在、翌16日と次の17日も終日不在だったとの回答がありました。念のため申し上げますが、私は休暇を取得すること自体は問題視していません。私の関心は、危機管理体制に不備がないことを事前に確認した上で、危機管理監が休暇を取得しているかどうかです。

そこで、消防局長にも確認します。消防局長は、事故対策本部長である危機管理監が不在となる場合には副本部長として、いつ起こるとも分からない災害に備えて出勤していた、8月15日と16日、夏季休暇などで欠けることはなかった、間違いないでしょうか。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

8月15、16、両日、私は夏季休暇を取得しておりました。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 もう1点、消防局長に伺います。消防総務課長は、8月15日は不可抗力で欠勤を余儀なくされていた状況にあったかと思えます。消防本部の庶務を担う責任者が不在になることはあらかじめ把握できていた状況ですから、それに加えて、消防局長と総務担当の消防局次長も同時に欠けるなどといった緊張感に欠ける事態はなかったと信じてよろしいのでしょうか。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 御質問者のおっしゃるとおり、8月15日、消防局長である私と総務担当次長2人は夏季休暇を取り、消防総務課長は不可抗力による特別休暇を取っておりました。事前に、確かに分かっていたことですが、災害以外の場合においても、やはり危機管理意識というものは高く持ち、危機対応に遅れが生じないようにしなければならないと認識しております。今後、こういった体制を見直し、改善を図り、実効性のある体制づくりに取り組んでまいりたい、このように思っております。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 危機管理監と消防局の状況は分かりました。

本市で水害といえば道路冠水と言われるほど道路が冠水する事態が度々生じておりますので、道路交通部長にも伺います。道路交通部長は、被災市街地対応本部では第2順位に位置づけられております。この被災市街地対応本部は、他の対応本部と異なり、第1順位から第3順位まで全て部長職が充てられていることから、大変重要な役割を担う本部として位置づけられているものと理解しております。

そこで、念のため確認いたしますが、道路交通部においても、部長と次長が同時に欠けることのないよう確実

に事前調整を図っている、前市政時ならいざ知らず、少なくとも田中市政発足以降は何ら調整なく同時に休暇を取得していたことなどはないということで間違いはないでしょうか。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

事前に休暇の調整をしておりますが、次長の不可抗力による休暇取得がありましたことから、同時に休暇を取得した日が7月22日の1日ございました。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 私はあまり調査能力の高い人間ではありませんので、その御答弁、正しいと思います。後ほど訂正が入らないことをお祈りして、次に進みます。

先日、私たち市川市議会は、田中市長より、たるんでいるねという発言をいただいてしまいました。その一方で、田中市長は本市の危機管理体制について、期待を込めての意味だったかと思いますが、危機管理監を中心にしっかり体制を整えていると、このところ御発言されていらっしゃいましたが、今のやり取りをお聞きになって何か感じられるところがあったのではないかと思います。危機管理を担う幹部職員の皆様が、市長からたるんでいるねとお叱りを受けることがないことをお祈り申し上げて、次に進みます。

最後は入札妨害事案についてですが、容疑者の公判を控える中で、答弁は慎重を期さなければならない、田中市長が既に事実関係を精査していると御発言された点は理解した上で、12月に再質問することを前提に、今回は端的に聞いてまいります。

入札は3月13日に一旦公告されたものの、翌14日には取り下げられ、3月17日に再公告に至ったとのことでしたが、気になるのは3月17日の再公告の入札参加資格要件がどのように決裁されるに至ったのかという点です。私が調査したところによりますと、最初の公告に関する稟議は、2月27日に開催された資格審査会の審査結果に基づき契約課担当者によって起案され、それが上長に順次回覧、承認され、最終的に当時の財政部長が決裁をされております。ところが、3月17日に再公告となった際には、資格審査会の審査結果と異なる内容で稟議が起案され、それが上長に順次回覧されるわけですが、回覧途上において差し戻しや修正が施されることなく承認され、最終的に当時の財政部長が決裁をしております。

まずは、この事実関係について、財政部の御認識と相違がないか御答弁を求めます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

ただいまの御説明のとおり、事実でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 通常であれば、入札の公告に関する稟議は資格審査会の審査結果に基づき起案されるはずであるわけですから、これと異なる内容で担当者が稟議を起案すれば、どこかで差し戻しや修正が入るのではないのでしょうか。それが回覧途上において何ら修正や差し戻しが入らずに順次承認されていると、部長に至るまで、上長によって順次承認されているという客観的な事実を照らせば、これは当時の財政部長より部内の関係者に対して起案内容に関する指示があったのではないかと、だからこそ、関係者は誰も異を唱えずに順次承認を繰り返したと考えるのが自然かと思われまます。

そこで、当時の財政部長が何らかの事情を知っているのではないかとと思われるのですが、真相究明のためにこの方にヒアリングを実施する必要があると考えますが、御見解を伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 ただいまの御質問につきましては、公訴が提起されている現時点において、答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 これは最初に私からも申し上げたのでこれ以上の答弁を求めませんが、次に進んで、財政部において、資格審査会の審査結果と異なる内容で公告の稟議が起案され、承認されていたわけですが、資格審査会会長のあずかり知らぬところで、異なった内容で入札を公告したとは到底考えられません。

そこで確認いたしますが、資格審査会の審査結果と異なる入札参加資格要件で公告することにつき、当時の財政部長は、当時の資格審査会の会長に事前に了解を得ていたのではないかと考えるのですが、この件、御答弁できるのであれば御説明を求めます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 ただいまの御質問につきましても、捜査並びに今後の公判に関連する事項と考えますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 これ以上財政部に伺っても答弁は差し控えられそうなんですけど、きっぱりと答弁されそうな方を思い出しました。私がこうした本件に関連する事案を質問した際、御答弁に立つのは、なぜかいつも広報室長でした。そして、麻生広報室長は、令和3年6月定例会以降、私が覚えている限り少なくとも20回以上、市政に関係ないといった聞く者が耳を疑うような御答弁を繰り返されてこられました。

そこで、麻生広報室長にも伺います。資格審査会の審査員は、要綱にて会長を務める副市長1名と総務部長をはじめとする7人の部長の合計8名で当時は構成されていたかと思いますが、その当時の副市長はどなたでしょうか、お名前をお聞かせください。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 笠原副市長だと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 新聞報道によると、村越前市長は、千葉県警による任意聴取の初期段階で、入札情報の持ち出しを認めた上で、市民の税金を無駄にしないため工事価格を下げたかった、当該秘書に安く受注してくれる業者を見つけてもらいたかったという趣旨のお話をされていたそうです。この報道が真実であれば、前市長は、当該私設秘書に市政に関わる事項の依頼をしていたと理解すべきかと思いますが、新聞報道だけですと真偽のほどは定かではありません。

ただ、そこで思い出されるのが、麻生広報室長が市政に関係ございませんと断定的な答弁を繰り返されていた過去の事実です。広報室長は、本件事案について、少なくとも村越前市長や容疑者とされた当該私設秘書と極めて密接な関係にあつて、重要な事実を全て知っているからこそ、市政に関係ないと断定的な御答弁を繰り返すことができたのだと推察します。

そこで確認しますが、こうしたマスコミ報道にかかわらず、村越前市長と本件容疑者との間においては市政に関する会話は一切存在しなかった、市政に関係ない話であると理解してよろしかったでしょうか。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えします。

これまでの前市長の関係者のその事案につきましては、既に結審して裁判の判決が下っております電磁的公正証書原本不実記録同供用という罪のものでありまして、この案件につきましては私的なものであったというふうに認識しており、市政に関係ないという御答弁をさせていただきましたが、今回4月から改めて捜査され起訴されて今公判中でございますけれども、この件につきましては関係なくはないと思いますが、公判中でありまして、これ以上の答弁はちょっと差し控えていただきたいと、同じ答弁で申し訳ございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 まあ、本件のことは答弁を差し控えるのはいいと、それはもう冒頭に申し上げています。ただ、昨年6月2日の朝日新聞が、当該人物は村越氏の運転手や金庫番を務めていた、旧庁舎時代には市役所にも度々出入りしていた、そのうち市役所の業務に口を出すようになり、ときには遅い、何でやっていないんだなどと職員をどなりつけることもあったと報じたことを受けて、私は6月28日の一般質問で、村越市長はこの人物に対して、本市職員と会話するときに、間違っても業務に関わる話をしてはいけない、天の声が発せられているかのような印象を絶対に与えてはならないと指導していたのかどうか、この人物の行動を適切に管理していたのかどうかと問いただした際に、麻生広報室長は、あくまで市政に関係ないこととございますと、何が事実であるのか検証してから答弁するような慎重さを見せることなく、徹底して断定的に無関係であると強調されていたお姿を思い出します。

いずれにいたしましても、先ほど市長からも御指摘もございましたので、これにて一般質問を終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時46分散会

第 8 日

令和 4 年 9 月 26 日（月曜日）

令和4年9月市川市議会定例会議事日程（第8号）

令和4年9月26日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問 佐直友樹議員、中村よしお議員、つかこしたかのり議員、大久保たかし議員、かつまた竜大議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

|   |   |    |   |   |     |
|---|---|----|---|---|-----|
| や | な | ぎ  | 美 | 智 | 子   |
| さ | と | う  | ゆ | き | の   |
| 長 |   | 友  | 正 |   | 徳   |
| 佐 |   | 直  | 友 |   | 樹   |
| つ | ち | や  | 正 |   | 順   |
| 小 | 山 | 田  | 直 |   | 人   |
| つ | か | こ  | し | た | かのり |
| 鈴 |   | 木  | 雅 |   | 斗   |
| 国 |   | 松  | ひ | ろ | き   |
| 石 |   | 原  | た | か | ゆき  |
| 清 |   | 水  | み | な | 子   |
| 廣 |   | 田  | 徳 |   | 子   |
| 増 |   | 田  | 好 |   | 秀   |
| 中 |   | 町  | け |   | い   |
| 久 | 保 | 川  | 隆 |   | 志   |
| 浅 |   | 野  | さ |   | ち   |
| 中 |   | 村  | よ | し | お   |
| 細 |   | 田  | 伸 |   | 一   |
| 石 |   | 原  | み | さ | 子   |
| 青 |   | 山  | ひ | ろ | かず  |
| 大 | 久 | 保  | た | か | し   |
| 小 |   | 泉  | 文 |   | 人   |
| 高 |   | 坂  |   |   | 進   |
| 金 |   | 子  | 貞 |   | 作   |
| 秋 |   | 本  | の | り | 子   |
| か | つ | また | 竜 |   | 大   |
| 西 |   | 村  |   |   | 敦   |
| 宮 |   | 本  |   |   | 均   |
| 中 |   | 山  | 幸 |   | 紀   |
| 松 |   | 永  | 鉄 |   | 兵   |

|               |              |           |              |
|---------------|--------------|-----------|--------------|
| 荒石加稲越大堀かい松竹松岩 | 木原藤葉川場越づ井内永井 | 詩よし武健雅清修清 | 郎の央二史諭優勉努海巳郎 |
|---------------|--------------|-----------|--------------|

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

|           |    |     |
|-----------|----|-----|
| 市長        | 田中 | 甲   |
| 副市長       | 松丸 | 多一  |
| 代表監査委員    | 菅原 | 卓雄  |
| 教育長       | 田中 | 庸惠  |
| 危機管理監     | 水野 | 雅雄  |
| 広報室長      | 麻生 | 文喜  |
| 総務部長      | 植草 | 耕一  |
| 中核市準備担当理事 | 鹿倉 | 信一  |
| 企画部長      | 小沢 | 俊也  |
| 財政部長      | 稲葉 | 清孝  |
| 情報政策部長    | 佐藤 | 敏和  |
| 文化スポーツ部長  | 森田 | 敏裕  |
| 市民部長      | 蛸島 | 和紀  |
| 経済部長      | 小塚 | 真康  |
| 観光部長      | 関  | 武彦  |
| 福祉部長      | 立場 | 久美子 |
| 子ども政策部長   | 秋本 | 賢一  |
| 保健部長      | 二宮 | 賢司  |
| 環境部長      | 根本 | 泰雄  |
| 街づくり部長    | 川島 | 俊介  |
| 道路交通部長    | 藤田 | 泰博  |
| 水と緑の部長    | 高久 | 利明  |
| 行徳支所長     | 菊田 | 滋也  |

|                   |       |   |
|-------------------|-------|---|
| 消 防 局 長           | 本 住   | 敏 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 小 林 茂 | 雄 |
| 事 務 局 長           | 藤 城 久 | 保 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 板 垣 道 | 佳 |
| 会 計 管 理 者         | 小 倉 貴 | 志 |
| 教 育 次 長           | 永 田   | 治 |
| 生 涯 学 習 部 長       | 藤 井 義 | 康 |
| 学 校 教 育 部 長       |       |   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之   |
| 事 務 局 次 長 | 六 郷 真 紀 子 |
| (議事担当)    |           |
| 主 幹       | 米 津 孝 成   |
| 副 主 幹     | 金 子 貴 一   |
| 主 査       | 尾 本 悠 介   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 一   |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一   |
| (調査担当)    |           |
| 主 幹       | 上 原 高     |
| 主 査       | 前 田 悠     |
| 主 査       | 岡 澤 英 康   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴   |
| 書 記       | 福 井 寿 明   |

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 初めに、川島街づくり部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 貴重なお時間をお借りして申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

9月22日の稲葉健二議員の一般質問中、まちづくりについての(3)八幡5丁目におけるアパート建築問題についての質問に対する答弁におきまして、市川市宅地開発条例を市川市環境条例と申し上げましたが、正しくは市川市宅地開発条例でありますので、訂正をお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

続いて、道路交通部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 貴重なお時間をお借りして申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

9月22日の越川雅史議員の一般質問中、道路交通部においても部長と次長が何ら調整なく同時に休暇を取得していたことはないということで間違いはないかとの質問に対する答弁におきまして、「道路交通部においては、部長、次長が事前に調整をしているため、同時に休暇を取ったことはありません」と申し上げましたが、正しくは、事前に休暇の調整をしておりますが、次長の不可抗力による休暇取得がありましたことから、同時に休暇を取得した日が7月22日の1日でしたので、訂正をお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

それぞれ御了解いただいたと思っておりますけれども、理事者の方に申し上げますが、本会議での発言には十分に慎重を期して間違いのないよう事実確認の上、発言されるよう強くお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

以上です。

○松永修巳議長 日程第1一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

佐直友樹議員。

○佐直友樹議員 おはようございます。会派NHK党の佐直友樹です。通告に従いまして、初回より一問一答で一般質問を行います。

本市の放送受信契約についてお伺いいたします。

まず初めに、(1)本市が放送受信契約を締結する理由についてです。市川市の所有するテレビ等の受信機は相当数あると思います。1台1台設置場所ごと放送受信契約を締結していると思うのですが、まずは基本的な質問をさせていただきます。本市が放送受信契約を締結する理由をお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

放送法第64条第1項では、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならないと規定されております。このため、本市としては当該条文を契約の根拠と認識をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。再質問になります。放送受信契約をすることにより発生する受信料の支払いについてなのですが、全国の受信料の推計世帯支払い率は80.3%であるとNHKのホームページで確認しました。一方、朝日新聞のアンケートでは、64%の人が受信料の支払いに納得していないとの結果が出ております。相当数の国民が受信料を我慢して支払っているということが分かると思います。この結果を見ると、放送受信契約をすることにより発生する受信料を、公金で支払うことに不満を感じている市民が一定数いると推測できますが、市としてはどのように考えているのかをお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

NHKとの契約については、様々な御意見があることを承知しております。本市としては、受信設備を設置することにより、放送法にのっとりNHKとの受信契約が必要になるものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。地方自治体である市川市には法令遵守義務が課せられておりますので、立場上適切な御答弁だったと思います。

再々質問になりますが、念のためお伺いします。放送法64条には違反はしていないですか。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 本市が放送法に違反しているとの認識はございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。

次の(2)放送受信契約義務のある受信機の種別についてに移ります。本市の放送受信契約義務があるとする受信機の種別をお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

NHKから送付されるテレビ等受信機設置状況調査によれば、衛星放送や地上放送を受信できるテレビのほか、テレビ付カーナビ、ワンセグ付携帯電話、TVチューナー付パソコンなどが対象になるとのことでございます。本市としては、NHKの放送を受信している機器として、第1庁舎1階の南側に設置されている大型モニター、各所管や小中学校などが所有するテレビ、公用車に搭載されているカーナビゲーションのうちテレビとして使用しているものなどを契約すべき受信機としてNHKに対し報告をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。放送受信契約義務のある受信機ですが、市川市とNHKとの間に相違とか見解の違いがあれば詳しく教えてください。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

放送受信契約に係る受信機について相違はないものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 市川市の放送受信契約義務のある受信機の御答弁の中に、公用車に搭載されているカーナビゲーションのうちテレビとして使用しているものには放送受信契約義務があるという内容だったんですが、NHKに問い合わせてみると、カーナビについてはテレビとしての使用をしていなくても、テレビチューナーがついていれば、使う使わないとか、受信をするしないとか、そういうのは関係なしに放送受信契約義務があるとの説明を受けたのですが、実際はNHKとの相違があると思うのですが、御答弁お願いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

本市では、当該カーナビゲーションの定義並びに所持した時点の定義などについてはNHKに確認をしておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 NHKに直接確認をしていないということですね。直接確認しないことには、これ以上の答弁ができないということだと思いますが、2年前の9月定例会でカーナビの受信契約について一般質問を私はしました。確認を取るには十分な時間はあったと思います。法律で定められた義務に関する重要な問題なので、直ちに確認をお願いします。

それでは、(3)カーナビ受信契約について質問したいと思います。この項目に関しては再質問が多くなると思いますので、あらかじめ御了承ください。前回、2年前、私が行った一般質問で、消防車両のテレビ付カーナビの未契約状態を指摘させていただきました。現在は当該カーナビからテレビ受信機能を無効とする対策をすることによって、放送受信契約義務がないと本市は考えていると思います。その対策を講じる前はテレビ受信機能は有効でした。設置した日については、一番古いカーナビで平成15年、一番新しいカーナビで平成30年、こちらは公文書で確認しております。仮に約3年前にテレビ受信機能を無効にする対策をすることで放送受信契約義務がなくなったとしても、約12年間はテレビ受信機能が有効な状態でありながら、未契約の状態だったということになります。現在の当該カーナビの放送受信契約状況をお伺いいたします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

令和元年10月の調査時点で、消防車両25台のカーナビについては、受信状況の確認が取れていなかったため、契約はしておりませんでした。また、対策以前の契約につきましては、関係部署と協議し、公金を支出するという観点から、慎重に取り扱う必要があると考え、実際に受信の確認が取れたものについてのみ契約をいたしました。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。一部テレビとして使用したものを除いて、現状維持の未契約状態であることを確認しました。御答弁の中に、過去の契約については関係部署と協議したとありますが、放送法における放送受信契約の契約先はNHKです。NHKとも協議するべきと思うのですが、いかがでしょうか。公金の支出は慎重にせねばならないというのは重々承知しております。しかし、放送受信契約が強行法規である以上は、最低限契約先のNHKとの協議は必要だと思います。公金の支出は慎重にしなくてはならないという表現を聞くと、NHKと協議をすることにより放送受信契約が必要になってしまって、放送法違反が明るみになってしまうことを隠蔽しているといった誤解を生みかねません。そのためにも、契約先のNHKとの協議は必要不可欠だと思います。御答弁お願いします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

現時点で放送契約に関するNHKとの協議は必要のないものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 分かりやすい御答弁ありがとうございます。2017年の最高裁の判決では、受信機の設置日に遡って放送受信契約をしなくてはならないとなっております。また、2019年のカーナビの裁判では、放送の受信を目的としていなくても、客観的、外形的にテレビが映らない状態でない限り、放送受信契約は必要であるという判決も出ております。これまでの御答弁の中に、受信状況の確認という難しい言い回しをされていますが、テレビをつけるとか、つけないとかという話だと思いませんか。NHKもテレビを使う使わないとか、受信をする受信をしないは関係ないと言っております。ここをしっかりと理解してください。お願いします。

NHKは受信料の滞納者だけでなく、未契約者に対しても訴訟を起しております。2019年には大手のビジネスホテルに対して19億円の支払いの命令も出ております。しかも、不当に放送受信契約をしない者に対して、NHKは3倍の受信料請求が行える放送法の改正案が可決されております。受信機を設置しながら未契約状態であるとのリスクをしっかりと認識してください。消防車両のカーナビの未契約状態について、私は法的な根拠を踏まえて違法性を指摘しております。法令遵守の観点からも、違法性を問われている限りは強行法規である放送受信契約から免れる相応の法的根拠を示すか、それが無理なのであれば、せめてNHKに確認を取るべきじゃないですか。疑念払拭のための最大限の努力はすべきと思いますが、御答弁お願いします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

本会議における御質問者からの御指摘を重く受け止めております。一方、繰り返しとなりますが、公金を支出するとの観点から、本件に関しても慎重に取り扱うべきものと認識しております。現時点では違法行為を行っているとの認識はなく、よって、疑念払拭の必要はないものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 疑念の払拭は必要ないということですね。ちょっと理解はできません。ごめんなさい。不当に未契約の状態を続けていると3倍の受信料請求になりますので、御答弁にありましたように、公金の支出の観点からも、直ちにNHKと協議してください。

では、カーナビの放送受信契約について、別の質問をさせていただきます。消防車両のテレビ付カーナビ3台分は、テレビ受信を確認したという理由で、設置日まで遡って支払っていると、私の前回の一般質問で御答弁いただいております。その際の契約から解約までの流れの説明をお願いします。特に解約については市民の関心も高いと思いますので、解約の理由も併せてお伺いいたします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

令和元年10月の調査時点でテレビ視聴の確認が取れた3台の契約等に関する手続きにつきましては、NHK放送受信契約書及び添付書類に、消防車両3台の種別、呼称、カーナビの設置日及び廃止月を記載して提出しております。その際、特に契約理由や解約理由は付しておりませんが、NHKから契約書に基づいた請求書が届いていたことから、設置日に遡及して支払いをいたしました。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 解約については、解約する理由をNHKに届けなければなりません。これは放送受信規約に定められています。放送受信規約は、分かりやすく言うと契約内容みたいなものですね。これは総務大臣の認可を受けて運用されるものなので、勝手に放送受信規約の内容を変えて解約を受理したということであれば、NHKの放送法違反になるのですが、不祥事の多いNHKですので、びっくりすることではありません。ただ、せめて市川市には放送受信規約を守っていただきたいと思っております。ここは今からでも、正直にNHKに解約の理由を伝えて、市川市だけでも放送受信規約を遵守してほしいのですが、いかがでしょうか。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

解約の理由でございますが、消防業務において使用するカーナビの本来の目的と関係のないテレビの受信機能にあっては、順次法定点検時に合わせて対策を講じ、その機能が無効になったことによります。また、NHK放送受信契約書に添付した書類には、カーナビの廃止月を記載しており、現時点では手続が完了していることから、解約理由は廃止のためと理解されているものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。廃止をした月、数字ですよ。それと解約の理由はイコールであると市川市は考えているということですよ。実際に解約が受理されているから、NHKとしても、意図を酌み取ってくれているというか、あうんの呼吸というか、分かっているでしょうということだと思んですけども、少なくとも市民は市川市のような解約はできません。市民は解約の理由を告げても、それを証明する様々な手続を求められます。場合によっては、NHK職員が家まで、本当にテレビが撤去されているか目視で確認しに来ます。それぐらい厳しいんですね。放送受信規約は受信料制度に公平性をもたらすものだと私は考えていましたが、今の御答弁から、受信料制度がいかに不公平なものかというのは再認識できました。

それと同時に、市川市の放送法64条違反の疑惑も深まりました。カーナビの放送受信契約義務については、(2)の初回答弁の際に、公用車に搭載されているカーナビゲーションのうちテレビとして使用しているものとの御答弁がありました。これは、言い換えると、テレビとして使用していないものは放送受信契約義務がないと市川市は考えているということになります。しかし、実際に契約をした3台のカーナビの契約内容は、テレビとして使用した期間の契約ではなくて、設置日まで遡った契約となっております。解約の理由も、テレビとしての使用をやめたのではなくて、テレビ受信機能が無効になったためとの趣旨の御答弁でした。ということは、現在、未契約状態のテレビ付カーナビ25台も同じ条件を満たしていることとなります。ということは、(2)の初回質問の答弁が間違っているか、3台の当該カーナビの受信料の支払いが不当なものになっているかのどちらかだと思いますので、ここについては、また次の機会に確認したいと思います。

カーナビの放送受信契約について、内容を変えて質問をさせていただきます。NHKから毎年受信機の設置状況の調査を書面にて求められていると思います。テレビ受信機能を無効にした現在と有効であった時期の調査に、それぞれNHKに対してどのような報告をしていたのかをお伺いします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

現在、本市の消防車両に設置しているカーナビは、いずれもチューナーレスのカーナビを設置するなどの対策を講じたものであり、放送を受信できる環境にないことから、本調査の対象ではないものと認識しているため、計上はしていません。

また、以前の調査については、消防車両のカーナビは県外などでの活動において、目的地までの経路や所要時間などの情報を取得し、業務を安全、確実に遂行するという目的を達成するために設置したものであり、テレビの受信機能を有するか否かについての確認をしていなかったことから、報告する必要性について認識をしておりませんでした。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。テレビ受信機能が有効であったときも無効であったときも、NHKに対して消防車両のテレビ付カーナビの数だけ過少報告をしていたということで認識したいと思います。テレビ受信機能を有するか否かの確認すらしていないということですが、取扱説明書には目を通していないのでしょうか。TV機能付であることは取扱説明書に記載されています。人命救助に関わるような消防車両のカーナビですから、取扱説明書はしっかりと確認していることを信じたいと思います。

あと、これは何度も言いますが、受信の確認とかは関係ないです。法律や判例やNHKの意見をないがしろにしないでください。お願いします。

これで最後の質問になりますが、消防車両のテレビ付カーナビ28台分を過少報告していることによって、NHKは本来の市川市の設置している受信機の数を錯誤してしまっているわけですが、もしも放送受信契約義務があった場合は、NHKを錯誤させて不当に受信料の支払いを逃れているような詐欺行為をしていたとの誤解が生じる可能性がございます。今からでも正直に伝えるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

当該カーナビゲーションは、いずれも現時点でテレビ受信ができず、過去においても受診の可否を確認していないため、報告の必要はないものと理解しております。このため、現時点においてNHKに確認する必要はないものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐直議員。

○佐直友樹議員 何度も繰り返しになって恐縮なんですけども、受信の可否とかテレビを見る見ないとかは関係ないので、法令の遵守、公金の支出の観点からも、早急にNHKに確認を取ってください。ただ、誤解をしてほしくないのは、受信料の支払いについては法律で義務化されているわけではないので、受信料を払えと言っているわけではないんですね。立場上、法律で義務化されている放送受信契約に関しては明確な根拠に基づいた判断をしてくださいという話をしています。少なくとも、市川市が受信料制度の不公平の原因にならないように努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりとします。御答弁ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 中村よしお議員。

○中村よしお議員 公明党、中村よしおです。通告に沿って質問を行います。

公園の整備及び適正管理について。

私は2019年の6月定例会で公園について一般質問を行っています。そのときの私の主張は、現在の公園が抱える、犯罪が起りやすい、過剰禁止行為などの課題を解決すること、そして安全、安心で豊かな生活が送れる魅力的な公園とするために、公園ごとに利用の方向性やコンセプトを定め、それに合わせたルールづくりやユニバーサルデザインの機能を持たせるなど、目的を持って公園をデザインすることというものでした。今回も本市の

公園を市川市の誇り、シビックプライド醸成のシンボルとして魅力あるものにしていくべきであるとの考えに基づき、質問や提案をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、前回の一般質問でのやり取りから、本市の公園政策についてどのように展開されてきたのか等を議論してまいりたいと思います。

(1)市川市の公園の整備及び適正管理についての考え方と現状について。本市の公園整備については、都市緑地法に規定した基本計画が平成16年に策定され、理念、将来像、目標水準、地域別方針を定め、実現化に向けた取組が行われてきました。今後の流れとしては、令和7年度を目途に次期基本計画が策定されると理解しています。それでは、本市は公園整備及び適正管理をどのような考え方の下に事業を展開してきたのか、そして現状について伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 初めに、公園整備の考え方でございますが、本市では、都市緑地法に基づき、平成16年3月に策定いたしました緑の基本計画において、魅力ある都市公園を創出することを基本方針としております。公園の整備に当たりましては、完成後に多くの皆様に気持ちよく御利用いただき、また、近くにお住まいの方々にも喜ばれる公園となるように、地域自治会など関係する方々の御意見を伺いながら整備内容を検討し、公園の魅力を高めることに努めております。昨年度オープンいたしました小塚山公園、どうめき谷津エリアの整備を検討した際は、周辺自治会の方々に御参加いただきワークショップを開催し、参加者からは、谷津田の原風景をイメージした小川をつくることや、自然に親しめる公園としてほしいなど様々な御意見をいただき、これらを取り入れた形で整備いたしました。また、現在、下妙典・本行徳地区で整備を進めている地域コミュニティゾーンでは、近隣自治会の方へ事前に整備内容を説明し、少年野球関係者や子どもの外遊びを支援するNPO法人、また、障がい者団体の方々からも御意見を伺い、少年野球場のほか、プレーパークやインクルーシブ遊具を配した公園の整備を進めております。

次に、適正な管理といたしましては、都市公園法に規定されているとおり、都市公園の構造等を勘案し、適切な時期に巡視を行い、清掃、除草、その他都市公園の機能を維持するために必要な措置を講じることとされております。まず、公園の巡視といたしましては、施設や遊具、その他の異常がないかなど、安全で快適に使用できるように、職員により日常的に行っておりますが、台風後などは速やかに確認するために、業務委託で行うこともございます。公園等の清掃につきましては、令和4年4月時点で福祉団体や自治会によって行われている公園が約500ある公園のうち約3分の1を占めており、残る公園につきましては職員が対応しています。草刈りにおきましても、清掃と同様に福祉団体や自治会の協力により、約5分の1の公園が期間を限定して定期的に行われており、それ以外の公園では、委託業者により年4回の草刈りを行っています。また、樹木の剪定や伐採につきましては、樹木周辺の状況を確認し、必要な箇所を委託業者にて行っています。そして、施設や遊具につきましては、全ての公園を対象とした遊器具等点検業務委託において毎年点検を実施し、点検の結果、対応が必要と判定された遊具は、修繕や改修工事を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。都市緑地法に基づき、平成16年3月に策定したみどりの基本計画において、魅力ある都市公園を創出することを基本方針として、公園整備や適正管理を行ってきたということです。これはこれで結構です。今の本市の答弁を踏まえて、次に移ります。

次に、(2)課題について伺います。令和7年度を目途に次期基本計画を策定するとのことですが、本市の現状を踏まえ、公園及び適正管理についての課題はどのようなものがあるのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 まず、公園整備に係る課題でございますが、みどりの基本計画にも示されておりますが、公園整備水準の向上と利用者のニーズを踏まえた公園施設の対応と考えております。公園整備水準につきましては、平成15年度の計画策定時には、1人当たり公園面積は2.72㎡でありましたが、令和4年3月現在は1人当たり3.66㎡と増加しております。しかし、計画目標としては、令和7年度において4.73㎡となっていることから、公園整備水準の向上は現時点においても課題であると考えております。また、市内には約500か所の公園があり、市民ニーズに対応した施設への再整備が追いついていない公園が多くあることについても課題であると考えています。

次に、公園管理での課題でございますが、公園内の騒ぎ声やボール遊びなど、公園利用のルールにおいて、公園利用者が求める内容と近隣にお住まいの方から求められる内容が異なることが多く、これらの対応も課題として捉えています。公園の清掃は、現在は福祉団体や自治会にて行っている公園も多くありますが、高齢化などの理由により年々減少していることから、ボランティア団体による公園の維持管理の継続も課題であります。樹木につきましては、植樹してから長い年月がたっていることから大きく育ち、落ち葉等で周辺への影響が増えていることや、枯れ木による倒木や枝打ちへの対策のための維持管理にかかるコスト面の対応も課題となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。課題は主に5点でしょうか。①公園整備水準の向上、②多様なニーズを踏まえた施設整備、③利用者と近隣にお住まいの方から求められる内容が違うことから、公園利用のルール策定は難しいこと、④高齢化等による減少するボランティア団体による公園の維持管理の継続の困難化、⑤植樹してから長い年月がたっていることから、大きく育ち過ぎて落ち葉等で周辺への影響が増えていることや、枯れ木による倒木や枝打ちへの対策のために維持管理に係るコスト面の対応も課題であるということでありました。多くの課題があることについては理解をいたしました。それらの課題を踏まえて、次に移ります。

それでは、(3)今後のあるべき姿について伺ってまいります。今後のあるべき姿については、次期基本計画に反映されるわけでありまして。今後のあるべき姿について、先ほどの答弁で挙げられた課題に沿って議論を行い、次期基本計画策定に反映できればうれしく思います。

それでは質問を行ってまいります。1つ目のあるべき姿について、公園の植栽管理、なかんずく公園の樹木の老朽化対策について伺ってまいります。前回の一般質問で、私から、植栽について市民から様々な要望を受けています、木陰が欲しいから植樹してほしい、あるいは剪定をしないでほしいとの要望がある、一方では、見通しが悪い、安全、安心の確保ができない、また、落ち葉が迷惑なので伐採してほしいという意見まであります、まさしく両極端の要望が寄せられている中で、本市の公園の植栽の維持管理について見解を伺いますと質問したことに対し、公園の植栽管理については、都市公園法施行令に、公園の巡視を行い、清掃、除草、その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずることと技術的基準で定められている、樹木は育成に配慮し、公園の利用者、近隣住民へ緑による潤いや快適性を維持しつつ、安全性を確保する必要があると考えている、具体的な管理方法については、市内を6地区に分け、担当職員を選任し、地区別に樹木の剪定、低木の刈り込み、除草などを年間を通して業務委託により管理する等、様々な方法を用いて公園の植栽を良好な状態に保ち、市民が安全に利用できるよう維持管理を行っているというような答弁でありました。そこで、老朽化した樹木の適切な維持管理についてはどのような運用をしているのか、その根拠と現在の運用について伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 樹木の適切な維持管理の根拠としましては、国土交通省に示された公園施設の安全点検に係る指針や都市公園の樹木の点検・診断に関する指針としております。現在この運用につきましては、樹木が状態が悪くなると、倒木や枝の落下による被害が想定されることから、職員による巡視にて異常がないかなどの確認をしており、異常が発見された場合は、樹木の状態を調査し、投棄や剪定などを行います。しかしながら、その後に状態の改善が見受けられず、枯れるなどで枝打ちや倒木の発生するような危険な状態になることが想定される際には、伐採するなどの対応を行っております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 分かりました。国交省の指針に基づき樹木の適切な維持管理が行われているということでありました。しかし、一方で先ほどの答弁で、植樹してから長い年月がたっていることから大きく育ちすぎて、落ち葉等で周辺への影響が増えていることや、枯れ木による倒木や枝打ちへの対策のために維持管理に関わるコスト面への対応も課題であるとあります。公園を見てみますと、例えば行徳では、土地区画整理事業施行時に植樹された40年を超えるような樹木が目についています。立派だなと感じる一方、公園の面積に比して大きく育ち過ぎていると感じる樹木があったり、倒木しないか心配だなという樹木もあるようにも思います。ボランティアの方でなくても、公園の周囲にお住まいの方が、公園樹木の落ち葉の清掃を日常的に行ってこられました。高齢化が進み、公園の落ち葉拾いをすることが難しくなってきたという声を聞きます。確かにそうだと思います。樹木を伐採するのは忍びないという感情がある一方で、公園施設である植栽について、植えたら枯れるまで、あるいは倒れるまでそのままいいというわけにもいかないと思います。安全を確保するためにも、適切な対策を講じる必要があります。本市として、公園の樹木の老朽化について明確な方針を策定し、適切な維持管理を行うべきと考えますが、本市の見解を伺います。

**○松永修巳議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 公園の樹木についてですが、木の寿命は、例えば桜は50年から60年、イチョウは数百年、数千年とも言われます。樹木によって樹齢の違いはございますが、樹木の抵抗力がなくなるなどの異常が発生した場合、倒木や枯れ枝の落下などが想定されますので、市としましても、巡視により樹木の状態を把握し、異常が発生した場合には対応しているところでありますが、方針をマニュアル化しておくことが必要であると考えておりますので、今後策定してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 市としても樹木の状態を把握することや異常が発生した場合等の対応を定めたマニュアルの策定を検討してまいりますという答弁でありました。当該マニュアル策定の検討をよろしく願いいたします。

次の課題として、公園の遊具、健康器具の維持管理及び更新について伺います。この項目についても市民から要望を多く受けております。前回の一般質問でも取り上げてはいますが、本市の答弁では、遊具や健康器具の維持管理については、職員が日常、公園等も含め点検を実施している、また、専門の知識を持った公園施設点検管理士による業務点検を1年に1回、業務委託している、具体的には、日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準により危険度判定を行い、その結果に基づき、計画的に改修する時期を決め更新することとしている、なお、遊具については毎年実施している遊器具等点検業務委託の報告結果により更新時期を決定し、対応しているということでありました。

そこでまず、公園の遊具、健康器具の維持管理及び更新について、毎年実施している遊器具等点検業務委託の報告結果により更新時期を決定しているとのことですが、現状はどうなっているのでしょうか。また、今後のあ

るべき姿について本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 遊具等の現状ですが、遊具等がある公園につきましては430公園ございますが、その中で健康器具が設置されている公園は54公園でございます。遊器具等点検業務委託の点検結果に基づく昨年の整備実績としましては、老朽化等で部分的な補修が必要と判明した37基の修繕を行い、劣化がひどく継続が困難と判断された10基は、撤去後、新たなものに更新しております。今後も遊器具等点検業務委託の結果より、対応が必要とされた場合は、なるべく時間をかけずに修繕や更新を行い、常に安全な遊具等が御利用いただけるような公園を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。遊器具等点検業務委託の結果により修繕や更新が必要とされた場合は、なるべく時間をかけずに、常に安全な遊具等が御利用いただけるような公園にしていきたいと考えていますということでありました。とても大切な姿勢であると敬意を表するところであります。

次に、私は市民から、健康器具がとてもよい、もっと増やしてほしいと言われます。そこで、健康器具について、どのような政策に基づいて設置をしているのか、今後、健康器具設置を進めてほしいが、そのような考え方はあるのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 健康器具の設置につきましては、比較的大きな公園である里見公園や大洲防災公園、南行徳公園、広尾防災公園などのほか、ウォーキングが盛んに行われている江戸川土手のさくら堤公園や妙典公園など54公園に設置しております。令和3年度から7年度までを計画期間としたみどりの基本計画第4次アクションプランでは、期間中に健康器具を10公園に設置する目標を定めております。今年度までに3公園に健康器具を設置する予定としており、今後におきましても、計画に基づき設置を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。ぜひ目標達成に向けて取り組んでいただきたいと思います。健康器具の設置に代表されるように、いわゆる公園政策は保健部であったり、文化スポーツ部、観光部など多くの部にまたがる政策であると思います。横の連携もぜひお願いをいたします。

最後のテーマについて、前回の一般質問でも提案していますが、公園ごとに特徴を持たせた地域で機能を分担する公園の再整備、そしてそこに遊具の維持管理コストの合理化の視点等、平成29年都市公園法改正でみどりの基本計画に追加された管理の方針、すなわち今後の社会状況や地域のニーズに応じて計画的に都市公園を管理、運営していくという視点を入れていくことが肝要であると考えますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 現在のみどりの基本計画は平成16年3月に策定し、おおむね20年後を目標として、緑地の保全や緑化の推進の考え方をまとめたものであり、令和7年度までの計画期間となっております。今後、みどりの基本計画の見直しは、平成29年の都市緑地法改正による新たな項目や都市計画マスタープランなど、市の様々な計画も更新されていくことから、これらの計画との連携が図れるように見直しを進めてまいります。その際には、都市緑地法で示されているように、管理の考え方についても取り入れてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 まとめます。今の答弁では、今後、みどりの基本計画の見直しは平成29年の都市緑地法改正による新たな項目や都市計画マスタープランなど、市の様々な計画も更新されていくことから、それらの計画との連携が図れるように見直しを進めていく。その際には、都市緑地法で示されているように、管理の考え方についても取り入れていくというような答弁でありました。都市緑地法で示されている管理の考え方とは、維持管理から公園を市民のために役立てるための経営計画の策定や公園施設の点検など多岐に及ぶ方針を盛り込んだ考え方と私は認識をしています。公園は、まさしくシビックプライドのシンボルとも言えると思います。市民が主体となって、誇りを持ってまちづくりを進めていく、今後の公園政策策定を引き続き見守っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。1つ目の大項目はこれで終わります。

次に、聾者、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者支援について質問してまいります。

(1)現状と課題について伺ってまいります。私は2018年6月定例会にて、聴覚障がい者支援について一般質問を行いました。それから4年が経過したわけですが、この間、議員立法による市川市手話言語条例が今年の3月に制定されるなど、本市における聴覚障がい者支援が前進しているところもあると認識していますが、前回の一般質問で質問した身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者への支援についても力を入れていくべきだと考えています。

そこで、市川市手話言語条例制定後の施策の現状と課題について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

市川市手話言語条例は、議員発議により令和4年3月18日に制定されました。条例制定後は、市川市ろう者協会との連携を密に図りながら、同協会にヒアリング等を行い、今後の施策の在り方を検討しているところでございます。ヒアリングによる要望により、新たに手話に関する理解を深めることを目的とした施策を検討しているところでございます。現在の聾者、聴覚障がい者等に対する支援といたしましては、障害者手帳所持者に対する手話通訳者や要約筆記者の派遣、ファクスにより市の情報などを提供する聴覚言語障がい者向け情報送信サービスなどを行っております。令和3年度の実績として、手話通訳者の派遣は約700件、要約筆記者の派遣は約140件、ファクスによる情報送信サービスは約130件となっております。また、市民向けには、聴覚障がい者とのコミュニケーション手段となる手話や筆談に対する理解を深めていただくことを目的として、手話を身近に感じていただくための市民手話教室を開催するほか、手話通訳者を養成するための手話奉仕員養成講座、筆談の講座である聞こえのサポーター養成講座を実施しております。条例制定を受け、手話は言語であるとの認識に基づき手話に対する理解の促進に関する施策を推進すること、聴覚障がいについて広く一般市民の理解を深めること、養成講座等の参加者を増やすことなどを課題として認識しているところでございます。

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴者に対する施策については、2018年6月の定例会で答弁申し上げた県の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金制度による18歳未満の児童に対する補聴器の購入費用の一部の助成に変更はなく、現在18歳以上の方への助成等の施策はございません。聴覚障がいにより身体障害者手帳を交付されている方に対しては、障害者総合支援法に基づき、補装具としての補聴器購入費用の一部を支給しているため、聴覚に障がいのある方については、身体障害者手帳を取得することで支援を受けられる可能性について広く周知することを課題の一つとして認識しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 市川市手話言語条例施行後の本市の取組について理解いたしました。9月23日は手話言語の国際デーということで、自治体の中には世界ろう連盟のロゴ色である世界平和を表すブルーでライトアップをし

たり、イベントを開催しているところもあります。本市においても来年の手話言語の国際デーには、広く市民の理解を深めるためのイベント開催等の取組を要望しておきます。

また、2025年には4年に一度開かれる聴覚障がいのある人たちのスポーツの国際大会、デフリンピック夏の大会が東京で開催されることが決まりました。日本での開催は初めてということでもあります。全日本ろうあ連盟は東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かし、東京を中心に福島県や福岡県の競技会場を活用した開催を提案し、立候補していました。報道によれば、計画案では開催は2025年の11月15日から26日までの12日間で、世界のおよそ80の国と地域から5,000人から6,000人ほどの選手団の参加を見込んでいる、今年5月に開かれた夏のブラジル大会では、日本選手団の一部に新型コロナウイルスの感染が確認され、途中で出場を辞退しましたが、過去最多となる30個のメダルを獲得したとのことでもあります。市民においても東京大会出場を目指す選手がいらっしゃるようであれば、ぜひ応援をしてほしいと思います。(1)については、これはこれで結構であります。

次に、(2)身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者への補聴器購入費の助成についての検討状況について伺います。2018年の私の一般質問で、軽度・中等度難聴者への補聴器購入費の助成について質問を行いました。そのときの質問と答弁を振り返りますと、18歳以上の軽度・中等度難聴者で補聴器が必要な市民というのはどれぐらいいるのか、それについて、また他市で軽度・中等度難聴者への補聴器購入費の助成を行っているケースはあるのかとの質問に対し、18歳以上の軽度・中等度難聴者の数については調査を行っていないとの答弁がありました。次に、他市の助成の状況についての質問に対し、県内では浦安市と船橋市が65歳以上の高齢者に対し身体障害者手帳を交付されていないことなどを条件に、浦安市は収入に関係なく3万5,000円、船橋市は非課税世帯に対し2万円を上限として助成をしている。申請者数の実績は浦安市が約100名、船橋市が80名ということであり、本市で同様の事業を始める場合、申請見込み者の数については、母数について調査をしていないので、ほぼ同程度の人数が見込まれるのではないかと考えているという趣旨の答弁がありました。あと、私は高齢化の進展により軽度・中等度難聴者は年々増加していくというふうと考えている。難聴であるというのは、他者とコミュニケーションを図る上で障がいとなると考える。本市においても、現役時代よりも収入が減少する年金生活者が多くなる65歳以上の高齢者に対し、身体障害者手帳を交付されていないことなどを条件に補聴器の購入費の一部を助成する制度を導入すべきと訴えました。それに対する当時の本市の見解は、今後の助成の在り方や金額などについて、また、対象となる方の人数等について調査を行ってまいりたいと考えているとのことでした。

そこで、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者への補聴器購入費の助成についての検討状況について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 2018年の議会において、御質問者から介護予防や健康寿命の延伸の観点からも、今後、難聴者への支援をさらに推進していただきたいとの御意見を伺っております。令和元年度に第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のため、市民や介護支援専門員等を対象に実施した市民等意向調査において、要介護や要支援の認定を受けていない65歳以上の方を対象とした耳の聞こえに関する調査項目も含まれており、約7%の方は聞こえの問題などを理由に外出を控えていると回答し、また、約21%の方は足腰の痛みや耳、目の不具合を軽くするための支援があれば外出しやすくなると回答していることから、聴覚をはじめとする身体の障がいや不具合などの状態と外出には一定程度の関連性はあるものと考察しております。また、令和3年度に福祉部内において、補聴器の使用と認知機能の関連性などについて検討を行うワーキンググループを設置いたしました。この中で、市内15か所の高齢者サポートセンターにヒアリングを行い、多くのサポートセンターから、これまで耳の聞こえに関する相談を受けたことがあると回答を受けております。主な相談内容は、補聴器はどこで購

入すればいいのか、補聴器を購入する際に補助金は出るのかというようなものでございました。

現在、国では高齢者の聴覚補正と認知機能への影響を解明するため、平成30年度から国立長寿医療研究センターによる聴覚障がい補正による認知機能の低下の予防効果を検証するための研究の観察研究を続けておりますが、その研究結果はまだ示されておりません。この背景などを踏まえ、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者への補聴器購入の助成等については、国の研究経過や結果等に注視しつつ、事業を実施した場合の効果などを含め、継続して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。これはこれで結構であります。(3)でさらに伺ってまいります。

(3)今後必要な支援策について伺ってまいります。市川市手話言語条例に基づく今後必要な支援策について、本市はどのように考えているのか伺います。

そして、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者への補聴器購入費の助成について、私は今後必要な支援策と考えています。過去の同僚議員に対する答弁においては、この購入費助成について制度を実施する他市などによると、補聴器は会話だけでなく周囲の生活音を全て拾い疲れてしまう、あるいは独特の機械音がするため慣れないなどの理由で、購入しても自然と使わなくなってしまうケースも多いものと聞いておりますというような答弁がありました。私はこの答弁についての認識が私とは違うなというふうに思います。加齢性難聴のケアと支援については、人生100年時代と言われる現在にあってはとても重要なテーマであります。書籍を読みましたが、その中に、補聴器は正しく調整して聴覚トレーニングを行わなければ十分な効果を発揮してくれません。そのために必要なこととして以下の4点を挙げています。1つ目、まず耳鼻咽喉科を受診して診断を受けましょう。2つ目、補聴器は見た目だけでなく、自分の聴力に合うものを選びましょう。3点目、補聴器は常時装着して何度も調整してもらい、効果測定をしてから購入しましょう。4点目、購入後も医療機関による定期的な聴覚管理や補聴器販売店による補聴器管理を行いましょうというものであります。

この4点を網羅した助成を今年度からスタートした東京都港区について紹介しておきます。港区の助成制度の対象は60歳以上の区民で、所得制限は設けていない。住民税非課税の場合は補聴器購入額の全額、上限13万7,000円、課税の場合は半額であります。そして、次がポイントであると私は思います。安心して補聴器を使い続けられるよう、難聴の診断等を行う補聴器相談医の受診とともに、公益財団法人テクノエイド協会が認定する補聴器の専門家が在籍する店舗での購入を助成の要件としているとのことでもあります。眼鏡はかければすぐに見えますが、補聴器は装着すればすぐに効果が出るものではなく、幾つかのプロセスを経なければ十分な効果を発揮してくれません。したがって、補聴器を購入しても自然と使わなくなってしまうケースも多いものと聞いていますという市の認識は、補聴器について理解をしていないと言わざるを得ないというふうに私は思います。私は、補聴器購入費用を単に助成するしないという議論は意味がなく、難聴者支援について先ほど述べた点を通じた上での補聴器購入への助成を検討してほしいと考えます。

以上のことを踏まえ、補聴器購入費用の助成制度について本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

市川市手話言語条例に基づく必要な支援として、引き続き手話や聞こえに関する市民を対象とした様々な講座を継続しながら、市川市ろう者協会や関係機関と連携を図り、ポスターや小冊子の制作、市公式ウェブサイトなどへの動画配信など、広く一般への普及啓発を進めていくことを考えております。また、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者につきましては、耳鼻咽喉科への適切な受診の勧奨、補聴器に関する正しい

知識と技能を持つ認定補聴器技能者の在籍する販売店の紹介などを市公式ウェブサイトやいきいきセンターなどの通いの場などを通じて周知することで、聞こえの問題の解消につなげてまいりたいと考えております。

また、同時に、繰り返しになりますが、先ほど申し上げた国の研究調査結果などを注視し、補聴器による聴力の補正と認知機能の関連性など、事業の効果を多角的に検証、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 まとめます。手話言語条例については、実効性を高めるよう取組を進めていただきたい。身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者についてであります。私が読んでいる本『『聞こえにくい』をほっとかない』から引用します。難聴はほぼ笑みの障がいと呼ばれるように、会話が聞き取れないと何度も聞き返すことを避けて、笑ってごまかしてしまうことも少なくありません。このため、相手から誤解されたり、疎外されたりして社会的に孤立するようになり、認知機能が低下、鬱が進むことにつながりますとあります。認知機能だけでなく、鬱病との関連性についても認識をする必要があると考えます。また、難聴を放置している間にフレイルや認知能力の低下が進行してしまうことを幅広い世代に知ってもらいたいと、ある識者は指摘しています。難聴を放置しない、耳鼻咽喉科医、補聴器相談員への受診と市民への啓発について強く要望しておきます。介護予防や健康寿命の延伸の観点からも、今後、難聴者への支援をさらに推進していただくようお願い申し上げます、このテーマは終わります。

次に、電話 d e 詐欺対策について伺います。既に代表質問で緑風会の松井議員が質問されていますので、なるべく重複しないように進めてまいります。

本市の電話 d e 詐欺被害の現状と対策について。防災行政無線や本市のメール情報配信サービスで、警察からの情報により特殊詐欺の注意喚起が行われています。私は詐欺被害に遭った方々のことを思うと、怒りと悲しみの感情が湧き上がります。さて、市川市議会有志議員による政策提言では、特殊詐欺、振り込め詐欺等への対策の実施として、防犯電話機購入補助事業のさらなる推進や、高齢者宅への警察官訪問の要請を行うことを提言しています。議会答弁で明らかなおと、令和3年では、認知件数が102件、被害額が約1億5,500万円と被害は大きく、電話 d e 詐欺をはじめ特殊詐欺は撲滅しなければならないが、根絶は難しいと感じています。今回は本市の電話 d e 詐欺撲滅に向けた議論を進めていきたいと思っています。

それでは、本市の電話 d e 詐欺被害の現状と対策について答弁を求めます。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

本市の特殊詐欺の直近の状況は、御質問者の御指摘のとおりであります。さらに申し上げます、平成29年度以降、過去5年を見ましても、件数は毎年100件を超え、被害額も年間1億円を超える状況が続いており、特殊作業を撲滅するという最終目標には程遠い状況にあります。これまで本市が実施している対策は、緑風会の代表質問でお答えしたとおり、防災行政無線などによる注意喚起を行う啓発活動のほか、満65歳以上の方への迷惑電話防止機能付電話機購入の補助などがあります。そのほかにも、改めて電話 d e 詐欺に対する未然防止の取組を市内全体で進めることを目的といたしまして、令和2年3月に警察署や金融機関、防犯協会、自治会連合協議会など、本市を含めた9機関が特殊詐欺被害撲滅に関する協定書を締結しております。これまで、この協定に基づき情報共有や啓発活動を協同して実施するとともに、特殊詐欺の発生が疑われる場合などは、すぐに管轄の警察署に情報提供を行うなど、連絡体制を強化してきております。しかしながら、ここ数年はあまり被害状況の改善が見られず、犯罪の未然防止という防犯行政の難しさを実感しているところであります。

以上です。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 (1)の現状と対策につきましては、これはこれで理解いたしましたので、結構であります。

次に、(2)電話d e詐欺被害を防ぐための効果的手法について伺います。千葉テレビで9月6日、千葉西警察署が千葉市の団地で電話d e詐欺の被害を未然に防ごうと、高齢者宅を訪問して固定電話を留守番設定にするよう呼びかけるパトロールを行われたと報道されました。パトロールには地元自治会の役員も訪れていて、警察は今回の活動を基に、市民と協力して合同パトロールを行うなどして、電話d e詐欺の被害を未然に防げるまちづくりを目指すことにしているとのことでありました。本市も既に取り組んでいるところでもありますが、先ほど述べた議連の防犯政策提言でうたっているように、防犯電話機購入補助事業のさらなる推進や、高齢者宅への警察官訪問の要請を行うことは、電話で詐欺被害を防ぐための効果的な手法だと考えます。本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

本市といたしましても、迷惑電話防止機能付電話機は、被害を未然に防ぐためには非常に有効な手段の一つだと考えております。そのため、広報などで周知することはもちろん、補助事業の当初より市内の電気店等にチラシやのぼり旗の設置を依頼し、補助金の案内をお願いするなど普及に努めてまいりました。しかしながら、これまで補助件数が約1,200件と思うように進捗が図れていない状況にあります。

次に、高齢者宅への警察官の訪問要請についてです。警察が地域住民を把握するために、原則年1回行っております各家庭を回る巡回連絡の際に、電話d e詐欺に関する啓発や迷惑電話防止機能付電話機の説明を併せて実施していると聞いております。高齢者に限定した訪問ではございませんが、電話d e詐欺の被害を未然に防ぐためにも、今後も警察に対して巡回連絡の継続を依頼してまいります。

いずれにいたしましても、今後、被害に遭う確率が高い高齢者に対して、新たなアプローチ手法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。本市の電話d e詐欺被害を防ぐための効果的手法について、迷惑電話防止機能付電話機補助制度の周知や、警察が地域住民を把握するために原則年1回行っている各家庭を回る巡回連絡について継続を依頼する、そして、今後、被害に遭う確率が高い高齢者に対して新たなアプローチ手法を検討していきたいということでありました。(2)については了といたします。次の(3)に進んでまいります。

(3)今後の本市の電話d e詐欺対策の取組について。いわゆる防犯に資する電話の市民への普及についても、方法は複数あります。1つは、現在本市が実施している購入金額の4分の3、7,000円を上限に補助するという手法、もう一方は、緑風会の代表質問で取り上げられました松戸市が実施した詐欺防止のために自動通話録音機の配布をするということのように、1台当たり数百円の簡易型自動録音機を配布するという手法、松戸市の場合には1万台、一方、本市は累計で1,200台ということでありました。松戸市が配布している簡易型自動録音機についての本市の認識としては、答弁にあったとおりでございます。本市のように電話機購入補助なのか、それとも録音機配布なのか、それぞれにメリットがあると思いますが、松戸市が配布している簡易型自動録音機については、1台600円程度と安価なため、より多くの世帯に配布できますので、本市において、より費用対効果の高い機種等の調査等を含め、簡易型自動録音機など電話d e詐欺の防止装置の配布を検討していただきたいと思っております。

そこで、簡易型自動録音機の配布実効性をより高めるために、当該機器を単に配布するのではなく、講習や訓練受講と併せて配布することを提案したいと思っております。例えば東京都では、犯行手口を模した電話やSMSによ

る特殊詐欺被害防止訓練を始めています。世田谷区等が訓練を行っています。これは、詐欺の模擬電話やSMSを受けることで、だまされる危険性や恐怖を実体験、万が一詐欺の電話を取ってしまった場合、適切な判断、行動を身につける、家族で特殊詐欺について話し合うきっかけをつくることを目的としています。自宅などにいながら被害防止訓練を行うのは、自治体として全国で初めてということでもあります。電話d e詐欺被害防止の実効性を高めるために、これらのような訓練と併せて、簡易型自動録音機など電話d e詐欺被害の防止装置を高齢者に配布することを検討してほしいが、見解を伺います。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

6月に東京都が委託で実施いたしました世田谷区での特殊詐欺被害防止訓練でございますが、この訓練は、応募された方へ訓練当日に詐欺の手口を模した電話をかける、SMSによる架空請求の手口を模したショートメールを送るなど、ふだんの生活を送る中で特殊詐欺を疑似体験してもらうもので、参加者の方にとっては貴重な体験になったと思います。本市では、東京都が実施した疑似体験までは及びませんが、以前から自治会等の要望により、職員を派遣して実施する出前防犯講座を開講しております。この講座では、近年特に電話d e詐欺の内容に力を入れて開催しているところであります。講座の内容といたしましては、電話d e詐欺の手口などの映像を見ていただいた後、被害の状況や手口などを改めて説明し、被害に遭わないための対策等を参加者に理解してもらうように努めています。この出前防犯講座のように、直接市民に電話d e詐欺の話ができるような機会に、詐欺の手口をシミュレーションで体験していただくなど、できることは取り入れていきたいと思っております。

さらに、電話d e詐欺防止につながる機器の配布につきましても、講座を受講された高齢者の方に機器を配布するなど、より効果的な特殊詐欺被害防止の対策を進めていきたいと思っております。

以上です。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 まとめます。自治会等の要望により職員を派遣して実施する出前防犯講座のように、直接市民に電話d e詐欺の話ができるような機会に、詐欺の手口をシミュレーションで体験するなど、できることは取り入れていきたい、さらに、電話d e詐欺防止につながる機器の配布についても、講座を受講された高齢者の方に機器を配布するなど、より効果的な特殊詐欺被害防止の対策を進めていきたいという御答弁でありました。非常に前向きな答弁ありがとうございます。今後、さらに本市の電話d e詐欺を含めた特殊詐欺撲滅の取組を進めていただくことを強く要望して、このテーマは終わります。

市川市コミュニティバスについて質問してまいります。先順位者の答弁で分かったことについては、なるべく重複しないように進めてまいります。

それではまず、(1)本市の交通不便地について。本市の公共交通網の現状と交通不便地の状況と対応について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本市の公共交通網の現状として、鉄道は中央部にJR総武線、京成本線、都営地下鉄新宿線、南部にJR京葉線、東京メトロ東西線、北東部にはJR武蔵野線、北部には北総鉄道北総線の7路線、16駅が整備されております。路線バスは、JR、東京メトロの鉄道駅を中心として放射状にバス路線網を延ばし、5事業者が21路線運行し、相互に乗り継ぎ、結ばれております。また、住宅地と公共公益施設、医療施設、鉄道駅、バス停などを結び、地域住民の交通を確保するコミュニティバスが北東部及び南部の2ルートにおいて本格運行しております。これら公共交通網は市内全域に網羅されておりますが、市川市コミュニティバス運行指針で定義している鉄道駅

や路線バスのバス停から300m以上離れた地域である国分や高谷・原木地区など、公共交通網の利用が不便な地域が市内に点在しております。その解消を目的として平成17年度から運行しているコミュニティバスにより、本市面積の約27%を占めている公共交通の利用が不便な地域が約20%に縮小しております。今後も、公共交通の利用が不便な地域におきましては、その対応について、地元意見や公共交通協議会等の意見を聞きながら、コミュニティバスを含め効率的な手法等について考えてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 いわゆる交通不便地については縮小しているし、今後も取組を進めていくということで、これはこれで理解をいたしました。これはこれで結構であります。

次に、(2)市川市コミュニティバスの運行計画の見直しについて伺います。先順位者の答弁でおおむね理解しましたので、絞って質問いたします。運行計画の見直しはどのようなときに行われるのか。見直しについて、市民の意見はどのように反映されるのか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

コミュニティバスの北東部ルート及び南部ルートは、平成17年度から社会実験運行を開始し、平成22年度に本格運行に移行しております。この運行計画については、これまでに自治会等からの要望によるものや採算性の向上を目的として、適宜小規模な運行は行ってまいりました。一例を申しますと、北東部ルートにおきましては、動植物園から松飛駅間のルートを延伸したことや、運行ダイヤを平日と土日・祝日に分けております。南部ルートにおきましても、現代産業科学館から妙典駅間の運行本数などを増便してまいりました。

次に、本年度における見直しの検討状況についてであります。初めに、このタイミングについてですが、社会実験運行開始から全体的な見直しは行っていない状況でございます。近年、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数の減少、さらにはバス離れないなどにより採算率の低下が課題となっております。このため、現在の運行情勢の変化に対応して、持続可能な公共交通とすることを目標として、昨年度実施したOD調査などの結果を基に、本年度のルートやダイヤなど全体的な見直しを行うこととしてまいりました。

具体的な内容としましては、北東部ルートにおきましては、利用者の比較的多い区間の増便と少ない区間の減便により北東部ルート全体を再編し、利用者、輸送人員の増加と採算性の向上を図ろうとするものでございます。南部ルートにおきましては、さらなる利便性の向上を目的として、採算率が40%以上となっている現在のルートは変更せず、新たなルートを試験的に運行する方針で検討をしております。新たなルートは鉄道駅や医療機関を経由するほか、公共交通の利用が不便な地域なども考慮した2ルートでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 まとめます。コミュニティバスについて、採算率の低下が課題となっていることから、北東部ルートの採算率向上と南部ルートのより安定的な運行を図るため、昨年度に実施した利用者がどこから乗車し、どこで下車したかなどの利用実態を把握するOD調査結果などを基に、本年度はルートやダイヤの見直し検討を進めているということで、これはとても重要な取組であると評価をいたします。具体的な検討内容として、南部ルートについては採算率と利便性のさらなる向上を目的として、現在のルートを変更せず、別途新たなルートを試験的に運行する方針で検討を進めているということでありました。先順位者への答弁で、新たなルートは鉄道駅や医療機関を経由するほか、公共交通の不便地なども考慮し、これらを経由する2ルートであるということで、1つのルートは欠真間2丁目や香取2丁目など、現在の交通不便地の解消が図られるということでありま

すので、効果的なルート設定をお願いいたします。これはこれで結構です。

(3)東西線浦安駅を停車場に設定することについて。現在、東京メトロ東西線浦安駅は停車場になっていません。しかしながら、特に島尻地区周辺の住民は、浦安駅のほうが南行徳駅より近く、また、急行が止まるため、浦安駅付近の停車場設置を希望する声が多いと認識しています。

そこで伺いますが、東西線浦安駅を停車場に設定することについて、本市の協議会での検討状況はいかがか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

東京メトロ東西線浦安駅にバスの停車場、以下バス停と言わせていただきますが、バス停を設定することについては、これまでも検討してまいりました。しかしながら、現在運行している路線バスの浦安駅バス停が県道市川浦安線上に設置されていることから、バスが停車した際は渋滞が発生する要因の一つとなっており、さらにコミュニティバスが乗り入れることで渋滞の増加を助長する可能性がございます。また、乗り入れにより、現在の南部ルートが約700m延伸するため、1便当たり約15分の運行時間の延長となり、現在の運行本数や運行ダイヤの維持に影響し、結果として減便となることも想定されます。さらに、浦安駅と東京ベイ浦安・市川医療センター間には既存の路線バスが運行しており、重複することになります。これらのことから、平成31年4月に開催した地域の代表者や運行事業者、本市で構成される南部ルート実行委員会において、ルートの延伸はしないこととなったものでございます。

今回の南部ルートの見直し協議におきましても、浦安駅へのルートの延伸案を候補の一つとしておりましたが、本年4月に開催した南部ルート実行委員会では、これまでと同様の理由から、この案を推す意見はなく、今回の見直し案には取り入れられなかったものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 本年4月に開催した南部ルート実行委員会でも、今回の見直し案には取り入れられなかった。理由については答弁にあったとおりであります。しかしながら、島尻地区は0.09km<sup>2</sup>の小さな面積に1,686世帯、4,423人が住んでいます。今後、高齢化の進展に対応した住民の移動についての検討が重要になってくることを指摘するとともに、早い時期からの検討を強く要望しておきます。

(4)に移ります。現在、南行徳駅バス停は北口ロータリーではなく、南行徳駅前通り沿いとなっています。利用者からは、北口ロータリーにバス停を設置していただけると、エスカレーターやエレベーターを利用して同駅改札口まで動線がよくなるので、お願いしたいとの要望を受けます。先ほどの東京メトロ東西線浦安駅にバス停がないことから、島尻地区の住民の中には、南行徳駅まで出る方がいます。浦安駅に停車場を設置することが現時点で難しいのであれば、南行徳駅の停車場について、北口ロータリーに設置をお願いしたいのであります。現在の南行徳駅前通りのバス停では、せっかくのエレベーターやエスカレーターへの動線が効率的でなく、利用しづらいと私は認識しています。北口ロータリーのバス停で降車する方々を見ますと、エスカレーター、エレベーターをスムーズに利用しています。ぜひ南行徳駅北口ロータリーに停車場を設置していただきたいが、見解を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

現在のコミュニティバス南部ルートにおける南行徳駅のバス停は、南行徳駅改札口までは約100m離れた位置となっております。本市といたしましても、高齢者等の移動に係る負担の軽減や利便性の向上を図る必要がある

と考えているため、コミュニティバス運行事業者に対して、乗り入れることによる運行本数への影響や、ダイヤ変更に伴う運行経費などの検討を依頼しております。その後物理的に乗り入れが可能か否かを判断するため、現在、ロータリーに乗り入れている路線バス事業者である東京ベイシティ交通や京成バスに対しては、コミュニティバスが乗り入れた場合の乗車位置の確保や、既存の路線バスの運行ダイヤに支障が及ぶかなどの協議を進めてまいります。今後、乗り入れが可能な場合には、南部ルート実行委員会において協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 今回の答弁から、本市は高齢者等の移動に係る負担の軽減や利便性の向上が必要と考えていることから、乗り入れることによる運行本数への影響のほか、ダイヤ変更に伴う運行経費などの検討をコミュニティバス運行事業者に依頼していただいているとのこととあります。南行徳駅北口ロータリーへの駐車場設定の実現に向けての取組を、どうぞお願い申し上げます。

最後に、本市の考え方について改めて伺います。いわゆるバリアフリー新法に基づき、障がい者をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに対応できる移動環境としての公共交通インフラの実現を通じて、広く社会活動を支える有効な基盤となることを念頭に置いた移動等円滑化の促進が進められています。その考え方に基づき、鉄道、バス、それぞれでバリアフリー化が進められています。今回の議論を通じて私が強調したいのは、鉄道駅バス停の動線について、高齢者や足の不自由な方の移動について配慮が十分とは言えないと私は認識をしています。そこで、本市としてコミュニティバスの駐車場を設定するに当たり、鉄道駅との動線について、高齢者や足の不自由な方の移動についての配慮を優先すべきと考えますが、見解を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

コミュニティバスのバス停については、バリアフリー化の観点からも、高齢者や障がい者等による乗り換えや乗り継ぎを効率的かつ円滑に行うことに配慮し、例えば鉄道駅などでは、他の旅客施設までの移動距離を短縮する必要などがございます。しかしながら、鉄道駅と道路交通における結節点となります駅前広場においては、既にバス停やタクシーなどの乗降場が整備されており、新たなバス停の整備が困難と思われる箇所が多い状況でございます。本市としましては、安全で円滑にアクセスできる経路上へのバス停の設置について調査を進めるとともに、駅前広場を利用している交通事業者や関係者と相互に協力し、移動距離を短縮できるよう努めてまいりたいと考えております。

このほかコミュニティバス全体としまして、このような駅前だけの対応ではなく、高齢化率の高い地域なども考慮しながら、バス停の設定などについて考えてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 まとめます。前向きな答弁に敬意を表します。このような細部に至る配慮が真のバリアフリー化につながると思います。引き続きの取組を切に要望いたします。

以上で中村よしおの一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員 市川市を良くする会のつかこしたかのりです。通告に従いまして、初回より一問一答にて質問いたします。

まずは、ごみ処理についての(1)クリーンセンターの現状と建て替えについてです。

現在、クリーンセンターについては建て替えの計画が検討されています。そこで、そもそもですが、建て替えることが適切であるのか確認したいと考えます。新たな延命化を施しつつ、クリーンセンターを市内に設置しない、ごみの処分については、環境、費用の面からも市外に委託する方法もあると思います。一例ですが、日野市は、小金井市、国分寺市からの申出を受け、ごみの広域処理を行うことを決定しました。ごみの広域処理を決定した理由は次の4つです。1つ目、施設を集約することで建設費、維持管理費が単独方式で建設するより削減でき、大幅なコスト削減が図れる。2つ目、適切な施設規模による高効率なごみ発電が可能となり、エネルギーの有効利用や地球温暖化防止に貢献できる。3つ目、安定した処理管理、高度な排ガス処理設備の導入が可能となり、ダイオキシン類の削減、有害物質の低減が図れる。4つ目、3市の共同事業により、より充実した周辺環境整備を進めることができる。このように、ごみについては、環境、費用の面から、広域処理という手段もあると考えます。

そこで、なぜ物価が高騰している今の時期に建て替えなのか、建て替えざるを得ないクリーンセンターの現状と建て替えの理由について伺います。あわせて、建て替えに関するコストの総額と国からの補助金についてもお答えください。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

現クリーンセンターは平成6年に稼働し、28年が経過する施設です。焼却処理施設は、一般的に15年以上経過すると老朽化が顕著となることから、安定稼働を継続するためには、大規模な基幹的設備の更新が必要となります。本市のクリーンセンターにおいても、国の長寿命化を促進する考え方にに基づき、平成22年から25年度にかけて延命化工事を実施し、当初20年であった操業計画を30年へと10年延長いたしました。平成26年度に効率的かつ経済的運営を勘案し、建て替えが中長期的に市の財政面、環境面において優位であるとの考えから、再延命化ではなく建て替えとすることに決定したところです。

建て替えとした主な理由は、国の調査によると、焼却処理施設の供用年数は25年から35年程度の施設が多いこと、また、本市はごみの減量・資源化が進み、ごみの焼却処理量が大きく減少しており、現施設が過大な施設になっているためであります。

次に、建て替えのコストについては、廃棄物処理施設建設事業の近年の受注動向では、施設規模1トン当たり1億円程度となっており、400t程度の施設を整備した場合、約400億円以上かかる見込みであります。また、循環型社会形成推進交付金として、国からは整備費の約3分の1が補助される予定で、残りを市債、基金及び一般財源で賄うこととなります。現在までの金額について申し上げますと、一般廃棄物処理施設建設等基金積立金残高は、令和4年5月現在で約64億円、環境影響評価に関する委託などクリーンセンター建て替えに関する経費としては約2億4,800万円、国からの補助金については約7,300万円であります。また、今定例会で議決いただきました整備運営事業者選定支援業務委託経費は、3か年で約4,600万円であります。

なお、次期クリーンセンターと一体的な整備を計画している高規格堤防、通称スーパー堤防に関する経費につ

いては、国からの負担金で整備を行う予定であります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 現クリーンセンターは28年が経過して老朽化が顕著なこと、建て替えることが中長期的に市の財政面、環境面において優位であるとの考えを理解しました。また、建設費は約400億円以上見込んでおり、国からは3分の1が補助され、残りを市債、基金及び一般財源で賄うこと、次期クリーンセンターと一体的な整備を計画しているスーパー堤防、これに関しては、国からの負担金で整備することも理解しました。その上で、今定例会で議決された整備運営事業者選定支援業務委託経費約4,600万円について伺います。これだけの経費をかけ、コンサルタントにアドバイザー業務を委託する、その必要性についてお伺いします。

**○大場 諭副議長** 根本環境部長。

**○根本泰雄環境部長** 次期クリーンセンターの建設・運営事業者を決定するに当たり、仕様書の作成や公告から契約までの手続が必要になります。一般的にクリーンセンターの建て替えは30年に一度の事業であることから、これらの事務に精通した技術者を市に配置しておくことは現実的ではないものと考えます。次期クリーンセンターは、設計、建設、そして運営までを一括して行うDBO方式で行うため、財務、法務、技術の各分野の専門家が必要になることから、コンサルタントに委託する必要があります。特に建設と運営を一体的に扱う契約となりますので、技術分野においては、建築、設計のみでなく運営、維持管理に関しても専門的な知識が必要であります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 財務、法務、技術、各分野の専門家が必要との御答弁でした。確かに高い専門性が必要なことは理解しますが、本市にも優秀な職員の方々がおりますので、この方々で対応することはできないのか、改めてお伺いします。

**○大場 諭副議長** 根本環境部長。

**○根本泰雄環境部長** 次期クリーンセンター整備運営事業はDBO方式で行うことから、事業を円滑に進めるため、アドバイザー業務を担うアドバイザーを選定するものです。建設だけでなく、長期にわたる運営、維持管理に関することや契約時の法的確認など専門的な知識が必要であるため、コンサルタントに委託するものです。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 建設だけでなく長期にわたる運営、維持管理に関することや契約時の法的確認など専門的な知識が必要との御答弁でした。それでは、今の御答弁から、契約前の発注についてお伺いします。事業者の選定及び発注方法はどのようにするのか、お伺いします。

**○大場 諭副議長** 根本環境部長。

**○根本泰雄環境部長** 建設業者及び運営事業者の選定は、市長と相談し、コンサルタントの支援を受けながら進めてまいります。本市では、市川市PPP（公民連携）ガイドラインが策定されており、コンサルタントを選定した後、実施方針の策定及び公表、DBO方式で行う特定事業の選定及び公表、建設・運営事業費の予算措置、建設・運営事業者の募集、選定及び公表を行うこととされています。建設業者及び運営事業者の入札手続については、来年度後半に公告と入札を行う予定です。一般的な発注方法としては、総合評価一般競争入札で発注されております。本市の発注方法は今後決定するものですが、契約事務が公正となるよう決めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 発注方法としては総合評価一般競争入札を現在はお考えですが、今後検討されていくことを理解しました。

クリーンセンターを建設できる業者は全国的にも限られている上、DBO方式、つまりは本市が資金調達し、所有権を有したまま施設の設計、建設及び運営を包括的に受注できる業者は、全国でもさらに限られていると考えます。発注方法について、現在は総合評価一般競争入札でお考えとのことですが、これに固執することなく、状況に応じて指名競争入札にするなど、臨機応変に対応いただくことを要望させていただきます。

その上で、建て替え後のDBO方式での運営についてです。現在、クリーンセンターでは、一部の業務を市内業者へ委託しており、地域の雇用を生み出しております。DBO方式での運営、これを考えたとき、資金力のある市外、場合によっては県外業者によって人員などが全て確保され、これまで市内で生まれていた雇用が失われることに私は危惧を感じています。そこで、現在、委託している市内業者や働いている従業員の方々については、どのような配慮を行っているのかお伺いします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

現在、計量業務等については一部を民間事業者に委託しておりますが、DBO方式で運営する次期クリーンセンターでの運用については未定であります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 次期クリーンセンターでの運用は未定との御答弁でした。それでは、今後の運用につきましては、現在クリーンセンターで働かれている方々の雇用についても留意していただくことを要望し、次の質問に移ります。

次は(2)焼却灰の最終処分についてです。まずは現施設での焼却能力、発電能力等の処理能力から、焼却灰を最終処分するまでの現状とコスト、また、埋立処分先についてお伺いいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

現施設は1日当たり200tのストーカ式焼却炉を3炉有し、最大600tの処理能力があります。焼却炉の運転方法につきましては、炉の点検、整備等により停止することを踏まえて2炉を常時運転しており、最大400tの処理能力を有しています。発電能力につきましては、ごみを焼却した際に発生する熱を利用し、タービンを回して発電を行っており、最大7,300KWとなっています。売電収入につきましては、平成30年度から令和2年度までの3か年の平均で約3億5,000万円となっております。なお、直近の令和3年度の売電収入は約1億7,000万円となっております。これは、令和3年度にタービンの老朽化によるタービン内部の羽根に亀裂が発見されたことから、その部分を切削除去したために発電能力が低下し、売電量が減少したものでございます。現施設から発生する焼却灰の量は、令和3年度実績で約1万4,000t、処分費は約4億7,000万円となっております。

焼却灰の処分方法には、埋立処分と資源化の2つの方法があり、それぞれの比率は、令和3年度実績で約9対1となっています。令和3年度実績での焼却灰の埋立処分先は、秋田県小坂町、山形県米沢市、千葉県銚子市、富津市の4か所でございます。また、資源化としての処分先は、宮城県栗原市、埼玉県寄居町、茨城県鹿嶋市の3か所でございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 現施設は1日当たり200tのストーカ式焼却炉を3基有し、最大600tの処理能力があること、現施設から発生する焼却灰の量は、令和3年度実績で約1万4,000t、処分費は約4億7,000万円であることを理解しました。その上で、今後建て替えるのであれば、環境面、コスト面、処理困難物の処理など、現施設よりも優位であることが求められます。そこで、建て替え後の処理能力、発電能力、焼却灰を最終処分するまでのコストについてどのようにお考えか、お伺いします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

次期クリーンセンターの処理能力は、今後改定する市川市一般廃棄物処理基本計画、通称循環プラン21に基づき設定をしております。また、発電能力や焼却灰の発生量、コストは次期事業者からの提案によって決まっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 次期クリーンセンターの処理能力、発電能力、焼却灰を最終処分するまでのコストについては、今後決まっていくことを理解させていただきました。その上で、次期クリーンセンターの建設については、こういったものを御留意の上、建設していただくことを要望させていただきます。

次は(3)処理不適合物及び処理困難物への対応についてです。次期クリーンセンターの処理能力については検討していくとして、現在のクリーンセンターでの処理が困難なものとはどのようなものがあるのでしょうか。また、現状で市民の方々が処理困難物を処分する際は、どのような対応を取っているのかお伺いします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

処理不適合物及び処理困難物への対応ですが、本市では、条件付で収集をしている処理不適合物と収集をしていない処理困難物とに区分をしております。処理不適合物とは、クリーンセンターの不燃ごみ処理施設において一部処理は可能ですが、受入れ数量などの制限を伴うものであります。制限している理由ですが、保管場所に限りがあることや、解体・分別作業などの処理が必要となっているためであります。処理不適合物の例としましては、計量ブロックやスプリングマットレスなどがあります。また、処理困難物とは、クリーンセンターの不燃ごみ処理施設で処理が不可能なものであり、受け入れていないものであります。処理困難物の例としましては、ガスボンベ、耐火金庫、消火器などがあります。市民から処理困難物の処理方法について問合せがあった場合に、購入店やメーカー、廃棄物処理専門業者に相談するように御案内をしているところです。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 処理が困難なもの、また、現状で市民の方々が処理困難物を処分する際の対応を理解いたしました。それでは、一般的に家庭ごみに交じって、こういった処理不適合物及び処理困難物を収集してしまう場合もあるかと思えます。そういった場合はどう処理しているのか。また、どのような品が多いのかお伺いします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 家庭ごみの中では、主に燃やさないごみの中に混入するケースがございます。その処理方法については、ごみの収集でクリーンセンターに持込みをする前に、民間事業者の施設において事前に人の手で分別をし、取り除いております。その後、クリーンセンターに搬入をして一時保管を行い、専門業者において適

正に処分しております。また、多く混入しているものとしては、消火器や小型バッテリーなどが見受けられません。消火器の処分費用としましては、令和3年度実績で不法投棄分と合わせ256個を処分し、約15万3,000円、小型バッテリーの処分については、令和3年度実績で1,490kgを処分し、約3,200円の売り払いをしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 家庭ごみに交じった処理不適物及び処理困難物は、クリーンセンター内で一時保管を行い、専門業者において適正処分しているの事を理解しました。また、これに関連して、こういったごみを出すときに手間がかかるもの、こういったものが、市内でなかなか処分できることが困難だったりしますと、不法投棄などが懸念されます。このことについて、本市はどのように対応しているのかお伺いします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 不法投棄の防止策として、投棄されやすい場所への看板や監視カメラの設置、市職員によるパトロールなどを実施して、不法投棄の防止に努めております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 不法投棄ごみは処理困難物だけでなくいろいろなものがあり、適正処分されているのですが、先ほどの御答弁にもありましたように、現クリーンセンターにて処理できないごみについては一時保管を行い、専門業者に委託して処分している現状を考えると、建て替え後のクリーンセンターについては、処理不適物及び処理困難物に対する処理能力の向上した施設を目指すのがよいのではないかと考えます。そこで、現在のごみ分別の枠組みを超えるような新たな素材への対応も含め、次期クリーンセンターでは、これまで処理できなかったごみも受け入れられる施設になるのかお伺いします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 廃棄物の処理につきましては、まずは市民の皆様の協力を前提に、分別をしっかりと行い、資源化を図ってまいります。その中で、処分しなければならない廃棄物については、民間の処理施設も活用しながら、適材適所で処理していくものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 クリーンセンターの建て替えについては、多くの税金を投入する一大プロジェクトです。このプロジェクトを成功させるには、何よりも人が大切だと考えます。このことにつきましては、今後も協議を重ねていくこととなりますが、専門性が非常に高い分野の上、定期的に主要な職員の方が異動してしまっただけでは、計画に支障が出ないとも限りません。つきましては、本件に関わる職員の人事についても、どうか御留意いただきますことを要望して、本項目の質問を終えます。

次は、路上喫煙及びたばこの吸い殻等ポイ捨てについてです。

本市は、平成16年から市民マナー条例を施行し、歩きたばこ、ごみのポイ捨て、犬のふんの放置などは禁止されており、これらの行為を発見した際は2,000円の過料を徴収しています。指導員の方々による巡回指導や喫煙禁止看板の設置、啓発活動による効果から、条例施行当初は約5,000件もあった年間の過料件数も、一時は約1,000件まで減少しました。この成果は、御尽力されているの方々のおかげと感謝しております。しかしながら、朝、駅に立つと、ポイ捨てをされたごみ、特にたばこの吸い殻が多く目につき、過料件数も増加傾向にあるようです。そこで、過料件数やポイ捨て件数についての現状をまずはお伺いします。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

本市の市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例、いわゆるマナー条例では、市内全域で道路など公共の場所において、歩きたばこ、吸い殻、空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふんの放置を禁止し、さらに市内各駅の周辺約400mを範囲とした路上禁煙・美化推進地区の道路上での喫煙など、違反者に対し2,000円の過料を科すなど、禁止行為や罰則規定を設け実効性を担保しつつ、健康と安全で清潔な町の実現を目指して制定されたものであります。このマナー条例に基づき、違反者に対し過料を科しているものですが、改めてその過料件数ですが、御質問にありましたとおり、条例施行当初に約5,000件を超えていた過料件数が、令和元年には980件まで減少しております。しかしながら、ここ2年間では、令和2年度が1,468件、令和3年度が2,174件と増加に転じてきております。

次に、吸い殻のポイ捨ての件数についてです。京成八幡の踏切から国道14号線までの県道におきます定点観測の経過でお答えいたしますと、条例が施行された平成16年度の1,357件をピークに年々減少し、平成21年度からは百数十件程度で推移してまいりました。しかしながら、令和2年度に298件、令和3年度には714件となり、過料件数と同様に増加傾向となってきております。

以上であります。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 令和2年度及び3年度の過料件数は増加しているとの御答弁でしたが、それでは、増加している要因は何なのか、本市の御見解を伺います。あわせて、違反者が多い地域についてもお答えください。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

過料及びポイ捨ての件数が増加した要因として考えられるものは、健康増進法が改正され、令和2年4月から、飲食店等において原則屋内禁煙となったことが挙げられます。このことにより、店内で喫煙していた人たちが店外で喫煙することとなり、過料及び吸い殻のポイ捨てが徐々に増えてきたのではないかと推察され、増加傾向となった大きな要因の一つであると考えております。

次に、違反者の多い地区です。マナー条例では、各駅を中心に15か所を路上禁煙・美化推進地区に指定しており、この15か所の中で令和3年度の過料件数だけで申し上げますと、一番多かったのは八幡地区の625件となります。また、マナー条例推進指導員が巡回した際の1回当たりの過料件数におきましても、全地区の平均が1.2件のところ、八幡地区は2.3件と倍近い数値となっております。特に八幡地区での違反が多い状況であります。

以上であります。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 喫煙できる場所が減少したことで路上喫煙者が増加したことは理解しました。その上で、望まない受動喫煙から市民の方々の健康を守るためにも、特に路上喫煙者が多い地域には何らかの対策が必要ではないかと考えます。そこで、路上喫煙者が多い地区について、どのような対策を講じていくのかお伺いします。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

路上喫煙者が多い地区での対策とのことですが、全体的に増加傾向にありますことから、市内15か所の路上禁煙・美化推進地区全ての取組として、これまで進めております電柱表示板や路面シートなどによる注意喚起のほか、マナー条例推進指導員の巡回回数を増やすなど、路上喫煙者が多い地区を含めて、各対策を強化してまいり

ます。また、実際に市長より吸い殻のポイ捨てが多い現状について改善を図るよう、就任当初から指示をされているところでもあります。今後、様々な角度から検証、研究し、より効果的かつ効率的な方策を検討していきたいと考えております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** マナー条例の周知をさらに進め、過料件数の多い地域を中心に、マナー条例推進指導員の巡回を強化していくことを理解しました。しかし、この従来型の方法で下げ止まりしている過料件数、ポイ捨て件数を減少させることは難しいのではないのでしょうか。隣の船橋市では、喫煙者への配慮や路上禁煙と受動喫煙の防止を目的に、路上喫煙やポイ捨てが最も多い船橋駅において指定喫煙所を設置して実証実験を行っております。船橋市の環境部は、違反行為防止に一定の効果があるとの所見も示しております。本市においても従来型の方法を継続しつつも、喫煙できる場所を提供することで、望まない受動喫煙から市民の方々の健康を守るという逆転の発想も必要な時期に来ていると考えますが、このことにおける見解をお伺いいたします。

**○大場 諭副議長** 蛸島市民部長。

**○蛸島和紀市民部長** お答えいたします。

本市でも市長からの指示を受け、御質問にある船橋市の取組は既に調査研究し、内容、効果については理解しておりました。船橋市では、直ちに過料を徴収できるようにする罰則規定の強化と喫煙者への配慮の2点の視点から、違反者の最も多い船橋駅に指定喫煙所を設置することとし、条例改正等の手続を経て、実証実験の形で令和3年10月から開始したと聞いております。御質問者の御指摘のとおり、喫煙所が減少したことが路上喫煙の増加理由の一つであると考えた場合、喫煙所を確保することは路上喫煙や吸い殻のポイ捨てを減少させる一助になる可能性は十分にあると言えます。本市といたしましても、路上喫煙と吸い殻のポイ捨てを減少させ、市民マナーの向上、健康と安全で清潔な町の実現を目指すためにはどうしたらよいかを模索する中で、喫煙所の設置も排除することなく、1つの方策と考え、条例改正等を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 条例改正を含めて御検討いただけるという非常に前向きな御答弁をありがとうございます。たばこを吸わない方々の健康を守ることはもちろんのことですが、喫煙されている方々を排除するのではなく、たばこを吸わない人、吸う人たちが許容し合える社会の構築を要望して、本項目の質問を終えます。

続いては、子ども医療費についての(1)立替払いについてです。

子ども医療費については、本市では中学3年生までの子どもを対象に、入院は1日、通院は1回につき自己負担額300円で受診できる医療費の助成を行っております。また、千葉県内であれば、市外の医療機関であっても、窓口で子ども医療費助成受給券と健康保険証を提示すれば、300円の自己負担金のみで受診できますが、県外の場合はどうでしょうか。

そこで、まずは子ども医療費助成について、県外の医療機関に受診した場合、立替払いはどのようになっているのか、その現状をお伺いします。

**○大場 諭副議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** お答えいたします。

千葉県外の医療機関を受診する場合、本市が発行する子ども医療費助成制度の受給券が使用できないため、保護者は一旦健康保険証を用いて、医療費の2割または3割を支払っていただきます。後日、市へ領収書を添えて

医療費助成の申請書を提出することで、自己負担金を除いた金額を保護者の口座に振り込んでおります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 医療費を一度立替払いした後、保護者の方々へ後日、保護者の方の口座に振り込んでいることを確認しました。お子様の病状によっては、定期的に県外の病院へ通院せざるを得ない方々もおり、そのような方々に都度、申請書と領収書を市川市へ提出していただくことは大きな負担であると考えます。この子ども医療費助成制度は、全国の都道府県及び市町村で独自に実施されていることから、難しい課題もあると考えますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる環境が整いつつあることを踏まえ、将来的に立替払いをしなくても済むような制度はできないのか、本市の御見解を伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

子ども医療費助成制度は、全国の都道府県及び市区町村が独自に実施しているものであり、国による全国一律の制度ではございません。県外の医療機関においても、本市の受給券で受診できる利便性の高い制度とするためには、国による子ども医療費助成に関する法律の整備が必要であると考えております。このため、本市はこれまで法整備について、県を通じて国へ要望してまいりました。今後も引き続き要望をしてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 引き続き国への法整備を要望していただくことをお願いいたします。

次は(2)子ども医療費の無償化についてです。

子育て支援のためには、学校給食の無償化とともに子ども医療費の無償化も重要ではないかと考えております。近隣市では通院、入院1日当たり自己負担額200円である浦安市、松戸市もあります。そこで、本市は学校給食の無償化や給食室のエアコン設置など、既に子育て支援については多額の予算を充てていることは理解しておりますが、多くの子育て世帯に本市を選んでいただくためにも、将来的には子ども医療費の無償化、現状としては自己負担額を浦安市や松戸市と同額の200円とすることはできないのか、本市の見解をお伺いします。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

安心して子育てができるまちづくりを進めるために、子ども医療費助成制度の拡充は重要な課題の一つと考えております。そのため、現在、様々な拡充の方策について慎重に検討しているところでございます。

自己負担金の無償化と減額につきましては、財源の確保が大きな課題となります。令和3年度の助成実績額を参考に試算いたしますと、自己負担金を無償とした場合、約1億9,000万円、200円に引き下げた場合、約6,400万円が新たに必要となります。また、一般的に自己負担金が減額されると受診する回数が増える傾向にあり、結果として医療機関が混み合い、診察までの待ち時間が長くなるなど、他の受診者にも影響が出ることが懸念されます。このような課題への対応も含め、既に子ども医療費を無償化している自治体の状況について引き続き調査検討を行ってまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 子どもが元気でいてくれること、健康でいてくれることは、それだけで尊いものであり、本市の大切な財産であると考えます。この大切な財産を守ることもつながる子ども医療費の無償化につきましては、今後どうか御検討いただくことを要望しまして、この項目の質問を終えます。

次は、不登校児童に対する支援についてです。

残念ながら、本市においても不登校となる児童が一定数おります。いろいろな理由から不登校になる児童の支援はもとより、不登校になってしまった児童を抱える親御さんへの支援は、児童の自殺を防ぐだけでなく、心が疲弊してしまった親からの虐待を防ぐなど、多くの効果が期待できます。また、このような支援を受けたことで、その児童が将来にわたり市川市で暮らしたいと考えてくれるようなことがあれば、不登校児童に対する支援は未来への投資とも言える政策だと考えます。令和4年7月1日の東京新聞では、コロナ禍、不登校、自殺、過去ワーストという見出しで、子どもが孤立し、置き去りにされている現状の記事がありました。また、令和3年度における文部科学省の調査では、不登校の主な要因として、無気力、不安、友人関係、学業不振、生活リズムの乱れ、遊び、非行、親子関係などが挙げられています。文部科学省では、このような要因で不登校とされていますが、本市においてはどのようなものが不登校の要因なのでしょうか。そこで、本市では不登校になる理由について、どのようなものがあるのかお伺いします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

不登校の要因として、小中学校合わせた割合で一番多いものが、無気力、不安で36.9%、2番目が友人関係で8.7%、3番目が親の関わり方で6.8%となっており、全国とほぼ同じ傾向となっております。そのほか、学校に係る問題や家庭、本人に係る問題など様々な事情が複雑に絡み合っており、要因を特定することが難しいケースが多く見られます。個々の状況を適切に把握し、家庭、学校、関係機関が連携を密にして、不登校児童生徒の支援に当たることが重要であると考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 個々の状況を把握し、家庭、学校、関係機関が連携を密にして不登校児童の支援に当たることが重要との御答弁でした。それでは、具体的にはどのような支援を児童にしているのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

各学校では、職員会議や教育相談に関する会議等において、不登校児童生徒の状況や支援策について共通理解を図っております。学校に足が向かない児童生徒には家庭訪問や電話連絡を行い、状況の把握、家庭との連携を行っています。希望する児童生徒には、タブレットを使って朝の会や授業などを家庭にライブ配信したり、学習課題の提示、回収を行ったりすることで、健康状況の把握や学びの保障に努めています。また、教室に戻る第1段階として、中学校には不登校生徒支援教室、小学校でも学校の裁量により別室登校等を行い、個々に応じた支援を行っています。教育委員会では、毎年、不登校支援に関するリーフレットなどを配布し、保護者及び教職員に対して個々の状況に応じた支援の紹介や対応について支援をしています。また、生徒指導、不登校訪問を実施し、教育委員会としても状況把握を行い、各学校に指導、助言をしています。さらに、教育センターでは、保護者の電話相談、訪問相談や不登校児童生徒・保護者の会の実施、適応指導教室ふれんどルーム市川の運営など、不登校に関する様々な支援を行っています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 不登校児童に対する支援を理解いたしました。引き続き児童への支援を続けていただくとともに、不登校につながる問題を抱えた児童を発見した際には、速やかに相談できるよう、相談窓口の周知

をはじめ、状況によっては積極的に学校などから児童や親に接触していただき、学校教育を通じて、より多くの児童が目的や夢をかなえ、なりたい大人になれるためのサポートを行っていただくことを要望して、本項目の質問は終わります。

次は、大雨や火災等で被災された方々への支援及び安全対策についてです。

大雨につきましては、先順位者への御答弁から、道路交通部及び水と緑の部が中心に浸水対策に取り組んでいただいていることを理解しました。今後も計画的に浸水対策への整備を進めつつ、部の垣根を越えて連携していただき、浸水被害の解消に向けた取組を私からも要望させていただきます。

その上で、本項目につきましては火災に焦点を当てて質問いたします。火災による被害者に対して、本市はどのような支援を行っているのでしょうか。火災につきましては、休日や年末年始、夜間などにも発生しますので、そのような市役所が閉庁している際の対応も含め、御答弁をお願いします。

また、他市、具体的には広島県尾道市では、住宅など約30軒が焼ける火事が起き、その際は公民館を避難所として開設したとの報道がありました。本市においても大規模な火災が起きてしまった際、近くの公民館や小学校を避難所として開設できるのか、お伺いいたします。

**○大場 諭副議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

本市においては災害見舞金品支給規則に基づき、火災による被災者支援として災害見舞金品の支給を実施しております。これは、居住している建物について半焼以上の被害を受けた世帯に見舞金品を支給するもので、見舞金は全焼で1世帯5万円、半焼で1世帯3万円、見舞品として毛布を1人1枚支給しているものです。そのほか、日本赤十字社や共同募金会からも見舞金や緊急支援物資の支給がございます。また、見舞金品以外の被災者支援として、消防局と連携して、平日、休日、昼夜を問わず被災者からの要望や火災状況に応じて職員が現場へ向かい、被災者の状況を把握し、今後の生活について個々に相談に応じております。一時的な避難場所や新たな住居は被災者御自身で探していただくこととなりますが、応急的に市内の宿泊先を紹介するほか、市営住宅に空き室のある場合は、6か月以内の一時的な使用を可能としております。また、被災による市税や保険料などの減免制度の受付や、電気、ガス、水道等ライフラインの連絡先など、生活再建に必要な情報を掲載するリーフレットをお渡ししております。

なお、大規模な火災の発生時に公共施設を避難所として開設できるのかということにつきましては、迅速な対処について関係部署と検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 大規模な火災発生の際は公共施設を避難所として開設することができるよう対策を整えておきたいという前向きな御答弁をいただきましたことに感謝申し上げます。火災につきましては、今年1月8日午前、市内で住宅5棟が焼ける火事があり、このニュースはNHKや千葉日報など各報道機関により大きく放送されました。放送内容は、火災の悲惨な状況を伝えるものでしたが、被災された方々におかれては、その後も生活を継続していかなくてはなりません。本件につきましては、被災された方々のうち、どうしても行き先のない方々を地域の人々が協力して支援し、地元の自治会館を開放して、新たに住む家が見つかるまで保護されておりました。さらに火災の翌日、1月9日は日曜日にもかかわらず、市職員の方々が自治会館まで来てくださり、現状の把握や今後の生活について相談に応じてくれたことに、避難されている方々は深く感謝されておりました。自治会の方々、本市職員の方々を中心に多くの方々が協力して、被災された方に寄り添って対応されていることに、改めて地域コミュニティの重要性を認識した次第です。今回は自治会長の御判断で自治会館を開放し

ていただきましたが、先ほど申し上げましたように、住宅など約30棟が焼ける大規模な火災が起きてしまった際には、被災された方々を自治会館のみで受け入れることはできません。大規模火災につきましては、近くの公民館や小学校を避難所として迅速に開設していただきますよう要望し、本項目の質問を終えます。

次は、公園における駐車場及びトイレの設置計画についてです。

コロナ禍において健康に対する意識が高まっている中、ランニングや散歩など屋外で体を動かすニーズが高まっております。それに伴い、私へお寄せいただいている声の一部には、車で公園まで行きたいという保護者の方々の要望などがありました。また、散歩やランニングされている方々のうち、公園のトイレをよく使うことが多いので、こちらのほうの設備についても拡充してほしい、こういった声もいただいております。この公園のトイレにつきましては、先順位者の御答弁で理解いたしましたので、本項目につきましては、公園の駐車場は増やす計画がないのか、あるのか、このことについてお伺いいたします。

○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 現在の駐車場の整備状況でございますが、本市には約500の公園や緑地、児童遊園地があり、これらの公園等は、その大半が徒歩での利用を想定した小規模なものです。スポーツやバーベキューなど特別な機能を持ち、市内各所からの利用がある大洲防災公園や広尾防災公園、国分川調節池緑地など11の公園等には駐車場が整備されております。今後の駐車場整備についてでございますが、小規模な公園につきましては徒歩での利用を想定していることから、駐車場整備の計画はございませんが、特別な機能を持つ公園には、今後も駐車場が必要と考えており、現在、下妙典・本行徳地区で工事を進めている地域コミュニティゾーンにも少年野球場やバーベキュー場が整備されるため、駐車場を整備する計画でございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 現状と今後の整備計画について理解しました。特別な機能を有する公園につきましては、適時駐車場を整備していただきますとともに、現在の和式トイレにつきましては、老朽化による建て替えなどの際、洋式トイレに切り替えていただくことを要望して、この項目の質問は終えます。

最後に、中小企業におけるパワーハラスメント対策についてです。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、いわゆる労働政策総合推進法が令和2年に改正され、事業者にはパワーハラスメント防止対策を講じることが義務化されました。この改正法は、附則の定めにより、これまで中小事業主については努力義務とされておりましたが、令和4年4月1日からは、パワハラ対策が中小事業主にも法的義務となりました。そこで、パワハラ対策が義務化されたことに関する本市の役割についてお伺いします。

○大場 諭副議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

事業者のパワーハラスメント対策が法律で義務化されるに当たり、厚生労働省は令和2年1月15日にパワーハラスメントの種類や該当例、あるいは事業者がどのような措置を講じる必要があるかについての指針を示しております。事業者はこれを参考にして、一元的な相談窓口などの体制整備やパワーハラスメントの温床となる要因をなくすことなどに取り組むこととなります。中小事業主の中には、本年4月からパワーハラスメント防止対策が義務化されたことを知らない事業者もいると考えられますことから、本市といたしましては、市公式ウェブサイトなどで義務化について周知するほか、商工会議所とも連携し、事業者の認知度の向上を図ってまいります。

なお、職場におけるパワーハラスメントにつきましては、主に労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーが、労働者、事業主、どちらの相談も受け付けております。また、厚生労働省のポータルサイト「あ

かるい職場応援団」では、パワーハラスメント対策導入マニュアルや従業員等への研修用資料のほか、相談窓口の連絡先なども掲載しておりますので、併せて周知してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 市公式ウェブサイトや商工会議所と連携して、中小企業のパワハラ対策が義務化されたことへの認知度向上に努めていることを理解しました。引き続き認知度の向上に努めていただき、市川市内で働く方々がパワハラで疲弊することがない社会の実現に向けて御尽力いただくことを要望して、私の一般質問を終結いたします。御答弁くださりありがとうございました。

~~~~~

**○大場 諭副議長** 大久保たかし議員。

**○大久保たかし議員** 会派未来の大久保たかしです。一般質問を行います。冒頭、議長に質問の順番の変更をお願いいたします。大項目2番目、環境行政についてなんですけれども、5、1、4、2、3の順番で質問の変更をお願いしたいことと、小学校の防犯体制については、2と3と一緒に質問させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、商店街の街路灯についてですけれども、まず街路灯に着目したのは、今年6月の降ひょう被害によって数多くの商店街の街路灯の被害があったためですが、そもそも市内の街路灯が設置をされた経緯についてお伺いをします。

**○大場 諭副議長** 小塚経済部長。

**○小塚眞康経済部長** お答えいたします。

街路灯には主要道路に設置されている道路照明灯、各商店街が設置管理する商店街灯、各自治会が設置管理する防犯灯があります。各街路灯は、その場所に目的に応じて設置されており、どの街路灯が先に設置されたのか設置時期につきましては把握しておりません。商店街灯設置の経緯につきましては、各商店街が特定の狙いや目的を持って設置しており、一例を挙げますと、夜間に商店街を明るくすることで来街者を増やし、にぎわいを生み出すために設置したと伺っております。このように、商店街灯は地域経済の活性化を図ることを目的として設置されております。本市では、昭和50年頃から商店会に対し商店街灯の設置等に関する補助事業を実施しております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 大久保議員。

**○大久保たかし議員** 一概に街路灯といっても、商店街灯、防犯灯、道路照明灯と分かれているということで、例えば初めに設置をされたのが防犯灯で、その後、それを補完する意味で道路照明灯ができたとか、商店街灯ができたとか、そういった経緯がちょっと知りたかったんですけど、それは記録にはないというか、分からないということで理解いたしました。

それでは、次に、災害発生時に市内商店街が管理する街路灯が破損した場合、街路灯の補修や撤去に関する市の対応についてお伺いいたします。

**○大場 諭副議長** 小塚経済部長。

**○小塚眞康経済部長** お答えいたします。

令和4年6月3日に市内で発生した降ひょうにより、一部の商店会で維持管理している商店街灯が破損する事態が起きました。本市では、降ひょう被害を受けたと報告のあった商店街と遅延なく連絡を取り、被害状況や対応等について調査を行いました。また、降ひょうに遭った当日に把握し切れなかった商店会につきましては、後

日、職員が現地調査を行い、被害の状況の確認を行いました。その後、被害を受けた商店会に対して、商店街灯の修繕に要する費用及び資金繰り状況に関する聞き取りを行いました。聞き取りの結果、今回の降ひょうにより商店街等の灯具が破損し、灯具自体を交換しなければならないなど、修繕に高額な費用を要することが判明しました。商店街灯の修繕に要する経費につきましては、その一部を市が補助する制度がございますが、既存の制度は、主にポールの腐食防止の塗り直しなど軽易な修繕を想定したものです。そこで今回、降ひょうや台風などの自然災害の被害を受けた商店会の負担軽減を目的として、商店街灯の修繕の補助率及び補助上限額を引き上げることとし、今定例会において当該事業に関する補正予算を計上いたしました。

なお、被害を受けた商店街灯につきましては、現在、各商店会において応急処置が講じられております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 大久保議員。

**○大久保たかし議員** 御答弁お伺いしました。6月の降ひょう被害に関しては、農産物も含めて、街路灯も非常に多くの被害が出ておりましたけれども、この被害状況の確認については、職員の皆様が迅速に行っていただいたものというふうに私も理解をしております。その後の対応なんですけれども、例えば南八幡商店会では、この街路灯の修繕だけで500万円の修繕費という見積りが出てきまして、当初ですけれども、2分の1の市の補助が出るということだから、250万円自分たちの懐から出さなきゃいけないと。そうすると、銀行借入れをして市の補助上限等を考えると、2期ぐらいにまたがって修繕をしたほうがいいのではないかというようなことを考えていたようです。銀行からは、商店街には貸せないから商店会長の個人名で借りてくれとか、そういったようなことを言われて、いろいろ考えていた中で御相談をいただいて、経済部のほうで4分の3の補助ということを決断していただいたということは感謝と評価をしているところであります。ただ、その街路灯は3か月たっている中で、今もガムテープで留まっているところもありまして、非常に危険な状態であるということで、今回これだけ時間がかかってしまったわけでありまして、災害時には4分の3の補助という要綱がつけられたんだと思いますので、次回以降は2分の1の補助なのか、4分の3の補助なのかということの決定と、予備費も活用していただいて、ぜひ速やかな御対応をいただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

今回のこの銀行の借入れ云々というやり取りの中で、商店街のこれから役員を担うであろう若手の経営者の方が、やっぱり銀行に行って500万円も借入れをしなきゃいけないなんてあり得ないですよと。私絶対商店会長やりたくありませんとか、そういうようなことを言われてしまったので、そもそものそういうふうな気持ちにならないような形に、ぜひしていただきたいと思います。商店街の皆さんが安心してできるように、ぜひお願いしたいと思います。

次に、市内の自治会が設置、管理する防犯灯を対象にした補助制度と、商店街が設置管理する商店街灯を対象にした補助制度について、負担割合が異なりますが、その理由についてお伺いをいたします。

**○大場 諭副議長** 小塚経済部長。

**○小塚眞康経済部長** お答えいたします。

商店会が設置管理する商店街灯につきましては、新設や修繕、撤去、移設などに要する経費の一部を補助しております。具体的には、新設する場合は補助率3分の2、補助上限額、1基当たり16万円、撤去する場合は補助率2分の1、補助上限額、1基当たり4万円と設定しております。自治会が設置管理する防犯灯につきましては、設置や撤去などに要する経費の一部を補助する制度があります。LED灯、10W以上の防犯灯を支柱から新設する場合は補助率10分の9.5、補助上限額9万9,750円としております。また、防犯灯を撤去する場合は、補助率10分の9、補助上限額1万3,500円としております。商店街が設置する商店街灯につきましては、にぎわいを創設し、地域経済の活性化を目的としておりますことから、本市と商店会とで応分の負担としております。これ

に対し自治会が設置する防犯灯につきましては、地域の自主防犯意識の高揚を図り、市民生活の安全に資することを目的としておりますことから、公益性が高いと判断し、市の負担割合を高く設定しております。

なお、商店街の中で、バス通りなどの交通量の多い主要道路や交差点などに設置されている道路照明灯は、夜間における歩行者や車両等の安全及び円滑な移動のため、市が道路整備事業などにより整備し、維持費等を負担しております。商店街灯の補助を含む商店街活性化事業補助制度につきましては、今後も市内商店街への聞き取りを行い、引き続き検証してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 大久保議員。

**○大久保たかし議員** 御答弁ありがとうございます。自治会の防犯灯と商店街の街路灯と、金額の差はありますが、ランニングコストでいえば防犯灯のほうがかなりの補助率で、実質ほとんど持ち出しがないというような形であって、街路灯のほうは新設の補助金、そもそものやっぱり単価が高いというところもあって、補助の金額が多いわけで、そこでバランスを取っているかなというふうに感じています。一方で、商店街間における差なんですけれども、今回のひょう被害である商店街の方とお話しをした際に、実はうちのところは市の所有の街路灯なんで負担しなくていいですよというような一言がありましてという話だったんですが、結局そこは商店街灯ではなく道路照明灯ということで、道路の新設の際に道路と一体で整備をしたということで、商店街の負担はないということでした。ここまでお話をした上で、例えばこれは経済部に限らず、どの職員の方と商店街についてお話をしても、商店街は必要ですといったような回答が返ってくるわけなんですけれども、商店街側としてみれば、もう結構負担も重いし解散しようかというような話が出ているところもあるわけです。もちろんそれは、商店街の中の1人の方がお話をされているだけで、もちろん総意ではないんですけども、例えば解散した場合に、街路灯は撤去されて、自治会の防犯灯がつくか、道路照明灯がつくか、または市がその街路灯を引き受けるかといったようなことも考えられるわけなんですけれども、そういったことを考えると、公益性という点ではあるのではないかなというふうに、どちらが高いかということなんでしょうけれども、その商店街の街路灯がなくなったときに、やっぱりそのままというわけにはいかないわけですから、そういうことを考えると商店街の名前が入っていて、商店街灯については宣伝効果があるということ踏まえても、少し補助の差があるのではないかなというふうに考えております。ここについては、先ほど検証しますということで御答弁いただきましたので、これについては今後、商店街の補助制度全体の検証をお願いいたしまして、これはこれで結構でございます。

それでは、次の環境行政についてのリチウムイオン電池の回収方法について。リチウムイオン電池に起因するクリーンセンターの火災が発生しておりますけれども、リチウムイオン電池の回収方法の啓発について、現状と課題についてお伺いをいたします。

**○大場 諭副議長** 根本環境部長。

**○根本泰雄環境部長** お答えします。

リチウムイオン電池が原因と思われるクリーンセンターやリサイクル工場の火災が全国的に問題となっております。市川市でも、令和元年10月にクリーンセンターの不燃ピットで火災が発生いたしました。再発防止策として、令和元年12月から、燃やさないごみとしていたリチウムイオン電池等は、リサイクルマークがあるものについては公共施設4か所に設置されたリサイクルボックスへ出していただき、マークがないものは有害ごみとしてごみ集積所へ出していただくことといたしました。分別の啓発として、電子媒体、市の公式ウェブサイトをはじめ、ごみ分別アプリへの掲載、紙媒体としては、「広報いちかわ」や分別ガイドブック、自治会に配布している「じゅんかんニュース」にて行っています。啓発の課題として、そもそもリチウムイオン電池を含む電池全般の分別方法が多岐にわたっていることから、市民にとって分かりにくいということがあります。また、リチウムイ

オン電池を含む製品は日を追って増えておりますことから、啓発の表現にも苦慮しているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 御答弁お伺いしました。以前ある方にお話を聞いたところ、この5億円の火災のクリーンセンターの修繕、令和元年のこの火災以外で、実は頻繁に、毎日のようにピット内で火災が起こっていますというような話を伺いました。これはどの程度の頻度で火災が起こっているのかお伺いします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 令和元年10月に発生しましたクリーンセンター不燃ごみ処理施設での火災発生以降は、ごみ処理に支障が生じる大規模な火災は発生をしております。しかしながら、令和3年度の火災発生件数としましては545件あり、不燃ごみ処理施設内においては、小火災、小爆発が毎日発生し、その都度消火をしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 お伺いしました。1年間で545件ということは、1日2件いかないぐらい火災が起こっているということで、これは私もクリーンセンターを以前視察させていただきましたけども、ピットの上に放水銃が乗っかっていて、それで消火されているんだと思いますけども、それにしてもちょっと件数が多いなというふうな印象です。これは全部が全部、原因が分からないんでしょうけれども、リチウムイオン電池だろうということは以前から言われております。それは、やっぱり分別がされていないということで、先ほど御答弁でもありましたけども、リサイクルマークのあるものは公共施設に4か所、回収ということですけども、例えば今スマートフォンでタップをして自宅に物が届くような時代に、わざわざその4か所に持っていくのかということとはなかなか考えづらいのかなというふうに考えています。リサイクルマークのないものですけども、これは有害ごみということですけども、燃やさないごみイコール赤いごみ袋ということで確立をしていて、なかなか有害ごみという言葉が市民の間で浸透していないんじゃないかなというふうに私は感じています。

何人かちょっと話を聞いてみたんですけども、私の友人で40代の男性は、電池は燃やすごみでしょうというふうに、緑のごみ袋に捨てるんでしょうというように言うておりましたし、ほかの方も、赤いごみ袋でしょうと。つまり有害ごみじゃなくて燃やさないごみでしょというふうに認識をしている方が多いです。我が家でも妻は、うちは木曜日が燃やさないごみの回収なんですけども、やっぱり燃やさないごみ、赤いごみ袋、木曜日というふうな、そういう認識をしております。なかなかやっぱり有害ごみという言葉が出てこないという、そういうような状況だというふうに私は感じております。そういったことを踏まえていただいて、今後の電池の分別の在り方についてお伺いします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 以前は乾電池とボタン電池程度であった電池の分別は、充電電池の技術革新により様々な種類の電池が製造され、スマートフォンやポータブルバッテリー、電子たばこやワイヤレスイヤホンなど多種多様な用途にまで使用がされています。電池の種類が増えたり、新たな用途に充電電池が使用されるなどの都度、分別方法や表現を見直す必要が発生をしています。また、電池についての排出方法もその種類によって、有害ごみ、燃えないごみ、公共施設の回収缶、家電量販店の店頭回収と多岐にわたり分りにくいことから、結局、排出方法が守られないという悪循環が見られます。名古屋市では、令和4年7月から自動車用の鉛バッテリーを除く家庭で使用する全種類の電池を1つの袋で収集することとしています。排出する際は、ショートによる発熱を防止するため、電池の端子をビニールテープなどで処理をし、電池類のごみとして一括で出すものです。

また、リチウムイオン電池が内蔵された製品については公共施設の回収ボックスか市の窓口へ持ち込んでもらい回収をしております。このような先進事例を参考に、本市でも分かりやすい分別とすることができないか検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 名古屋のような取組はぜひ行っていただきたいと思います。今、チラシが手元にありますが、市川市の分別ガイドブックと比べても非常に分かりやすいなということで、イラストで袋があって、その中に入れるものがある、上に大きく「別々で！」と非常にシンプルで、ステップも分かれていて分かりやすいと思います。ぜひこういった取組を行っていただきたいと思います。

再質問ですが、回収方法の啓発について、SNSを使用したリチウムイオン電池の危険性の啓発や、パッカー車などのごみ収集車の車体を活用し分別方法を周知することなどの考えについて伺います。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 発火の危険性があるごみの出し方については、日本語と英語で動画を作成し、市の公式ユーチューブで公開するなど、大人から子ども、外国の方にも分かりやすい啓発を行ってまいりました。SNSを使った啓発やごみ収集車を使った周知啓発についても、効果的な手法について検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 SNSについてはユーチューブで発信しているということですが、例えば公式ツイッターとか市長のツイッターもあると思いますので、ぜひこういった分別方法が決まったら、市長にお願いして、こういったふうに分別していただきたいということをお願いすればいいかなというふうに思っております。

それとパッカー車の車体を使ったという周知方法なんですけれども、例えばパッカー車のラッピング塗装とか、資源回収だと普通のトラックなんです、トラックの後ろのほうにイラストの幕なんかつけていただいて、分かりやすく、電池はこういうふうに捨ててくださいねというようなイラストで周知をするという方法もあるのかなというふうに思っています。これは1回印刷して設置をすれば、あとは勝手に収集業者の方が市内隅々を回って周知啓発してくれるわけです。できれば、その時々々の環境行政の課題、今回は電池ですが、この先プラスチックの一括回収がありますといったら、そういったものに替えるとか、そういったことで非常に有効に活用できるんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

次に、可燃ごみの収集回数についてですが、可燃ごみの収集回数については、臨時で週3回収としていたというのは同じ部屋の稲葉議員の質問で理解いたしました。では、この収集回数を週3回から2回に戻すタイミングをどのように考えているのかということと、このまま週3回の収集を続けた場合、次期クリーンセンターにどのような影響があるのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

燃やすごみの収集回数につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を注視しながら、市川市廃棄物減量等推進審議会などの意見も伺いながら、適切に見極めていきたいと考えております。なお、燃やすごみの収集回数が週3回となった令和3年度の回収量はコロナ禍前の水準に戻っており、次期クリーンセンターの建設への影響は大きいものではないものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 収集回数については適切な時期に見直しということで理解いたしました。次期クリーンセンターに与える影響については、この先の人口規模の質問の際に触れたいと思います。

それではクリーンセンター管理棟のほうに移りたいと思います。クリーンセンターの管理棟は、あと20年ほどで耐用年数を迎えますが、次期クリーンセンターの稼働中であり、管理棟の建て替えについてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

クリーンセンター管理棟は、現在、クリーンセンター職員のほか清掃事業課、環境エネルギー施設整備課職員の執務室や環境学習施設として利用がされています。一方、次期クリーンセンターはDBO方式の事業であり、運営を担う運営事業者の執務室は次期クリーンセンター内に設ける計画であることから、これまでの管理棟としての機能は縮小することとなります。現在のクリーンセンター管理棟の1階と2階は、次期クリーンセンターの整備に合わせて改修をし、次期クリーンセンター稼働開始後は、主に環境学習施設や市職員等の執務室として有効活用を考えてまいります。なお、次期クリーンセンターが稼働している間の管理棟建て替えの計画はございません。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 次期クリーンセンターに管理棟の機能を組み込むと、現在の管理棟は耐用年数内で執務室で有効利用するという理解をいたしました。

では、次に移ります。次に、市川市の人口動態と次期クリーンセンターの各計画値の適正性について。人口推計が次期クリーンセンター整備に与える影響について、施設規模はどのように設定されるのか、推計した人口が増減した場合の影響はどのようになるのかお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

次期クリーンセンターの施設規模は、市川市一般廃棄物処理基本計画、通称いちかわじゅんかんプラン21で設定する焼却処理量に基づき決定をいたします。また、全国都市清掃会議が定めるごみ処理施設整備の計画・設計要領、以下計画・設計要領と申しますが、それでは施設が過度に大きくなり過ぎたり、小さくなり過ぎたりしないように、適正規模で建設するための算出方法を示しております。御質問の施設規模の設定については、まず計画・設計要領を踏まえて、次期クリーンセンター稼働開始後7年以内に最も処理量が多い年度を計画目標年度として設定をし、次に、目標年度における人口推計や1人1日当たりのごみ排出量及び新たなごみ減量・資源化施策の実施により見込まれる効果などを踏まえて、焼却処理量の計画値を設定し、そしてその焼却処理量の計画値を用いて、計画・設計要領に基づく算出式から施設規模を設定いたします。今後、人口推計の見直しに合わせて一般廃棄物処理基本計画を改定し、速やかに再設定する予定であります。

次に、人口の増減が与える影響につきましては、計画・設計要領における算出式では、施設のメンテナンスに要する休止日や故障時の修理に要する日数などを考慮した施設稼働率を乗じることで、一定の余力を見込んで施設規模を算出いたしますので、人口推計の多少の増減は影響がないものです。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 市川市のこの4年間の人口の推移なんですけども、平成31年4月の時点で、前年比で約3,000人増、令和2年4月の時点で前年比で3,000人増、令和3年4月の時点で約460人増、そして令和4年、今

年の4月の時点で初めて700人減というように人口が推移しております。そういった数の人口の増減と、先ほどの燃やすごみの増減の量、そういったものを加味しても次期クリーンセンターの規模には影響しないということで理解してよろしいですか。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 今、議員からお尋ねのあったとおり、大幅な増減がない限りは影響はないものというふうを考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 大幅な増減がなければ影響はないということで理解いたしました。

では、再質問です。次期クリーンセンターの各計画値について、いつまでに出す予定なのか、どのように決定されるのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 次期クリーンセンター整備に関する計画値についてお答えします。

まず人口推計についてです。本市では、第三次基本計画の策定に向けて、令和3年度に基礎調査の一環として人口推計を行っており、第三次基本計画がスタートする令和5年4月には広くお示しできるものと考えております。

次に、可燃ごみの年間処理量、焼却処理量及び不燃物の年間処理量、破碎処理量についてです。算定に当たっては、まず人口の将来推計と過去の実績を踏まえて推計した1人1日当たりの排出量、排出原単位を基に目標年度における排出量及び処理量の推計値を算出いたします。この推計値にごみの減量や資源化に関する政策の効果を考慮して処理量の計画値を定め、計画・設計要領に基づく算出式から可燃ごみの焼却能力及び不燃物の破碎能力を決定いたします。

なお、一般廃棄物処理基本計画の改定時期は未定であります。次期クリーンセンターの整備に関連いたしますので、早い時期に改定を行いたいと考えております。

最後に、発電能力についてです。次期クリーンセンターの整備に関し、国からの交付金の交付要件を満たすことを前提に、プラントメーカーの提案により決定をしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 人口推計については第三次基本計画がスタートする令和5年4月までには判明するというところで、その後、一般廃棄物処理基本計画については早い時期に改定をすると。1か月後なのか、2か月後なのか、半年かかるのか分かりませんが、そういうことで理解いたしました。それで焼却処理量が分かるので金額等々が出てくるということで理解しました。

それでは、次に移ります。次期クリーンセンターに係るプラントメーカー及び運営事業者選定の基準について、プラントメーカー決定に深く関わっているコンサルタントの決定や入札基準についても併せてお伺いします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

整備・運営事業者を選定するための支援をってもらうコンサルタントの入札手続について、現在考えているスケジュールは、公告を10月下旬から11月上旬に行い、12月に一般競争入札、来年1月頃に契約を予定しております。また、入札参加の基準については、本市が予定しているクリーンセンターの整備と同様、DBO方式で発電

設備を有するストーカ式ごみ焼却処理施設の整備・運営事業における支援業務の実績があることや、経験豊富な技術者の配置について求めたいと考えております。

次に、プラントメーカー及び運営事業者の選定は、先順位者にも答弁いたしました。コンサルタントの支援を受けながら進めてまいります。本市には、市川市PPP（公民連携）ガイドラインがあり、コンサルタントを選定した後、実施方針の策定及び公表、DBO方式で行う特定事業の選定及び公表、建設・運営事業費の予算措置を行った後、プラントメーカー及び運営事業者の入札手続については、来年度後半に公告と入札を行い、その後、落札者の決定、仮契約、令和6年9月に市議会定例会での本契約議案の提案を考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 コンサルタントの選定について、公告を10月下旬から11月上旬に行い、12月に一般競争入札、来年1月に契約を予定ということで、そこから間が空いて令和6年9月定例会での本契約議案の提案というスケジュールで理解をいたしました。

それでは再質問ですが、プラントメーカー及び運営事業者について具体的な選定方法をお伺いいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 プラントメーカー及び運営事業者の具体的な選定手順については、今後決定するコンサルタントの支援を受け、決定をしております。本市のガイドラインに沿って進めていくこともあり、他の自治体で行われている選定方法と大きく変わらないものと考えておりますが、公正な選定となるよう、その方法について十二分に検討をしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 お伺いしました。再質問です。選定手順については、次期クリーンセンター整備・運営事業検討委員会にかけて要件を決めていくのか、お伺いいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

具体的な選定手順は市長と相談し、今後決定していくこととなりますが、ガイドラインでは、公平性、透明性を確保することを目的に、学識経験者等の外部委員から意見を聴取するものとしており、審査会等を設置して落札者決定基準等の要件を設定することを考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 すみません。時間がなくなってまいりましたので、テンポよくいきたいと思っております。再質問です。次期クリーンセンター整備・運営事業検討委員会設置要綱において、必要があると認めるときには会議に関係者の出席を求め、また、その説明または意見を求めることができるとありますけれども、コンサルタントやプラントメーカー等は対象となるのか、また、答弁のあった審査会等に学識経験者等としてコンサルタントやプラントメーカーが対象となるのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 次期クリーンセンター整備・運営事業検討委員会において、焼却・破碎施設の整備・運営に関する事項や、本事業の推進に必要な事項を協議するに当たり、専門的知見を有する者としてコンサルタントやプラントメーカー等も会議に出席を求める対象とはなり得ます。一方で、審査会等については、入札における

公平性、透明性の観点から、コンサルタントやプラントメーカー等を学識経験者とすることは不適切と考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 再質問です。DBO方式で行う入札は建設工事、運營業務を同時に入札で行うということは理解しておりますけれども、入札要件については資格審査会で決定されるということでしょうか。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 設計金額5,000万円を超える場合、入札に係る資格要件は、市川市建設工事等請負業者資格審査会運営要綱に基づき、資格審査会での審査結果を市長に報告し、承認を受け、決定されます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 検討委員会、学識経験者審査会及び資格審査会というこの3つの会議体が出てきました。それぞれの違い、この役割分担というのはどうなっているのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 検討委員会は次期クリーンセンターの整備及び運営に関する事業の円滑かつ適正な推進を図るために設置されたもので、次期クリーンセンター整備と運営に関する全般を協議する会議体です。審査会等はガイドラインに沿って立ち上げるもので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、PFI法に規定する実施方針の策定から、プラントメーカー及び運営事業者の選定までを担う会議体です。資格審査会は、本市が発注する建設工事等に係る入札、契約の透明性及び公正性に資するために設置されたもので、一般競争入札に係る資格要件等に関する事等を審査する会議体でございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 3つの会議体に加えてコンサルティング会社に関わってくるということで、これは非常に分かりづらくなっております。ここに分かりやすく、ぜひ今後のこちらサイドの議員の皆さんにも、書面等を用いて説明していただいたほうがいいのかというふうに思います。

この資格審査会ですけれども、前市政でもろもろ疑義を生じるようなことがありました。今後こういったことは、やっぱりあってはならないというふうに思っております。ただ、人のつくったシステムである以上、完璧というものはないわけで、そうであるなら、やっぱり限りなく透明性を高めていく、それには情報公開しかないというふうに私は思っております。先ほど答弁があった令和6年9月定例会、もしくはその前の予算措置で、建設費400億、運営費、20年で約250億円、合計650億円という、そういう大きな議案が出てくるわけですから、決まった段階で決まった情報については、都度都度こちら側に出していただきたいというふうに思っております。そういった今後のビッグプロジェクトに対しての情報公開の在り方について、次期クリーンセンター整備・運営事業検討委員会の委員長で資格審査会の会長でもある松丸副市長に御答弁いただきたいと思っております。

○大場 諭副議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 情報公開、あるいは積極的な情報提供についての御質問かと思っております。さきの6月市議会定例会におきまして、市長の所信表明でも、行財政運営においては情報公開を徹底し、より透明性を高めることで市民の皆様への信頼を回復したいという旨の考え方を示したところでございます。そうした考えの下に、このクリーンセンターの建て替え事業に係る入札、あるいは契約といった一連の事務につきましても、あらゆる角度から

評価されても、適法、適正に事務が行われていることをしっかりと説明できる、そういう準備をしていきたいと考えております。入札や契約の公正を担保した上で、公表あるいは提供できる情報につきましては、適宜適切なタイミングで慎重に対応して、積極的に公表できるものについては提供させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 出せない情報を出してくれというわけではありませんので、出せるものは出せるときに速やかに出していただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。7年後には次期クリーンセンターが稼働して、そうすると、今のクリーンセンターの解体工事に入るわけですが、これも1億、2億の話ではないと思ひます。そのさらに13年後には耐用年数が来て、恐らく今の管理棟の解体工事というものも入ってくるわけですから、先の先を考えながら、土地の活用も含めて行っていただきたいということと、あと、我々4月には改選になるわけですから、もしかしたら、これは私の私見ですけれども、その前後で特別委員会の設置ということも考えられるのかなというふうに思ひておひます。今後も、このビッグプロジェクトには注視してまいりたいというふうに思ひます。

では、次の質問に移ります。小学校の防犯体制について、ちょっと時間が、すみません。あまりなくなってまいりましたので、端的にお願ひいたしたいと思ひます。

学校の施設の建て替えを進めていく上で、学校の防犯対策について、公共施設個別計画等ではどのように定めて、どのように進めていくのかお伺ひをいたします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校施設の整備につきましては、公共施設個別計画において建て替え等の基本的な整備方針を定め、その下で策定いたしました学校環境基本計画において、学校施設の在り方や機能など、防犯対策も含めた施設整備の内容を定めておひます。防犯対策の具体的なものといたしまして、目指します学校環境の一つに「安全、安心でゆとりと潤いのある施設」を掲げ、これを実現するため、学校施設に十分な防犯性を備えるとともに、登下校見守りシステムやオートロックなど防犯に関わる施設機能の充実を図ることを基本としているところでございます。建て替えを行う学校施設につきましては、施設計画において、安全確保の観点から、建物の出入口の視認性を確保するとともに、セキュリティーを高めるため、教室配置や動線に留意するなど、ハード面から教職員の安全管理体制を実現することとしておひます。さらに、学校ごとに施設配置や周辺地域の状況等を踏まえた実効性の高い防犯対策を講じるため、外構のデザインや仕様等を決定する設計段階において、具体的な防犯対策を検討することとしておひます。学校の建て替え時には、昇降口などの学校本体や学校の通用門にオートロックを設置することなどについても併せて検討してまいります。

既存の学校施設につきましては、施設のつくり自体を大幅に変更することは難しいものの、必要性や費用対効果等を見極め、学校の通用門にオートロックを設置することなど、有効な防犯対策をハードやソフトの両面から講じているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 学校の建て替えの際には、昇降口などの学校本体、建物も含めてオートロックを設置することを検討していただけるということと、既存の施設についても、通用門については状況を見てオートロックの設置を検討していただけるということで、前回質問した際から一歩進んだのかなというふうに思ひておひます。やっぱり侵入させないというところが一番シンプルで、中の教員の方も、生徒の命も守れるのかなというふう

考えておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、敷地内に侵入させないために外構部分に関する防犯対策の抜本的な見直しについてと、不測の事態に対応できる教職員の育成、防具の整備、訓練についてお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

これまでの対策としましては、不審者侵入対策として、令和元年9月に全小学校、特別支援学校の通用門に防犯カメラを設置しており、電子錠については中山小学校、大和田小学校の2校に設置をしております。柵の高度化や電子錠など外構部分での侵入対策につきましては、費用的にも高額となることから、建て替え計画を含めて学校の状況や周囲の環境を精査し、検討していくこととしております。施設内での防具等の整備状況については、さすまたは全ての小学校で3本以上、力のない職員でも扱える防犯スプレアの配備もしておりますが、今後はこれらの補充やネットランチャーなどの設置についても整備を進めていくよう検討しております。

不測の事態に対応でき得る教職員の育成は、実践的な訓練が重要と考えており、2種類の効果的な訓練に各学校で取り組んでおります。1つ目は、災害における避難訓練と同様に、不審者侵入時に児童生徒に被害が及ばないよう、教職員が適切な避難誘導を行えることを目的とした訓練、2つ目は、教職員の防犯意識の醸成や実際の動きについて警察や警備会社に協力をいただき、不審者役の警官や警備員をさすまたで押さえ込むなど実技を伴った訓練であり、さすまたの利用方法や不審者への対峙の方法などの確認を目的とした訓練となります。

この2種類の訓練を計画的に実施し、不測の事態への対応をしております。コロナの影響で、これら実践的な訓練が縮小している状況もありますが、今後は教育委員会からも各学校へ働きかけ、防犯対策の訓練の再開、拡充に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 御答弁をお伺いしました。ある教員の方がお話をした際に、防犯訓練で立ち会った警察官から、先生、そのさすまたの使い方をしていたら刺されますよというようなことを言われたようです。人がやっている以上、そういったことは起こるわけで、訓練の練度の差とか、意識の差とか、そもそもの教員と侵入者の体格の差とか、力の差とか、そういったことも考えると、訓練というのはもちろん必要なわけなんですけども、そもそも先ほど来言っております柵の高度化とか門の電子錠とか、私はその上に門の上にもセンサーを配備したほうが良いと思っているんですけども、そういった外構工事であれば、予算つけて工事をするだけで済んでしまうわけですから、訓練は必要ないわけですね。そういった外構工事のほうが、私はまず有効なんではないかなというふうに思っております。ちなみに今、浦安では防犯対策事業として、小学校に警備員がもう配置をされております。もちろん警備員の配置については、私も否定するつもりは一切ないんですけども、例えば今の門の高さとか柵の高さで、警備員1人立てましたと、入り口に立てましたといったときに、その校舎の裏側は見られるんですかといったら、やっぱり見られないわけで、そうするとやっぱり複数人要るわけです。そうすると、じゃあやっぱり予算的にそれだけの予算を取れるんですかと。これはもう1回警備員を配置したら、もう永久にやめられないわけですから、その覚悟を持って、ぜひ警備員まで踏み込んでやっていただければありがたいというふうに思っております。

先日、過去の質問の際にも引用させていただきましたの通称池田小事件の被害者であります本郷優希さん、当時8歳のお母様であります本郷由美子さんとお話をさせていただきました。事件前、本郷さんは、学校の前の交差点で交通安全の指導なんていうものは行っていましたと。ただ、学校の防犯についてなんていうことは考えたこともなかったと。1か所だけ学校の門が常時開いているところがあって、そこを便利だなど思いながら通って

いったそうです。犯人もそこから入ってきてしまった。本郷さんは、利便性と安全性は両立しないんだということで、自分は何てばかだったんだと。訓練だけやっていれば、保護者も先生も大丈夫だろうというふうに考えていたそうです。その1年半前には、京都の日野小学校というところで同様の侵入事案での殺人事件というものが起きております。それにもかかわらず、人って学ばないんだなというようなことをおっしゃっていました。この池田小事件では、侵入した犯人によって、3つのクラスから8名の犠牲者と15名の負傷者が出たわけです。目の前で生徒が刺されているのに逃げてしまった教員の方がいるというのも、前の定例会でお話をさせていただきました。救命作業も満足にできずに、救急車への教員の同乗も行われなかった。事件後に学校側と保護者側で検証作業を行ったそうですけれども、その際も、やはりお子さんを亡くされた方々の感情というのは、学校とか教員の皆さんに激しくぶつけられたということです。幸いにも本郷さんは、半年ぐらいで、先生たちも被害者なんだというようなことを感じられるようになったそうですけれども、それでもやっぱり逃げてしまった教員は許せないというようなことをおっしゃってありました。

私は、こういった思いをする方々を市川市内から出したいというふうに思っております。こういったことを踏まえて、今後の市川市の小学校の防犯体制についてどのようにお考えなのか、教育長の御答弁をお願いしたいと思います。

○大場 諭副議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、学校でございますけれども、学校は子どもたちが1日の大半を過ごす、そういう場であります。そういうことから考えましても、安全、安心というのはもう大前提であると。それから、近年でありますけれども、学校というのはコミュニティーの拠点にもなります。それから、避難場所、そういうことでの利用価値というんでしょうか、機能も兼ね備えている。そういうことから考えても、学校というのは安全や安心ということはもう避けて通れない不可欠な事柄であるというふうにまず捉えます。それから、御質問者、御指摘のように、やはり学校の防犯ということを考えますと、平成13年の6月に起きました大阪府の池田小学校での痛ましい事件、これを思い出します。これを機に、各市区町村の学校、それから教育委員会、これが防犯体制の見直し、あるいは危険箇所を含めた施設設備の充実ということを重ねながら今日まで来ている。しかしながら、御質問者御指摘のとおり、本市の小学校においては、まだ防犯対策について不十分な箇所、あるいは不十分な部分もあると思います。

それから、先ほど御質問者が御提案されていたオートロック、それから柵というんでしょうか、塀を高くする、こういうような事柄も、防犯上、非常に有効な手段の一つであると、そのように承知をしているところであります。それで、学校を含めて安全、安心というのは、私はオール市川で考えていく必要がある。しかしながら、その前段として、教育委員会として、まず行動を起こしていかなければならない、そのように思っています。

そこで、私が今思っているのは、子どもたちの安全、安心、それから防犯をつかさどる学校教育部、それから施設設備を管理している生涯学習部、この両者をもってして検討委員会を早急に立ち上げながら、その中で、御質問者が様々御指摘いただいた点を踏まえながら、さらなる防犯対策、あるいは防犯体制の強化、そして恒久的なという言葉を使っていいかどうか分かりませんが、恒久的な安全、安心というものを担保していくということが大事なんではないかと、そのように受け止めている次第でございます。

私からは以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 御答弁ありがとうございました。検討委員会の立ち上げということで、早急に効果的な対策をぜひお考えいただきたいというふうに思います。

今回は、柵とオートロックの有効性の確認ということと、オートロックの設置を順次検討していくということと、あと、防犯の対策の検討委員会を立ち上げていただくということで、大変有益な質問だったというふうに思っています。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 48 分 休憩

午後 3 時 30 分 開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、大久保たかし議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

大久保議員。

○大久保たかし議員 貴重なお時間をお借りしまして申し訳ございませんが、発言の訂正をお願いいたします。

先ほど一般質問のうち、商店街の街路灯についての質問において、商店街灯の修繕に関する補助の補助率について、3分の2と申し上げるべきところを4分の3と発言してしまいました。正しくは3分の2でありますので、訂正をお願いいたします。議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくをお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申し出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

日程第 1 一般質問を継続いたします。

かつまた竜大議員。

○かつまた竜大議員 会派緑の社会のかつまた竜大でございます。通告に従いまして、初回から一問一答で一般質問を行います。また、既に同じ内容に関しまして一般質問が行われている項目等に関しましては、答弁等、簡潔をお願いをしたいと思います。

まずは、初回から一問一答で第 1 番、新たな学校生活スタイルガイドラインについてということで、教育委員会に質問させていただきます。

この新たな学校生活スタイルガイドラインとお聞きして、何だろうという方もいらっしゃるかと思いますが、こちらは、本当に市川市の教育委員会はしっかりやっていると聞いていますが、こういった新たな学校生活スタイルガイドラインということで、実は教育委員会が新型コロナウイルス感染症の対策ということで、ここにガイドラインを 8 項目書いてございますが、1 番だけ言いますね。「日常において感染拡大防止対策を十分に取りながら、児童生徒が充実した学校生活を送れるようにする」ということで、こういったガイドラインをつくっていただきました。このガイドラインも当初からございましたが、随時改訂されて今に至っているというような状況でございます。このガイドラインの現状と課題についてということで、教育委員会が作成した学校での新型コロナウイルス感染対策の取組を示した新たな学校生活スタイルガイドラインについての現状と感染対策の取組内容における課題を伺います。お願いします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

令和 2 年 2 月末から始まった全国一斉臨時休校が 5 月に解除されましたので、学校再開に当たり市川市教育委員会と市川市公立学校長会では、学校での新型コロナウイルス感染対策の取組を示した新たな学校生活スタイルガイドラインを策定しました。ガイドラインでは、みんなで感染の広がりを防ぎながら、学校での学びを止めないという考えの下、分散登校や夏休みの短縮、手洗い、ソーシャルディスタンス、換気、マスクの着用、黙食、

健康観察など教育活動における様々な場面での感染防止対策を示しております。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がその後幾度か発令されましたが、その都度、ガイドラインの趣旨に応じた感染防止対策を教育委員会より示し、各学校に周知を図ってまいりました。本年4月からは、オミクロン株に対応するガイドラインに変更し、陽性者や濃厚接触者の自宅待機期間の短縮、マスクの着脱についての改訂を行い、現在に至っております。感染対策の課題といたしましては、今までの対策による学習の制限の影響が考えられます。授業中の話合い活動、音楽の歌唱や演奏、家庭科の調理実習、体育の運動、各種行事など様々な学習機会が減少いたしました。制限のある中での取組による子どもたちの学習定着度や心身への影響が心配されます。今年度は、感染対策を施しながら学習を進めるために、学級閉鎖の基準の緩和などを行い、できる限り学習機会を広げて学習活動を進めております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 部長、お伺いいたしました。今、現状と課題についてということでお伺いしまして、よく分かりました。いずれにせよ、やはりこのコロナ禍がもう2年以上経過をしているという中で、本当に学校においては、まず児童生徒、そして先生方、また、保護者の皆さんもそうでしょうけど、大変な状況という中、いろいろとこういう工夫をされてやっていたらっしゃるということ、非常にありがたいことだなと思います。5月に改訂がされて、さらにこの8月に、また僅かな部分ではありますが、改訂されたということもあるようです。よく分かりました。

続きまして、(2)のほうに行きたいと思います。そういった中、保護者の皆さんからいろいろな御意見が出ているかと思えます。この新たな学校生活スタイルガイドラインについて、やっぱりいろんな御意見があると思うんですけども、そもそもこのガイドラインのことをよく御存じない方もいらっしゃるでしょうし、一方で、よく周知して御存じの方もいらっしゃる。そういった中で、保護者の御意見に関してどのように捉えているか聞きたいと思えます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

このガイドラインでは、学校活動全般での制限を示していることから、賛否様々な御意見をいただいております。その中でも、熱中症との関連がありますマスク着用に関する御意見が多数寄せられており、今年度いただいた御意見では、気温が高い日におけるマスク着用に関する事、運動会や体育祭でのマスク着用に関する事などがございました。また、学級閉鎖等の基準についての御質問や、学校行事や部活動における制限緩和の要望などもございました。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いしました。まさに賛否様々な御意見があると。そして、実は私もこのマスクに関しまして、今年に入って、やはり保護者の方からいろいろ問合せがあつて、その結果、今日の質問につながっているというような状況であります。すみません、私も今年になるまでこの新たな学校生活スタイルガイドラインをよく存じ上げてなくて、今年の4月ぐらいだったでしょうか、初めてよくしっかり読ませてもらったんですけども、その後、改訂がされたということで、5月に改訂がされて、こういう状況になっているんだなど、そこを認識をした次第でございます。やはり、特に今年は早い段階から暑くなりまして、気温が高い日にマスクを着用することに関して、どうなんだというようなことが保護者の方からお話があり、かつ、ネットなどでも、SNSなどでもこういった話がいろいろと出ておりました。そこで、次に進みたいんですけども、(3)のマスクの着

脱についてということで、この新たな学校生活スタイルガイドラインでのマスク着脱についての取組はどのような状況だったのか、そこを聞きたいと思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

マスクの着脱につきましては、ガイドライン以外にも、その詳細についてまとめました「マスクの着脱について」を教育委員会のホームページに掲載しています。あわせて、学校を通して保護者にも周知しており、マスクを必要としない場合の事例や、積極的にマスクを外す場合を示しております。また、マスクを外すことに不安や恥ずかしさを感じるなど、個々の事情によりマスクを外せない児童生徒もいることから、マスクの着脱につきましては、教職員が本人の意に反して無理強いをすることなく、児童生徒や保護者から話を聞き、個別に丁寧な対応を心がけるよう指導しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 このマスクの着脱に関しては本当にいろんな御意見があるかと思います。私が最初、非常に気になったのは、もう2年前になるんですけれども、地元の小学校で、子どもたちがマスクをしているかどうかを確認しようということで、自治会の朝の、いわゆる登校時の見守りに参加をした。そういう中で、ヘルプマークをしている子どもさんがマスクをしない。事前にお話があって、そのお子様に関しては、もうマスクが健康上の理由からできないとお医者さんが言われているので、マスクはしないで登校してくるので、そのお子さんに関しては気をつけてください、いろいろ言わないでくださいと、そういうことを言われて、中にはマスクはできない子どもさんもいらっしゃるんだなということ、2年前に初めて強く認識をした次第であります。

いろんな話を聞いてまいりますと、マスクができないというお子さんも、それなりにやはり数がいらっしゃるようで、私が非常に気になったのは、やっぱりそういったお子さんが、それこそほかの子と違うからということ、いじめに遭ったりとか、そういったのは非常に心配だ、問題があるということで、今回改めてこのマスクの着脱についてということで質問をさせていただきました。今、部長からの答弁にもありましたけれども、マスクの着脱については、本人の意に反して無理強いをすることなく、児童生徒や保護者から話を聞き、個別に丁寧な対応に取り組んでいるということで来ましたので、今後ともそういった対応に取り組んでもらいたいと思います。実際、私なども個人的な話をしてしまいますけれども、実はちょっとぜんそく持ちなんですね。そういたしますので、特にしっかりしたマスクですと非常に話しにくいというんでしょうかね。ただ単に何も話をしなければいいんですけども、人と話をしていると話をしている間にちょっと苦しくなるというか、息がしにくいというか、そういったこともあって、特に子どもたち、それこそ小学校の低学年の児童などは、呼吸器の発達、そういったものがまだまだという状況の中では、それこそお医者さんなどは、小児科の先生などは、やはり運動の際などはマスクをつけることに関しては注意したほうが良いと、こういう話もございますので、いずれにせよ丁寧な対応というものを求めていきたいと思います。

あと、(3)の再質問という形になりますけれども、一方で、マスクの着脱について、音楽の授業や卒業式での合唱における感染症対策への取組は、マスクの着用を含めてどのような形になっているのか、それに関してお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

ガイドラインでは、音楽の授業を含みまして合唱の活動を行う場合はマスクを着用し、十分な換気の下、適切な距離を取りながら同じ方向を向いて歌うこととしています。また、声の大きさにも留意するといった対策も講

じた上で実施をしております。

令和3年度における卒業式は、マスク着用や換気など、十分な感染防止対策を行った上で、卒業生、教職員、保護者及び在校生の一部が参加して、式の内容を縮小し、時間短縮に努めて実施いたしました。卒業式では、合唱の曲数を2曲程度に制限して執り行ったことから、国歌などを静聴にとどめ、校歌とお別れの歌をその2曲に充てるなど、各学校で工夫して合唱を行いました。今年度の卒業式につきましても、大切な節目の行事ですので、合唱の内容を含めまして、児童生徒や保護者の思いを受け止め、適切な感染防止対策を施して、心に残る卒業式となるよう実施をしていく予定でございます。

以上でございます。

**○松永修巳議長** かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** 学校教育部長、お伺いいたしました。いろいろと工夫されているということ、分かりました。今年度、令和3年度卒業式では、時間短縮に努めて実施をして、合唱も、例えば必要最低限となるように工夫して、校歌とお別れの歌を合唱するなど、学校によっていろいろなんでしょうが、工夫をされたということ、分かりました。今年度、令和4年度、2022年度も年明けに、また卒業式がございます。特に今年度卒業される児童生徒は、小学校6年生のお子さんだと小学校4年からコロナ禍に入ったと。また、中3のお子さんだと、中1から、それこそ中学校1年生になったときからずっとコロナ禍にいるということで、なかなか学校行事もいろんな、それこそ修学旅行なども場合によってはできたときもあったけど、非常に短縮されてしまったりとか、非常に制限されて、いろんな思い出がなかったなと思うんですけど、私も卒業式に地元の小学校等参加させていただきますが、コロナ以前ですけれども、やはり非常にいい内容だと思っております。特に合唱などは、それこそ下級生の、小学校だったら5年生などが6年生の卒業を送るという形で歌ってあげて、かつ、卒業する6年生は、その5年生に代えて、また歌でお返しをするとか、そういったすごくいい内容の卒業式が過去、コロナ前、行われておりましたので、ぜひそういった今年度卒業される児童生徒においても、やはり思い出となるような、心に残る卒業式となるよう部長おっしゃっていましたが、そういった卒業式ができるように、学校としても、教育委員会としても、ぜひ頑張ってもらいたいなと、そういう思いでございます。ぜひぜひそういったことに関しましては、まさに心に残る卒業式となるよう頑張ってもらいたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

最初の大項目の質問は以上でございます。

続きまして、大項目2番の消費生活センターに寄せられた意見についてということで、一応私の質問通告では、(1)と(2)に分かれておりますけども、これはまとめてお伺いをしたいと思います。

まず、(1)、(2)併せまして、宗教団体や霊感商法に関わる苦情や被害についてということでお伺いをしたいと思います。既にテレビ、新聞、メディア等に取り上げられておりますけども、旧統一教会の様々な問題が報道されておりました。そういった中で、市川市においては市で消費生活センターがございます。その消費生活センターに寄せられたここ最近の宗教団体や霊感商法に関する相談内容について、まずはお伺いをしたいと思います。

**○松永修巳議長** 蛸島市民部長。

**○蛸島和紀市民部長** お答えいたします。

まず、相談件数についてですが、平成30年度から今年度までの約5年間で申し上げますと、寄せられた相談は全部で10件となります。総じて申し上げますと、1年におおよそ2から3件程度の相談が消費生活センターに寄せられている状況となっております。

次に、この相談10件の内容について申し上げますと、開運ネックレスなどを購入したが返品したいという相談が2件、執拗な開運グッズの売り込みに対する相談が1件、宗教団体の勧誘に対する相談が3件、家族の宗教団体からの脱会についての相談が1件、家族が宗教団体に行った献金、お布施の返還、中止に関する相談が2件、

宗教団体からの物品購入の中止についての相談が1件となっております。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 部長、お伺いしました。このことに関しましては、事前の質問のヒアリングという中で、私もいろいろと聞かせていただきました。ただ、やはりこういった御相談に関しまして、個人情報といいますか、その方のプライベートの問題もあるということで、あまり詳しいことは教えてもらえないということでありましたから、なかなか詳細まではお聞きできなかったんですが、ただ、いずれにせよ、こういった事案が約5年間の間に10件あったということ。年間だと大体2件から3件程度相談が来ているということは認識をいたしました。

そこで、市川市としてはこういった消費生活センターを設けておりますので、宗教団体や霊感商法に関する相談、こういった御相談に対しまして、消費生活センターがどのような対応をしているかということ、それについて聞きたいと思います。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

まず、消費生活センターでの業務内容ですが、専門の資格を有する相談員が、消費者安全法に規定される消費者からの苦情に関する相談、あっせん及び情報提供等を行っております。この相談等の対象は基本的に消費者契約であり、具体的に言えば、事業者と消費者間での商品やサービス等の売買行為に該当するものと、消費者契約法に規定されております。そのため、昨今の報道等で言われる宗教団体等への寄附行為や献金、脱会や勧誘行為などの種々のトラブルは消費者契約には当たらないため、消費生活センターでの対応は原則行いませんが、専門の相談窓口等を紹介するなど、できる範囲での対応をしております。

次に、霊感商法に関する対応についてです。消費者契約法の一部が平成30年に改正され、いわゆる霊感商法等により不当な勧誘があった場合には契約の取消しが可能となり、また、クーリングオフ等の特定商取引法も含め、これらの法律をよりどころに個々の相談に応じ、必要に応じてあっせんにも入っているところであります。

対応について具体的に申し上げますと、これは例なんですけれども、あなたには悪霊がついていて、このままでは病気が悪化する、このプレスレットを購入すれば悪霊が去るなどと勧誘され契約した場合には、消費生活センターにおいて、相談の解決に向けた助言やあっせんを行い、相談者が脅されるなど恐怖を感じる場合には警察、センターでの対応は困難と判断した場合には法律相談をそれぞれ紹介する対応をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 市民部長、お伺いしました。宗教団体の場合、また霊感商法の場合、それぞれ分けて御答弁いただきました。よく分かりました。特に消費生活センターの相談員の方が、いろんな意味でこういったお困りの方に対しまして対処されているということ、よく分かりました。それこそ宗教団体の寄附行為や献金に関する相談というのは消費者契約に当たらないということなんですね。それで、まさしく今メディア等でも登場されておりますこういった全国霊感商法対策弁護士連絡会等の窓口につないでいただいていると、丁寧な対応をいただいているということが分かりました。

そこで、再度質問させていただきたいと思いますが、こういった宗教団体や霊感商法に関するトラブルなどを未然に防ぐための消費生活支援センターの取組について、さらに詳しくお聞きしたいと思います。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、消費生活センターの相談対象は消費者契約に基づくものとなります。そのた

め、消費者契約に当たらない宗教団体等のトラブルに特化した具体的な取組は特にございません。ですが、靈感商法等につきましては、これまでも実施している被害に遭いやすい高齢者や障がい者、あるいは取引の知識や経験が不足している若者を対象とした消費者講座などで特に注意を促すように努めています。また、そのほかにも、今月も既に対応しているところで、国民生活センター経由で発信される靈感商法などの情報等を消費生活センターのウェブサイトに掲載をしております。今後も紙媒体である情報誌「クオリティライフいちかわ」と併せて積極的に周知、啓発に努め、消費者をトラブルから守る、未然にトラブルを防ぐという視点から取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いいたしました。いずれにせよ消費生活センターの相談対象は、今の部長答弁ですと、あくまでもその相談の対象は消費者契約に基づくということで、なかなかこういった宗教団体、また、それに関連した靈感商法に特化した具体的な取組はないということは理解します。なかなか難しいですね。いずれにせよ、ただ、その前の質問などでも、相談員の皆さんはいろんな形で一生懸命動いていただいているということは、よく分かりました。ぜひ今後とも市川市民の皆さんが、やはりこういった形でトラブルに巻き込まれないように、特に成人年齢が今度、18歳からということで、様々な消費者トラブルというんでしょうかね、そういった問題もありますし、あと、様々ないろんな団体がございますけども、まさに今、トラブルに巻き込まれる若者が非常に多いというのは、いろんな場であるようですね。特にインターネットを使った、スマートフォンを使って、そういった中で知らない間にトラブルに巻き込まれていると。こんなこともたくさんあるようでございますので、今後とも市川市の消費生活センターでいろんな形で努力をしていただきまして、市川市民の皆さんがトラブルに巻き込まれないように、今後ともしっかりとやっていただきたいと思っております。どうぞよろしくお伺いいたします。

続きまして、次の質問に移りたいと思っております。続きましては、大項目の3番目で、第2庁舎駐車場についてということで質問をさせていただきます。

こちら第2庁舎駐車場に関しましては、南八幡の第2庁舎のことなんですが、まずは、この竣工から現在に至る状況についてということでお聞きしていますが、私たちも第2庁舎、当初は仮本庁舎として使わせていただきました。あの頃はまだ、たまに非常に駐車場が混むというときが少なからずはあったんですけども、その後、私たちがこちらのほうに、この本庁のほうに移ってまいりまして、いまだに向こうには教育委員会であったりとか、あとは街づくり部、道路交通部、水と緑の部などもあるという中で、当然向こうにお邪魔する機会もたまにあるんですね。そうすると、結構平日であっても車がかなり並んでいるときに私も何回か遭遇しまして、また、市民の方から、これは事業者の方でしたけれども、あそこにたまに行って、すいているだろうと思ったら、結構並んでいて、大分待ちちゃって困ったんだよという話、さらには、警備員さんに聞いたら、毎日のようではないけれども、たまにあると。そうすると警備員さんもしろいろと連絡等がなかなか大変みたいで非常にお困りのようでした。そういう中で、まずは第2庁舎開庁時から現在までに至る駐車場の状況についてお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

第2庁舎は都市基盤関連部や教育委員会など市川南仮設庁舎並びに南八幡仮設庁舎にあった各部署が配置されております。そこで、同庁舎の駐車場の現状についてです。来庁用駐車スペースは41台分を確保していますが、移転直後には公用車などの駐車もあり、駐車待ちの車両が隣接する道路の通行を妨げることもございました。こ

うした事象を踏まえ、警備員と連携し、駐車状況に応じて公用車の移動を促すとともに、電気自動車の充電箇所を開放するなど駐車台数増を図るほか、会議などを第2庁舎以外で実施してもらうよう各部署に依頼、さらに、各種手続のオンライン化の推進などにより、現在は満車となる頻度は緩和されてきております。しかしながら、現在も1か月に数日程度ではありますが、満車となり、来場をお待たせしてしまうことがございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 まずは現在に至る状況についてお伺いしました。その次、(2)に行きたいと思いますが、駐車場が満床のために駐車できないという市民の行為についてということで、この第2庁舎の駐車場についてはどのような声が寄せられているのでしょうか。また、こうした声に対する市の所見をお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

第2庁舎を利用された方からは、満車で駐車場になかなか入れなかったといった苦情や、駐車場内になぜ倉庫を設置しているのかといった疑問の声などをいただいております。市としましても、こうした意見を真摯に受け止め、さらなる改善に向け対策を講じる必要性を強く感じております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 市民の声を今、財政部長からお伺いしましたが、やはり結構あそこはすいているんじゃないかなと行ってみたら、結構並んでいるというのは困ってしまうかなと思います。特にあのかいおい、ほかに駐車場が非常に少ないですね。あと、1回あそこに並んじゃうと、あの列から外れるとか、Uターンするとか、幸いガソリンスタンドさんがあるから、あそこの敷地にちょっと入ってしまえばUターンできなくはないんですけども、非常に大変な思いをされた方がいらっしゃるようであります。それとともに、やはりなぜ倉庫を設置しているのかということで、あそこは現業の方々が利用されるという、いろいろなものが置いてあるという状況がございます。やはりそれは市民の方からすると、何でだろうなという思いになるのは当然かなと思います。

そこで、今後の対応についてということで、(3)のほうで第2庁舎駐車場の改善策について、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

第2庁舎の駐車台数については、移転前のそれぞれの仮設庁舎の駐車可能台数の合計26台などを考慮し決定したものでございますが、立地条件などから想定以上の方が車で来庁されております。そこで、今後の対応策としては、駐車場内に設置した倉庫を移転することで10台程度の駐車スペースを新たに確保したいと考えております。なお、この倉庫は道路補修業務や水防業務などの緊急対応を必要とする資機材を保管するためのもので、その目的を考慮し近隣への移転を検討しております。加えて、第1庁舎と第2庁舎とを結ぶシャトルバスの運行も予定しており、第2庁舎駐車場の負荷軽減に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 財政部長、どうもありがとうございます。答弁お伺いしました。まず倉庫なんですけども、その前に、今の第2庁舎があった場所がもともとどういう場所だったかという、もともとは、それこそ管財で管理はされておりましたけども、道路交通部さんや水と緑の部さんの車両があそこに置いてあったということで、なおかつ、あそこには現業の職員の方々があそこで車に乗って、仕事をしてまた戻ってくると。どうして

も非常に汚れるお仕事だということで、あそこでシャワーを浴びたりとかされていた場所が過去にあったわけですよ。本来であれば、私もそういった方々の、現業の皆さんのお仕事を、そういった意味ではよく理解していませんでしたとか、やはりあそこに関しましては、同じような機能を本来はきちんと残さないといけなかったわけですよ。それがきちんと残らない状況の中で、仮本庁舎としての利用があって、終わって、第2庁舎としての運用がスタートした後にあの倉庫が造られたということで、言い方を変えれば、もともとあの倉庫は昔からあの場所にあった。やはりそういった様々な機材を置く倉庫というのはどこかには設置してもらわないといけなくてということで、今回非常にありがたい答弁をいただきました。新たに倉庫を移転する、それによって今の駐車スペースを確保するという御答弁をいただきました。さらには、シャトルバスの運行も考えていらっしゃる。やはり市の職員さんが、どうしても本庁と第2庁舎を行き来する、それで市の市有車をお使いになる、これは時間短縮という部分で仕方がないかなと思います。中には自転車で行っている人もいるのかもしれませんが、こういったシャトルバスが通りますと非常に便がよくなりますし、この問題とは少し離れますけれども、それこそ生活支援課に行かれる方など、本庁にも行かないといけないというときなどは、このシャトルバスというのは非常に助かると思いますので、非常にありがたい答弁でございました。今お伺いしましたけれども、ぜひよろしくお話ししたいと思います。

この3番目の大項目に関しましては、以上といたします。ありがとうございます。よろしくお話ししたいと思います。

続きまして、八幡風致地区内路地状、旗ざお敷地の大型共同住宅建築計画について質問をいたします。

この質問に関しましては、今回もう既に先順位の方お2人が質問されているということで、なるべくかぶらないように、重ならないようにということでやっていきたいと思っております。

まず、(1)の質問ですね。8月31日に工事を再開するとの手紙が投函された件に関する本市の考えと対応についてということで、これは業者側のほうから、8月31日に工事を再開しますということが、それこそ本当に前日なんだろうかね。お近くの、周りの住民の方に投函されたということで、私もそのカラーコピーを見せていただきました。この件に関しまして、本市の考えと対応について、まずはお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

これまで市は事業者及び工事施工者に対し、本年5月に工事の一時停止並びに近隣住民等への説明の実施を要請する文書をはじめ、7月21日付、8月10日付において要請文書を送付するなど、再三にわたり要請を行ってまいりました。このような中で、8月31日に近隣住民の方々に対し、新築工事再開のお知らせの文書が工事施工者より配布されました。本市といたしましては、今後も事業者に対し宅地開発条例に基づく手続を遵守するよう求めてまいりたいと考えております。仮に協定を締結せずに工事が再開されたことといたしましても、市も適宜現地の状況を確認するとともに、可能な限り出来得る対応や指導を行うなど、周辺住民に対する配慮をしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 街づくり部長の御答弁をお伺いしました。これに関しましても、既に先順位の方が質問、そして答弁がありましたので、私からは住民の方の声というものをお届けさせていただきたいと思っております。こういった事業者側のことでございますが、そもそもこの手紙も、ちょっと一方的な内容でしたよね。説明会で住民の皆さんの協力をなかなか得られなかったというようなことでありましたが、その書く内容はかなり一方的で、事業者側に対してもいろいろ問題があったんじゃないかなと思いますし、かつ、住民からちょっとこういう声が

届いたんですね。9月21日の先順位の議員が質問した社員寮の定義に対する答弁を聞いた複数の市民から疑問の声が寄せられています。総じて同様の意見ですので、1つ読み上げさせていただきたいと思います。

これからが住民の声なんですけど、そもそも社宅について、宅地開発条例上の緩和条件となっているのに定義がないという説明はおかしい、また、定義がないのであれば、社会通念上の社宅の考え方に従うべきではないでしょうか、本年5月、6月の社長代理人からの地域住民と街づくり部に対する説明は、社会通念上の社員寮から大きく乖離していると思います、事業者の申請理由、駐車場台数を確保（1台にしたい）というがために社員寮にしたいという事情と相まって大問題であるというものですと、このように市民の声をこの場でお伝えしておきます。

この件に関しましては、やはり1つ問題としましては、それこそ田中市長が就任される前でございますけれども、これも住民の方から聞いたお話で、市民の声ということでございますけれども、宅地開発事業計画相談書というのがあるそうですけれども、去年8月6日、事業者からこういったものがあつたと。8月6日に受理されているのかな。これを住民の方から見せてもらったんですけれども、相談内容としましては、敷地内に駐車場を1台しか確保できず、共同住宅の計画から社員寮に変更し、台数の確保に充てたいためと書いてあるそうであります。そもそも社員寮の定義以前に、この申請で認めているのは市川市なので、敷地内に駐車場を確保できない場合は社員寮と書けば、市はこれを認めてくれるのです、これが正しい事実関係です、私たち市民は、市も事業者に騙された被害者だと当初理解していましたが、市自らの説明によって、そうでないことが明らかになりましたという声なんです。これはひとつお伝えをしておきたいと思います。ということで(1)のほうは終わります。

次に、(2)ですね。これはすみません。文言の訂正をさせていただきましたが、当初は建築審査となっておりますけれども、建築確認申請に関する本市の対応についてということでお伺いをさせていただきます。

いずれにせよ、この建築確認申請に関しましては、既に6月定例会においても、また、今定例会においても質問、そして答弁がありました。改めて、若干重複する部分はあるかと思いますが、再度確認という意味で、私のほうからもこの建築確認申請に関しまして、本市がどのような対応をしたかということ、それを聞きたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

建築確認申請は、平成11年5月の建築基準法の改正以降、従来の特定行政庁のみから建物の構造審査の厳格化や確認申請の円滑化などを契機に、民間の指定確認検査機関でも行うことができるようになりました。このことより、千葉県では情報の共有化を図るために、千葉県特定行政庁・指定確認検査機関連絡協議会において、民間の機関で確認申請を受理した際と確認済書を交付した際に、市へ床面積、建築面積や配置図などが記載された建築計画概要書を添えて報告を行うよう取り決められております。当該建築物の確認申請の経緯につきましては、令和3年11月11日に民間の指定確認検査機関が確認申請の受理を行い、関係規定等の適合が確認され、同年12月23日付で確認済書が交付されており、市は令和4年1月5日にその報告を受理しております。

また、同年7月15日に民間の指定確認検査機関は計画変更の確認申請を受理しており、7月28日付で確認済書が交付されております。本市では、7月29日にその報告を受理しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 街づくり部長、お伺いしました。そこで、ちょっと今までの先順位の方と少し違う視点で質問をさせていただきたいと思うんですけれども、今回、木造の共同住宅の建築計画であります、私も現場を見させてもらいました。既に基礎がある程度出来上がっていますので、どのような形で建物が造られるだろうかと

というのはある程度予測できるんですけども、やはりたくさん敷地を占めているということで、それこそ駐車場の台数が3台から1台になったということもあって、ある程度この建築確認においては距離というのは保っている。それぐらい離してはあると思うんですけども、やっぱり隣地との離れが少ないように私は思いました。そこで、火災上の問題はないのでしょうかということ、このことを聞きたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

共同住宅における建築基準法の規定では、3階建て以上、もしくは2階部分の床面積が300㎡以上となる場合に、火災における対策として、耐火建築物などとしなければなりません。当該建築物は、その対象以下のため、耐火建築物などの使用は義務づけられておりませんが、当該建築物は任意で準耐火建築物の計画としております。一般的に木造の準耐火建築物は、主要構造部である柱やはりを不燃ボードで囲むなど、通常の木造建築物より高い耐火性能で計画されております。また、隣地に近い窓などの開口部は、類焼火災を防ぐ仕様となっており、防火上も一定の耐火性能を有していると認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 街づくり部長、お伺いしました。そこで、ちょっと時間もないので、私から今の部長の答弁に対しまして、確かに木造でも構わないということが分かりましたが、やはりいざ火事となったら、木造の建物というのは非常に燃えやすい構造となっていると思います。それこそ今日の先順位の議員も質問の中で火災の質問をされておりましたけども、やはりあつという間に木造は、ある程度時間がたつと燃え広がるというものであります。

そういった中で、私としましては、まとめとしまして、緑地率の話があるんですけども、やはり本来であれば、こういったところには緑地、緑が必要ではないということでお伝えをしたいのは、樹木が防火をしてくれるということ、実はこれ、もう昭和60年、1985年なんですけども、消防局長は御存じかと思いますけども、水幕と樹木の併用による延焼防止向上効果に関する研究報告書というものが消防庁の消防研究所で作られているんですけども、樹木効果の実態ということで、この1ページ目に書いてございますが、少し紹介させていただきたいと思います。「樹木の防火機能」ということで、「樹木の防火機能を更に分類すると表-2の通りである」これはちょっと割愛しますが、「樹木は固体障害物となって、火災からくる輻射熱を遮断し、樹木周辺の風速を低下させる。樹木は火災から熱を受けると葉に含まれる水分を放出して可燃性混合ガスの濃度を薄め隣接建物の着火防止に寄与する。また、水分を放出することによって火災の気流温度を低下させ、樹林に囲まれた避難場所の安全を高める。強風化においては、火の玉と呼ばれるほど大きい火の粉が飛散するが、樹木はこの火の玉を完全に遮断して飛火の発生を防止する」ということで、やはり改めて、本来であればこういう狭い場所においては、お隣との間が狭いところに関しましては、緑地率を高めてこういった樹木等を配置するということは、こういった消防研究所の報告書からもお分かりになるわけでありまして、そのことをお伝えいたしまして、次に移りたいと思います。

(3)ですね。本件に関する風致地区の取扱いについてということでございます。こちらに関しましては、先順位、稲葉議員の質問に対する市長答弁ということでお伺いいたしました。地区計画を取り入れていくということで、市長から答弁いただきまして、市長は、何といたしまして、まず最初の段階で、今年において事業者とお会いをしていただいて、それこそ直接交渉していただいたということにおいては、非常に感謝をいたしております。今回、稲葉議員の質問に対する答弁である程度方向性というものは分かりましたので、まずはその方向で、私も進めてもらうべきではないかなと思っております。

ただ、私として質問は、そういった意味では、実は私の質問の通告は、まさにつちや市議ともかぶっております。市長からの答弁も稲葉議員の答弁ということですので、一応内容は、そういった意味では先順位の議員からの答弁を私もこの質問の答弁ということで御理解をさせていただきたいと思っております。

最後、まとめとしまして、私のほうからお伝えをしたいことなどがございます。まずは風致地区の問題であります。それこそ先順位の稲葉議員などもおっしゃってございましたけども、市川市の風致地区は広大であります。全部地名を羅列できませんが、それこそ、八幡、菅野、宮久保、市川、真間、北国分、中国分、国分、大町、大野町、中山、若宮、それ以外のところもあるんですが、非常に広大な風致地区が市川市にはございます。ですから、そこで同じような規定というか決まりでやっていくというのは、やはり確かなかなか難しいかなと思っております。そして、そういった中、今定例会の答弁では、水と緑の部長のほうから、都市計画運用指針に関しても引用がされておりました。今後、私もこの都市計画運用指針に関しましては、しっかり学んでいきたいと考えております。

また、緑地率に関しましては、やはり大きな関心がございます。2番目の質問で、少し消防庁の報告書の話をしていただきましたけども、市川においても市川市みどりの基本計画、これは平成16年、2004年の3月に千葉光行市長時代につくられたものなんですけども、ございます。この市川市みどりの基本計画においては、当時の千葉光行市長のお写真が載っております、ここにこういうふうに書いてございますよね。「豊かな緑は、目にやさしく、憩いの場となるとともに、災害時における避難場所や火災の延焼遮断帯、さらには大気浄化、ヒートアイランド現象の緩和など、さまざまな機能をもっています。このことから貴重な樹林地の保全や市街地の緑化を推進していくことが極めて重要になっています」ということで、2004年の段階で、当時の千葉光行市長、非常に環境に関心の高い方であったと思っております。環境問題、それこそ今まさにこのヒートアイランド問題とかSDGsの問題等、2004年ですから、もう本当に20年近く前、18年前の市川市みどりの基本計画は、本当に今と合っているといえますか、大事なことがこの基本計画には書かれていると思っております。こういった計画に関しましては、やはり市川市は緑を維持していくということ、そして守っていく、増やしていく、大きな課題であるということで、今後もこの問題に関しましては、私は非常に関心がございますので、取り組んでいきたいと思っております。

さらには、土地緑地法の問題であったりとか、あと、今まさにこれからつくられようとしておりますが、市川市の新しいマスタープラン、ここでどういう方向性を市川市が持っていくのか、この緑の問題に関しましては非常に関心を持っておりますので、今後も議会の中で、この問題に関しましては取り上げていきたいと。市川市がよい方向に行くように、緑が守られるようにしっかりと私も質問させていただきまして、またいろいろと調査研究をしっかりやらせていただきたいと思います。

以上をもちまして私、緑の社会、かつまた竜大の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時26分散会

第 9 日

令和4年9月27日（火曜日）

令和4年9月市川市議会定例会議事日程（第9号）

令和4年9月27日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問 かいづ勉議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	か
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作
秋		本	の	り	子
か	つ	また	竜		大
西		村			敦
宮		本			均
中		山	幸		紀
松		永	鉄		兵

荒石加稲越大堀かい松竹松岩	木原藤葉川場越づ井内永井	詩よし武健雅清修清	郎の央二史諭優勉努海巳郎
---------------	--------------	-----------	--------------

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
代表監査委員	菅原	卓雄
教育長	田中	庸惠
危機管理監	水野	雅雄
広報室長	麻生	文喜
総務部長	植草	耕一
中核市準備担当理事	鹿倉	信一
企画部長	小沢	俊也
財政部長	稲葉	清孝
情報政策部長	佐藤	敏和
文化スポーツ部長	森田	敏裕
市民部長	蛸島	和紀
経済部長	小塚	眞康
観光部長	関	武彦
福祉部長	立場	久美子
子ども政策部長	秋本	賢一
保健部長	二宮	賢司
環境部長	根本	泰雄
街づくり部長	川島	俊介
道路交通部長	藤田	泰博
水と緑の部長	高久	利明
行徳支所長	菊田	滋也

消 防 局 長	本 住	敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂	雄
事 務 局 長	藤 城 久	保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道	佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴	志
教 育 次 長	永 田	治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義	康
学 校 教 育 部 長		

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

かいづ勉議員。

○かいづ 勉議員 ただいまより一般質問をさせていただきます。会派自由民主党、かいづ勉でございます。

今年の4月22日に田中市長が就任してから、早くも5か月が経過しました。これまで田中市長は、市政に対する市民からの信用を取り戻すという強い気持ちで市政運営に取り組み、様々な改革を行ってきたものと思います。

そこでお伺いいたしますが、これまでどのような改革に取り組んできたのか。また、これからどのような改革をしようとしているのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 私のほうからお答えさせていただきます。

初めに、市長が就任してから、これまでどのような改革に取り組んできたのか、主なものを御紹介させていただきたいと思います。まず、1点目に挙げられるものは、毎朝朝礼を実施しているところでございます。これは、市長が就任した直後より、副市長をはじめとする特別職の全部長職が出席し、就業前の8時25分から開始し、15分程度でございますが、土日、祝日及び本会議の開催日を除き、原則として毎日行っており、現在まで84回を数えているところでございます。この朝礼は、基本的にはこの第1庁舎内で行っておりますが、第1庁舎以外に勤務する職員は、オンラインで会議に参加するとともに、毎週金曜日には、市長自らが第2庁舎、または行徳支所に出向し、実施しているところでございます。この朝礼を行う目的につきましては、安定した市政運営を行うため、部長を中心とした職員の気持ちを1つにするためであり、朝礼を実施することにより、市長と幹部職員が直接意見交換を行うことで、これまで以上に情報共有化が図られるとともに、様々な課題に対しスピード感を持って対応することができるものと捉えているところでございます。

また、ほかに取り組んだものとしたしましては、学校給食を段階的に無償にすることでございますが、今定例会で関係する条例案を提出し、採択していただいたところでございますので、今後はこの取組が遅滞なく進むよう関係部局と連携を図り、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、これからどのような改革をしようとしているのかについてでございます。予定しているものとしたしましては、政策参与を登用いたしまして、デジタル地域通貨の導入や、今後、取組を加速する必要がある環境分野の取組の推進、さらには、江戸川、真間川などの水辺のまちづくりによる魅力の向上など、3分野において、それぞれ知見や実績がある外部の専門家を政策参与として登用することにより、これらの施策を実現するために具体的な検討を始めているところでございます。

また、地域の声を受け止め、施策に反映できるよう、市長が自ら地域に足を運び、市民と直接対話するタウンミーティングを開催してまいりたいと考えております。当初の予定では、7月より開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により延期を余儀なくされておりましたが、感染者数も減少傾向にございますので、10月より再スタートして、年度内には市内全域を回る予定で準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 ただいまの御答弁、ありがとうございます。市長は就任以来、ほぼ毎日、幹部職員を集めて朝礼を行い、また、今定例会には学校給食費の無償化を行うなどの条例案を提出するなど、様々な改革を行ってきたことは分かります。これから、コロナ禍の影響で開催を延期していたタウンミーティングも、市長が自ら地域に出向いて、市民の皆さんから直接意見を聞く場を設けるとのことなので、市民の声が市政に直接反映されることを期待しております。また、先ほどの御答弁で、政策参与を登用するというお話をお伺いしましたが、それぞれ具体的に何を行おうとしているのか、詳しく政策参与について答弁していただきたいと思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 政策参与につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

政策参与は、特定の分野について専門的な見地と客観的な視点から、市長や職員に対して政策的なアドバイスをする役割を担っております。市長が所信表明でも述べた持続可能な町を実現するに当たって新たな施策に取り組むため、これまでの既成概念にとらわれず、新たな発想や専門的なノウハウにより施策を具体的に進めていくために、3つの分野に関する政策参与を任用するものでございます。

1人目はデジタル地域通貨推進参与についてです。デジタル地域通貨とは、地域を限定して使用できる通貨を発行し、スマートフォンや専用のカードを使って手軽に利用できる仕組みでございます。具体的には、ボランティアやイベント、健康への取組などをポイントとして付与し、市内の指定された店舗で買物や食事などで利用できることを想定しており、このことで市民活動や交流を促進し、地域経済の活性化を促すことなどにつながっていくものと考えております。本市におきましても、導入に向けて検討を進めるため、他市で実績のある方を政策参与として任用し、現在、市内のプロジェクトチームとともに運用などを研究しているところでございます。

2人目は環境施策推進参与についてです。現在、世界規模で喫緊の課題となっている地球温暖化対策ですが、本市でも、具体的かつ効果的に様々な環境施策を推進するための必要なアドバイスをいただくため、任用するものでございます。かつて、本市の地球温暖化対策推進協議会の委員でもあり、また、環境分野で世界的な評価を受けている市内在住の方に政策参与をお願いして、例えば太陽光パネルなど環境に配慮した設備の設置などを推進してまいりたいと考えております。

3人目は、水辺のまちづくり推進参与についてです。本市の特徴の一つである江戸川や真間川ですが、必ずしも水辺に親しめる環境とはなっておりません。そこで、水辺を活用した魅力あるまちづくりを目指し、地域の方々や国や県といった河川管理者との協働により、にぎわいのある水辺の空間を創出してまいりたいと考えております。他市において水辺を生かしたまちづくりの事業に関わった実績のある大学教授に政策参与をお願いして、まずは市民の皆様に地域の川に関心を持ってもらうことから始め、水辺環境の整備につなげていきたいと考えております。

これら3つの分野で専門的なアドバイスをいただきながら、それぞれをしっかり進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございます。ただいまの御答弁によりますと、政策参与ということですが、これは市長の政策に加わって協力するということだと思います。この政策参与の1人目はデジタル地域通貨推進、2人目は環境施策推進、3人目は水辺のまちづくりの推進ということでございますが、この3つの政策参与、もう少し具体的に御説明ができないものか、お伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

3人の政策参与につきましては、1人目のデジタル地域通貨推進参与ですが、デジタル地域通貨を市内に流通させることによりまして人のつながりができる、また、地域経済の活性化につながるということを目的としております。また、環境施策の推進参与でございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、喫緊の課題である環境施策を具体的に推進するために、専門的な見地からアドバイスをいただいて、市の施策につなげてまいりたいと考えております。また、水辺のまちづくりの推進参与でございますが、具体的には、今、真間川、江戸川と大きな川がございますけれども、そこに地域の方が川に興味を持ってもらうということを念頭に、そこににぎわいを創出して、地域の方が集まっていただくということを考えておりました、そこで、国または県と河川管理者にしっかりと水辺も整備をしていただく、そういうところにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございます。ただいまの政策参与の中身なんですが、1つはデジタル地域通貨推進、もう1人は環境施策推進、それから、3人目として水辺のまちづくり推進という御答弁がありましたけど、この水辺のまちづくりというのは、市川市は9つの大型河川があるわけで、大変なことだと思いますが、これも今後どういうふうにやっていくのか、よく見極めたいと思います。

次は、市長の給料引下げ、また、退職手当を不支給とする条例についてであります。6月定例会において、市長は自らの給料を下げ、また、退職手当を不支給、いわゆる退職金をもらわないという条例を提案し、可決されました。そこでまず、6月定例会で可決された市長の給料の引下げなどをする条例について、改めてその概要と影響額をお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

市長の給料の減額及び退職手当を支給しないこととする特例条例は、さきの6月定例会において可決され、7月14日に公布、施行されております。そこで、改めてこの特例条例について御説明をいたしますと、まずこの条例は、市長の現任期を前提とした時限立法であります。内容といたしましては、本年7月から市長の任期末である令和8年4月までの間、給料の30%を減額するとともに、市長の就任時から特例条例が施行されるまでの間に支給された給料の30%相当額を、本年12月の期末手当から減額するものであります。また、市長の現任期における退職手当は支給しないこととするものであります。特例条例によりまして、給料月額は本来の額である101万6,000円から、その30%に相当する30万4,800円が減額され、71万1,200円となります。この減額措置により、年間で365万7,600円、現任期の4年間で合計1,462万503円の減額となります。また、退職手当は任期4年で支給されることとなる2,194万5,600円の全額が支給されないこととなります。これらの措置によりまして、市長の任期満了までに総額にして3,656万6,103円が支給されないこととなるものであります。

以上であります。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございます。市長の給料の減額、退職手当を支給しない条例、市長の現任期における給料など大幅な減額がされることが分かりましたが、その合計が3,700万円にも上ると。莫大なお金であります。市長の給料や退職手当というのは、市長という職責の重さに応じて定められているものと思います。そこで、市長にお伺いしますが、市長はしっかりとモチベーションを保ち公務に当たられているのか、正直なところをお聞かせいただきたいと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 かいづ議員から御質問をいただきました。非常に重要な御質問をいただきました。私が昭和62

年に初めて市議会議員に当選したとき、かいづ議員は2期生でありました。私の真後ろに先生が座っておられたことを今でも大変よく記憶をしております。そして視察のときに、1988年に完成した瀬戸大橋を先生と一緒に視察に参りまして、そのときの記憶も本当に鮮明に覚えております。先生は、それからさらに8期、今では10期務められていると。議会の中の重鎮でありますので、今日の質問は昨晚から緊張して、どのようにお答えしようかというふうに思い続けてまいりました。

今日で159日目となります。カレンダーに書いて1日1日を真剣に当たっていききたい、一つ一つ間違いのないように対処していきたいというふうに思って、日々、市長職を務めさせていただいているところであります。私は当選したこの選挙の中の公約の一つとして、市長の歳費を3割削減、退職金は頂きませんというのが市民の皆さんとの約束でありましたから、6月の定例会で私が条例を出した際に、皆さん方に認めていただいて本当にありがたく思っております。私ごとですが、余分なこともかもしれませんが、国会議員のときも私は無所属になった際、政党助成金は受け取っていませんでした。政党助成金なるものが果たして国民の皆さん方から理解されているのかどうかというような疑問もあったものですから、その際は、受け取らないという宣言をしまして、これは寄附行為に当たらないということで受理されました。また、パーティーを開いてお金を集めるということも一切してまいりませんでした。それは、環境的に許されたということもありますが、必要以上のお金というものは、私は健康を害すもとだというふうに思っておりますので、今回、4年間の市長職を皆さん方からお預かりするに当たりましてしっかりと、この金額に私は一切の不满がありませんので、その内容で、まずモチベーションについてです。モチベーションが落ちるということは、私の中では全くありません。このような職責を務めさせていただいていること自体が大変に名誉なことであって、市民に対して信頼の持てる市川市政というものを皆さんとともにつくっていききたいという思いであります。

押切さんという方が釈放されたということも聞いております。私は、悪い影響を与えた張本人だというふうに思っておりますので、これから、明日は朝礼がありますので、幹部の職員の皆さん方にも警戒アラートを発出して、二度とそのような人が市役所に入って我が物顔で行動するようなことがないようにということに、今、気をめぐらせて注意を払っているところであります。

呼ばれた会合には基本的に全て出席するというのを秘書課に宣言して、4か月間、日暮秘書課長が一生懸命私のそばで頑張ってくれました。私の動き方も、もう把握してくれた頃だろうというふうに思いまして、日暮秘書課長にはスケジュールの調整に専念してもらって、さらに若手とともに今行動しているところであります。

朝礼を行ってまいりました。朝礼に関しては、土曜日、日曜日、祭日、また議会のある日以外は朝礼を行う。私の就任が159日ですが、朝礼の回数は84回ということになります。朝礼の中でどのようなことを言っているのかということもちょっと触れさせていただきますと、市長の顔をうかがわずに市民の顔をしっかりと見て仕事をしてもらいたい、それを各部に徹底してもらえないかということをお願いしたり、また、コロナ対策においては、最悪を想定して最善を尽くしてもらいたいということを朝礼で申し上げたり、あるいは、公のお金を扱うわけですけども、額は違うけれども、無駄を行わないという点では家計と一切変わりはない、無駄をしないということを徹底していきたいということなどをお話しする機会とさせていただいています。また、危機管理監や教育長、代表監査、あるいは副市長からも気づいた点があれば発言をしていただくというのが朝礼の様子であります。

タウンミーティングの基本は、市民目線、現場主義に基づいて、自分自身が市民の皆さん方のところに出向いてお話を伺うと。42名の市議会議員の先生方のお話というのは、大変に重要なポイントを指摘され、勉強になっている議会中でありますけれども、いろんな意見が出ると思うんですが、市民のタウンミーティングでの話というものも、やはり謙虚に耳を傾けたいというふうに思っています。

給食の無償化を今定例会で承認をしていただきました。本当にありがとうございます。約18億円もかかるということが毎年続くわけでありますから、よほど違う面で引き締めていかないと財政がもたないということを十分に注意しながら、財政部長とともにしっかりと話し合いを行いながら進めていきたいというふうに思っています。

政策参与のお話にも触れていただきました。政策参与は、条例に基づきまして1回2万円、月2回ということでも助言をいただく形になっておりまして、お金をかけ過ぎない、締めるところはしっかりと締める、そして、政策参与を受けてくださった皆さん方にもそれを御理解いただいて、しっかりと前に進めていきたいというふうに思っています。

質問の答えが長くなりましたが、決してモチベーションを失うことはありませんので、これからもどうぞよろしく願いいたします。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 市長、御答弁ありがとうございます。私が答弁を期待している以上に細かいところまで真面目に御答弁をいただいて、恐れ入ります。そして、市長のモチベーションに何ら影響がないということも、よく分かりました。ちょっとこれは質問趣旨から外れますが、市長の月額報酬が減額されて71万1,200円。そうすると副市長の報酬月額が83万7,000円、教育長が74万4,000円と、市長より報酬が大分高いということで、こういうことに対して、副市長、教育長はどういう考えを持っているのかなど。突然の御指名なんで戸惑うかと思いますが、正直な御答弁を求めたいと思います。

○松永修巳議長 かいづ議員、通告外になりますので、いかがですか。今の質問、通告外になりますので。

○かいづ 勉議員 でも関係してるじゃん。

○松永修巳議長 そう言ったら何でもできちゃうんですよ。

○かいづ 勉議員 市長の給料が減額されたってということに対して全体像。

○松永修巳議長 気持ちは分かります。

○かいづ 勉議員 給料の比較をしてるんだから、全然関係ないとは言えないじゃん。関連してんじゃん。

○松永修巳議長 関係はないわけじゃない。通告にないから言っているんです。御了承ください。

○かいづ 勉議員 じゃ、関連してても駄目。

○松永修巳議長 はい。その点はどうぞ御理解ください。通告外ですから、よろしく願いします。

次に移ってください。

○かいづ 勉議員 市長の給料の引下げ、これが次期市長の候補者に与える影響についてであります。現職の市長が自ら給料の引下げなどを行ったことにより、次期市長の候補者が立候補の際、大変難しい。同じように給料の引下げを公約することを検討しないといけないんじゃないかと思いますが、先ほど申し述べましたが、市長の給料と退職手当は、その職責の重さに応じて定められたものと思います。

そこで、市長さんにお伺いしますが、市長は自らの給与の引下げ等が次期候補者に与える影響について、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 長くなるといけませんので、結論を申し上げます。特例条例は、今期の私限りのものでありまして、次期候補者にも、市議会の先生方にも、議員の皆様方にも、職員の方にも影響を及ぼすものではございません。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 市長、御答弁ありがとうございます。市長の給料の減額、引下げは自分の任期期間中ということの御答弁がありましたので、それはそれとして了解します。

そして、市長はリーダーシップを発揮して様々な改革に取り組んでいることも理解しましたし、現在、市川市政を取り巻く環境を見てみますと、まだまだ取り組むべき課題はたくさんあると思います。最後に市長から、これからの市政に対する意気込みをお聞かせ願えればと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 今まで行ってきたことも併せて、ちょっとこの機会にお話しさせていただければというふうに思っておりますが、簡潔に、まだ相当時間ありますから。

他の行政とよく、例えば船橋市、松戸、浦安というふうに、行政間で比べていくことがよくあると思うんですけども、私は、後追いでも、他の行政区が行っていいことはどんどん追いかけていこうと。それを、やはり自分たちのほうが後になったからやらないとか、そういうことではなくて、いいことはどんどん取り入れていくということを感じています。細かいことかもしれませんが、千葉ジェッツふなばしに対して、市川市がブースタウンになって一緒にあって応援していこうということもその一つでありますし、レンタサイクル、東京湾岸沿いの最後になってしまいましたが、やっていなかったから、どうしてやっていないんだろうというような思いで、急いで道路交通部長に依頼をしまして、短期間でレンタサイクルの実施ということにこぎつけることができたり、あるいは今、環境省のお金を使って体育館のソーラーパネル、蓄電池、それが可能な時期。令和7年まで続きますので、千葉市、船橋市に続いて体育館をソーラーパネルで、避難所になる場所でもありますから、設置を急いでもらいたいということも、今話をしているところであります。

あと、災害のときに大塚製薬との連携を図っていく、その協定も結ばせていただきました。市長室があまりにも広過ぎるということは以前から言われておりました。市長室を広報室秘書課のほうに使ってもらおうと、半分は区切ったことなども早い時期に行えたかなというふうに思っています。これから第1庁舎、あるいは第2庁舎も含めて、どのように改善を進めていけばいいのか、その計画を出していただいて、それなるべくコストのかからないように改善を進めていきたいというふうに思っています。

政策参与の話は繰り返しになってしまいますけども、地域デジタル通貨の導入で経済効果を上げていきたいという思いは、私の強い思いでありまして、ぜひ実現をさせて、成功事例として市川市の名前を高めていきたいというふうに思っています。

環境施策は、平田仁子さんという方が政策参与に就任してくださいましたけども、具体的にどのようにCO<sub>2</sub>の削減を行うのか、具体策を考えて市川市を進めていきたいと。前回も御質問にお答えしましたけども、SDGsのバッジをつけて旗を振っているだけではなく、そうではなくて具体的に対策をしていくということが大事なんだろうというふうに思っているからです。

水辺のまちづくりは、水質を改善するということに、やはり重きを私は置いているんですが、そのためには、市民が水辺に親しめる環境、もっときれいな水で市川の価値を高めていきたいという住民の意識を啓発していく、そういう動きが出てくれば素晴らしいなというふうに思っています。大きくは江戸川、あるいは真間川にしろ、春木川にしろ、派川大柏川にしても、あるいは東京湾の海というものも、水に囲まれた地域でありますから、水を大切にするという市川市の声が、上流部にあります松戸や鎌ヶ谷にも届くようにと、そんな企画をしていきたいというふうに思っています。

健康寿命日本一というのは、誰1人も取り残さない、そういう思いを年を重ねた皆さん方にもしっかりと感じていただける、市川市の政策の中でもやはり大切にしていかなければいけないところだというふうに思います。先ほどのデジタル通貨に関しても、1枚のカードで年配者、お年寄りも対応できる、そういう仕組みを考えていただきたいということも、政策参与にお話ししています。

次にやりたいことは、18歳までの医療費助成の拡充というのをぜひ実現していきたいと。金額的には1億

9,000万円というふうに言われていますが、もっと細かく算出して、私はもう少し金額が下がってくるのではないかというふうに思っていますが、千葉県がなかなか動き出してくれないということで、柏市がよいよスタートを切るようでありますけれども、市川市もそれに追従していきたいというふうに考えているところであります。

先ほど給食の無償化についてお話ししましたが、これは私の歳費の削減と同じように時限立法になる可能性があります。なぜかといえば、私が市長である限りは、この給食の無償化は続けたいと。これはもう宣言をさせていただきたいんですが、次に市長に就任される方がどのような判断をされるか。このお金に対して違う使い道があると判断される方が出た場合には、その時点で終了してしまうこともあるんだろうというふうに思っていますが、まずはお子さんたちを抱えている家計も救済するという意味を込めて、給食費の無償化というものを、子どもたちの環境をしっかりとつくっていく市川市を目指したいと思っています。

子どもたちの食事だけではなくて、この第1庁舎、あるいは議員の皆さん方もそうですが、食堂がないという市役所の姿は、果たしてこのままでいいのだろうかという疑問があります。7階にそういう環境を整備していきたいと。それも、健康寿命日本一を主張している市川市らしい7階の活用方法というものを考えてまいりたいというふうに思っています。

いずれにしても、早急に解決すべき課題というのがこれから出てきた場合、スピード感を持って対応していきたいというふうに常々考えています。

小学校の給食室へのエアコンの整備について、お話ししたとおりでありますけれども、36人が熱中症にかかって1人が緊急搬送。もっと細かくその内容というのを学校教育部のほうに調べてもらいまして、どの場所で、どういう状況でそれが発生しているのか、そういうこともしっかりと調査した上で、教育委員会とともに連携を図って、スピーディーな対応を取りたい。

そんな様々なことを今考えつつ、一つ一つ、しかし、気がついたらすぐやるという思いを持って、これからも当たって、職責に邁進してまいりたいと思います。

○松永修巳議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 市長、どうも答弁ありがとうございました。細かいところまで詳細にわたって答弁をしていただきまして、市長の給料は時限立法だということも理解しました。その市長の考え方を受け止めまして、私も微力ながら、市長とともに市政の発展に尽くしていきたいと思いますので、引き続き御尽力されることをお願いいたします。

私の質問を終わります。

○松永修巳議長 以上をもちまして一般質問を終わります。

本日の日程は終了いたしました。

---

○松永修巳議長 お諮りいたします。議事の都合により、明9月28日から9月29日まで2日間休会することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって、明9月28日から9月29日まで2日間休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時39分散会

第 10 日

令和 4 年 9 月 30 日 (金曜日)

令和4年9月市川市議会定例会議事日程（第10号）

令和4年9月30日（金曜日）午前10時開議

- 第1 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について（委員長報告）
- 第2 議案第31号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）
- 第3 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 第4 発議第6号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
- 第5 発議第7号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について
- 第6 発議第8号 路地状敷地における大規模共同住宅の建築制限に係る県条例の改正を求める意見書の提出について
- 第7 発議第9号 市川市長に対し鈴木雅斗議員を刑事告発するよう求める決議について
- 第8 委員会の閉会中継続審査の件
- 第9 委員会の閉会中継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
- 日程第2 議案第31号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）
- 日程追加 議案第31号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第3 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 日程第4 発議第6号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
- 日程第5 発議第7号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について
- 日程第6 発議第8号 路地状敷地における大規模共同住宅の建築制限に係る県条例の改正を求める意見書の提出について
- 日程第7 発議第9号 市川市長に対し鈴木雅斗議員を刑事告発するよう求める決議について
- 日程第8 委員会の閉会中継続審査の件
- 日程第9 委員会の閉会中継続調査の件

---

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子		
さ	と	う	ゆ	き	の		
長		友	正		徳		
佐		直	友		樹		
つ	ち	や	正		順		
小	山	田	直		人		
つ	か	こ	し	た	か	の	り
鈴		木	雅		斗		
国		松	ひ		ろ	き	
石		原	た		か	ゆ	き
清		水	み		な	子	
廣		田	徳		子		

増	田	好	秀
中	町	け	い
久	保 川	隆	志
浅	野	さ	ち
中	村	よ し	お
細	田	伸	一
石	原	み さ	子
青	山	ひろ か	ず
大	久 保	た か	し
小	泉	文	人
高	坂		進
金	子	貞	作
秋	本	の り	子
か	つ ま た	竜	大
西	村		敦
宮	本		均
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵
荒	木	詩	郎
石	原	よ し の	り
加	藤	武	央
稲	葉	健	二
越	川	雅	史
大	場		諭
堀	越		優
か	い づ		勉
松	井		努
竹	内	清	海
松	永	修	巳
岩	井	清	郎

欠 席 議 員            な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
代 表	監 査 委 員	菅	原	卓
教	育	田	中	庸
危 機	管 理 監	水	野	雅
				雄
				惠
				雄

広報室長	麻生文喜
総務部長	植草耕一
中核市準備担当理事	鹿倉信一
企画部長	小沢俊也
財政部次長	松丸晃博
情報政策部長	佐藤敏和
文化スポーツ部長	森田敏裕
市民部長	蛸島和紀
経済部長	小塚眞康
観光部長	関武彦
福祉部長	立場久美子
こども政策部長	秋本賢一
保健部長	二宮賢司
環境部長	根本泰雄
街づくり部長	川島俊介
道路交通部長	藤田泰博
水と緑の部長	高久利明
行徳支所長	菊田滋也
消防局長	本住敏
選挙管理委員会 事務局長	小林茂雄
農業委員会事務局長	藤城久保
会計管理者	板垣道佳
教育次長	小倉貴志
生涯学習部長	永田治
学校教育部長	藤井義康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	小泉貞之
事務局次長	六郷真紀子
(議事担当)	
主幹	米津孝成
副主幹	金子貴一
主査	尾本悠
主任書記	北川陽介
主任書記	高柳陽一
(調査担当)	
主幹	上原高
主査	前田悠

主  
主  
書

任

書

查  
記  
記

岡  
荒  
福

澤  
木  
井

英  
智  
寿

康  
貴  
明

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 認定第1 号令和3 年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。

本決算に関し委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、稲葉健二議員。

〔稲葉健二決算審査特別委員長登壇〕

○稲葉健二決算審査特別委員長 おはようございます。ただいま議題となりました認定第1 号令和3 年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

議会における決算審査は、議決した予算の目的に従って執行されているかどうか、さらに行政効果はどうであったかに主眼を置いて審査するものとされており、一方、監査委員の審査は、計算に間違いはないか、支出命令に符合しているか、収支は適法であるか等に特に重点を置いて検討すべきものと言われております。

本特別委員会といたしましては、このような点を十二分に踏まえ、委員会の冒頭、監査委員の出席を求め、収支の適法性等について確認したところであります。

その審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

初めに、「決算審査意見書に、令和3 年度決算の財政指標等はおおむね良好なものであったとの記載があるが、どのような根拠に基づく評価なのか」との質疑に対し、「本意見書においては、4 つの財政指標について評価をしている。まず、財政力指数については、単年度の数値が1 を上回っており、普通交付税の不交付団体となっていることから強い財政力を維持していると評価している。次に、実質収支比率については、前年度から1.3 ポイント上昇し5.5%となっており、収支がプラスに伸びた点で良好な決算であると評価している。また、経常収支比率については、前年度から0.3 ポイント改善し90.5%となり、財政の弾力性が高まったと評価している。最後に公債費負担比率については、市債の償還が進み、公債費充当一般財源額が減少したことで比率が改善していることから、公債費による財政の圧迫度合いが低くなったと評価している。以上の4 つの財政指標に対する評価に加え、財政調整基金の残高が増加していることから、令和3 年度決算の財政指標等はおおむね良好であると評価した」との答弁がなされました。

次に、「なぜ市税収入が減少しているにもかかわらず、財政調整基金の残高が18億1,400万円も増加しているのか」との質疑に対し、「財政調整基金への積立では、市税収入だけではなく、ほかの一般財源収入が大きく影響しており、令和3 年度は地方消費税交付金や株式等譲渡所得割交付金などの増により一般財源収入が増加したことで、財政調整基金を取り崩すことなく収支を確保できた。また、令和2 年度の決算剰余金の一部を令和3 年度に編入したことなどにより財政調整基金の残高が増加した」との答弁がなされました。

引き続き決算書の審査に入った次第であります。審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なもの、歳出においては不用額及び流・充用の主なものについて説明を求め、疑義をたずることにより、議決どおりの執行であったか、また、どのような行政効果があったか等を中心に論議を尽くしてまいりました。

その過程で質疑応答のありました主なものを一般会計の歳出から申し上げます。

まず、総務費について。

政策プロモーション映像制作等委託料について、「本委託料を執行したことにより、どのような効果があったと考えているのか」との質疑に対し、「本委託料により映像を制作したことで、市民に分かりやすく市の情報を伝えることができたと考えている」との答弁がなされました。

次に、総合計画策定事業委託料について、「本委託料については、どのような業務を委託し、どのような成果があったのか」との質疑に対し、「総合計画の策定は基礎調査、人口推計、市民マーケティング、将来ビジョンの大きく4点の内容で検討しており、それらの分析、整理等を事業者に一括して委託した。また、委託による調査においては、様々な切り口に対して横串を刺しながら、複数の視点を加えて分析、整理された。こうした作業は高い専門性によって行われたことから、委託による成果が出たものと考えている」との答弁がなされました。

次に、外国語水害ハザードマップ作成委託料について、「外国語とあるが、何語のハザードマップを何部作成したのか。また、市民にどのように周知したのか」との質疑に対し、「本委託においては、英語のハザードマップを作成し、冊子は作成せずに市の公式ウェブサイトに掲載した。また、周知については、市公式ウェブサイトに掲載し、講話などでお知らせした」との答弁がなされました。

さらに、「本市において、最も多い外国人は中国人であるが、なぜ英語のみを作成したのか。また、実際に外国人の市民に周知されているのか」との質疑に対し、「マップの作成に当たっては、まず英語表記のものを先行して作成し、今後については状況を見据え、他の言語も増やすことを検討している。また、周知については不十分と考えており、今後、国際交流協会などと協議しながら幅広く啓発したい」との答弁がなされました。

次に、文化振興費における備品購入費について、「11点の美術作品を購入したとのことだが、購入価格はどのように決めたのか」との質疑に対し、「美術作品は作家本人、親族及び作家より依頼を受けた画廊から購入したが、事前に想定した価格をもって協議し、購入価格を決定した。高額となる作品については美術品等収集審査会に諮問し、その答申により価格の妥当性を確認した」との答弁がなされました。

次に、民生費について。

私立保育園保育委託料について、「令和2年度決算に対する増減額及び増減率はどのようになっているのか。また、増減の理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本委託料については、令和2年度決算に対し9億4,891万2,557円、7.1%の増額となっている。また、私立の認可保育園が6施設増加し、利用児童数が445人増加したことから増額となったものである」との答弁がなされました。

次に、生活保護受給者訪問等自立支援事業委託料について、「本委託は生活保護受給者宅を訪問し、生活課題の解消についてケースワーカーの補助をするほか、年金受給資格の調査、請求手続の支援を行うものであるが、その効果をどのように考えているのか」との質疑に対し、「ケースワーカーの訪問回数は、高齢者世帯の場合、おおむね年2回から3回であるが、本委託をすることで年12回まで訪問することが可能となり、孤独死やひきこもりなどの問題を把握することができると考えている。また、年金調査については、103人に年金受給資格があることが判明し、約2億1,700万の扶助費が削減され、7世帯が生活保護廃止となるなどの効果があった」との答弁がなされました。

次に、衛生費について。

不妊治療費交付金について、「本交付金の交付実績はどのようになっているのか。また、予算現額と決算額が近い数字であるが、予算の不足により助成が受けられなかった者はいるのか」との質疑に対し、「令和3年度の実績については、特定不妊治療費助成が1,197件、一般不妊治療費助成が443件となっている。また、不妊治療費助成は非常にニーズが高まっているが、令和3年度においては補正予算により対応したので、予算の不足により助成が受けられなかった者はいなかった」との答弁がなされました。

次に、森林環境譲与税基金積立金について、「森林環境譲与税基金に積立てを行ったとのことだが、この基金

を使用し何か事業を行ったのか。また、基金の使途を考えているのか」との質疑に対し、「本基金を使用した事業はまだ行っていないが、令和3年度は使途についての基本方針を策定した。この基本方針に基づき、令和5年度から順次事業を展開していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、商工費について。

中小法人等事業継続支援金給付事業について、「本支援金は、国の月次支援金の対象外となる市内の中小法人等に対して市独自の支援金を給付したとのことだが、どのような目的で実施したのか。また、どのような効果があったのか」との質疑に対し、「本支援金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国の月次支援金の対象外である売上げが令和2年または元年と比べ20%以上50%未満に減少した市内の中小法人等に対し事業継続を支援するため、1か月当たり5万円を給付したものである。また、支援金による効果については、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少したものの、国の支援金が行き届かない市内の中小法人等に対し、迅速に市独自の支援金を給付できたと考えている」との答弁がなされました。

次に、観光費について。

観光振興ビジョン策定委託料について、「観光振興ビジョンの策定により、どのような効果があったのか」との質疑に対し、「今まで市川市には観光に関する指標となるものがなかったが、観光振興ビジョンの策定により、観光に関わる様々な分野の人たちと同じ方向を向いて事業を進めていくことができるようになったことが最大の効果だと考えている」との答弁がなされました。

次に、土木費について。

公園緑地施設整備工事費について、「支所管内分の決算額が本庁管内分より約3億円多くなっているが、どのような理由によるものか」との質疑に対し、「令和3年度は、支所管内において、工事費が約3億4,400万円となる地域コミュニティゾーンの工事に着手したことから、決算額が本庁管内分より多くなったものである」との答弁がなされました。

次に、消防費について。

消防救急に関する事業について、「消防隊の出動件数が前年度と比較して増加しているが、新型コロナウイルスの影響はどの程度あったのか。また、どのように対応したのか」との質疑に対し、「令和3年の出動件数は2万2,965件で、前年から1,005件の増となっており、そのうち新型コロナウイルス感染症による救急出動は926件となっている。また、救急隊は通常全13隊で運用しているが、令和3年度においては非常用救急隊2隊を増隊し、対応に当たった」との答弁がなされました。

次に、教育費について。

小学校・中学校トイレ改修事業について、「令和3年度末時点での洋便器率は小学校で約62%、中学校で約58%であり、令和8年度の第2次トイレ改修計画終了時点においても、小学校では約70%、中学校でも約72%までしか進まないとのことであるが、年度当たりの予算額を増額するなどして改修を進めることはできないのか」との質疑に対し、「トイレの改修計画は学校建替計画と連動しており、第2次改修は建て替え順位が早い学校を対象外としていることから、計画が終了する令和8年度末においても、全てのトイレは洋式化されない。そこで、令和8年度以降は既存の配管を利用するなど、簡易な改修方法を検討している」との答弁がなされました。

次に、学校給食費について、「食材調達等において、スケールメリットを生かした経費の削減や質の確保など、何か取り組んだことはあるのか」との質疑に対し、「経費の削減については、油、調味料、缶詰などの日もちがし、全校で使用量が多い品目においては見積り合わせを行い、安価で安定した調達が行えるようにした。また、質の確保については、学校給食費の公会計化に伴い、市川市学校給食用物資納入業者登録申請制度を定め、購入業者の要件を定めた登録制とし、取扱品についても、規格基準等を定めたことで品質の確保と安定供給を行

えるようにした」との答弁がなされました。

次に、歳入について。

市たばこ税について、「年々歳入が増加しているが、その要因をどのように考えているのか」との質疑に対し、「歳入増の理由については、令和3年10月にたばこ税の増税が実施されたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により自宅に滞在する時間が増加し、たばこの購入場所が市外から市内の自宅周辺に移行して売上げ本数が増加したことが要因と考えている」との答弁がなされました。

次に、保健衛生使用料について、「霊園使用料について、令和2年度決算の不納欠損額はゼロ円であるが、令和3年度決算では、収入未済額が約440万円であるのに対し約320万円もまとめて不納欠損としている。不自然に思われるが、この理由はどのようなものか」との質疑に対し、「霊園使用料については、これまで私債権として区分し運用していたが、行政監査による指摘を受け、取扱いについて検討を進めてきた結果、霊園使用の許可は行政処分であること、また、使用料条例に基づき使用料を徴収していることを重視し、公債権として区分する運用に改めた。これにより、既に消滅時効となる5年を経過した債権について、まとめて不納欠損処理を行ったものである」との答弁がなされました。

次に、財政調整基金繰入金について、「予算現額が5億9,608万円であるのに対し、収入済額がゼロ円となっている理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本繰入金は、当初予算編成時に市税収入の大幅な減少が見込まれたこと、また、新型コロナウイルス感染症などへの対応のため補正予算でも計上したが、歳出の不用額及び国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用に加え、市税や地方消費税交付金等が予算現額を上回ったため、財政調整基金の繰入れが不要となったものである」との答弁がなされました。

次に、国民健康保険特別会計について。

歳入における収入未済額について、「国民健康保険税の収入未済額は、この5年間で約14億円の圧縮が図られたとのことだが、収入未済額の縮減に向けて取り組んできた内容はどのようなものか」との質疑に対し、「収入未済額の縮減に向けた取組について、本市では平成30年度に赤字解消削減計画を策定し、法定外繰入れ、赤字繰入れの削減、解消に取り組んできた。取組の主なものとしては、収納率の向上による保険税収入の確保並びにジェネリック医薬品の使用促進及び特定健診の受診勧奨等による医療費の適正化である。特に保険税収入の確保については、差押えによる滞納処分の強化やコールセンターを設置し、早期に納税催告を行うなど収納率の向上に努めてきた。この結果、平成29年度から令和3年度にかけて収納率は4.41ポイント向上した」との答弁がなされました。

次に、介護保険特別会計について。

介護保険事業について、「新型コロナウイルス感染症の歳入歳出に対する影響はどのようなものがあるのか」との質疑に対し、「歳出における新型コロナウイルス感染症の影響としては、自宅で受けるサービスである訪問介護や訪問看護の利用が増加した一方で、通いのサービスである通所介護や一時入所の短期入所生活介護等の減少が見られた。また、歳入については、令和3年度の保険料収納率が調定額に対して97.1%となり、前年度と比較すると0.4ポイント上昇した」との答弁がなされました。

次に、下水道事業会計について。

下水道事業損益計算書について、「下水道事業損益計算書における当年度純利益約1,888万円の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「令和3年度の通常の事業活動では約3,937万円の経常損失となったが、令和2年度に過払いとなっていた江戸川左岸等流域下水道維持管理費負担金が令和3年度に還付されたことなどから、最終的に当年度純利益として約1,888万円を計上したものである」との答弁がなされました。

以上申し述べましたほかに、本特別委員会の審査の過程において、各委員の指摘、意見等を十分に踏まえ、令

和5年度の予算編成に当たられるよう要望いたしました。

本特別委員会としましては、採決の結果、多数をもって認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます

**○松永修巳議長** これより委員長長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、清水みな子議員。

[清水みな子議員登壇]

**○清水みな子議員** おはようございます。日本共産党の清水みな子です。会派を代表いたしまして、ただいま議題となっています認定第1号令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

令和3年度は新型コロナウイルスの感染が3年目を迎え、全国的には第4波、第5波と波があり、緊急事態宣言も発出されています。感染者が落ち着いたときに徹底した対策を取らず、次の波を迎えているということを繰り返しています。コロナが関連して、収入減の学生、若者、女性の皆さんなど非正規労働者が大変苦しい生活状態に陥ったと思います。また、お店を経営されている皆さんも、同じように苦しい状態が続いてきました。市の経済対策として、中小法人等事業継続支援金給付事業についてはほぼ予算どおりの執行で、国の月次支援金の対象外となる中小法人等に対する市の独自給付でした。また、中小企業資金繰り支援は利子補給や補助を行う資金でしたが、予算のほぼ半分程度でした。私たちが知り合いの商店や中小企業の方に声をかけて様々な支援金制度の案内をしてきましたが、市の周知徹底が足りないというふうに思います。全てにおいてそうですが、市役所は申請主義で、知らせるのも市の公式ウェブサイト、広報ですという回答ですが、そこから漏れる方々のことをもっと考えていただきたいと思います。

次に、非識別加工情報作成委託料についてです。3年度は2件の相談がありましたが、契約に至らなかったということで450万円執行されませんでした。以前に1件、介護事業者と契約した際、市民から、自分の健康診断の結果まで、幾ら氏名が分からないように加工したとしても絶対に嫌だという声を聞いています。個人情報保護法があるとはいえ、様々な情報が一番集まっているのが自治体です。その自治体が市民の情報を売ってはいけません。この条例がある限り毎年予算が計上され、年中公募をしているということです。条例は廃止すべきと考えます。

次に、企画政策アドバイザーについてです。前市長が任命する非常勤職員として平成30年7月から勤務していましたが、市の幹部職員だったということもあり、過去の経験などもあるでしょうが、働き方や時代が変わる中で本当に必要な方だったのでしょうか。企画部の検証では、評価する部分ではありますが、市民にとって効果が見えにくかった、勤怠管理を行わないことから健康管理、スケジュール面で本人の動向が把握できなかった。このため、成果に対して業務量がどの程度だったのか、検証は困難だというものでした。企画政策アドバイザーは不要であったと考えます。

次に、情報システムについて約48億円の決算額です。あらゆるシステムが長期継続で随意契約ということで、システムをつくった業者に全て今後も任せるしかないということですが、これでは競争の原理も働きません。見直すことが必要ではないでしょうか。

さらに、キャッシュレス決済手数料委託料は、3,260万円の予算に対して決算では140万円でした。20%の利用を見込んでいましたが、8%の利用で一部の方しか使うことができなかったということです。スマホを持ってい

ない、持っていても使いこなせないなど、これでは経済効果は望めません。誰でもが使えるようにすることが必要です。以前にも経済対策としてプレミアム商品券もありました。それも買える時間に並べない人、また買うお金がない人など、これも得する人は一部の人です。

日本共産党は、一番の経済対策は消費税の減税だと訴えています。消費税は所得の少ない世帯ほど負担が重く、お金持ちほど軽くなる逆進性の不公平税制です。コロナ禍で全世界の景気が落ち込む中で、91の国と地域が消費税の減税を実施または予定しています。日本もそうすべきだと考えます。

次に、いちかわ生活よりそい臨時特別給付金についてです。当初から、ばらまきではないかというふうに批判してきました。どこで線を引くかは難しいところです。ぎりぎりのところで受けられる人、受けられない人に分かれて不満も出ます。この給付金制度は、突然、前市長から提起され、提案をされたというふうに思います。議会でも十分な議論ができませんでした。今後の施策はしっかりと議論することを要望します。

次に、生活保護費の委託料についてです。市川市は、生活保護のあらゆる分野を委託しています。その費用は、就労支援に790万円、健康管理に660万円、債権回収に90万円、訪問活動に3,850万円の決算額です。その中でも、特に訪問活動を委託していることが問題だと考えます。ケースワークの外部委託化は地方からの提案の対応として閣議決定がされました。令和元年12月のことです。そのケースワーク業の一部外部委託化を市川市が提案し、松戸市、美濃加茂市、大阪府、高松市、熊本市が追加共同提案団体として名のりを上げました。提案内容は、高齢者世帯への定期的な訪問、被保険者からの簡易な問合せなど一部業務について外部委託化を可能にするというものです。ケースワーカーの人数が足りないのではないのでしょうか。現在、72名で1人87世帯を担当しているということです。年に二、三回の訪問では、保護を受けている方とのコミュニケーションも取れません。ケースワーカーを増やすことが必要だと考えます。

次に、市長室のシャワー移転です。この予算がどこに入っているのか分かりませんでした。保健衛生費の需用費、施設修繕料に125万4,000円、これがシャワー室の移転の費用でした。昨年9月定例会で、シャワー室は移転しない、このまま使うというふうに市長は答弁していましたが、その一方で、シャワー室の移転は9月8日から13日の間に契約、決裁、工事が進められたと聞いています。怒りをもってシャワー室の自費での撤去を求めていた議会にも、また市民にも一切説明なしです。この移転を知ったのは新聞記事によってでした。さらに、3月末までは、入院待機ステーションに移動したシャワー室は一度も使われなかったということも議会答弁で明らかになりました。シャワー室の設置に360万円、移転に125万円、合計485万円、税金が無断で使われました。これを認めるわけにはいきません。

次に、小中学校のトイレ改修工事についてです。3年度は小学校3校、中学校1校のトイレが改修され、小学校で62%、中学校で58%ということです。今の子どもたちは生まれたときから洋式トイレ、保育園も幼稚園も洋式トイレです。和式トイレは小学校に入学して初めて見るという子どももいるのではないのでしょうか。当初、どうトイレをしていいのかわからなかったという子どももいると聞きますし、トイレに入れなくて家まで我慢したという話も聞いたことがあります。今後のトイレ改修工事について伺いましたら、令和8年度までの計画で、小学校が70%、中学校も72%といます。ちょっと首をかしげたくります。小中学校を建て替えるときに全面改修するというのですが、建て替えは何年先になるかわかりません。今、簡単に便座を乗せれば洋式になるものもあります。ぜひ一日も早いトイレの洋式化、これを進めていただきたいと思います。

次に、学習交流施設市本についてです。都内の某所をモチーフに市本が開設されたということですが、席は8席、埋まれば、あとの方は座れません。落ち着いた雰囲気味わうことはできません。市川駅近くの方は分かるかもしれませんが、行徳方面の方、北部の方は知らない、知られていない、このように思います。ここに初期改修に5,200万円、そのうち1,000万円が委託料です。毎年1,000万円もの委託料を使うことは、本当に市民に必要

な施設なのか、市民のニーズに合っているものなのか、ぜひ考え直してほしいと思います。

今年度の決算について、審査意見書に市税収納率98.9%、8年連続で県内1位と評価しています。さらに徴収体制を強化し、効率的、効果的な債権管理を進められたいとまとめています。その裏で常識外れの取立てが行われていることも、私どもにその相談が来ています。朝6時半から10人もの男性が、これから学校に行く子どものいる家庭にずかずかと上がり込んで差押えをする物件があるかどうか家探しをするなど、考えられません。今でも、その子はインターホンが鳴るとおびえているということです。一人一人丁寧に相談できる体制をしっかりとつくっていくことが必要ではないでしょうか。

これらの理由から、令和3年度決算認定に反対の立場での討論といたします。

○松永修巳議長 次に、堀越優議員。

[堀越 優議員登壇]

○堀越 優議員 おはようございます。会派公明党の堀越優でございます。ただいま議題となっております認定第1号令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、会派公明党を代表いたしまして、委員長報告のとおり、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど委員長から御報告がありましたが、9月12日から行われました決算審査特別委員会において、理事者から提出されました決算書などについて慎重に審査を行ったところであります。令和3年度については、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大、収束が繰り返され、本市の市民や経済活動についても大きく影響を受けた年度となりました。

こうした状況において、本市は専決処分を含む計14回もの補正予算を編成し、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとする感染拡大防止対策、その他の国庫補助事業のほか、本市独自施策で国の支援が行き届いていない市民への生活支援、中小企業等に対する経済対策など、コロナ禍で影響を受けた市民などに対し、様々な取組を迅速に行いました。このことは高く評価できるものであります。

それでは、この令和3年度決算について、私なりの視点から評価を行い、意見を述べさせていただきます。では、具体的な内容について見ていきたいと思えます。

まず初めに、令和3年度一般会計における歳入決算の状況についてですが、歳入総額は1,845億600万円で、前年度に比べ372億4,700万円、16.8%の減少となっております。歳入が減少となった主な要因としては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として1人当たり10万円を支給した、国の特別定額給付金給付事業の終了により、大幅に国庫支出金が減少したことによるものであります。

また、市税収入では、前年度に比べ微減となりましたが、コロナ禍の影響を受ける中でも収納率は前年度を上回り、8年連続で県内トップを維持しております。市税収入は本市の健全な財政運営を支えるものであり、高く評価できるものであります。今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くと思えますが、可能な限り、この高い収納率を維持できるよう努めていただきたいと思います。

続いて一般会計における歳出決算の状況についてですが、歳出総額は1,773億8,700万円となり、前年度と比べ387億8,500万円、17.9%の減となりました。主な歳出事業の成果などについて、予算科目に沿って述べさせていただきます。

初めに、総務費です。災害はいつ起こってもおかしくない状況であり、避難所の環境改善は急務であると認識しております。災害時の避難所は、多くの避難者で3密状態になりやすいなど様々な課題がある中、避難所用プライベートテント、衛生用品の購入、また避難所のトイレ改修など、その環境改善を進めてきたことは評価できることであります。今後もさらなる避難所の環境・衛生面での改善をお願いいたします。

また、公共施設等の施設整備については、文化会館の大規模改修工事が終了し、令和4年4月にリニューアル

開館を行い、加えて市川市のメインのスポーツ施設である国府台公園の再整備については、陸上競技場の工事が完成し、現在は野球場の整備に着手しているところであります。新しく生まれ変わった国府台公園の活用を市民の皆様が待ち望んでおりますので、ぜひとも早期完成を目指していただきますようお願いいたします。

次に民生費では、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり10万円の現金を支給する住民税非課税世帯等臨時特別給付金や、ゼロ歳から高校3年生までの保護者に子ども1人当たり10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金など、国による経済対策が実施されておりますが、本市ではこれを踏まえて、令和3年12月定例会での補正予算にて、国の非課税世帯等への支援制度の対象範囲を拡大したいちかわ生活よりそい臨時特別給付金を計上し、国の支援が行き届かない市民に対して給付金を支給しております。

長引くコロナ禍において、国の動きに合わせ、迅速に市独自の対策を取られたことについては一定の評価をしているところではあります。このような多額な予算を市単独で計上したというのは、私の経験上、コロナ禍における対策を除いてはあまり例がないことだと思いますので、本事業を行った効果をしっかりと検証し、その結果を今後の予算措置などにつなげていただき、効果的、効率的で無駄のない予算執行を心がけていただきたいと思います。

このほか待機児童対策といたしまして、社会福祉法人等が行う私立保育園の整備に対する補助等を行うなど、定員を増やした結果、昨年に引き続き、令和4年4月1日現在の待機児童数をゼロ人としたことは評価するところであります。今後も継続的に待機児童がゼロとなるよう、着実に待機児童対策に取り組んでいただくとともに、長年の課題である保育士の確保に向けた取組も積極的に行っていただくようお願いいたします。

さらに、子どもや子育て世代だけでなく、多世代の多文化共生社会を見据えた地域の交流拠点として整備を進めている地域コミュニティゾーンについては、児童発達支援センターと公私連携型保育所を併設した保育所等が令和4年4月に開園されるなど着実に整備が進んでおり、今後の完成を大いに期待しているところでございます。

次に、衛生費では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための新型コロナウイルスワクチン接種について、必要に応じ、補正予算や専決処分などの対応によりコールセンターの拡充や接種会場の拡大など、随時ワクチン接種体制の改善に努められ、市民の方々が速やかに接種を受けられる環境を整えていたことは大変評価できるものであります。

また、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備えるため、小学6年生以下の子どもインフルエンザ予防接種費用の助成を行ったことについても評価をしております。新型コロナウイルス感染症は、形を変えながら市民生活に影響を及ぼし続けていますので、状況把握に努め、適時適切な対応をしていただきますよう要望いたします。

さらに感染症対策以外にも、不妊治療を受ける際の経済的負担の軽減を図るため、令和3年度からは特定不妊治療費助成に加え一般不妊治療費助成を開始したことは、不妊に悩まれている多くの市民の支援となるとともに、少子化対策にもつながるものであると思います。大変意味のある事業だと思います。

次に、商工費では、新型コロナウイルス感染症の影響から、長期的に営業活動の制限を強いられていた市内飲食店に対し、感染リスクを抑制し、安心して飲食できる環境づくりのため感染防止対策実施店舗等応援事業を実施したほか、中小企業の事業継続を支援するため中小法人等事業継続支援金を支給するなど、感染症の影響を大きく受けた事業に対する支援を行ったことは評価できるものでございます。今後もコロナ禍において経済状況が見通せない状況にありますので、その時々状況に応じた経済対策の実施をお願いいたします。

次に、土木費になります。

外環道路の接続道路となります都市計画道路3・6・32号市川鬼高線の整備が進捗するなど、歩行者の安全確保や渋滞解消に向けた取組を着実に進められていますが、歩行者等の安全を確保するためには幹線道路の整備だけでなく、通学路や駅周辺道路といったそれぞれの道路の形態に応じたきめ細かい対応が必要となると考えております。この点については、令和3年度も狹隘道路の対策、歩道整備や段差解消、蓋架け歩道の改修、自転車走行空間の整備といった多様な施策が実施されたところであり、きちんと対応が図られておりますので、市内の道路交通行政について、今後も計画的に進めていただきたいと思います。また、公園整備としては、特色ある地区公園として緑豊かな小塚山公園を拡充したこと、そして動植物園ではアルパカやマイクロブタなどを購入し、動物園としての魅力や集客力の向上を図るなど、コロナ禍でなかなか遠出ができない子どもたちの遊び場を提供しております。

続いて消防費になります。コロナ禍においても、日々市民の生命や財産を守るための活動がされていることは非常に心強く思っております。全国から支援のために駆けつけた緊急消防援助隊の拠点とするため北消防署用地を拡大するなど、消防力の向上を図っております。災害はいつ起こるか分からないため、市民の安全を考えますと、今後も地域防災力、消防活動体制の充実強化を進めていただきたいと思います。

次に、教育費についてです。

学校給食費については、公会計化により、市の歳入歳出予算に組み入れたことで公金の適正管理を図ったほか、納付書や口座振替での支払いを可能とし、保護者の利便性の向上を図ったことは評価できるものであります。学校給食費については、田中市長の下、無償化という非常に大きな決断をされております。これは本市のセールスポイントの一つになると思いますので、計画的に進めつつも、今回の決算のような健全と言える財政を維持するためにも、無償化に必要な財源の確保に努めていただきたいと思います。

また、市立小学校に子どもたちが安全に、そして安心して活動できる場を提供する放課後子ども教室につきましては、既に実施している15校に加え、新たに8校にて実施し、23校となりました。子どもの居場所を確保することはとても大切なことだと思いますので、引き続きこの取組を進めていただきたいと思います。

続きまして、主な特別会計及び公営企業会計の決算について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計におきましては、コロナ禍においても債権管理を着実に実施し、保険税の確保に努められたことにより、保険税の収納率は前年度に比べ増加し、収入未済額も前年度比較で減少しております。しかしながら、一般会計からの基準外繰入れについては増加をしております。たしか国からは、令和5年度までに赤字補填を理由とする基準外繰入れの解消を図ることが示されていたかと思っておりますので、早急に収入及び支出の両面について十分な要因分析を行い、保険税収納率の向上に加え、適正な保険税率の設定について視野に入れながら国民健康保険制度の安定的な運営に努めていただくようお願いいたします。

続いて介護保険特別会計ですが、高齢化の進行に伴い、今後も保険給付費の増加が見込まれるところでありますので、事業の効率的な運営と、制度を支える介護保険料の適切な債権管理により健全な財政運営に努めていただくことを要望いたします。

最後に下水道事業会計につきましては、今定例会において下水道使用料の見直しが提案されております。公営企業会計として独立採算を目指した事業経営を行うことは理解しているところでございますが、本市では、公共下水道普及率や処理区域面積など着実に進捗はしているものの、近隣市と比べると、まだ低い状況にあります。公共下水道の普及を待ち望んでいる市民の方々からの多くの声が上がってきておりますので、早期の普及に向けて整備を効率的に進めていただきつつ、引き続き受益者負担の適正化に努めていただくことを要望いたします。

以上、令和3年度の市川市一般会計、特別会計、公営企業会計決算につきまして、評価や要望等を申し上げてまいりました。

最後になりますが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の対策として、新型コロナウイルスワクチン接種や生活支援、経済対策などを実施したことにより、過去最大だった前年度に次ぐ規模となったものの、各種財政指数も現時点では問題なく、基金残高も増加するなど、決算はおおむね良好な結果となりました。今後は田中市長が掲げる政策の実現に向けた数々の取組が予算として提案されていくことかと思えます。田中市長は選挙公約の中で、行政がお金を使うところを見極めて、使うべきところには、ほかから回してでも必要なだけのお金をつぎ込む、いわゆる選択と集中を掲げておられます。漫然とお金を使うのではなく効率性の観点を持ち、政策に優先順位をつけていくとのことで、これは非常に大切なことであり、私自身も大変共感しておりますので、今後新たな政策を進めていく上でこれを実践し、人々が集まる魅力あるまちづくりと健全な財政の両立を目指していただくことをお願いし、令和3年度決算の認定に対する賛成の討論とさせていただきます。どうか議員各位におかれましては、本決算の認定に御賛同を賜りますようお願い申し上げます、討論を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○松永修巳議長 次に、加藤武央議員。

〔加藤武央議員登壇〕

○加藤武央議員 会派創生市川の加藤武央でございます。ただいま議題となっております認定第1号令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、会派自由民主党及び創生市川を代表いたしまして、委員長報告のとおり、賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、この1年間を振り返ってみますと、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の第4波から始まり、第5波、第6波と感染拡大の大きな波を経験し、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年となりました。しかしながら、このようなコロナ禍においても、様々な感染対策を施しながら東京2020オリンピック・パラリンピックが1年遅れで開催され、本市ゆかりの出場選手を含むアスリートたちの躍動する姿が多くの方々に夢と感動を与えてくれたことは皆さんの記憶に新しいのではないのでしょうか。

開催に当たり様々な懸念や多くの批判はありましたが、閉塞感が広がっていた世界中に対して、スポーツを通じ希望の光を照らすことで人類がコロナ禍を克服し、着実にウィズコロナ、アフターコロナの社会に向かって進んでいることを示すような、記憶に残る大会となったのではないかと感じております。

こうした社会状況の中で迎えた令和3年度決算は、繰り返される新型コロナウイルス感染症拡大への対応のため、専決処分を含む計14回の補正予算により感染拡大防止や経済対策、生活困窮者の支援など、市民の視点に立ったあらゆる措置を講じたことにより、前年度に次ぐ規模となっております。このようなコロナ禍においても、感染症対策だけに限らず、市民生活に密着した予算執行がなされているか、コロナ禍においても財政基盤を堅持することができているかなど、こうした観点から決算への評価や意見、要望等をそれぞれ述べさせていただきます。

まず、令和3年度一般会計決算の状況については、ただいま述べましたとおり、コロナ禍への対応により前年度に次ぐ決算規模となりましたが、その要因について、歳入歳出両面からそれぞれ特徴を述べさせていただきます。

歳入では、本市の歳入の根幹である市税収入について、新型コロナウイルス感染症の影響により9年ぶりに減少となったものの、収納率は98.9%と前年を上回り、8年連続で県内1位を維持しております。これは納税環境の整備や日々の徴収努力を行ってきた結果でもあり、これにより、コロナ禍においても安定的な財政運営を行うことができたものと大変評価をしています。

また、個人消費の回復などにより、地方消費税交付金が前年度から増加したほか、配当割、株式等譲渡所得割などの県税交付金が増となったこと、使用料及び手数料については、コロナ禍における新しい生活様式に適応し

た公の施設の運営に努められ施設使用料が増となるなど、緩やかですが、コロナ禍からの回復の兆しが表れております。これらの増要因に対し、令和2年度に実施した国の特別定額給付金給付事業が終了したことなどにより国庫支出金が大幅な減となっておりますので、歳入全体の決算額としては、前年度と比べ16.8%減の1,845億600万円となりました。

次に、歳出面では、国が行った新型コロナウイルス感染症対策に加えて市独自の感染防止対策、生活支援や経済対策などが実施されています。このうち国の新型コロナウイルス感染症対策としては、歳入のところで触れましたとおり、特別定額給付金給付事業の終了により、規模的には前年度よりも減となっておりますが、子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する給付金の支給などの生活支援に加え、新型コロナウイルスワクチン接種の実施をはじめとした感染防止対策が行われております。

これに呼応するような形で、本市独自の施策として、新型コロナウイルス感染症の無症状者への無料PCR検査の実施や、自宅での療養を余儀なくされた方に対する食料品の生活応援セットや消毒物品などの衛生用品セットの配布を行ったほか、市内飲食店に対しても感染防止対策キットを配布し、感染拡大を防止するための取組が行われています。また、国のセーフティーネットから外れた市民の方々や市内の事業者それぞれに対し、いちかわ生活よりそい臨時特別給付金や中小法人等事業継続支援給付金を支給することで、市民生活の維持や事業者の事業継続に対する支援を行っております。このほか、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で季節性インフルエンザの同時流行に備えるため、小学校6年生以下の子どもに対するインフルエンザ予防接種の費用を助成し、医療機関への負担軽減を図るなど、間断なく新型コロナウイルス感染症対策が講じられていました。

このように幅広い感染症対策と、国の支援が行き届かない市民や事業者の方々に対する対策を迅速に行った点については素直に評価したいと考えています。しかしながら、こうした支援は見方を変えれば、単なるばらまきと捉えられかねない性質をはらんでいるものでありますので、支援の対象者や規模は適切であったか、どの程度効果があったのかなど、しっかりと検証を加え、今後の感染症対策に生かしていく必要があります。これらを踏まえ、今後、支援を実施する際には慎重な判断を行っていただくとともに、議会においても十分に審議する時間を確保していただくことを強く要望させていただきます。

一方で、やはり感染症との闘いはスピード感を持って当たることも必要なことであると思いますので、今後も常に感染状況や経済状況を把握し、支援が必要なところにはすぐに手を差し伸べられるよう、適切な判断と対応をお願いいたします。

これまで感染症対策について述べてまいりましたが、コロナ禍においても感染症対策だけではなく、本来の施策も着実に進めていく必要があります。この点について確認をさせていただきましたが、まず出産や子育てについて、特定不妊治療費の助成に加え、新たに一般不妊治療費の助成を行ったほか、私立保育園の整備を進め、昨年度に続き待機者数ゼロを継続しています。また、文化会館の大規模改修や小塚山公園、地域コミュニティゾーン、国府台公園の整備など、計画的に進める大規模建設事業のほか、道路の改良や側溝整備など、市民生活に密着したインフラ整備についても対応が図られています。

さらに学校教育についても、小中学校における教育ICT環境整備、いわゆるGIGAスクール構想の実現に向けた取組を進めたほか、学校給食費の公会計化により教員の負担軽減と公金管理の適正化を図り、学校のトイレ改修などの施設整備についてもしっかりと対応されています。

以上について確認をまいりましたが、コロナ禍においても、市民サービスを向上させる各種の取組がきちんと行われておりましたので、このことについて評価をしているところです。

これらの施策を行った結果、歳出決算額は、過去最大だった前年度と比べると17.9%減にはなりましたが、1,773億8,700万円となっております。そうは言っても、コロナ禍前の令和元年度の決算規模が約1,563億円程度

でしたので、令和3年度も大規模な決算となっていることは明らかであり、これはコロナ禍においても、歳入を最大限確保するための努力と、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、市民に直結したサービスなどに対し適切に予算措置を行い、執行した成果であると評価しているところでもあります。

次に、令和3年度決算における主な財政指標及び地方債、基金残高について評価を述べさせていただきます。

まず、主な財政指標の一つである経常収支比率についてであります。これは、市税等の経常的な一般財源が人件費や扶助費、公債費などの経常的な経費にどの程度使われているかを表すものであり、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている指数になりますが、令和3年度決算では90.5%となり、前年度の90.8%と比べるとマイナス0.3ポイント改善しております。改善した要因を詳しく見てみますと、歳入面では、地方消費税交付金などが増となるなどの影響により、指数をマイナス1.9ポイント改善させる要因となったとあります。一方の歳出では、生活保護費などの扶助費の増などが指数をプラス1.6ポイント悪化させる要因となっているとあります。

以上のとおり、歳出面の悪化を上回る歳入面の改善が見られたことで、前年度に比べマイナス0.3ポイントの改善となったということです。令和3年度については指数は改善しており、これはこれでよしとしているところではありますが、数値の改善は歳入の伸びに頼っている状況にあり、今後歳入が伸び続けることを期待するのは難しいと思いますので、決して楽観視はできないと考えています。

また歳出面では、少子高齢化が加速する中で扶助費は右肩上がりとなり、クリーンセンターや学校など施設の老朽化対策も待たなしとなる中で、その財源として発行する市債の償還経費の増加が懸念されるなど、現時点では歳出面での改善要因が見出せませんので、私としては、今のままではいずれ財政の硬直化は免れないのではないかといった強い危機を感じているところでもあります。

そこで田中市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、将来を見据え、今の財政構造の抜本的な見直しを含めた取組を進め、将来の子どもたちにツケを回さない財政運営に努めていただくことを強く強く要望させていただきます。

続きまして、地方債及び基金の残高について述べさせていただきます。

初めに、普通会計における地方債、いわゆる市債の残高については、臨時財政対策債など、過去に借り入れした建設事業以外の市債の償還が着実に進んでいます。文化会館大規模改修など建設事業債の発行は増えており、全体では昨年度に比べ微増となる1億1,300万円の増の600億6,100万円となっています。一方、市債の償還に関わる重要な指標である公債費負担比率についてはマイナス0.6ポイント改善し、6.5%になっております。これは地方消費税交付金などの増収や、過去に借り入れした市債の償還が終了したことによることと見られます。

公債費負担比率については、一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインと言われているようですが、本市の指数はこれを大きく下回っているため、大変良好な数値であると捉えております。しかしながら、先ほど申し上げましたが、老朽化した大規模な公共施設の改修や更新が今後も控えており、現に市債残高は増えている状況にありますので、その償還経費がこれから重くのしかかってくることも想定されます。そこで現在の数値に安心することなく、将来世代への過度な負担とならぬよう、市債残高と公債費負担比率の推移には十分に注意を払い、引き続き堅実な財政運営に取り組んでいただくことを要望させていただきます。

次に、財政調整基金をはじめとする普通会計における13の目的基金を合わせた積立金現在高は、昨年度に比べ約19億3,000万円増の373億1,200万円となっております。

まず、財政調整基金以外の基金については、文化会館改修等の財源として、文化振興基金からの繰入れを行ったことなどにより、前年度に比べ3億8,300万円減の111億8,300万円となっております。今後、老朽化している施設の修繕、更新が控えていると思いますが、公共施設の整備の財源として活用することを主目的とした基金

は、クリーンセンターの整備で活用が可能な一般廃棄物処理施設建設等基金のみとなっています。これから各公共施設の老朽化対策を実施していく当たり、財政負担の平準化を図る必要があると思いますので、基金を含めた財源確保の手法について検討していただくことを要望させていただきます。

また、財政調整基金については、昨年度に比べ23億1,300万円増の261億2,900万円と、過去最高額となっています。当該基金については、3年度の当初予算編成当時、市税収入の落ち込みが予想され、財源不足の状況が解消できなかったことから、最終的に収支の均衡を図るための財源対策として、当初予算で5億円の財政調整基金繰入金を計上していたかと思います。その後、新型コロナウイルス感染症対策などの補正予算の財源として、最大で約21億円まで繰入金の予算を増額しましたが、市税の落ち込みが予想より少なかったこと、また国の交付金を最大限活用したことなどにより、最終的には財政調整基金からの繰入れをせず済んだとのことです。コロナ禍における財政運営の中でも財政調整基金の残高を維持することができた点については評価をしているところであります。

また、コロナ禍といった状況で、もし首都直下型地震や大雨による洪水などの大規模な災害が発生した場合には災害復旧に多額の費用がかかり、こうした災害時においても市独自の施策を展開していくことができるよう、有事の際に必要なと思われる十分な額を確保していく必要があることも認識していただきたい。しかしながら、単に残高を積み上げていくことを堅持するのではなく、今回のコロナ禍のような緊急時には、ちゅうちょなく活用を図るなど、弾力的な運用を心がけていただくことを強く要望させていただきます。

続きまして、主な特別会計及び公営企業会計の決算について申し上げます。

各特別会計及び公営企業会計の決算については、独立採算制を原則とするにもかかわらず、基準外繰入れが常態化している会計があるのも事実であり、形式的には全ての会計が黒字であるとはいえ、楽観視できる状況ではありません。

まず、国民健康保険特別会計については、前年度に比べ保険税の収納率は増加し、収入未済額は減少しておりますので、その点は評価する一方で、一般会計繰入金は36億5,000万円、そのうち法定外繰入金は約14億7,500万円となっています。国は、全国的に国民健康保険財政が実質的な赤字状況であったことを鑑み、赤字補填を理由とする法定外繰入金の削減、解消を求めています。本市においても、赤字補填のための法定外繰入れの削減に向け解消計画を策定し、実行していることとは思いますが、根本的に解決するには収納率の向上だけでなく、適正な保険税率の設定を含めた検討が必要であると思われるので、独立採算による安定した財政運営を目指し、取組を進めていただきたいと思えます。

次に、介護保険特別会計についてです。

少子高齢化が進む中、介護の負担は介護を行う家族にも、それを支える介護保険財政にとっても重くのしかかっており、大きな社会問題となっています。そこで介護に至る前の介護予防、フレイル予防の取組や、高齢者サポートセンターにおける専任の認知症地域支援推進員の配置など、高齢者が住み慣れた地域で家族とともに安心して暮らし続ける環境づくりを進めたことを評価したいと思います。

最後に、下水道事業会計についてです。下水道整備については、外郭環状道路の整備等により整備区域が限られ、遅れてきた背景がありましたが、道路整備が進捗した後もそれほど普及が進んでおらず、令和3年度の下水道普及率は前年度から0.9%の微増にとどまる76.8%と、近隣市に比べ、かなり低い状況にありますので、対象となっている地域については早急に整備を進め、普及率の向上を目指すよう強く強く要望させていただきます。

また、今定例会において、下水道使用料を改定するための条例の改正案が提案されています。公営企業として独立採算を目指した経営を行うため、受益者負担の適正化を図ることは必要なことであり、現下の情勢を踏まえ軽減措置を講じるなど、一定の配慮がなされている点は評価はしていますが、使用料改定が市民の負担増となる

ことは確かですので、今後も物価等の経済動向に注視していただき、必要に応じて適切な対応を図るなど、市民生活への配慮を怠らないよう要望させていただきます。

以上、令和3年度の市川市一般会計、特別会計、公営企業会計決算につきまして、評価や要望等を申し上げてまいりました。令和3年度単年度の決算につきましては、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響下にあったものの、財政の弾力性を示す経常収支比率は前年度よりマイナス0.3ポイント減の90.5%、また、公債費負担比率についてはマイナス0.6ポイント減の6.5%とそれぞれ改善し、さらに財政調整基金残高は約23億円増加し約261億円となるなど、総合的に各種財政指標はおおむね良好であることがうかがえ、本市の財政は健全な状態にあると確認したところであります。

しかしながら、いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症や、ロシアのウクライナ侵攻などに伴う世界的な原材料・物価高騰、急激な円安の影響などが本市の財政に対してどのような影響を及ぼしていくか不明な中に加え、少子高齢化などにより伸び続ける社会保障関連経費への対応など、多くの不安要素が存在しています。また、クリーンセンターの建て替えをはじめとする老朽化した数多くの公共施設の改修や更新が控えており、普通建設事業費や公債費もそれに比例して増加していくものと見込まれております。さらに社会経済情勢の変化により、市民の市政に対して求めるニーズも多種多様となり、新たな行政需要も増えていくことが見込まれます。

これらを踏まえ、今後の財政運営に当たり、私は3点ほど大切な視点を申し上げたいと思います。1点目は、新たな財源を含めた歳入の確保に努めること、2点目は、事務の効率化と事業の見直しを行い、新たな取組を進めるための財源捻出に努めること、3点目は、優先順位により事業の取捨選択を行い、効率的かつ効果的な予算配分を行うこととなります。田中市長におかれましては、歳入に見合った歳出を念頭に、新規事業の実施には財源の確保をセットで考えていただき、持続可能な財政運営を行っていただきますよう強く強く要望させていただきます。よろしくをお願いします。

令和3年度決算の認定に対する賛成の討論とさせていただきます。どうか議員各位におかれましては、本決算の認定に御賛同賜りますようお願い申し上げ、私の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○松永修巳議長 以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本決算は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第2議案第31号令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第31号令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億4,197万2,000円の増額を行い、予算総額を1,766億9,013万4,000円

とするものです。

今回、追加で提案する補正予算は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する支援として、国が閣議決定した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に必要な経費について、新たに計上するものであります。歳出予算の主な内容としましては、第2款総務費では、当該給付の支給に必要なデータ作成等委託や事務用機器賃借に係る経費の追加について、第3款民生費では、給付金及びその他の事業費について、それぞれ計上するものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金を充て、収支の均衡を図ったものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○松永修巳議長 これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際、議案第31号令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）は総務委員会及び健康福祉委員会に付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

---

午後3時10分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第31号令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）を日程に追加し、直ちに議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

健康福祉委員長、石原みさ子議員。

〔石原みさ子健康福祉委員長登壇〕

○石原みさ子健康福祉委員長 ただいま議題となりました議案第31号令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）のうち健康福祉委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

議案第31号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、第3款民生費第1項社会福祉費第9目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費において、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等をそれぞれ新たに計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、「本給付金の対象となっている4万8,000世帯の内訳はどのようになっているのか。また、家計急変世帯とはどのようなものか」との質疑に対し、「内訳については、住民税非課税世帯が3万9,700世帯、令和4年1月2日以降に転入した者を含む世帯が4,400世帯、令和3年の収入を申告していない者を含む世帯が3,600世帯、家計急変世帯が200世帯、DVにより避難している者や児童、高齢者など措置入所をしている100世帯と見込んでいる。また、家計急変世帯とは、これまで住民税課税世帯であったものの、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響で予期せず家計が急変し、直近の収入減少により住民税非課税世帯相当とみなされた世帯のことである」との答弁がなされました。

また、「今回の給付金は、本市が対象となる世帯に対して確認書を送付する、いわゆるプッシュ型の給付金であるが、対象となる4万8,000世帯全てに確認書を送付するのか」との質疑に対し、「まず4万8,000世帯のうち、住民税非課税世帯である約3万9,700世帯には確認書を送付する。そのほかの転入者や令和3年の収入の未

申告者を含む世帯については、他の自治体に照会をかけるなどして対象を絞っていき、対象となると思われる世帯に対しては案内文を送付することを考えている。また、家計急変世帯については自己申請となる」との答弁がなされました。

また、「本確認書を送付後、返答のない世帯には市としてどのような対応をするのか」との質疑に対し、「返答がない世帯に対しては、3か月の申請期間のうち、2か月が経過した12月下旬頃に催促の文書を送付する予定である。なお、この文書に対しても返答のない場合には給付金を辞退したものとみなすものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、総務委員長、久保川隆志議員。

[久保川隆志総務委員長登壇]

○久保川隆志総務委員長 ただいま議題となっております議案第31号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては第2款総務費第1項総務管理費第12目情報システム費において、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る給付管理データ作成等委託料及び事務用機器賃借料を新たに計上し、歳入においては第14款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金において、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金を新たに計上したものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第2款総務費第1項総務管理費第12目情報システム費、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付管理データ作成等委託料について、「本委託の内容はどのようなものか。また、委託する事業者は決まっているのか」との質疑に対し、「本委託は、本市が管理する住民記録システム及び市民税システムから非課税世帯のデータを抽出し、給付台帳を作成するほか、振込データの作成支援等を行うものである。また、委託先については、当該システムの運用保守を行っている事業者との随意契約を考えている」との答弁がなされました。

また、「随意契約を行うとのことだが、公共サービスの競争性を確保するという、国の方針と矛盾しないのか」との質疑に対し、「競争性の確保については情報システムの管理運営上の課題と考えているが、本委託については、既に運用を開始しているシステムからデータ抽出を行う業務となっており、当該システムを熟知している運用保守業者でなければ行うことができないことから随意契約を行うものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、健康福祉委員会の審査の結果を確認の上、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○松永修巳議長 日程第3発議第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてから日程第6発議第8号路地状敷地における大規模共同住宅の建築制限に係る県条例の改正を求める意見書の提出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって原案のとおり可決されました。

これより発議第6号国における2023年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第7号女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第8号路地状敷地における大規模共同住宅の建築制限に係る県条例の改正を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

○松永修巳議長 日程第7発議第9号市川市長に対し鈴木雅斗議員を刑事告発するよう求める決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木雅斗議員の退席を求めます。

[鈴木雅斗議員退席]

○松永修巳議長 提出者から提案理由の説明を求めます。

中山幸紀議員。

[中山幸紀議員登壇]

○中山幸紀議員 会派自由民主党の中山幸紀です。提案理由の説明を行います。

市川市長に対し鈴木雅斗議員を刑事告発するよう求める決議。

去る令和4年4月10日の閉庁日、鈴木雅斗議員は、会派緑風会第1——当時——に所属していたにもかかわらず、会派自由民主党所属議員であるかのごとく振る舞って守衛を欺き、警備員をして第1庁舎6階にある同会派の控室を解錠させ、誰の許可も何の権限もなく室内を撮影するという前代未聞の行為を行った。鈴木雅斗議員の行為は市長の庁舎管理権を侵害するだけでなく、建造物侵入罪などの刑法犯に触れる可能性が高く、本市議会、ひいては本市の行政運営に対する市民の信頼を大きく損なわせたものであったことはもはや周知の事実である。

また鈴木議員は、控室に入ると犯罪になると自ら発言し、罪の意識を持ちながら警備員を巧みに操り、自らの手を汚さず悪事を働いていたことが財政部長の答弁から明らかになっているが、警備員の方に対し優越的地位を悪用し、無用に犯罪的行為に巻き込んだ点は何よりも悪質で許し難い。

いずれにしても、一刻も早い真相の究明と事件の解決こそ喫緊の課題であるが、鈴木議員は真相究明のために松永修巳議長が求めた面談の申入れを、合理的な理由がないにもかかわらず2度も拒絶したばかりか、会派自由民主党の控室等に掲示された投書は自らに対する環境型セクハラに当たるとする文書を提出し反論を試みるなど、反省するどころか、あたかも本件の責任が会派自由民主党にあると言わんばかりの態度を示し続けている。そこで、こうした経緯を重く受け止めた本市議会が6月10日、7月12日、9月12日の3度にわたり議員辞職勧告決議案を可決したが、鈴木議員はこれら議決の重みを一顧だにせず、現在に至るまで議員の職に居座り続けており、真相の究明と事件の解決にはなお程遠い状況にあると言わざるを得ない。

さらに言えば、鈴木議員は、同年6月11日には議員辞職勧告の弁明なる動画をユーチューブに投稿し、もし僕のやった行為が犯罪であるならば、しかるべき捜査と裁判を受けたい。それは当事者——市川市長のことです——が告発していただき、僕がもしも有罪であるならば、それは非道な行為をしたということで、有罪という見込みが出た段階でバッジを外させていただきます。また、正規の法で裁いてほしいなどと、田中甲市長に対しても刑事告発を求める無用な挑発行為を展開しており、動画を閲覧した市民からも、鈴木議員のたかをくくって完全に開き直ったかのような態度に憤りの声が上がっている。本市議会の一部には、いまだ比較的若い年齢にある鈴木議員の更生に期待する立場から、鈴木議員の心からの反省と、そのあかしとして、自ら潔く直ちに議員辞職することと引換えに、市長が鈴木議員を刑事告発する事態だけは何としても避けたいと願う声があったのも事実である。しかしながら、このような状況に至ってしまった以上、もはや鈴木議員自ら本件の真相を明らかにし、出处進退を決断するには遅きに失していることから、真相の究明と事件の解決を司直の手に委ね、法に基づく厳正な措置を求めるほかにないと判断せざるを得ない。

よって、本市議会は、甚だ遺憾ではあるが、市川市長に対し、市川市として鈴木雅斗議員を刑事告発するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

○松永修巳議長 これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第9号市川市長に対し鈴木雅斗議員を刑事告発するよう求める決議についてを採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

鈴木雅斗議員に対する除斥を解除いたします。

〔鈴木雅斗議員入場〕

○松永修巳議長 お諮りいたします。ただいま意見書案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 日程第8、委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 日程第9 委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年9月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後3時32分閉議・閉会

令和4年9月7日

市議会議長

松 永 修 巳 様

総務委員長 久保川 隆 志

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第12号	市川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	可 決	原案妥当
議案第13号	市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第14号	市川市職員退職手当支給条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第15号	市川市手数料条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第21号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第27号	損害賠償請求事件の和解について	可 決	原案妥当
議案第28号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について	可 決	原案妥当
議案第30号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当

令和4年9月7日

市議会議長

松 永 修 巳 様

健康福祉委員長 石 原 みさ子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第21号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第22号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可 決	原案妥当
議案第24号	市川市立養護老人ホームいこい荘南東側斜面地整備工事請負契約について	可 決	原案妥当
議案第26号	債務不存在確認調停事件の和解について	可 決	原案妥当
議案第30号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当

令和4年9月7日

市議会議長

松 永 修 巳 様

環境文教委員長 宮 本 均

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第20号	市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第21号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
請願第4－3号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願	採 択	願意妥当
請願第4－4号	「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願	採 択	願意妥当

令和4年9月7日

市議会議長

松 永 修 巳 様

建設経済委員長 大久保 たかし

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第16号	市川市下水道条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第17号	市川市道路占用料条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第18号	市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第19号	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第21号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第23号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第2号）	可 決	原案妥当
議案第25号	損害賠償請求事件の和解について	可 決	原案妥当

令和4年9月14日

市議会議長

松永修巳様

決算審査特別委員長 稲葉健二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
認定第1号	令和3年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について	認定	妥当

令和4年9月30日

市議会議長

松永修巳様

総務委員長 久保川 隆 志

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第31号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当

令和4年9月30日

市議会議長

松永修巳様

健康福祉委員長 石原みさ子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第31号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当

閉会中継続審査申し出書

(令和4年9月定例会)

○環境文教委員会

請願第4-1号

携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○行徳臨海部に関連する特別委員会

行徳臨海部に関連する問題に関する調査・検討について

○中核市移行に関する特別委員会

中核市移行に関する調査・検討について

## 閉会中継続調査申し出書

### ○総務委員会

- 1 国際交流について
- 2 人事管理について
- 3 男女共同参画について
- 4 総合計画について
- 5 行政改革について
- 6 行政組織について
- 7 広報広聴について
- 8 財政運営について
- 9 契約及び工事検査について
- 10 情報政策について
- 11 ボランティア支援事業について
- 12 消防行政及び危機管理対策について
- 13 他の常任委員会の所管に属さない事項について

### ○環境文教委員会

- 1 文化振興について
- 2 スポーツ振興について
- 3 環境保全、公害対策について
- 4 ごみ対策について
- 5 し尿処理対策について
- 6 学校施設及び管理について
- 7 教育振興対策について
- 8 生涯学習について
- 9 保健体育について

### ○議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

### ○健康福祉委員会

- 1 保健・医療・福祉行政について
- 2 高齢者支援について
- 3 介護保険事業について
- 4 児童福祉対策について
- 5 母子（父子）福祉対策について
- 6 心身障がい者（児）福祉対策について
- 7 生活保護について
- 8 霊園、斎場について
- 9 国民健康保険事業について

### ○建設経済委員会

- 1 商工業行政について
- 2 労働対策について
- 3 農水産行政について
- 4 観光行政について
- 5 都市計画事業について
- 6 建築物に係る紛争の調整等について
- 7 建築行政について
- 8 土地区画整理事業について
- 9 都市再開発事業について
- 10 住宅行政について
- 11 交通安全対策について
- 12 一般土木事業について
- 13 河川対策について
- 14 下水道事業について
- 15 みどりの保全及び推進事業について

会議録署名議員

市川市議会議長 松 永 修 巳

市川市議会副議長 大 場 諭

市川市議会議員 石 原 たかゆき

” 松 永 鉄 兵

令和4年6月市川市議会定例会会議録正誤表

正 誤 箇 所	正	誤
本 文 111 ページ 19 行目	育児参加制度といたしましては、	育児参加制度といたしとしては、
” 150 ” 30 ”	日本共産党 清水みな子議員、 廣田徳子議員 自由民主党 細田伸一議員	緑風会 石原みさ子議員、 青山ひろかず議員 無所属の会 越川雅史議員

令和4年7月市川市議会臨時会会議録正誤表

正 誤 箇 所	正	誤
本 文 5 ページ 27 行目	4月22日	7月22日